# 生物多様性国家戦略 2023-2030

*The National Biodiversity Strategy and Action Plan of Japan 2023-2030*

## ネイチャーポジティブ実現に向けたロードマップ

# 生物多様性国家戦略 2023－2030

## ～ネイチャーポジティブ実現に向けたロードマップ～

令和５年３月３１日閣議決定

（図表・付録を除く）

# 「生物多様性国家戦略2023-2030」の構成

## 第1部：戦略

### 第1章　生物多様性・生態系サービスの現状と課題

**世界の現状と動向**：損失の直接要因と背景にある間接要因、生態系の確保・回復と自然を活かした解決策による統合的解決、自然資本管理・生物多様性保全のビジネス化

**我が国の現状と動向**：4つの危機、根本要因としての非主流化

**生物多様性国家戦略で取り組むべき課題**：取り組むべき課題の観点（①世界目標への対応、②世界と日本のつながりの中での課題、③国内での課題）と、**具体的課題**

### 第2章　本戦略の目指す姿（2050年以降）

- **2050年ビジョン「自然と共生する社会」**

『2050年までに、生物多様性が評価され、保全され、回復され、賢明に利用され、生態系サービスが維持され、健全な地球が維持され、全ての人々にとって不可欠な利益がもたらされる』

### 第3章　2030年に向けた目標

- **2030年ミッション「ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現」**

5つの基本戦略と40の個別目標を設定

15の状態目標（あるべき姿）・25の行動目標（なすべき行動）

### 第4章　本戦略を効果的に実施するための基盤・仕組み

- 実施に向けた基本的考え方
- 進捗状況の評価及び点検：国際枠組のレビューメカニズムへの対応
- 多様な主体による取組の進捗状況の把握
- 各主体に期待される役割と連携

| ① 生態系の健全性の回復 | ② 自然を活用した社会課題の解決 | ③ ネイチャーポジティブ経済の実現 | ④ 生活・消費活動における生物多様性の価値の認識と行動（一人一人の行動変容） | ⑤ 生物多様性に係る取組を支える基盤整備と国際連携の推進 |
|---|---|---|---|---|
| 状態目標（3つ）<br>生態系の健全性の回復、種の絶滅リスクの低減、遺伝的多様性の維持 | 状態目標（3つ）<br>生態系サービスの向上、気候変動対策による生態系影響減、鳥獣被害の緩和 | 状態目標（3つ）<br>ESG投融資の推進等、負の影響の低減等、持続可能な農林水産業 | 状態目標（3つ）<br>自然重視の価値観形成、消費行動における配慮、保全活動への積極的な参加 | 状態目標（3つ）<br>情報基盤の整備等、生物多様性資金の確保、途上国支援能力構築等 |
| 行動目標（6つ）<br>陸と海の30%以上保全、劣化地の30%以上再生、汚染削減・外来種防止、気候変動影響の最小化、希少種保護・状況改善、遺伝的多様性保全 | 行動目標（5つ）<br>生態系機能の可視化、自然活用地域づくり、気候変動関連自然再生、再エネ導入時の配慮、鳥獣との軋轢緩和 | 行動目標（4つ）<br>企業の情報開示、貢献技術・サービス支援、遺伝資源ABS、環境保全型農林水産業 | 行動目標（5つ）<br>環境教育の推進、ふれあい機会の提供等、自主的行動変容促進、消費行動・選択肢提示、地域保全再生活動促進 | 行動目標（5つ）<br>学術研究・基礎調査等、データ活用の人材育成、地域戦略等策定支援、資源動員の強化、知見活かした国際協力 |

## 第2部：行動計画

| 第1章 生態系の健全性の回復 | 第2章 自然を活用した社会課題の解決 | 第3章 ネイチャーポジティブ経済の実現 | 第4章 生活・消費活動における生物多様性の価値の認識と行動（一人一人の行動変容） | 第5章 生物多様性に係る取組を支える基盤整備と国際連携の推進 |
|---|---|---|---|---|
| 施策<br>国立公園やOECM等：17<br>自然再生等：35<br>汚染・外来種対策等：46<br>気候変動影響評価等：2<br>レッドリスト・希少種等：9<br>遺伝資源収集・保全等：6 | 施策<br>ECO-DRR等：8<br>地域循環共生圏等：30<br>気候変動緩和策等：11<br>バードストライク等：4<br>鳥獣被害防止対策等：15 | 施策<br>企業の情報開示等：6<br>ビジネス取組支援等：4<br>ABS指針の推進等：3<br>有機農業の推進等：29 | 施策<br>環境教育の推進等：8<br>ふれあい機会提供等：15<br>行動変容の促進等：5<br>食ロス削減・食育等：7<br>伝統文化配慮OECM等：7 | 施策<br>基礎調査等：29<br>科学的情報の共有等：22<br>地域戦略策定推進等：5<br>資源動員の強化等：6<br>生物多様性日本基金等：38 |

ビジョンから関連施策まで一気通貫

## 附属書

| 30by30 ロードマップ | 生物多様性及び生態系サービスの重要性の解説 | 自然共生社会における国土のグランドデザイン |
|---|---|---|

# 「生物多様性国家戦略2023-2030」の概要

## 第1部：戦略

### 世界の現状と動向
損失の直接要因と背景にある間接要因、生態系の確保・回復と自然を活かした解決策による統合的解決、自然資本管理・生物多様性保全のビジネス化

### 我が国の現状と動向
4つの危機、根本要因としての非主流化

### 生物多様性国家戦略で取り組むべき課題：取り組むべき課題の観点
①世界目標への対応
②世界と日本のつながりの中での課題
③国内での課題

### 具体的課題

### 2050年ビジョン

「自然と共生する社会」の実現

### 2030年ミッション

「ネイチャーポジティブ：自然再興」の実現

#### 5つの基本戦略

**1. 生態系の健全性の回復**
- 場の保全・再生（30by30目標等）
- 利用・管理における負荷軽減
- 野生生物保全

**2. 自然を活用した社会課題の解決**
- 自然を活かした地域づくり
- NbSによる気候変動対策とのシナジー最大化・トレードオフ最小化
- 鳥獣管理

**3. ネイチャーポジティブ経済の実現**
- リスクや機会の評価
- 情報開示
- ファイナンス
- 持続可能な農林水産業

**4. 生活・消費活動における生物多様性の価値の認識と行動**
- 理解増進
- 人材育成
- 消費活動における行動変容
- 保全行動の促進

**5. 生物多様性に係る取組を支える基盤整備と国際連携の推進**
- 情報基盤整備
- 空間計画
- 国際連携

## 第2部：行動計画

・367の具体的施策　　・272の数値目標

# 目　　次


生物多様性国家戦略 2023-2030 の構成・概要

本戦略の背景 ..... 1

第１部　戦略 ..... 5

第１章　生物多様性・生態系サービスの現状と課題 ..... 6
第１節　世界の現状と動向 ..... 6
第２節　我が国の現状と動向 ..... 14
第３節　生物多様性国家戦略で取り組むべき課題 ..... 26

第２章　本戦略の目指す姿（2050 年以降） ..... 28
第１節　自然共生社会の理念 ..... 28
第２節　目指すべき自然共生社会像（長期目標としての 2050 年ビジョン） ..... 28

第３章　2030 年に向けた目標 ..... 30
第１節　2050 年ビジョンの達成に向けた短期目標（2030 年ミッション） ..... 30
第２節　五つの基本戦略と個別目標 ..... 34
基本戦略１ ..... 34
基本戦略２ ..... 38
基本戦略３ ..... 41
基本戦略４ ..... 44
基本戦略５ ..... 48

第４章　本戦略を効果的に実施するための基盤・仕組み ..... 55
第１節　実施に向けた基本的考え方 ..... 55
第２節　進捗状況の評価及び点検 ..... 58
第３節　多様な主体による取組の進捗状況の把握のための仕組み ..... 61
第４節　各主体に期待される役割と連携 ..... 62

第２部　行動計画 ..... 70

第１章　生態系の健全性の回復 ..... 72
行動目標１－１　陸域及び海域の 30%以上を保護地域及び OECM により保全するとともに、それら地域の管理の有効性を強化する ..... 72
行動目標１－２　土地利用及び海域利用による生物多様性への負荷を軽減することで生態系の劣化を防ぐとともに、既に劣化した生態系の 30%以上の再生を進め、生態系ネットワーク形成に資する施策を実施する ..... 77
行動目標１－３　汚染の削減（生物多様性への影響を減らすことを目的として排出の管理を行い、環境容量を考慮した適正な水準とする）や、侵略的外来種による負の影響の防止・削減（侵略的外来種の定着率を 50%削減等）に資する施策を実施する ..... 82
行動目標１－４　気候変動による生物多様性に対する負の影響を最小化する ..... 89
行動目標１－５　希少野生動植物の法令に基づく保護を実施するとともに、野生生物の生息・生育状況を改善するための取組を進める ..... 90
行動目標１－６　遺伝的多様性の保全等を考慮した施策を実施する ..... 92

第２章　自然を活用した社会課題の解決 ..... 94
行動目標２－１　生態系が有する機能の可視化や、一層の活用を推進する ..... 94
行動目標２－２　森・里・川・海のつながりや地域の伝統文化の存続に配慮しつつ自然を活かした地域づくりを推進する ..... 96
行動目標２－３　気候変動緩和・適応にも貢献する自然再生を推進するとともに、吸収源対策・温室効果ガス排出削減の観点から現状以上の生態系の保全と活用を進める ..... 102
行動目標２－４　再生可能エネルギー導入における生物多様性への配慮を推進する ..... 104
行動目標２－５　野生鳥獣との軋轢緩和に向けた取組を強化する ..... 105

第３章　ネイチャーポジティブ経済の実現 . . 109
行動目標３－１　企業による生物多様性への依存度・影響の定量的評価、現状分析、科学に基づく目標設定、情報開示を促すとともに、金融機関・投資家による投融資を推進する基盤を整備し、投融資の観点から生物多様性を保全・回復する活動を推進する . . . . . 109
行動目標３－２　生物多様性保全に貢献する技術・サービスに対する支援を進める . . . . 111
行動目標３－３　遺伝資源の利用に伴う ABS を実施する . . . . . 112
行動目標３－４　みどりの食料システム戦略に掲げる化学農薬使用量（リスク換算）の低減や化学肥料使用量の低減、有機農業の推進などを含め、持続可能な環境保全型の農林水産業を拡大させる . . 113

第４章　生活・消費活動における生物多様性の価値の認識と行動（一人一人の行動変容）. . . . . 118
行動目標４－１　学校等における生物多様性に関する環境教育を推進する . . . . . 118
行動目標４－２　日常的に自然とふれあう機会を提供することで、自然の恩恵や自然と人との関わりなど様々な知識の習得や関心の醸成、人としての豊かな成長を図るとともに、人と動物の適切な関係についての考え方を普及させる . . 120
行動目標４－３　国民に積極的かつ自主的な行動変容を促す . . . . . 122
行動目標４－４　食品ロスの半減及びその他の物質の廃棄を減少させることを含め、生物多様性に配慮した消費行動を促すため、生物多様性に配慮した選択肢を周知啓発するとともに、選択の機会を増加させ、インセンティブを提示する124
行動目標４－５　伝統文化や地域知・伝統知も活用しつつ地域における自然環境を保全・再生する活動を促進する . . . . . 126

第５章　生物多様性に係る取組を支える基盤整備と国際連携の推進 . . . . . 128
行動目標５－１　生物多様性と社会経済の統合や自然資本の国民勘定への統合を含めた関連分野における学術研究を推進するとともに、強固な体制に基づく長期的な基礎調査・モニタリング等を実施する . . . . . 128
行動目標５－２　効果的かつ効率的な生物多様性保全の推進、適正な政策立案や意思決定、活動への市民参加の促進を図るため、データの発信や活用に係る人材の育成やツールの提供を行う . . . . . 133
行動目標５－３　生物多様性地域戦略を含め、多様な主体の参画の下で統合的な取組を進めるための計画策定支援を強化する136
行動目標５－４　生物多様性に有害なインセンティブの特定・見直しの検討を含め、資源動員の強化に向けた取組を行う . . . 138
行動目標５－５　我が国の知見を活かした国際協力を進める . . . . . 139

附属書　30by30 ロードマップと本戦略の背景にある基礎的情報. . . . . 147
１　30by30 ロードマップ . . . . . 148
２　生物多様性及び生態系サービスの重要性の解説. . . . . 163
３　「自然共生社会における国土のグランドデザイン」 . . . . . 170

## 付　録

※閣議決定の対象外


生物多様性国家戦略の策定経緯..... 182
生物多様性国家戦略 2023-2030 の策定経緯..... 183
パブリックコメントの実施結果について..... 184
答申時の中央環境審議会自然環境部会・生物多様性国家戦略小委員会委員名簿..... 185
生物多様性関連年表 ..... 186
生物多様性に関する主な法律の概要..... 190
生物多様性に関する主な計画の概要..... 197
生物多様性基本法の概要..... 199
生物多様性基本法 ..... 200
生物多様性に関する主な国際的組織・プログラム .. 204
生物多様性条約の概要 ..... 206
生物の多様性に関する条約..... 207
生物多様性条約締約国会議の流れ..... 218
生物多様性条約第 15 回締約国会議（COP15）第二部の概要..... 219
昆明・モントリオール生物多様性枠組（環境省仮訳）..... 220
カルタヘナ議定書と名古屋・クアラルンプール補足議定書の概要 ..... 228
カルタヘナ議定書 ..... 229
名古屋・クアラルンプール補足議定書（環境省仮訳）..... 240
名古屋議定書の概要 ..... 243
名古屋議定書 ..... 244
生物多様性国家戦略 2023-2030 用語集..... 253


## （本文挿入の図表）

※閣議決定の対象外


地球の限界（プラネタリーバウンダリー） ..... 2
生物多様性の損失を引き起こす直接要因と間接要因による世界的な自然劣化の例..... 6
移行が必要な８つの分野..... 8
今後 10 年間で最も深刻な世界規模のリスクは何ですか？..... 11
昆明・モントリオール生物多様性枠組の概要..... 13
生物多様性の状態の評価..... 16
生態系サービスの状態の評価 ..... 17
生物多様性の損失の例..... 18
生態系サービスのうち供給サービスの劣化の例..... 18
気候変動による生態系への影響の例 ..... 19
第１の危機の例..... 20
第２の危機の例..... 21
第４の危機の例..... 22
生物多様性の損失要因の関係性 ..... 24
ネイチャーポジティブの概念図 ..... 30
「2030 年ネイチャーポジティブ」を実現した世界観 . 31
５つの基本戦略と 2030 年ネイチャーポジティブ..... 33
基本戦略１における目標のイメージ ..... 37
基本戦略２における目標のイメージ ..... 40
基本戦略３における目標のイメージ ..... 43
基本戦略４における目標のイメージ ..... 47
基本戦略５における目標のイメージ ..... 50
生物多様性地域戦略策定済み自治体 ..... 51
生物多様性の損失要因と本戦略の行動目標の関係性.. 53
新枠組と本戦略の国別目標との対応表 ..... 54
本戦略の点検・評価イメージ ..... 60
協調をはかる関係計画の例..... 60
生物多様性自治体ネットワーク構成自治体 ..... 64
各主体に期待される役割の一覧表 ..... 67

# 本戦略の背景

【持続可能な世界の構築に向けた潮流】

・ 地球の持続可能性を確保することは、人類の生存にとって最優先の課題である。誰一人取り残すことなく、地球規模課題に統合的に取り組むための世界的な目標である持続可能な開発目標（SDGs）、そして2050年生物多様性ビジョン「自然と共生する世界」の達成には、安定した社会資本とそれに支えられた人的資本の確保が欠かせないが、それらは全て自然資本を土台として成立している。すなわち、自然資本は人間の安全保障の根幹といえる。しかし、この自然資本の安定性を生物多様性の損失と気候危機という二つの危機が揺るがしている。人間の活動が地球システムに及ぼす影響を客観的に評価する方法の一例である「地球の限界（プラネタリーバウンダリー）[1]」は、この二つの危機に関する指標を含め、人類が生存し続けるための基盤となる地球環境の状況は限界に達している面もあると指摘している。

地球の限界（プラネタリーバウンダリー）

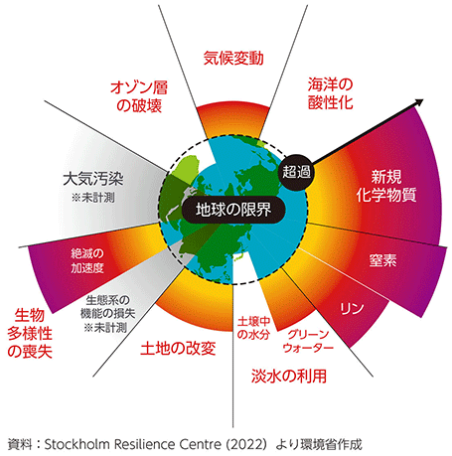


資料：Stockholm Resilience Centre (2022) より環境省作成

出典：令和5年版環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書（2023年）

・ 生物多様性と気候変動への世界的な取組は、1992年にブラジルのリオデジャネイロで開かれた国連環境開発会議（地球サミット）に合わせて採択され「双子の条約」とも呼ばれる生物の多様性に関する条約（以下「生物多様性条約」という。）と気候変動に関する国際連合枠組条約（以下「国連気候変動枠組条約」という。）の下で進められてきた。生物多様性の損失と気候危機の二つの世界的な課題は、現象の観点でもそれらへの対応策の観点でも正負の両面から相互に影響しあう関係にあり、一体的に取り組む必要がある。

・ さらに、2020年以降、世界は新型コロナウイルス感染症のパンデミックという危機に直面している。新興感染症の根本的な発生要因は、都市化を始めとする自然の改変とも深く関わると指摘されており、パンデミックの根本的な要因は、生物多様性の損失と気候危機の二つの危機を引き起こす地球環境の変化と同じである。

・ 人間の活動によりもたらされるこれらの世界的な危機への対処には、人間の活動の在り方を変えるほかに手立てはない。すなわち、社会の価値観と行動の表れとしての社会経済活動による自然資本への過度の負荷を減らし、我々の社会の土台たる健全な自然環境を維持・回復させる必要がある。健全な自然環境は、生態系が有する多様な機能を十分に発揮し、気候変動対策を含む様々な社会課題の解決に貢献する（「自然を活用した解決策（NbS）[2]」）。このような取組を世界に先駆けて我が国が進めていくことは、経済活動における自然資本の持続可能な利用が強く求められることが必然となりつつある国際的な潮流の下で、我が国の国際競争力を高めることにつながる。そのためにも、経済成長のみを豊かさの尺度とする価値観から脱し、包括的な豊かさを追求する新しい価値観に基づく社会へと根本的に変革する必要がある。

【我が国の置かれた状況】

・ 近年我が国では本格的な少子高齢化・人口減少社会を迎えており、特に地方においては農林業者の減少等により里地里山の管理の担い手が不足し資源が十分に活用されないことが、国内の生物多様性の損失の要因の一つになっている。同時に、海外の資源に

[1] 地球の限界は、人間が地球システムの機能に9種類の変化（①生物圏の一体性（生態系と生物多様性の破壊）、②気候変動、③海洋酸性化、④土地利用変化、⑤持続可能でない淡水利用、⑥生物地球化学的循環の妨げ（窒素とリンの生物圏への流入）、⑦大気エアロゾルの変化、⑧新規化学物質による汚染、⑨成層圏オゾンの破壊）を引き起こしており、地球システムの安定性を保つことのできる範囲（プラネタリーバウンダリー）を超えて人間が活動を拡大すると、回復不可能な変化が引き起こされるとする。

[2] Nature-based Solutions。健全な自然生態系が有する機能を活かして社会課題の解決を図る取組。

依存することで海外の生物多様性の損失にも影響を与えている。すなわち、本来活かすべき身近な自然資本を劣化させながら、その変化を感じ取りづらい遠く離れた地の自然資本をも劣化させている。資源利用の問題は、生物多様性や気候変動への影響だけでなく人権侵害のリスクとも関わっており、持続可能で責任ある調達を行う観点からも国内資源を有効に活用することが求められる。また、地域の森林・農地の管理や鳥獣管理の担い手が減少・高齢化すること等で鳥獣被害が深刻化し、地域の持続可能性を脅かしている。さらに、我が国は世界第６位の広さの排他的経済水域（EEZ）を有する海洋国家であり、水産資源を将来にわたって持続可能に利用する仕組みを構築することも重要となる。

・ 人口減少などの課題に直面している状況は、我が国が世界に先駆けて自然資本を守り活かす社会へと転換していくチャンスでもあり、その転換の先には明るい未来として、持続可能で自然と共生する社会像が描ける。例えば、自立・分散型でできる限り地上資源を活用した災害にも強い適応力のある地域づくりを行うことで、化石燃料や鉱物資源からなる地下資源への依存度を下げることができる。これは同時に、脱炭素社会や循環型社会の構築にも貢献する。また、他国の自然資本への依存度を下げることで、地球規模での生物多様性への影響の軽減につながるとともに、我が国の生存基盤を確保する観点から、安全保障にも資することとなる。これらにより各地域がその特性を活かした強みを発揮しつつ互いに支えあう「地域循環共生圏」の構築が進む。さらに、東日本大震災や大規模な豪雨災害等の教訓を活かし、社会の強靱性（レジリエンス）を高めていくことにつながる。生物多様性は、これまでの地史や進化の歴史等を反映したかけがえのないものであり、このような取組により我が国における多様な生物の生息・生育環境を守り将来世代に引き継ぐことは、今を生きる我々の責任である。こうした新しい社会に向けた取組の成功例が増えつつあり、そのような動きを広く展開していくことで、理想を現実のものにすることができる。

・ 持続可能な社会への転換のために、経済発展と社会課題の解決の両立に関わる様々な議論、例えば「新しい資本主義」、「デジタル田園都市国家構想」、「Society 5.0」、「地域循環共生圏」などの動きを捉えて、統合的に取り組むことが重要である。自然資本を守り活用することは、これらの動きが目指す社会像の実現に向けた土台を提供し、それぞれの社会像における持続可能性の観点を強化する。

・ 気候変動対策について我が国は、「2050 年カーボンニュートラル」の目標の下で、2030 年度に温室効果ガスを 2013 年度から 46%削減し、さらに 50%の高みを目指して挑戦を続けることを宣言している。生物多様性においても、世界目標である昆明・モントリオール生物多様性枠組を踏まえ、我が国における 2050 年の「自然と共生する社会」に向けて、2030 年までの新たな目標を掲げることが求められている。これら二つの持続可能性のための目標を、相反させずに、同時に達成しなければならない。そのためには、再生可能エネルギーの導入は自然環境と共生するものであることが大前提であり、自然環境の保全に支障をきたす形での再生可能エネルギーの導入を防ぎつつ、自然の機能も活かした緩和・適応策も最大限導入し、地域と共生する形での気候変動対策を進めなければならない。

【生物多様性国家戦略の位置づけと役割】

・ 生物多様性国家戦略は、生物多様性条約第６条に基づき締約国が策定する戦略である。我が国においては、2008 年に生物多様性基本法（平成 20 年法律第 58 号）が施行されて以降、同法第 11 条に基づき政府が策定する生物多様性の保全と持続可能な利用に関する基本的な計画としても位置づけられている。また、環境基本計画やその他関連する計画を踏まえて策定される生物多様性に関する最も基本となる戦略である。さらに、湿地に係る記載は、特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約（以下「ラムサール条約」という。）が締約国に策定を要請している「国家湿地政策」として位置づけている。

・ 生物多様性国家戦略 2012-2020 は、愛知目標の達成に向けた我が国のロードマップとして、また、自然の恵みを供給する地方とその恩恵を受ける都市との間で支え合う「自然共生圏」の考え方などの自然共生社会に向けた方向性を示すために策定された。自

然共生圏の考え方は、第五次環境基本計画において環境・経済・社会の統合的向上に向けて打ち出された「地域循環共生圏」の基礎となった。本戦略では、この方向性をさらに発展させていく必要がある。

- 本戦略は、愛知目標やこれまでの国家戦略の実施から得られた経験や教訓を踏まえ、昆明・モントリオール生物多様性枠組の達成に向けて必要な事項、世界と我が国のつながりの中での課題、国内での課題を踏まえ、我が国において取り組むべき事項を掲げるものである。

- 本戦略は、生物多様性分野において新たに目指すべき目標として、自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させる「2030 年ネイチャーポジティブ」を掲げ、その実現のためのロードマップとして策定した。「2030 年ネイチャーポジティブ」は政府の取組だけでは達成できない。本戦略では、「2030 年ネイチャーポジティブ」を達成するために、2030 年までに陸と海の 30%以上を健全な生態系として効果的に保全する「30by30 目標」を含め、自然資本を守り活用するための行動を全ての国民と実行していくための戦略と行動計画を具体的に示した。

- 本戦略は 2030 年度を目標とするが、2031 年度以降においても、「昆明・モントリオール生物多様性枠組」に次ぐ 2031 年以降の世界目標が策定され、それを受けた次期生物多様性国家戦略が策定されるまでの間は、生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた我が国の基本戦略として、引き続き本戦略に基づき関係施策を進めていくこととする。

- 本戦略は２部構成とし、第 1 部において生物多様性・生態系サービスの現状及び課題並びに「2030 年ネイチャーポジティブ」に向けた基本的な考え方及び目標を記載する。また、第２部においては、第１部で掲げる行動目標の達成に向け、2030 年度までに取り組む施策を記載する。このほか、附属書においては、30by30 目標を達成するための行程と具体策を示した「30by30 ロードマップ」、本戦略の推進に当たっての基礎的な情報である「生物多様性の重要性」、及び「国土のグランドデザイン」を掲載する。

# 第１部
# 戦　　略

# 第 1 章
# 生物多様性・生態系サービスの現状と課題

## 第１節　世界の現状と動向

### 1　現状と要因

豊かな生物多様性に支えられた生態系は、人間が生存するために欠かせない安全な水や食料の安定的な供給に寄与するとともに、暮らしの安心・安全を支え、さらには地域独自の文化を育む基盤となる恵みをもたらし、人間の福利に貢献している。こうした自然の恵みによって我々の生活は物質的には豊かになった一方、人間活動により、世界的に生物多様性と生態系サービスが悪化し続けている。2019 年に生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学-政策プラットフォーム（IPBES）により公表された「生物多様性と生態系サービスに関する地球規模評価報告書」によれば、地球上のほとんどの場所で自然が大きく改変されており、例えば、世界の陸地の 75%は著しく改変され、海洋の 66%は複数の人為的な要因の影響下にあり、1700 年以降湿地の 85%以上が消失した。また、調査されているほぼ全ての動物、植物の約 25%の種の絶滅が危惧されているなど、過去 50 年の間、人類史上かつてない速度で地球全体の自然が変化していること、このままでは生物多様性の損失を止めることができず、持続可能な社会は実現できないことが指摘されている。

同報告書では、このような生物多様性の損失を引き起こす直接的な要因を、影響が大きい順に①陸と海の利用の変化、②生物の直接的採取、③気候変動、④汚染、⑤外来種の侵入、と特定し、気候変動による影響も大きな要因として掲げられている。こうした直接的な要因は、

**生物多様性の損失を引き起こす直接要因と間接要因による世界的な自然劣化の例**

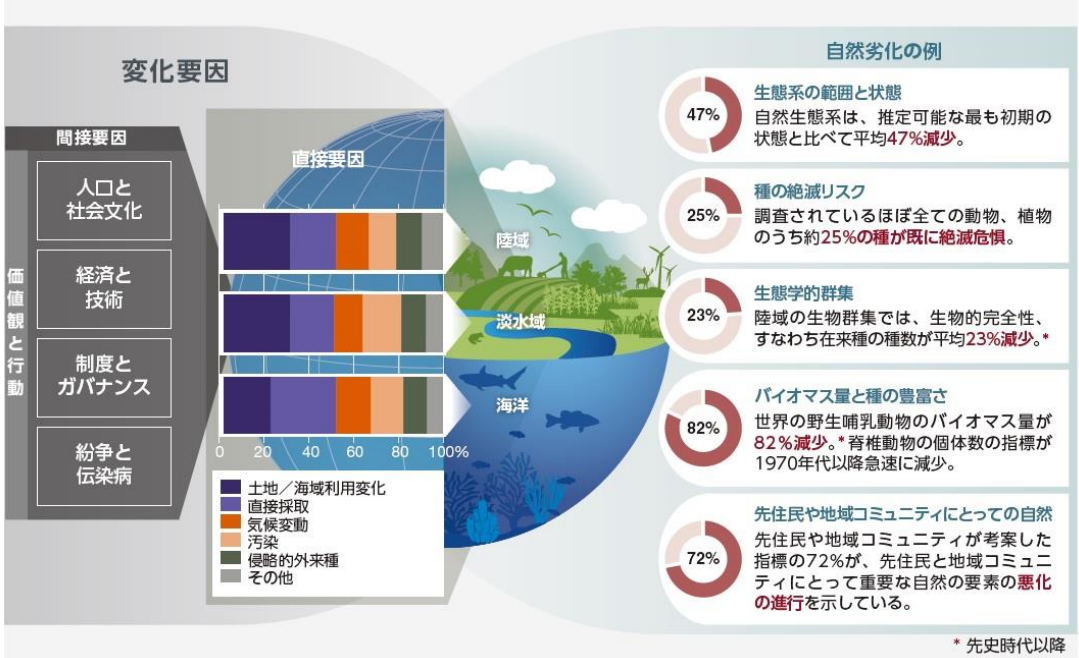


図 SPM. 2 **生物多様性減少を明示する、直接的または間接的な変化要因による世界的な自然劣化の例。**

直接要因（土地 / 海域利用変化、生物の直接採取、気候変動、汚染、侵略的外来種）[8] は、背景にあるさまざまな社会的な原因[9] によって引き起こされる。このような原因には、人口（人口動態など）、社会文化（消費パターンなど）、経済（貿易など）、技術、制度、ガバナンス、紛争と伝染病などが含まれる。これらは間接要因[10]と呼ばれ、社会的な価値観や行動様式に規定される。帯グラフは、2005 年以降に発表された全世界の論文の体系的レビューから推定した、直接要因が世界の陸域、淡水域、海洋の自然（上から下へ）に与える影響を表す。土地 / 海洋利用変化と直接採取が世界の陸域、淡水域、海洋への影響の半分以上を占めるが、文脈によって、いずれの要因も支配的な場合がある {2.2.6}。円グラフは、異なる時間尺度の中で人間が自然の特定の側面に与えた悪影響の大きさを、指標の全世界の総合分析に基づいて示している {2.2.5、2.2.7}。

出典：IPBES 生物多様性と生態系サービスに関する地球規模評価報告書　政策決定者向け要約（2019 年）

急速な人口増加や持続不可能な生産･消費とこれらを助長する技術開発といった間接的な要因によって引き起こされており、直接的･間接的な要因は過去 50 年で増大しているとされる。

さらに、同報告書では、自然劣化の直接的・間接的な要因を大幅に減少させ、生物多様性の損失を止め、回復させるためには、経済、社会、政治、技術全てにおける横断的な「社会変革（transformative change)」が必要と指摘された。

このような世界的な生物多様性と生態系サービスの劣化の状況を踏まえ、今後も自然を損なうことなく自然の恵みを継続的に享受していくためには、国立公園や外来種対策等の従前からの自然環境保全に取り組むことに加え、社会や一人一人の価値観や行動を変え、社会経済全体を変革していく必要があるとの認識が国際的に広まりつつある。

## 2　これまでの取組と昆明・モントリオール生物多様性枠組に関する動向

### （1）愛知目標の評価と「自然と共生する世界」（2050 年ビジョン）に向けた移行

#### ①　愛知目標の評価

2010 年に愛知県名古屋市で開催された生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）において、2020 年までの生物多様性に関する初めての包括的な世界目標である「愛知目標」が採択された。しかしながら 2020 年９月に公表された地球規模生物多様性概況第５版（GBO5）によると、世界全体では愛知目標の 20 の目標の内､六つの目標が部分的に達成されたものの、完全に達成された目標は無いとされた。この要因として、愛知目標に応じて各国が設定した国別目標の内容や目標レベルが、全般的に愛知目標の達成には不十分であったことが指摘された。

#### ②　移行（トランジション）

また、GBO5 においては、生物多様性は「今までどおり」のシナリオでは損失し続けると予測する一方で、生態系の保全と回復の強化、汚染や侵略的外来種及び乱獲に対する行動といったこれまでの自然環境保全の取組に加え､食料のより持続可能な生産や、消費と廃棄物の削減といった様々な分野に連携して取り組めば、低下を止めて反転させ、2030 年以降には生物多様性の純増加につながる可能性があることを指摘している。

そして、2050 年ビジョン「自然と共生する世界」を達成するためには､広範な人間活動にわたって「今までどおり」から脱却し、とりわけ八つの分野（①土地と森林、②持続可能な淡水、③持続可能な漁業と海洋、④持続可能な農業、⑤持続可能な食料システム、⑥都市とインフラ、⑦持続可能な気候行動、⑧生物多様性を含んだワンヘルス）において移行（transition)が必要であることが提示されている。

様々な国際枠組における議論や報告書等においても、生物多様性との関係性が特に深い以下の分野との統合的な対応の必要性が指摘されており、これらは GBO5 で提示された移行が必要な八つの分野とも深く関係している。

#### １）気候変動

前述の IPBES 地球規模評価報告書において、気候変動は､過去 50 年間の地球全体の自然の変化をもたらした直接的要因のうち３番目に大きな要因であることが指摘され､2022 年２月に公表された IPCC 第６次評価報告書第２作業部会報告書においては、人為起源の気候変動が自然と人間に広範囲にわたる悪影響を及ぼしており、一部の生態系は適応の限界に達していると評価されるなど、気候変動自体が生物多様性に対する大きな影響とリスクをもたらすと認識されている｡同報告書では､生態系を活用した適応策（EbA）が気候変動による人々や生物多様性、生態系サービスへのリスクを低減することも指摘された。また同報告書は、地球規模での生物多様性及び生態系サービスの強靱性（レジリエンス）を維持できるかは、地球の陸域､淡水及び海洋の約 30～50%の効果的かつ衡平な保全に依存していると示唆している。

一方で、森林や湿地を始めとする自然由来の緩和ポテンシャルは、パリ協定の２℃目標の達成のために 2030 年までに必要な二酸化炭素緩和策の約３分の１を有し、費用対効果が高いことが指摘されており、自然は気候変動対策に貢献できるポテンシャルがある。

## 移行が必要な８つの分野

**図22.3　本概況で調べた、人間の活動と、人間の福利と、自然の間のインターフェースの8つの側面における移行。これらの間の関連性の一部を示している。貢献と依存の両方のつながりについては、以下の各移行のセクションで説明する。**

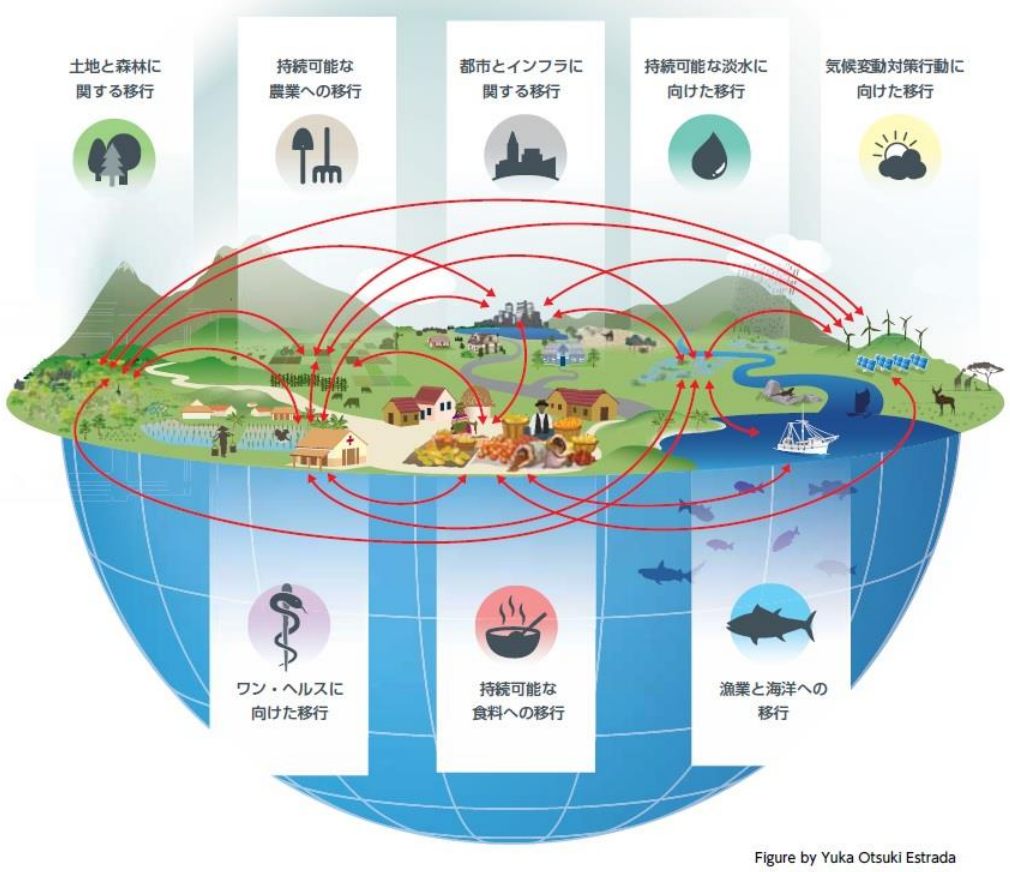


出典：地球規模生物多様性概要第5版（2020 年）

2021 年６月に公表された「生物多様性と気候変動に関する IPBES-IPCC 合同ワークショップ報告書」では、気候変動緩和・適応のみに焦点を絞った対策は、自然や自然の恵みに直接的・間接的な悪影響を及ぼす可能性があること、生物多様性の保全と回復に焦点を絞った対策は、気候変動緩和に大きく貢献することが多いものの、その効果は生物多様性と気候変動の両方を考慮した対策に劣る可能性があることを指摘している。このため、生物多様性、気候変動と社会の間の相互作用を明確に考慮した政策決定が必要であり、これによりコベネフィットを最大化し、トレードオフや人と自然の双方に有害な影響を最小化できるとしている。また、生物多様性条約において、リスク管理の観点から、気候変動への対処として工学的な手法で気候に介入するジオエンジニアリングについて、その生物多様性への影響の検討が進められてきた。

こうした中、2021 年 10～11 月に開催された国連気候変動枠組条約第 26 回締約国会議（COP26）においては、気候変動対策に加え、生態系サービス維持のために、森林、生物多様性、持続可能な土地利用が果たす重要かつ相互に依存した役割を強調しつつ、2030 年までに森林の消失と土地の劣化を食い止め、さらにその状況を好転させるとした「森林・土地利用に関するグラスゴー・リーダーズ宣言」が発表され、我が国を含む 140 以上の国・地域が署名した。また、2022 年 11 月に開催

された第 27 回締約国会議（COP27）における「シャルム・エル・シェイク実施計画」においては、気候変動の緩和・適応策に生態系の保護・保全・再生が果たす役割の重要性が指摘された。

このように、気候変動対策と生物多様性保全との関係を強調する動きがある。

### 2）食料生産

次に食料生産との関係がある。GBO5 が指摘した移行が必要な八つの分野の半数が農林水産業に関連する分野であり、また、2019 年８月に公表された IPCC 土地関係特別報告書[3]によると、農林業・その他土地利用からの温室効果ガス排出量は、世界全体の人為起源の排出量全体の 23%を占めるなど、気候変動にも深く関連する分野である。IPBES 地球規模評価報告書は、遺伝的多様性を含む多様性の消失は、多くの農業システムの害虫、病原体、気候変動などの脅威に対する強靱性（レジリエンス）を損ない、世界の食料安全保障にとって重大な脅威になると指摘しており、安定的な食料生産の観点からも、生物多様性を維持・回復させることが欠かせない。

2016 年に公表された IPBES「花粉媒介者、花粉媒介及び食料生産に関するテーマ別評価報告書」では、世界の主要作物種の４分の３以上が花粉媒介者に依存している中、北西ヨーロッパ及び北米におけるデータによると野生花粉媒介者の種数及び特定種の個体数が減少傾向にあることや、花粉媒介者の個体数や多様性等を脅かす直接的要因として土地利用変化、集約的農業管理、農薬の使用、環境汚染、侵略的外来種、病原体、気候変動等が指摘されている。漁業に関しては、2018 年に公表された IPBES「生物多様性と生態系サービスに関する地域評価報告書：アジア・オセアニア地域」では、持続不可能な漁業がこのまま続くと、2048 年までに水産資源が枯渇する可能性があると指摘されており、国際連合食糧農業機関（FAO）が 2022 年に公表した「世界漁業・養殖業白書 2022 年版」では、乱獲や汚染により世界の漁業資源は減少を続けており、持続可能な水準にある漁業資源の割合は 64.6%まで減少したとされた。さらに、2021 年９月に開催された国連食料システムサミットにおいては、食料生産が最大で 80%の生物多様性の損失の要因となっているとし、人々の栄養、健康、幸福に貢献し、自然の回復及び保護に貢献し、気候に中立で、地域状況に適応し、人間らしい仕事と包摂的な経済力を提供する形態の、人口増加に対応可能な持続可能な食料システムが必要であることが指摘されている。

また、EAT ランセット委員会は、地球に不可逆的かつ急激な環境変化を与えず、ヒトの健康に配慮した食事として「プラネタリーヘルスダイエット」も提唱し、植物性由来食品を中心とした食生活への移行を推奨している。

### 3）新興感染症・ワンヘルス

新型コロナウイルス感染症の世界的な流行は、改めて新興感染症と生物多様性との関係に焦点を当てた。2020 年 10 月に公表された IPBES「パンデミックと生物多様性ワークショップ報告書」では、1960 年以降に報告された新興感染症の 30%以上は森林減少、野生動物の生息地への人間の居住、穀物や家畜生産の増加、都市化等の土地利用の変化がその発生要因となっており、パンデミックの根本的な要因は、生物多様性の損失と気候危機を引き起こす地球環境の変化と同じであることを指摘している。こうした中で、人間の健康、動物の健康、環境の健全性はどれが欠けても成立せずこれらの達成に統合的に取り組むことを提案するワンヘルス・アプローチを生物多様性を含む形で拡張し、統合的なアプローチによって農地生態系や都市生態系を含む生態系や野生生物の利用などを管理して、動物の健康・福祉や健全な生態系と人間の健康を推進することも唱えられている。2021 年の G7 コーンウォール・サミットでは、ワンヘルス・アプローチを強化することにより、その取組の統合を促進することが合意されている。さらに、地球の健康と人間の健康は一体であり、人間の健

[3] 「気候変動と土地：気候変動、砂漠化、土地の劣化、持続可能な土地管理、食料安全保障及び陸域生態系における温室効果ガスフラックスに関する IPCC 特別報告書」

康と文明は、豊かな自然のシステムと、その賢く責任ある管理・利用に依存するとするプラネタリー・ヘルスも注目されている。

4）海洋環境

海洋は地球の表面の７割を占め、気候を含めた地球環境の調整や、食料、エネルギー、資源等の供給源として重要な役割を担う。また、藻場・干潟等の「ブルーカーボン」(沿岸域や海洋生態系によって吸収・固定される二酸化炭素由来の炭素)による気候変動の緩和機能が注目されてきており、2019 年９月に公表された IPCC「海洋・雪氷圏特別報告書」によると、その緩和ポテンシャルは世界全体の温室効果ガス年間排出量の 0.5%に相当するとされる。一方、海洋生態系は、様々な環境の変動に対し、悪化や回復の反応が陸上に比べて速く、また年ごとの変動が大きいとされており、生物の生息・生育海域の過剰利用や破壊、温暖化や酸性化の進行、酸素濃度の低下等により急激に変化している海洋環境に関する議論も国際的に高まりを見せてきた。G7 や G20 の閣僚会合等において議論が積み上げられており、例えば 2016 年の G7 茨城・つくば科学技術大臣会合で発出された「つくばコミュニケ」では、科学的根拠に基づく海洋及び海洋資源の管理、保全及び持続可能な利用に向けた取組が掲げられた。また、2019 年に開催された G20 大阪サミットにおいて首脳間で共有され、2022 年６月現在 87 の国・地域で共有されている「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」では、2050 年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減することを目指すことが掲げられた。2017 年 12 月の国連総会で採択・宣言され、2021 年から開始した「持続可能な開発のための国連海洋科学の 10 年（2021-2030 年)」では、海洋科学の推進により、持続可能な開発目標（SDG14「海の豊かさを守ろう」等）を達成するため、2021 年から 2030 年の 10 年間に集中的に取組を実施することとしており、目指す社会的成果として、きれいな海、健全で回復力のある海、生産的な海、予測できる海、安全な海、万人が利用できる海及び心揺さぶる魅力的な海が設定された。2022 年２月にはフランスでワン・オーシャン・サミットが開催され、ハイレベルセグメントでは、海洋生態系の保護・再生、違法漁業への対処と持続可能な漁業の促進、海洋プラスチックごみ等の汚染への対処、気候変動問題の対処等について議論が交わされた。

【健全な生態系の確保・回復】

１）から３）までの気候変動、食料生産、新興感染症は、ともに土地利用の変化に深く関係するものであり、それぞれの場所において健全な生態系を確保し回復させていくことが重要となる。また、４）の海洋環境においても、IPBES 地球規模評価報告書によると、漁獲漁業に代表される生物の直接採取の影響に次いで、土地や海域の利用変化の影響が大きいとされている。2019 年の国連総会においては、世界中の生態系の劣化を予防し、食い止め、反転させるための努力を支援し、拡大させるために 2021 年から 2030 年までを「国連生態系回復の 10 年」とすることが決議された。また、2030 年までに陸と海の 30%以上を保護･保全するいわゆる「30by30 目標」が提唱され、昆明・モントリオール生物多様性枠組にも組み込まれた。

30by30 目標の達成に当たっては、自然保護を目的とした国立公園等の保護地域に加えて、それ以外の場所で生物多様性の保全に資する地域として OECM（Other Effective area-based Conservation Measures）の役割も重視されており、2018 年に開催された生物多様性条約第 14 回締約国会議（COP14）では、「保護地域以外の地理的に画定された地域で、付随する生態系の機能とサービス、適切な場合、文化的・精神的・社会経済的・その他地域関連の価値とともに、生物多様性の生息域内保全にとって肯定的な長期の成果を継続的に達成する方法で統治･管理されているもの」として、OECM の定義が決定された。この OECM は持続可能な生産活動の場を含め、より広範囲における生物多様性保全や生態系回復の動きを後押しできる可能性を有するものであり、我が国においても、民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている里地里山、企業緑地、社寺林などの区域を自

然共生サイトとして認定する制度の構築等を進めている。

【自然を活用した解決策（NbS：Nature-based Solutions)】

１）から４）までの上述のいずれの分野においても、その課題解決に当たっては自然の積極的な活用が検討されつつある。これらの社会課題の解決に自然を活用し、人間の健康と福利及び自然の恩恵を同時にもたらす「自然を活用した解決策（NbS)」は、気候変動を始め様々な分野において注目され、国連気候変動枠組条約や生物多様性条約における議論でも定着しつつある比較的新しい概念であり、2021 年の G7 気候・環境大臣会合や G20 環境大臣会合においても NbS の考え方に基づく取組を拡大していく方針が示されている。

この NbS は主目的の課題解決に加え、複数の効果をもたらすという特徴を有し、近年関心がより高まりつつある自然による癒しや人の健康への好影響等の波及効果も期待されている。NbS はこのような複数の効果をもたらす観点から費用対効果の高い施策として期待されている。「２（１）②移行（トランジション)」で述べたとおり、生物多様性の低下傾向は、自然環境保全の取組だけでは止められないことが指摘される中で、NbS を気候変動対策や持続可能な生産・消費にも活用し、生物多様性保全や自然資本の適切な管理を自然環境保全以外の取組にも組み込んでいくことは、生物多様性の損失を止め、反転させるというネイチャーポジティブにつながるものである。

さらに、後述のとおり生物多様性分野で金融を通じて企業の環境活動を促す取組が急速に広まりつつある中で、生物多様性保全や自然資本管理を金融・経済と結びつける動きが加速しており、NbS の実践等の取組を金融・経済の議論と結びつける仕組みづくりが我が国においても必要となっている。

### （２）生物多様性を保全し自然資本を守り活用する経営

近年、生物多様性の損失や自然資本の劣化が事業継続性を損なうリスク、あるいは新たなビジネスを生み出す機会として認識されつつあり、国際的には、生物多様性を脱炭素と一体的に取り組むべきビジネス課題と位置づけて事業活動に組み込んでいく動きが加速している。2021 年にイギリス財務省により公表されたダスグプタ・レビューは、生物多様性の損失を回復させることは気候変動への対応にも貢献するとした上で、経済、生計、幸福は我々にとって最も貴重な資産である自然に依存し、これらの物や恵みに対する需要は自然の供給力を大幅に上回っていることを指摘している。また、世界経済フォーラム（WEF）が発表した「グローバルリスク報告書 2022 年版」では、気候変動対策の失敗と異常気象に次いで、生物多様性の損失が、向こう 10 年のうち世界規模で最も深刻なリスク（第３位）として位置づけられた。

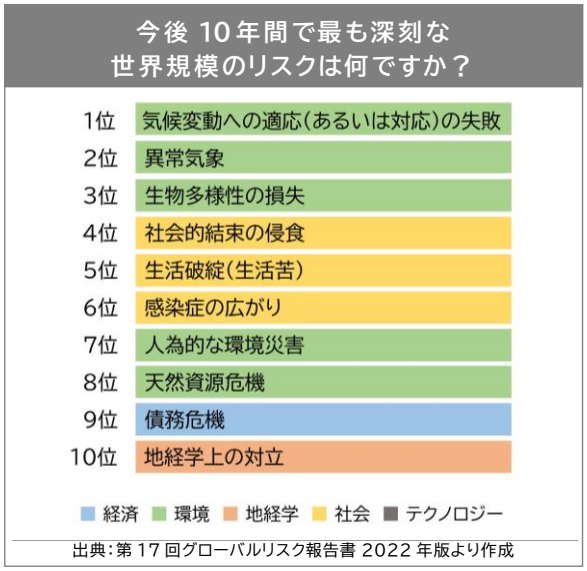

出典：第 17 回グローバルリスク報告書 2022 年版より作成

こうした中で、企業活動における自然資本及び生物多様性への影響や依存及びそれらを踏まえたリスクや機会を適切に評価した上で、目標を設定し開示するための枠組みの構築に向けた議論も行われている。温室効果ガス排出削減のための科学に整合した目標である SBT（Science Based Targets）のイニシアティブに対して、自然に関する科学に基づく目標の設定手法を開発している SBTs for Nature の取組が進んでいるほか、脱炭素分野で先行する気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD：Task force on Climate-related Financial Disclosures)に対して、2021 年には自然関連財務情報開示タスクフォース（TNFD：Task force on Nature-related Financial

Disclosures）が立ち上がり、2023 年の開示枠組の公表に向けて議論が進んでいる。

企業のあらゆる事業活動は生物多様性・自然資本に影響を与えるとともに依存しており、事業継続性の確保の観点から自然資本の持続的な利活用や生物多様性の保全をビジネスにおける一つの主要な経営課題として捉える見方は、事業会社のみならず投資家・金融機関においても高まっている。こうした動きは社会で脱炭素経営が主流化していく過程に似通っており、次の 10 年間で自然資本管理や生物多様性保全そのものがビジネスになっていくことが期待される。

### （3）昆明・モントリオール生物多様性枠組の採択に向けた動向

#### ① 採択までの道のり

愛知目標に代わる新たな世界目標である昆明・モントリオール生物多様性枠組の検討プロセスは、2018 年 11 月にエジプトのシャルム・エル・シェイクで開催された COP14 において決定され、その具体的な検討は、2019 年 1 月に愛知県名古屋市で開催されたポスト 2020 生物多様性枠組[4]アジア太平洋地域ワークショップから開始された。以降、生物多様性条約の公開作業部会(OEWG)や補助機関会合(SBSTTA、SBI)、さらには新型コロナウイルス感染症による影響を受けて COP15 が何度も延期される中で、多数のオンライン会合が開催された。

また、当該枠組の採択に向け、様々な国際的な決意やイニシアティブが表明された。2020 年９月には生物多様性を主要テーマとした初めてのサミットである「国連生物多様性サミット」が開催されるとともに、全世界の首脳級に参画を呼びかけた初めての生物多様性に関するイニシアティブとして、2030 年までに生物多様性の損失を止め、反転させるというネイチャーポジティブの考えに基づいた 10 の約束事項を掲げた「リーダーによる自然への誓約」の署名が開始され、我が国も 2021 年５月に参加を表明した。2021 年 1 月には当該枠組に 30by30 目標等の野心的な目標の位置づけを求める国々の集まりである「自然と人々のための高い野心連合（High Ambition Coalition for Nature and People)」が立ち上げられ、我が国も参加を表明した。2021 年６月に開催された G7 コーンウォール・サミットでは、首脳コミュニケの附属文書として「G7 2030 年自然協約」が合意され、G7 各国はポスト 2020 生物多様性枠組の決定に先駆けて各国で 30by30 目標に向けた取組を進めることを約束した。2021 年７月に開催された G20 環境大臣会合においては野心的で、バランスのとれた、実用的で、効果的かつ強固なポスト 2020 生物多様性枠組を実施するための努力を支持し、2021 年 10 月に開催された COP15 第一部のハイレベルセグメントにおいては、ポスト 2020 生物多様性枠組の採択に向けた決意を示す「昆明宣言」が採択された。

こうした様々な検討や議論を経て、最終的には 2022 年 12 月にカナダのモントリオールで開催された COP15 第二部において愛知目標に次ぐ新たな世界目標が「昆明・モントリオール生物多様性枠組」として採択された。

#### ② 昆明・モントリオール生物多様性枠組の概要

昆明・モントリオール生物多様性枠組では、愛知目標で掲げた「自然と共生する世界」が引き続き目指すべき 2050 年ビジョンとして掲げられるとともに、このビジョンに関係する状態目標として四つの 2050 年に向けた 2050 年グローバルゴールが新たに設定された。また、2030 年ミッションとして、2030 年までに「必要な実施手段を提供しつつ、生物多様性を保全するとともに持続可能な形で利用すること、そして遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を確保することにより、人々と地球のために自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させるための緊急の行動をとること。」といういわゆるネイチャーポジティブが掲げられ、それに向けた 23 個の 2030 年グローバルターゲットが設定されている。

23 個のグローバルターゲットは三つにグループ分けされている。一つ目のグループでは「生物多様性への脅威を減らす」として、IPBES で特定された

[4] 生物多様性条約第 15 回締約国会議（COP15）第二部で昆明・モントリオール生物多様性枠組が決定されるまで、当該枠組の仮称として「ポスト 2020 生物多様性枠組」が使用されていた。

生物多様性損失の直接的な要因に対応する八つのグローバルターゲットが掲げられている。二つ目のグループでは「持続可能な利用及び利益配分による人々のニーズを満たす」として SDGs にも関連する五つのグローバルターゲットが掲げられている。最後のグループでは「実施と主流化のためのツールと解決策」として、社会経済等の間接要因や更には社会の価値観と行動の変化を促す「社会変革」、そして新しい枠組みの実現に通じる 10 個のグローバルターゲットが設定されている。

なお、SDGs のゴール 14、15 は愛知目標を踏まえた 2020 年を目標年とするターゲットも掲げられていることから、昆明・モントリオール生物多様性枠組はこれらのターゲットを引き継ぐものとしての役割を持つとともに、上述のとおり持続可能性や社会変革に向けた目標設定も多く、SDGs の達成に貢献するものである。

また、愛知目標では、国ごとの目標設定において大幅な柔軟性を認めたことから、国別目標の積み上げや比較が十分にできなかったという反省を踏まえ、昆明・モントリオール生物多様性枠組では、23 個のグローバルターゲットのうち、８個に数値目標が設定されるとともに、グローバルゴール及びグローバルターゲットの進捗を測るヘッドライン指標が設定された。また、レビュー（評価）のメカニズムが強化されており、世界目標の達成に向けた取組の進捗状況を点検する「グローバルレビュー」の実施により、必要に応じて各国における取組と貢献を向上させることが提案され、国家戦略の改定や取組においてその提案を考慮することとしている。

このように、昆明・モントリオール生物多様性枠組は、2015 年に策定された二つの大きな目標である SDGs とパリ協定の影響を強く受け、SDGs からより社会や福利に貢献する要素を、パリ協定から目標設定やレビューメカニズムに関する知恵を受け継ぎ、より包括的な世界目標として策定されたものとなっている。

## 昆明・モントリオール生物多様性枠組の概要

**2050年ビジョン**
**自然と共生する世界**

**2050年ゴール**

**A**
・生態系の健全性、連結性、レジリエンスの維持・強化・回復。自然生態系の面積増加
・人による絶滅の阻止、絶滅率とリスクの削減。在来野生種の個体数の増加
・遺伝的多様性の維持、適応能力の保護

**B** 生物多様性が持続可能に利用され、自然の寄与（NCP）が評価・維持・強化

**C** 遺伝資源、デジタル配列情報（DSI）、遺伝資源に関連する伝統的知識の利用による利益の公正かつ衡平な配分と2050年までの大幅な増加により、生物多様性保全と持続可能な利用に貢献

**D** 年間7,000億ドルの生物多様性の資金ギャップを徐々に縮小し、枠組実施のための十分な実施手段を確保

**2030年ミッション**
**自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め、反転させるための緊急の行動をとる**

**2030年ターゲット**

**(1) 生物多様性への脅威を減らす**
1. すべての地域を参加型・統合的で生物多様性に配慮した空間計画下及び/又は効果的な管理プロセス下に置く
2. 劣化した生態系の30%の地域を効果的な回復下に置く
3. 陸と海のそれぞれ少なくとも30%を保護地域及びOECMにより保全 （30 by 30目標）
4. 絶滅リスクを大幅に減らすために緊急の管理行動を確保、人間と野生生物との軋轢を最小化
5. 乱獲を防止するなど、野生種の利用等が持続的かつ安全、合法なものにする
6. 侵略的外来種の導入率及び定着率を50%以上削減
7. 環境中に流出する過剰な栄養塩類の半減、農薬及び有害性の高い化学物質による全体的なリスクの半減、プラスチック汚染の防止・削減
8. 自然を活用した解決策/生態系を活用したアプローチ等を通じた、気候変動による生物多様性への影響の最小化

**(2) 人々のニーズを満たす**
9. 野生種の管理と利用を持続可能なものとし、人々に社会的、経済的、環境的な恩恵をもたらす
10. 農業、養殖業、漁業、林業地域が持続的に管理され、生産システムのレジリエンス及び長期的な効率性と生産性、並びに食料安全保障に貢献
11. 自然を活用した解決策/生態系を活用したアプローチを通じた、自然の寄与(NCP)の回復、維持、強化
12. 都市部における緑地・親水空間の面積、質、アクセス、便益の増加、及び生物多様性を配慮した都市計画の確保
13. 遺伝資源及びデジタル配列情報(DSI)に係る利益配分の措置をとり、アクセスと利益配分(ABS)に関する国際的取決めに従った利益配分の大幅な増加を促進

**(3)ツールと解決策**
14. 生物多様性の多様な価値を、政策・方針、規制、計画、開発プロセス、貧困撲滅戦略、戦略的環境アセスメント、環境インパクトアセスメント及び必要に応じ国民勘定に統合することを確保
15. 事業者（ビジネス）が、特に大企業や金融機関等は確実に、生物多様性に係るリスク、生物多様性への依存や影響を評価・開示し、持続可能な消費のために必要な情報を提供するための措置を講じる
16. 適切な情報により持続可能な消費の選択を可能とし、食料廃棄の半減、過剰消費の大幅な削減、廃棄物発生の大幅削減等を通じて、グローバルフットプリントを削減
17. バイオセーフティのための措置、バイオテクノロジーの取扱いおよびその利益配分のための措置を確立
18. 生物多様性に有害なインセンティブ（補助金等）の特定、及びその廃止又は改革を行い、少なくとも年間5,000億ドルを削減するとともに、生物多様性に有益なインセンティブを拡大
19. あらゆる資金源から年間2,000億ドル動員、先進国から途上国への国際資金は2025年までに年間200億ドル、2030年までに年間300億ドルまで増加
20. 能力構築及び開発並びに技術へのアクセス及び技術移転を強化
21. 最良の利用可能なデータ、情報及び知識を、意思決定者、実務家及び一般の人々が利用できるようにする
22. 女性及び女児、こども及び若者、障害者、先住民及び地域社会の生物多様性に関連する意思決定への参画を確保
23. 女性及び女児の土地及び自然資源に関する権利とあらゆるレベルで参画を認めることを含めたジェンダーに対応したアプローチを通じ、ジェンダー平等を確保

**実施支援メカニズム及び実現条件／責任と透明性（レビューメカニズム）／広報・教育・啓発・取り込み**

## 第２節　我が国の現状と動向

### １　現状と評価

#### （１）我が国の生物多様性の特徴

我が国は、ユーラシア大陸に隣接して南北に長い国土を有すること、海岸から山岳までの標高差を有すること、モンスーンの影響を受け明瞭な四季の変化のある気候条件、火山の噴火、急峻な河川の氾濫、台風等の様々なかく乱があること、海洋域は深海に至るまで様々な環境を有し、世界第６位の広さの排他的経済水域（EEZ）に大小様々な数千の島嶼を有すること等を背景に、多様な生物の生息・生育環境が広がっている。また、農林業などを通じて人の手が加えられた二次的自然が、明るい環境を好む動植物等の生息・生育地を提供してきた。我が国に生息・生育する生物種は固有種の比率が高いことが特徴で、陸生哺乳類、維管束植物の約４割、爬虫類の約６割、両生類の約８割が固有種である。

さらに、渡り鳥、ウミガメや海生哺乳類等の一部の野生動物は、アジアや北アメリカ、オーストラリア等の環太平洋諸国から国境を越えて我が国にやってきており、広域に移動する生物にとって我が国は重要な繁殖地・中継地となっている。

#### （２）現状

##### ①　生物多様性・生態系

「生物多様性及び生態系サービスの総合評価 2021（JBO3）」[5]によれば、我が国の生物多様性は、過去 50 年間損失し続けている。生態系の種類によっては損失の速度は弱まりつつあるが、全体としては現在も損失の傾向が継続している状況にある。森林、農地、都市、陸水域、沿岸・海洋、島嶼部の六つの生態系別の評価結果からは、各生態系（森林、農地、沿岸・海洋等）の構成要素の減少や生息・生育環境の変化など、生態系の規模や質の低下が現在も継続しているとともに、その環境に生息・生育する生物の種類や個体数が減少傾向にあることが明らかとなっている。

里地里山は、奥山自然地域と都市地域との中間に位置し、地域集落とそれを取り巻く二次林、それらと混在する農地、ため池、草原などで構成される地域で、我が国の生物多様性保全上重要な地域であるが、農地、水路・ため池、農用林などの利用縮小等により、里地里山を構成する野生生物の生息・生育地が減少した。また、近年では、太陽光発電施設の設置により失われた生態系の面積として、里地里山の環境が多いことが明らかになっている。

浅海域では高度経済成長期から 1980 年頃までに毎年 40 ㎢前後が埋め立てられ、干潟や砂浜を利用するシギ・チドリ類の個体数減少などが報告されている。陸水生態系では生物種の絶滅リスクが増大しており、環境省レッドリスト 2020 に掲載された脊椎動物の 50％以上が生活の全て又は一部を淡水域に依存している陸水生態系の種である。

一方で、全国の都市公園面積は 1971～2018 年の間において 5.4 倍へ大幅に増加し、瀬戸内海では 1979 年に 172 回観測された赤潮の発生回数が 2019 年には 58 回に減少するなど、都市や沿岸域等の一部の生態系では改善が見られたものもある。

##### ②　生態系サービス

JBO3 によれば、我々の暮らしは様々な自然の恵みの享受によって物質的には豊かになったが、生態系サービスは過去 50 年間、劣化傾向にある。食料や木材等の供給サービスは、その多くが過去と比較して低下している（木材の自給率は近年 1970 年代の水準まで回復している）。海外からの輸入の増加や資源量の変化等により農林水産物の生産量はピーク時より減少し、特に海面漁業の漁獲量はピーク時の 50％程度となっている。生産物の多様性も変化しており、林業で生産される樹種の多様性は過去 50 年間で約 40％減少している。

さらに、食料生産だけでなく、我々の健康や暮らしにも関わり、様々な社会課題の解決にも貢献する大気や水質の浄化などの調整サービスについても低下傾向が示されている。生態系がもたらす防災・減災サービスについては、植林した樹木の成長によって森林の表層崩壊防止サービスは向上しつつある。他方、人口減少や高齢化の影響により手入れ不足の森林においては、防災・減災等、森林の多面的機能が十分発揮されないことが指摘されている。湿原が持つ洪水調整サービス

[5] 2021 年３月　環境省生物多様性及び生態系サービスの総合評価に関する検討会

については、湿原からどのような土地利用に転換されるかによるが、湿原面積の大幅な減少により経年的には減少傾向にあると考えられる。また、地域資源の持続可能な利用と密接に関わる文化や伝統知も失われつつある。さらに、野生鳥獣による農林水産業への被害が、営農意欲の減退など、農山漁村へ深刻な影響を及ぼしているほか、ダニ媒介性感染症などの人獣共通感染症による健康へのリスクも顕在化しており、生態系による負の影響（ディスサービス）が顕著になっている。

## 生物多様性の状態の評価

| 評価項目 | | 損失と傾向 |
|---|---|---|
| 森林生態系 | 森林生態系の規模・質 | |
| | 森林生態系に生息・生育する種の個体数・分布 | |
| | 人工林の利用と管理 | |
| 農地生態系 | 農地生態系の規模・質 | |
| | 農地生態系に生息・生息する種の個体数・分布 | |
| | 農作物・家畜の多様性 | |
| 都市生態系 | 都市緑地の規模 | |
| | 都市生態系に生息・生育する種の個体数・分布 | |
| 陸水生態系 | 陸水生態系の規模・質 | |
| | 陸水生態系に生息・生育する種の個体数・分布 | |
| 沿岸・海洋生態系 | 沿岸生態系の規模・質 | |
| | 浅海域を利用する種の個体数・分布 | |
| | 有用魚種の資源の状況 | |
| 島嶼生態系 | 島嶼の固有種の個体数・分布 | |
| 生態系の連続性 | 森林生態系の連続性※注 1 | |
| | 農地生態系の連続性 | |
| | 河川・湖沼の連続性※注 2 | |

| 評価対象 | 凡例 | |
|---|---|---|
| 損失の大きさ | 弱い | |
| | 中程度 | |
| | 強い | |
| | 非常に強い | |
| 状態の傾向 | 回復 | |
| | 横ばい | |
| | 損失 | |
| | 急速な損失 | |

注 1：JBO 及び JBO2 では森林生態系で扱った。

注 2：JBO 及び JBO2 では陸水生態系で扱った。

出典：生物多様性及び生態系サービスの総合評価 2021(JBO3)（2021 年）

## 生態系サービスの状態の評価

| 評価項目 | | 評価結果 | | |
|---|---|---|---|---|
| | | 過去50年～20年の間 | 過去20年～現在の間 | オーバーユース アンダーユース※ |
| 供給サービス | 農産物 | ↓ | ↘ | アンダーユース（データより） |
| | 特用林産物 | ↗ | ↘ | アンダーユース（アンケートより） |
| | 水産物 | ↗ | ↘ | オーバーユース（データより） |
| | 淡水 | － | → | オーバーユース（アンケートより） |
| | 木材 | ↘ | ↗ | アンダーユース（データより） |
| | 原材料 | ↘ | ↘ | アンダーユース（データより） |
| 調整サービス | 気候の調節 | － | ↘ | － |
| | 大気の調節 | － | → | － |
| | 水の調節 | － | [↘] | － |
| | 土壌の調節 | → | － | － |
| | 災害の緩和 | [↗] | [→] | － |
| | 生物学的コントロール | － | [↘] | － |
| 文化的サービス | 宗教・祭り | ↓ | ↘ | － |
| | 教育 | ↘ | → | － |
| | 景観 | － | ↘ | － |
| | 伝統芸能・伝統工芸 | ↘ | ↘ | － |
| | 観光・レクリエーション | ↗ | ↘ | － |
| ディスサービス | 野生生物による直接的な被害 | － | → | － |
| | 健康へのリスク | － | － | － |

| 評価対象 | | 凡例 | |
|---|---|---|---|
| 享受している量の傾向 | 定量評価結果 | 増加 | ↑ |
| | | やや増加 | ↗ |
| | | 横ばい | → |
| | | やや減少 | ↘ |
| | | 減少 | ↓ |
| | 定量評価に用いた情報が不十分である場合 | 増加 | [↑] |
| | | やや増加 | [↗] |
| | | 横ばい | [→] |
| | | やや減少 | [↘] |
| | | 減少 | [↓] |

注：オーバーユース・アンダーユースについては、JBO2による有識者向けアンケート調査結果も踏まえて整理している。
注：視覚記号による表記に当たり捨象される要素があることに注意が必要である。
注：矢印を破線で四角囲みしてある項目は評価に用いた情報が不十分であることを示す。

出典：生物多様性及び生態系サービスの総合評価 2021（JBO3）（2021年）

## 生物多様性の損失の例

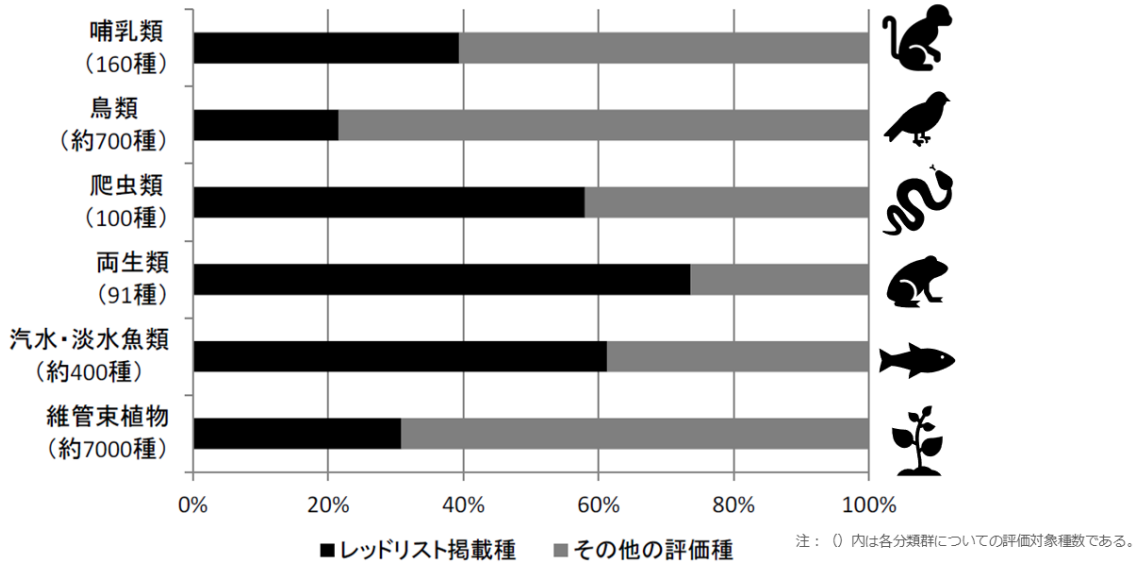


注：（）内は各分類群についての評価対象種数である。

※環境省, 2020：報道発表資料「環境省レッドリスト2020の公表について」・レッドリスト2020 掲載種数表より作成.

環境省レッドリスト評価対象種における分類群ごとの掲載種及びその他の評価種の割合

出典：生物多様性及び生態系サービスの総合評価 2021（JBO3）（2021 年）

## 生態系サービスのうち供給サービスの劣化の例

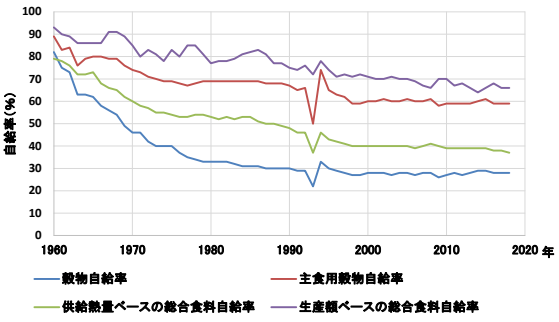


食料自給率の推移

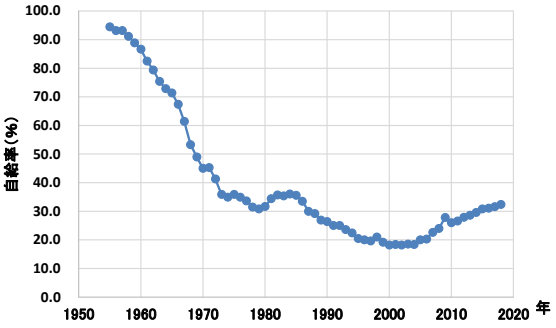


木材自給率の推移

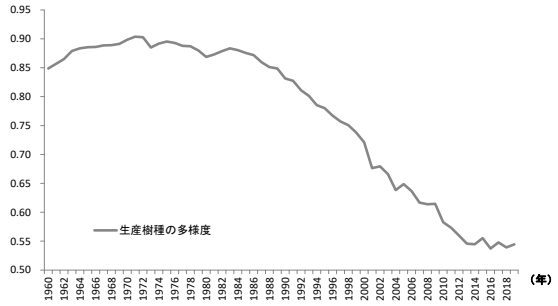


生産樹種の多様度

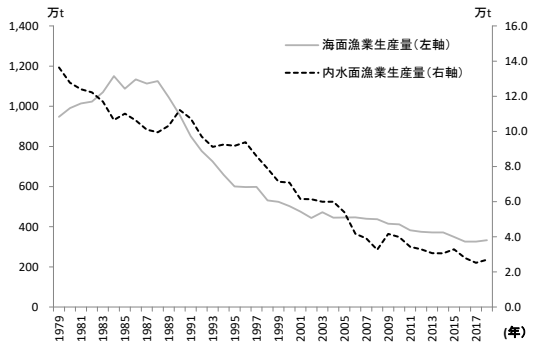


海面漁業・内水面漁業の漁獲量の推移

出典：生物多様性及び生態系サービスの総合評価 2021（JBO3）（2021 年）

（3）将来予測

我が国の生物多様性や生態系サービスの変化に関する将来予測の研究が近年進展してきた。気候変動の観点からは、陸域や海域の様々な生態系における影響が予測されている。環境省の環境研究総合推進費を活用した研究成果によると、例えば、我が国に生息するコンブ類11種のうち約６種が日本海域から消失する可能性や、サンゴ分布可能域が消失する可能性があること

**気候変動による生態系への影響の例**

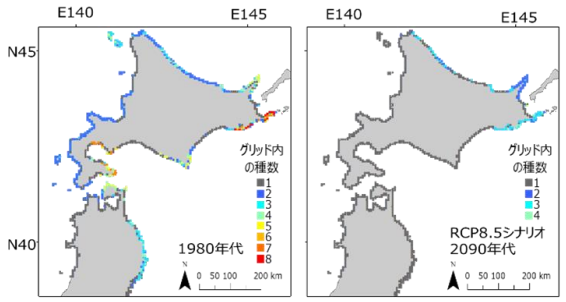


北日本におけるコンブ類の種多様性の推定結果

注:コンブの分布域が最寒月の水温に依存すると仮定した場合、RCP8.5シナリオでの2090年代の生育適地は1980年代の25%程度になると予測された。

出典:生物多様性及び生態系サービスの総合評価 2021(JBO3)(2021年)

が示唆されており、供給サービスや防災・減災に関わる調整サービス、レクリエーション等の文化的サービスに影響を及ぼす可能性がある。また、人口減少社会を迎えた我が国においては、人口分布（人口集中又は人口分散（※１））と重要視する資本の選択（人工資本活用又は自然資本活用（※２））によって、将来の生物多様性や生態系サービスの状態が大きく変わりうるとされている。例えば、自然資本・分散型社会シナリオの方が、人工資本・コンパクト型社会シナリオよりも米生産等の需要と供給のバランスがとれた地方公共団体が多くなることなどが予測されている。このことは、生物多様性を保全し、生態系サービスを持続的に享受するためには、これまでの自然環境保全を目的とした施策に加えて、日々の一人一人の行動や社会の在り方も含めた対策が必要となることを示唆している。

※1
人口集中:現在の都心部や市街地に今後、人口が更に集中する。
人口分散:今後、人口が郊外や中山間地域により分散していく。
※2
人工資本活用：人工資本（コンクリートなど）をより積極的に活用する。
自然資本活用：国内の自然資本（森林など）をより積極的に活用する。

（4）生物多様性の損失要因

我が国の生物多様性の直接的な損失要因は以下に述べる「四つの危機」に整理することができる。それらの背後には、危機をもたらす間接的な要因としての社会経済の変化があり、さらに、それら全体に社会の価値観や行動が影響を与えている。社会の価値観や行動を変えるためには、社会を構成する一人一人が生物多様性の重要性を理解し行動するとともに、企業による事業活動等に生物多様性を統合する必要がある。しかし、現状ではこれらは不十分であり、生物多様性は主流化されていない状況となっている。生物多様性の損失を止め、回復に向かわせるためには、生物多様性が直面している「四つの危機」に対処することが欠かせないが、同時にこの「四つの危機」を引き起こす社会の価値観と行動を変えなければならない。本戦略においては、これまでの社会の価値観と行動を、社会経済に内在する生物多様性の損失要因として位置づけ、対策の必要性を強調する。

①　生物多様性が直面する四つの危機

１）第１の危機（開発など人間活動による危機）

第１の危機は、開発を含む土地と海の利用の変化や乱獲といった生物の直接採取など、人が引き起こす生物多様性への負の影響である。高度経済成長期以降、急速で規模の大きな開発・改変によって、自然性の高い森林、草原、農地、湿原、干潟等の規模や質が著しく縮小した。近年では、大規模な開発・改変による生物多様性への圧力は低下しているが、過去の開発・改変により失われた生物多様性は容易に取り戻すことはできず、加えて、相対的に規模の小さい開発・改変によっても生物多様性は影響を受けている。また、気候変動緩和策は第４の危機（地球環境の変化による危機）への対策としては重要だが、再生可能エネルギー発電設備の不適正な導入に伴い生物多様性の損失が生じている場合があるとも指摘されている。さらに、鑑賞用や商業的利用による個体の乱獲、盗掘なども動植物の個体数の減少をもたらした。環境省レッドリストにおいて絶滅危惧種に選定されている種の減少要因においても、開発や捕獲・採取による影響が大きい。

## 第1の危機の例

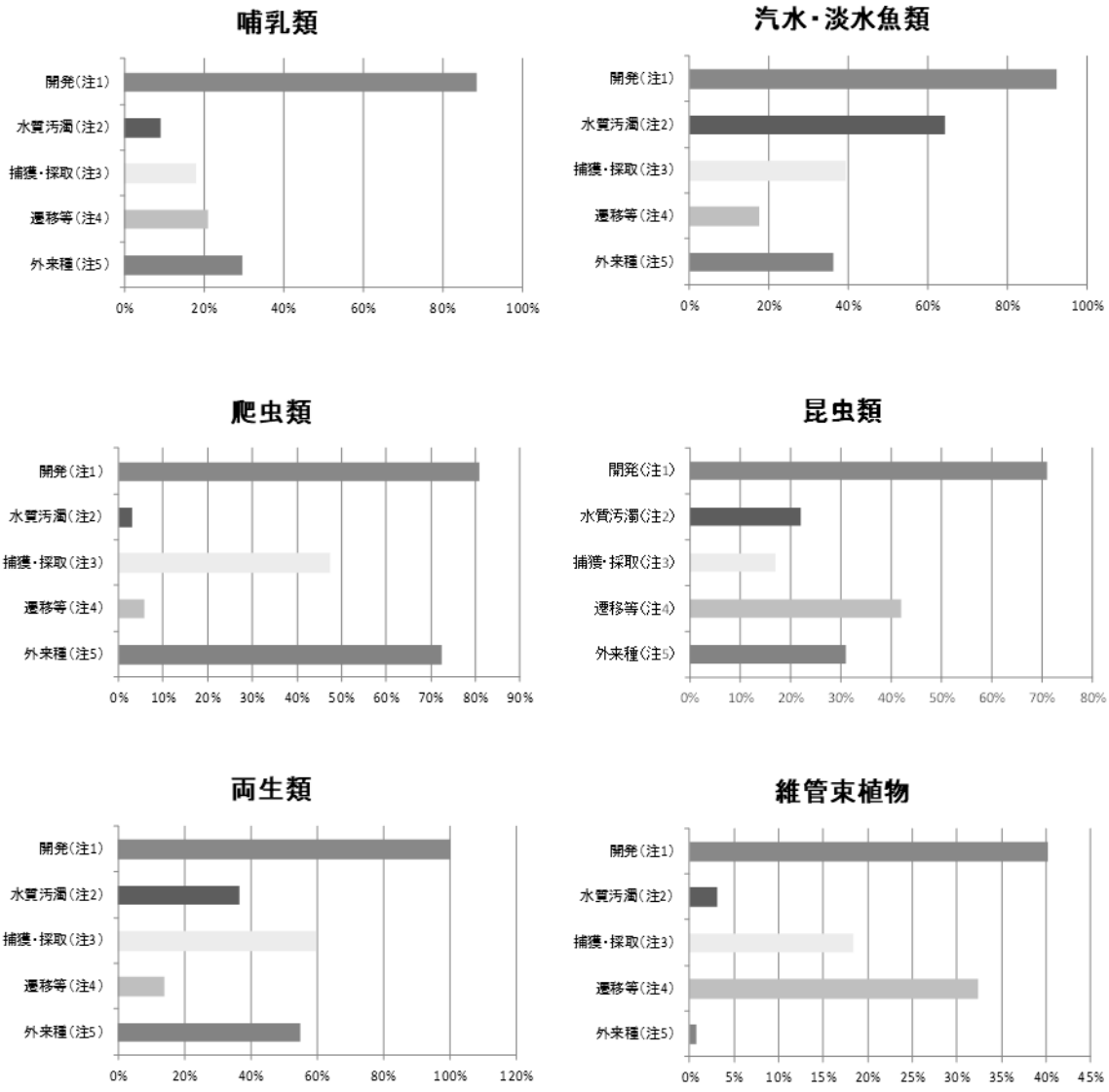


絶滅危惧種の個体数の減少要因を大きく「開発」、「水質汚濁」、「捕獲・採取」、「自然遷移」、「外来種(移入種)」に区分した。絶滅危惧種全種数うち、それが減少要因として挙げられている種の割合を示した(1種に対して複数の要因が挙げられているため合計は100%とはならない)。

注1:森林伐採、河川開発、湿地開発、草原開発、ゴルフ場、スキー場、土地造成、道路工事、ダム建設等を含む。

注2:海洋汚染、除草剤の流出、水質の悪化等を含む。

注3:駆除、狩猟過多、定置網、捕獲、乱獲等を含む。

注4:遷移進行、植生変化、洞内の環境変化、近親交配等を含む。

注5:外来種による捕食、競合、人畜共通感染症等を含む。

出典)環境省, 2014: 日本の絶滅のおそれのある野生生物－レッドデータブック－1(哺乳類), 株式会社ぎょうせい.
環境省, 2014: 日本の絶滅のおそれのある野生生物－レッドデータブック－2(鳥類), 株式会社ぎょうせい.
環境省, 2014: 日本の絶滅のおそれのある野生生物－レッドデータブック－3(爬虫類・両生類), 株式会社ぎょうせい.
環境省, 2014: 日本の絶滅のおそれのある野生生物－レッドデータブック－4(汽水・淡水魚類), 株式会社ぎょうせい.
環境省, 2014: 日本の絶滅のおそれのある野生生物－レッドデータブック－5(昆虫類), 株式会社ぎょうせい.
環境省, 2014: 日本の絶滅のおそれのある野生生物－レッドデータブック－8(植物Ⅰ), 株式会社ぎょうせい.
より作成.

生物分類群ごとの絶滅危惧種の減少要因

出典:生物多様性及び生態系サービスの総合評価 2021(JBO3)(2021年)

### 2）第２の危機（自然に対する働きかけの縮小による危機）

第２の危機は、第１の危機とは逆に、自然に対する人間の働きかけが縮小・撤退することによる生物多様性への負の影響である。里地里山の薪炭林や農用林、採草地などの二次草原等は、かつてはエネルギーや農業生産に必要な資源の供給源として日常生活や経済活動に必要なものとして維持され、同時にかく乱環境に依存する種を含めた動植物の生息・生育環境を提供するなど、その環境に特有の多様な生物を育んできた。しかし、近年では産業構造や資源利用の変化と、人口減少や高齢化による地域の活力の低下、耕作放棄された農地の発生に伴い、農地、水路・ため池、薪炭林等の里山林、採草・放牧地等の草原などで構成される里地里山の多様な環境のモザイク性の消失が懸念されている。また、森林においても、間伐等の森林整備が適切に行われないと、生物の生息・生育地としての森林の機能が低下する。2050 年には現居住地域の約２割が無居住化すると推計されているが、集落の無居住地化による土地の放棄は、例えばチョウ類の生息に負の影響をもたらす。近年では、水田やため池の消失等によってタガメやゲンゴロウ等の水生昆虫や、メダカ類などの淡水魚等かつては身近にいた水辺の生物が急激に減少している。さらに、耕作放棄された農地や利用されないまま放置された里山林などがニホンジカ、イノシシなどの生息にとって好ましい環境となることや、狩猟者の減少・高齢化で狩猟圧が低下することなどにより、これらの野生鳥獣の個体数は著しく増加してきた。近年の捕獲対策の強化により、現在は減少傾向にあるものの、分布域は依然として拡大しており、生態系への影響や農林業被害が発生している。このような状況の下、農作物被害額は現在、減少傾向にあるが、営農意欲の減退など、被害額以上に農山漁村へ深刻な影響を及ぼしている。さらに、中山間地域の自然環境や社会環境の変化、クマ類の生息分布の拡大などにより、クマ類等の市街地出没やそれに伴う人身被害が発生している。

**第２の危機の例**

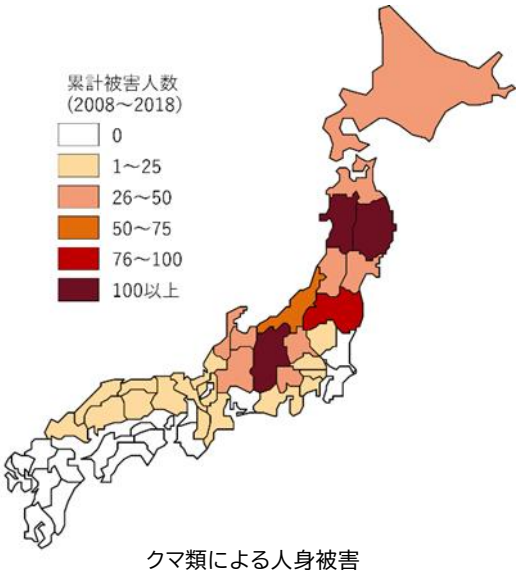


クマ類による人身被害
（2008～2018 年までの累計人数）の分布

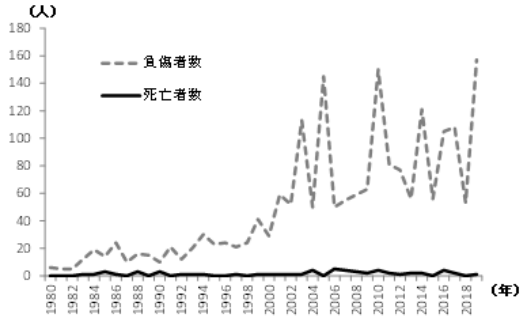


クマ類による負傷者･死亡者数の推移

出典：生物多様性及び生態系サービスの総合評価 2021(JBO3)(2021 年)

### 3）第3の危機（人間により持ち込まれたものによる危機）

第３の危機は、外来種の侵入や化学物質による汚染など、人間が近代的な生活を送るようになったことにより持ち込まれたものによる生物多様性への負の影響である。外来種については、本来の移動能力を超えて人為により意図的・非意図的に国外や国内の他の地域から導入された生物が、地域固有の生物相や生態系を改変し、絶滅危惧種を含む在来種に大きな影響を与えている。一たび国内に定着した外来種の分布拡大を抑えることは容易ではなく、例えば、生態系被害などを引き起こして問題となっているアライグマの分布は2006年から2017年で生息確認メッシュが約３倍に拡大し、ほぼ全国に広がっており、ヌートリアの分布は2002年から2017年で生息確認メッシュが約５倍に拡大している。また、近年では輸入された物品等に付着してヒアリが国内に侵入する事例が増加するなど、人の生活環境への影響の懸念も増大している。さらに、例えば緑化における輸入種子由来のヨモギやコマツナギの使用など、在来種の自然分布域内に遺伝的形質の異なる集団に由来する同種個体が人為により導入されることによる遺伝的かく乱も懸念されている。また、ペットとして飼養されていた動物の遺棄、又は災害時などに逸走することで自然界に定着し、当該地域の生態系や生物多様性に影響を及ぼすことも懸念される。

汚染については、我が国では戦後の高度経済成長期に発生した公害を踏まえてその防止のための取組が進んだ背景がある。個別には、化学物質について、20 世紀に入って急速に開発・利用が進み、生態系が多くの化学物質に長期間ばく露されるという状況が生じている。化学物質の利用は人間生活に大きな利便性をもたらしてきた一方で、中には生物への有害性を有するものや、さらに環境中に残留するものがあり、そのような化学物質の生態系への影響が指摘されている。このような問題に対応するため、農業における化学肥料の使用量や化学農薬の使用によるリスクの低減、工場・事業場排水や生活排水の適切な処理等、化学物質の環境影響の低減に向けた取組が求められる。さらに、近年ではマイクロプラスチックを含む海洋プラスチックごみによる生態系への影響が世界的に懸念されている。水域の富栄養化については、1980 年代半ばから改善傾向にあり、その影響も減少傾向にある。

### 4）第4の危機（地球環境の変化による危機）

第４の危機は、地球温暖化や降水量の変化などの気候変動、海洋の酸性化など地球環境の変化による生物多様性への負の影響である。IPCC の第６次評価報告書第２作業部会報告書では、人為起源の気候変動により、自然の気候変動の範囲を超えて、自然や人間に対して広範囲にわたる悪影響とそれに関連した損失と損害を引き起こしていると評価されている。我が国においても既に、温暖な気候に生育するタケ類（モウソウチク、マダケ）の分布の北上や、南方系チョウ類の個体数増加及び分布域の北上、海水温の上昇によるものとみられるサンゴの白化等が確認されている。今後、高山性のライチョウの生息適域の減少及び消失、ニホンジカ等の多雪地域・高標高域への分布拡大、森林構成樹種の分布や成長量の変化等、様々な生態系において更に負の影響が拡大することが予測されており、島嶼、沿岸、亜高山・高山地帯など、環境の変化に対して弱い

**第４の危機の例**

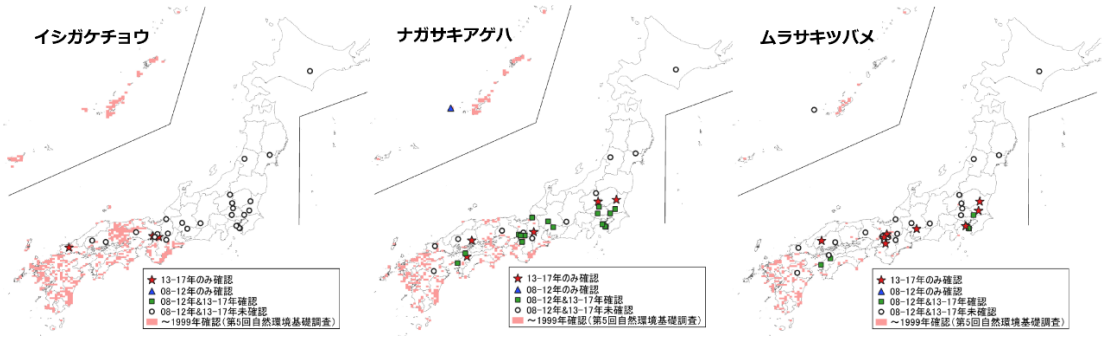


南方系チョウ類の分布域の変遷

出典：生物多様性及び生態系サービスの総合評価 2021（JBO3）（2021 年）

地域を中心に、我が国の生物多様性に深刻な負の影響が生じることは避けられないと考えられている。

② 危機の背景にある社会経済の状況

１）経済成長（主に第１の危機の背景）

戦後の高度経済成長期を含め、GDP（国内総生産）が拡大していく中で、社会資本整備が進められるなど国土の利用は大幅に変化し、交通の利便性や防災機能は大幅に向上した。その一方で、例えば、製造業の拡大に伴い臨海部や内陸部において工業地帯が造成され、沿岸部では広範囲の埋立てが進められるなど、多くの生態系が開発・改変された。現在では急激な開発が弱まっているが、新たな開発の継続や過去の開発による影響が残っている状況にある。また、経済成長に伴う大量生産・大量消費を基調とする生活は生物多様性を脅かす大きな要因となっている。

２）人口（主に第１、第２の危機の背景）

明治時代以降の人口増加に伴い、宅地面積は急激に増加し、都市的な土地利用の面積が拡大した。また、地方から都市への人口流出が進み、地方においては里地里山地域の荒廃や耕作放棄された農地の増加、都市においては家庭排水による河川・湖沼や海域での水質悪化等につながった。一方、我が国の総人口は 2008 年にピークを迎え、減少に転じた。総人口に占める過疎地域人口の割合は減少を続け、過疎地域等において無居住地化が進むと予測されおり、里地里山と人との関わりがこれまで以上に減少していくおそれがある。

３）産業構造の変化（主に第２、第３の危機の背景）

我が国の産業別の就業人口について、第一次産業は 1970 年代の約 19%から 2015 年には約４％に低下した一方で、第三次産業は約 47%から約 71%に増大する産業構造の変化が生じている。また、戦後から 1970 年代にかけて、エネルギー源が石油などの化石燃料にシフトし、薪炭が利用されなくなるとともに、化学肥料の生産量が急激に増加するなど、農山村地域における薪や落ち葉等を用いたたい肥などの生物由来の資源の利用が低下した。これらにより、人為的な管理により維持されてきた里山林や草地の管理の放棄が急激に進んだ。

４）経済・社会のグローバル化（主に第２、第３の危機の背景、他国への影響）

戦後、経済・社会のグローバル化が急速に進み、食料や木材等の自給率が低下した。これにより、国内の資源利用が減少すると同時に、海外の資源への依存とそれによる影響が増大している。また、我が国の港湾の貨物輸入量は 1960 年に約 0.9 億トンであったものが、2013 年には約 10 億トンに達するなど、物の国境を越えた移動が増大している。また、我が国は生きた動物や植物を大量に輸入している。このような経済・社会のグローバル化による人・物の出入りの急増に伴い、生物多様性に影響を与えるおそれのある生物が、意図的・非意図的問わず増加していると考えられる。資源の輸入の増加は、我が国における消費活動が他国の生物多様性に影響を与える「テレカップリング」（ある地域の消費活動と、離れた地域の自然環境との間に起こる相互作用）を生じさせている。すなわち、海外からの資源の輸入に依存することで、資源を供給する国における生物多様性の損失をもたらしており、他国における野生動植物種の絶滅のおそれの増大に影響を与えている。さらに、グローバルな人・物の動きにより、特定の地域で発生した新興感染症が国境を越えて広く国際社会全体に拡大することが懸念される。

③ 生物多様性損失の根本的な要因である、社会経済に生物多様性が主流化されていない状況

生物多様性に対して負の影響を与える社会経済の変化をもたらすものは、社会の在り方と国民全体の価値観・行動であり、生物多様性が主流化されていない状況自体が生物多様性損失の根本的な要因（危機）といえる。例えば、生活・消費活動において資源の持続可能性に配慮した選択をする行動が当然となるような社会経済の構造となっておらず、それを支える価値観も醸成されていない。内閣府による 2022 年の世論調査によると、「生物多様性」の言葉の「意味を知っていた」人は全体の 29.4%、「意味は知らないが、言葉は聞いたことがあった」人が 43.2%であり、生物多様性の認知度は上昇傾向にあるが、生物多様性国家戦略 2012-2020 で定めた目標値である 75%以上に届かず、生物多様性に関する認識や理解は、まだ十分に進んでいない状況にある。また、総務省統計局の 2021 年の社

会生活基本調査によれば、ボランティア活動としての「自然や環境を守るための活動」に参加している人の割合は３％と、2001 年の８％から減少している。近年では、自然体験をほとんどしたことがない子供や若者も増えており、更に自然との関係が希薄になっていることが懸念される。前述の内閣府世論調査において、自然に「関心がある」人は全体の 75.3%であったが、若年層ほど低い傾向があり、自然体験の減少などにより自然への関心が低くなっている可能性がある。ただし、18～29 歳の回答において生物多様性の「意味を知っていた」割合は他の年代よりも高く、学校教育等により一定の認知が広がっている可能性もある。

また、国内外の生物多様性への負荷は、食料・木材などの生物資源の直接的利用だけではなく、非生物資源の利用に伴う汚染・排出物の影響など様々な事業活動から生じている。一般社団法人日本経済団体連合会、経団連自然保護協議会及び生物多様性民間参画パートナーシップの調査によれば、経営方針等に生物多様性保全の概念を盛り込んでいる会員企業の割合は、2009 年度から 2019 年度までの 10 年間で 39%から 75%に大幅に増加している。また、本社の事業活動における生物多様性への影響の把握・分析・評価を行っている会員企業の割合は 57%に上る一方で、サプライチェーンにおいてこれらを行っている割合は 24%にとどまっている。

生物多様性の重要性や我々の暮らしとの関係性への認識が低ければ、生物に配慮した行動や意思決定にはつながらないと考えられる。こうした生物多様性が主流化されていない状況に対応していくためには、社会の価値観や行動を変えていく必要があり、まずは教育や自然体験の機会を通じて関心や理解を高めることが強く求められる。また、同時に日々の生活において生物多様性に配慮した選択を可能にするための仕組みや、事業者による持続可能な生産・調達を広げる取組が必要となる。

また、我が国が有する生物多様性の保全に資する技術や製品・サービスあるいは知見を世界に提供することにより、世界各国が抱えている各種の課題解決に、今後更に貢献していく必要がある。

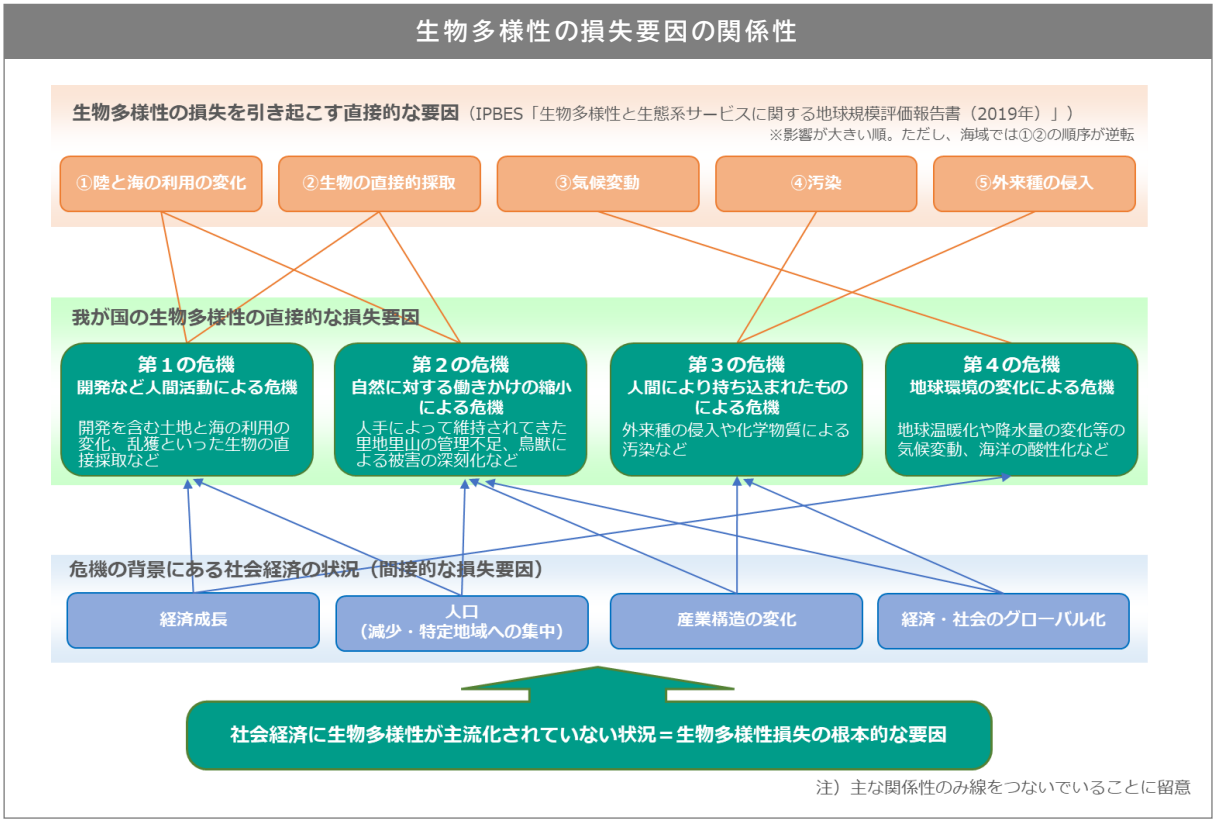

## 2　これまでの取組と生物多様性国家戦略 2012-2020 の点検結果

2021 年 1 月公表の「生物多様性国家戦略 2012-2020 の実施状況の点検結果」では、生物多様性国家戦略 2012-2020 に基づく取組に関して、国別目標の達成に向けて様々な行動が実施されたが、全ての目標が達成されたとは言えず、更なる努力が必要と評価した。さらに、生物多様性の損失を止め、2050 年を目標年とする長期目標「自然共生社会の実現」を目指すには、生物多様性の損失に間接的に影響する社会・経済的な要因やその根底にある価値観と行動に変化を引き起こすための新たな取組、そして、評価手法を含む国家戦略の構造等の改善が望まれると指摘している。なお、2020 年までの間に重点的に取り組むべき国の施策の方向性として掲げた各基本戦略の達成状況については、次のとおり評価した。

①　基本戦略 1（生物多様性を社会に浸透させる）

「多様な主体の連携の促進」など、生物多様性を社会に浸透させる取組に着実な進捗が見られたが、生物多様性を社会に浸透させたとまでは言えない。

②　基本戦略 2（地域における人と自然の関係を見直し、再構築する）

人と自然との豊かな関係を着実に作りつつあるが、地域における人と自然の関係を見直し、再構築するまでには至っていない。

③　基本戦略 3（森・里・川・海のつながりを確保する）

森、里、川、海のそれぞれの中での個別のつながりの確保に向けた取組は着実に進捗したが、森・里・川・海の全体のつながりを確保したとまでは言い切れない。

④　基本戦略 4（地球規模の視野を持って行動する）

一部数値目標の未達成などの取組の遅れが見られるが、国際的な資金メカニズム等を通じた途上国支援など、地球規模の視野を持った行動は概ねなされた。

⑤　基本戦略 5（科学的基盤を強化し、政策に結びつける）

科学的基盤の強化と政策への結びつけは概ねなされた。

JBO3 では、これまでの取組や生物多様性・生態系サービスの状況等を踏まえ、我が国の生物多様性の損失速度は過去 50 年で緩和されてきたものの損失を回復するには至っていないとされた。また、更なる取組の強化・開始が必要であり、そのためには生物多様性損失の直接的な要因を対象とした対策だけではなく、社会の在り方を変えていくための総合的な対策が重要であることが指摘された。

## 第３節　生物多様性国家戦略で取り組むべき課題

### （１）取り組むべき課題の観点

本戦略で取り組むべき課題を次の観点から整理する。

#### ①　世界目標への対応

生物多様性条約の締約国として、30by30 目標を含め、COP15 で採択された昆明・モントリオール生物多様性枠組の各目標の達成に向けた取組を国際的に連携して進める必要がある。また、生物多様性とビジネスをめぐる TNFD や SBTs for Nature といった新たな国際枠組に対応していく必要がある。

#### ②　世界と日本のつながりの中での課題

我が国での消費行動がサプライチェーンを通じて海外の生物多様性に影響を与えていることや、地球規模においては人口増加により自然資源への圧力が増大する一方で、国内においては人口減少が進んでいること等を踏まえ、我が国における自然資源の利用の在り方を見直す必要がある。また、グローバル化による国境を越えた物流の増大等による外来種の侵入等に対処する必要がある。

#### ③　国内での課題

生物多様性・生態系サービスを社会・経済活動の基盤として捉え直し、それらを活かして多様な社会課題の解決につなげる「自然を活用した解決策（NbS）」の取組を進めていく必要がある。その際、健全な生態系を確保するために、従来の保護地域による保全に加え、保護地域以外で生物多様性の保全に資する地域における取組の促進や、陸域や海域の利用を持続可能にしていく活動、里地里山の自然資源利用やゾーニング等を進めることが重要である。また、生物多様性国家戦略 2012-2020 において示したように、東日本大震災を踏まえ、恵みと脅威の両面から人と自然との関係を認識するとともに、地域の自然を活かして継続的に復興に取り組むことが重要である。さらに、我が国では人口減少や少子高齢化により自然資源の管理の担い手が減少しており、生物多様性の保全に向けた財政的な支援やデータ基盤整備を含め、多様な主体が連携して活動を効率的・効果的に実施できるよう仕組みを構築する必要がある。その際、ジェンダーや世代等により異なる多様な価値観を考慮しつつ検討を進める必要がある。加えて、生物多様性への理解・関心の低さに対処する必要がある。

### （２）具体的課題

（１）の整理を踏まえ、本戦略において取り組むべき五つの課題を掲げる。

#### ①　生態系の健全性の回復

これまでの取組により、我が国の生物多様性の損失速度は緩和されてきたが回復軌道には乗っていない。また、生物多様性が直面する四つの危機の影響は依然として大きく、今後気候変動による影響の増大等も懸念される。我々の暮らしを支える多様な機能を十分に発揮させるため、生態系の健全性を回復させることが必要である。

#### ②　自然を活用した社会課題の解決

自然環境を社会･経済･暮らしの基盤として再認識し、そこから得られる恵みを維持し回復させる必要がある。特に、我が国では、人口減少や気候変動に伴う社会課題が顕在化しており、また、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大を踏まえて、人と自然の関係の在り方や自然の活用方法が問われている。このため、人と自然の適切な距離を確保しつつ、自然を持続可能に活用し、多様な社会課題の解決を図ることが必要である。

#### ③　ネイチャーポジティブ経済の実現

生物多様性の損失は、自然資本の直接採取、土地利用の形態、有害物質の排出等の直接要因の他、持続不可能な生産･消費形態を生み出す経済システムや技術開発といった間接要因による生物多様性への負荷に対処しなければ止まらない。また、ビジネスにおける生物多様性の保全をリスクでなく機会と捉え、保全に資する技術・製品・サービスを開発・展開・選択することは、持続可能な経済活動の基盤の維持・増進につながる。持続可能なビジネスのためには、生物多様性・自然資本への配慮が不可欠であり、生物多様性・自然資本の観点を事業活動に統合させることが必要である。

#### ④　生活・消費活動における生物多様性の価値の認識と行動（一人一人の行動変容）

生物多様性の危機の根底には、その重要性に対する知

識の不足・無関心及び生物多様性の価値が統合されていない社会構造がある。自然は人類の生存・生活に不可欠な存在であり社会経済の基盤であるという価値観を社会に広く浸透させるとともに、行動を促す枠組みづくりを行い、一人一人の具体的行動につなげていくことが必要である。

⑤ 生物多様性に係る取組を支える基盤整備と国際連携の推進

生物多様性保全は、多様な主体による取組に支えられており、それらの主体による取組や連携を促す情報・技術の整備・発信や地域レベルでの計画の策定、人材育成、活動支援、法制上、財政上又は税制上の措置等が必要である。また、我が国の海外への資源依存や、国際的な物流等による我が国の生物多様性への影響の状況を踏まえ、国を越えた保全と持続可能な利用に係る協調的な取組や情報・技術の共有が必要である。

# 第 2 章
# 本戦略の目指す姿（2050 年以降）

## 第１節　自然共生社会の理念

「自然の仕組みを基礎とする真に豊かな社会をつくる」

持続可能な社会を構築するためには、自然が安定し、変化に対するしなやかさを保ち、将来にわたりその恵みを受けることができるよう、共生と循環に基づく自然の理に則った行動を選択することが重要である。また、自然資本を次の世代に受け継ぐべき資産として捉え、その価値を的確に認識して、自然資本を守り持続可能に活用する社会に変革していくことが必要である。これらを通じて、自然の仕組みを基礎とする真に豊かな社会を構築する。

## 第２節　目指すべき自然共生社会像（長期目標としての 2050 年ビジョン）

【2050 年ビジョン】

「『2050 年までに、生物多様性が評価され、保全され、回復され、賢明に利用され、生態系サービスが維持され、健全な地球が維持され、全ての人々にとって不可欠な利益がもたらされる』自然と共生する社会」を実現する。具体的には次の社会を実現する。

### ①　豊かな生物多様性に支えられた健全な生態系が確保された社会

**それぞれの地域の生物多様性や生態系が、人と自然の関係も含めた地域の特性に応じて地域ごとの知恵や技術も活かしつつ保全・再生され、次の世代に受け継がれる社会。**

そこでは、保護地域と OECM の連携した効果的なシステム等により、生物群集全体の保全の観点から生息・生育地が量的にも質的にも適切かつ十分な範囲で保全され、さらに、自然再生等により生物多様性の回復が進められている。これらにより、地域の個体群がそれぞれに保全され、遺伝的な多様性も確保され、自然災害や気候変動等の様々な変化に対してレジリエントである健全な生態系が確保され、より豊かな生物多様性の基盤となる。さらに、こうした生態系は二酸化炭素の吸収源としても適切に保全・管理されている。

### ②　自然を基盤としてその恵みを持続可能に利用する社会

**生物多様性や生態系が有する固有の価値が尊重されつつ、損失や劣化を引き起こさない持続可能な方法により生物多様性や生態系が利用される社会。また、多様で健全な生態系から生み出される自然の恵みや、自然との関わりの中で様々な恵みを引き出す知識や技術などの文化・暮らしが次の世代に受け継がれ、地域コミュニティが活性化している社会。**

そこでは、化石燃料等の再生不可能な地下資源依存から移行し、地域の自然資本を持続可能な形で利用することで、生物多様性の第２の危機が緩和されるとともに、海外も含めて持続可能な形で生産されていない資源に対する依存の比率が低下し、地球規模での持続可能な社会の構築に寄与している（テレカップリングによる負の影響の解消）。また、生態系が多様な機能を発揮することにより、気候変動緩和のための吸収源の確保や災害リスクに対する強靱性（レジリエンス）の強化に加え、観光や農林水産業などを通じた地域の活性化、健康や福利など、我が国が直面する社会課題が解決している。

### ③　生物多様性の主流化による変革がなされた社会

**生物多様性や生態系が我々の暮らしを支えていること、すなわち自然資本が社会経済の基盤であることが認識され、公共部門、民間部門、そして、一人一人の行動において、生物多様性と生態系に対する配慮が自分ごととして実行されている社会。**

そこでは、生物多様性と生態系への負荷が少ない持続可能なサプライチェーンが構築され、生態系の回復に向けた取組が社会的・経済的にも高く評価され、生物多様性の回復と事業活動の両立が確保されている。

地域における生物多様性の在り方がそれぞれの地域で合意され、保全と持続可能な利用を実現するエリアベース

の取組に地域の多様な主体が関わり、国土全体と地球規模の生物多様性を考慮した重層的なガバナンスが進められ、多様なセクターや関係する個人が適切な役割分担に基づき取組を行っている。

# 第 3 章
# 2030 年に向けた目標

## 第１節　2050 年ビジョンの達成に向けた短期目標（2030 年ミッション）

第２章第２節で掲げた 2050 年ビジョンの達成に向け、2030 年までに達成すべき短期目標（2030 年ミッション）を掲げる。

### （１）2030 年ミッション「2030 年ネイチャーポジティブ」

「2030 年までに、『ネイチャーポジティブ：自然再興』を実現する。」

本戦略において、「ネイチャーポジティブ：自然再興」とは、「自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させること」とする。「2030 年ネイチャーポジティブ」の実現に向けて、人類存続の基盤としての健全な生態系を確保し、自然の恵みを維持し回復させ、自然資本を守り活かす社会経済活動を広げるために、環境・社会・経済の統合的向上を目指す地域循環共生圏の考え方を踏まえ、これまでの生物多様性保全施策に加えて気候変動や資源循環等の様々な分野の施策と連携し、第１章第３節（２）で述べた課題に対応する以下の五つの基本戦略に沿って取り組んでいく。

ネイチャーポジティブの概念図

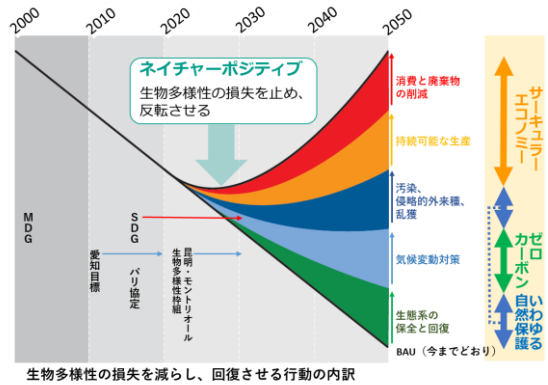


生物多様性の損失を減らし、回復させる行動の内訳

出典：地球規模生物多様性概況第 5 版（GBO5）(2020 年）を基に作成

**基本戦略１　生態系の健全性の回復**

2030 年までに陸と海の 30%以上を保全する 30by30 目標の達成に向け、保護地域に加えて OECM による保全の取組を進めるとともに、普通種を含めた生物群集全体の保全を図る。また、生産活動を含む多様な目的での陸域や海域の利用において、生物多様性への負荷軽減と質の向上を図る。これらにより、気候変動等への強靭性（レジリエンス）にも寄与する生態系の健全性を回復させる。

**基本戦略２　自然を活用した社会課題の解決**

自然の恵みを活かして気候変動緩和・適応、防災・減災、資源循環、地域経済の活性化、人獣共通感染症、健康などの多様な社会課題の解決につなげる。また、野生鳥獣との軋轢解消に向けた効果的・効率的な鳥獣管理を推進する。これらにより、人間の幸福と生物多様性保全の相乗効果をもたらす自然の恵みを維持・回復させる。

**基本戦略３　ネイチャーポジティブ経済の実現**

政府と事業者等が連携し、事業活動と生物多様性・自然資本の関係の評価の方法を確立するとともに、経済に係る制度・システムの在り方を見直し、事業活動による生物多様性・自然資本への負荷を低減し、正の影響を増大させるための施策を実施する。これらにより、事業活動において自然資本を持続可能に利用する社会経済活動を広げる。

**基本戦略４　生活・消費活動における生物多様性の価値の認識と行動（一人一人の行動変容）**

消費や使用を通じてサプライチェーンの一部を形成するとともに、事業者への働きかけを通じた投資家や助言者としての側面を持つ個人・団体の役割の重要性を踏まえ、新たな技術等も活用しつつ、現代に即した形で、かつての生活・消費活動と生物多様性の密接な関わりを取り戻し、より深化させるための施策を実施する。これにより、一人一人が自然資本を守り活かす社会経済活動を広げる。

**基本戦略５　生物多様性に係る取組を支える基盤整備と国際連携の推進**

生物多様性の評価のための基礎的な調査・モニタリングの充実や、利活用しやすい情報の整備、取組の担い手確保等を進めるとともに、必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講ずる。さらに、地球規模での生物多様性の保全への貢献のため、我が国の知見や経験を活かした国際協力を進める。これらにより、国内及び地球規模での生物多様性保全の取組全体を底上げする。

「2030 年ネイチャーポジティブ」を実現した世界観

※あくまでイメージ

### （2）ネイチャーポジティブの考え方

#### ① ネイチャーポジティブについて

ネイチャーポジティブは、2022 年末時点で用語に関する厳密な定義は定まっていないが、「自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させる」という基本認識は一致しており、「G7 2030 年自然協約」や、昆明・モントリオール生物多様性枠組においてその考え方が掲げられるなど、生物多様性における重要な考えとなっている。

このネイチャーポジティブに対応する日本語は「自然再興」を用いることとした。ここで用いる「再興」は、生物多様性の損失を止め、反転させるという意味であるが、それを可能とする、自然資本を守り持続可能に活用する社会へと変革していくためには、今一度「自然」の価値を的確に認識して、共生と循環に基づく自然の理に則った行動を選択するよう、個人と社会の価値観と行動を「再考」していくことを同時に進めることも重要である。

また、我が国の環境政策においては、ネイチャーポジティブ（自然再興）に加えカーボンニュートラル（炭素中立）、サーキュラーエコノミー（循環経済）の三つの課題の同時解決により、将来にわたって質の高い生活をもたらす持続可能な新たな成長につなげていくことを目指しており、これらの施策の相互の連携が重要課題となっている。

SDGs においてもネイチャーポジティブは重要な意義を持つ。SDGs の 17 の目標は「経済」「社会」「環境」の３層に分類でき、「経済」は「社会」に、「社会」は「環境」に支えられて成り立つといわれる。この環境を、国民の生活や企業の経営基盤を支える重要な資本の一つ、すなわち「自然資本」として捉えれば、ネイチャーポジティブの実現によって社会・経済の基盤である自然資本を回復させることが、SDGs を達成し持続可能な社会を構築する上で重要な役割を果たすと言える。

現在の切迫した地球環境の悪化傾向を 2030 年までに反転させるには、限られた資金や時間、人材といったリソースを最大限活用していく必要がある。そこで注目を集めているのが、自然の有する多機能性という特質を活かすことで、気候変動や生物多様性、社会経済の発展、防災・減災や食料問題など複数の社会課題の解決を目指すアプローチとしての NbS である。第１章第１節で触れたように、生物多様性の損失を止め、反転させるためには、経済、社会、政治、技術全てにおける横断的な「社会変革」が必要と指摘されている。異なる社会課題へのアプローチを統合する「傘」としての役割を果たす NbS は、まさにそのための鍵になると期待される。

このようにネイチャーポジティブは、自然を社会・経済の基盤と捉えた上で、今まで通りから脱却し社会・経済そのものの変革にアプローチをしていくという自然を回復軌道に乗せるための道筋を示した言葉でもある。

#### ② ネイチャーポジティブ経済について

ネイチャーポジティブ経済とは、自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させることに資する経済である。ネイチャーポジティブ経営に対しても同様に考えることができる。経済界でもネイチャーポジティブを目指す動きが注目されており、世界経済フォーラム(WEF)が2020年に発表した報告書では、世界のGDPの半分以上（44 兆ドル）は自然の損失によって潜在的に脅かされており、ネイチャーポジティブ経済に移行することで 2030 年までに３億 9500 万人の雇用創出と年間 10.1 兆ドル(約 1070 兆円)規模のビジネスチャンスが見込めると指摘している。「G7 2030 年自然協約」においてもネイチャーポジティブ経済の促進が主要な柱の一つとして位置づけられている。

#### ③ 基本戦略とネイチャーポジティブ

本戦略では、五つの基本戦略を通じてネイチャーポジティブの実現を目指す。

生態系の健全性を回復させること（基本戦略１）で人類の存続基盤が確保される。その基盤の上に成り立つ人々の営みの中で生じる社会課題を、健全な生態系の下で自然が発揮する機能を活用し解決すること（基本戦略２）で、自然から社会への恵みが持続的に維持され、回復する。日々の暮らしで自然の恵みを享受し利用する中で、自然の恵みに対する理解が醸成され、自然や生態系への配慮や評価が組み込まれたネイチャーポジティブ経済を構築する（基本戦略３）とともに、人々の行動変容（基本戦略４）を促す。こうした社会経済の変革により、自然資本を守り活かす自然共生社会へと近づき、更なる生態系の健全性に寄与する好循環が生まれる。そして基盤となる情報整備や国際連携を進めること(基本戦略５)

が、これらの取組を支える軸となる。

　こうした基本戦略に係る取組が効果的・持続的に循環することが、ネイチャーポジティブの動力となる。

５つの基本戦略と 2030 年ネイチャーポジティブ

５つの基本戦略の相互の関係性は、力強く回転する水車のはたらきで小さな芽を大きく育てていく様子にも例えられる

## 第２節　五つの基本戦略と個別目標

2030 年までの取組の柱である五つの基本戦略ごとに、2030 年までに達成すべき状態を示す「状態目標」及び状態目標を達成するために実施すべき行動を示す「行動目標」を設定する。各状態目標及び行動目標は、我が国の状況及び昆明・モントリオール生物多様性枠組を踏まえて設定する。

### 基本戦略１
### 生態系の健全性の回復

健全な生態系は、我々の暮らしを支える多様な機能の発揮に欠かせない。このため、普通種を含めた生物群集全体の保全の観点から、2030 年までに陸と海の 30%以上を保全する 30by30 目標の達成を指標としつつ、国土全体にわたって生息・生育・繁殖地の確保と連結性の向上を図る。また、生産活動やインフラ整備等の目的を含む陸域及び海域の利用・管理において、生物多様性への負荷軽減と質の向上に係る取組を進める。さらに、野生生物の進化への人為的な影響をできる限り減少させるとともに、局所的に生息している野生生物から全国規模で生息している野生生物まで、また種の多様性のみならず地域個体群など遺伝的多様性の保全を含めた総合的な野生生物の保全を強化する。あわせて、自然や社会の変化を踏まえ、人と野生生物の適切な関係を再構築する。これらの取組を効果的に推進するため、関係府省庁の連携体制を強化する。これらにより、生態系レベルから遺伝子レベルまで様々なレベルでの健全性を確保し、気候変動等への強靱性（レジリエンス）にも寄与する生態系の健全性を回復させる。なお、30by30 目標の国内達成に向けて、行程と具体策をまとめた「30by30 ロードマップ」を 2022 年４月に公表している（附属書参照）。

#### （１）生物群集全体の保全に向けた場の保全・再生とネットワーク化

##### ①　保護地域による保全

生態系ネットワーク構築の中核となる脊梁山脈を中心とする奥山自然地域の保全を含め、生物多様性保全の屋台骨としての役割を担う国立・国定公園において、公園区域の指定・拡張、陸域における特別地域等の規制区分の見直しによる保護規制計画の適正化、海域における海域公園地区の指定・拡張等の取組を進めるとともに、管理の質を向上させるための自然再生・希少種保全・鳥獣保護管理・外来種対策等の取組の充実及び管理体制の強化を図る。また、上記以外の保護地域についても、必要に応じた指定・拡張や継続的・効果的な管理を図る。さらに、海洋保護区については、適切な設定や管理の充実・モニタリングの強化に関する検討を進める。保護地域による保全・管理に際しては、将来予想される気候変動による影響への適応の観点も踏まえた取組を進める。

##### ②　OECM による保全

「保護地域以外で生物多様性の保全に資する地域」（OECM）に関して、民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域を「自然共生サイト」として認定していくとともに、有志の企業・地方公共団体・団体等による有志連合（生物多様性のための 30by30 アライアンス）を通じて、30by30 目標に係る先駆的な取組を促していく。地域主体での取組を一層促進するために、個人・団体等が参加しやすい経済的措置も活用したインセンティブの創出について検討し、関連する施策を推進する。あわせて、関係省庁が所管している制度等に基づき管理されている地域においても、必要に応じてその地域の生物多様性保全機能が向上されるよう努めることを含め、OECM に該当する可能性のある地域を検討した上で、適切なものについては OECM として整理する。また、海域については、関係省庁が連携し、持続可能な産業活動が結果として生物多様性の保全に貢献している海域を OECM とすることを検討し、該当する場所の整理を進める。

##### ③　生態系の質の向上とネットワーク化

森・里・川・海のつながりを確保するため、国土を構成する地域区分（奥山自然地域、里地里山・田園地域、都市地域、河川・湿地地域、沿岸域、海洋域、島嶼地域）ごとに、それぞれの特性を踏まえ、劣化した生態系の回復や自然の質を向上させ、生態系ネットワークの構築・維持を図る。そのため、天然生林の保全管理や多様な森林整備、草原の再生・維持管理、河川・湖沼・湿原・沿岸域における自然の再生、都市地域における緑地の適切な保全や生物多様性に配慮した緑地の整備等を推進する。特に、国立公園等の保護地域内においては、自然の再生

や生態系の維持回復につながる取組として、希少な生物の生育・生息する森林の針広混交林等の育成複層林又は天然生林への誘導、人工構造物の撤去等による河川の連続性の回復、外来種やニホンジカによる生態系への影響低減等を積極的に進める。また、河川を始めとする水系が森林、農地、都市、沿岸域などをつなぐことで国土における生態系ネットワークの重要な基軸となっていることに留意し、統合的な土砂や栄養塩類の管理の観点も踏まえた取組を進める。その際、地域固有の生物相に応じた生態系の広がりや、複数の生態系を含む景観や海域など様々な空間レベルでのつながりを考慮する。他方、生態系がつながることによる負の側面についても十分留意し、鳥獣による農林水産業被害の防止や侵略的外来種の侵入・拡散の防止と防除の促進の観点も考慮する必要がある。さらに、身近な自然が普通種を含む生物の生息場所及び生態系ネットワークの構成要素になっていることに留意し、多様な主体の連携による維持管理を促進する。

**④　生物多様性の状況の「見える化」**

30by30 目標の達成と多様な生態系のネットワーク化に向けて、世界的に作成が進む生態系レッドリストの動きも踏まえ、生物多様性の現状や保全上効果的な地域のマップ化等、生物多様性の重要性や保全活動の効果を国土全体で「見える化」し、生態系の質的な変化を含めて評価・把握する手法の構築を図り、提供する。

### （2）陸域及び海域の利用・管理における生物多様性への負荷軽減

**①　森林**

生物多様性保全など多面的機能の発揮の観点から、多様な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良くモザイク状に配置された状態を目指して整備及び保全を推進する。そのため、森林の現況や自然条件等に応じ、育成単層林においては広葉樹の導入等による針広混交の育成複層林への誘導等を含む多様な森林整備を進めるとともに、天然生林の適切な保全・管理を推進する。また、森林内の貴重な野生生物の保護など生物多様性の保全に配慮した森林施業を推進する。管理が適切に行われないことによる森林の多様な生物の生育・生息環境の喪失にも対処し、生物多様性など多面的機能の発揮に資するよう、森林管理の担い手の確保・育成、市町村が主体となった経営や管理等を進める。

**②　農地**

農地における生物多様性保全に関する評価を進めるとともに、農業における化学肥料の使用量や化学農薬の使用によるリスクの低減、有機農業の推進、家畜排せつ物の適正管理等による環境負荷の低減、多様な生物の生息・生育・繁殖環境となる水路・畦畔や防風林などを含めたモザイク性のある農村景観全体の保全及びこれら多様な環境の広域的な観点からのネットワーク形成等を進める。これらにより、生物多様性に配慮した持続可能な農業を推進する。また、適正な農業生産活動の継続による荒廃農地の発生防止や多面的機能の確保を図る観点から中山間地域等への支援を行う。さらに、管理不足から全国的に減少傾向にある草地における生産性や生物多様性保全等の機能の維持のための整備や管理を促進する。

**③　都市**

都市における生物多様性を確保するため、都市公園の整備や緑地の保全、魅力ある水辺空間の創出等により、水と緑のネットワーク形成を推進する。また、緑地・農地と調和した良好な都市環境･景観の形成等を促進する。このため、緑地の確保につながる取組の評価や、緑地の多様な機能の増進に関する取組の支援等を通じて、生物の生息・生育・繁殖環境を損なわず、効果的な整備・管理を行うための地方公共団体や民間事業者における都市の生物多様性保全の取組を推進する。

**④　河川・湖沼・湿地（陸水）**

河川・湖沼・湿地の管理において、生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な景観の保全･創出につながる取組や、外来種対策等を推進する。その際、かわまちづくり等の魅力ある水辺空間の創出や広域的な生態系ネットワークの形成を図る。また、河川環境整備や公共用水域の水質改善、流域の地域住民等と協働した取組による水環境への関心・理解の醸成等を通じ、健全な水循環の確保を推進する。

**⑤　沿岸・海洋**

ブルーカーボンの吸収源としての活用や水産資源の増殖等において重要な役割を果たす藻場・干潟・サンゴ礁

等の海域環境の保全・再生・創出を図る。海洋プラスチックごみ対策の観点から、漁具の改良や海洋ごみの回収などを進めるとともに、船舶による外来種の越境移動対策の観点から、船舶等の適正な管理を行い、海の保全・再生を進める。なお、海洋プラスチックごみ対策に当たっては、海域に流出する前に、主要な発生源の一つである内陸地域を巻き込み、陸域でのポイ捨て抑制対策、分別回収の徹底と散乱防止対策、これらの普及啓発等により発生抑制を推進することも重要である。

また、魚介類の養殖漁場の底質の悪化や富栄養化が生じないよう、飼料開発や漁場管理の適正化に努める。さらに、持続可能な水産資源管理のシステムを構築し、生物多様性の確保と同時に我が国の漁獲生産量の回復を図る。

水質浄化及び生物の生息･生育空間の確保の観点から、新たな護岸等の整備や既存の護岸等の補修･更新時には、施工性及び経済性等も考慮しつつ、原則として、生物共生型護岸等の環境配慮型構造物を採用する必要がある。

また、これらの対策については、河川を始めとする水系が海域との生態系ネットワークをつなぐ基軸となっていることや、表層から深海への物質輸送や海域間の海流ネットワークなどの連結性の視点にも十分留意することとする。

### （3）野生生物の保全

#### ① 個別の取組の強化と複合的観点の取組

広域的な捕獲を含めた鳥獣の適切な個体群管理とその担い手確保、二次的自然に生息する種も含めた希少な野生生物の生息域内保全とそれを補完する効果的な生息域外保全・野生復帰等の実施、外来種対策における緊急に対処が必要な生物や広く飼育され野外個体数が多い生物への対応等、個別種に焦点を当てた取組を喫緊の課題に的確に対応しつつ進める。個別の取組を効率的かつ効果的に進めるために、鳥獣の捕獲に用いられる鉛製銃弾に起因する鳥類の鉛中毒対策や、希少種の主な減少要因となっている侵略的外来種や野生鳥獣への集中的な対策など、複合的な目的での野生生物の保護管理を強化する。

#### ② 普通種や野生生物の遺伝的多様性等の保全に係る取組

絶滅危惧の状態にないいわゆる普通種についても、生態系を構成する基盤であり、多様な生態系サービスを発揮させるためにも重要であることから、現状を把握するとともに必要に応じて生息・生育・繁殖地の保全を含めた対策を図る。生物（交雑個体を含む）の人為的な野外放出は、遺伝的多様性の確保、国内由来の外来種や国外由来の在来種の問題等、地域の生物多様性の保全に影響を及ぼすことがあるため、その取扱いに当たって考え方を整理し、生物多様性への著しい支障を生じさせないよう、必要な取組を講じる。

#### ③ 野生生物に影響を与える可能性がある飼養動物の適正な管理に係る取組

経済・社会のグローバル化などを受けて様々な種類の動物が飼養されており､生物多様性に与える影響として、遺棄や放出により自然生態系に影響を及ぼす等の問題が挙げられる。動物の飼養に際しては、動物が逸走しないような施設において管理者や飼い主が適正に管理すること、特に犬や猫についてはマイクロチップの装着と登録を促進することなどにより､適正な飼養管理を推進する。なお、家畜化されていない野生由来動物の飼養については、動物の本能、習性及び生理・生態に即した適正な飼養の確保が一般的に困難なことから、限定的であるべきである。

### （4）保全上重要な地域の保護・保全に関する関係省庁の連携

（1）から（3）の取組の効果的な推進のため、生物多様性の保全上重要な地域の保護・保全に関連する施策を所管する環境省、文部科学省、農林水産省、国土交通省等の関係省庁の連携体制を強化する。特にユネスコエコパーク等の国際機関による認定を受けた地域においては、関係省庁間や地元関係機関等との連携の下保全・管理の充実を図る。また、国立公園の約６割を国有林野が占めることに鑑み、環境省、農林水産省が所管する制度を組み合わせた保護の徹底、自然体験機会の提供、情報共有や合同研修等による管理体制の充実等、管理当局間の更なる連携を推進する。

**基本戦略１における目標の設定**

生物多様性の三つのレベル（生態系、種、遺伝子）のいずれにおいても健全性が確保されていることが、我が国の生態系が全体として健全であることに必須であることから、それぞれのレベルにおける健全性に関する状態目標を設定する。また、それらの状態の達成に向けて生物多様性の損失の直接的な要因に対処するための行動目標や、生物の種及び種内の遺伝的多様性に着目した保全策について行動目標を設定する。

生態系のレベルにおいては、四つの危機の影響により規模(面積)・質の両面から損失が進んできた。このため、陸域及び海域の利用による損失に対処するための面的な保全を強化する（行動目標 1-1）と同時に、利用により生じる負荷の軽減及び劣化した生態系の再生に取り組む（行動目標 1-2）必要がある。さらには、汚染や外来種の侵入（行動目標 1-3）、気候変動（行動目標 1-4）など、陸域・海域の利用の変化以外の損失要因による影響の削減・軽減を図る必要がある。これらにより、生態系の規模・質の両面から健全性を回復させることが求められる（状態目標 1-1）。種のレベルにおいては、レッドリスト掲載種の増加など種の存続の危機が高まってきたことから、その損失要因を低減させる取組を行い（行動目標 1-5）、各生物種が直面する脆弱性を低減させる必要がある（状態目標 1-2）。遺伝子のレベルにおいては、種に対する圧力の増大とともに面的な生息地の広がりやネットワークが失われ、種内で一定のまとまりを持った集団が維持できず、遺伝的多様性が損なわれてきたこと等を踏まえ、これ以上の損失を防ぐとともに回復させていく取組を行い（行動目標 1-6）、遺伝的多様性を維持する必要がある（状態目標 1-3）。

【状態目標】

1-1　全体として生態系の規模が増加し、質が向上することで健全性が回復している

1-2　種レベルでの絶滅リスクが低減している

1-3　遺伝的多様性が維持されている

【行動目標】

1-1　陸域及び海域の30％以上を保護地域及びOECMにより保全するとともに、それら地域の管理の有効性を強化する

1-2　土地利用及び海域利用による生物多様性への負荷を軽減することで生態系の劣化を防ぐとともに、既に劣化した生態系の 30%以上の再生を進め、生態系ネットワーク形成に資する施策を実施する

1-3　汚染の削減(生物多様性への影響を減らすことを目的として排出の管理を行い、環境容量を考慮した適正な水準とする）や、侵略的外来種による負の影響の防止・削減（侵略的外来種の定着率を 50%削減等）に資する施策を実施する

1-4　気候変動による生物多様性に対する負の影響を最小化する

1-5　希少野生動植物の法令に基づく保護を実施するとともに、野生生物の生息・生育状況を改善するための取組を進める

1-6　遺伝的多様性の保全等を考慮した施策を実施する

基本戦略１における目標のイメージ

## 基本戦略２
### 自然を活用した社会課題の解決

自然環境を社会・経済・暮らし・文化の基盤として再認識し、自然の恵みを活かして気候変動緩和・適応、防災・減災、資源循環、地域経済の活性化、人獣共通感染症、健康などの多様な社会課題の解決につなげ、人間の幸福と生物多様性の両方に貢献する自然を活用した解決策（NbS）を進める。また、気候変動を始めとする諸課題への対策と生物多様性との間でのシナジー（相乗効果）を最大化し、トレードオフを最小化することで、生物多様性を維持しつつ NbS の効果を最大限発揮させる。さらに、中山間地域等において深刻な課題となっている野生鳥獣との軋轢解消に向けた効果的･効率的な鳥獣管理や、担い手確保を進める。

#### （１）自然を活用した地域づくり

地域における自然に関係する取組を NbS の観点から再評価し、NbS の地域における実装を促進する。そのため、技術的支援として NbS の基本的な考え方や地域における実践の手法を整理し普及を図る。特に、国立公園等において、自然体験活動の促進、利用拠点の整備及び廃屋撤去を含む滞在環境の上質化、利用者負担、プロモーション等を図る「国立公園満喫プロジェクト」の取組を全ての国立公園に展開することや、自然を活かしたアドベンチャーツーリズム・サステナブルツーリズムを推進すること、また、生物多様性の保護と経済社会活動の両立により持続的な発展を目指すユネスコエコパークやユネスコ世界ジオパークの取組を推進すること等により、自然環境を保全すると同時に地域の経済社会を活性化させ、自然環境への保全へ再投資される好循環を形成し、自然を活かした豊かな地域づくりにつなげる。

自然資源管理に関する伝統知・地域知や文化を踏まえつつ、自然資源を活用した交流・関係人口の創出による都市と農山漁村のつながりの拡大や、観光、野生生物を活かした地域振興、再生可能エネルギーを始めとする自然資本・生態系サービスを活かした地域の魅力向上と経済活動の促進、人口減少を見据えた長期的な視点での放牧、有機農業、ビオトープなど持続可能な土地利用を進める。このため、自立・分散型の社会を形成しつつ、各地域がその特性を活かした強みを発揮しつつ互いに支えあう「地域循環共生圏」の考え方を踏まえ、田園回帰、働き方改革、デジタル田園都市国家構想等の動きを捉え、都市と農山漁村・自然の観光地とのつながりの拡大を促進するとともに、自然を活かしたワーケーション・サテライトオフィス・多拠点居住の推進や地域における NbS の推進につながる拠点の形成を進める。

社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能な魅力ある国土・都市・地域づくりを進めるグリーンインフラの社会実装を官民連携･分野横断により推進する。

#### （２）自然を活かした課題の統合的解決

**①　気候変動対策と生物多様性保全のシナジーの強化**

森林や沿岸生態系を始めとする自然生態系の気候変動緩和策（吸収源対策）としての機能を発揮させるため、保護地域の指定などにより自然生態系を健全な状態に保全する。森林については、適切な整備や森林病害虫防除対策を進め、人工林の森林資源の循環利用等を通じて、管理が適切に行われないことによる森林の多様な生物の生息・生育環境の喪失に対処し、自然生態系と地域経済の再生を図る。このため、林地残材の活用や手入れの不十分な里山におけるバイオマス資源のエネルギー源としての活用を進める。また、沿岸生態系においてブルーカーボンの隔離・貯留機能を持つ藻場・干潟や、自然由来で炭素蓄積される湿地等の保全・再生を推進する。

また、流域治水の取組など気候変動適応策の推進に当たっては、自然環境が有する多様な機能を活かすグリーンインフラの考えを推進し、遊水地等による雨水貯留・浸透機能の確保・向上、海岸防災林・マングローブ林・サンゴ礁による高潮・津波の減衰や海岸侵食の防止、人口減少により生じた空間的余裕を活用した自然再生を含め、気候変動により激甚化・頻発化が進むとされる災害に対してレジリエントな地域を作る「生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR）」の実装を推進する。自然災害からの復興に当たっては、原形復旧の発想に捉われず、土地利用のコントロールを含めた弾力的な対応により気候変動への適応を進める「適応復興」の観点を踏まえ、災害により生じた生態系の活用を含めた保全・管理を検討する。

**② 気候変動対策と生物多様性保全のトレードオフの回避・最小化**

自然の恵みの持続的な享受と気候変動緩和策のトレードオフを回避・最小化し、両立させるため、再生可能エネルギー発電設備の不適正な導入による生物多様性への悪影響を防ぎ、地域の自然の恵みを損なうことなく地域の合意形成に十分配慮した地域共生型の再生可能エネルギーの積極的な導入を目指す。このため、環境影響評価制度等により、環境への適正な配慮とパブリックコンサルテーションを確保する。また、個別法による立地規制や、事業法による事業規律の確保の取組との連携を行う。あわせて、環境保全と再生可能エネルギーの導入促進を両立するため、環境保全、事業性、社会的調整に係る情報の重ね合わせを行い、区域を設定する取組（ゾーニング）や環境影響評価制度等に活用できる基礎的な情報を幅広く提供するためのデータベースの整備を進める。また、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号。以下「地球温暖化対策推進法」という。）に基づき、地域住民等の地域の関係者や有識者などが参加する協議会の場で合意形成を図りながら、環境省や都道府県が定める環境配慮のための基準に基づき、市町村が、促進区域を定めること等により、地域の合意形成を円滑化しつつ、環境に適正に配慮し、再生可能エネルギー事業を促進する。特に、生物多様性及び生態系サービスとの関係では、再生可能エネルギー発電設備の設置を促進すべき場所と自然の恵みを享受するために回避・配慮すべき場所の考え方について、将来的な国土利用の在り方を踏まえた上で整理を行い、適切な立地選択や生物多様性保全への配慮のための情報提供やガイドライン作成・活用を推進し、適地に誘導する。また、自然生態系以外の分野において気候変動適応策を実施する際に、人工構造物の設置等による生物多様性への影響を回避するなど、気候変動適応策とのトレードオフの回避･最小化を図る。

**③ 身の回りにある様々な課題との統合的解決**

国内バイオマス資源の素材としての活用を促進するための利用技術の研究・開発や資源利用の拡大を図ることで、資源循環と里山の維持・管理を同時に推進する。こうした地上資源の活用促進を通じて、地下資源への依存度を低下させる。また、自然環境保全活動と教育・福祉分野との連携等により、自然体験や心身の健康増進と同時に、生物多様性保全に資する場の保全を図る。また、感動や癒し、ときめきなど、自然とのふれあいから生活の豊かさの向上につなげる取組を促進する。

**（3）鳥獣の管理と棲み分けと有効利用**

野生鳥獣との軋轢解消に向け、その再生産力を活かしきれていない里地里山の自然資源利用やゾーニング等を通じた人と自然の棲み分けの取組を進めるとともに、捕獲等をした鳥獣の有効利用を進め、地域づくりに積極的に活用する。このため、捕獲等を行う鳥獣管理や有効利用の担い手の確保・育成に加え、最新のデジタル技術も活用した効率化・省力化の取組を進めるとともに、野生動物管理の専門人材を大学や学会等と連携し育成していく。また、種の存続を脅かす野生鳥獣の大量死や希少鳥獣への悪影響等を生じさせる野生鳥獣に関する感染症の発生を迅速に把握し、対処するため、ワンヘルスの考え方も踏まえ、必要なサーベイランス等の継続・強化を行う。

**基本戦略２における目標の設定**

健全な生態系から得られる自然の恵み（生態系サービス）を持続的に享受することが、人類の安全保障の根幹である自然資本を守り社会に活かしていくために必須であることから、自然を活かして地域から世界までの多様な社会課題の解決につなげるとともに、生態系からの負の影響を軽減するための状態目標を設定する。また、それらの状態の達成に向け、生態系が有する機能を持続的かつ効果的に活用するための取組、地域や世界が抱える諸課題との統合的な対処に関する取組に関する行動目標を設定する。

生態系サービスを持続的に享受した社会課題の解決については、特に地域づくりと気候変動対策の観点から目標を設定する。地域づくりの観点では、どの課題にどのように自然を活用するのかを評価し可視化することなど、自然を活用した取組を効果的に推進する（行動目標 2-1）とともに、地域づくりに係る幅広い取組において伝統文化に配慮し自然を活かした観点を入れ込む（行動目標 2-2）ことで、取組の広がりと同時に高度な技術も活用した自然の活用を図り、生態系サービスを現状以上に享受できるようにしていく必要がある（状態目標 2-1）。気候変動対策の観点からは、生態系の保全・再生を通じた気

候変動緩和策及び適応策に貢献する取組の強化（行動目標 2-3）とともに、気候変動による生物多様性の損失を軽減するためにも重要な再生可能エネルギーの導入に際する生物多様性配慮を進める（行動目標 2-4）ことで、生物多様性保全と気候変動対策のシナジーを構築し、トレードオフを緩和する必要がある（状態目標 2-2）。また、生態系からの負の影響の軽減については、特に鳥獣被害の軽減に焦点を当て、軋轢緩和に向けた取組を強化すること（行動目標 2-5）により適切に距離を保った関係を再構築する必要がある（状態目標 2-3）。

【状態目標】

2-1　国民や地域がそれぞれの地域自然資源や文化を活用して活力を発揮できるよう生態系サービスが現状以上に向上している

2-2　気候変動対策による生態系影響が抑えられるとともに、気候変動対策と生物多様性・生態系サービスのシナジー構築・トレードオフ緩和が行われている

2-3　野生鳥獣との適切な距離が保たれ、鳥獣被害が緩和している

【行動目標】

2-1　生態系が有する機能の可視化や、一層の活用を推進する

2-2　森・里・川・海のつながりや地域の伝統文化の存続に配慮しつつ自然を活かした地域づくりを推進する

2-3　気候変動緩和・適応にも貢献する自然再生を推進するとともに、吸収源対策・温室効果ガス排出削減の観点から現状以上の生態系の保全と活用を進める

2-4　再生可能エネルギー導入における生物多様性への配慮を推進する

2-5　野生鳥獣との軋轢緩和に向けた取組を強化する

基本戦略２における目標のイメージ

## 基本戦略３

### ネイチャーポジティブ経済の実現

ネイチャーポジティブを実現する持続可能な経済活動の実現に向けては、自然資本が外部経済をもたらし、またその損失が外部不経済を発生させている現状を踏まえ、様々な手段でその内部化を図る必要がある。その一環として、政府と事業者等が連携し、生物多様性・自然資本と関連する事業活動におけるリスクや機会の評価、目標設定、情報開示等を推進する。また、ESG 金融等を通じて、生物多様性・自然資本に関わるリスク・機会を組み込んだ経済への移行を実現し、ビジネスがネイチャーポジティブ実現のドライバーとなるための施策を実施する。

#### （１）事業者によるネイチャーポジティブ経営の取組の推進

**①　生物多様性・自然資本に配慮した事業活動の促進**

生物多様性基本法において国は、事業活動における生物の多様性に及ぼす影響を低減するための取組を促進し、また、事業活動に係る生物の多様性の配慮に関する情報の公開について必要な措置を講ずることとされていることを踏まえ、事業者が自社の事業活動による生物多様性・自然資本への影響や依存度を適切に評価し、企業経営上のリスクと機会を分析して事業戦略に組み込んでいくための支援を行う。具体的には、TNFD や SBTs for Nature 等の民間主導の国際枠組の動向を踏まえつつ、サプライチェーンを含む事業活動全体による生物多様性への影響及び生物多様性の損失による事業活動への影響の定量的な評価や重要性、事業活動にとってのリスクや機会、イノベーション等の可能性の分析、並びにこれらの分析に基づく目標設定や対外的な情報開示の手法について、実証事業や企業等への支援を通じて知見を集積し、技術的助言としてガイドライン等により提示・発信し、事業者の取組を促す。

また、2030 生物多様性枠組実現日本会議（J-GBF）や生物多様性のための 30by30 アライアンス、民間の自主的な取組（経団連自然保護協議会、企業と生物多様性イニシアティブ（JBIB）等）との連携を通じて、事業者と連携及び協働して、政策形成と自発的な活動の促進を図る。サプライチェーンに係るデータ連携や、各種イニシアティブの詳細情報及び国際的な先進事例情報等を官民で共有するためのプラットフォームを構築する。

これらの取組に際しては、脱炭素、プラスチックの資源循環等を始めとする循環経済等の他分野の取組とも連携し、可能な限り事業者が実効的かつ統合的に取り組めるよう配意する。

事業者は、国の取組等と連携し、サプライチェーンにも配意しながら、自社の経営戦略に生物多様性や自然資本への配慮を組み込むよう努める。

また、OECM に関して、「自然共生サイト」としての認定申請及びその維持管理について、地域の他の主体とも連携して、積極的に貢献していく。

**②　ファイナンスの拡大等による民間資金の導入**

国は、グリーンファイナンスにおける生物多様性・自然資本分野の取組を促進するため、TNFD 等による自然関連の評価の情報開示等を踏まえた自然関連のリスクと機会に対する金融機関の認識を深め、金融機関を含めた事業者による生物多様性・自然資本への配慮に係る情報開示や目標設定についての技術的助言を行う。また、グリーンインフラ技術の社会実装や生態系の保全再生等を通じて、グリーンボンド等の民間資金調達手法の活用を促進し、グリーンファイナンス・ESG 投資の拡大を図る。

また、生物多様性・自然資本に配慮した事業活動について、事業会社と金融機関の対話（エンゲージメント）を促すよう技術的助言や体制構築を行う。

**③　業界ごとの取組の促進**

国は、みどりの食料システム戦略を推進し、持続可能な食料システムの構築を通じて環境負荷の低減に取り組む。また、持続可能な森林管理や木材の利用促進に努める。

また、一般社団法人日本経済団体連合会「経団連生物多様性宣言・行動指針」、電機・電子４団体「電機・電子業界における生物多様性の保全にかかわる行動指針」、JBIB「生物多様性に配慮した企業の原材料調達推進ガイド ver.1」など、業界単位で各種ガイドラインが策定され、自主的な取組が促進されているところ、生物多様性・自然資本に配慮した事業活動の更なる促進のため、業界団体と連携して計画策定等を支援する。

**④　中小企業や地場企業の支援**

国は、中小企業や地場の企業に対して、その状況に応じて、分かりやすい情報発信や人材育成を通じて、段階的に生物多様性・自然資本に配慮した取組を実施できるような道筋を示していく。

地域での生物多様性･自然資本への配慮や 30by30 目標などの取組を進める上で、地域金融機関の役割が重要であることから、地域金融機関と連携した普及啓発、ESG 地域金融の取組を促進する。

### （2）経済的手法の活用と新たな自然資本配慮型ビジネスの創出支援

**①　経済的手法の調査検討と活用**

国は、事業者等の生物多様性・自然資本の保全に向けた取組を促進するインセンティブとして、OECM 認定を受けた土地等の環境価値の見える化とその売買や、寄付等を通じたマネタイズ手法等の経済的手法に関する調査・実証を行う。

国は、保護・保全エリア等に係る税制優遇措置を検討する。

**②　ネイチャーポジティブ経営や産業の創出促進**

国は、日本企業の技術や知見を活かし、国内外の生物多様性・自然資本の保全等に資する技術・製品の実証、サプライチェーン管理やトレーサビリティ確保に資する支援等を行う。

また、地方公共団体等と連携し、地域において生物多様性・自然資本の保全や持続可能な利用に資するビジネス創出支援を行う。

国は、生物多様性・自然資本に関連するビジネスのポテンシャル等を調査し、我が国におけるそれらのビジネス拡大に向けた戦略を策定する。

### （3）事業者としての国・地方公共団体の率先垂範

国は、グリーン購入等を通じて、調達時における生物多様性・自然資本への配慮を率先的に進める。また、自ら行う事業において、生物多様性・自然資本への負荷を削減するよう取組を進める。

### （4）国際的な規範形成への積極的関与

**①　官民の国際枠組への関与**

国は、事業者と連携し、TNFD や生物多様性に関する国際規格（ISO）等の国際的な民間主導のルールづくりに対応するための官民連携体制を構築する。我が国の経験を踏まえた上で、関係諸国と連携しながら実効的なルールが形成されるよう国際的な議論に貢献する。

**②　国際的な自主的取組の促進**

国は、事業者と連携し、我が国における事業者等の自主的取組を国際的に発信するとともに、国際的な企業連合による、30by30 目標やネイチャーポジティブに向けた取組を促す枠組づくりを支援する。

**③　遺伝資源・ABS（Access and Benefit-Sharing）**

国は、国際的な遺伝資源に関するデジタル配列情報（DSI）の議論も注視しつつ、遺伝資源へのアクセスと公正かつ衡平な利益配分（ABS）の理念を踏まえ、生物資源を持続可能な形で有効に活用するとともに生物多様性の保全に資するような取組を促進する。このため、国際的な議論への貢献と国内における普及啓発を通じた ABS ルールの理解、遵守促進や関連事例の蓄積を図る。

### （5）ネイチャーポジティブ経営や産業創出に向けた基盤整備

**①　研究開発**

国は、個々の製品・サービスやサプライチェーンを含む事業活動全体における、生物多様性・自然資本への影響を可視化するための国内外の方法論の整理を行う。また、生物多様性・自然資本を会計や財務情報に定量的に組み込むための方法論の検討や、自主的手法・経済的手法を通じた生態系サービスへの支払い（PES）に関する国内外の事例や研究成果の収集・分析を行う。

**②　技術開発・データ基盤**

国は、気候変動等他分野の取組と連携し、デジタル技術等を活用し、サプライチェーン上で生物多様性・自然資本への影響を把握する技術や、生態系保全・回復やモニタリングに資する技術開発を支援する。

また、気候変動等他分野の取組とも連携し、生物多様性・自然資本に係るデータの連携等を促進し、事業者に

よる影響把握や情報開示等を支援する。

**基本戦略３における目標の設定**

ネイチャーポジティブ経済の実現を図ることが社会変革に必須であることから、事業活動に生物多様性・自然資本を統合していくための状態目標を、事業活動全般、金融分野、農林水産業分野の観点から設定する。また、それらの状態の達成に向け、調達や土地改変も含む事業活動における生物多様性への影響を評価・分析し開示することを促すための取組や、生物資源の持続可能な利用から得られる便益を保全に活かしていく取組、生物多様性保全に貢献する事業を支える取組に関する行動目標を設定する。

金融分野の観点では、投融資を通じてネイチャーポジティブ経済の実現を促進するため、企業が自らの活動による生物多様性への影響を定量的に評価・分析し、目標設定と情報開示を行うための技術的助言を行うとともに、企業側の情報開示の促進と金融機関・投資家側の認識向上、両者の対話の促進等により投融資の基盤を整備し（行動目標 3-1）、ESG 投融資の規模拡大と生物多様性分野への配分を促進していく（状態目標 3-1）必要がある。また、事業活動全般において、生物多様性に正の貢献をする技術・サービスを促進することが必要である（行動目標 3-2）。同時に、遺伝資源へのアクセスとその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を通じて生物資源の持続可能な利用と生物多様性保全への還元を促進することが求められる（行動目標 3-3）。これらを通じ、事業活動全般において生物多様性への正の貢献を増大させ、負の影響を軽減させることがすることが必要である（状態目標 3-2）。農林水産業の観点からは、生産から消費に至る各段階において生物多様性への負の影響を軽減し正の貢献を増大させるための支援を講じ（行動目標 3-4）、我が国における持続可能な農林水産業の拡大を図る（状態目標 3-3）必要がある。

【状態目標】

3-1　生物多様性の保全に資する ESG 投融資を推進し、生物多様性の保全に資する施策に対して適切に資源が配分されている

3-2　事業活動による生物多様性への負の影響の低減、正の影響の拡大、企業や金融機関の生物多様性関連リスクの低減、及び持続可能な生産形態を確保するための行動の推進が着実に進んでいる

3-3　持続可能な農林水産業が拡大している

【行動目標】

3-1　企業による生物多様性への依存度・影響の定量的評価、現状分析、科学に基づく目標設定、情報開示を促すとともに、金融機関・投資家による投融資を推進する基盤を整備し、投融資の観点から生物多様性を保全・回復する活動を推進する

3-2　生物多様性保全に貢献する技術・サービスに対する支援を進める

3-3　遺伝資源の利用に伴う ABS を実施する

3-4　みどりの食料システム戦略に掲げる化学農薬使用量（リスク換算）の低減や化学肥料使用量の低減、有機農業の推進などを含め、持続可能な環境保全型の農林水産業を拡大させる

基本戦略３における目標のイメージ

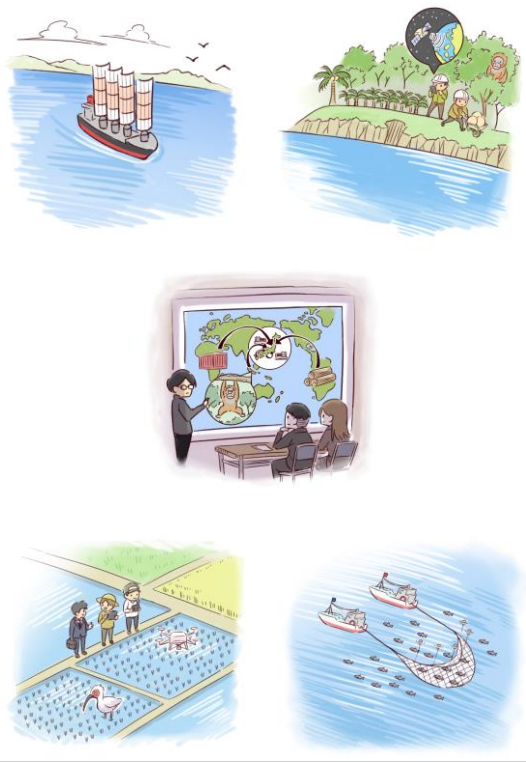

## 基本戦略４

### 生活・消費活動における生物多様性の価値の認識と行動（一人一人の行動変容）

ネイチャーポジティブの実現に向けては、個人・団体レベルでの生物多様性に配慮した日々の生活や取組に加え、消費や使用を通じてサプライチェーンの一部を形成する個人・団体による、消費者や投資家、助言者としての事業者への働きかけも極めて重要である。このため、新たな技術等も活用しつつ、かつての生活・消費活動と生物多様性の密接な関わりを取り戻し、かつ、より深化させるための施策を実施する。施策の実施に当たっては、生物多様性への関わり方や理解が性別や世代等によって異なることがあることも踏まえて、ジェンダーの観点や若者への発信等も含めて対応する。

#### （１）生物多様性に係る環境教育・環境学習等の推進

**①　行動変容に向けた生物多様性の理解増進**

国は、国民の取組を促進するための基盤として、生物多様性に係る最新の科学的知見に基づく内外の情報とともに、生物多様性・自然資本・生態系サービスといった概念をわかりやすく整理し、一人一人の生活と自然の結びつきをより明確なものとした情報を発信する。その際には、画一的な発信ではなく、ターゲット層ごとに、メディアやメッセージを組み合わせ効果的なアプローチをとる。あわせて、事業者や関係団体と連携し、生活と自然に関係する情報や指標（フットプリント等）のデータ提供を行う。

国民は、日々の生活において自然の恵みを利用して暮らしており、国内の生物多様性のみならず、世界の生物多様性の損失に影響を及ぼしていることを踏まえ、生物多様性の重要性を認識することに努める。また、民間団体は、専門的な情報を国民等に分かりやすく伝達することにより各主体の情報の橋渡しを行うことが期待される。

国、地方公共団体や民間団体等は、事業者、専門的知見を有する者等の多様な主体と連携・協働する場である2030生物多様性枠組実現会議（J-GBF）等において、SNSや各種メディアを通じて国内外に積極的に情報発信を行うとともに、行動変容を議論する場を設け、ナッジ（選択の余地を残しながらもより良い方向に誘導する手法）等の行動科学の知見等を活用し、国民に積極的かつ自主的な行動変容を促す。

**②　人材育成の推進**

国は、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成15年法律第130号）及び同法に基づく基本方針に基づき、家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる場において、生物多様性に係る環境教育・環境学習が推進されるよう、教職員等の資質向上のための措置、体験の機会の場の認定促進等による体験活動を通じた理解と関心を深めるための措置等を講じる。また、「第２期ESD国内実施計画」を踏まえ、生物多様性を含むSDGsのゴール実現に向け、わかりやすい情報提供、学習の機会や場など学習環境の整備、指導者の育成、ユースや地域に着目した活動促進について、教育機関・地方公共団体、NPO・NGO、企業、研究機関、住民・個人等の多様な関係者の協力も得ながら具体的な取組を推進する。

学校及び社会教育施設等における生物多様性に関する教育の推進を図るため、NGO団体等と連携して、学校・園庭ビオトープや外来種対策、自然資本の持続可能な利用等を通じた学校教育・リカレント教育等を推進する。

あわせて、専門的な知識又は経験を有する人材の育成を図るため、地域連携促進センター等とも連携し、地域での研修等の取組を推進する。

#### （２）消費活動等における行動の変容

**①　日常生活における生物多様性配慮物品やサービスの選択**

国は、国民が生物多様性に配慮した物品やサービスを選択することができるよう、生物多様性に配慮した選択肢の増加とその普及啓発に係る取組を進めるとともに、事業活動に係る生物多様性への配慮に関する情報の公開、生物多様性に配慮した消費生活の重要性についての理解の増進を進める。これらの取組を促進するため、脱炭素や循環経済等の他の環境や社会課題への対応と連携を図る。例えば、地産地消の推進や食品ロスの削減、木材等の再生可能な資源を利用した製品や再生品の優先的な購入や、生物多様性に配慮した環境ラベル製品、認証品や地理的表示等を踏まえた選択などは、地域の自然資源の持続可能な利用につながり、ひいては生物多様性保全に貢献するものであり、これらの観点から消費者の行動を促す施策を実施する。

国民や団体は、「基本戦略３ ネイチャーポジティブ経済の実現」と呼応して、自らの財やサービスについての消費活動を見直すとともに、事業者の取組評価や事業者への働きかけ・フィードバック、他の消費者への呼びかけ等を通じて、各ステークホルダーの行動変容を推進することが期待される。

**② コミュニティビジネスや投資等を通じた働きかけ**

国は、民間団体や地方公共団体等と連携して、生物多様性に配慮したコミュニティビジネス等を行うことを支援するとともに、経済的手法やナッジの検討を通じた資金調達の支援を行う。

国民や民間団体は、生物多様性保全に資するコミュニティビジネス等を行うことに加え、事業者の情報開示を踏まえた投資等を通じて事業者の生物多様性配慮を促す。

**（3）生物多様性保全への取組促進**

**① 生物多様性配慮行動の実践・協働**

国民及び民間団体は、植林や自然の管理、外来種駆除、フードバンク・フードドライブ等の生物多様性の保全や自然資源の持続可能な利用に貢献する取組や、30by30 目標の達成に向けた OECM に関して「自然共生サイト」としての認定やその維持管理について行うとともに、地域の各主体と連携してこれらの取組に協力するよう努める。

国は、これらの取組を促すよう、支援事業を行うとともに、その他の経済的措置等による支援措置の検討や、ナッジ等を活用した行動促進を進める。

**② 国民や民間団体が行う保全等への取組支援**

国は、国民や民間団体が行う生物多様性保全上重要な土地の取得や、その維持及び保全のための活動その他の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する取組を促進するべく、地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律(平成 26 年法律第 85 号）に基づく取組の推進や、経済的手法やナッジ等の手法の導入を進める。

また、地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（平成 22 年法律第 72 号。以下「生物多様性地域連携促進法」という。）に基づき、多様な主体の連携のあっせん等を行う地域連携保全活動支援センターの取組を支援することで、こうした取組を促進する。

**（4）伝統知や自然観の継承、自然とのふれあい、人と動物の適切な関係に係る理解の醸成**

**① 地域コミュニティ内での取組**

自然環境の維持・管理の主体として地域コミュニティが重要であること、同時に、衰退した地域コミュニティの再興のためには自然との関わり合いが重要であることを踏まえ、国は、地方公共団体とも連携しつつ、地域コミュニティの再興や再構築に関する施策を推進するとともに、共助として地域の生物多様性保全活動への積極的な参画や寄付等の取組を推進する。

**② 文化的・精神的な豊かさを求める価値観の醸成**

良い暮らしについての多様な観念の受容の観点から、自然が人の心身の健康にもたらす効果を把握し、自然の中で学び、遊ぶことのみならず、働くことや暮らすことで享受できる文化的・精神的な豊かさを求める社会の価値観の醸成を促す。

**③ 地域における伝統文化、自然観の継承**

鎮守の森、八百万の神に象徴されるような自然に対する敬けんな気持ちといった、我が国における人と自然との共生の考え方や、生物多様性の豊かさに根ざした地域文化（伝統行事、食文化、地場産業など）を守り、地域における暮らしや土地利用の在り方を地域の自然に沿った形にしていくことが、地域の自然環境の保全に寄与することを踏まえて、こうした伝統文化や自然観、地域の自然の恵みを活かし災いを避ける知恵や技術などを収集・共有し継承していく施策を実施する。森・里・川・海のつながりを踏まえて、自然がもたらす文化的・精神的な豊かさや、自然が地域の伝統、食、産業、文化を支えていること、人と自然の共生という自然観の継承を、様々な機会を通じて発信し、地域住民の自然への理解や配慮意識を高め、地域における生物多様性の保全活動を促進する。

**④ 都市部の居住者の自然とのふれあい**

身近な自然環境とふれあうことは、生物多様性の重要性や自然に根ざして形成されてきた文化・風土などを理解する上で重要であることを踏まえ、人口の多くを占め

る都市部の居住者が、生物多様性が豊かに保たれている緑地空間や親水空間へのアクセスや日常的な自然体験の機会を増加させられるよう、都市部や都市近郊での緑化の推進や緑地の適切な保全などを進める。また、都市部の居住者が、農業体験や林業体験への参加を通じて、健康の増進や郷土愛の醸成等が図られるよう、市街地及びその近傍にある生産緑地や里山林等の適切な保全・活用を進める。地方と都市部における施策を両輪で進めることにより、分散型・自然共生社会の形成につなげる。さらに、都市部から離れた自然豊かな地域、農山漁村等への交流を促進することで、地域固有の自然に遊び、親しむことや自然を学ぶ自然体験学習を促進する。

**⑤　人と動物の適切な関係に係る理解の醸成**

人と動物の共生する社会を実現するために、動物をみだりに殺し傷つけ、苦しめることのないように取り扱い、動物の命を尊重する考え方及び態度を確立する必要がある。すなわち、人と動物の共生は、人が、社会の中において、動物をそれぞれの役割に応じて適正に取り扱うことも包含しており、合理的な目的に応じて、適正な動物の取扱いがなされるならば、実験動物や産業動物等の利用についても、共生の在り方の一つであり、家庭動物や展示動物のみならず実験動物や産業動物も含めた人と動物の適正な関係に係る理解の醸成に向けた取組が必要である。

**（５）国民や民間団体の政策への参画の促進**

国は、生物多様性の保全に関する政策形成に民意を反映し、その過程の公正性及び透明性を確保するため、民間団体や専門的知識を有する者等の多様な主体の意見を求め、これを十分に考慮した上で政策形成を図るため、官民連携プラットフォーム、パートナーシップ、有志連合等の取組を進める。

民間団体は、自らの専門能力を活かした政策提言を行うこと等が期待される。

**基本戦略４における目標の設定**

社会全体で生物多様性の保全と持続可能な利用を進めていくためには、生物多様性の重要性に対する知識の不足・無関心や、生物多様性の価値が統合されていない構造を変えることが必須であることから、そのための国民一人一人の価値観の形成と行動変容の促進に関する状態目標を設定する。また、それらの状態の達成に向け、生物多様性を重視する価値観を持った人づくりや、生物多様性に正の貢献をする行動を後押しするための行動目標を設定する。

価値観の形成の観点では、学校等での教育において生物多様性の重要性について学びを深めることを促進する（行動目標 4-1）と同時に、様々な場面で日常的に自然とふれあう機会を増加させ、体験に裏付けられた理解を促す（行動目標 4-2）必要がある。また、行動科学の知見を活用して自主的な行動を後押しするナッジ等の取組も併せて行い（行動目標 4-3）、生物多様性や人と自然のつながりを重要視した価値観を形成し、行動を促していく必要がある（状態目標 4-1）。行動変容の観点からは、特に日常生活と結びつきの深い消費行動の変容と、自然環境の保全・再生に直接関わる行動に着目した目標を設定する。消費行動の観点では、生物多様性に配慮した選択の機会を増やすとともに、それらが選ばれやすくするようインセンティブを提示する（行動目標 4-4）ことで、適量購入と循環利用を進め廃棄量を減らすとともに、持続可能な商品を選ぶなど生物多様性に配慮した行動変容を促す（状態目標 4-2）必要がある。自然環境の保全・再生に関する行動の観点では、人と自然の共生に関わる伝統文化や地域知・伝統知の継承を含め、地域における自然への理解や配慮を高めるとともに、地域における多様な主体の連携を促す取組等を通じて保全・再生活動を促進し（行動目標 4-5）、広く国民が自然環境の保全・再生活動に積極的に参加するよう行動変容を促す（状態目標 4-3）必要がある。

【状態目標】

4-1　教育や普及啓発を通じて、生物多様性や人と自然のつながりを重要視する価値観が形成されている

4-2　消費行動において、生物多様性への配慮が行われている

4-3　自然環境を保全・再生する活動に対する国民の積極的な参加が行われている

【行動目標】

4-1　学校等における生物多様性に関する環境教育を推進する

4-2　日常的に自然とふれあう機会を提供することで、自然の恩恵や自然と人との関わりなど様々な知識の習得や関心の醸成、人としての豊かな成長を図るとともに、人と動物の適切な関係についての考え方を普及させる

4-3　国民に積極的かつ自主的な行動変容を促す

4-4　食品ロスの半減及びその他の物質の廃棄を減少させることを含め、生物多様性に配慮した消費行動を促すため、生物多様性に配慮した選択肢を周知啓発するとともに、選択の機会を増加させ、インセンティブを提示する

4-5　伝統文化や地域知・伝統知も活用しつつ地域における自然環境を保全・再生する活動を促進する

基本戦略４における目標のイメージ

## 基本戦略５

### 生物多様性に係る取組を支える基盤整備と国際連携の推進

生物多様性の保全と持続可能な利用に係る取組を効果的に進めるため、自然環境の現状と時系列・空間的変化を的確に把握し、生物多様性の評価につながる基礎的な調査・モニタリングの充実と利活用しやすい情報整備、調査体制の発展・育成に向けた担い手の確保や活動支援を進める。また、生物多様性に係る取組全体を底上げするため、必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講ずるとともに、各ステークホルダーの連携による横断的な取組を推進する。

さらに、地球規模での生物多様性の保全への貢献のため、我が国の知見や経験を活かした国際協力や自然を活用した解決策（NbS）を通じた生物多様性以外の環境分野の課題への対処に資する取組、IPBES への貢献を進める。

#### （１）効果的な取組のための情報基盤の整備

**①　情報基盤の整備、利用者ニーズに応じた情報の提供の推進**

証拠に基づく政策立案（EBPM）、地域における生物多様性保全の取組、及びその評価を促進するため、基礎的・科学的な基盤情報や自然環境データの収集･整備の充実、科学研究の振興を図るとともに、それらのデータを多様な主体の目的に応じて、適切かつ迅速に利活用できるよう、「オープンデータ基本指針」（令和３年６月 15 日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定）に基づき、オープンデータ化や API 連携等による官民データの情報提供の基盤・体制や相互の利活用を充実・強化する。

あわせて、データの利用目的に適ったデータ品質を確保するとともに、これらを支える衛星画像やドローン等を用いたモニタリングに係るデジタル技術等の開発支援を行う。また、グリーンインフラを始めとする生物多様性保全等に資する取組の計画・整備・維持管理等に関する技術開発を進めるとともに、地域モデル実証等を行い、地域への導入を支援する。

**②　生物多様性に関する総合的な評価**

生物多様性損失と社会経済活動の統合的な評価を含め、我が国の生物多様性及び生態系サービスの総合的な評価のための調査・研究を継続的に行い、全国的、あるいは地域的な観点から取組の成果を評価する。また、環境価値の見える化を見据え、生態系サービスや自然資本全体の経済価値評価を行い、多様な主体の行動変容や国民勘定への統合に向けた調査研究を進める。

#### （２）生物多様性保全のための法制上の措置等及び地域計画

**①　法制上、財政上又は税制上の措置等**

国は、生物多様性に係る取組全体を底上げするため、生物多様性の保全及び持続可能な施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講ずる。具体的には、本戦略に記載されている国主体の生物多様性保全の取組について、必要な法改正や予算確保等により実施していくとともに、民間資金の導入を促進する。また、保護地域や OECM による効果的な保全を通じた 30by30 目標の達成に向け、国立・国定公園等において自然環境の質の向上を図るため、利用料・協力金等を保全・管理等に充てる、利用者負担の仕組みを拡充するほか、野生動物観光を始めとするエコツーリズムにおいても、持続性の確保のために自然環境の保全・管理等の費用の負担を求める仕組みを拡充していく。また、地方公共団体や民間が主体となって行われる保全の取組の財政的な支援に努めるほか、必要に応じて保全を支援するための法制上、税制上の措置についても検討を進めていく。さらに、国内の補助金を含む各種奨励措置について、生物多様性に有害なものを特定し、該当する奨励措置の在り方を見直す。

**②　空間利用に関わる地域計画・生物多様性地域戦略**

陸域及び海域において、保全対象に応じた多様なスケールで生物多様性を考慮した空間計画に基づく統合的な取組を進める。特に、地域レベルでの NbS の考え方に基づく取組を推進するため、生物多様性地域戦略の策定など、地域での生物多様性の保全・活用の取組において関連する地域計画（環境基本計画、緑の基本計画、地域気候変動適応計画、地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画等）との連携や統合的な策定、これらの計画の共同策定を含む地方公共団体間の広域連携の促進、ランドスケープアプローチを適用した統合的な取組、ま

ちづくりにおける自然を活かした取組、取組を担う人材や中間支援を行う人材等の育成や地域における活動支援を推進する。

### （3）各ステークホルダーによる自主的取組、連携取組

#### ① パートナーシップによる自主的取組

事業者等と行政が協定やパートナーシップといった形で、対等な立場での自主的な協力を約束することで、柔軟かつ創意工夫のある取組の促進が期待されることから、業界団体等との連携協定を始めとするパートナーシップによる取組を、定期的なフォローアップや見直しを通じて推進する。

#### ② マルチステークホルダーによる連携取組

国民、事業者、NPO、地方公共団体、国等が連携して取組を進めることで、新たな知見の導入や、異なるセクターによる客観的な評価等を通じたより効果的な枠組の構築や取組促進、広範な意識啓発などが期待されることから、2030 生物多様性枠組実現会議（J-GBF）や生物多様性のための 30by30 アライアンス、つなげよう、支えよう森里川海プロジェクト、グリーンインフラ官民連携プラットフォームを始めとするマルチステークホルダーによる取組を、定期的なフォローアップや取組の深掘り等を通じて推進する。

### （4）国際連携

我が国の知見や経験を活かした国際協力を進める。具体的には、SATOYAMA イニシアティブによる二次的自然の持続可能な利用に関するプロジェクトやランドスケープアプローチの考え方を組み込んだ生物多様性国家戦略策定支援、Eco-DRR の実施等に係る途上国の能力構築支援、国際的に広がるサプライチェーンにおける生物多様性への負荷の削減等を進める。その際、気候変動等、生物多様性以外の環境分野の課題への対処にも資するこれらの取組による多面的な効果の発揮を追及していく。特に、生物多様性の保全における熱帯林の役割を認識し、国際熱帯木材機関（ITTO）と生物多様性条約事務局による共同イニシアティブを通じた取組を進める。さらに、気候変動や資源循環関係の国際的な協力のうち、生物多様性にも資するもの（NbS を通じた取組）を重視し、関連する協力プロジェクトを増やしていくほか、IPBES による各種評価報告書への貢献として、我が国の研究者の参加促進、技術支援機関の運営支援等を進める。

また、アジア地域での 30by30 目標達成に向け、アジア保護地域パートナーシップを通じた保護地域・OECM の指定・管理支援を進める。加えて、生物多様性の保全に資する国際的な枠組である絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（以下「ワシントン条約」という。）、ラムサール条約、二国間渡り鳥等保護条約・協定、東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップ等に関する我が国における知見や取組について、関係各国との共有等を進める。さらに、侵略的外来種の非意図的な侵入対策について、国際的な連携を進める。

また、海洋は連続しており、我が国の管轄海域の環境が他国の影響を受けるとともに、我が国の影響が他国や公海に及ぶ可能性もある。このような海域の特殊性に留意し、1973 年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する 1978 年の議定書（以下「マルポール条約」という。）や船舶バラスト水及び沈殿物の管制及び管理のための国際条約（以下「バラスト水管理条約」という。）等の既存の国際的な枠組みや、大阪ブルー・オーシャン・ビジョンを踏まえた海洋環境を含むプラスチック汚染に関する新たな法的拘束力のある国際文書（条約）の策定など、海洋環境政策における国際連携を主導していく。

### 基本戦略５における目標の設定

我が国においてこれまでに蓄積されてきた情報や知見、技術などを国内の生物多様性保全に係る多様な活動に広く展開することや、資金面での支援を含めて我が国の知見を活かした国際協力を進めることが、国内外の生物多様性保全の基盤構築のために必須である。このため、国内における取組の基盤を整える観点で、必要な情報の整備・提供とそれらを用いた活動の効果的な実施に係る一連の取組、また国内及び国際的な取組を資金面から支えるための取組、さらには、二次的自然の保全・持続可能な利用など我が国の知見を活かした国際協力による世界的な生物多様性保全の取組の促進に関する状態目標・行動目標を設定する。

国内の基盤整備の観点では、継続的に整備された生物多様性情報を基に、効果的な取組につなげる評価手法を開発すること（行動目標 5-1）や、情報を解釈して現場

における取組を進めるための人材を育てること（行動目標 5-2）、マクロな視点で地域における取組を効果的に進めるための計画手法を地域において浸透・発展させること（行動目標 5-3）を通じ、地域の多様な主体が様々な情報・手法を用いて現場における効果的な活動を進めていくこと（状態目標 5-1）が必要である。また、資金面では、各種補助金・奨励措置等について、国内における生物多様性に有害なものの特定と見直し、生物多様性保全に貢献するものの促進を通じて全体としてポジティブな内容に変えていくとともに、国際的な資源動員への貢献を強化すること（行動目標 5-4）で、本戦略の実施に係る十分な資金が確保され、世界的な生物多様性保全に係る資金ギャップの解消に貢献すること（状態目標 5-2）が求められる。加えて、我が国における生物多様性の保全と持続可能な利用に係る経験を活かしたプロジェクトの国際的な展開や知見の共有を進めていくこと（行動目標 5-5）で、途上国における能力構築等を進め、各国の生物多様性保全を促進していく（状態目標 5-3）ことが必要である。

【状態目標】

5-1　生物多様性の情報基盤が整備され、調査・研究成果や提供データ・ツールが様々なセクターで利活用されるとともに、生物多様性を考慮した空間計画下に置き、多様な空間スケールで様々な主体の連携が促進されている

5-2　世界的な生物多様性保全に係る資金ギャップの改善に向け、生物多様性保全のための資金が確保されている

5-3　我が国による途上国支援による能力構築等が進み、その結果が各国の施策に反映され、生物多様性の保全が進められている

【行動目標】

5-1　生物多様性と社会経済の統合や自然資本の国民勘定への統合を含めた関連分野における学術研究を推進するとともに、強固な体制に基づく長期的な基礎調査・モニタリング等を実施する

5-2　効果的かつ効率的な生物多様性保全の推進、適正な政策立案や意思決定、活動への市民参加の促進を図るため、データの発信や活用に係る人材の育成やツールの提供を行う

5-3　生物多様性地域戦略を含め、多様な主体の参画の下で統合的な取組を進めるための計画策定支援を強化する

5-4　生物多様性に有害なインセンティブの特定・見直しの検討を含め、資源動員の強化に向けた取組を行う

5-5　我が国の知見を活かした国際協力を進める

基本戦略５における目標のイメージ

# 生物多様性地域戦略策定済み自治体

令和5年3月時点

| 都道府県 | 政令指定都市 | | 市区町村 | | | | | | | | | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 北海道 | 札幌市 | | 帯広市 | 黒松内町 | 礼文町 | | | | | | | |
| 青森県 | | | | | | | | | | | | |
| 岩手県 | | | 盛岡市 | 金ケ崎町 | | | | | | | | |
| 宮城県 | 仙台市 | | 石巻市 | 登米市 | | | | | | | | |
| 秋田県 | | | 秋田市 | | | | | | | | | |
| 山形県 | | | | | | | | | | | | |
| 福島県 | | | いわき市 | | | | | | | | | |
| 茨城県 | | | 守谷市 | 稲敷市 | かすみがうら市 | 東海村 | | | | | | |
| 栃木県 | | | 小山市 | 宇都宮市 | | | | | | | | |
| 群馬県 | | | | | | | | | | | | |
| 埼玉県 | さいたま市 | | 所沢市 | 加須市 | 草加市 | 富士見市 | 秩父市 | 横瀬町 | 皆野町 | 長瀞町 | 小鹿野町 | 共同策定 |
| 千葉県 | 千葉市 | | 市川市 | 船橋市 | 市原市 | 野田市 | 柏市 | 流山市 | いすみ市 | | | |
| 東京都 | | | 千代田区 | 港区 | 新宿区 | 文京区 | 墨田区 | 品川区 | 目黒区 | 大田区 | 世田谷区 | |
| | | | 豊島区 | 北区 | 葛飾区 | 足立区 | 府中市 | 昭島市 | 町田市 | 小平市 | 稲城市 | |
| | | | 羽村市 | あきる野市 | 武蔵野市 | 清瀬市 | 東久留米市 | 日野市 | 狛江市 | 青梅市 | | |
| 神奈川県 | 横浜市 | 川崎市 | 秦野市 | 厚木市 | 藤沢市 | 茅ケ崎市 | 大磯町 | | | | | |
| | 相模原市 | | | | | | | | | | | |
| 新潟県 | 新潟市 | | 佐渡市 | | | | | | | | | |
| 富山県 | | | 魚津市 | | | | | | | | | |
| 石川県 | | | 金沢市 | | | | | | | | | |
| 福井県 | | | 大野市 | | | | | | | | | |
| 山梨県 | | | | | | | | | | | | |
| 長野県 | | | 長野市 | 松本市 | 佐久市 | | | | | | | |
| 岐阜県 | | | 高山市 | 岐阜市 | 中津川市 | 美濃加茂市 | 坂祝町 | 川辺町 | 富加町 | 七宗町 | 白川町 | 共同策定 |
| | | | 八百津町 | 東白川村 | | | | | | | | |
| 静岡県 | 静岡市 | 浜松市 | 沼津市 | 三島市 | 富士市 | | | | | | | |
| 愛知県 | 名古屋市 | | 豊橋市 | 岡崎市 | 半田市 | 春日井市 | 津島市 | 碧南市 | 豊田市 | 安城市 | 西尾市 | |
| | | | 江南市 | 稲沢市 | 新城市 | 東海市 | 大府市 | 知多市 | 知立市 | 岩倉市 | 田原市 | |
| | | | 愛西市 | みよし市 | 長久手市 | 東浦町 | 幸田町 | | | | | |
| 三重県 | | | 亀山市 | | | | | | | | | |
| 滋賀県 | | | 大津市 | 高島市 | | | | | | | | |
| 京都府 | 京都市 | | | | | | | | | | | |
| 大阪府 | 大阪市 | 堺市 | 枚方市 | 岸和田市 | 和泉市 | | | | | | | |
| 兵庫県 | 神戸市 | | 明石市 | 西宮市 | 宝塚市 | 加西市 | 丹波篠山市 | 豊岡市 | 加古川市 | 伊丹市 | 川西市 | |
| | | | 姫路市 | | | | | | | | | |
| 奈良県 | | | 橿原市 | 高取町 | 明日香村 | | | | | | | 共同策定 |
| 和歌山県 | | | | | | | | | | | | |
| 鳥取県 | | | | | | | | | | | | |
| 島根県 | | | | | | | | | | | | |
| 岡山県 | 岡山市 | | 倉敷市 | | | | | | | | | |
| 広島県 | 広島市 | | 北広島町 | | | | | | | | | |
| 山口県 | | | | | | | | | | | | |
| 徳島県 | | | 阿南市 | | | | | | | | | |
| 香川県 | | | | | | | | | | | | |
| 愛媛県 | | | | | | | | | | | | |
| 高知県 | | | | | | | | | | | | |
| 福岡県 | 北九州市 | 福岡市 | 古賀市 | 久留米市 | 福津市 | うきは市 | 糸島市 | | | | | |
| 佐賀県 | | | | | | | | | | | | |
| 長崎県 | | | | | | | | | | | | |
| 熊本県 | 熊本市 | | | | | | | | | | | |
| 大分県 | | | 豊後大野市 | 九重町 | | | | | | | | |
| 宮崎県 | | | 宮崎市 | 綾町 | | | | | | | | |
| 鹿児島県 | | | 鹿児島市 | 日置市 | 霧島市 | 志布志市 | 奄美市 | 大和村 | 宇検村 | 瀬戸内町 | 龍郷町 | 共同策定 |
| 沖縄県 | | | | | | | | | | | | |
| 47 | 20 | | 146 | | | | | | | | | 213 |

## 生物多様性地域戦略策定済み自治体

令和5年3月時点

都道府県

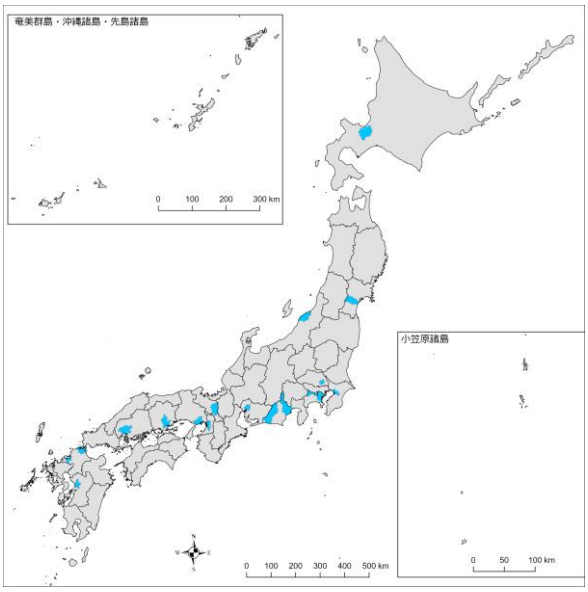


政令指定都市

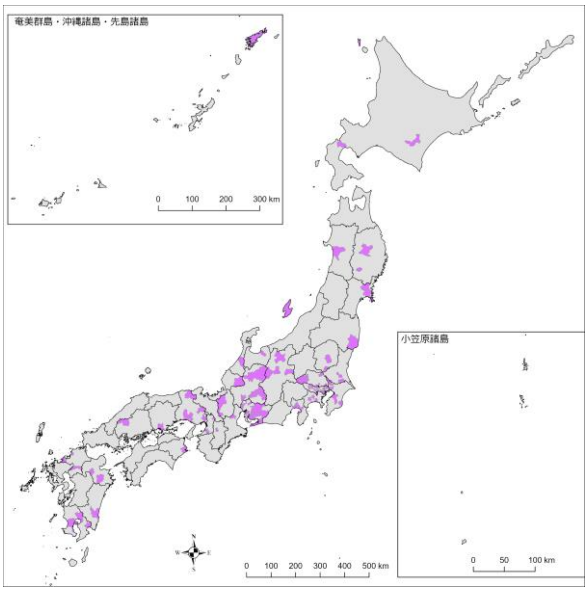


市区町村

## 生物多様性の損失要因と本戦略の行動目標の関係性

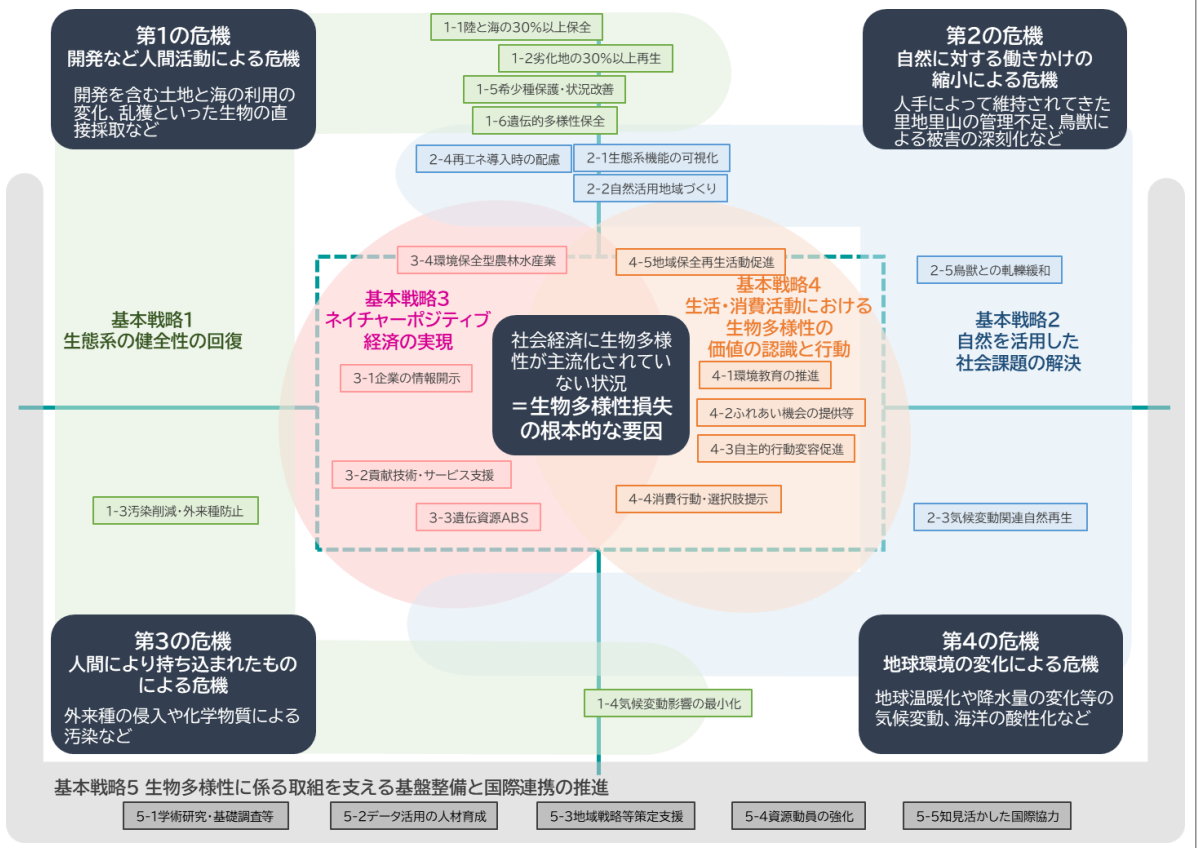


注）主な関係性を表現していることに留意

## 新枠組と本戦略の国別目標との対応表

| 生物多様性国家戦略2023-2030 ＼ 昆明・モントリオール生物多様性枠組 | | 2050年ゴール | | | | 2030年ターゲット | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | (1)生物多様性への脅威を減らす | | | | | | | | (2)人々のニーズを満たす | | | | | (3)ツールと解決策 | | | | | | | |
| | | A 生物多様性の保全 | B 生物多様性の持続可能な利用 | C 遺伝資源へのアクセスと利益配分(ABS) | D 実施手段の確保 | 1 空間計画の策定と効果的管理 | 2 生態系の回復 | 3 「30by30」/保護地域及びOECM | 4 種・遺伝子の保全、野生生物との共生 | 5 生物の利用、採取取引の適正化 | 6 侵略的外来種対策 | 7 汚染防止、栄養塩類流出・農薬リスクの半減 | 8 気候変動対策(NbS/EbAを含む) | 9 野生種の持続可能な管理 | 10 農林漁業の持続可能な管理 | 11 自然の恵みの回復、維持及び増大 | 12 都市の緑地親水空間の確保 | 13 公正、衡平な遺伝資源利益配分(ABS) | 14 生物多様性の主流化 | 15 ビジネスの影響評価・開示 | 16 持続可能な消費 | 17 バイオセーフティ | 18 有害補助金の特定・見直し | 19 資金の動員 | 20 能力構築、科学・技術の移転及び協力 | 21 情報・知識へのアクセス強化 | 22 女性、若者及び先住民の参画 | 23 ジェンダー平等 |
| 基本戦略1 生態系の健全性の回復 | 状態目標1－1 生態系の健全性の回復 | ○ | | | | ○ | ○ | ○ | | | ○ | ○ | ○ | | | | | | | | | | | |
| | 状態目標1－2 種の絶滅リスクの低減 | ○ | | | | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | | | | | | | |
| | 状態目標1－3 遺伝的多様性の維持 | ○ | | | | | | | ○ | | | | | | | | | | | ○ | | | | |
| | 行動目標1－1 陸と海の30%以上保全 | ○ | | | | | | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 行動目標1－2 劣化地の30%以上再生 | ○ | | | | ○ | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 行動目標1－3 汚染削減・外来種防止 | ○ | | | | | | | | | ○ | ○ | | | | | | | | | | | | |
| | 行動目標1－4 気候変動影響の最小化 | ○ | | | | | | | | | | | ○ | | | | | | | | | | | |
| | 行動目標1－5 希少種保護・状況改善 | ○ | | | | | | | ○ | ○ | | | | | | | | | | | | | | |
| | 行動目標1－6 遺伝的多様性保全 | ○ | | | | | | | ○ | | | | | | | | | | | ○ | | | | |
| 基本戦略2 自然を活用した社会課題の解決策 | 状態目標2－1 生態系サービスの向上 | | ○ | | | | | | | | | | | ○ | | ○ | ○ | | | | | | | |
| | 状態目標2－2 気候変動対策による生態系影響減 | | ○ | | | | | | | | | | ○ | | | ○ | | | | | ○ | | | |
| | 状態目標2－3 鳥獣被害の緩和 | | ○ | | | | | | ○ | ○ | | | | ○ | | | | | | | | | | |
| | 行動目標2－1 生態系機能の可視化 | | ○ | | | | | | | | | | | | | ○ | | | | | | | | |
| | 行動目標2－2 自然活用地域づくり | | ○ | | | | | | | | | | | ○ | | ○ | ○ | | | | | | | |
| | 行動目標2－3 気候変動関連自然再生 | | ○ | | | | | | | | | | ○ | | | ○ | | | | | ○ | | | |
| | 行動目標2－4 再エネ導入時の配慮 | | ○ | | | | | | | | | | ○ | | | | | | | | | | | |
| | 行動目標2－5 鳥獣との軋轢緩和 | | ○ | | | | | | ○ | ○ | | | | ○ | | | | | | | | | | |
| 基本戦略3 ネイチャーポジティブ経済の実現 | 状態目標3－1 ESG投融資の推進等 | | | | ○ | | | | | | | | | | | | | | ○ | | | ○ | | |
| | 状態目標3－2 負の影響の低減等 | | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | ○ | | | ○ | ○ | |
| | 状態目標3－3 持続可能な農林水産業 | | ○ | | | | | | | ○ | | ○ | | ○ | ○ | | | | | | | | | |
| | 行動目標3－1 企業の情報開示 | | | | ○ | | | | | | | | | | | | | | ○ | | | ○ | | |
| | 行動目標3－2 貢献技術・サービス支援 | | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | ○ | | | | ○ | |
| | 行動目標3－3 遺伝資源ABS | | | ○ | | | | | | | | | | | | | | ○ | ○ | | ○ | | | |
| | 行動目標3－4 環境保全型農林水産業 | | ○ | | | | | | | ○ | | ○ | | ○ | ○ | | | | | | | | | |
| 基本戦略4 一人一人の行動変容 | 状態目標4－1 自然重視の価値観形成 | | ○ | | | | | | | | | | | | | | | ○ | | ○ | | | | ○ | | |
| | 状態目標4－2 消費行動における配慮 | | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | ○ | | ○ | | | |
| | 状態目標4－3 保全活動への積極的な参加 | | ○ | | | | | ○ | | | | | | | | | | | | | | | ○ | ○ | ○ |
| | 行動目標4－1 環境教育の推進 | | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | ○ | | |
| | 行動目標4－2 ふれあい機会の提供等 | | ○ | | | | | | | | | | | | | | | ○ | | | | | | | | |
| | 行動目標4－3 自主的行動変容促進 | | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | ○ | | | | | | |
| | 行動目標4－4 消費行動・選択肢提示 | | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | ○ | | ○ | | | | |
| | 行動目標4－5 地域保全再生活動促進 | | ○ | | | | | ○ | | | | | | | | | | | | | | | ○ | ○ | ○ | |
| 基本戦略5 生物多様性に係る取組を支える基盤整備と国際連携の推進 | 状態目標5－1 情報基盤の整備等 | | | | ○ | ○ | | | | | | | | | | | | ○ | ○ | | | | | ○ | ○ | ○ |
| | 状態目標5－2 生物多様性資金の確保 | | | | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | ○ | ○ | ○ | | |
| | 状態目標5－3 途上国支援能力構築等 | | | | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | ○ | | |
| | 行動目標5－1 学術研究・基礎調査等 | | | | ○ | | | | | | | | | | | | | | ○ | | | | | ○ | ○ | |
| | 行動目標5－2 データ活用の人材育成 | | | | ○ | | | | | | | | | | | | | | ○ | | | | | ○ | ○ | ○ |
| | 行動目標5－3 地域戦略等策定支援 | | | | ○ | ○ | | | | | | | | | | | | ○ | ○ | | | | | | ○ | ○ |
| | 行動目標5－4 資源動員の強化 | | | | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | ○ | ○ | | | |
| | 行動目標5－5 知見活かした国際協力 | | | | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | ○ | | |

# 第４章
# 本戦略を効果的に実施するための基盤・仕組み

## 第１節　実施に向けた基本的考え方

第３章で掲げた 2030 年までに達成すべき短期目標「2030 年ネイチャーポジティブ」を実現するための五つの基本戦略における各状態目標及び行動目標を達成するために、第２部に掲げる各目標に紐付く施策を着実に実施することが必要である。

これらの施策の実施に当たっては、長期的な視点に立ち、生物多様性が持つ複雑性・不確実性や、本戦略が目指す自然共生社会像に向けた地域の在り方等を踏まえ、以下の考え方に沿っていくことが重要である。

### １　科学的な認識と予防的／順応的な取組

生物多様性の保全と持続可能な利用は、地域における自然との共生の知恵を参考としつつ、自然の特性やメカニズム、歴史性を理解し、科学的データに基づいて行うことが必要であり、政策決定や取組の出発点、基礎となる。それにより、多くの人に取組の重要性や効果を示すことができると考えられる。

しかしながら、生物多様性に関する知識や理解は限られていることから、生物多様性の損失の要因やそれに伴う生態系サービスの減少の評価、施策の立案・実施においては、その時点での最新の科学的知見に基づいて必要な措置を講じたものであったとしても、常に一定の不確実性が伴うことについては否定できない。とはいえ、不確実性を有することを理由として対策をとらない場合に、一たび問題が発生すれば、それに伴う被害や対策コストが非常に大きくなる可能性や、長期間にわたる極めて深刻な、あるいは不可逆的な影響をもたらすおそれもある。このため、生物多様性の保全と持続可能な利用に当たっては、生物多様性への影響が懸念される問題への対策を、科学的知見が十分ではないことや不確実性を伴うことをもって先送りするのではなく、科学的知見の充実に努めつつ、予防的な対策を講じるという「予防的な取組方法」の考え方に基づいた取組を実施していくことが原則である。なお、一定の不確実性がある中で政策的な意思決定を行うためには、関係者や国民との合意形成が不可欠である。その際には、政策決定者が十分に説明責任を果たすことや、各主体間のコミュニケーションを図ることが重要である。

また、生態系は複雑で絶えず変化し続けているものであることから、政策判断を行った後においても、生態系の変化に応じた柔軟な見直しが大切であり、新たに集積した科学的知見や、施策の実施状況のモニタリング結果の科学的な評価に基づいて、必要な施策の追加・変更や施策の中止等の見直しを継続して行っていく、「順応的な取組方法」の考え方に基づいた取組を進めることが必要である。

### ２　わかりやすさの重視

生物多様性については、我々の生活との関係性が見えにくく、何をすればその保全や持続可能な利用に役立つか分かりにくいという課題がある。日々の暮らしの中で意識することは多くないが、我々の生活は、食料や水、健康など、自然の恵みによって支えられている。これらの生態系サービスは他の社会関係資本等とも複雑に結びついているため、人間の福利における生態系の貢献を直接的に評価することは現時点で困難である。一方で、生態系サービスを評価する取組は進められていることから、その成果等も活用しながら、我々の日々の生活に生態系がどのように関わり、貢献しているかを分かりやすく示していくことが大切である。

また、生物多様性の保全に関しては気候変動対策と異なり明解な指標はなく、生物多様性の保全のためにとるべき行動やそれによる効果の評価も難しい面がある。このことが気候変動対策と比して、生物多様性保全に係る対策が遅れていると評される一因にもなっており、生物多様性に係る「わかりにくさ」を克服する必要がある。このため、生物多様性に関する政策の立案や実行、その効果の検証に至るまでの課程においては、EBPM（証拠に基づく政策立案）の考え方に基づき、施策の実施（インプット）からそれらの成果（アウトプット）、さらにはその結果としての生物多様性保全等の効果（アウトカム）

までの道筋をわかりやすい形で示し、それらを教育や普及啓発等により発信していくことが重要である。

加えて、生物多様性に関する用語には、「自然環境」「生態系」「生物多様性」のように混同されて使われがちなものや、互いに概念に重複があるものなど、一般に伝わりづらいものも多い。また、英語がベースとなっているために、日本人が直感的に理解するには難易度の高い用語もある。このため、生物多様性への理解の増進には、使用する用語の整理を行うことはもちろん、それらの本質的な意味合いを多くの人々が理解しやすい平易な表現で伝える必要がある。

さらに、本戦略の下で実施される生物多様性に関する施策と、国際的な目標、とりわけ、昆明・モントリオール生物多様性枠組との整合や関係性をわかりやすく示していくことが求められる。これにより、各取組の意義や国内目標・世界目標に対する貢献度が明確になることで、取組が後押しされ、現場レベルのやる気にもつながる。同時に、進捗状況に係る国際機関への報告を通じて、我が国の取組に対する国際社会からの理解を得ることにも寄与する。

### 3　地域性の尊重と地域の主体性

地域の生物多様性は、それぞれの地域の自然的・社会的条件を背景として長い年月をかけて形づくられてきたものであり、一律ではない。そのため、本戦略の取組を進める上でも、地域の生物多様性を形づくってきた自然環境や野生生物の分布状況、歴史や文化、人と自然との関わり等を踏まえることが重要である。その際には、特に、教育・研究機関、専門家、その地域に長年住む農林漁業者や住民等との連携を図り、協力や助言を得られる体制を整えるとともに、地域で引き継がれている知識や経験に関する情報を蓄積して積極的に活かすことが効果的となる。また、地域で創意工夫を重ねながら行われている既存の活動を発展させる視点も有益である。

このため、地域が当事者意識を持ち、主体性を発揮し、自ら地域の目標を定め、地域に適した取組を進めることが重要である。そうすることで、地域の生物多様性の保全と同時に、地域の活性化や地域課題の解決にもつなげることが可能となる。更に各地域の活動を結びつけるネットワークを構築し協働や連携を進めることで、担い手の確保や活動の活性化、客観的な活動の評価にもつながる。

このような、地域における生物多様性に関する活動の維持や活性化、土地利用の方向性の検討に当たって有用な手段となるのが、多様な主体の参画を得て地域自らで作り上げる生物多様性地域戦略であり、地域ごとの取組の方向性や各主体の役割、目指すべき地域の姿を明確にすることにより、持続的かつ魅力的な地域づくりが推進されると考えられる。

### 4　生態系のつながりを意識した取組

今日、地球上には様々な環境に適応し進化してきた多様な生物が存在しており、これらの生物間、及びこれらを取り巻く大気、水、土壌等の環境との相互作用によって生態系が形成・維持され、更に栄養塩等の物質循環や水循環、動物の移動等を通じ、相互につながっている。また、そこで暮らす生物は、国境を越えて移動するガン類など渡り鳥から、県境を越えて移動するツキノワグマ、海から河川を遡上するアユやサケ、一定の狭い範囲内の湿地と森林を行き来するカエルの仲間、更にはマイクロハビタットに生息する生物に至るまで、様々な生息・移動・繁殖の空間的な広がりやつながりを有している。

このため、生物多様性の保全と持続可能な利用を図っていく上では、それぞれの生態特性に応じて、生息・生育空間のつながりや適切な配置が確保された生態系ネットワークが、国土全体、更には世界的なつながりも考慮してしっかりと形成されることを念頭に取り組む必要がある。その上で、生態系ネットワークを単なる概念的なものにとどめず、地域の取組、更に周辺地域にも範囲を広げた取組に落とし込んでいく必要がある。

その際、流域を基軸として関連する流域圏を一つのまとまりとして捉える視点も重要である。森林と海は河川でつながっており、我々の暮らしや文化も、流域を単位として成り立っているものが少なくない。その地域だけの視点で活動を行うのではなく、流域を単位とする生態系や文化のつながりを踏まえた広範な視点を持つことにより、他の地域にも良い波及効果をもたらす活動を進めていくことが可能となる。

さらに、流域を越えたつながりから、全国規模のつながり、地球規模のつながりまで、様々な階層におけるつながりを持っているほか、異なる階層間もつながりを持っていることから、それぞれのつながりを意識した広域

的な視点を持ち、各地域における個別具体的な課題の解決に向けた取組を進めていくことが重要である。

### 5　長期的な視点に立った取組

社会経済活動は、ともすれば短期的な生産性・効率性を追求する傾向にある。しかし、自然資本（ストック）から得られる利益を長期的に考えると、自然資本を持続的に保全し、そこから得ることができる様々な恵み（フロー）を利用した方が、これを損ないながら利益を得ることよりも経済的である場合も多いと言われている。このため、短期的な生産性や効率性を求めるのではなく、自然資本を持続的に保全し、その回復能力を超えない範囲で利用していくことの長期的な利益も考慮していくことが原則となる。さらには、これまで長年にわたり自然資本が継続的に損なわれ、事業活動のみならず自然を基盤とする文化や人類の持続可能性までもが脅かされてきたことに鑑みれば、自然資本を単に維持するだけではなく今まで以上に回復させ、そこから得られる様々な恵みを世代を超えて享受できるよう取り組んでいく姿勢が求められる。

こうした自然資本の中には、人々が長年にわたり培ってきた伝統的な知識に基づき利用されているものがある。その維持・回復は伝統的な知識等の保存や維持にもつながるものであり、また、我が国の自然観や郷土愛を次世代につないでいくことにも資するものであることに留意する必要がある。

個別の取組に際しては、長期的な変化を見据えて取り組んでいくことが求められる。例えば、少子高齢化の進行により地域のコミュニティの維持や適切な土地の管理もが困難になる地域も生じることが見込まれる。こうした地域については自然林や湿地等の自然を再生し、災害の緩衝地として活用していくといった選択肢も考慮していく必要がある。

また、気候変動や地球規模での生物多様性の損失等、不確実性の時代であることを踏まえれば、将来予測を強化し、更に生じうる様々なシナリオにおいても持続可能性が確保できるよう、状況変化に柔軟に対応できる様々な選択肢とその基盤が必要となる。このため、変化への強靭性（レジリエンス）を兼ね備えた生物多様性豊かな自然資本を長期的視点に立って着実に維持・回復させていくことが重要であるとともに、劣化した自然資本の回復には長い年月を要することを踏まえれば、問題を先送りすることなく迅速に取り組んでいく姿勢も求められている。

### 6　社会課題の統合的な解決への積極的活用とランドスケープアプローチ

生物多様性の低下傾向は、生態系の保全と回復の強化、汚染や侵略的外来種への対策等の自然環境の保全そのものを目的とする取組だけでは止められず、持続可能な食料生産や、消費と廃棄物の削減といった様々な分野が連携して取り組む必要があることが指摘されており、そのためには生物多様性に関する社会的な理解と連携・協力が不可欠となる。このため、生物多様性の損失を止め、回復に向かわせるためには、生物多様性・自然資本・生態系サービスを社会・経済活動の基盤として捉え直し、それらを活かして多様な社会課題の解決につなげる「自然を活用した解決策（NbS）」の取組を積極的に進め、社会的な理解と連携･協力を得ていく必要がある。この NbS は、主目的の社会課題の解決に加え、複数の効果をもたらすという特徴があるとともに、近年関心が高まりつつある自然による癒しや人の健康への好影響等の波及効果も期待されている。こうした中、NbS ではなく自然環境の保全そのものを目的とする取組であったとしても、気候変動緩和・適応、防災・減災、資源循環、地域経済の活性化、人獣共通感染症、健康などの課題解決に貢献する NbS としての側面を有するものもあり、あらゆる取組について NbS としての意味づけを積極的に行っていくことが、社会的な理解と連携・協力の促進を進める上で重要であると考えられる。

NbS を含め生物多様性の保全と持続可能な利用を進めるに際して効果的な手法の一つがランドスケープアプローチである。ランドスケープアプローチとは、一定の地域や空間において、主に土地・空間計画をベースに、多様な人間活動と自然環境を総合的に取り扱い、課題解決を導き出す手法のことである。自然環境保全や、社会課題の解決を別々に進めるのではなく、地域ごとに多様なスケールで生物多様性とその他の社会課題との間のシナジーとトレードオフを明確化した上で、自然的条件と社会的条件を統合的に捉え、地域の多様な主体の参画を得て様々な取組と協調することにより、望ましい土地利用の実現を目指すものである。そのためには様々な情報を

地図上に明示して「空間計画」として検討を進めることが極めて重要となる。なお、本手法は陸域のみならず里海といったシースケープにおける取組や、陸と海の両方にまたがる取組においても有用であり、土地利用に関係する地域の様々な取組において適用されることが強く期待されるものである。

### 7　多様な主体の連携・協働の促進

NbS を含め生物多様性の保全と持続可能な利用を積極的に進めるためには、各主体間の連携と協働が一層重要となる。

このため、まずは地域においては国、地方公共団体、農林漁業者、事業者、民間団体、専門家、教育関係者、地域住民などの多様な主体間がより一層の緊密に連携し協働できる仕組みを設けていくことが求められる。また、地域の伝統や知恵を有する高齢者と、これからの地域を担う若い世代がともに意思決定に加わり、目指すべき地域像を明確にしながら取り組んでいくことも大切な視点である。さらに、自然の恵みを供給する地方とその恩恵を受ける都市との間で人材や資金、更には知見や人脈を通じて支えあうことや、地域間でのノウハウの伝達のための広域的なネットワークの形成等も、人口減少社会の中で持続可能な取組を効果的かつ効率的に進めるために大切な要素である。また、事業者が民間団体や地方公共団体と協力して活動を展開する事例も増加しており、事業者との協働を促進する視点も欠かせない。さらに中間支援組織によるコーディネートや、科学的知見を有する専門家の参画も重要である。加えて、ジェンダーや世代等により異なる多様な価値観を反映し、主体性を持った取組を促進するため、関係する主体が連携・協働の取組に参加できるようにする必要がある。

こうした取組を支えていくためには、行政の組織間、組織内での連携体制の構築も必須となる。そして、中央省庁のレベルから出先機関、市町村の各部局のレベルに至るまで、様々なレベルにおいてそれぞれ連携が図られていくことが、地域での取組を効果的かつ効率的に促進するためには重要となる。

## 第２節　進捗状況の評価及び点検

### 1　国際枠組への対応

昆明・モントリオール生物多様性枠組では、愛知目標と比較して数値目標が増加するとともに、世界目標の達成に向けた進捗を測るために、全ての国が共通して生物多様性国家戦略や国別報告書に使用することが求められる「ヘッドライン指標」が設定された。また、各国が同枠組を踏まえて改定する生物多様性国家戦略や国別目標を基に、同枠組に対し各国が行うとしている貢献を世界全体で積み上げる分析を生物多様性条約締約国会議の開催毎に実施し、さらに、国別報告書等を基に、世界目標の達成に向けた各国の取組の進捗状況を点検・評価する「グローバルレビュー」を COP17 及び COP19 において実施することとしている。これらにより、必要に応じて各国における取組の見直しや努力量の向上を提案する仕組みが構築されるなど、評価のプロセスが大幅に強化され、世界目標と各国の生物多様性国家戦略との結びつきが強まった。

このような動きを踏まえ、本戦略の実施に当たっては、関係府省庁により構成される「生物多様性国家戦略関係省庁連絡会議」において、我が国の生物多様性に係る状況を加味し、同枠組を踏まえた国別目標である状態目標及び行動目標の進捗を測る指標を設定する。なお、同枠組のヘッドライン指標については、全ての国が共通して使用することとされているものの、COP16 までにその詳細が決定されることとされているため、本戦略における状態目標及び行動目標への位置づけについては、国際的な議論の動向を踏まえ、追って行うこととする。また、本戦略の第２部において、行動目標の達成に向け、2030 年までに国が取り組む個別施策を整理し、指標による状態目標及び行動目標の進捗状況の把握と併せ、本戦略に基づく各施策の実施状況の把握を行う。

本戦略の実施状況の点検・評価に当たっては、国際的な報告・評価プロセスのタイミングを踏まえて、効果的・効率的に実施することとする。具体的には、グローバルレビューに向けて各国に提出が求められる国別報告書を作成するタイミングに合わせ、指標や個別施策の実施状況の周期的な点検や、本戦略の中間評価や最終評価を行う。ただし、昆明・モントリオール生物多様性枠組の最終評価のための国別報告書の取りまとめのタイミングが

本戦略の最終評価のタイミングとして不適当である場合、本戦略の最終評価としては、最終年度に国別報告書の情報を更新して、本戦略の最終評価とする。

さらに、中間評価・最終評価等を踏まえた指標や個別施策の見直しやグローバルレビューの結果等を踏まえた本戦略自体の見直しについても必要に応じて検討する。

## 2　点検・評価

本戦略の各状態目標及び行動目標の進捗を測るための指標並びに第２部に記載した個別施策の実施状況の点検については、２年に１度を基本としつつ、国際的な報告・評価のプロセスも踏まえて実施する。その結果は生物多様性国家戦略関係省庁連絡会議において取りまとめる。

また、本戦略に基づく取組の結果、我が国の生物多様性及び生態系サービスがどのように変化したのかを把握するために、継続的に研究調査やモニタリング等に係る情報収集を行うとともに「生物多様性及び生態系サービスの総合評価（JBO）」として情報をまとめる。特に状態目標の評価に関して、本戦略の達成状況の評価と JBO による評価を連携させ、効果的・効率的な評価を行う。

達成状況の評価は、国際的な報告・評価のプロセスを踏まえ、中間評価及び最終評価として実施する。評価を実施する際には、行動目標の達成に向けた取組が、どのように状態目標の達成につながっているかについても評価する。

## 3　見直し・改定

本戦略の各状態目標及び行動目標の進捗を測るための指標並びに第２部に記載した個別施策については、中間評価における状態目標及び行動目標の達成状況の評価結果やヘッドライン指標の国際的な議論の動向等を踏まえ、必要に応じて更新や追加等を行う。その結果は生物多様性国家戦略関係省庁連絡会議において取りまとめる。

また、本戦略は、グローバルレビューの結果等を踏まえて必要に応じて見直しを図る。

さらに、最終評価や JBO の結果、生物多様性と生態系サービスの評価・予測に関連する研究成果等の情報を踏まえ、次期生物多様性国家戦略の策定を行う。

## 4　関係計画等との協調

生物多様性国家戦略は生物多様性基本法第 12 条第１項で環境基本計画を基本として策定することとされており、環境基本計画に記載の内容との整合を図る必要がある。具体的には、次期環境基本計画の策定の際に、本戦略に記載した事項を踏まえた記載を取り入れるほか、本戦略の見直しの際には次期環境基本計画の内容を踏まえた検討を行う。

また、地球温暖化対策計画や循環型社会形成推進基本計画、みどりの食料システム戦略等の本戦略に関連する国の他の計画との協調を図っていく。さらに、関係省庁が策定する戦略・ガイドライン等との間で可能な限り点検等の作業の共通化を図るとともに、内容面でも連携させることで効率的・効果的な実施を図る。

## 本戦略の点検・評価イメージ

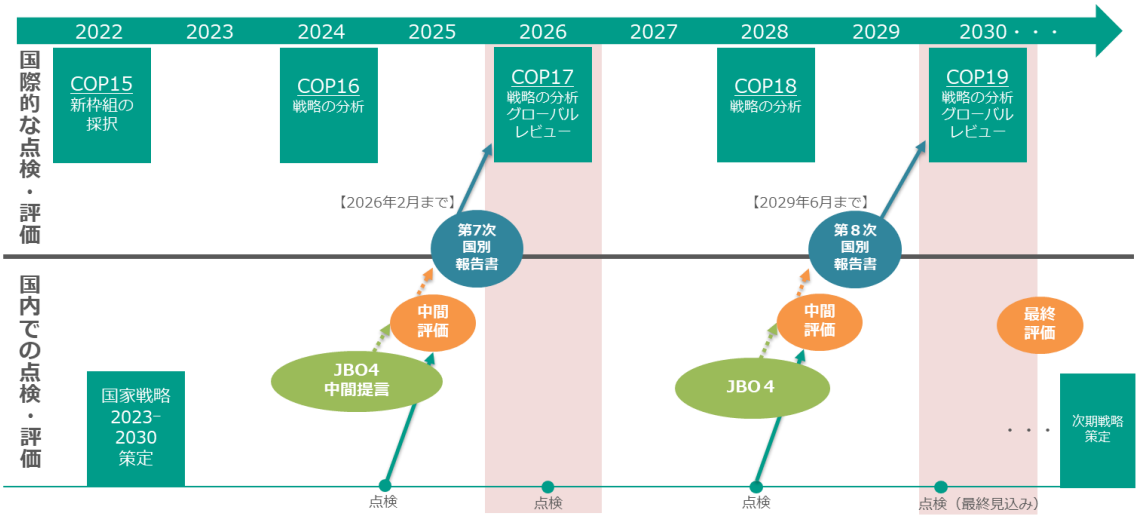


注）あくまでイメージを表したものであり、国際議論の動向等によって変更可能性があることに留意

## 協調をはかる関係計画の例

自然環境保全基礎調査マスタープランにおいて実施する各種調査のスケジュール案（2023 年 3 月時点）

| 大区分 | 小区分 | 令和５年度 (2023) | 令和６年度 (2024) | 令和７年度 (2025) | 令和８年度 (2026) | 令和９年度 (2027) | 令和１０年度 (2028) | 令和１１年度 (2029) | 令和１２年度 (2030) | 令和１３年度 (2031) | 令和１４年度 (2032) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| とりまとめ（総合解析含む） | | 総合解析（３カ年） | | | | 中間評価 | | | | とりまとめ・次期計画検討（２カ年） | |
| ①種の分布調査 | 哺乳類 | | | | | | 調査実施（４カ年） | | | | |
| | 両生類・爬虫類 | | | | 調査実施（４カ年） | | | | | | |
| | 昆虫類 | 調査実施（４カ年） | | | | | | | | | |
| | 淡水魚類 | 調査実施（R4～４カ年） | | | | | | | | | |
| | 陸産及び淡水産貝類 | | | | | | | | 調査実施（３カ年） | | |
| ②生態系調査 | 植生 | 調査設計検討・準備 | 更新実施（10カ年） | | | | | | | | |
| | 衛星植生速報図 | 調査設計検討・準備 | 調査実施（５カ年） | | | | | | 調査実施（５カ年） | | |
| | 海岸 | | 調査実施（３カ年） | | | | | | | | |
| | 干潟 | | 調査実施（３カ年） | | | | | | | | |
| | 藻場 | | | | | | 調査実施（３カ年） | | | | |
| | サンゴ礁 | | | | 調査実施（５カ年） | | | | | | |
| | 巨樹巨木林 | 毎年実施 | | | | | | | | | |
| ③生物多様性情報収集調査 | 基礎情報収集・整備 | 毎年実施 | | | | | | | | | |
| | いきもの全般 | 毎年実施（いきものログの運用を含む） | | | | | | | | | |

出典：自然環境基礎調査マスタープラン（2023 年）を一部改訂

## 第３節　多様な主体による取組の進捗状況の把握のための仕組み

昆明・モントリオール生物多様性枠組では、世界目標の達成に向け、地域に即した取組が重要であるとされており、そのためには多様な主体が取組に参画することが必要である。このため、本戦略でも多様な主体の主体的な取組や、各主体の連携協働を重視しており、本戦略の達成状況を評価するためには、多様な主体の取組を如何に把握し、分析・評価を行うかが重要となっている。

しかし、これまでの生物多様性国家戦略の点検評価において、国以外の主体による取組の成果は十分に加味されていなかった。そこで、本戦略を実施するに当たっては、地方公共団体を始め、企業、NPO、個人といった多様な主体が実施した本戦略の目標達成に貢献する取組を集約する仕組みを構築し、各主体の取組がどの程度本戦略の目標達成に貢献したかを定量的に評価することとする。なお、仕組みの構築に当たっては、集約した情報が各主体にも還元され、一層の取組意欲の向上や、技術の向上、主体間の連携の促進にもつながるよう工夫を行うこととする。

## 第４節　各主体に期待される役割と連携

本戦略は、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な考え方と国の施策について取りまとめたものである。しかしながら、その目標達成には、国だけではなく、あらゆる主体が参加、連携、協力、協働、行動することが必要である。本節では基本戦略の達成に向けて、国を始め、各主体に期待される「役割」と「主体間の連携」について、その代表的な例を示す。

### １　国

国は、本戦略の実施主体として、世界目標の達成にも貢献する目標を定めるとともに、全国的・国際的な見地から広域的・統一的に取り組むべき施策をあらゆる手法を駆使して実施する。その際、本戦略の行動計画に位置づけられた施策が効果的に実施されるよう、関係する省庁間又は地方公共団体、事業者等との間の連携を進めるとともに、本省・本庁・本社レベルから現場レベルにいたるまで、各レベル間で密に連携して取組を進めていく。また、国は、各主体がそれぞれ期待される役割を果たすことができるよう、情報の提供や技術的・予算的な支援を行っていく。さらに、生物多様性に係る取組は地域レベルの取組も多数ある中で、それぞれの地域の取組が全国的な取組と整合を取り、より効果的なものとなるよう調整・支援していく役割も期待される。

例えば、基本戦略１に位置づけられた 30by30 目標については、国は、保護地域の指定や拡張、管理の強化等を行うとともに、多様な主体による自然共生サイトの登録の促進が図られるよう、制度の構築に加え、地方公共団体や企業、住民団体等にこれらの地域の保全の意義や重要性、インセンティブ、手法等を示し、多様な主体が連携した地域に根ざした保全等の取組を促していく。

基本戦略２の自然を活用した社会課題の解決に当たっては、生物多様性豊かな自然環境を活用し、気候変動や人の健康、野生鳥獣との軋轢などの社会課題の解決を図るための望ましい在り方を示していくとともに、その推進に当たり必要となる制度の構築や手法の開発等を進めていく。

基本戦略３の生物多様性と経済の統合に当たっては、国際的な動向も踏まえながら、事業活動全般に生物多様性の観点が取り入れられるよう、生物多様性に配慮した事業活動に係るガイドラインの作成や認証制度の運用、情報開示等の生物多様性に配慮した投融資の基盤づくり等を行うとともに、優良事例を積極的に発信していく。また、国自らも、物品調達や施設の維持管理・整備等に当たって、生物多様性への負荷の軽減を十分に考慮するなど、環境に配慮した行動を率先して行う。

基本戦略４の一人一人の行動変容に当たっては、生物多様性と一人一人の日常生活との結びつきや、生物多様性を守るために必要とされる行動をわかりやすく提示し、行動科学の知見も踏まえ、地方公共団体や事業者等と連携しながら国民運動として進めていくための普及啓発等を進める。

これらを進めるための基盤として、基本戦略５に記載した、全国的・広域的な生物多様性に関する情報や調査体制を確保するとともに、生物多様性の保全や持続可能な利用に向けた技術開発等を進める。さらに、地球規模での生物多様性とその持続的な利用に向けて、公平かつ実効性のある国際的なルールの形成への積極的関与を行っていくほか、途上国、とりわけアジア・太平洋地域における持続可能な社会の構築に向けた取組の協力を実施し、国際的な連携を強化していく。

### ２　地方公共団体

地方公共団体が地域の自然的社会条件に応じたきめ細かな取組を進めていくことは、我が国の生物多様性の保全と持続可能な利用を進めていく上で極めて重要な役割を果たす。このうち市町村には日々の生活や、地域住民に身近な生物多様性に関する活動、学校教育・社会教育を通じた人材の育成等において重要な役割を果たすことが期待され、都道府県には市町村を越えた生態系ネットワークの構築や人的ネットワークの形成等のより広域的な取組や市町村間の連携促進、更には市町村の取組に対する人的・技術的・資金的支援等において重要な役割を果たすことが期待される。

例えば、基本戦略１に位置づけられている「30by30 目標」の達成に向けては、市町村あるいは都道府県レベルでの目標を設定し、都道府県立自然公園や条例に基づく保護地域はもちろん、より地域に根ざした地域住民に大切にされている里山やビオトープ、境内地、都市緑地等を、地域住民や地域の企業等と一体となって保全することが期待される。都道府県においては、域内に占める保

護地域の割合が異なる市町村間での連携した目標設定や取組の促進や、地域の実情に応じたノウハウや情報の蓄積、更には人的ネットワークの構築が期待される。

基本戦略２の自然を活用した社会課題の解決に当たっては、例えば、再生可能エネルギーの導入に当たり、生物多様性への負荷が生じない、地域と共生したものとなるよう、関係する主体とともに地域にとって望ましい在り方を示していくことが期待される。また、防災・減災や人の健康、地域の活性化など、地域課題の解決に向けて、自然を積極的に活用していく姿勢が求められる。その際、都道府県が有する広域的な知見を、市町村の有する地域に特化した情報と組み合せることにより、効果的な空間計画の作成やその実施の促進が期待される。

基本戦略３の生物多様性と経済の統合においては、地方公共団体は、生物多様性に配慮した持続可能な農林水産業を促進していくことや、事業者や都市住民と地域の活動との連携に向けたマッチングを推進し、地域の産物の付加価値の向上や関係人口の拡大等を図り、自然を活用した地域経済の活性化を後押ししていくことが期待される。

基本戦略４の一人一人の行動変容については、地方公共団体は、国や事業者と連携しながら生物多様性を保全するために必要とされる行動を市民に普及啓発するとともに、地域の特色を活かしながら後述の教育機関の活動に係る支援や指導を行うことが期待される。

これらを実施するための基盤となる基本戦略５について、地方公共団体は生物多様性に関する基本的な行政計画である生物多様性地域戦略を策定する際には、地域に根ざした生物多様性に関する取組を位置づけるとともに、世界目標や本戦略の目標達成に貢献する目標を設定し、その進捗や成果を、国を含め広く共有することが期待されている。また、様々な行政分野に生物多様性の観点を盛り込み、地域のあらゆる主体を巻き込んで計画が策定されることが期待されることから、環境基本計画や緑の基本計画等と統合的に生物多様性地域戦略を策定することにより、分野横断的な取組を推進することも効果的である。さらに、生態系は行政区域を越えてつながっているものであることから、流域等を単位として複数の地方公共団体が共同で生物多様性地域戦略を策定することも、生態系ネットワークを踏まえた取組を進める上で効果的である。

# 生物多様性自治体ネットワーク 構成自治体

令和5年3月時点

| ブロック | 都道府県 | 政令指定都市 | | 市区町村 | | | | | | | | | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 北海道・東北 | 北海道 | 札幌市 | | 黒松内町 | 礼文町 | | | | | | | | 代表自治体 |
| | 青森県 | | | | | | | | | | | | 幹事自治体 |
| | | | | 金ケ崎町 | | | | | | | | | |
| | 宮城県 | 仙台市 | | 登米市 | 大崎市 | | | | | | | | |
| | 秋田県 | | | | | | | | | | | | |
| | 山形県 | | | | | | | | | | | | |
| | 福島県 | | | | | | | | | | | | |
| 関東 | | | | 小山市 | 市貝町 | | | | | | | | |
| | 群馬県 | | | みなかみ町 | | | | | | | | | |
| | 埼玉県 | さいたま市 | | 所沢市 | | | | | | | | | |
| | 千葉県 | 千葉市 | | 野田市 | 柏市 | 流山市 | いすみ市 | 市川市 | | | | | |
| | | | | 港区 | 目黒区 | 稲城市 | 多摩市 | 足立区 | | | | | |
| | 神奈川県 | 横浜市 | 川崎市 | 横須賀市 | 小田原市 | 厚木市 | 茅ケ崎市 | | | | | | |
| | | 相模原市 | | | | | | | | | | | |
| | 新潟県 | 新潟市 | | 長岡市 | 佐渡市 | | | | | | | | |
| | | 静岡市 | 浜松市 | | | | | | | | | | |
| 中部 | 富山県 | | | 魚津市 | | | | | | | | | |
| | 石川県 | | | 金沢市 | 小松市 | 珠洲市 | 加賀市 | | | | | | |
| | 福井県 | | | 越前市 | | | | | | | | | |
| | 長野県 | | | 松本市 | 飯田市 | 軽井沢町 | | | | | | | |
| | 岐阜県 | | | 岐阜市 | 高山市 | 中津川市 | 美濃加茂市 | 可児市 | 北方町 | 坂祝町 | 富加町 | 川辺町 | |
| | | | | 七宗町 | 八百津町 | 白川町 | 御嵩町 | | | | | | |
| | 愛知県 | 名古屋市 | | 豊橋市 | 岡崎市 | 一宮市 | 瀬戸市 | 春日井市 | 豊川市 | 津島市 | 碧南市 | 刈谷市 | |
| | | | | 豊田市 | 安城市 | 西尾市 | 蒲郡市 | 犬山市 | 江南市 | 稲沢市 | 新城市 | 知立市 | |
| | | | | 尾張旭市 | 高浜市 | 田原市 | 清須市 | 北名古屋市 | 弥富市 | あま市 | 長久手市 | 扶桑町 | |
| | | | | 大治町 | 阿久比町 | 東浦町 | 南知多町 | 美浜町 | 武豊町 | 幸田町 | 東栄町 | 知多市 | |
| | | | | みよし市 | 小牧市 | 日進市 | 大口町 | 半田市 | 設楽町 | 豊明市 | 東海市 | 岩倉市 | |
| | | | | 愛西市 | 大府市 | 飛島村 | 常滑市 | 蟹江町 | 豊根村 | 豊山町 | 東郷町 | | |
| | 三重県 | | | 鳥羽市 | 志摩市 | 菰野町 | | | | | | | |
| 近畿 | 滋賀県 | | | 高島市 | | | | | | | | | |
| | 京都府 | 京都市 | | 木津川市 | | | | | | | | | |
| | 大阪府 | 大阪市 | 堺市 | 岸和田市 | | | | | | | | | |
| | 兵庫県 | 神戸市 | | 明石市 | 西宮市 | 豊岡市 | 伊丹市 | 川西市 | 丹波篠山市 | | | | |
| | 奈良県 | | | | | | | | | | | | |
| | 和歌山県 | | | | | | | | | | | | |
| 中国・四国 | 鳥取県 | | | | | | | | | | | | |
| | 島根県 | | | 出雲市 | | | | | | | | | |
| | 岡山県 | | | 倉敷市 | 真庭市 | | | | | | | | |
| | 広島県 | 広島市 | | 福山市 | 北広島町 | | | | | | | | |
| | 山口県 | | | 宇部市 | | | | | | | | | |
| | 徳島県 | | | | | | | | | | | | |
| | 愛媛県 | | | 松山市 | 西条市 | | | | | | | | |
| | 高知県 | | | | | | | | | | | | |
| 九州 | 福岡県 | 北九州市 | 福岡市 | 久留米市 | うきは市 | 福津市 | | | | | | | |
| | 佐賀県 | | | | | | | | | | | | |
| | 長崎県 | | | 対馬市 | | | | | | | | | |
| | 熊本県 | 熊本市 | | 阿蘇市 | | | | | | | | | |
| | 大分県 | | | | | | | | | | | | |
| | 宮崎県 | | | 綾町 | | | | | | | | | |
| | 鹿児島県 | | | 鹿児島市 | 大和村 | 知名町 | 志布志市 | | | | | | |
| | 沖縄県 | | | 国頭村 | 南大東村 | 竹富町 | | | | | | | |
| | 40 | 19 | | 133 | | | | | | | | | 192 |

### 3　事業者

事業者は、その規模や様態にかかわらず、事業活動において何らかの形で自然資本を利用して商品・サービスを提供する一方で、土地利用の変化や汚染物質の排出、外来種の導入などによって生物多様性に負荷をかけている。そのため、自らの事業活動と生物多様性の関係性を把握し、取引先や顧客とも連携の上、生物多様性への負荷の低減の方策の検討やその実施体制の構築を図ることが求められる。本戦略の基本戦略３において、これら事業活動における目標を掲げており、事業者は中心的な役割を担う主体として期待される。

特にサプライチェーンについては、原料の生産から輸送、加工、販売、廃棄に至るまでのそれぞれの過程で生物多様性への負荷を低減させる必要がある。また、技術、製品・サービスの提供により、バリューチェーンを通して、社会の様々な場面で生物多様性の保全に貢献したり、生物多様性への負荷を削減することに貢献したりすることも可能である。事業者は自らを取り巻く、サプライチェーン及びバリューチェーンのつながりを認識し、透明性のある適切な情報開示が求められる。

農林水産業においては、生物多様性に配慮し、生態系サービスの提供を積極的に拡大していくための持続的な生産活動を行っていくことが求められる。開発事業においては、事業の実施により生物多様性への悪影響が生じないよう必要な措置を行うことが求められる。また、金融機関においては、生物多様性に配慮した事業活動に対し優先的に融資を行うなど、ESG 投融資を通じた生物多様性の保全への貢献が求められる。

また、事業活動以外にも、事業者による社会への貢献も期待されるところであり、地域住民と一体となった生物多様性保全の取組の実施や資金の提供等も地域の生物多様性保全に大きく貢献する。特に、工場敷地内の緑地や社有林等の中には多様な動植物の生息地・生育地となっている場所もあり、こうした場所は OECM 等として管理されることで生物多様性保全に寄与することも期待される。

### 4　研究機関・研究者・学術団体

研究機関・研究者・学術団体は、基礎研究及び応用研究、モニタリング調査等から得られた結果に基づき、我が国の社会経済活動が国内外の生物多様性に与える影響など、生物多様性保全に関する政策決定に対する知見の提供や、効果的な生物多様性保全の方策の提案、更にそれらをわかりやすく社会に伝えていく役割を担っている。研究機関・研究者・学術団体は基本戦略１から４の基盤となる基本戦略５の主要な主体である。

生物多様性の損失を止め、回復させるための社会変革がうたわれる中、自然科学的理解と人文社会学的理解が統合する学術分野を横断した学際的な研究の重要性は増しており、研究成果の利活用を見据え、地方公共団体や地域の活動団体、事業者等の多様な主体と密接に連携することが期待される。特に、地域に根ざした生物多様性に関する活動の実施に当たっては、地域に十分な情報や知見の蓄積がない場合もある。このため、専門家たる研究者が、地方公共団体や地域の活動団体、事業者等に知見を提供し、それらの活動を後押しすることも期待される。

また、国際的な取組において学術分野が果たす役割は大きく、我が国の知見や経験を活かした国際協力、生物多様性条約事務局や IPBES 等の国際機関への貢献などが期待される。

このように研究機関・研究者・学術団体の役割は多岐にわたっており、高度の専門知識と幅広い視野を持った次世代を担う研究者や技術者を育成することも期待される。

### 5　教育機関（学校、博物館等）

教育機関は、学校教育の場として、また社会教育の場として広く国民の知識習得や体験活動を増進させ、行動変容を促す役割がある。また、教育活動を行うことに加え、行政、研究機関、地域住民をつなぎ、様々な活動を推進する役割がある。

基本戦略４の一人一人の行動変容について、教育機関は学校教育の場において、生物多様性や人と自然のつながりに関する関心の醸成や、知識の向上を図り、行動変容を促すことが期待される。そのために、生物多様性に関する指導者や担い手の育成が期待される。また、学校以外の場においても、博物館等を通じた学習や体験、活動への参加の機会を提供することが期待される。さらに、こうした取組を地域において活動している主体と連携して取り組むことにより、地域の伝統文化や伝統知・地域知の継承につなげることが期待される。

### ６　民間団体（NGO・NPO 等）

NGO・NPO 等の民間団体は、市民参加モニタリングや自然環境教育を始め、国内外でそれぞれの地域に固有の生物多様性を保全するための様々な活動の実践や、広く個人の参加を受け入れるためのプログラムの提供や体制づくりを進めていく際の核である。また、民間団体による途上国での保全活動や国際的視野での科学的な情報の収集・分析などの活動は、地球規模での生物多様性の保全と持続可能な利用を進めていく上で重要な役割を担っている。本戦略の基本戦略１から５のどの分野においても民間団体が推進の原動力となる。

このため民間団体には、本戦略の実施に当たり、これまでの活動経験や地域の自然に関する知識を活かして、活動計画の提案や地域の協議会への参加等を通じて、活動計画の作成段階から実施、評価に至るまで積極的に関わることや、活動の実施面における中心的な役割を担うことが期待される。

また、行政や研究機関、他の地域の民間団体等とのネットワークの活用により、地域間の連携を促進させることも期待される。

### ７　国民

生物多様性の損失を止め、反転させるためには、社会全体の変革が必要であり、国民一人一人においても、日常生活において享受する自然の恩恵や、国内外の生物多様性に及ぼす影響を認識し、基本戦略４に掲げた行動変容につなげることによって、生物多様性に配慮した持続可能なライフスタイルに転換していくことが期待される。

また、地域に根ざした自然環境の保全のための取組の鍵となるのが地域コミュニティである。しかしながら、近年、少子高齢化に伴う担い手の減少や、住民同士のつながりの希薄化などにより、コミュニティの維持が難しくなっている地域も生じてきている。そのため、住民一人一人が地域コミュニティの一員としての自覚を持ち、地域の伝統文化や里山等の地域資源を守り引き継いでいくことが期待される。

地域コミュニティにおいて、高齢者はこれまでの経験等を活かし、自然災害の歴史や経験、生物多様性に育まれた伝統的な知識や文化を伝えていくことが期待されている。また、次世代を担う若者が地域の意思決定に参加しやすくすることも重要である。若者の取込や、他の地域や団体などとの連携を行い、新しい視点や価値観を取り入れることは、新たな地域活性化の手法の発案にもつながり、地域の持続性を高める方策となりうる。

こうした新たな視点や価値観を地域づくりに活かしていくため、生物多様性地域戦略やその他の行政計画の策定に当たっても、地域住民の積極的な参画が期待される。また、SNS の普及により、人々はいつでも容易に多くの人とつながることが可能な社会となり、一人一人の生物多様性に関する活動を情報発信することが社会全体に波及効果をもたらす可能性もある。これは我が国の社会全体をネイチャーポジティブに向けていく上で個人の役割がますます重要になっていることを意味し、国民は日頃から生物多様性保全に関する意識を高めていくことが求められている。

## 各主体に期待される役割の一覧表

| 主体 | 期待される役割 | 具体的な行動（例） | 基本戦略における位置づけ（例） |
|---|---|---|---|
| 国 | ● 本戦略の実施主体として、世界目標の達成にも貢献する目標を定める<br>● 全国的・国際的な見地から広域的・統一的に取り組むべき施策をあらゆる手法を駆使して実施する | ● 本戦略で示した施策が効果的に実施されるよう、関係する省庁間又は地方公共団体、事業者等との間の連携を推進。<br>● 各主体が期待される役割を果たせるような情報提供や技術的・予算的な支援。<br>● 各地域での取組が全国的な取組と整合を取り、より効果的なものとなるよう調整・支援。 | 【基本戦略 1】<br>保護地域の指定や拡張、管理の強化等、多様な主体による自然共生サイトの登録の促進<br>【基本戦略 2】<br>自然環境を活用して気候変動や人の健康、野生鳥獣との軋轢などの社会課題の解決を図るための望ましい在り方を提示。推進のための制度構築や手法の開発等。<br>【基本戦略 3】<br>事業活動に生物多様性の観点をとりいれるためのガイドラインの作成や認証制度の運用。生物多様性に配慮した投融資の基盤づくり及び優良事例の発信。物品調達や施設の維持管理において環境に配慮した行動。<br>【基本戦略 4】<br>生物多様性と日常生活との関係や生物多様性保全のための行動を提示。地方公共団体や事業者等と連携した普及啓発等。<br>【基本戦略 5】<br>生物多様性に関する情報、調査体制確保。保全や利用に向けた技術開発等。公平かつ実効性のある国際的なルール形成への積極的関与。途上国における持続可能な社会構築に向けた取組協力と国際的な連携強化。 |
| 地方公共団体 | ● 地域の自然的社会条件に応じたきめ細かな取組 | 【市町村】<br>● 日々の生活や、地域住民に身近な生物多様性に関する活動<br>● 学校教育・社会教育を通じた人材の育成等。<br>【都道府県】<br>● 市町村を越えた生態系ネットワークの構築や人的ネットワークの形成等のより広域的な取組や市町村間の連携促進<br>● 市町村の取組に対する人的・技術的・資金的支援等。 | 【基本戦略1】<br>「30by30 目標」の達成に向けた目標設定、都道府県立自然公園や条例に基づく保護地域、地域に根ざした里山やビオトープ、境内地、都市緑地等を、地域住民や企業等と一体となって保全。保護地域の割合が異なる市町村間での連携した目標設定、取組の促進、地域の実情に応じたノウハウや情報の蓄積、人的ネットワーク構築（都道府県）<br>【基本戦略2】<br>生物多様性への不可が生じない再生可能エネルギーの導入。防災・減災や人の健康、地域の活性化など、地域課題の解決に向けて、自然を積極的に活用していく姿勢。<br>【基本戦略3】<br>生物多様性に配慮した持続可能な農林水産業の促進。事業者・都市住民と地域活動とのマッチング推進。<br>【基本戦略4】<br>市民への普及啓発。教育機関の活動に係る支援や指導。<br>【基本戦略5】<br>生物多様性地域戦略策定において、地域に根ざした取組を位置づけるとともに、世界目標や本戦略に貢献する目標を設定し、進捗や成果を広く共有。様々な行政分 |

| 主体 | 期待される役割 | 具体的な行動（例） | 基本戦略における位置づけ（例） |
|---|---|---|---|
| | | | 野に生物多様性の観点を盛り込み、地域のあらゆる主体を巻き込んで計画を策定（環境基本計画や緑の基本計画等と統合的な生物多様性地域戦略等）。流域等を単位として複数の地方公共団体が共同で生物多様性地域戦略を策定。 |
| 事業者 | ● 自らの事業活動と生物多様性の関係性を把握<br>● 取引先や顧客とも連携の上、生物多様性への負荷の低減の方策の検討やその実施体制の構築を図る | 【サプライチェーン】<br>● 原料の生産から輸送、加工、販売、廃棄に至るまでのそれぞれの過程で生物多様性への負荷を低減。<br>● 技術、製品・サービスの提供により、バリューチェーンを通して、社会の様々な場面で生物多様性の保全や生物多様性への負荷を削減することに貢献。<br>● 透明性のある適切な情報開示。<br>【農林水産業】<br>● 生物多様性に配慮し、生態系サービスの提供を積極的に拡大していくための持続的な生産活動。<br>● 開発事業において、生物多様性への悪影響が生じないような措置。<br>● 金融機関において、生物多様性に配慮した事業活動に対し優先的に融資を行うなどの ESG 投融資。<br>【事業活動以外】<br>● 地域住民と一体となった生物多様性保全の取組の実施や資金の提供等。<br>● 工場敷地内の緑地や社有林等についての OECM 等として管理。 | 【基本戦略 3】<br>基本戦略 3 で掲げた事業活動における目標に対しての中心的な役割 |
| 研究機関・研究者・学術団体 | ● 生物多様性保全に関する政策決定に対する知見の提供<br>● 効果的な生物多様性保全の方策の提案<br>● わかりやすく社会に伝達 | ● 地方公共団体や地域の活動団体、事業者等の多様な主体と密接に連携すること<br>● 専門家たる研究者が、地方公共団体や地域の活動団体、事業者等に知見を提供し、それらの活動を後押しすること<br>● 我が国の知見や経験を活かした国際協力、生物多様性条約事務局や IPBES 等の国際機関への貢献<br>● 高度の専門知識と幅広い視野を持った次世代を担う研究者や技術者の育成 | 【基本戦略 5】<br>基本戦略 1～4 の基盤となる基本戦略 5 の主要な主体 |
| 教育機関（学校、博物館等） | ● 広く国民の知識習得や体験活動を増進させ、行動変容を促す<br>● 行政、研究機関、地域住民をつなぎ、様々な活動を推進 | ● 生物多様性に関する指導者や担い手の育成<br>● 博物館等を通じた学習や体験、活動への参加の機会を提供<br>● 地域で活動している主体と連携した地域の伝統文化や伝統知・地域知の継承 | 【基本戦略4】<br>学校教育の場において、生物多様性や人と自然のつながりに関する関心の醸成や、知識の向上を図り、行動変容を促す。 |

| 主体 | 期待される役割 | 具体的な行動（例） | 基本戦略における位置づけ（例） |
|---|---|---|---|
| 民間団体（NGO・NPO等） | ● 地域固有の生物多様性を保全する活動の実践や、広く個人の参加を受け入れるためのプログラムの提供や体制づくりを進めていく際の核<br>● 地球規模での生物多様性の保全と持続可能な利用を進めていく上で重要な役割 | ● 市民参加モニタリングや自然環境教育<br>● 途上国での保全活動や国際的視野での科学的な情報の収集･分析 | 【基本戦略1】～【基本戦略 5】<br>どの分野においても民間団体が推進の原動力。これまでの活動経験や地域の自然に関する知識を活かして、活動計画の提案や地域の協議会への参加等を通じて、活動計画の作成段階から実施、評価に至るまで積極的に関与。活動の実施面における中心的な役割。行政や研究機関、他の地域の民間団体等とのネットワークの活用により、地域間の連携を促進させる。 |
| 国民 | ● 生物多様性に配慮した持続可能なライフスタイルに転換していくこと<br>● 住民一人一人が地域コミュニティの一員としての自覚を持ち、地域の伝統文化や里山等の地域資源を守り引き継いでいくこと<br>● 日頃から生物多様性保全に関する意識を高めていくこと | ● 日常生活において享受する自然の恩恵や、国内外の生物多様性に及ぼす影響を認識<br>● 高齢者が自然災害の歴史や経験、生物多様性に育まれた伝統的な知識や文化を伝えていくこと<br>● 次世代を担う若者が地域の意思決定に参加しやすくすること<br>● 生物多様性地域戦略やその他の行政計画の策定に当たって地域住民が積極的に参画すること<br>● SNS 等により一人一人の生物多様性に関する活動を情報発信すること | 【基本戦略 4】<br>基本戦略4に掲げた行動変容につなげることにより、物多様性に配慮した持続可能なライフスタイルに転換 |

# 第２部
# 行　動　計　画

**（はじめに）**

第２部では、第１部第３章で示した五つの基本戦略ごとに設定された行動目標の達成に向け、2030 年までに国が取り組む具体的施策を整理し、網羅的に記載した。

記載にあたっては、行動目標ごとに現状や求められる対策などの基本的考え方を示した上で、取組の内容や対象等を踏まえて各施策を整理した。施策ごとに実施省庁を明記するとともに、取組の状況を把握するため可能なものは施策に係る指標の現状や数値目標を示した。目標値を掲げている施策において、2030 年の目標値のほか、2030 年の目標値を設定していない場合は、他の既存計画・戦略等において設定されている目標年（年度）の指標や、目標年を定めず継続的に維持する数値など、現時点で提示可能な目標を記載した。現時点で目標値を未設定のものについては「－」と記載した。

施策のうち、今後新たに重点的に取り組む施策や、野心的な目標を設定し強化・拡充を図る施策などを重点施策と位置づけ、施策名の末尾に［重点］と表記した。

なお、各施策の実施に当たっては、第１部第４章第１節で述べた七つの「実施に向けた基本的考え方」の観点に留意する。

また、これらの具体的施策は、2025 年以後に予定される昆明・モントリオール生物多様性枠組の中間評価をはじめ、生物多様性をめぐる今後の国内外の状況変化や各施策の進捗状況を踏まえつつ、必要に応じて拡充・強化を図る。

# 第 1 章
# 生態系の健全性の回復

## 行動目標 1-1　陸域及び海域の 30%以上を保護地域及び OECM により保全するとともに、それら地域の管理の有効性を強化する

健全な生態系を確保するためには、生態系を面的に保全し、効果的に管理し、それらをつなげることが必要である。我が国を含む G7 各国は、生物多様性の観点から、2030 年までに陸域と海域の 30%以上を保全する 30by30 目標に取り組むことを約束している。

2023 年 1 月時点で、日本では陸域の 20.5%、海域の 13.3%が保護地域として保全されている[6]。30by30 目標を達成するためには、国立公園等の保護地域の拡張と管理の質の向上に加え、OECM の設定・管理を進めることが不可欠である。

保護地域の拡張について、陸域においては、最新のデータに基づき選定した今後の国立・国定公園の新規指定・大規模拡張候補地について、指定・拡張に向けた調整を順次進める。さらに管理の質の向上を目指して検討を進めるほか、2030 年までに国立・国定公園の再検討や点検作業を強化し、必要に応じて周辺エリアの編入又は地種区分の格上げなども進める。海洋については、特に景観・利用の観点からも重要で生物多様性の保全にも寄与する沿岸域について、国立公園の海域公園地区の面積を 2030 年までに倍増させることを目指す。また、国立公園等について、広範な関係者と連携しつつ、国立公園満喫プロジェクト等により保護と利用の好循環を形成するとともに、保護管理施策や管理体制の充実を図る。一方、新規指定や大規模拡張の対象ではない既存の保護地域においても、法令等に基づく適切な保全・管理を着実に実施していく。

OECM の設定・管理について、まずは民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域について、「自然共生サイト」として認定する仕組みを構築し、既存の保護地域との重複を除いて OECM 国際データベースに登録する。国の制度等に基づき管理されている森林・河川・都市緑地等も生態系ネットワークを構築する場として重要であることから、関係省庁が連携し、OECM に該当する地域を検討し、適切なものは OECM として整理する。海域については、関係省庁が連携し、多様な主体との連携による効果的な管理とモニタリングの実施を通じて、多面的な利用と生物多様性保全の両立が図られる海域を OECM とすべく、該当箇所の整理を進める。

さらに、これらの取組を支える体制を強化するため、多様な関係者との連携強化、基礎調査やモニタリングの充実、保全上効果的な地域を可視化したマップ作成など生物多様性の状況の「見える化」の推進などを図っていく。

**＜具体的施策＞**

### 1-1-1 国立・国定公園の大規模拡張［重点］

- **国立・国定公園総点検事業フォローアップ**

2022 年度に選定した国立・国定公園の新規指定・大規模拡張候補地を主な対象として、関係機関と調整の上、2030 年までに新規指定や大規模拡張等の調整を順次進める。【環境省】

**（現状と目標）**

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|---|---|---|
| 新規指定及び大規模拡張を実施した国立・国定公園数（累積） | － | 14 か所（2030 年） |

- **海域公園地区の倍増**

海域については、特に景観・利用の観点からも重要で生物多様性の保全にも寄与する沿岸域において国立公園の海域公園地区の面積を 2030 年までに倍増させることを目指す。【環境省】

[6] 陸域については自然公園、自然海浜保全地区、自然環境保全地域、鳥獣保護区、生息地等保護区、近郊緑地特別保全地区、特別緑地保全地区、保護林、緑の回廊、天然記念物、都道府県が条例で定めるその他保護地域のうち、地理情報が入手可能な区域を重複を除き算定した面積の、国土面積に対する割合。海域については、日本の管轄圏内の水域に対する海洋保護区の面積割合（重複を除く）。

**（現状と目標）**

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|---|---|---|
| 海域公園地区の面積 | 55,088ha<br>（2021 年度末） | 110,176ha<br>（2030 年） |

### 1-1-2　国立・国定公園の公園計画の点検強化

保護地域の管理の質の向上のため、国立・国定公園総点検事業フォローアップ結果や自然公園制度の見直しも踏まえて国立･国定公園の再検討や点検作業を強化し、必要に応じて周辺エリアの公園編入や地種区分の格上げを進める。　【環境省】

**（現状と目標）**

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|---|---|---|
| 公園計画の前回点検から 10 年未満の国立公園地域（計画）数 | 25 地域(計画)<br>（2022 年末） | 50 地域(計画)<br>（2030 年） |

### 1-1-3　国立・国定公園の管理強化

- **国立公園等の管理体制の強化**

環境省現地職員の増員や自然の風景地等を管理する公園管理団体の指定の促進等により、国立公園の管理体制の強化を進める。また、自然公園指導員やパークボランティアを養成することにより、自然公園等の適正な利用とその保護活動の充実を図る。　【環境省】

**（現状と目標）**

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|---|---|---|
| 公園管理団体の指定数 | 7団体<br>（2022 年度末） | 15 団体以上<br>（2030 年度末） |
| パークボランティア登録者数 | 1,284 人<br>（2021 年度末） | 前年度以上 |
| 自然公園指導員登録者数 | 2,266 人<br>（2022 年 1 月） | 前年度以上 |

- **地域参加型の管理強化**

国立公園等において、地域の自然状況を熟知した地元の民間事業者等を活用し、官民一体となり自然環境保全活動を実施し、民間主体による管理保全体制の充実を図る（グリーンワーカー事業）。また、海域のうち、サンゴ、藻場等の優れた景観を有する海域公園地区において、サンゴの食害被害を防ぐためオニヒトデを駆除するなど、保護と利用の両立を目的とした優れた管理体制の確立や効果的な管理手法を導入して対策を実施する（マリンワーカー事業）。　【環境省】

- **国立公園における利用の調整**

利用者の集中など過剰利用による植生破壊や野生動物の生息環境のかく乱の防止、質の高い自然体験が得られる場を確保するため、湿原における木道の敷設、高山植物群落における立入防止柵の設置など適切な施設整備を実施する。加えて、利用の分散や平準化のため、自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）に基づく利用調整地区やエコツーリズム推進法（平成 19 年法律第 105 号）に基づく特定自然観光資源の指定等、管理手法の検討・実施を行うとともに、限定体験の創出、提供を行う。　【環境省】

- **国立公園等におけるニホンジカ対策**

我が国の生物多様性保全上重要な国立公園等のニホンジカによる深刻な生態系被害を受けている又は受ける可能性の高い地域において、国立公園内の自然の風景地の保護のため必要な事業を行い、保全を図る。　【環境省】

- **山岳環境保全対策支援事業（山岳トイレ）**

民間山小屋の持つ公益的機能を高めるため、環境整備支援（山小屋トイレ整備等）を行い、国立公園等の山岳地域の優れた景観の保持、衛生環境の維持及び自然環境の保全と適正利用を図る。　【環境省】

**（現状と目標）**

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|---|---|---|
| 環境配慮型トイレ等を導入した施設数 | 42 か所 | 約 100 か所<br>（2030 年） |

- **特定民有地買上事業**

国立公園等のうち自然環境保全上重要な地域内に所在し、生物多様性保全の観点等から保護の必要性が高い民有地の買上を行い、これらの地域の保護管理の強化を図る。　【環境省】

### 1-1-4　既存保護地域の法令に基づく規制・管理等

既存の保護地域(※)において、法令や制度等に基づき適切な管理、調査等を着実に実施するとともに、必要に応じて新たな指定や区域の見直し等を行う。

【環境省、農林水産省、文部科学省、国土交通省】

※陸域及び内陸水域の保護地域

（対象とする制度は必要に応じ見直すこととする）

| 種別 | 面積等 |
|---|---|
| 自然公園<br>（国立公園、国定公園、都道府県立自然公園） | 5,602,912ha<br>（2022 年 3 月時点） |
| 自然海浜保全地区 | 91 地区 |
| 自然環境保全地域<br>（原生自然環境保全地域、自然環境保全地域、都道府県自然環境保全地域） | 104,637ha<br>（2020 年 12 月時点） |
| 鳥獣保護区 | 3,515 千 ha<br>（2021 年 11 月時点） |
| 生息地等保護区 | 1,489ha<br>（2021 年 7 月時点） |
| 近郊緑地特別保全地区 | 3,754ha<br>（2021 年 3 月時点） |
| 特別緑地保全地区 | 2,896ha<br>（2021 年 3 月時点） |
| 保護林 | 98.1 万 ha<br>（2022 年 4 月時点） |
| 緑の回廊 | 58.4 万 ha<br>（2022 年 4 月時点） |
| 天然記念物 | － |
| 都道府県が条例で定めるその他保護地域 | － |

注：現在我が国の陸域における保護地域の割合 20.5%については、これらの地域のうち地理情報が入手可能な区域を、重複を除き計算したもの。このため、上記の公式な指定面積の合計とは一致しない

※沿岸及び海域の保護地域

（対象とする制度は必要に応じ見直すこととする）

| 種別 | 面積（重複あり） |
|---|---|
| 自然公園 | 19,115km² |
| 自然海浜保全地区 | 91 地区 |
| 自然環境保全地域 | 1km² |
| 沖合海底自然環境保全地域 | 226,834km² |
| 鳥獣保護区 | 661km² |
| 生息地等保護区<br>（海域では指定なし） | － |
| 天然記念物 | － |
| 保護水面 | 28km² |
| 沿岸水産資源開発区域、指定海域 | 333,616km² |
| 都道府県・漁業者団体等による各種指定区域 | － |
| 共同漁業権区域 | 87,200km² |

注：現在我が国の海域における保護地域の割合 13.3%について、重複等があるため上記の合計面積の割合とは一致しない（環境省「令和 2 年度生物多様性条約における 2021 年以降の国際目標に関する議論に向けた調査検討業務」報告書のデータを更新）

### 1-1-5　生息地等保護区における希少種の保全

生息地等保護区ごとに定めている保護の指針に従い対象種の生息･生育状況の把握に努め､適切な管理や、生息・生育環境の維持改善を行うとともに、必要に応じ保護の指針や区域の見直しを検討し、希少種の保全を強化する。　【環境省】

### 1-1-6　世界自然遺産の保全管理の充実

白神山地、屋久島が我が国で初めて世界自然遺産へ登録された後、新たな候補地の検討を踏まえ、知床、小笠原諸島が登録された。そして、2021 年 7 月には、候補地として残されていた奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島が登録された。これらの地域において、管理計画に基づきモニタリング調査等を進める。また、地域連絡会議及び科学委員会での議論を通じて地域の合意を図りながら、ユネスコ世界遺産委員会の議論も踏まえて、外来種対策、野生鳥獣管理、観光管理、河川再生、森林管理、気候変動対応等の諸課題に取り組み、順応的な保全管理の充実を図る。

【環境省、外務省、文部科学省、農林水産省】

**（目標）**遺産地域における世界遺産センターの整備

各地域において世界遺産センターを整備し、観光利用に当たっての事前レクチャー等を実施するとともに、遺産価値を体感できる施設（VR 等）を整え、各地域における適切な保護管理及び外国人を含む利用者対応のための普及啓発体制を整える。

**（現状）**知床、白神山地、小笠原諸島、屋久島にはそれぞれ世界遺産センター及びそれに相当する機能を持つ施設が整備済み。

### 1-1-7　天然記念物の保存・活用の推進

我が国にとって学術上価値の高い動植物等のうち重要なものを天然記念物に指定し、分布・生態調査や生息・生育環境の維持・復元、食害対策等に関する補助を実施する。また、地方公共団体が天然記念物の指定地を公有化する事業に対し、その一部の補助を実施する。　【文部科学省】

### 1-1-8　海洋基本計画に基づく生物多様性の保全及び持続可能な利用に向けた取組の推進

かけがえのない海洋環境を保全するため、海洋基本計画に基づき、生物多様性条約その他の国際約束を踏まえ、30by30 目標の達成に向けて、海洋生物多様性の保全及び生態系サービスの持続可能な利用を目的とした海洋保護区や OECM の設定の推進と管理の充実に努める。また、サンゴ礁、藻場、干潟、深海等、多様な生物の生息・生育の場として重要な役割を果たす一方で気候変動等に対して脆弱な生態系の保全や再生に向けた取組を進める。　【環境省、関係府省】

### 1-1-9　沖合海底自然環境保全地域の基礎調査・モニタリング［重点］

沖合海底自然環境保全地域を適切に管理するため、海山・熱水噴出域・海溝等に存在する特異な生態系において、画像や環境 DNA 等の解析により、地域指定当初における自然環境の状況に関する基礎調査を行うとともに、保護区内の環境変化を把握するためのモニタリング調査を継続的に実施する。また、深海を対象とした生物多様性モニタリング技術開発を実施し、沖合海底自然環境保全地域の管理等に活用する。

【環境省、文部科学省】

**（現状と目標）**

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|---|---|---|
| 沖合海底自然環境保全地域における延べ調査地点数 | 2 | 14<br>（2030 年） |
| 環境省等への情報提供数 | 年１回以上 | 年１回以上 |

### 1-1-10　効率的な深海生態系モニタリング技術開発

現在、大がかりな装置や高額経費を要する深海生態系モニタリング方法に対し、簡便な装置と最新の分析技術を取り入れたモニタリング方法を開発する。そして、沖合海底自然環境保全地域の管理等に活用する。

【文部科学省】

**（現状と目標）**

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|---|---|---|
| 開発した技術が使用された事例数 | なし | １回以上 |
| 環境省等への情報提供数（委員会等への出席数） | 年１回以上 | 年１回以上 |
| 科学論文数 | 年１報以上 | 年１報以上 |

### 1-1-11　里海づくり活動の促進及び情報発信

「瀬戸内海における今後の環境保全の方策の在り方について（答申）」（令和２年３月中央環境審議会）や 2021 年６月に改正された瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和 48 年法律第 110 号）を基に、生物多様性や生物生産性が確保された地域主体の里海づくりを総合的に進める。また、里海ネット等の活用やシンポジウムなどを通じて、国内のみならず世界に向け「里海」の考え方を情報発信する。　【環境省】

**（目標）**

自然海浜保全地区の拡充、沿岸域の環境の保全・再生と地域資源の利活用の好循環を生み出す里海づくりの推進

### 1-1-12　30by30 アライアンスでの活動［重点］

環境省を含めた産民官 21 団体をコアメンバーとする有志連合である「生物多様性のための 30by30 アライアンス」を通じ、30by30 目標に係る先駆的な取組を促し発信する。　【環境省】

**（現状と目標）**

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|---|---|---|
| 30by30 アライアンス参加者数 | 337<br>（2022 年 12 月） | 500<br>（2025 年） |
| 自然共生サイト認定登録数 | ― | 100 か所<br>（2023 年） |

### 1-1-13　自然共生サイト認定の推進［重点］

民間の取組等により生物多様性の保全が図られている区域を「自然共生サイト」に認定する仕組みを 2023 年度から正式に開始し、2023 年には、全国で 100 か所以上を認定することを目指す。認定サイトは既存の保護地域との重複を除いて OECM 国際データベースに登録する。また、一括認定や団体との連携協定、30by30 アライアンスによる取組推進等によって認定を促進し、30by30 目標達成に向けて可能な限り多くの自然共生サイト認定地を確保する。　【環境省】

**（現状と目標）**

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|---|---|---|
| 自然共生サイト認定登録数 | ― | 100 か所<br>（2023 年） |
| 我が国の陸域における保護地域及び OECM の占める割合 | 20.5% | 30%<br>（2030 年） |

### 1-1-14　国の制度等に基づき管理されている地域のうち OECM 該当地域の整理［重点］

国の制度等に基づき管理されている地域のうち OECM に該当する可能性のある地域を検討した上で、適切なものについては OECM として整理する。【環境省】

**（現状と目標）**

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|---|---|---|
| 我が国の陸域における保護地域及び OECM の占める割合 | 20.5% | 30%<br>（2030 年） |

### 1-1-15　海域における OECM の設定に関する検討［重点］

多様な主体との連携による効果的な管理とモニタリングの実施を通じて、多面的な利用と生物多様性保全の両立が図られる海域を OECM とするため、生物多様性の観点から重要度の高い海域や漁獲等の既存の科学的情報や海底鉱物資源の開発状況等を元に OECM の候補となる海域を抽出し、海域における OECM の設定に関する検討を行う。加えて、OECM 設定後の効果的なモニタリング手法に関する検討を行う。【環境省、農林水産省】

**（現状と目標）**

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|---|---|---|
| 我が国の管轄水域内における海洋保護区及び OECM の割合 | 13.3%<br>（2021 年） | 30%<br>（2030 年） |

### 1-1-16　海洋保護区及び OECM 設定の基盤となる生物多様性情報の整理

30by30 目標の達成を含む海洋生物多様性の保全の推進と持続可能な利用に資するため、既存の「生物多様性の観点から重要度の高い海域」を活用しつつ、海洋保護区及び OECM の効果的な設定の基礎となる生物多様性情報の収集と整理を行う。【環境省】

### 1-1-17　生物多様性の重要性や保全効果の見える化［重点］

奥山から中山間地域、さらに都市部まで陸域の全域をカバーする生物多様性の現状や保全上効果的な地域を可視化したマップを提供する。さらに、更新可能なシステムを開発し、モニタリング機能とマップを連携させることで保全活動の効果が適宜把握できる仕組みとする等、必要な機能を付加・充実させる。本戦略の点検・評価の際には、様々な生態系や地域の保全が効果的かつバランスよく推進されるよう、見える化を活用して、様々な生態系の保全状況の把握に努める。【環境省】

**（現状と目標）**

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|---|---|---|
| 我が国の陸域における保護地域及び OECM の占める割合 | 20.5% | 30%<br>（2030 年） |

## 行動目標１-２　土地利用及び海域利用による生物多様性への負荷を軽減することで生態系の劣化を防ぐとともに、既に劣化した生態系の 30%以上の再生を進め、生態系ネットワーク形成に資する施策を実施する

我が国の生物多様性の損失をもたらす直接的な要因のなかでも、開発を含む土地と海の利用による影響は非常に大きい。農地や草原等の開発・改変や利用の縮小、湿原や自然湖沼の開拓・埋立、自然河岸・海岸の整備や埋立等により、過去 50 年間で農地生態系、陸水生態系、沿岸・海岸生態系において規模の縮小が見られた。生態系の質に関しては、森林生態系では天然林から人工林への転換、二次林の放置による種構成･種多様性の変化など、生物の生息・生育環境としての質の変化が生じている。また農地、水路・ため池、農用林、採草・放牧地等が利用されなくなることにより、生息・生育環境がモザイク状に配置された里地里山の生態系が消失し、生物多様性の喪失・劣化が進行することが懸念されている。近年では、気候変動対策として重要な再生可能エネルギー発電設備の設置が不適正である場合に、生物多様性に負の影響を及ぼす可能性も指摘されている。さらに、森林や農地の分断により、生息地の分断化に脆弱な種の個体数減少が危惧されているほか、ダム・堰の整備による河川の分断化が進み河川を遡上する生物の移動を妨げている可能性が指摘されるなど、森林・農地・陸水生態系の連続性は、長期的に低下する傾向にある。

生物多様性を保全するため、土地利用に伴う生態系の更なる劣化を防ぐとともに、劣化した生態系の再生や自然の質を向上させ、生態系ネットワークを構築し森･里･川・海のつながりを確保する。具体的には、事業の実施に当たって適切な環境配慮を確保するための環境影響評価や、生態系ネットワークの核となる優れた自然環境を有する地域を特定し保護地域や OECM としての設定を推進することなどが挙げられる。生態系ネットワークを構成するそれぞれの地域区分の特性をふまえ、多面的機能を発揮する多様な森林づくりの推進、様々な生物の生育・生息・繁殖環境となる農地や水路、草地等の整備・再生、環境に配慮した都市整備、人工構造物の撤去等による河川の連続性の回復や水質の改善、海域環境の保全等を、多様な主体の連携の下で積極的に進める。

また、河川を始めとする水系が生態系ネットワークをつなぐ基軸となっていることから、総合的な土砂管理や栄養塩類の管理も考慮することや、海域については、表層から深海への物質輸送や生物の生活史における異なる生態系の利用など、海域内での連結性の視点も必要である。

なお、生態系の劣化防止については、行動目標 1-1 で挙げた保護地域の設定・運用に係る施策も寄与することから、併せて推進する。

**＜具体的施策＞**

### 1-2-1　環境影響評価の推進

事業の実施に当たり適正な環境配慮が確保され、生物多様性の保全に資するよう、事業計画の立案に先立ち、上位の計画の策定に環境配慮を組み込むための戦略的環境アセスメントの推進に向けた取組、環境影響予測・評価技術を向上させるための環境影響評価図書の継続的公開に向けた取組、環境影響評価法や条例の対象とならない小規模な事業について事業者の自主アセスメントの推進に向けた取組等を含め、環境影響評価制度を適切に推進する。また、環境影響評価法の適切かつ効果的な運用のため、施行状況の継続的な点検・見直しを行うとともに、制度の在り方も含め検討し、総合的に推進する。　【環境省】

### 1-2-2　金属のリサイクル原料の処理量倍増に向けた取組

使用済み製品等に含まれる金属のリサイクルを推進することは、レアメタルを始めとする鉱物資源の採取・生産時等における生物多様性や大気、水、土壌などの保全、自然環境への影響を低減することに貢献する。「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画のフォローアップ」(令和４年６月閣議決定)において、「2030 年度までに（中略）金属リサイクル原料の処理量の倍増を実現する」とされたことを踏まえ、国内外における金属リサイクルの取組を推進する。【環境省】

**（現状と目標）**

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|---|---|---|
| 使用済小型電子機器等の回収量 | 102,489t（2020 年度） | 140,000t（2023 年度） |

### 1-2-3　効果的な保護地域・OECM の設定［重点］

国土全体にわたる広域的な観点と属地的な観点の双方から、効果的な保護地域や OECM の設定による生態系の連結性と健全性を高めることで、気候変動等による環境の変化に対しても強靭な国土を形成する。

【環境省】

**（現状と目標）**

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|---|---|---|
| 自然共生サイト認定登録数 | ― | 100 か所（2023 年） |
| 我が国の陸域における保護地域及び OECM の占める割合 | 20.5% | 30%（2030 年） |

### 1-2-4　森・里・川・海における生態系ネットワークの形成

・森・里・川・海の恵みを将来にわたって享受するため、生態系ネットワークの考え方、計画手法、実現手法等についての情報提供、普及啓発に努める。
・生物多様性地域戦略等を用いた、生物多様性ネットワークの可視化を促進する。　【環境省】

### 1-2-5　森林生態系の保存及び復元、点在する希少な森林生態系の保護管理

・原生的な森林生態系や希少な野生生物が生育・生息する森林等について、自然の推移に委ねることを基本とし、国有林と民有林が連携して取り組む。
・里山二次林等については、継続的な保全管理等を推進する。
・自然環境の保全、野生生物の保護、遺伝資源の保存等を図る上で重要な役割を果たしている国有林野については、地域住民、NPO 等と連携を図りながら、希少野生生物の保護等に努める。　【農林水産省】

### 1-2-6　多様な森林づくりの推進

・森林資源の利用や自然かく乱の頻度に応じた間伐、広葉樹林化、長伐期化、針広混交林化、伐採後の確実な再造林を実施する。
・路網整備については、計画、設計、施工全ての段階での周囲の環境との調和を図る。
・国有林野の管理経営に当たって、自然維持タイプ、水源涵養タイプ等の機能類型に区分し、希少な生物の生育、生息に適した森林の維持、間伐や複層林への誘導等を推進するほか、森林資源の有効活用にも配慮し、公益林として適切な施業を実施する。

【農林水産省】

**（現状と目標）**

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|---|---|---|
| 公益的機能の一層の発揮のため自然状況等を踏まえて育成複層林に誘導することとされている 350 万 ha の育成単層林のうち、育成複層林へ誘導した森林の割合（累計） | 1.9%（2018 年度） | 2.9%（2023 年度） |

### 1-2-7　生物多様性に配慮した森林計画

地域森林計画等により、貴重な野生生物の保護に配慮した施業方法の指針を示す。　【農林水産省】

### 1-2-8　地域における森林の保全管理

森林所有者自ら経営や管理ができない森林について、森林環境譲与税も活用しながら、市町村が主体となった経営や管理を実施することとし、森林所有者への働きかけを行う。　【農林水産省】

**（現状と目標）**

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|---|---|---|
| 私有人工林が所在する市町村のうち、新たな制度の下で森林の集積・集約化に取り組んだ市町村の割合 | 6割（2020 年度） | 10 割（2023 年度） |
| 私有人工林のうち林業経営を実施する森林として集積・集約化された面積の割合 | 37%（2020 年度） | 5割（2028 年度） |

### 1-2-9　草地の整備・保全・利用の推進

地域ぐるみでの草地の生産性・機能を維持するための放牧の推進や草地の整備、貴重な草地資源を有する公共牧場等の放牧地を整備する。　【農林水産省】

### 1-2-10　農村環境における生態系ネットワークの保全

地域の農業者だけでなく多様な主体の参画を得て、地域ぐるみで農地・農業用水等の資源を保全管理する取組と併せて、水質保全や生態系保全等の農村環境の向上に資する取組を支援する。　【農林水産省】

（現状と目標）

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|---|---|---|
| 地域による農地・農業用水等の保全管理への延べ参加者数 | 延べ1,301万人・団体（2016～2020年度） | 延べ1,400万人・団体（2021～2025年度） |
| 中山間地域等の農用地面積の減少防止 | 7.2万ha（2020年度） | 7.5万ha（2024年度） |
| 農地・農業用水等の保全管理に係る地域の共同活動により広域的に保全管理される農地面積の割合 | 46%（2020年度） | 60%（2025年度） |

### 1-2-11　湿地間ネットワークの構築

多様な動植物、特に渡り性水鳥の生息地となっている湿原や干潟等の湿地について、ラムサール条約や渡り鳥の重要生息地の国際的なネットワークである「東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップ（EAAFP: East Asian-Australasian Flyway Partnership）」などの国際的な枠組みを通じて、湿地間のネットワークの構築及び連携協力を推進し、保全や地域住民への普及啓発を図る。　【環境省】

### 1-2-12　生態系保全に資する用水確保

自然環境の維持、改善等を図ることを目的とした、農業用水、環境用水等の取得に向けた調査・調整等を支援する。　【農林水産省】

### 1-2-13　生態系に配慮した道路整備

動物の生息域分断の防止や、植物の生育環境の保全を図る観点から、動物の道路横断構造物や、動物注意の標識を設置するなど、生態系に配慮した道路の整備に努める。　【国土交通省】

### 1-2-14　道路整備における動植物の生息・生育環境の形成

地域によっては、道路整備に当たって周辺の自然環境の現状に配慮しながら、植栽の樹種などを工夫するなどにより、動植物の生息・生育環境の形成に積極的に取り組む。　【国土交通省】

### 1-2-15　自然環境に関する調査・データの集積と必要に応じた路線選定・構造形式の採用

自然環境に関する詳細な調査、データの集積に取り組むとともに、それを踏まえた上で、必要に応じて、豊かな自然を保全できるような路線の選定や、地形・植生の大きな改変を避けるための構造形式の採用に努める。　【国土交通省】

### 1-2-16　盛土のり面等における自然と調和した再緑化

道路事業に伴い発生した盛土のり面などについては、既存ストックも含めて、地域の気候や土壌などの自然条件に最も調和した植生の活用などにより再緑化を行い、できる限り自然に近い状態に復元する。　【国土交通省】

### 1-2-17 都市における生物多様性保全の推進［重点］

都市における生物多様性確保等の取組を官民が連携して推進するため、緑地の確保につながる取組を評価するなど、地方公共団体や民間事業者への支援等を行う。また、2016年度に策定した「都市の生物多様性指標（簡易版）」の普及啓発を図り、都市における生物多様性保全の取組を一層推進する。　【国土交通省】

### 1-2-18　都市緑化等の推進［重点］

緑化地域制度などの民有地の緑化を推進するために有効な制度について、制度の普及も含めた一層の推進を図る。また、開発事業における緑に関わる取組を評価し、優秀な事例については認定・表彰することで事業者の努力を促すための都市開発における緑地の評価制度について、制度の普及に努める。　【国土交通省】

### 1-2-19　都市緑地の保全、都市公園の整備等［重点］

良好な自然的環境を有する緑地の保全・活用を図るため、特別緑地保全地区等の緑地保全制度の活用を促進するとともに、土地の買入れ、緑地の保全に必要な施設の整備等に対する財政支援を通じて、都市における生物の生息域の確保等の緑地の多様な機能の増進に関する取組を進める。また、都市公園の整備、市民緑地認定制度の活用、雨庭の設置等グリーンインフラの社会実装、生産緑地制度等を活用した都市農地の保全等を推進することにより、生物の生息空間の保全・創

出を進める。 【国土交通省】

**（現状と目標）**

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|---|---|---|
| 都市域における水と緑の公的空間確保量 | 13.9 ㎡/人（2020 年度） | 15.2 ㎡/人（2025 年度） |

### 1-2-20 下水処理施設等の施設空間における水辺の保全・創出

過密化した都市における貴重なオープンスペースである下水処理施設の上部や雨水渠などの施設空間において、せせらぎ水路の整備や処理水の再利用などによる水辺の保全･創出を図り、都市における生物の生息・生育場所を関係者と連携し提供する。 【国土交通省】

**（現状と目標）**

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|---|---|---|
| 下水道処理施設等におけるせせらぎ水路等の整備面積 | 1,147ha（2020 年度） | 1,170ha（2030 年度末） |

### 1-2-21 下水処理水及び雨水の再利用等による水循環系の構築

下水処理水や雨水の再利用、雨水の貯留浸透による流出抑制など、広域的な視点からの健全な水循環系の構築に向けて事業を推進する。 【国土交通省】

**（現状と目標）**

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|---|---|---|
| 新世代下水道支援事業制度による各年度事業数 | 2件（2020 年度） | 2020 年度以降累積 22 件（2030 年度末） |

### 1-2-22 地域特性に応じた栄養塩類の能動的運転管理の推進

豊かな海を再生し生物の多様性を保全していくため、地域特性に応じて、季節別に下水放流水に含まれる栄養塩類を能動的に管理する季節別運転を推進する。

【国土交通省】

### 1-2-23 河川を基軸とした広域的な生態系ネットワークの形成［重点］

湿地等の再生、魚道整備等による魚類の遡上・降下環境の改善等を推進するとともに、地方公共団体、市民、河川管理者、農業関係者等の多様な主体の連携により、河川を基軸とした生態系ネットワーク形成の取組による流域の生態系の保全・創出を推進する。

【国土交通省、農林水産省、環境省】

**（現状と目標）**

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|---|---|---|
| 取組方針・目標を定めている「河川を基軸とした生態系ネットワーク」の数 | 13（2020 年度） | 17（2030 年度） |

### 1-2-24 多自然川づくり［重点］

河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観の保全・創出を推進する。多自然川づくりは全ての川づくりの基本であり、全ての一級河川、二級河川及び準用河川における調査、計画、設計、施工・維持管理等の河川管理における全ての行為で推進する。

【国土交通省】

**（目標）**

河川管理を行うに当たっては、多自然川づくりの推進を図る。

### 1-2-25 健全な水循環に係る啓発促進

2014 年の水循環基本法（平成 26 年法律第 16 号）の成立を受け発足した環境省ウォータープロジェクトを通じて、健全な水循環の維持・回復に関する普及啓発活動の推進や情報発信を行うとともに、地域の水辺の保全・活用を支援することにより、環境保全意識の高揚や水環境保全等の推進を図る。また、新しい時代の水百選の選定を行う。 【環境省】

**（現状と目標）**

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|---|---|---|
| 環境省ウォータープロジェクト・グッドプラクティス塾への参加者数 | 575（2022 年度） | ― |

### 1-2-26 河川流域における土地の利用等による生態系への負荷軽減

- **総合的な土砂管理の取組の推進**

流域の源頭部から海岸まで一貫した総合的な土砂管理の取組を、自然環境との調和を図りながら関係機関の連携の下推進する。モニタリングにより土砂動態を把握するとともに、総合土砂管理計画を策定し、透過型砂防堰堤の整備、ダム堆積土砂の下流還元、サンドバイパスによる海岸の侵食対策など、土砂移動の連続性を確保する取組を推進する。 【国土交通省】

➢ **ダム整備等の環境配慮**

ダム事業等の大規模な公共事業の実施に当たって、事前の環境調査を実施し、ダム事業等が環境に及ぼす影響について検討し、回避・低減、代償措置等の適切な環境保全措置を講じる。 【国土交通省】

➢ **ダムの弾力的管理**

ダム下流の河川環境の保全等のため、洪水調節に支障を及ぼさない範囲で洪水調節容量の一部を有効に活用するダムの弾力的管理及び弾力的管理試験を実施する。また、放流方法の検討をより進め、更に効果的なものとしていく。 【国土交通省】

➢ **水力発電に伴う減水区間の解消による清流回復**

水力発電に伴い河川の流量が著しく減少する減水区間の改善を図るため、発電ガイドラインに基づき、減水区間の解消に努める。また、水利権更新の機会などを捉え、発電に伴う減水区間の清流回復に取り組む。 【国土交通省】

### 1-2-27 水産生物の生活史に対応した水産環境整備

水産生物の生活史に対応した藻場・干潟から沖合域までの良好な生息環境空間を創出する水産環境整備を推進する。 【農林水産省】

**（現状と目標）**

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|---|---|---|
| 水産資源の回復や生産量の向上のための漁場整備による水産物の増産量 | 0トン（2021 年度） | 6.5 万トン（2026 年度） |
| 藻場の保全・創造の取組を実施する海域において、藻場面積を維持・回復 | 約6千 ha（2020 年度） | 約7千 ha（2026 年度） |

### 1-2-28 海の再生プロジェクトによる海域環境の改善

都市再生プロジェクト第三次決定「海の再生」の実現に向けて、東京湾、大阪湾及び伊勢湾における行動計画に基づき、各種施策を推進する。また、広島湾の行動計画に基づき各種施策を推進するとともに、閉鎖性海域における、全国海の再生プロジェクトを展開する。 【国土交通省、農林水産省、環境省】

### 1-2-29 生物共生機能を付加させた港湾構造物の導入推進

老朽化対策と併せて、生物共生機能を付加させた港湾構造物の導入を推進する。 【国土交通省】

### 1-2-30 沿岸域の水質浄化対策の推進

自然と生物にやさしい海域環境の創造と親水性の高い海域空間の創出を目的に、ヘドロの除去、覆砂等の水質浄化対策を推進する。 【国土交通省】

**（現状と目標）**

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|---|---|---|
| 2030 年度までの計画（港湾公害防止対策事業）に対する達成率 | 63%（2021 年度） | 100%（2030 年度） |

### 1-2-31 浚渫土砂等を有効活用した干潟・藻場等の再生・深掘跡の埋め戻し

港湾整備により発生した浚渫土砂等を有効活用し、干潟・藻場等の再生、深掘跡の埋め戻しを推進する。 【国土交通省】

### 1-2-32 海底にたい積した有機汚泥の浚渫の推進

周辺市街地や自然に優しい水域環境の創造及び安全で安心な水辺空間の創出等を目的に、海底にたい積した有機汚泥の浚渫を推進する。 【国土交通省】

### 1-2-33 劣化地の再生・回復に関する調査検討

2030 年までに国土の 30%以上を保全する「30by30 目標」の達成に向けて、生態系回復が必要な劣化地調査を実施し、自然共生サイト申請のための再生マニュアルを作成する。また、劣化した生態系の再生手法の検討に当たっては、炭素吸収ポテンシャルを把握し、副次的に炭素中立へ貢献する。 【環境省】

### 1-2-34 劣化した生態系の再生の強化［重点］

自然再生事業や生態系維持回復事業等の着実な実施を通じて、野生鳥獣や外来種による被害を受けた自然植生や、開発や管理放棄等による生息地の消滅など影響を受けた生態系など、自然環境や生態系が劣化している場所において、その再生や回復に向けた取組を地域と連携して推進する。

【環境省、農林水産省、国土交通省】

### 1-2-35　自然再生の推進

自然再生推進法(平成14年法律第148号)に基づき、NPO や地域住民、関係行政機関など多様な主体が連携して実施する自然再生活動を全国的に推進するため、自然再生専門家会議の運営や自然再生専門家会議委員による学術的観点からの助言や現地指導の実施及び自然再生に係る情報収集、課題解決策の検討、普及啓発等を実施する。　【環境省】

**（現状と目標）**

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|---|---|---|
| 自然再生推進法に基づく自然再生協議会設置箇所数 | 27か所<br>(2021年度) | 30か所<br>(2025年度) |
| 自然再生事業実施計画策定数 | 49計画<br>(2021年度) | 54計画<br>(2025年度) |

## 行動目標１－３　汚染の削減（生物多様性への影響を減らすことを目的として排出の管理を行い、環境容量を考慮した適正な水準とする）や、侵略的外来種による負の影響の防止・削減（侵略的外来種の定着率を50%削減等）に資する施策を実施する

IPBES 地球規模評価報告書で特定された生物多様性の損失に深刻な影響を及ぼす五つの直接要因にも挙げられている汚染（排水等に含まれる化学物質や農薬、海洋プラスチックなど）と侵略的外来種について、適切なリスク評価の結果等に基づき、その影響を削減・軽減する対策が急務である。

このため、化学物質や農薬等に対するリスク評価及び評価結果を踏まえた適正利用等のリスク管理の推進・拡充、河川や湖沼の水質改善、海洋ごみ等の発生抑制・回収等を通じた汚染対策、侵略的外来種（特に、我が国への定着が非常に危惧されている段階で緊急的な対策が必要な生物や、広く飼育され野外個体数が多い生物）の水際対策・防除・適正管理等の拡充、飼養動物の終生飼養の推進や管理の適正化を進める。これらの対策を継続・強化させることに加え、科学的知見を収集・活用し、更に有効な対策を講じていく必要がある。

**＜具体的施策＞**

### 1-3-1　鉛製銃弾に起因する鳥類の鉛中毒の防止［重点］

2030 年度までに我が国の鉛製銃弾に起因する鳥類の鉛中毒の発生をゼロとすることを目指し、2025年度から全国的な鉛製銃弾の使用規制制度を段階的に導入できるよう作業を進めていくため、鉛汚染の実態把握及び影響評価を進める。評価により、非鉛製銃弾への切替えが必要となった場合には円滑な移行を推進するために必要な移行体制の構築を検討する。　【環境省】

**（現状と目標）**

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|---|---|---|
| 鉛製銃弾に起因する鳥類（猛禽類）の鉛中毒の確認件数 | 5件<br>(2021年度) | 0件<br>(2030年) |

### 1-3-2　化学物質の環境リスク初期評価

生態系への影響の観点を含めて化学物質の環境リスクに関する初期評価（スクリーニング）を行い、環境リスクの高い物質を抽出し、必要な措置の実施を促す

ことにより、化学物質による人や水生生物への影響を未然に防止する。 【環境省】

**（現状と目標）**

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|---|---|---|
| 生態影響の観点から環境リスク初期評価を実施する物質数 | 12 物質 ※1（2022 年度） | 12 物質/年程度 |

※1 2022 年度末時点までに 413 物質実施

### 1-3-3 化学物質管理の推進

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和 48 年法律第 117 号。以下「化審法」という。）に基づき、全ての化学物質に対し、一定量以上の製造・輸入を行う事業者に実績数量の届出を義務づけるとともに、必要に応じて有害性情報の提出を求めること等により、生態系等への影響を考慮した安全性評価を着実に実施する。また、鳥類を含む高次捕食動物に対する有害性評価方法の検討、化学構造式や物理化学的性状から生態毒性を予測する定量的構造活性相関（QSAR）の開発・試行を行う。 【環境省】

**（目標）**

1973 年の化審法制定以前から市場に存在する化学物質を含む全ての化学物質について、届出の内容や有害性に係る既知見等を踏まえ、優先的に安全性評価を行う必要がある化学物質を「優先評価化学物質」に指定し、リスク評価を行う。その結果、長期毒性を有する化学物質のうち、相当広範な地域の環境中に相当程度残留等するために、人の健康または生活環境動植物の生息・生育に係る影響を生じるおそれがあると認められる化学物質を「第二種特定化学物質」に指定し、必要な措置を講じる。

**（現状）**

優先評価化学物質を 218 物質指定（2022 年３月末）

### 1-3-4 化学物質排出・移動量届出制度（PRTR 制度）運用・データ活用事業

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成 11 年法律第 86 号）に基づき、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止する観点から、人の健康や生態系に有害なおそれがある化学物質の環境への排出量や事業所外への移動量の集計･公表などを実施する。 【環境省】

**（現状と目標）**

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|---|---|---|
| 「PRTR 地図上表示システム」の閲覧数 | 16,548 ビュー/年度（2021 年度） | 19,051 ビュー/年度（2024 年度） |

・PRTR 制度において、事業者からの対象化学物質の環境への排出量及び事業所外への移動量の届出を毎年度集計・公表する

### 1-3-5 化学物質の内分泌かく乱作用に関する検討

化学物質の内分泌かく乱作用が環境中の生物に及ぼす影響について、2022 年 10 月に取りまとめた「化学物質の内分泌かく乱作用に関する今後の対応―EXTEND 2022―」に基づき、試験法の開発を行うとともに、環境中に存在する化学物質等を対象として、確立した試験法を用いた試験・評価を進め、環境リスクが懸念される物質に対するリスク管理につなげていく。 【環境省】

**（現状と目標）**

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|---|---|---|
| 評価に着手する物質数 | 10物質／年程度 | 10物質／年程度 |

### 1-3-6 環境中の医薬品等（PPCPs）の環境リスクに関する検討

医薬品を始めとする PPCPs（pharmaceuticals and personal care products）が環境中の生物に及ぼす影響について、既存知見を収集し、環境中の存在状況や生態毒性に関する情報を充実させた上でリスク評価を進め、環境リスクが懸念される物質を同定する。あわせて、PPCPs の特性を踏まえたリスク評価手法を検討する。 【環境省】

**（現状と目標）**

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|---|---|---|
| 生態毒性試験を実施する物質数 | ２物質／年程度 | ２物質／年程度 |

### 1-3-7 災害事故時の化学物質対策

大規模災害時などの化学物質漏えい事案からの被害を最小化するため、関係機関への平時からの情報共有や、災害等の緊急時における連携体制の構築等を推進する。 【環境省】

### 1-3-8　水銀による環境汚染の防止

水銀による地球規模の環境汚染を未然に防止するため、「水銀に関する水俣条約」及び「水銀等による環境の汚染の防止に関する計画」に基づき、ライフサイクル全体にわたる水銀対策を推進する。　【環境省】

### 1-3-9 既登録農薬における生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準の設定［重点］

2018 年に改正された農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）に基づき、農薬の影響評価の対象となる動植物を従来の水産動植物から、鳥類及び野生ハナバチ類等を含む水域・陸域の生活環境動植物に拡大するとともに、既登録農薬の再評価を開始したところであり、今後評価を進め、必要に応じ生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準の設定や改定を行い、農薬登録制度における生態リスク評価・管理の拡充を図る。

【環境省】

**（目標）**

2021 年度末時点で登録済みの全ての農薬について、生活環境動植物に係る再評価を実施（2038 年度）

### 1-3-10　農薬登録審査における生活環境動植物に対する慢性影響評価の導入［重点］

農薬取締法に基づく農薬登録審査で行う生活環境動植物に対する影響評価において、現在評価対象としている短期的な農薬ばく露の影響(急性影響)に加えて、長期的な農薬ばく露の影響（慢性影響）に関する評価を導入し、農薬登録制度における生態リスク評価の拡充を図る。　【環境省】

**（目標）**

魚類、甲殻類、鳥類に対する農薬の影響評価において慢性影響評価を導入（2025 年度以降）

### 1-3-11　天敵農薬における生態リスクの評価の拡充とモニタリング手法の検討［重点］

生きた状態で、その寄生性、捕食性を利用し、病害虫の防除を目的として使用する天敵農薬について、農薬取締法に基づく農薬登録の審査に当たり、放飼地域における定着性や捕食性等の生物学的特性に係る評価を導入し、天敵農薬の生態リスクに対する評価の拡充を図るとともにモニタリング手法の検討を行う。

【環境省、農林水産省】

### 1-3-12　農薬の適正使用の推進

最新の科学的知見に基づき農薬登録及び再評価を実施する。また、毎年、農薬危害防止運動を全国で実施する等、農薬の適正使用を推進することにより、農薬の使用による水質汚濁及び生活環境動植物の被害を未然に防止する。　【農林水産省、環境省】

### 1-3-13　ゴルフ場における農薬の適正な使用の推進

ゴルフ場から排出される水に含まれる農薬の実態把握に努めるとともに、その結果に基づき、ゴルフ場に対する登録農薬の適正使用や使用量の削減等の適切な改善措置を講じるよう指導を行うことにより、ゴルフ場における農薬の適正な使用を推進し、ゴルフ場周辺の水域における水質汚濁及び水域の生活環境動植物の被害を未然に防止する。　【環境省】

### 1-3-14　生態リスクが高いと考えられる農薬の河川水モニタリング

水域の生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準値と環境中予測濃度が近接しており、相対的に生態リスクが高いと考えられる農薬を対象に、農薬の使用状況を勘案しつつ河川水中の農薬濃度のモニタリング調査を行い、リスク評価結果の妥当性及びリスク管理の実効性を検証する。　【環境省】

**（目標）**

相対的に生態リスクが高いと考えられる農薬を対象に、毎年 10 農薬程度について河川水中の濃度をモニタリングする。

### 1-3-15　家畜排せつ物の適正管理

家畜排せつ物の不適切な管理に起因する水質汚染等の環境への影響を防止するため、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律(平成 11 年法律第 112 号）に基づく家畜排せつ物の適正管理を行う。

【農林水産省】

### 1-3-16　環境保全型農業の実施による水質改善

農業者の組織する団体等が実施する、化学肥料・化学合成農薬を原則５割以上低減する取組と合わせて行う、地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動を支援する。　【農林水産省】

### 1-3-17　農山漁村における排水施設の整備等による水質改善

➢　**漁業集落排水施設の整備**

漁港及び漁場の水域環境と漁業集落の生活環境の改善を図るため、都道府県が策定する汚水処理に関する「都道府県構想」に基づき下水道、浄化槽と連携して、効率的に漁業集落排水施設の整備を進める。

【農林水産省】

**（現状と目標）**

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|---|---|---|
| 漁業集落排水施設が整備された漁村の人口割合 | 80%<br>（2021 年度） | 約 95%<br>（2026 年度） |

➢　**集落排水施設の整備等による水質改善**

・農業用用排水の水質保全等を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与するため、都道府県が策定する汚水処理に関する「都道府県構想」に基づき下水道、浄化槽と連携して、効率的に集落排水施設の整備を進める。

・農村地域の環境保全、農業用排水施設からの排水の水質浄化等を図る水質保全施設を整備する。

・沖縄県及び奄美群島の農用地からの赤土等の流出、水質負荷軽減のための耕土流出防止施設を整備する。　【農林水産省】

**（現状と目標）**

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|---|---|---|
| 汚水処理人口普及率 | 92.6%<br>（2021 年度） | 95%以上<br>（2026 年） |

### 1-3-18　下水道の高度処理等による水環境改善

公共用水域の水質保全のため、下水道の整備に加え、湖沼や閉鎖性海域における富栄養化の防止などに資する下水処理場の高度処理化や合流式下水道の改善を推進する。　【国土交通省】

**（現状と目標）**

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|---|---|---|
| 高度処理実施率 | 59.9%<br>（2021 年末） | 65%<br>（2025 年末） |
| 合流式下水道改善率 | 90.4%<br>（2021 年末） | 100%<br>（2023 年末） |
| 汚水処理人口普及率 | 92.6%<br>（2021 年度末） | 95%<br>（2026 年度） |

### 1-3-19　ダム貯水地における水質保全対策

ダム貯水地において、冷水放流、濁水長期化、富栄養化の対策を実施する。冷水放流対策として選択取水設備を設置して流入水温に近い水温層を選んで下流に放流し、濁水長期化対策として選択取水設備や清水バイパスを設置して濁水の放流期間の短縮に努め、富栄養化対策として曝気循環装置等を設置してプランクトンの増殖の抑制を図っていく。　【国土交通省】

### 1-3-20　水生生物の保全に係る水質環境基準

環境基本法（平成５年法律第 91 号）第 16 条に基づき定められる環境基準のうち水生生物の保全に係る環境基準について、類型指定水域において水質汚濁の状況を常時監視するとともに、最新の科学的知見の基に必要な環境基準等の設定及び見直しを行う。【環境省】

**（現状と目標）**

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|---|---|---|
| 類型指定水域における水生生物の保全に係る水質環境基準の達成状況 | 98.5%<br>（2020 年度） | 100%<br>（毎年度） |

### 1-3-21　湖沼環境保全対策

湖沼水質保全特別措置法（昭和 59 年法律第 61 号）に基づく各施策を推進する。具体的には、水質、水生生物、水生植物、水辺地等を含む湖沼の良好な水環境を目指して、湖沼環境の改善に向けた総合的な方策の検討を行い、望ましい湖沼環境の実現を図る。【環境省】

### 1-3-22　琵琶湖の保全及び再生

琵琶湖の保全及び再生に関する法律（平成 27 年法律第 75 号）に基づく各施策を推進する。特に、局所的な植物プランクトンの大増殖による水質悪化、水草の過剰繁茂、侵略的外来植物の繁茂、気候変動による湖沼の水循環への影響等、湖沼の管理に関する検討等を行い、関係機関と連携しながら必要な対策を講じる。

【環境省】

### 1-3-23　海洋環境関連条約等対応

海洋環境の保全を目的としたロンドン条約、マルポール条約、1990 年の油汚染に対する準備、対応及び協力に関する国際条約（油濁事故対策協力（OPRC）条約）やバラスト水管理条約、北西太平洋地域海行動計画（NOWPAP）等の国際的な枠組みに係る対応、国内担保を適正に実施し、海洋環境保全に貢献する。　【環境省】

### 1-3-24　水質総量削減等を通じた閉鎖性海域の水環境改善

2022 年１月に策定した第９次の水質総量削減基本方針に沿って、東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海の水環境改善を着実に実施する。これまでの取組により、陸域からの汚濁負荷量は着実に減少しているものの、「豊かな海」を目指す上での課題はなお存在することから、場所や季節を考慮したきめ細やかな対策や、生物多様性・生物生産性の維持機能を有する藻場・干潟の保全・再生を含め、地域の実情を踏まえた総合的な取組を促進する。　【国土交通省、環境省】

**（現状と目標）**

| 指標 | 現状値 | 目標値（2024 年度） |
|---|---|---|
| 東京湾、伊勢湾、瀬戸内海における COD | 東京湾 154t/日<br>伊勢湾 131t/日<br>瀬戸内海 374t/日 | 東京湾 150t/日<br>伊勢湾 127t/日<br>瀬戸内海 372t/日 |
| 東京湾、伊勢湾、瀬戸内海における窒素含有量 | 東京湾 162t/日<br>伊勢湾 106t/日<br>瀬戸内海 380t/日 | 東京湾 159t/日<br>伊勢湾 106t/日<br>瀬戸内海 389t/日 |
| 東京湾、伊勢湾、瀬戸内海におけるりん含有量 | 東京湾 12.1t/日<br>伊勢湾 8.0t/日<br>瀬戸内海 24.3t/日 | 東京湾 11.8t/日<br>伊勢湾 7.9t/日<br>瀬戸内海 24.6t/日 |

### 1-3-25　底層溶存酸素量に関する環境基準の類型指定

環境基本法第 16 条に基づき定められる環境基準のうち、魚介類等の生息や藻場等の生育に対する直接的な影響を判断できる指標であり、底層を利用する生物の生息・再生産にとって特に重要な要素となる底層溶存酸素量について、類型指定の検討を進める。

【環境省】

### 1-3-26　サンゴ礁生態系保全に係る陸域に由来する赤土等の土砂及び栄養塩、化学物質等の過剰な負荷への対策の推進

「サンゴ礁生態系保全行動計画 2022-2030」で設定した特に解決の緊急性が高い重点課題の一つとして、陸域からの土砂・栄養塩・化学物質等の過剰な負荷の軽減対策やその効果の検証を推進する。　【環境省】

### 1-3-27　油流出事故への対応及び閉鎖性海域における漂流ごみの回収

・大規模油流出事故が発生した場合の油防除体制としての大型浚渫兼油回収船を配備するとともに、閉鎖性海域に海洋環境整備船を配備し、漂流ごみや浮流油の回収を実施することにより、生物多様性に影響を与える海洋汚染の防除を行う。
・油流出事故による野生鳥獣への油汚染が発生した場合に、関係行政機関や関係団体等による救護活動が円滑に実施されるよう、連絡体制の整備や関係者への研修を実施する。　【国土交通省、環境省】

### 1-3-28　海洋ごみ対策の推進等

2050 年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減することを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」の提唱国として、海洋環境を含むプラスチック汚染に関する新たな法的拘束力のある国際文書（条約）の策定において、主要排出国を含むより多くの国が参加する実効的かつ進歩的な枠組みの構築を主導する。国内においては、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和３年法律第 60 号）に基づき、プラスチック使用製品の設計から廃棄物の処理に至るまでのライフサイクル全般にわたって、3R＋Renewable の原則に則り、あらゆる主体のプラスチックに係る資源循環の促進等を図るとともに、美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律（平成 21 年法律第 82 号。以下「海岸漂着物処理推進法」という。）の下、海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するべく、都道府県などが地域計画に基づき実施する海岸漂着物等の回収・処理や発生抑制対策などの取組に対する支援を中心に、地域の実情に応じた効果的な海洋ご

み対策の支援・推進に努める。また、マイクロプラスチックを含む海洋ごみの量・分布等の実態把握や海洋プラスチックごみの生態影響の評価など科学的知見の蓄積を進める。 【環境省】

**（現状と目標）**

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|---|---|---|
| 海岸漂着物等地域対策推進事業実施主体数（都道府県） | 42<br>（2021 年度） | 43<br>（2023 年度） |
| 海岸漂着物処理推進法の基本方針に基づく地域計画の策定数 | 42<br>（2021 年度） | 47<br>（2023 年度） |

### 1-3-29 海洋生分解性プラスチックの開発

海洋生分解性プラスチックの海洋での生分解機構の解明を通し、技術・安全性の評価手法確立に加え、革新的な技術・新素材の開発を行い、技術開発基盤を構築する。加えて、生分解のタイミングやスピードをコントロールする海洋生分解性プラスチックの開発を実施する。 【経済産業省】

### 1-3-30 環境に配慮した漁具等の開発

クジラを含む海洋生物に与える影響を抑制する漁具の開発を推進する。 【農林水産省】

### 1-3-31 特定外来生物等の指定、外来種被害防止行動計画及び生態系被害防止外来種リストの見直し

2022 年の外来生物法改正を踏まえ、適宜特定外来生物、未判定外来生物の指定を進め、「外来種被害防止行動計画」及び生態系被害防止外来種リストの見直しを行う。 【環境省、農林水産省、国土交通省】

**（目標）**

行動計画は 2024 年度までに見直しを行い、リストは 2023 年度から分類群ごとに見直しを開始する

### 1-3-32 特定外来生物の水際対策強化・初期防除強化［重点］

輸入された物品等に付着して侵入する事例が近年増加し、定着が非常に危惧されている状態であるヒアリなどの国内に未定着の特定外来生物について、国際連携の強化のための取組を推進するとともに、侵入を早期に発見し防除対策を実施する体制を構築し、防除手法の開発を行い定着を阻止する。また、局地的に分布する特定外来生物の拡散の可能性のある地域のモニタリングや定着地での地方公共団体と連携した防除事業を進め、国内での分布範囲の拡大を阻止する。

【環境省、内閣官房、総務省、外務省、財務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省】

**（現状と目標）**

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|---|---|---|
| ヒアリの定着地点数 | 0 | 0 |

### 1-3-33 輸入植物検疫による侵入防止

農作物等の有用な植物に被害を与えるおそれのある病害虫を対象に、輸入される植物等やその容器包装について、植物防疫所が検査（輸入植物検疫）を実施する。 【農林水産省】

### 1-3-34 有害水バラスト処理設備の検査

2017 年に発効したバラスト水管理条約に基づき、バラスト水に含まれる外来種の海域間の移動を防止するため、外航船舶に対して有害水バラスト処理設備の搭載が義務付けられている。日本籍船舶に搭載された装置が同条約に基づく要件に適合していることを確認するため、定期的な検査を行う。 【国土交通省】

**（現状と目標）**

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|---|---|---|
| 日本籍船舶に搭載された有害水バラスト処理設備がバラスト水管理条約に基づく要件に適合することを確認するための定期検査の実施件数 | 302 件<br>（2021 年度） | 毎年度<br>300 件程度 |

### 1-3-35 定着した特定外来生物の対応のための支援［重点］

外来魚（オオクチバス、コクチバス、ブルーギル）やアライグマ等について、効果的な被害防止対策をとっていくための指針等を検討するとともに、特定外来生物に指定される予定のアメリカザリガニ・アカミミガメを含めた定着した特定外来生物の対策強化のための地方公共団体等への支援や普及啓発を強化する。

【環境省、農林水産省】

**（目標）**

外来魚（オオクチバス、コクチバス、ブルーギル）やアライグマ等について全国的な指針等を 2024 年度

までに策定又は改定する。

### 1-3-36　農地や水路における外来種のまん延防止に資する技術開発

農業用水路の通水障害を引き起こす外来種（カワヒバリガイ、タイワンシジミ等）や侵入雑草（アレチウリ、ナガエツルノゲイトウ等）の防除・管理技術を開発促進する。【農林水産省】

**（目標）**

・2023 年度までに、外来水生生物３種以上及び外来植物３種以上の侵略的外来種に適用可能な管理体系を確立する。

・確立した侵略的外来種に適用可能な管理体系について、2023 年度までに３地域以上で実証する。

### 1-3-37　外来種による森林・林業被害の防止

現状の森林生態系への影響に配慮しつつ、順応的な駆除や生息域の拡散防止対策を実施することにより、地域の森林における生物多様性の保全を図る上で必要となる外来種対策を地域で一体的に推進する。

【農林水産省】

### 1-3-38　外来種による農作物被害の防止

外来種のうち、農作物に被害を与える病害虫（クビアカツヤカミキリ、スクミリンゴガイ等）について、都道府県等と連携し、適時・適切な防除を推進する。

【農林水産省、環境省】

### 1-3-39　河川における外来種被害防止の取組実施

外来種被害防止行動計画（2015 年３月環境省、農林水産省、国土交通省作成）に基づき、河川における外来種対策の必要性の普及啓発等の取組を推進する。

【国土交通省】

### 1-3-40　特定外来生物による内水面漁業被害の防止

効果的な防除手法の開発・普及を行うとともに、水産業に被害を及ぼす特定外来生物（オオクチバス、コクチバス、ブルーギル）の防除に取り組む内水面漁協等を支援し、外来魚による食害等といった内水面漁業被害の拡大防止を推進する。【農林水産省】

### 1-3-41　生物多様性確保上重要な地域における特定外来生物等の防除

奄美大島において希少種への脅威となっているマングースについて、根絶に向け捕獲圧をかけ続けるとともに、根絶を確認する手法の開発を行い、根絶を達成させる。その他、小笠原諸島や沖縄島等、生物多様性確保上重要な地域における特定外来生物等の防除事業を進める。【環境省】

**（目標）**

奄美大島のマングース根絶確認について、2025 年度までに実施

### 1-3-42　国立公園等における外来種対策

国立公園において、生態系へ悪影響を及ぼしている外来種について、捕獲などの防除事業を実施する。また、悪影響を及ぼすおそれのある外来種について、侵入や悪影響を未然に防ぐための種の取扱方針の策定やリスク評価手法の検討を行うとともに、特別保護地区などにおける外来種の放出等の規制を行う。また、国立公園等で行われる緑化に当たっては、「自然公園における法面緑化指針」に基づき、遺伝的かく乱を防止するため、地域性種苗の利用等の必要な配慮を行うとともに、外国産在来緑化植物の利用は行わないものとする。【環境省】

### 1-3-43　セイヨウオオマルハナバチ対策

施設園芸において、花粉交配のために使用されているセイヨウオオマルハナバチを在来種マルハナバチに転換するための実証、講習会の開催等を支援するとともに、在来種の生息域へのセイヨウオオマルハナバチの拡散防止を行う等、適正な管理の必要性について周知徹底する。【農林水産省、環境省】

### 1-3-44　外来種の遊漁利用の在り方検討

漁業権に基づきオオクチバスが遊漁利用されている湖沼においては、関係機関と協力して外来種に頼らない生業の在り方の検討を進める。【農林水産省、環境省】

### 1-3-45　公共事業における外来種等の使用回避・拡散防止

公共事業においては、「生態系被害防止外来種リス

ト」に記載された外来種の使用を避けることを基本とし、代替種が存在しない場合には、使用した場所から逸出しないよう適切な管理を推進する。また、在来種を用いた緑化に当たっても、遺伝的かく乱を防止するため、地域性種苗の利用等の必要な配慮を行うとともに、外国産在来緑化植物の利用は行わないものとする。

【農林水産省、国土交通省、環境省】

### 1-3-46　飼養動物の適正な管理

飼養動物の自然界への放出・定着により、地域の生態系に影響を与えるおそれがあることから、飼い主や動物取扱業者等の終生飼養の推進や飼養管理の適正化を図り、動物の個体管理を進める。特に、犬と猫の個体管理を進めるため、マイクロチップを装着した登録頭数を増加させるための施策等を実施する。【環境省】

**（現状と目標）**

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|---|---|---|
| マイクロチップを装着した犬猫の登録頭数 | 40 万頭 | 1,000 万頭（2022～2030 年の累計） |

## 行動目標１－４　気候変動による生物多様性に対する負の影響を最小化する

IPBES 地球規模評価報告書において、気候変動は地球全体の自然の変化を及ぼす３番目に大きな直接要因とされた。気候変動は生物種の喪失や自然環境の劣化、気象災害の多発化・激化や農業生産の減少等、自然と人間に広範囲にわたり様々な形で負の影響を及ぼしている。

この負の影響を低減させるためには、科学的知見に基づく適切な対策を講じる必要があることから、気候変動及びその影響に関する様々な情報やデータを集積し、分析や評価を進める。また気候変動による影響への対応策を強化し、被害を最小化する取組を推進する。

**＜具体的施策＞**

### 1-4-1　気候変動影響の評価［重点］

我が国の気候変動及び気候変動影響に関する科学的知見を集積し、自然生態系をはじめとした、農林水産業や自然災害・沿岸域などの各分野における気候変動影響に関する総合的な評価に向けた検討を進める。

【環境省】

### 1-4-2　保護地域における気候変動による生態系への影響緩和

国立公園等の保護地域における自然生態系への気候変動影響を軽減するため、被害や影響の評価を進めるとともに、負の影響への対処の強化等の適応策の実施を推進する。【環境省】

## 行動目標１-５　希少野生動植物の法令に基づく保護を実施するとともに、野生生物の生息・生育状況を改善するための取組を進める

希少野生動植物を将来にわたり保存し、種の絶滅を回避するためには、科学的知見を蓄積するとともに、法令等に基づき捕獲・採取等の規制や流通管理を実施することに加え、生息・生育環境の保全を図ることが必要である。

絶滅が危惧される動植物は多く、特に陸水生態系では長期的に種の絶滅リスクが増大している。環境省の「環境省レッドリスト 2020」（2020 年３月公表）では、我が国の絶滅危惧種は 3,716 種となった。これに「海洋生物レッドリスト」（2017 年３月公表）における絶滅危惧種 56 種を加えると、我が国の絶滅危惧種の総数は 3,772 種となっている。なお、2024 年度以降の公表を目指している第５次レッドリストからは、これまで検討体制が分かれていた陸域・海域を統合したレッドリストを作成することとしている。

レッドリスト掲載種のうち、特に絶滅のおそれが高く、法規制による対策効果があると考えられる種については、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第 75 号。以下「種の保存法」という。）に基づく国内希少野生動植物種に指定し、捕獲や譲渡し等を規制するとともに、その個体の繁殖や生息地等の整備が必要なものについては、保護増殖事業計画を策定し、保護増殖事業を実施している。また、その生息・生育環境の保全を図る必要があるものについては、生息地等保護区を指定し、開発行為等を規制している。2023 年１月時点で 442 種が国内希少野生動植物種に指定され、計 75 種について 56 の保護増殖事業計画を策定し、全国 10 か所の生息地等保護区を指定している。

こうした取組を今後も着実に実施していくに当たり、レッドリストの見直しを行うとともに、法に基づく対策の効果や保全の優先順位を踏まえつつ、適切に国内希少野生動植物種の指定を行う。また、保護増殖事業の実施に当たっては、対象となる国内希少野生動植物種の指定の解除等を目指し、維持・回復すべき個体数等の水準及び生息地の条件等を具体的に定めるなど、具体的な目標設定の下進める。対策の実施に当たっては、生息・生育地の維持・改善、脅威となっている外来種の駆除などの生息域内保全を基本としつつ、本来の生息域内における保全施策のみでは近い将来種の存続が極めて困難となるおそれがある種については、生息域内保全の補完として、飼育下繁殖などの生息域外保全や野生復帰の取組を進める。

外国産希少種の保護に関しては、ワシントン条約附属書Ⅰ掲載種及び二国間渡り鳥保護条約等通報種を種の保存法に基づく国際希少野生動植物種として指定しており、2023 年３月時点で 812 種類が指定されている。これらの種は外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）に基づき輸出入規制が行われており、国内においては種の保存法により譲渡し等や陳列・広告を原則禁止している。種の保存のためには国際的な協力が不可欠であることから、条約締約国会議等による対象種の変更に対し適切に国内法を対応させ、関係機関の連携の下で適正な法運用を行い、希少野生動植物に関する違法行為の監視を徹底する。

また、比較的個体数の多い普通種についても、生物多様性や生態系の維持に重要な役割を果たしていることから、実態の把握や保全に向けた取組を進める。

これらの取組を効果的に推進するため、他の行動目標に属する施策とも複合的に対策を進め、人為的な種の絶滅を可能な限り回避し、野生生物の生息・生育状況の改善に取り組む。

**＜具体的施策＞**

### 1-5-1　レッドリストの作成と国内希少野生動植物種の指定

絶滅のおそれのある野生動植物種の保全の基礎データとなるレッドリストについて、これまで検討体制が分かれていた陸域と海域を統合した環境省第５次レッドリストを 2024 年度以降に公表することを目指し、科学的知見を集積し、絶滅のおそれについて可能な限り定量評価を行う。また保全の意識醸成のために種ごとの情報を記載したレッドデータブックを作成し、広く普及を行う。特に絶滅のおそれが高く、法規制による対策効果があると考えられる種については、保全の優先順位も踏まえ、種の保存法に基づく国内希少野生動植物種への指定を推進する。　【環境省】

**（現状と目標）**

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|---|---|---|
| 絶滅危惧種のうち種の保存法により指定されている種の割合 | 12% | 15%<br>（2030 年度） |

### 1-5-2　保護増殖事業等による希少種の保全

それぞれの種の特性や生息・生育状況を踏まえ、地方公共団体や保全団体、研究者、動植物園等と連携し、事業の完了を目指し定量的な目標設定の下、保護増殖事業を実施し、生息・生育状況の改善を図る。その結果として、複数の種について、環境省レッドリストにおいて絶滅のおそれがより低いカテゴリーへ移行し、又は、絶滅のおそれがある状態でなくなり、保護増殖事業が完了する事例を創出する。その他の種についても、保全方策に係る手引きの作成や、地域住民等関係者の理解醸成や連携等により、地域や民間主体の保全活動を支援・促進する。　【環境省】

**（現状と目標）**

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|---|---|---|
| 保護増殖事業の実施により、その生息状況が改善され、保護増殖事業の目的が達成されて、事業を完了した種数 | 0種<br>（2022 年） | 5種程度<br>（2030 年） |
| 下位計画等で定量的な目標を設定している保護増殖事業の種数 | 12 種<br>（2022 年） | 24 種<br>（2030 年） |

### 1-5-3　指定動植物による生息地管理も含めた生態系保全

捕獲や採取等の規制対象となる動植物の見直し・選定を行い、国立公園に生息・生育する絶滅危惧種等の動植物の保全を強化する。　【環境省】

**（目標）**

保護区の適切な保護・管理のため、全国の国立公園において見直し作業を進める。

### 1-5-4　希少な野生動植物の適正な流通管理

ワシントン条約、外為法、種の保存法に基づく、希少野生動植物種の国際取引及び国内流通管理のために、適正な法運用を行うとともに、関係省庁及び関係機関が連携・協力して、違法行為の監視を徹底し、適切な取り締まりを行うなど、効果的な管理方法の検討と実施を進める。

【環境省、警察庁、外務省、経済産業省、財務省、農林水産省】

### 1-5-5　身近な自然も含めた生物の生息・生育環境の保全

農地・農業水利施設等の整備に当たり、環境への負荷や影響の低減を図るなど生態系への配慮を推進する。

【農林水産省】

### 1-5-6　普通種を含む身近な自然環境の保全［重点］

絶滅危惧の状態にないいわゆる普通種については、生態系を構成する基盤であり、多様な生態系サービスを発揮させるためにも重要であることから、現状及び経年変化を把握するとともに必要に応じて生息・生育・繁殖地の保全を含めた対策を図る。身近な自然が普通種を含む生物の生息場所及び生態系ネットワークの構成要素になっていることに留意し、多様な主体の連携による維持管理を促進する。　【環境省】

### 1-5-7　自然生態系の機能に着目した生物指標の検討［重点］

比較的出現率が高く個体数も多い普通種と呼ばれる昆虫類等について、環境指標となり得る種を選定し、その生態、形態等の特徴、近年の増減傾向や調査手法等の情報を整理する。また、その結果について、今後グリーンインフラやEco-DRR等の施策を進める際の生物多様性保全上の価値や具体的な機能の可視化につなげるとともに、OECMとして認定される場所の認定基準や、認定後のモニタリングへの活用を検討する。

【環境省】

### 1-5-8　光害対策ガイドラインの改定・普及

不適切な屋外照明灯の使用から生じる光は、動植物の生息・生育に悪影響を及ぼすとともに、過度な明るさはエネルギーの浪費であり、地球温暖化の原因にもなる。このため、光害対策ガイドラインの内容については、照明関連技術の向上などに基づき、必要に応じて逐次ガイドラインを見直し、その充実を図るとともに普及啓発を図る。　【環境省】

### 1-5-9　複合的な野生生物管理の推進［重点］

野生生物の保護管理に係る複合的な観点から、希少種保全や外来種対策、野生鳥獣の保護管理等の各分野の取組について見直し・検討を行い、必要な対策を実施する。　【環境省】

## 行動目標１－６　遺伝的多様性の保全等を考慮した施策を実施する

遺伝的多様性は、生態系の多様性及び種の多様性と並んで生物多様性を構成する要素である。遺伝子レベルの多様性が低下することは、種の存続を危険にさらし、絶滅のおそれを増大させることにつながる。また、個体数の少ない希少種はもちろんのこと、生息・生育地が分断され、集団のサイズが縮小している種などにおいても遺伝的多様性が低下している可能性がある。

このため、実態の把握を進めるとともに、絶滅のリスクが高い種については種子保存等による遺伝資源の保全を図る。

さらに、国内に自然分布する在来種と国外に分布する同種との間には遺伝子レベルの差異がある可能性が高いため、国外種の持ち込みや人為的な野外放出は、在来種との交雑等を引き起こし、地域の生物多様性の保全に影響を及ぼすことが懸念される。このため、その取扱いに当たって考え方を整理し、生物多様性への著しい支障を生じさせないよう必要な対策を行う。遺伝子組換え生物については、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成 15 年法律第 97 号。以下「カルタヘナ法」という。）に基づき適切な措置を講じる。また、ゲノム編集技術の利用により得られた生物であってカルタヘナ法の規制の対象とならないものについては、その取扱いを定めた通知に基づき適切に対応する。

**＜具体的施策＞**

### 1-6-1　生物の放出に係る対策の在り方の検討［重点］

遺伝的多様性の確保の視点を踏まえ、生物の人為的な野外放出についての考え方を整理し、必要な対策を講じる。　【環境省】

### 1-6-2　遺伝子組換え技術等を利用して得られた生物による生物多様性への影響の防止

カルタヘナ法の適切な施行を通じ、遺伝子組換え生物等の使用等による生物多様性への影響を防止するなど生物多様性の確保を図る。また、ゲノム編集技術を利用して得られた生物であってカルタヘナ法の規制の対象とならない生物の使用等についても、生物多様性

への影響に係る知見の集積と状況の把握を図るため、当面の間、情報の収集をする。さらに、カルタヘナ法規制や遺伝子組換え生物等に関する普及啓発を図る。

【環境省、経済産業省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省】

**（現状と目標）**

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|---|---|---|
| 遺伝子組換え生物による生物多様性影響の発生件数 | 0 | 0 |

### 1-6-3　希少種の遺伝的多様性の維持・確保

保護増殖事業対象種を中心に、遺伝的多様性の評価に基づく個体群ごとの保全（生息域内保全）を推進する。また、生息域内保全の補完として、動物園・水族館・植物園・昆虫館等と連携し、種の状況と特性に応じた効果的な生息域外保全を組み合わせることにより、希少種の遺伝的多様性の維持・確保を図る。【環境省】

**（現状と目標）**

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|---|---|---|
| 遺伝的多様性の評価に基づき個体群ごとの生息域内保全がなされている保護増殖事業対象種の数 | 18 種<br>（2022 年） | 36 種<br>（2030 年） |

### 1-6-4　新宿御苑における植物多様性保全の推進

新宿御苑は、2006 年から公益社団法人日本植物園協会（以下、「日本植物園協会」という。）の植物多様性保全拠点園ネットワークに参加し活動を行っている。引き続き新宿御苑が保有する温室等の施設を活用し、日本植物園協会及び加盟植物園と連携して、日本国内の野生植物の生息域外保全と有用植物資源の系統保存の中核として貢献する。【環境省】

### 1-6-5　絶滅危惧種の生殖細胞・種子保存

絶滅危惧種の生息域外保全の手段の一つとして、生殖細胞や種子等の保存を進める。動物については、国立研究開発法人国立環境研究所、公益社団法人日本動物園水族館協会、大学等関係機関とも連携し、絶滅のおそれの高い種や個体群について、生殖細胞の凍結保存等を進める。植物については、2006 年から種子保存施設としての役割を担っている新宿御苑において、その機能の拡充を図り、日本植物園協会と連携を強化する。これにより更なる絶滅危惧種の絶滅リスクの低減と遺伝資源の確保に努める。【環境省】

**（現状と目標）**

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|---|---|---|
| 保護増殖事業対象種のうち生殖細胞等の保存がされている動物の種又は地域個体群の数 | 5種<br>（2022 年） | 10 種・個体群<br>（2030 年） |
| 日本産絶滅危惧植物種のうち自生地情報を持つ種の保存数 | 日本産絶滅危惧植物種の 475 種について自生地情報を持つ種子・胞子を保存 | 日本産絶滅危惧植物種の 600 種について自生地情報を持つ種子・胞子を保存 |

### 1-6-6　遺伝資源の収集・保全、利用

・農業分野に関わる国内外の遺伝資源について、農研機構で実施する農業生物資源ジーンバンク事業において、探索収集から特性評価、保存、配布及び情報公開を実施する。

・地鶏等の遺伝資源について、始原生殖細胞（PGCs）を用いた遺伝資源の凍結保存等の技術習得のための研修会等の開催や技術導入の取組を支援する。

・生物多様性の保全の観点で重要な林木遺伝資源の収集・保存・評価を推進する。

・薬用植物資源研究センターにおいて、薬用植物資源の積極的な収集、恒久的保存、栽培、優良品種育成、組織培養等に必要な技術に関する研究、薬用植物の有効成分の化学的、生物学的評価に関する研究、未利用植物資源の開発に関する研究等、薬用植物遺伝資源の持続的な利活用に関する研究を推進する。

【農林水産省、厚生労働省】

**（現状と目標）**

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|---|---|---|
| アジア地域等の未探索遺伝資源の収集・保存 | 600 点<br>（2021 年度） | 3千点以上<br>（2021～2025 年度の累計） |

# 第 2 章
# 自然を活用した社会課題の解決

## 行動目標２－１　生態系が有する機能の可視化や、一層の活用を推進する

自然の恵みを活かして様々な社会課題の解決に役立てようとする取組は「自然を活用した解決策（NbS）」と呼ばれる。NbS には、気候変動対策や防災・減災といった社会課題の解決において、自然環境が有する多様な機能を活用するグリーンインフラや生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR）、生態系を活用した適応策（EbA）などが含まれる。我が国においても、このようなアプローチを防災・減災や地域づくりに積極的に活用する機運が高まっている。特に、地震や豪雨などの自然災害が頻発し「災害大国」とも呼ばれ、近年は気候変動による災害の激甚化といった環境変化に加え、社会インフラの老朽化などの社会問題にも直面している我が国において、災害を回避する土地利用の見直しや、地域づくりに関する古来の知恵も参考に自然を活用するグリーンインフラや Eco-DRR の取組を進めることが急務となっている。一方、これらの取組を現場で実装するに当たっては、その基盤となる情報や知見、ノウハウが不足している。

このため、各種情報に基づき保全・再生すべき場所や防災・減災効果の高い場所等を可視化する取組や、保安林等の多面的機能を有する区域の指定等を通じ、計画的な区域指定や効果的な管理手法の検討を進め、グリーンインフラや Eco-DRR の普及を図り生態系の有する機能を最大限活用することを目指す。

**＜具体的施策＞**

### 2-1-1　気候変動対策と生物多様性保全の一体的な取組［重点］

気候変動と生物多様性の損失の関連、生態系の回復等が気候変動への適応及び緩和に重要な役割を果たすことを踏まえ、気候変動適応計画において、NbS を、防災・減災や暑熱対策等の適応策としても活用することの意義や、調査研究及び地域実装を推進する方針を定め、取組を進める。　【環境省】

### 2-1-2　自然を活用した解決策の地域実装［重点］

NbS の実装に向け、生態系が有する機能の可視化及び効果的な生態系の保全管理に必要な技術的情報やデータの提供等を通じ、地域における生物多様性の保全と持続可能な利用や土地利用に関する計画等への位置づけや、計画に基づく事業の実施を促進する。また、健康や地域経済への貢献など、より広い観点での NbS を推進するための地域における自然に関係する取組を進める。　【環境省】

### 2-1-3　Eco-DRR の推進［重点］

NbS のうち、特に Eco-DRR について、生態系保全上の効果と防災・減災上の効果が期待できる区域を可視化する「生態系保全・再生ポテンシャルマップ」の作成を通じた取組の推進を図る。とりわけ、地方公共団体や地域の団体によるマップを用いた計画策定や、現場における取組の実施の支援を強化する。　【環境省】

**（現状と目標）**

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|---|---|---|
| 生物多様性地域戦略に生態系を活用した防災・減災を位置づけている都道府県の数 | 0<br>(2022 年) | 47 都道府県<br>(2030 年) |

### 2-1-4　グリーンインフラの社会実装の推進［重点］

産学官の多様な主体が参加するグリーンインフラ官民連携プラットフォームにおけるグリーンインフラの社会的な普及、グリーンインフラ技術に関する調査研究、資金調達手法等の検討等の活動の拡大を通じて、分野横断・官民連携によるグリーンインフラの社会実装を推進する。

また、グリーンインフラの計画・整備・維持管理等に関する技術開発を推進するとともに、地域モデル実証等を行い、地域への導入を推進する。さらに、グリーンボンド等の民間資金調達手法の活用により、グリーンファイナンス、ESG 投資の拡大を図る。

【国土交通省】

**（現状と目標）**

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|---|---|---|
| グリーンインフラ官民連携プラットフォームに登録している地方公共団体のうち、グリーンインフラの取組を事業化した自治体数 | 16 自治体（2021 年） | 70 自治体（2025 年） |

### 2-1-5　2027 年国際園芸博覧会の開催を通じたグリーンインフラの推進［重点］

国際園芸博覧会は、国際的な園芸・造園の振興や花と緑のあふれる暮らしの創造等を目的に各国で開催され、2027 年国際園芸博覧会では、グリーンインフラを実装し民間資金を活用した持続可能なまちづくりのモデル等を国内外に発信する具体的な機会とし、SDGs 達成やグリーン社会の構築に向けた取組を推進する。本博覧会でのグリーンインフラの実装は、グリーンインフラを国内外に普及し、多様な主体による技術開発等を誘発し、開催後も日本モデルとして国内外への普及を推進する。　【国土交通省、農林水産省】

**（現状と目標）**

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|---|---|---|
| 2027 年国際園芸博覧会における参加者数（ＩＣＴ活用や地域連携などの多様な参加形態を含む） | － | 1,500 万人 |
| 2027 年国際園芸博覧会における有料来場者数（2027 年国際園芸博覧会における参加者数の内数） | － | 1,000 万人 |

### 2-1-6　治山対策の推進

保安林等における治山施設の設置、機能の低下した森林の整備、海岸防災林等の整備を推進する。

【農林水産省】

**（現状と目標）**

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|---|---|---|
| 適切に保全されている海岸防災林等の割合 | 96%（2018 年度） | 100%（2023 年度） |

### 2-1-7　保安林の指定の計画的な推進

・水源涵養や土砂流出の防止など、特に公益的機能の発揮が要請される森林については、保安林の指定を計画的に推進する。

・魚つき保安林など、公益的機能の発揮が要請される森林については、保安林としての指定を計画的に推進する。　【農林水産省】

**（現状と目標）**

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|---|---|---|
| 森林の持つ多面的機能を総合的かつ高度に発揮させる保安林の面積 | 1,225 万 ha（2020 年度） | 1,301 万 ha（2033 年度） |

### 2-1-8　農業・農村の強靭化の推進

頻発化・激甚化する災害に対応した排水施設整備・ため池対策や流域治水の取組を推進する。

【農林水産省】

**（現状と目標）**

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|---|---|---|
| 湛水被害等が防止される農地及び周辺地域の面積 | 約5.8 万 ha（2021 年度） | 約21 万 ha（2025 年度） |

## 行動目標２-２　森・里・川・海のつながりや地域の伝統文化の存続に配慮しつつ自然を活かした地域づくりを推進する

人口減少・少子高齢化や、ウィズコロナ・ポストコロナの時代への対応など、社会の大きな変化に際し、持続可能でレジリエントな自然共生社会の実現に向け、自立・分散型の視点を取り入れた地域づくりの重要性が高まっている。地域の資源の循環利用を強化することは、再生不可能な資源に依存する社会から、再生可能な資源に立脚した社会への転換を促すことにつながる。流域を構成する森・里・川・海のつながりを意識しつつ、各地域が資源や個性を活かして互いに支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮され、SDGs や Society5.0 の実現にもつながる。

また、自然の中で働くことや生活することで享受できる文化的・精神的な豊かさに対する理解を促すことも必要である。地方では高齢化や過疎化が進む一方で、豊かな自然の恵みと、その自然環境に根ざした伝統や文化を有している。生物多様性を基礎とする地域固有の資源や美しい風景、それに基づく豊かな文化が引き継がれることで、地域への誇りや愛着が生まれ、それが地域の個性となり、人を引き付け、地域の活力や自立につながっていく。

このため、地域の自然や資源、文化伝統を活用し、観光振興や産業・雇用の創出、都市との交流拡大等に取り組むことで、自然環境の保護と利用の好循環を形成し、豊かで活力ある地域づくりを推進する。具体的には地域循環共生圏の総合的な推進、国立公園満喫プロジェクトの展開、エコツーリズムやワーケーション等を通じた都市と農山漁村のつながりの拡大、地域産業への新規就業者の育成、農林水産業の多面的機能の発揮、自然的名勝や文化財等の保全・活用などに取り組む。

**＜具体的施策＞**

### 2-2-1　環境で地域を元気にする地域循環共生圏づくりプラットフォーム事業

第五次環境基本計画で提唱された「地域循環共生圏」づくりに取り組む地域のプラットフォームを形成するため、地域循環共生圏の創造に向けて取り組む地域・地方公共団体の人材の発掘、地域の核となるステークホルダーの組織化や、事業計画策定に向けた構想の具体化などの環境整備を推進するとともに、地域・地方公共団体が、地域の総合的な取組となる事業計画を策定するに当たって、専門家のチームを派遣する等の必要な支援を行う。　【環境省】

**（現状と目標）**

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|---|---|---|
| 地域循環共生圏づくりに取り組む地域の数（累計） | 106<br>（2020 年 10 月時点） | 300<br>（2030 年） |

### 2-2-2　循環型社会形成推進交付金等

循環型社会形成推進交付金等により、市町村における廃棄物系バイオマスの堆肥化、飼料化、メタン化、バイオディーゼル燃料化などを行う施設の整備を推進する。　【環境省】

### 2-2-3　国立・国定公園における質の高い自然体験活動の促進［重点］

2022 年４月に施行された改正自然公園法の自然体験活動促進計画制度等を活用し、各国立・国定公園において、地域で合意された統一方針による自然体験活動の取組を促し、当該公園の自然の特性を踏まえた質の高い自然体験活動の充実を図る。　【環境省】

**（現状と目標）**

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|---|---|---|
| ビジョン・利用体験活動計画が記載された公園計画数 | － | 全国 34 国立公園において計画を記載<br>（2030 年） |
| 自然公園法に基づく自然体験活動促進計画の認定数 | － | 17 件<br>（2030 年） |
| 国立公園における自然体験コンテンツガイドラインを満たす自然体験コンテンツ | － | 全国 34 国立公園<br>（2025 年） |

### 2-2-4　国立・国定公園における利用拠点の上質化［重点］

国立公園等の魅力向上と誘客促進のため、2022 年４月に施行された改正自然公園法の利用拠点整備改善計画制度等を活用し、各国立・国定公園の集団施設地区・温泉街等の利用拠点において、地域で合意された統一方針による計画の策定・共有を進めるとともに、計画に基づく廃屋撤去などの景観改善の取組を促進させ、当該利用拠点の滞在環境の上質化を図る。　【環境省】

**（現状と目標）**

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|---|---|---|
| 自然公園法に基づく利用拠点整備改善計画の認定数 | 0か所（2022年4月時点） | 5か所（2025年） |
| 利用拠点整備改善計画又は利用拠点計画に基づき整備改善を実施した利用拠点数 | 25か所（2021年度） | 35か所（2025年） |

## 2-2-5　国立公園満喫プロジェクトの推進

### ➢　国立公園満喫プロジェクト

日本の国立公園のブランド力を高め、国内外の誘客を促進し、自然を満喫できる上質なツーリズムを実現する国立公園満喫プロジェクトの取組を全国に展開し、国立公園の保護と利用の好循環により、優れた自然を守り地域活性化を図り、来訪者の感動体験を目指す。

【環境省】

**（現状と目標）**

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|---|---|---|
| 国立公園を訪問した訪日外国人利用者数 | － | 667万人（2025年度） |
| 国立公園区域内における日本人延べ宿泊者数 | 1952.6万人（2021年度） | 3,205万人（2025年度） |

・2025年までに、訪日外国人の国立公園利用者数を新型コロナウイルスの影響前の水準に回復させる。
・2025年までに、日本人の国立公園利用者数を新型コロナウイルスの影響前の水準に回復させるとともに、質の高いツーリズムを目指す。

### ➢　民間提案による宿舎事業を中心とした国立公園利用拠点の面的な魅力向上

国立公園の美しい自然の中での感動体験を柱とした滞在型・高付加価値観光を推進するため、モデル地域を選定し、民間提案による高付加価値な宿泊施設を中心とした国立公園利用拠点の面的な魅力向上に取り組む。

【環境省】

**（現状と目標）**

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|---|---|---|
| モデル事業の実施箇所数 | － | 2地区以上（2025年度） |

### ➢　地域協議会の設置と方針・計画策定

地域の多様な主体と一体となって国立公園満喫プロジェクトに取り組むため、各公園における地域協議会の設置を推進する。また、公園計画及び管理運営計画に利用の方針を位置づけるとともに、その行動計画としてステップアッププログラム等の策定を推進する。

【環境省】

**（現状と目標）**

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|---|---|---|
| 国立公園満喫プロジェクト地域協議会の設置公園数 | 12 | － |
| ステップアッププログラムが策定された公園数 | 12 | － |
| 国立公園満喫プロジェクト地域協議会の開催回 | 14 | － |

### ➢　自然体験コンテンツの充実

国立公園の訪問者に自然と人々の物語を知るアクティビティを提供するため、各公園の利用の方針に沿った魅力的な自然体験コンテンツ造成・磨き上げ、体験コースの設定、人材育成、ワーケーション等の新たな利用やサステナブルツアーの推進、広域的な利用の推進、国内外への普及宣伝等を実施する。　【環境省】

**（現状と目標）**

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|---|---|---|
| 高付加価値な自然体験コンテンツ数 | 383※1（2022年2月時点） | 全国34国立公園で展開（2025年）※2 |
| 施設整備を行い定常的にワーケーションの実施が可能な国立公園数 | 16公園（2022年2月時点） | 25公園（2025年） |
| 人材育成事業に参加した地域数 | 49地域（2021年度） | 70地域（2025年度） |

※1 磨き上げたコンテンツ数。ガイドラインを満たすかどうかは含まない数値
※2 国立公園における自然体験コンテンツガイドラインを満たす自然体験コンテンツ

### ➢　景観改善及び施設整備

国立公園の訪問者に魅力的な施設とサービスを提供するため、廃屋撤去等による景観改善や多様な宿泊施設の誘致等により集団施設地区・温泉街の利用拠点の魅力向上を図るとともに、公共施設の民間開放の推進、展示解説のデジタル・多言語化等により魅力的な利用施設の整備・管理を推進する。　【環境省】

**（現状と目標）**

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|---|---|---|
| ビジターセンター来訪者数 | 1,037,955 人※1（2021 年） | － |
| 廃屋撤去した拠点数 | 17 か所（2022 年２月時点） | － |

※1 利用者の多い 12 直轄 VC の利用者数

➢ **脱炭素化に向けたゼロカーボンパークの推進等**

国立公園の訪問者に地域のサステナビリティを体感・共感してもらうため、国立公園の利用拠点等における脱炭素化等の取組を進めることを目指したゼロカーボンパークの推進等により地域の持続可能な発展に貢献する。【環境省】

**（現状と目標）**

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|---|---|---|
| ゼロカーボンパークの登録数 | 7か所（2022 年４月時点） | － |

➢ **利用者負担や限定体験等の仕組みづくり**

国立公園の訪問者に地域のサステナビリティを体感・共感してもらうため、ICT も活用した利用者負担の仕組みづくり、利用のルールの設定、限定体験の推進等により保護と利用の好循環を推進する。【環境省】

**（現状と目標）**

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|---|---|---|
| 利用者負担の新規仕組みの件数 | 21 件（2022 年２月時点） | － |

### 2-2-6 自然とのふれあいから生活の豊かさの向上につなげる取組

自然とのふれあいは、日常体験し得ない感動を得られ、ストレスの緩和にもつながるとされている。また、「青少年の体験活動の推進に関する調査研究報告書」（2020 年度）によると小学生の頃に体験活動を多くしていた子供は、その後、自尊感情が高くなる傾向が見られる。このため、国立公園等において、インタープリテーションを伴った自然を五感で体験するプログラムを提供する。【環境省】

**（現状と目標）**

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|---|---|---|
| ビジョン・利用体験活動計画が記載された公園計画数 | 0 | 全国 34 国立公園において計画を記載（2030 年） |
| 高付加価値な自然体験コンテンツ数 | 383※1（2022 年２月時点） | 全国 34 国立公園で展開（2025 年）※2 |
| 人材育成事業に参加した地域数 | 49 地域（2021 年度） | 70 地域（2025 年度） |

※1 磨き上げたコンテンツ数。ガイドラインを満たすかどうかは含まない数値

※2 国立公園における自然体験コンテンツガイドラインを満たす自然体験コンテンツ

### 2-2-7 長距離自然歩道（ロングトレイル）の推進

日本の豊かな自然、歴史や文化に触れ、国土や風土を再認識し、自然保護に対する意識を高めるため、ロングトレイル（長距離自然歩道）の整備、利活用を推進する。【環境省】

**（現状と目標）**

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|---|---|---|
| トレイル利用者数 | 5,053 万人（2020 年） | 7,758 万人（2024 年） |

### 2-2-8 ユネスコエコパークの取組の推進［重点］

生態系の保全と持続可能な利活用の調和を目的とするユネスコエコパークの取組の活性化のために、国際的な動向や国内の優良事例の共有、ワークショップの開催や、国立公園等の各種取組との連携などを図りながら、我が国におけるユネスコエコパークの活動による自然を活かした地域づくりを促進する。

【文部科学省、農林水産省、環境省】

### 2-2-9 ジオパークの取組推進

➢ **ユネスコ世界ジオパークの取組の推進**

国際的な地質学的重要性を有する地質遺産を保護し、科学・教育・地域振興等に活用することにより自然と人間との共生及び持続可能な開発を実現することを目的とするユネスコ世界ジオパークの取組の活性化のために、我が国におけるユネスコ世界ジオパークのユネスコへの推薦及び審査に係る協力や情報発信等を行う。【文部科学省】

➢ **国立公園におけるジオパークと連携した取組の推進**

国立公園とジオパークが重複した地域において、国立公園と連携した地形・地質の保全活用計画の策定や連携した取組に関するシンポジウム等の開催を実施し、地形・地質を活かした国立公園の魅力発信・地域活性化を推進する。【環境省】

**（現状と目標）**

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|---|---|---|
| ジオパークと連携した地形・地質の保全・活用推進事業の実施地域数 | 14 | 20<br>（2030 年度） |

### 2-2-10　持続可能な観光の推進

「持続可能な観光」の実現に向けて、地球環境に配慮した旅行を促進するため、観光事業者の取組や旅行者の意識・行動を改善する取組を推進するほか、モデル形成を通じた地域におけるマネジメント体制の構築等の取組の全国展開を図るとともに、オーバーツーリズム等の弊害を生じさせないための受入環境整備や地域の資源を活かしたコンテンツ造成等に取り組む。

【国土交通省】

**（目標）**

地域主体で、オーバーツーリズムを引き起こすことなく、観光で得られた収益を地域内で循環させることにより、地域の社会経済の活性化や文化・環境の保全・再生を図る。

### 2-2-11　エコツーリズムの推進

・エコツーリズム推進全体構想認定地域に係る情報発信の支援等のほか、エコツーリズムに関する特に優れた取組に対する表彰を行うとともに、自然資源を活用して地域活性化に取り組む地域を対象にガイドやコーディネーター等の人材育成を行う。

・エコツーリズム推進法の基本理念（①自然環境への配慮、②観光振興への寄与、③地域振興への寄与、④環境教育への活用）を踏まえた、地域におけるエコツーリズムの推進を図る。【環境省】

**（現状と目標）**

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|---|---|---|
| エコツーリズム推進全体構想認定数が１以上の都道府県数 | 15 | 47<br>（2028 年度） |

### 2-2-12　野生生物の保全に資する観光の促進

地域に生息する野生生物の観光資源としての利用が持続可能であり、野生生物の保全に資するものとなるよう、地域におけるルール作成や利益の一部を保全に活用する仕組みづくりに関する情報提供を行うとともに、ツアー造成やプロモーションを支援する。

【環境省】

### 2-2-13　サンゴ礁生態系における持続可能なツーリズムの推進

「サンゴ礁生態系保全行動計画 2022-2030」で設定した特に解決の緊急性が高い重点課題の一つとして、過剰な利用や不適切な利用の抑制とともに、自然や地域の文化に関する認識を高めるような、持続可能なツーリズムのモデル事例の構築や保全への理解を深める効果的な多言語対応の普及啓発ツールの開発等を推進する。【環境省】

### 2-2-14　自然等の地域資源を活かした温泉地活性化推進事業

温泉入浴に加え、周辺の自然、歴史・文化、食などの地域資源を楽しみ心身ともにリフレッシュする新しい温泉地の過ごし方である「新・湯治」を推進し、温泉地の活性化を図る。【環境省】

**（現状と目標）**

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|---|---|---|
| 「チーム新・湯治」チーム員登録数 | 366 団体・個人<br>（2021 年度末） | 前年度比<br>10%増加 |

### 2-2-15　地域共生型の地熱利活用を通じた地域づくり

温泉モニタリングによる科学的データの収集・調査や周辺の自然環境及び景観への影響低減策の検討、地域への伴走支援等により、地域の自然や社会と共生した地熱利活用を推進することを通じた地域活性化を図る。【環境省】

**（現状と目標）**

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|---|---|---|
| 連続温泉モニタリング装置の設置地域数、設置基数 | 1地域・1基（2021年度末） | 20地域・50基（2024年度） |

## 2-2-16　自然を活かしたワーケーション・サテライトオフィスの推進

国立公園や農泊地域におけるワーケーション等新たな利用の促進など、自然を活かしたワーケーション等の取組を推進する。　【環境省、農林水産省】

**（現状と目標）**

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|---|---|---|
| 施設整備を行い定常的にワーケーションの実施が可能な国立公園数 | 16公園（2022年2月時点） | 25公園（2025年） |

## 2-2-17　山村地域の活力維持に向けた取組

・林業の新規就業者の確保・育成に向け、就業ガイダンス及び林業作業士（フォレストワーカー）研修等に必要な経費を支援する。

・健康、観光、教育等の分野で森林空間を活用して、新たな雇用と収入機会を生み出す「森林サービス産業」の創出・推進の取組を実施する。

【農林水産省】

**（現状と目標）**

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|---|---|---|
| 安全かつ効率的な技術を有する新規就業者数 | 720人（2021年度） | 1,200人 2025年度まで毎年度 |
| 森林サービス産業に取組む地域数 | 21地域（2021年度末） | 45地域（2025年度） |

## 2-2-18　里地里山の未来拠点形成の推進

重要里地里山等の生物多様性保全上重要な地域において、環境的課題と社会経済的課題の統合的解決に向けた新たな仕組みづくりを推進するため、里地里山の資源を活用したスモールビジネスを創出など、里地里山の保全・活用に資する先進的・効果的な活動の支援等を行う。　【環境省】

## 2-2-19　多様な主体による里山林への働きかけの推進

・森林の多面的機能発揮とともに関係人口の創出を通じ、山村地域のコミュニティを維持する。

・活性化を図るため、地域住民等による活動組織が実施する森林の保全管理等の取組を支援する。

・森林の持続可能性が確保された形で木質バイオマスのエネルギー利用を進める。　【農林水産省】

**（現状と目標）**

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|---|---|---|
| 各支援メニューごとに設定された森林の多面的機能の発揮に関する目標を達成した活動組織の割合 | 80%（2020年度） | 80%（2026年度） |
| 木材の燃料利用量 | 700万㎥（2019年度） | 800万㎥（2025年度） |

## 2-2-20　農山漁村の活性化に向けた多岐にわたる生物多様性保全の取組

・農業・農村の有する多面的機能を次世代に継承し、その便益を国民が幅広く享受できるよう、集落内外の多様な人材・土地改良区等の組織と協力しながら、地域の共同活動への参加者を増加させる。

・地域の農業者だけでなく多様な主体の参画を得て、地域ぐるみで農地・農業用水等の資源を保全管理する取組と併せて、水質保全や生態系保全等の農村環境の向上に資する取組を支援する。

・世界農業遺産及び日本農業遺産について、情報発信を通じた認知度向上等の取組を支援する。

【農林水産省】

**（現状と目標）**

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|---|---|---|
| 地域による農地・農業用水等の保全管理への延べ参加者数 | 延べ1,301万人・団体（2016～2020年度） | 延べ1,400万人・団体（2021～2025年度） |
| 中山間地域等の農用地面積の減少防止 | 7.2万ha（2020年度） | 7.5万ha（2024年度） |
| 農地・農業用水等の保全管理に係る地域の共同活動により広域的に保全管理される農地面積の割合 | 46%（2020年度） | 60%（2025年度） |

## 2-2-21　農業生産活動維持に向けた中山間地域等への支援

中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正することにより、将来に向けて農業生産活動を維持するための活動を支援する。　【農林水産省】

**（現状と目標）**

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|---|---|---|
| 中山間地域等の農用地面積の減少防止 | 7.2 万 ha（2020 年度） | 7.5 万 ha（2024 年度） |

### 2-2-22　水産業・漁村の多面的機能の発揮への取組の支援

環境・生態系の維持・回復や安心して活動できる海域の確保など、漁業者等が行う水産業・漁村の多面的機能の発揮に資する地域の活動を支援する。

【農林水産省】

**（現状と目標）**

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|---|---|---|
| 対象水域での生物量の増加割合 | 0％（2021 年度） | 20%増加（2025 年度まで） |

### 2-2-23　かわまちづくり等の魅力ある水辺空間の創出［重点］

人と水や生物とのふれあいの場として重要である水辺について、安全に水辺に近づける親水護岸の整備等を行い、水辺に親しむ空間や、水や生物にふれられる環境教育の場として活用する。さらに、民間活力を積極的に引き出すための機運の醸成に加えて、地域の創意工夫を促し、地域振興拠点の整備等を促進することにより、かわまちづくり等の地域特有の景観、歴史、文化、観光基盤などを有する魅力ある水辺空間をまちづくりと一体となって創出する。　【国土交通省】

**（現状と目標）**

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|---|---|---|
| 水辺の賑わい創出に向け、水辺とまちが一体となった取組を実施した市区町村の数 | 433 市区町村（2020 年度） | 658 市区町村（2025 年度） |

### 2-2-24　風致地区を活用した都市における風致の維持

風致地区は、樹林地、水辺地など、良好な自然環境を維持・創出し、都市における生物の生息・生育の場を提供していることから、今後も制度の的確な運用を図る。　【国土交通省】

### 2-2-25　生物多様性にも貢献する歴史的風土の保存

我が国の歴史上意義を有する建造物、遺跡等が周囲の自然的環境と一体をなして古都における伝統と文化を具現し、及び形成している土地の状況である「歴史的風土」を保存するために地方公共団体が行う行為規制に伴う損失補償や土地の買い入れ、施設の整備、景観阻害物件の除去に対し、国の補助による支援を行う。

【国土交通省】

### 2-2-26　自然的名勝の保存・活用の推進

我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高い庭園等、自然環境を構成要素とする名勝を指定し、保護に関する取組を推進する。具体的には、調査などに関する補助や、地方公共団体が指定された名勝を公有化する事業に対し、その一部の補助を実施する。【文部科学省】

### 2-2-27　文化財保存活用地域計画の作成支援

2018 年の文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）の改正により新たに制度化された、当該市町村における文化財の保存・活用に関するマスタープランかつアクションプランである「文化財保存活用地域計画」を市町村が作成するに当たり、支援する。【文部科学省】

### 2-2-28　文化的景観の保存・活用

自然と人間とが関わりながら育まれた文化的景観を保護する観点から、適切な保護の措置が講じられていて重要な文化的景観を対象として、重要文化的景観の選定を推進する。また、選定された地域について修理・修景を行う整備事業や普及啓発に係る取組に対する補助を実施する。　【文部科学省】

### 2-2-29　福島グリーン復興プロジェクト

福島県内の豊かな自然を保全し、魅力の向上や周遊の仕組みづくり等を通じて自然公園利用者の回復等を図りながら、自然の恵みや持続可能な活用等を次世代に継承することを目的に福島県と進める福島グリーン復興プロジェクトを推進する。　【環境省】

### 2-2-30　復興まちづくりに資する公園緑地の整備

「東日本大震災からの復興に係る公園緑地整備に関する技術的指針」を周知し、復興まちづくりに資する公園緑地の整備に当たっての地域生態系の復元・保全を行う取組を推進する。　【国土交通省】

## 行動目標２-３　気候変動緩和・適応にも貢献する自然再生を推進するとともに、吸収源対策・温室効果ガス排出削減の観点から現状以上の生態系の保全と活用を進める

人口減少や農山漁村の過疎化、社会資本の老朽化といった社会課題に直面する我が国において、地域の特性や土地利用の状況、地域のニーズに即した NbS の推進は、気候変動緩和・適応の分野でもその有用性が大いに期待される。

2020 年度の我が国の森林等の吸収源対策による吸収量は 4,450 万トン（2020 年度総排出量 11 億 5,000 万トンの約 3.9%）であり、その内訳は森林吸収源対策による吸収量 4,050 万トン、農地土壌炭素吸収源対策による吸収量 270 万トン、都市緑化等の推進による吸収量 130 万トンとなっている。

また、海洋生態系に取り込まれる炭素、いわゆる「ブルーカーボン」が、吸収源の新しい選択肢として世界的に注目されている。炭素を固定する海洋生態系（ブルーカーボン生態系）として、海草藻場、海藻藻場、湿地・干潟、マングローブ林が挙げられ、その評価に向けた検討が進められている。また、都市緑地によるヒートアイランド現象の緩和、遊水地等による雨水貯留・浸透などの機能は、気候変動への適応において非常に重要な役割を果たしている。

このように森林を始めとする自然生態系が有する多面的機能を活用した気候変動緩和・適応対策を推進するとともに、その手法や評価に係る調査・研究や技術開発を促進する。あわせて、生態系が有する機能を将来にわたり持続的に、かつ最大限に発揮できるよう、科学的な知見に基づき、生態系を再生・保全し自然資本を適切に管理していく。

**＜具体的施策＞**

### 2-3-1　生態系が有する機能を活かした気候変動対策の推進

生態系を活用した適応策（EbA）や生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR）について、生態系機能の評価や可視化に関する取組を進めるとともに、地方公共団体等の実務者向けの手引きの普及・活用を通じて地域における取組を推進する。【環境省】

### 2-3-2　森林吸収源対策

適切な間伐の実施等の取組に加え、人工林において「伐って、使って、植える」循環利用の確立を図り、木材利用を拡大しつつ、エリートツリー等の再造林等により成長の旺盛な若い森林を確実に造成していく。

【農林水産省】

### 2-3-3　森林病害虫防除対策及び林野火災の予防による森林の保全

森林生態系の保全のため、都道府県等と連携して、松くい虫やナラ枯れの被害対策等の森林病害虫防除対策を推進するとともに、林野火災の予防に取り組む。また、病害虫に対して抵抗性を有する品種の開発など、生物害に対する森林被害軽減・共存技術の開発を行う。

【農林水産省】

**（現状と目標）**

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|---|---|---|
| 保全すべき松林の被害率が１%未満の「微害」に抑えられている都府県の割合 | 85%<br>（2021 年度） | 100%<br>（2025 年度） |

### 2-3-4　都市緑化等による吸収源対策等の推進

都市緑化等による温室効果ガス吸収源対策として、吸収量の算定方法等の整備や都市緑化等の意義や効果の普及啓発を行うと共に、温室効果ガスの吸収源となる都市公園の整備や、緑地の保全等への支援を行う。また、都市公園や建築物の敷地等において緑化による地表面被覆の改善等のヒートアイランド対策を進めることにより、冷暖房需要を低減する等、間接的な二酸化炭素排出量の削減につながる取組を推進する。

【国土交通省】

**（現状と目標）**

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|---|---|---|
| 都市公園等の整備面積 | 84 千 ha<br>（2020 年度） | 85 千 ha<br>（2030 年度） |

### 2-3-5　バイオマス利活用の推進

・バイオマス活用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、2022 年９月に「バイオマス活用推進基本計画（第３次）」が閣議決定され、2030 年に達成すべき目標を定めており、今後、目標の達成に向け、施策を推進する。

・地域の特色を活かしたバイオマス産業を軸とした環境にやさしく災害に強いまち・むらづくりを目指すバイオマス産業都市を推進する。
・みどりの食料システム戦略推進交付金により、地域のバイオマスを活用したエネルギー地産地消の実現に向けた施設整備等を推進する。

【農林水産省、関係府省】

**（現状と目標）**

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|---|---|---|
| バイオマスの利用率（バイオマスの年間産出量に対する利用率） | 約74% | 約80%（2030年） |
| バイオマス産業の規模（製品・エネルギー産業のうち国産バイオマス関連産業の市場シェア） | 1% | 2%（2030年） |
| バイオマス活用推進計画を策定した都道府県数 バイオマス関連計画を活用の市町村数 | 19都道府県 392市町村 | 全都道府県 全市町村（2030年） |

### 2-3-6　下水道バイオマス等の利用推進

地域で発生する生ごみ、食品廃棄物、家畜排せつ物等のバイオマスを下水処理場に集約することや、廃棄物処理施設との熱融通など地域全体での連携を推進しつつ、広域的・効率的な汚泥利用とともにメタン発酵や乾燥・炭化処理によるエネルギー化等を進める地域のエネルギー拠点化を推進するとともに、関係府省が連携した利用者の理解の醸成や需給マッチング支援等の取組を通じた肥料化・リン回収等の緑農地利用の促進を図る。【国土交通省】

**（現状と目標）**

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|---|---|---|
| 下水道バイオマスリサイクル率 | 37%（2021年度） | 50%（2030年度） |

### 2-3-7　気候変動適応策の推進［重点］

気候変動影響に関する総合的な評価を踏まえて、科学的に確認された最新の気候変動影響に対応できるよう、各分野で施策を検討し、気候変動適応を推進する。また、地域の実情に応じた気候変動適応を推進するため、マニュアルの整備や研修の実施等により、地方公共団体が自然生態系分野を含む地域気候変動適応計画を円滑に策定・実施できるよう支援を行う。【環境省】

### 2-3-8 自然環境が有する多様な機能を活用した流域治水の推進［重点］

流域治水の推進に当たっては、自然環境が有する多様な機能を活かしたグリーンインフラの活用を推進し、以下の取組を推進する。
・遊水地等による雨水貯留浸透機能の確保・向上を図る。
・災害リスクの低減に寄与する生態系の機能を積極的に保全又は再生することにより、生態系ネットワークの形成を推進する。
・都市山麓グリーンベルト整備事業の推進により、市街地に隣接する山麓斜面にグリーンベルトとして一連の樹林帯の形成を図る。

【国土交通省、農林水産省、環境省】

### 2-3-9　気候変動への適応と自然環境に配慮した海岸保全に係る整備・検討

気候変動に伴う長期的な海水面の上昇が懸念されており、海岸にとっても海岸侵食の進行やゼロメートル地帯の増加、高潮被害の激化、生物の生息域の変化など深刻な影響が生ずるおそれがあることから、潮位、波浪などについて監視を行うとともに、それらの変化に対応するため、気候変動の影響を踏まえた海岸保全基本計画への見直しを推進し、所要の整備・検討等を進める。あわせて、養浜、潜堤や人工リーフの整備などにより海岸の侵食対策を行うとともに、砂浜を保全・回復し、自然とふれあうことのできる快適な空間の創出を進める。【国土交通省、農林水産省】

**（現状と目標）**

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|---|---|---|
| 気候変動影響を防護目標に取り込んだ海岸の数 | 0（2021年） | 39（2025年） |
| 海面上昇等の影響にも適応可能となる順応的な砂浜の管理が実施されている海岸の数 | 1（2021年） | 20（2025年） |

### 2-3-10 ブルーカーボン生態系の利活用によるCO2吸収源の拡大に向けた取り組みの加速［重点］

海洋における炭素隔離・貯留（ブルーカーボン）を利用した気候変動の緩和機能の定量的評価手法等について、調査・研究を推進する。また、藻場・干潟等の造成・再生・保全の取組の推進等に取り組む。

【国土交通省、農林水産省】

### 2-3-11 革新的な省CO2実現に向けた自然由来の素材（セルロースナノファイバー：CNF）の社会実装や普及展開への促進

CNF 活用製品等の市場化を目指す事業者にむけて、製品と材料のマッチングや気候変動対策・資源循環のLCA 評価を行う。また、ライフサイクルでの CO2 削減が期待できる CNF 製品については、その商用規模生産のために必要な設備の導入を支援するほか、製造コスト低減に資するプロセス技術や複合化・加工技術の開発を促進する。 【環境省、経済産業省】

## 行動目標２－４　再生可能エネルギー導入における生物多様性への配慮を推進する

気候変動は生物多様性の損失をもたらす主要な要因の一つであり、気温上昇による生息地の縮小や劣化、気候変動に脆弱な種の衰退などを引き起こしていることから、生物多様性保全の観点からも再生可能エネルギーの導入などの気候変動対策を推進する必要がある。一方で、風力・太陽光・地熱等の再生可能エネルギーの導入に当たり、生物の行動、生息地や保全上重要な地域への悪影響を回避するための調整などが課題となっている。

生態系への負の影響を最小化しながら再生可能エネルギーの導入を推進し、生物多様性の保全と気候変動の緩和を両立させていくためには、再生可能エネルギー導入の計画段階において、生物多様性保全上重要な地域をあらかじめ特定し、回避することにより、生態学的に適正な立地選定を行う等、必要な対策を講じることが最も重要である。あわせて、地域住民の理解と協力を得られるよう十分な合意形成を図っていく必要がある。

**＜具体的施策＞**

### 2-4-1　地球温暖化対策推進法に基づく地域脱炭素化促進事業の促進［重点］

地球温暖化対策推進法に基づく地域脱炭素化促進事業に関する制度の下、地域における円滑な合意形成を図りつつ、生物多様性の保全を含め環境に適正に配慮し、地域に貢献する再生可能エネルギー事業を促進する。 【環境省】

**（目標）**

地球温暖化対策推進法に基づく地域脱炭素化促進事業に関する制度の下、地域における円滑な合意形成を図りつつ、生物多様性の保全を含め環境に適正に配慮した促進区域の設定を行い、地域に貢献する再生可能エネルギー事業の導入が拡大できている。

### 2-4-2　再生可能エネルギー導入における環境影響評価の推進

再生可能エネルギーの事業の実施に当たり、適正な環境配慮が確保され、生物多様性の保全に資するよう、環境影響評価制度を適切に推進する。 【環境省】

### 2-4-3　再生可能エネルギー発電設備の立地選択における生物多様性配慮の主流化

生物多様性の保全及び生態系サービスの持続的な享受と、再生可能エネルギー発電設備の導入とのトレードオフを回避するため、地図上での情報の見える化を含め、適切な立地選択の方法をまとめた指針を取りまとめるとともに、見える化に必要となるデータを提供する。また、トレードオフの回避に係る情報を事業者だけでなく投資家等に提供することで、投融資を通じた生物多様性保全と気候変動対策の両立を促進する。

【環境省】

### 2-4-4　風力発電施設のバードストライク対策

再生可能エネルギーを最大限導入するには、地域と共生する形での適地の確保に取り組むことが必要であり、風力発電施設におけるバードストライク対策は生物多様性保全上の観点から重要な課題の一つとなっている。事業者も含めた関係機関の連携体制を確保して知見を集約し、累積的影響の把握を含むより効果的なバードストライク対策を明らかにしていく。【環境省】

**（現状と目標）**

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|---|---|---|
| バードストライク対策に資するガイドラインの作成や手引きの改定数 | 1<br>（2022 年） | 3<br>（2030 年） |
| 鳥類にとって風力発電施設設置への脆弱性を示すセンシティビティマップの環境影響評価図書（風力発電施設）への引用割合 | 94%<br>（2022 年） | 98%<br>（2030 年） |

## 行動目標２－５　野生鳥獣との軋轢緩和に向けた取組を強化する

ニホンジカ、イノシシ等の野生鳥獣の生息数の増加や分布域の拡大により、農林水産業や生活環境への被害といった、生態系への深刻な影響が続いている。近年野生鳥獣による農作物被害額は減少傾向にあるが、2021 年度の農作物被害額は 155 億円となっており、依然として高い水準にある。また、クマ類等の大型獣類の市街地等への出没も地域社会の喫緊の問題となりつつある。さらに、野生鳥獣に関する感染症は、人の健康や社会経済活動のみならず、我が国の生物多様性保全にも大きな影響を及ぼすおそれがある。

野生鳥獣による農林水産業への被害は営農意欲の減退、耕作放棄・離農の増加、さらには森林の下層植生の消失等による土壌流出などにもつながり、人口減少や高齢化等が進む農山漁村の地域づくりに深刻な影響を及ぼしている。

一方、深刻な被害をもたらしているニホンジカ、イノシシ等は食肉等に利用できるなど、資源としての価値を有している。捕獲した鳥獣の利活用について、2021 年度に処理されたジビエ利用量は2016 年度と比べて 1.7 倍の 2,127 トンと、外食産業での利用の拡大・定着しており、また、ペットフードなどの他用途の開拓により、利用量が増加している。

野生鳥獣による被害を低減し人との軋轢を緩和するため、里地里山の資源利用やゾーニング等を通じた人と鳥獣の棲み分けの取組を進めるとともに、被害防止対策や捕獲による個体群管理、市街地等に出没させない環境管理、捕獲した鳥獣の有効利用による地域振興等、共存に向けた取組を進める。あわせて、鳥獣の捕獲及び利活用の担い手や専門人材の確保・育成を図っていく。また、人間の健康、動物の健康、環境の健全性の三つに統合的に取り組み、分野横断的に課題を解決していくワンヘルス・アプローチを踏まえ、感染症対策等を推進する。

**＜具体的施策＞**

### 2-5-1　鳥獣被害防止対策の推進［重点］

農林水産業や生態系等へ鳥獣が及ぼす深刻な被害の一層の低減に向け、鳥獣被害防止特措法に基づく市町村による被害防止計画の作成を推進し、緩衝帯の整備

による生息環境管理、防護柵の設置による被害防除、鳥獣の生息密度を適正に保つための個体数管理といった取組を総合的に支援する。また、都道府県が行う広域的な捕獲、ICT 等の新技術の活用等による効果的な被害対策を推進する。　【農林水産省、環境省】

### 2-5-2　シカ等による森林被害の防止

シカ被害を効果的に抑制するため、都道府県による広域的な捕獲の取組を推進するとともに、林業関係者によるシカの捕獲効率向上対策の成果の横展開を図る。また、効果的なシカ被害対策を実施していく上で特に有効な ICT 等を活用した新たな捕獲技術等の開発・実証を実施するとともに、国有林野内のシカ被害が深刻な奥地天然林や複数の都府県にまたがる地域において国土保全のためのシカ捕獲事業を実施する。あわせて、近年顕在化しつつあるノウサギ食害の深刻化を防ぐため、対策の実証検討を行う。　【農林水産省、環境省】

**（現状と目標）**

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|---|---|---|
| 鳥獣害防止森林区域を設定した市町村のうち、シカ被害発生面積が減少した市町村の割合 | 59%<br>（2020 年度） | 対前年度以上 |

### 2-5-3　カワウの食害による内水面漁業被害の軽減

カワウの食害による内水面漁業被害の低減のため効果的な個体数管理手法や防除手法の開発・普及するとともに、農林水産省、環境省、都道府県等とで広域的な連携を進め、全国各地で捕獲及び防除等を中心とした各種対策を効率的かつ効果的に実施する。

【農林水産省、環境省】

### 2-5-4　トドによる漁業被害の軽減

トドによる漁業被害の軽減に当たって、生物多様性に配慮しつつ、その科学的知見に基づく来遊個体群の管理を行う等の対策を推進する。　【農林水産省】

### 2-5-5　ゼニガタアザラシの保護管理

希少鳥獣であるゼニガタアザラシによる漁業被害が深刻化しているため、種の保全に十分配慮しながら総合的な保護管理を推進する。特に、「えりも地域ゼニガタアザラシ特定希少鳥獣管理計画」に基づき、えりも地域ゼニガタアザラシ個体群と沿岸漁業を含めた地域社会との将来にわたる共存を図るため、地域個体群の持続可能性に留意しつつ、生息数モニタリング、個体群管理（個体数調整）、漁業被害の低減に向けた被害防除事業等を継続実施する。　【環境省】

**（目標）**

2014 年比 80%まで個体数を削減し、その水準を維持

### 2-5-6　基本指針を踏まえた鳥獣保護管理施策の推進

野生鳥獣との軋轢を緩和し、人と鳥獣との適切な関係を構築するため、鳥獣の保護・管理の状況の変化や社会的変化に応じて、５年ごとに鳥獣保護管理法に基づく基本指針の見直しを行うとともに、国、地方公共団体、研究機関、民間団体等が連携・協力して、基本指針を踏まえた施策を総合的に推進する。　【環境省】

### 2-5-7　指定管理鳥獣（ニホンジカ・イノシシ）の適正管理の推進［重点］

農林水産業や生態系等に深刻な影響を及ぼすニホンジカ及びイノシシについては、2023 年度の半減目標の達成に向け、指定管理鳥獣捕獲等事業等により、引き続き捕獲の強化を図るとともに、それまでの取組状況等を踏まえ、2024 年度以降の目標の在り方を検討し、広域的かつ集中的な管理の継続・強化を図る。

【環境省、農林水産省】

**（現状と目標）**

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|---|---|---|
| ニホンジカの個体数 | 285 万頭<br>（2020 年） | 147 万頭<br>（2023 年） |
| イノシシの個体数 | 87 万頭<br>（2020 年） | 60 万頭<br>（2023 年） |

### 2-5-8　特定鳥獣の科学的・計画的な保護管理の強化［重点］

ニホンジカ、イノシシ、サル、クマ、カワウ等の特定鳥獣については、第二種特定鳥獣管理計画に基づき、適切な管理の目標の設定・評価・見直しによる、科学的・計画的な保護管理を強化するとともに、県境を越えて広域に移動する鳥獣については、関係機関が連携し広域的な管理の強化を図る。また、近年増加するクマ、イノシシ等の市街地等への出没に対応するための体制構築等を行う。　【環境省】

**（現状と目標）**

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|---|---|---|
| 第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ及びイノシシ）の目標を達成した都道府県の割合 | ニホンジカ：13%<br>イノシシ：19% | ニホンジカ：100%<br>イノシシ：100%<br>（2030 年） |
| ニホンザルとクマ類の恒常的に生息する都道府県における特定鳥獣保護管理計画の作成割合 | ニホンザル：62%<br>クマ類：67% | ニホンザル：100%<br>クマ類：100%<br>（2030 年） |
| 鳥獣管理を目的とした複数都道府県等で構成される広域協議会の設置状況 | クマ類：４<br>カワウ：４ | クマ類：16<br>カワウ：５<br>（2030 年） |

### 2-5-9　鳥獣の捕獲等の適正化

狩猟は、鳥獣の個体数管理に一定の役割を果たしており、適正な鳥獣保護管理の推進の観点から、狩猟者及び狩猟免許制度等の在り方について検討を行う。また、ニホンジカ、イノシシ等の鳥獣の管理が強化される中で、わなの使用に伴う錯誤捕獲の増加も懸念されることから、錯誤捕獲される鳥獣の種類、数等について情報収集し、対策の検討を行う。錯誤捕獲の防止は、捕獲等の非対象種を保護する観点で重要であるとともに、鳥獣の計画的な管理にも寄与するものであることにも留意し、錯誤捕獲の防止に効果が見込まれる場合には、わなの形状の見直しや使用規制等の措置を検討する。　【環境省】

**（現状と目標）**

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|---|---|---|
| 錯誤捕獲の発生状況を収集し、活用している都道府県数 | 25 | 47<br>（2030 年度） |

### 2-5-10　鳥獣の保護・管理におけるデジタル化の推進

政府全体のデジタル化に対応しつつ、科学的・計画的な鳥獣の保護・管理を進めるため、鳥獣保護管理法に基づく手続きのオンライン化を進めるとともに、都道府県等が収集する捕獲情報を「捕獲情報収集システム」により一元的に収集・管理し、活用しやすいオープンデータとして提供することで、鳥獣の保護・管理の効率化・省力化を推進する。　【環境省】

**（現状と目標）**

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|---|---|---|
| 都道府県における捕獲情報収集システムの利用率 | 68%<br>（2022 年度） | 100%<br>（2030 年度） |

### 2-5-11　地域資源としての捕獲鳥獣の利活用に向けた取組

生息環境管理、個体数管理、被害防除等の対策への支援と併せて、捕獲された個体の処理加工施設の整備や衛生管理の高度化、処理加工施設と流通販売関係者が連携した取組等を支援し、地域資源としての捕獲鳥獣の利活用を推進する。　【農林水産省】

**（現状と目標）**

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|---|---|---|
| ジビエ利用量 | 2,127 t<br>（2021 年度） | 4,000 t<br>（2025 年度） |

### 2-5-12　次世代の鳥獣保護管理の担い手の確保・育成

狩猟者や認定鳥獣捕獲等事業者等の鳥獣保護管理の担い手の確保・育成するため、鳥獣保護管理に必要な人材を明確にするとともに体系的な確保・育成方策の検討を行う。また、目的達成のため、それぞれの地方公共団体職員や狩猟者、認定鳥獣捕獲等事業者等を対象とした技術研修の実施、大学や学会等と連携した専門人材の育成、専門的知見及び技術を有する者を登録・活用する人材登録事業の活用、狩猟免許取得を促すイベントの企画・コンテンツ製作等の各種事業を推進する。　【環境省、農林水産省】

**（現状と目標）**

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|---|---|---|
| 40 代以下の狩猟免許所持者数 | 5.5 万人<br>（2018 年度） | 6.6 万人<br>（２割増加）<br>（2030 年度） |
| 夜間銃猟等の認定を受けている認定鳥獣捕獲等事業者の割合 | 14%<br>（2021 年度） | 25%<br>（2030 年度） |
| 都道府県当たりの専門的知見を有する職員の平均数 | 3.7 人<br>（2022 年度） | 5.0 人<br>（2030 年度） |

### 2-5-13　鳥獣被害防止対策の担い手の確保・育成

鳥獣被害対策実施隊の設置推進や農業者等の多様な者の参画を促し、鳥獣被害防止対策の担い手の育成・確保を行う。また、体系的な研修による人材育成の充実強化を行い、捕獲者や処理加工施設に従事する者の

人材育成を推進する。　【農林水産省、環境省】

**（現状と目標）**

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|---|---|---|
| 鳥獣被害対策実施隊の隊員数 | 42,053 人（2022 年度） | 43,800 人（2025 年度） |

### 2-5-14　野生鳥獣に関する感染症への対応

野生鳥獣に関する感染症は、人の健康や社会経済活動のみならず、我が国の生物多様性保全にも大きな影響を及ぼすおそれがあることから、その影響をできる限り抑制又は低減するため、生物多様性保全上のリスクを評価するとともに、早期に感染症の発生を確認し、ワンヘルス・アプローチの観点も踏まえ関係者が連携して迅速に対応するための体制等の整備を行う。また、生物多様性の保全の観点のほか、家畜衛生の観点からも大きな影響を及ぼす、高病原性鳥インフルエンザや豚熱については、関係省庁・都道府県が連携してサーベイランスを実施し、ウイルスの早期発見と発生時の迅速かつ円滑な対応に努める。ウイルスを運ぶ可能性のある渡り鳥の飛来状況や感染症発生状況等については、国民への分かりやすい情報提供や関係機関への情報共有を行う。さらに、野生イノシシの豚熱感染は農場での豚熱発生の要因となることから、野生イノシシの豚熱の感染状況について国民への分かりやすい情報提供を行うとともに、経口ワクチンの散布により野外ウイルス濃度の低減を図る。加えてアフリカ豚熱の野生イノシシへの侵入防止と侵入時の防疫体制の強化を図る。　【環境省、厚生労働省、農林水産省】

**（現状と目標）**

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|---|---|---|
| 野生鳥獣に関する感染症により、種の存続を脅かす野生鳥獣の大量死や希少鳥獣への悪影響が確認された数 | 1（2022 年度（年末時点）） | 0（毎年） |
| 関係機関が連携して全国的なサーベイランスや対策等を実施している、生物多様性保全上重要な野生鳥獣に関する感染症数 | 3（2021 年度） | 3（毎年） |
| 生物多様性保全上のリスク評価において優先度が高いとされた感染症のうち、具体的な対策の検討等を行った感染症の数 | 2／30（2021 年度） | 10／30（2023 年度） |

### 2-5-15　愛玩動物に関する感染症への対応

飼い主等への普及啓発において、ワンヘルス・アプローチの観点も踏まえ、野生動物と愛玩動物、人の間における人獣共通感染症の感染防止を周知することで、生物多様性保全に寄与する。

【環境省、厚生労働省、農林水産省】

# 第 3 章
# ネイチャーポジティブ経済の実現

**行動目標３-１　企業による生物多様性への依存度・影響の定量的評価、現状分析、科学に基づく目標設定、情報開示を促すとともに、金融機関・投資家による投融資を推進する基盤を整備し、投融資の観点から生物多様性を保全・回復する活動を推進する**

企業等の事業活動は様々な形で生物多様性・自然資本に依存しており、生物多様性・自然資本を適切に保全・管理していくことが事業の持続可能性を高めることにつながる。

生物多様性保全と経済活動の好循環を目指す動きとして、自社やサプライチェーンの上流や下流も含めた事業活動による生物多様性・自然資本への影響や依存度を適切に評価し、経営上のリスクと機会を分析して事業戦略に組み込んでいくとともに、その情報を適切に開示していく取組が広がっている。生物多様性は温室効果ガス排出量のように数値化できる指標が少なく、事業活動による影響を定量的に示すのは容易ではないこと等から、気候変動対応に比べて取組が進んでいるとは言い難い状況であった。しかし近年、TNFD や SBTs for Nature などの国際的なルールづくりの議論が急速に進んでおり、ESG 投資の分野においても生物多様性への関心が高まっている。

こうした流れを捉え、TNFD 等の国際的な枠組に対応できるよう、国や企業など様々な主体が連携しながら生物多様性に係る評価や情報開示に係る仕組みの整備、サプライチェーンに係るデータ連携、ノウハウや情報共有のためのプラットフォーム構築等を進める。

あわせて、生物多様性の保全・回復に資する投融資を拡大させていくため、金融機関・投資家側の認識向上、金融機関・投資家と企業の対話の促進等により投融資の基盤を整備するとともに、生物多様性の分野での保全・回復に資する事業を資金使途としたグリーンボンド等の普及を図っていく。

**＜具体的施策＞**

### 3-1-1　国際的なルール形成への参画及び国内企業の巻き込み［重点］

TNFD、SBTs for Nature、ISO/TC331（国際標準化機構に設立された生物多様性に関する専門委員会）等における民間イニシアティブにおける議論に関して、我が国のビジネスセクターの実情に即した枠組になるよう積極的に議論に貢献する。あわせて、国内のイニシアティブ（JBIB、経団連自然保護協議会等）とも連携し、企業による生物多様性配慮の経営への盛り込みや目標設定・情報開示を促進するためのガイドラインの作成と普及等を行う。　【環境省】

**（現状と目標）**

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|---|---|---|
| 国際的なイニシアティブ（SBTs for Nature, TNFD 等）及び国内のイニシアティブ（JBIB、経団連自然保護協議会等）に参加・賛同・認定を受けている企業の数又は割合 | 企業数　218<br>（2022 年） | 企業数　300<br>（2025 年度） |
| 生物多様性の配慮を経営に取り込んでいる企業の数又は割合 | 75%※<br>（2019 年度） | 80%<br>（2025 年度） |
| 生物多様性の配慮に関する目標設定及び情報開示を行っている企業の数又は割合 | 目標設定<br>55%<br>情報公開<br>74% | 目標設定<br>60%<br>情報公開<br>80%<br>（2025 年度） |

※出典：「生物多様性に関するアンケート-自然の恵みと事業活動の関係調査-」＜2019 年度調査結果＞（一般社団法人日本経済団体連合会、経団連自然保護協議会、生物多様性民間参画パートナーシップ）

### 3-1-2　ネイチャーポジティブ経済研究会［重点］

2022 年３月に立ち上げたネイチャーポジティブ経済研究会を通じて、ネイチャーポジティブとビジネスに関する国際及び国内の状況分析及びそれらを踏まえた我が国としてのビジョンや戦略の策定を行い、民間企業による生物多様性・自然資本の保全及び持続的利用に関する取組を促進する。　【環境省】

**（目標）**

2023 年度内にネイチャーポジティブ経済の実現に向けたビジョン及び道筋を示したネイチャーポジティブ経済移行戦略（仮称）を策定する。

### 3-1-3　サプライチェーン対応、指標・見える化、データ整備［重点］

国際的な民間イニシアティブによるルールメイキングの動向を踏まえ、サプライチェーン対応、指標・見える化、データ整備を進めることにより、国内企業が生物多様性・自然資本に配慮した持続可能な経営を推進するための支援を行う。【環境省】

**（現状と目標）**

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|---|---|---|
| サプライチェーン対応、指標・見える化、データ整備を実施している企業の数又は割合 | － | － |

### 3-1-4　情報開示、定量評価及び定量目標設定の支援［重点］

国際的な民間イニシアティブによるルールメイキングの動向を踏まえ、TNFD や SBTs for Nature 等に関するガイドラインを策定し、国内企業が生物多様性・自然資本に配慮した持続可能な経営を推進するための支援と普及啓発を行う。【環境省】

**（現状と目標）**

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|---|---|---|
| 生物多様性の配慮を経営に取り込んでいる企業の数又は割合 | 75%（2019 年度） | 80%（2025 年度） |
| 普及啓発に関するセミナー等の開催件数 | 16 件/年（2021 年） | 80 件（2025 年度累積） |

### 3-1-5　生物多様性・自然資本に関する情報開示、グリーンファイナンスの促進［重点］

企業の生物多様性や自然資本に関する情報開示を進めるとともに、当該分野におけるグリーンファイナンスを推進する。また、グリーンインフラの社会実装に向け、グリーンボンド等の民間資金調達手法の活用により、グリーンファイナンス、ESG 投資の拡大を図る。【環境省、国土交通省】

**（現状と目標）**

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|---|---|---|
| TNFD への賛同団体数（国内） | 45 | 90（2025 年度） |

### 3-1-6　環境に配慮した不動産への ESG 投資促進

生物多様性など環境に配慮した優良な不動産への ESG 投資が促進される不動産投資市場の形成に向けた環境整備を推進する。【国土交通省】

## 行動目標３-２　生物多様性保全に貢献する技術・サービスに対する支援を進める

事業者はその事業活動を通じ、自然の恵みを原材料として利用、加工、流通して商品・サービスを提供する一方で、土地利用の変化や汚染物質の排出などによって生物多様性に負荷をかけている。このように事業者の活動は生物多様性に依存し、かつ影響を与えており、生物多様性への負荷の低減や、生物多様性保全への貢献に積極的に取り組むことが求められている。事業者による生物多様性保全に貢献する技術やサービスを支援することは、事業活動における環境負荷を低減させるのみならず、生物多様性に配慮した商品等の選択肢が増えることで、多くの人々が生物多様性の保全と持続可能な利用に関わることができる社会の構築につながる。

事業者の取組を支援するため、革新的な技術開発やサービス等を通じて環境負荷の軽減に貢献する事業者に関する情報を発信するほか、グリーン購入法に基づき公的機関が率先して環境物品等の調達を進めることで、社会全体の需要の転換を促す。さらに、環境保全に焦点を当てた技術の社会実装を促す。

**＜具体的施策＞**

### 3-2-1　ネイチャーポジティブに係るビジネス分野の取組支援［重点］

生物多様性の保全に資する技術、製品・サービスを提供している企業の数及び市場規模の拡大を後押しするための情報共有基盤を拡充する。　【環境省】

**（現状と目標）**

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|---|---|---|
| 生物多様性の配慮を経営に取り込んでいる企業の数または割合 | 75% | 80%<br>（2025 年） |
| 生物多様性の保全に資する技術、製品・サービスを提供している企業の数及び市場規模 | 8.5 兆円<br>（2019 年） | 9.0 兆円<br>（2025 年） |

### 3-2-2　優良事例の情報発信

我が国の企業が有する生物多様性保全に係る技術、製品、サービスについて、優良事例を取りまとめ国内外へ情報発信する。　【環境省】

**（現状と目標）**

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|---|---|---|
| 生物多様性ビジネス貢献プロジェクトへの掲載件数 | 50 件<br>（2022 年） | 200 件<br>（2025 年） |

### 3-2-3　政府調達におけるグリーン購入の推進

国等の公的機関が率先して環境物品等の調達を推進するとともに、環境物品等に関する適切な情報提供を促進することにより、需要の転換を図り、持続的発展が可能な社会の構築を推進する。　【環境省】

### 3-2-4　スマート農業技術の社会実装の推進

AI 等を用いた早期・高精度な発生予測技術や効率的な農薬・肥料散布技術など環境保全に焦点を当てたスマート農業技術の開発や実証を通じて、生物多様性保全の視点にも立った栽培技術の確立・普及等の取組を推進する。　【農林水産省】

**（現状と目標）**

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|---|---|---|
| データを活用した農業を実践する農業の担い手の割合 | 49%<br>（2021 年参考値） | ほぼ全て<br>（2025 年） |

## 行動目標３-３　遺伝資源の利用に伴う ABS を実施する

医薬品の開発や農作物の品種改良など、遺伝資源の価値は拡大する一方、世界的な森林減少や砂漠化の進行等により、多様な遺伝資源が減少・消失の危機に瀕しており、貴重な遺伝資源を収集・保存し、次世代に引き継ぐとともに、持続可能な形で積極的に活用していくことが重要となっている。

2010 年に我が国で開催された COP10 で「遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分（ABS）に関する名古屋議定書」が採択された。遺伝資源の取得を確実なものとし、その利用によって開発された医薬品等が人類の福利に貢献し、遺伝資源の利用から得られた利益を遺伝資源の提供国に適切に配分して遺伝資源を育む生態系の保全を進めていくことが、この議定書が目指す姿である。我が国では 2017 年に名古屋議定書を締結し、その国内措置として遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する指針（以下「ABS 指針」）が策定された。本指針は、提供国法令の遵守の促進に関する措置及び利益を生物多様性の保全等に充てる等の遺伝資源へのアクセスと利益配分（ABS: Access and Benefit-Sharing）の奨励に関する措置を講ずることにより、提供国等からの信頼を獲得し遺伝資源を円滑に取得できるようにすることで、日本国内における遺伝資源に係る研究開発の推進に資するものであり、また提供国から我が国に持ち込まれた遺伝資源の適切な利用を促進するものとなっている。

ABS 指針は、施行後５年の経過に先立ち、施行状況等に関するフォローアップが 2021 年度から 2022 年度にかけ行われたところであり、制度改正の必要性は無いとの方針が示された一方、ABS 指針の正しい理解や普及啓発の継続、技術的な課題について引き続き議論を深めていくこと等が必要とされている。

ABS の理念に基づき遺伝資源を持続可能な形で有効利用するとともに生物多様性保全にも資する取組を進めるため、国内制度の遵守や普及啓発、国際的な動向も含めた情報の収集・共有、更に遺伝資源の適切かつ積極的な活用に向けた国際的な連携の強化等を図る。

**＜具体的施策＞**

### 3-3-1　名古屋議定書の国内措置（ABS 指針）の推進

- **遺伝資源の利用に伴う ABS の実施**

名古屋議定書に基づき、提供国の ABS に関する国内制度の遵守の促進及び普及啓発を実施し、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を実現させることで、生物多様性の保全と持続可能な利用に貢献する。

【経済産業省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、環境省】

- **名古屋議定書の国内実施**

名古屋議定書の国内担保措置の運用により、我が国における海外遺伝資源の適法取得及び適正利用を促進する。これに当たり、これまでの ABS の実施を進める上で見えてきた遺伝資源の取得、利用に係る技術的な課題への対応の検討も進める。また、国際的な名古屋議定書のレビューの観点も踏まえつつ、産業、学術分野ごと、また業種を超えた事例収集や情報共有を進める。

【環境省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省】

**（現状と目標）**

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|---|---|---|
| 名古屋議定書、ABS 指針の関連分野の研究者等の認知度 | 名古屋議定書の認知度：<br>内容を知っている 72.3%<br>ABS 指針の認知度：<br>内容を知っている 66.0%<br>（2019 年度） | 名古屋議定書の認知度：<br>内容を知っている 80%<br>ABS 指針の認知度：<br>内容を知っている 70%<br>（2030 年度） |

出典：平成 31 年度環境経済の政策研究（「遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する指針（ABS 指針）」の見直しに向けた、提供国措置の便益・コスト等の評価に関する研究）」（関連分野における研究者、技術者等に対して行ったアンケート調査）

### 3-3-2　遺伝資源の収集・保全、利用（ABS 関係）

遺伝資源利用に係る国際情勢の動向調査等を実施するとともに、「食料及び農業のための植物遺伝資源条約（ITPGR）」の「多数国間の制度」を通じて我が国の品種開発の発展にとって重要な植物遺伝資源の導入を円滑に推進する。【農林水産省】

### 3-3-3　独立行政法人製品評価技術基盤機構による二国間連携の取組

独立行政法人製品評価技術基盤機構による二国間の取組として、アジア諸国/地域の一部と政府機関及び傘下の研究機関との間で、微生物資源の保全と利用に関する文書を作成し、海外の微生物資源の保全と持続可能な利用のための取組を実施し、資源保有国に遺伝資源の保全や収集、利用に関する技術を移転するとともに、海外資源へのアクセスルートの確保及び資源国との合意に基づく資源移転とその利用により、我が国の企業に遺伝資源の利用の機会を引き続き提供していく。

【経済産業省】

## 行動目標３-４　みどりの食料システム戦略に掲げる化学農薬使用量（リスク換算）の低減や化学肥料使用量の低減、有機農業の推進などを含め、持続可能な環境保全型の農林水産業を拡大させる

農林水産業は、本来、自然に働きかけ、適切に利用し、その恵みを享受する生産活動であり、生物多様性と自然の物質循環が健全に維持されることにより成り立つものである。我が国においては、昔から人間による農林水産業の営みが、地域特有の景観や自然環境を形成し、多様な生物種にとって貴重な生育・生息環境を提供し、生態系を形成・維持するなど生物多様性に大きな役割を果たしている。一方で、環境への配慮を欠いた農地や水路の整備、過剰な農薬・肥料の使用、過剰な漁獲などの活動が野生生物種の生育・生息環境を劣化させ、生物多様性に大きな影響を与えてきた。また近年では、農山漁村の過疎化、担い手の減少などによる農林水産業の活動の停滞に伴う、里山林の利用の低下や耕作放棄された農地の増加などにより、里地里山に身近に見られた生物が減少するとともに、人間活動の縮小に伴い、鳥獣被害が深刻になっている。このように、農林水産業と生物多様性は密接に関係しており、農林水産業を持続可能なものとして維持・発展させていくためには、生物多様性を守らなければならないことを生産者だけでなくサプライチェーン全体が認識する必要がある。

こうしたことを踏まえ、「みどりの食料システム戦略」や「農林水産省生物多様性戦略」等に基づき、化学農薬の使用によるリスクや化学肥料の使用量の低減、有機農業の拡大など持続可能な農林水産業の実現に向けた取組を進める。

また農林水産業の現場が現在直面している、担い手の減少・高齢化、地域コミュニティの衰退や生産性の低下等の課題を克服しながら、持続可能な食料生産の構築と環境負荷の低減を実現していくため、関係者の行動変容と、それを後押しするイノベーションを創出する。農業・林業・畜産業・水産業の各分野において、生産から消費に至る全ての段階で生物多様性への負荷軽減に向けた取組が進むよう、関係者の意欲的な取組を引き出し、革新的な技術、生産体系の開発と社会実装に取り組むとともに、ノウハウの普及や人材育成を図っていく。

＜具体的施策＞

### 3-4-1　みどりの食料システム戦略［重点］

みどりの食料システム戦略の実現に向け、2030 年目標や、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和４年法律第 37 号）に基づき、新技術の開発、有機農業の推進、環境負荷低減の見える化等を進める。

【農林水産省】

**（現状と目標）**

| 指標 | 現状値（基準値） | 目標値 |
|---|---|---|
| 化学農薬使用量（リスク換算） | 23,330（リスク換算値）（2019 農薬年度）(注) | 10%低減（2030 年） |
| 化学肥料使用量 | 90 万トン（2016 年） | 72 万トン（20%低減）（2030 年） |
| 有機農業の取組面積 | 25.2 千 ha（2020 年） | 63 千 ha（2030 年） |

注）2019 農薬年度は、2018 年 10 月～2019 年９月とする。

### 3-4-2　有機農業の推進

・有機農業の拡大に向けた現場の取組を推進するため、新たに有機農業に取り組む農業者の技術習得等による人材育成等を支援する。

・地域ぐるみで有機農業に取り組む市町村等の取組を推進するため、有機農業の生産から消費まで一貫し、農業者のみならず事業者や地域内外の住民を巻きこんで推進する取組の試行や体制づくりについて、物流の効率化や販路拡大等の取組と一体的に支援する。

・現場の実践技術の体系化と普及を促進するとともに、2040 年までに、主要な品目について次世代有機農業技術を確立する。【農林水産省】

**（現状と目標）**

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|---|---|---|
| 有機農業の取組面積 | 25.2 千 ha（2020 年） | 63 千 ha（2030 年） |

### 3-4-3　環境に配慮した農法の推進

・農業者の組織する団体等が実施する、化学肥料・化学合成農薬を原則５割以上低減する取組と合わせて行う、地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動（有機農業、冬期湛水管理など）を支援する。

・耕畜連携の強化による家畜排せつ物由来の堆肥や食品循環資源由来の堆肥の利用、緑肥の利用等による土づくりを推進する。【農林水産省】

**（現状と目標）**

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|---|---|---|
| 有機農業の取組面積 | 25.2 千 ha（2020 年） | 63 千 ha（2030 年） |

### 3-4-4　持続可能な営農を通じた田園地域や里地里山の環境整備の推進

中山間地域等において、農用地面積の減少を防止し、農業の有する多面的機能を確保するため、農業生産活動を維持する活動を支援する。【農林水産省】

**（現状と目標）**

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|---|---|---|
| 中山間地域等の農用地面積の減少防止 | 7.2 万 ha（2020 年度） | 7.5 万 ha（2024 年度） |

### 3-4-5　国産飼料の増産・利用のための体制整備

飼料生産組織の作業効率化・運営強化や飼料作物の優良品種利用・安定生産、公共牧場の利用、国産濃厚飼料の生産振興、未利用資源の新たな活用・高品質化などの国産飼料の一層の増産・利用のための体制を整備する。【農林水産省】

### 3-4-6　施肥の効率化・スマート化

土壌や作物の生育に応じた施肥や局所施肥等で施肥を効率化するとともに、データの蓄積・活用により「スマート施肥」を導入する。【農林水産省】

### 3-4-7　病害虫の総合防除の推進

化学農薬のみに依存せず、病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備（予防）や、病害虫の発生予測（予察）に重点を置いた「総合防除」の取組を推進する。

【農林水産省】

**（目標）**

植物防疫法（昭和 25 年法律第 151 号）の改正に基づき国が策定する基本指針に即して、都道府県が総合防除の実施に関する計画を策定することにより、総合防除を推進。

### 3-4-8　家畜排せつ物の利活用の推進

耕種農家のニーズにあった高品質な堆肥の生産や、ペレット化を通じた広域流通等、地域の実情に応じた

家畜排せつ物の利活用の推進。家畜排せつ物のメタン発酵によるエネルギー利用や、発酵残渣の液肥利用を推進する。【農林水産省】

### 3-4-9　GAP の普及推進

我が国共通の国際水準 GAP の取組基準である国際水準 GAP ガイドラインに基づく都道府県との連携による普及活動や、GAP に取り組む農業者のメリットの明確化、指導体制の強化や面的取組の拡大、実需者・消費者の GAP の認知度向上等の取組を進め、国際水準 GAP の取組の拡大を図る。【農林水産省】

**（現状と目標）**

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|---|---|---|
| 国際水準 GAP を実施する農業者数 | 24,653 経営体（2021 年度） | 24 万経営体（2030 年度） |

### 3-4-10　畜産 GAP 取得推進

適正な廃棄物等の保管・処理等による環境負荷の低減につながる畜産 GAP の認証取得への支援など、取組の拡大を支援する。【農林水産省】

### 3-4-11　適切な生産活動を通じた木材の需要拡大への取組

・素材生産・流通・加工の低コスト化や品質・性能の確かな製品の安定供給体制の整備を中心とする構造改革を推進する。
・CLT や木質耐火部材等の開発・普及、公共建築物や民間の非住宅分野等への国産材等の利用拡大を推進する。
・森林の持続可能性が確保された形で木質バイオマスのエネルギー利用を推進
・木質バイオマス由来のセルロースナノファイバー、改質リグニン等の化石資源由来製品代替となる新素材の研究・技術開発及びその普及を促進する。

【農林水産省】

**（現状と目標）**

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|---|---|---|
| 国産材の供給・利用量 | 3,400 万㎥（2021 年度） | 4,200 万㎥（2030 年まで） |
| 新素材の開発・実証件数 | 3件（2021 年度） | 毎年度3件 |

### 3-4-12　森林施業の適切な実施に向けた新技術の導入や人材育成

・　適切な森林整備に向けて、森林経営計画の作成の中核を担う森林施業プランナーや森林の持続経営を実践する森林経営プランナーを育成する。
・　森林施業の適切な実施に向けて、成長に優れた苗木や機械を活用した新たな造林技術の導入を推進する。【農林水産省】

**（現状と目標）**

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|---|---|---|
| 認定森林施業プランナーの現役人数 | 2,206 人（2021 年度） | 3,500 人（2030 年度） |
| 認定森林経営プランナーの現役人数 | 67 人（2021 年度） | 500 人（2025 年度） |

### 3-4-13　合法伐採木材等の流通及び利用の促進

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 48 号）に基づき、全ての事業者に合法伐採木材等を利用するよう努めることが求められている。同法が目指す合法伐採木材等の流通及び利用拡大のため、情報提供サイト「クリーンウッド・ナビ」を通じた情報の提供、幅広い関係者の参加による協議会を通じた普及啓発活動への支援を実施する。

【農林水産省、経済産業省、国土交通省】

**（現状と目標）**

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|---|---|---|
| 第一種登録木材関連事業者が取り扱う合法性が確認できた木材の量 | 3,035 万㎥（2019 年度） | 4,350 万㎥（2025 年度） |

### 3-4-14　脆弱な生態系の保護と持続的な漁業の共存［重点］

我が国が加盟している地域漁業管理機関の科学委員会による公海底魚漁業が海山等に存在する脆弱な生態系に与える影響に係る評価を踏まえ、各加盟国等と協力しつつ、持続的な漁業との共存が可能な適切な管理措置の導入に取り組む。【農林水産省】

### 3-4-15　水産資源調査・評価の充実・精度向上

資源評価対象魚種を順次拡大し、当該魚種の調査を開始する。我が国周辺水域の主要魚種（マイワシ、マサバ等）や公海等で漁獲される国際漁業資源（サケ、カツオ・マグロ等）について、調査・評価等を実施する。海洋環境の変動等による水産資源への影響を調査

し資源変動メカニズム及び中・長期的な資源動向を究明する取組や、漁場形成及び漁獲状況等をリアルタイムに把握する取組等を支援する。　【農林水産省】

### 3-4-16　MSY ベースの水産資源評価に基づく TAC 管理の推進

漁業法(昭和24年法律第267号)の改正においては、TAC(漁獲可能量)による管理が基本とされており、2021年漁期から８魚種について、改正漁業法に基づく TAC 管理が開始されている。引き続き、ロードマップ及び TAC 魚種拡大に向けたスケジュールに従い、TAC 魚種の拡大を推進し、2023 年度までに漁獲量ベースで８割を TAC 管理とする。　【農林水産省】

**（現状と目標）**

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|---|---|---|
| 漁獲量※1のうちTAC魚種の占める割合 | 60.5% | 80%<br>(2023年度) |

※1 遠洋漁業で漁獲される魚類、国際的な枠組みで管理される魚類（かつお・まぐろ・かじき類)、さけ・ます類、貝類、藻類、うに類、海産ほ乳類は除く。

### 3-4-17　水産資源管理における IQ 管理の導入

IQ(漁獲割当て)による管理については、ロードマップに従い、2023 年度までに、TAC 魚種を主な漁獲対象とする沖合漁業(大臣許可漁業)に原則導入する。

【農林水産省】

### 3-4-18　水産資源管理における資源管理協定への移行

国や都道府県による公的規制と漁業者の自主的な取組の組合せによる資源管理推進の枠組みは今後も存続し、自主的な取組を定める資源管理計画は、改正漁業法に基づく資源管理協定に移行することになっており、2023 年度までに、現行の資源管理計画から、改正漁業法に基づく資源管理協定への移行を完了させる。

【農林水産省】

### 3-4-19　水産資源管理のルールの遵守

アワビ・ナマコ等の沿岸域の密漁や我が国周辺水域における外国漁船の違法操業に対する取締りを強化するとともに、特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律（令和２年法律第 79 号）に基づく特定の水産動植物の国内流通及び輸出入の適正化を図る。

【農林水産省】

### 3-4-20　国際水産資源の持続的利用

持続的な漁業の達成に向け、FAO が行う、途上国への IUU（違法、無報告、無規制）漁業対策支援、ワシントン条約への科学的助言の提供等に必要な経費を支援する。さらに、漁業補助金規律の適切な策定・実施のため、WTO を通じて途上国メンバーに対して、漁業当局の関連会合への参加、補助金等の通報の改善等を支援する。また、資源状況の悪化が懸念されているマグロ類を含む高度回遊性魚類の持続可能な利用・管理について、我が国の漁業生産及び消費における立場を十分に踏まえ、地域漁業管理機関を通じて、科学的根拠に基づく保存管理措置の設定や、IUU 漁業の排除に取り組む。　【農林水産省】

**（現状と目標）**

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|---|---|---|
| 違法漁業防止寄港国措置協定（PSM 協定）の批准国数 | 74か国<br>(2022年度) | 75か国<br>(2026年度まで) |
| 我が国及びFAO専門家の知見を活かした生物多様性の確保と水産資源の持続的利用の両立への貢献 | － | － |
| 世界の全漁獲量の約 90%を占める漁獲量上位国（33か国・地域）のうちの途上国20か国全てがWTOに漁業補助金を通報する | 10か国<br>(2018年度) | 20か国<br>(2026年度まで) |
| カツオ・マグロ類等資源の適切な保存管理措置を地域漁業管理機関において採択する | WCPFC:５<br>ICCAT：20<br>(2021年度) | WCPFC:毎年６<br>ICCAT：毎年８ |

### 3-4-21　捕鯨対策

鯨類の資源管理に必要な科学的データの収集を推進するとともに、国際機関と連携しつつ、資源管理を推進する。　【農林水産省】

**（現状と目標）**

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|---|---|---|
| 捕獲可能量 | 379頭／年 | |

### 3-4-22　人工種苗生産技術の開発・普及

ニホンウナギ、クロマグロ、ブリ、カンパチの養殖において、人工種苗生産技術の開発・普及を推進し、天然資源に負荷をかけない持続可能な養殖体制を目指す。　【農林水産省】

**（現状と目標）**

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|---|---|---|
| ニホンウナギ、クロマグロ、ブリ、カンパチの人工種苗比率 | 1.9%<br>(2019 年) | 100%<br>(2050 年) |

### 3-4-23　さけ・ます増殖事業の推進

国立研究開発法人水産研究・教育機構が実施するふ化放流のモニタリングや技術開発の結果等を踏まえて、野生魚を活用したふ化放流技術の研究などを進め、人工種苗放流技術の高度化を図り、河川及びその周辺の生態系や生物多様性に配慮したさけ・ます増殖事業を推進する。　【農林水産省】

### 3-4-24　環境・生態系と調和した栽培漁業の推進

「人工種苗放流に係る遺伝的多様性への影響リスクを低減するための技術的な指針」に基づき、生態系や資源の持続性に配慮した栽培漁業を推進する。

【農林水産省】

### 3-4-25　養殖における環境負荷の軽減

・養殖漁場ごとに漁場改善計画を定めて漁場環境を管理するとともに、海洋環境への負荷軽減が可能な養殖業を推進する。
・伝染性疾病の発生予防及び発生時における指導や、特定疾病のまん延防止措置を支援する。
・ワクチン等の開発支援や、組織的なワクチン接種の推進等による防疫体制整備の支援を行い、養殖魚における疾病被害を低減する。
・薬剤耐性菌の監視・動向調査の結果を踏まえ、薬剤耐性に関する研修会等の実施により、知識・技術の普及啓発を行い、養殖魚における薬剤耐性菌の発生を低減する。　【農林水産省】

**（現状と目標）**

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|---|---|---|
| 養殖生産額に対する魚病推定被害額の割合 | 3.0% | 3.0% |

### 3-4-26　漁業における混獲の削減

サメ類や海鳥、ウミガメの混獲を回避する技術の開発や漁業者への普及・啓発を通じ、混獲を削減する。

【農林水産省】

### 3-4-27　魚粉代替原料の開発・普及

生餌から、環境負荷が少なく給餌効率の良い配合飼料への転換や、魚粉代替原料の開発･普及を推進する。

【農林水産省】

**（現状と目標）**

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|---|---|---|
| 養殖業における配合飼料使用比率 | 44%<br>(2019 年) | 100%<br>(2050 年) |

### 3-4-28　赤潮・貧酸素水塊、栄養塩類不足への対応

海域ごとの赤潮・貧酸素水塊や栄養塩類不足による漁業被害への対策技術の開発・実証・高度化を実施する。　【農林水産省】

**（現状と目標）**

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|---|---|---|
| 我が国の養殖生産量 | 970 千トン<br>(2020 年度) | 970 千トン<br>(各年度) |

### 3-4-29　漁村地域における新規就業者の確保

漁業への就業前の者への資金の交付、漁業現場での長期研修を通じた就業・定着の促進、海技士免許等の資格取得及び漁業者の経営能力の向上等を支援する。

【農林水産省】

**（現状と目標）**

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|---|---|---|
| 新規就業者数 | 1,744 人<br>(2021 年度) | 各年度 2,000 人 |

# 第 4 章
# 生活・消費活動における生物多様性の価値の認識と行動（一人一人の行動変容）

## 行動目標４-１　学校等における生物多様性に関する環境教育を推進する

生物多様性の損失を止め社会変革を実現するためには、生物多様性の重要性等に対する人々の知識と関心を高め、行動の変化につなげることが不可欠である。その基礎となるのが、学校等における生物多様性を含めた環境教育の推進と、それを支える人材の育成である。

我が国は国際的な枠組みである「持続可能な開発のための教育：SDGs 実現に向けて（ESD for 2030）」の理念を踏まえ、関係省庁が連携して 2021 年５月に「第２期 ESD 国内実施計画」を策定した。また学習指導要領では、小・中・高等学校の各段階において「持続可能な社会の創り手」となることが期待されることを明記しており、ESD を推進していくこととしている。

学校以外の場においても、幅広い世代の多くの人々が環境について学ぶ機会を得られるよう、NPO や地域住民等の様々な主体が、里地里山、河川、湿地など身近な自然を活用した多様な環境学習や自然体験の機会の提供等を行っている。

このような生物多様性を含めた環境教育を更に推進するため、指導者や専門知識を有する人材の育成を目的とした教職員や企業・団体の職員向け研修・セミナーの実施、環境教育のための人材認定等事業の登録などに加え、環境教育等に役立つ情報の発信、セミナーやイベント等を通じた普及啓発を進める。さらに ESD 活動支援センターを起点とした ESD 推進ネットワークも活用し、家庭や地域など学校以外での教育を担う民間団体の取組を促進する。

あわせて、環境学習の場を提供するため、河川や下水道等の活用や、都市公園や学校施設等の整備を進める。

**＜具体的施策＞**

### 4-1-1　環境教育の推進

学校や地域で環境教育を実践・推進するリーダー人材の育成、自然体験活動等を提供する「体験の機会の場」の認定、民間事業者が行う人材認定等事業の登録・公示、環境保全に関する専門的な知識等を有する環境カウンセラーの登録、環境教育の推進に関する情報の整備・発信等により、地域、学校、家庭等における環境教育を普及し、持続可能な社会づくりの基盤形成を行う。　【環境省】

**（現状と目標）**

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|---|---|---|
| 教職員等環境教育・学習推進リーダー養成研修の参加者数 | 458<br>（2021 年度） | 600<br>（2030 年度） |
| 「体験の機会の場」利用者数 | 16,557<br>（2021 年度） | 30,000<br>（2030 年度） |
| 人材認定等事業登録制度の登録事業数 | 51<br>（2021 年度） | 70<br>（2030 年度） |
| 地方公共団体における環境教育関連施策実施数 | 970<br>（2021 年度） | 1,400<br>（2030 年度） |

### 4-1-2　持続可能な開発のための教育（ESD）の推進

・ESD 活動支援センター（全国・地方）及び地域 ESD 推進拠点によるネットワークの形成や連携により、各地域で行われている持続可能な開発のための教育（ESD：Education for Sustainable Development）の事例の共有や情報発信、人材の育成支援などを通じて、地域に根ざした ESD を全国に普及する。

・ユネスコ未来共創プラットフォーム事業におけるユネスコスクールの取組の活性化や、SDGs 達成の担い手育成（ESD）推進事業におけるカリキュラム等の開発・実践や教師教育の推進等を通じて、「第２期 ESD 国内実施計画」に基づきユネスコエコパークやユネスコ世界ジオパークの活用や様々なステークホルダーと連携しながら、国内における ESD の推進を行う。　【文部科学省、環境省】

**（現状と目標）**

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|---|---|---|
| 全国ESDフォーラム参加人数 | 478人（2021年度） | 525人（2025年度） |
| 地方ESD関連フォーラム参加人数 | 4,711人（2021年度） | 5,182人（2025年度） |

### 4-1-3　博物館等の機能強化の推進

動植物園、水族館、自然系博物館等の博物館が、身の回りの自然や生物環境について楽しみの中で学習する機会を提供し、生物多様性の保全や、持続的な人と自然との関係性を考えるための教育実践の場として機能するよう、活動の充実を図る。　【文部科学省】

### 4-1-4　下水道を活用した環境学習の推進

都市内の水循環や公共水域に排出する汚濁負荷の管理など、下水道の重要な役割を広く情報発信するため、下水道管理者と地域住民との情報共有を進めるとともに、環境学習の中で、多様な生態系の保全などにも資する下水道の役割を明確に位置づけ、子どもたちに下水道の仕組みや流域における下水道の役割について正しく理解してもらうほか、処理場見学会の開催など下水道施設を学びの場として積極的に活用する。また、地域住民や教育関係者、NPO等と連携し、多様な生態系の生息・生育場所の創出を図る場としての下水道施設の役割などについて、積極的に情報発信し、国民への理解に努める。　【国土交通省】

**（目標）**

・小中高生を対象とした環境教育に関する展示の実施や、9月10日の「下水道の日」に関連する国、地方公共団体等の行事を通じて、国民の下水道に対する理解・関心の向上を図る。
・国土交通大臣賞「循環のみち下水道賞」にて広報等に係る優れた取組を実施している地方公共団体やNPO団体を表彰することにより、国民の下水道に対する理解・関心の向上を図る。

### 4-1-5　河川における環境教育の推進

「川に学ぶ社会」の実現を目指して、子どもたちの川を活かした体験活動や環境学習の場を拡大し、また地域の子どもたちの体験活動の充実を図る「子どもの水辺」再発見プロジェクトや川の自然環境や危険性を伝える「指導者育成」などを進める。また、地域と連携し河川を活かした学習・自然体験活動、学校教育関係者と連携した学校教育への教材提供等を進める。
【国土交通省、文部科学省、環境省】

**（目標）**

・NPO等の団体とも連携の下、指導者育成や水難事故防止に向けた講座等を開催する。
・河川環境教育、水難事故防止啓発のための、教材作成、情報発信を充実させる。

### 4-1-6　海辺における体験活動等の指導者養成を目的としたセミナー開催の推進

海辺における体験活動等の指導者養成を目的としたセミナーを、地方公共団体や教育機関等と連携しながら全国の主要な地域で開催を支援する。【国土交通省】

### 4-1-7　環境教育の場となる都市公園の整備の推進

利用者・地域・学校などと一体となった環境教育・環境学習などの指導者や実践者の養成の場や機会を提供するとともに、それらのプログラムを実践する都市公園等の整備を行う。　【国土交通省】

**（現状と目標）**

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|---|---|---|
| 都市域における水と緑の公的空間確保量 | 13.9㎡/人（2020年度） | 15.2㎡/人（2025年度） |

### 4-1-8　環境を考慮した学校施設（エコスクール）の整備推進

環境負荷の低減や自然との共生を考慮した学校施設の整備を推進し、整備された施設を環境教育にも活用する。　【文部科学省】

## 行動目標４-２　日常的に自然とふれあう機会を提供することで、自然の恩恵や自然と人との関わりなど様々な知識の習得や関心の醸成、人としての豊かな成長を図るとともに、人と動物の適切な関係についての考え方を普及させる

生物多様性に対する認識・関心を高めるために環境教育と合わせて重要なのは、自然とのふれあいを通じた体験に基づく理解の醸成である。

自然との直接的なふれあいによって、自然に対する関心が生まれ、自然について考える力が養われる。また、自然が人の心身の健康にもたらす効果を認識し、自然の中で暮らすことで享受できる文化的・精神的な豊かさを求める価値観が醸成される。かつては、日常生活の中で自然との接点があり、人間も自然の一部であると感じる機会にも恵まれていた。しかし、都市化・工業化の進行に伴って人と自然との関係は希薄化し、自然との接触機会が少なくなり、特に若い世代を中心に自然とのつきあい方を知らない人たちが増えている。このような中で、自然とふれあう機会を増やすことにより、人が自然生態系の構成要素のひとつであることを認識し、自然との共生への理解を深めることにつながる。

自然とのふれあいは、国立公園等に出かけて大自然の風景に感動し、身近な自然に接して安らぎを覚え、自然の仕組みを知り、自然の中で活動しようとする、自然の恵みを享受する様々な活動として捉えられる。概観しただけでも野外レクリエーション・観光、保健休養、ボランティア活動、さらに昆虫や愛玩動物等の身近な動植物とのふれあいや飼育などといった多様な側面がある。

自然とのふれあいに係る施策の推進に当たっては、多様なニーズに対応した魅力ある自然体験プログラムの提供、自然とふれあう場の整備・保全、情報発信、自然とのふれあいを求める人々とその機会を提供する施設や団体・人材とのネットワーク構築等に総合的に取り組むことが必要である。特に人口の多くを占める都市部の居住者が、生物多様性が豊かに保たれている緑地・親水空間へのアクセスや自然体験の機会を増加させられるよう取組を進める。また、人と動物の共生する社会の実現に向けて、人と動物の適切な関係に係る考え方を普及する。

**＜具体的施策＞**

### 4-2-1　自然とのふれあいの機会の提供

国立公園等における自然体験活動の推進や、みどりの月間など、全国各地で自然とのふれあいに関する各種行事の実施等を推進し、自然とのふれあいの機会を提供するとともに、自然の恩恵や自然と人との関わりなどの様々な知識の習得及び人としての豊かな成長を図る。　【環境省】

**（現状と目標）**

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|---|---|---|
| 地方環境事務所が集計したみどりの月間の行事参加者数 | 904 人<br>（2021 年度） | 4,500 人<br>（2023 年度） |
| 自然体験教育活動推進事業の実施地域数 | 12<br>（2021 年度） | 前年実績以上 |

### 4-2-2　森林における体験・ふれあいの場の提供

国有林野においては、優れた自然景観を有し、森林浴、自然観察、森林スポーツ等に適した国有林野を「レクリエーションの森」として設定している。また、自ら森林（もり）づくりなどを行うことを希望する民間団体等と協定を締結してフィールドを提供する「協定締結による国民参加の森林（もり）づくり」を推進している。さらに、企業等が国と分収林契約を結ぶことで、社会貢献、社員教育又は顧客とのふれあいの場としての森林（もり）づくりを可能とする「法人の森林（もり）」の設定を推進する。　【農林水産省】

### 4-2-3　新宿御苑の緑や施設を活用した生物多様性や再生可能エネルギーに関する普及啓発

環境教育エリアの維持管理と情報発信の強化、環境教育イベントや園内ガイドの実施、「環境の杜」構想に基づく環境学習機会の提供や外部団体等による育成者指導講習等の受入れを行う。　【環境省】

### 4-2-4　国立公園等における保護と利用のための施設整備

国立・国定公園や国民公園等において、利用者が安全かつ快適に自然を体験できるよう、自然環境保全のための整備を行うとともに、公園利用に必要な施設の整備と適切な管理を行うことにより、自然環境の保護と利用が好循環し、自然と人が共生する社会の構築や国土強靱化を進め、各地域が固有の自然資源を磨き上

げて、活力のある地域を創出する。　【環境省】

**（現状と目標）**

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|---|---|---|
| 国立公園及び国定公園の年間利用者数 | 656,728 千人（2019 年） | 前年比 101% |

### 4-2-5　国内外への国立公園等の情報発信

2022 年４月に施行された改正自然公園法により国立公園等の情報発信等が努力義務として盛り込まれたことも踏まえ、国立公園等の魅力の発信等に関してホームページやパンフレット等を活用して国内外向けに情報発信を行い、国立公園等への来訪促進、自然への興味・関心の喚起、環境配慮意識の醸成を促進する。また、国立公園オフィシャルパートナーと連携して国立公園の美しい景観の魅力を世界に向けて発信する。

【環境省】

**（現状と目標）**

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|---|---|---|
| 国立公園を訪問した訪日外国人利用者数 | 93 万人（2020 年度） | 667 万人（2025 年度まで） |
| ウェブサイトにおける国立公園内自然体験コンテンツの予約数（サイトから予約可能なページへの遷移数含む） | 1,230 件（2021 年度） | 3,000 件（2025 年度まで） |

### 4-2-6　日光国立公園「那須平成の森」管理運営事業

自然環境モニタリングを行い、順応的な生態系管理を行うとともに、那須平成の森フィールドセンター、那須高原ビジターセンターを中心に、ガイドツアーの実施等自然体験活動を実施している。　【環境省】

**（現状と目標）**

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|---|---|---|
| 那須平成の森ガイドウォーク参加者アンケートの満足度（７段階評価の上位２評価の合計） | 96%（2021 年度） | 100%以上（毎年度） |

### 4-2-7　子ども農山漁村交流プロジェクト

子どもたちを対象とした農山漁村体験、自然体験を通じて、自然、文化等の魅力について学び、生物多様性への理解を促進させる。また、こうした体験活動の推進は、受入地域にとっての地方創生にも資するため、本取組を実施する都道府県、市区町村をモデル団体として委託し、成果を全国の都道府県、市区町村へ周知を図るとともに、国立公園等受入地域でのプログラム開発の支援等により本取組を推進する。

【総務省、内閣官房、内閣府、文部科学省、農林水産省、環境省】

**（現状と目標）**

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|---|---|---|
| 子どもの農山漁村体験の取組人数 | 小学生 32 万人<br>中学生 37 万人<br>高校生 15 万人<br>（2016 年度） | 小学生 65 万人<br>中学生 75 万人<br>高校生 30 万人<br>（2024 年度） |

### 4-2-8　都市農業の推進、農泊支援、情報発信等を通じた都市と農山漁村の交流・定住の促進

・市民農園や農業体験農園の開設促進に向けた取組や都市住民の都市農業への理解醸成の取組等への支援により、都市農業の多様な機能の発揮を促進する。

・農泊に取り組む地域における実施体制の構築、観光コンテンツの開発、滞在施設等の整備等の一体的な支援を実施する。

・農泊に取り組む地域と国立公園との連携により自然体験コンテンツの造成等を行い国立公園における滞在期間の延長と地域経済への貢献を推進する。

・世界農業遺産及び日本農業遺産について、情報発信を通じた認知度向上等の取組を支援する。

・渚泊やワーケーション等による都市漁村の交流人口や関係人口を創出する取組を推進する。

【農林水産省】

**（現状と目標）**

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|---|---|---|
| グリーン・ツーリズム施設年間延べ宿泊者数及び訪日外国人旅行者数のうち農山漁村体験等を行った人数 | － | 1,540 万人（2025 年度） |

### 4-2-9　海辺の環境教育の推進

海辺の自然環境を活かした自然体験・環境教育に関する取組を地方公共団体や NPO 等と連携しながら全国各地で展開する。　【国土交通省】

**（現状と目標）**

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|---|---|---|
| 海辺の自然学校開催実績数 | 13 件（2020 年度） | 21 件以上（毎年度） |

### 4-2-10　港湾における自然・社会教育活動の場の整備

港湾の良好な自然環境の市民による利活用を促進し、自然環境の大切さを学ぶ機会の充実を図るため、地方公共団体やNPOなどが行う自然・社会教育活動の場ともなる干潟等の整備を行う。　【国土交通省】

### 4-2-11　港湾緑地整備の推進

多様な生物の生息・生育空間であり、地域住民が自然に親しめる港湾緑地の整備を推進する。

【国土交通省】

### 4-2-12　国立青少年教育振興機構における自然体験活動の推進

独立行政法人国立青少年教育振興機構において、国立青少年教育施設における青少年の自然体験活動等の機会と場の提供、指導者の養成及び質の向上、民間団体が実施する自然体験活動等に対する支援等を通して、青少年の自然体験活動を推進する。　【文部科学省】

### 4-2-13　体験活動等を通じた青少年自立支援プロジェクト

体験活動の機会や場を充実させるための事業を実施するとともに、体験活動に関する普及啓発や調査研究、民間企業が実施する優れた取組に対しての顕彰事業を実施する。　【文部科学省】

### 4-2-14　全国「みどりの愛護」のつどいの開催

全国「みどりの愛護」のつどいについて、全国の都市公園を会場として開催し、より一層国民のみどりに対する意識の高揚を図る。　【国土交通省】

### 4-2-15　人と動物の共生する社会の実現

飼養動物の飼育やふれあいなどの経験を通して、「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」に位置づけられる動物を愛護する気持ちや、人と動物の共生に係る理解が醸成されるきっかけのひとつとなる。これらにより、野生動物を含む人と動物の適切な関係に係る考え方や態度の変革を促し、生物多様性の保全に寄与する。　【環境省】

## 行動目標４－３　国民に積極的かつ自主的な行動変容を促す

社会全体でネイチャーポジティブを実現し定着させていくためには、国民一人一人が生物多様性に配慮した商品やサービスを自らの意思で選択できるような社会を構築することが鍵となる。そのためには、規制的手法（法律等）、財政的手法（補助金等）、そして情報的手法（普及啓発・情報提供等）といった伝統的な政策手法に加え、行動科学等の知見も活用するなど、多様なアプローチが必要である

我が国では、既に「定着した行動変容」として国際的に評価され、取り上げられることの多いクールビズという事例もある。しかしながら人々の意識や行動に係る取組については、ある条件で効果の見られた手法について、別の条件下でも同様の効果が見られるとは限らない。手法の活用に当たっては、必ずしも万能なものではないと考え、どのような条件でどの程度の効果が見られ、また、効果が見られない場合は要因の検討や改善を試みるといった事例を重ねながら明らかにすることが重要である。

人々が意識や行動を見直し、自発的に生物多様性の保全に資する選択をするようになるためには、そのきっかけとなる情報や体験、実際に行動を起こす場の提供などが求められる。このため、多様な主体との連携を促すプラットフォーム構築やイベント等の実施、行動科学に関する知見の収集や活用、官民連携の推進等を通じ、人々の行動変容につなげていく。

＜具体的施策＞

### 4-3-1　2030 生物多様性枠組実現日本会議（J-GBF）の活動［重点］

国内での社会変革を実現するため、国民、経済界、NGO・NPO、地方公共団体などの主体間の連携、協働を進めるためのマルチステークホルダー型のプラットフォームの設置等、以下の事業を実施する。

・多様な主体が情報交換・認識共有等を行う総会・フォーラム・WG 等の設置・運営
・生物多様性に関する普及啓発ツールの作成・活用による普及啓発を実施
・セクター横断的な取組を進めるためのフォーラム等の開催
・ナッジ等を活用した行動変容に関する議論や実装

【環境省】

**（現状と目標）**

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|---|---|---|
| プラットフォーム関係会議開催数 | 年５回以上 | 年５回以上 |
| 生物多様性の保全につながる活動への意向を示す人の割合 | 90%<br>（2022 年度） | 90%<br>（2030 年度） |

### 4-3-2　行動科学等の知見を活用した行動変容の促進［重点］

生物多様性の主流化（認識の向上）、国民や企業等を対象とした行動変容（例えば、消費者を対象とした場合、日々の暮らしへの訴求　等）に向けた議論・検討を実施する。消費行動や生産行動、寄付行為などを通じた生物多様性保全に向けた個人や個社の取組を促すための仕組みやフレームワークを検討する。【環境省】

**（現状と目標）**

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|---|---|---|
| 生物多様性の保全につながる活動への意向を示す人の割合 | 90%<br>（2022 年度） | 90%<br>（2030 年度） |
| 生物多様性の保全につながる活動を既に実施している人の割合 | 56.3%<br>（2022 年度） | 60%<br>（2030 年度） |

・行動科学等を活用した意識改革や行動変容の効果を把握する
・行動科学等の活用により意識改革・行動変容を促す割合を向上させた効果的な広報・普及啓発を推進する

### 4-3-3　「つなげよう、支えよう森里川海」プロジェクト等による行動変容

地域版 SDGs である地域循環共生圏を暮らしの観点から実装するための国民運動である「つなげよう、支えよう森里川海」プロジェクトや、それらに基づく官民連携による広報活動等を展開し、各界各層の生物多様性主流化に向けた行動変容を促す。　【環境省】

**（現状と目標）**

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|---|---|---|
| 広報等の国民へのアプローチ数（HP アクセス数） | 25,324pv<br>（2022 年度） | 30,000pv<br>（2030 年度） |

### 4-3-4　あふの環 2030 プロジェクト

あふの環プロジェクトをプラットフォームとし、多様なステークホルダーとの対話を進めながら、価格重視の消費から持続可能性重視の消費へと行動変容を促し、持続可能な生産消費を促進する。

【農林水産省、消費者庁、環境省】

**（現状と目標）**

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|---|---|---|
| 環境に配慮されたマークのある食品・商品を選ぶことを意識している消費者の割合 | 32.2%<br>（2020 年度） | 50%<br>（2025 年度） |

### 4-3-5　森林・林業が果たす役割等の普及啓発の促進

企業・NPO 等のネットワーク化、緑化行事の開催を通じた普及啓発活動の促進、森林環境教育や木育の推進、林業体験学習等の促進等を推進する。【農林水産省】

**（現状と目標）**

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|---|---|---|
| 国産材の供給・利用量 | 3,400 万㎥<br>（2021 年度） | 4,200 万㎥<br>（2030 年度まで） |
| 森林ボランティア団体数 | 4,474 団体<br>（2021 年度） | 4,582 団体<br>（2025 年度） |

**行動目標４-４　食品ロスの半減及びその他の物質の廃棄を減少させることを含め、生物多様性に配慮した消費行動を促すため、生物多様性に配慮した選択肢を周知啓発するとともに、選択の機会を増加させ、インセンティブを提示する**

「大量生産・大量消費・大量廃棄」型のライフスタイルが、生産から消費の各段階において生態系を劣化させる要因となっている。本来食べられるにも関わらず廃棄されている食品、いわゆる「食品ロス」の量は 2020 年度で 522 万トンに上る。また、１年間に新たに国内に供給される衣料品の約 96%が使用後に手放され、約 62%はリユースもリサイクルもされず廃棄されている。服がごみとして廃棄された場合、再資源化される割合は５%ほどで、ほとんどはそのまま焼却・埋立て処分されており、その量は年間で約 48 万トンにもなる。

こうしたライフスタイルや産業構造を変革するため、食品ロスの削減をはじめとして、これまで必ずしも生物多様性との関係性が意識されてこなかった消費・廃棄、資源循環に関わる分野において、各分野の協力とそれを取り巻く消費の価値観の変革を進める。生産や流通、消費段階でのロスの削減はもちろんのこと、生物多様性に配慮した商品やサービスの選択肢を増やしていくとともに、人々がそれらを積極的に選択するようなインセンティブを提示していく必要がある。具体的には、多様な関係者と連携しながら、教育や普及啓発、リサイクル技術の開発、エコラベル等認証製品の普及、フードバンク等社会的なインフラの構築等を統合的に推し進める。あわせて、生物多様性に配慮した各商品やサービスについて、それらを選択することが生態系の保全にどのように寄与するのか等の情報を分かりやすく発信していく。

**＜具体的施策＞**

**4-4-1　食品ロス削減**

・食品事業者における商慣習の見直しに向けた検討・調査やフードバンク活動の支援等を通じた食品ロス削減を目指す。

・食品廃棄ゼロを目指す先行エリアの創出や飲食店における食べ残しの持ち帰り（mottECO）、フードドライブなどの食品ロス削減対策を通して、消費者等の行動変容を促進する。

【農林水産省、環境省、消費者庁、経済産業省】

**（現状と目標）**

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|---|---|---|
| 事業系食品ロス量 | 275 万トン（2020 年度） | 273 万トン（2030 年度）※2000 年度比で半減 |
| 家庭系食品ロス量 | 247 万トン（2020 年度） | 216 万トン（2030 年度）※2000 年度比で半減 |

**4-4-2　プラスチック資源循環の推進**

➢ **プラスチック資源循環戦略に基づく取組**

・2022 年４月１日に施行されたプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に基づき、製品の設計から廃棄物の処理に至るまでの、プラスチックのライフサイクル全般で、あらゆる主体による資源循環の取組を促進する。

・プラスチック資源循環の取組全体（メーカー・リテイラー・ユーザー・リサイクラーの連携）を支援する。【環境省、経済産業省】

**（現状と目標）**

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|---|---|---|
| ワンウェイプラスチック排出抑制 | － | 25%（累計）（2030 年度） |
| プラスチック製容器包装のリユース・リサイクル率 | － | 60%（2030 年度） |
| プラスチックの再生利用量 | － | 倍増（2030 年度） |
| 使用済みプラスチックの有効利用 | － | 100%（2035 年度） |
| バイオマスプラスチック導入量 | － | 200 万トン（2030 年度） |
| プラスチック製容器包装・製品のデザインの、リユース・リサイクル可能なものへの転換（2025 年度まで） | － | － |

➢ **食品産業・農畜産業におけるプラスチック資源循環の推進**

・飲料用 PET ボトルの有効利用を促進する取組等食品産業が実施するプラスチック資源循環の取組を支援する。

・使用済み農業用プラスチックの排出抑制と適正処理の推進、生分解マルチの利用促進、被覆肥料の被膜殻の流出防止等に取り組み、プラスチック資源循環を推進する。　【農林水産省、環境省、経済産業省】

**（現状と目標）**

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|---|---|---|
| 飲料用PETボトルの有効利用（回収率） | 96.7%<br>（2020年） | 100%<br>（2030年度） |
| 農業分野におけるプラスチック排出量に対する再生処理量（熱回収を含む） | － | 100%<br>（2035年度） |

### 4-4-3　サステナブルファッションの推進

・社会全体で、これまでの「大量発注・大量生産・大量消費・大量廃棄」から脱却し、「適量発注・適量生産・適量購入・循環利用」に転換していく。

・「サステナブルファッション」の実現に向けて、事業者の取組の推進（環境配慮設計・サプライチェーンの透明性の確保・環境負荷の把握等）や生活者の理解と行動変容等の実現に向けたラベリングや情報発信等を促進する。

・リユース、リペア、メンテナンス、シェアリング、サブスクリプションなどの取組によって、使用済み製品等を有効活用しながら、サーキュラーエコノミー実現に向けた新たなビジネスモデルの取組を推進する。

・衣料品は、混紡品が多く、染色や高機能付加のための表面加工がされ、さらにファスナーなどの副資材などにより、リサイクルが困難なものも多い。素材毎の分離・選別や、リサイクル技術の高度化に向けた技術開発を進めるとともに、社会実装に向けて、衣類回収のシステム構築に向けた実態把握を進める。

・「サステナブルファッション」の実現に向けて、関係省庁が一丸となって取り組む。

【環境省、経済産業省、消費者庁】

### 4-4-4　有機農業を含む環境保全型農業に対する消費者の理解と関心、信頼の確保

・国産の有機食品を取り扱う小売や飲食関係の事業者と連携し、生物多様性の保全や地球温暖化防止など、SDGsの達成に貢献する有機の取組の持つ価値や特徴を消費者に広く発信することにより国産の有機食品の需要喚起の取組を推進する。

・国産有機農産物等に関わる新たな市場を創出していくため、これらを取り扱う流通、加工、小売等の事業者と連携して行う、国産有機農産物等の消費者需要及び加工需要を喚起し、事業者間のマッチングを促進する取組を支援する。

・有機農業を活かして地域振興につなげている地方公共団体の相互の交流や連携を促すためのネットワーク構築を推進し、学校給食での有機食品の利用など有機農業を地域で支える取組事例の共有や消費者を含む関係者への周知が行われるよう支援する。

【農林水産省】

**（現状と目標）**

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|---|---|---|
| 週１回以上有機食品を利用する消費者の割合 | 17.5%<br>（2017年度） | 25%<br>（2030年度） |
| 有機農業の取組面積 | 25.2千ha<br>（2020年） | 63千ha<br>（2030年） |

### 4-4-5　環境と調和のとれた食料生産とその消費に配慮した食育の推進

「第４次食育推進基本計画」に掲げられた目標達成に向けて、地域の関係者が連携して取り組む食育活動を重点的かつ効率的に推進するとともに、食育推進全国大会の開催や環境との調和の視点を加味したフードガイドの普及啓発を行い、食育の全国展開を図る。

【農林水産省】

**（現状と目標）**

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|---|---|---|
| 環境に配慮した農林水産物・食品を選ぶ国民の割合 | 69.3%<br>（2021年度） | 75%以上<br>（2025年度） |

### 4-4-6　脱炭素の意識と行動変容の発信・展開

脱炭素行動と暮らしにおけるメリットを「ゼロカーボンアクション30」として整理し、積極的に発信することでより多くの国民の具体的な取組の実施につなげる。また、幅広い層を対象に各対象のニーズに応じた教材やコンテンツ等を作成し、各取組とも連動させながら効果的に提供する。【環境省】

**（現状と目標）**

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|---|---|---|
| CO2 排出量削減推定効果 | 228.8万t-CO2<br>（2020年度） | 537万t-CO2<br>（2030年度）<br>※2030年46%削減 |

### 4-4-7　生物多様性の保全に取り組む生産者からの優先調達を支援する認証制度の活用

・水産エコラベルの国内外への認知度向上及び認証取得を促進する。

・森林認証材取得に向けた合意形成及び森林認証材の普及を図る。　【農林水産省】

**（現状と目標）**

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|---|---|---|
| 国内における国際的に通用する水産エコラベルの生産段階認証の認証数 | 93<br>（2021 年度） | 225<br>（2025 年度） |

## 行動目標４－５　伝統文化や地域知・伝統知も活用しつつ地域における自然環境を保全・再生する活動を促進する

地域の自然に根ざした伝統行事、食文化、地場産業などの地域文化は、持続可能な自然資源の利用に関する知恵や、人と自然の共生という価値観を育んできた。また、農林水産業を始めとする地域における適切で継続した営みが、里地里山等の生物多様性豊かな環境の形成につながっている。

このため、伝統文化や地域知・伝統知の継承を含め、地域における自然への理解や配慮を高め、持続可能な活用を図るとともに、地域における多様な主体の連携を促す取組等を通じて自然環境の保全･再生活動を促進する。

**＜具体的施策＞**

### 4-5-1　伝統文化や伝統知に配慮した地域における OECM 推進［重点］

伝統工芸や伝統行事といった地域の伝統文化のために活用されている自然資源の場としての価値を有する区域についても「自然共生サイト」として認定を進める。　【環境省】

**（現状と目標）**

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|---|---|---|
| 「自然共生サイト」認定の「3．ア生物多様性の価値」基準のうち、（5）「伝統工芸や伝統行事といった地域の伝統文化のために活用されている自然資源の場としての価値」を選択するサイト数 | － | － |

### 4-5-2　地域における生物多様性の保全に関する活動の促進

地域における生物多様性の保全再生に資する先行的・効率的な活動を支援することにより、国土全体の生物多様性の保全・再生を進める。　【環境省】

**（現状と目標）**

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|---|---|---|
| 生物多様性保全推進支援事業での支援数（累計） | 479 件<br>（2021 年度） | 800 件<br>（2025 年度） |

### 4-5-3　生物多様性地域連携促進法に基づく取組の推進

生物多様性地域連携促進法に基づく地域連携保全活動計画の策定、地域連携保全活動支援センターの設置及びその活用を支援し、行政、地域住民、農林漁業者、NPO、学校・大学、企業等の地域における多様な主体の連携による生物多様性保全活動を促進する。【環境省】

**（現状と目標）**

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|---|---|---|
| 地域連携保全活動計画の策定数 | 16 地域<br>（2022 年９月） | 32 地域<br>（2030 年度） |
| 地域連携保全活動支援センターの数 | 19 施設<br>（2022 年９月） | 27 施設<br>（2030 年度） |

### 4-5-4　パートナーシップによる生物多様性保全の取組の支援

各主体のパートナーシップによる取組を支援するため、地球環境パートナーシッププラザ及び地方環境パートナーシップオフィスを拠点として、情報の収集・提供や様々な主体の交流の場のデザインなどを実施する。【環境省】

### 4-5-5　国立公園等における聞き書き等を通じた暮らしと自然や文化との関わりの把握と活用

聞き書きなどを通して、国立公園で暮らす人たちに、自分たちの暮らしと自然や文化との関わりについて、地域の想いやエピソード、ストーリーをまとめる。これらを地域の魅力発信や自然体験コンテンツの造成等に資するインナーブランディングに活かすとともに、地域が国立公園や自然の価値を再認識することで、国立公園に対する誇りや保全意識の向上を図る。

【環境省】

**（現状と目標）**

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|---|---|---|
| 聞き書きによる地域のインナーブランディングに取り組む国立公園数 | 1<br>（2022 年度） | 20<br>（2030 年度） |

### 4-5-6　食文化の保護・継承による農山漁村の活性化

各地固有の伝統的な食品等の食文化の保護・継承に取り組むことにより、農山漁村の活性化につなげる。

【農林水産省】

**（現状と目標）**

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|---|---|---|
| 郷土料理や伝統料理を月１回以上食べている国民の割合 | 61.7%<br>（2021 年） | 50%以上<br>（2025 年） |

### 4-5-7　地域の暮らしとサンゴ礁生態系のつながりの構築

「サンゴ礁生態系保全行動計画 2022-2030」で設定した特に解決の緊急性が高い重点課題の一つとして、多様なステークホルダーの協働による地域主体のサンゴ礁生態系の保全活動や、保全活動に関する普及啓発、持続的な利用の促進等の取組を推進する。　【環境省】

# 第 5 章
# 生物多様性に係る取組を支える基盤整備と国際連携の推進

## 行動目標５-１　生物多様性と社会経済の統合や自然資本の国民勘定への統合を含めた関連分野における学術研究を推進するとともに、強固な体制に基づく長期的な基礎調査・モニタリング等を実施する

生物多様性の保全と持続可能な利用に係る取組を効果的に実施するには、科学的知見に基づいた計画や政策の策定を行う必要がある。生物多様性や生態系サービスは一定の時間をかけて変化するため、様々な要因による影響や施策の効果等は、その発現までにタイムラグが生じると考えられる。このため、基盤となる情報を長期的・継続的に整備することが重要となる。

我が国では、植生や野生動植物の分布など自然環境の状況を調査する基礎調査や、様々な生態系タイプごとに自然環境の量的・質的な変化を定点で長期的に調査するモニタリング調査等を通じて、全国の自然環境の現状及び変化を把握している。それらの結果は生物多様性の状況を示す重要な基礎情報となっていることから、こうした基礎調査を着実に継続・強化していく。

また、限られた人員や予算の中でも着実にこれらの調査等を継続できるよう、より効率的で効果的な調査手法の検討を進めるとともに、生物多様性や社会経済等をめぐる最新の動向に対応するため新たな研究・技術開発も促進していく。

これらの調査研究から得られた成果に基づき、生物多様性の損失と社会経済活動の統合的な評価を含め、生物多様性及び生態系サービスの総合的な評価を進める。

**＜具体的施策＞**

### 5-1-1　自然環境保全基礎調査［重点］

- **マスタープラン策定**

新技術の導入等による効率的な調査手法や実施体制、データ利用の利便性向上等の検討含め、今後の自然環境保全基礎調査の実施方針・調査計画等をまとめたマスタープランを策定。同プランに基づき、長期に継続してかつ効果的に生物多様性保全の取組を支える、基礎的・科学的な基盤情報や自然環境データの収集・整備を推進する仕組みを強化する。　【環境省】

- **総合解析**

自然環境保全基礎調査等、生物多様性に係る自然環境調査の結果（50 年間に及ぶ長期ビッグデータ）をベースに、他主体に分散する、社会地理や気候変動関連分野も含む自然環境情報等の関連データを収集・援用し、施策への効果的な反映に資する総合的な解析を実施する。もって、我が国の自然環境の現状やその変化について示すとともに、生物多様性保全施策への自然環境保全基礎調査のデータ利活用をこれまで以上に推進する。　【環境省】

- **自然環境保全基礎調査の実施**

自然環境保全法（昭和 47 年法律第 85 号）の規定に基づき、全国の自然環境を把握する調査等を企画・実施し、国土の生物多様性の現況と変化状況を把握する。上記マスタープラン、総合解析を踏まえ、収集した生態系の分布情報や生物の生息・生育データを取りまとめ、提供し施策の推進を支援する。　【環境省】

**（現状と目標）**

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|---|---|---|
| 全国的な自然環境のセンサス調査実施数・範囲（対象生態系と生物分類群） | 調査実施数：<br>5<br><br>［範囲］<br>生態系：<br>2<br><br>生物分類群：<br>2<br>（2022 年度） | 調査実施数：<br>8～10/年度<br>以上を維持<br>［範囲］<br>生態系：<br>2～4/年度<br>以上を維持<br>生物分類群：<br>2～3/年度<br>以上を維持 |
| 生物の生息動向に関するデータの閲覧数 | 22,762,286 件<br>（2020 年度） | 23,000,000 件以上<br>（2023 年度）<br>※前年度実績値以上 |
| 生息動向を把握する生物の個別報告をいきものログ上で提供した件数 | 17,044<br>（2021 年度） | 22,000 件以上<br>（2023 年度）<br>※前年度実績値以上 |

### 5-1-2　モニタリングサイト 1000［重点］

我が国における様々な生態系の現状とその変化を把握し、その結果を保全施策等につなげていくことを目的として、全国に約 1,000 か所のモニタリングサイトを設置し、各生態系の基礎情報を長期間に渡って定量かつ継続的に把握する。　【環境省】

**（現状と目標）**

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|---|---|---|
| 長期的かつ定量的な調査を実施する地点数 | 1,089 か所<br>（2021 年度時点） | 1,000 か所<br>以上を維持 |

### 5-1-3　鳥類標識調査

鳥類の生態や移動経路・生息状況等を把握するための基礎データの収集・蓄積を通じ、野生鳥類の保護管理を推進するため、鳥類観測ステーションにおいて、継続的に標識調査を実施する。　【環境省】

**（現状と目標）**

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|---|---|---|
| 全国９か所での鳥類標識調査の年間実施回数 | 283 回<br>（2021 年度） | 280 回以上<br>を維持 |

### 5-1-4　ガンカモ類の全国一斉生息調査

ガンカモ類の生息状況に関する全国的な一斉調査が、1970 年に各都道府県の協力を得て開始され、毎年継続的に調査が実施されている。全国で同時期に実施されたガンカモ類の個体数等の結果を集計、報告書の作成等を行い、我が国におけるガンカモ類の冬期の生息状況を把握し、野生動物保護管理行政の基礎資料とする。

【環境省】

**（現状と目標）**

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|---|---|---|
| 全国でのガンカモ類の生息数等の概況調査 | 全国 47 都道府県において<br>年に１回の調査を実施 | |
| ガンカモ類の生息調査のウェブサイトのアクセス数 | 8,351 件<br>（2021 年度） | 前年度実績以上 |

### 5-1-5　森林資源のモニタリングの推進

木材生産のみならず、生物の多様性、地球温暖化防止、流域の水資源の保全等、国際的に合意された「基準・指標」に係るデータを統一した手法により収集・分析する森林資源のモニタリングを推進する。

【農林水産省】

### 5-1-6　河川水辺の国勢調査

魚類、底生動物調査については原則５年、それ以外については原則 10 年でこれらの調査を一巡できるよう河川水辺の国勢調査を実施し、全国的な河川環境に関する情報を収集するとともに、全国的な傾向や地域的な生物の生息・生育状況の特徴などを把握する。また、今後も更に調査データの利活用の推進を図る。

【国土交通省】

**（現状と目標）**

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|---|---|---|
| 水辺の国勢調査の実施河川数・ダム数 | 河川：138<br>ダム湖：144<br>（2020 年度） | 河川：138<br>ダム湖：144<br>（2025 年度） |

### 5-1-7　湖沼調査

自然環境把握のための基礎情報として、湖沼の地形データを、保全・利用のニーズを勘案しつつ最新測量技術を用いて順次更新・高度化するとともに、電子国土基本図を通じて広く提供する。　【国土交通省】

**（目標）**

湖底地形データを整備・更新して、電子国土基本図を通じて提供する

### 5-1-8　有明海・八代海等の環境保全・回復、水産資源の回復

2017 年３月の有明海・八代海等総合調査評価委員会報告（平成 28 年度委員会報告）で設定された再生目標の達成に向けた再生方策等に取り組むとともに、2022 年３月の中間取りまとめで整理された課題の解決に向けた検討・取組を行う。

【環境省、総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省】

### 5-1-9　水産資源動向等のデータの蓄積

・資源評価対象魚種を順次拡大し、当該魚種の調査を開始
・我が国周辺水域の主要魚種（マイワシ、マサバ等）や公海等で漁獲される国際漁業資源（サケ、カツオ・マグロ等）について、調査・評価等を実施する。
・海洋環境の変動等による水産資源への影響を調査し資源変動メカニズム及び中・長期的な資源動向を究明する取組や、漁場形成及び漁獲状況等をリアルタ

イムに把握する取組等を支援する。

【農林水産省】

### 5-1-10　海洋におけるプラスチック分布実態と分布プロセスの解明研究

日本の沖合表層及び深海底におけるプラスチックの分布実態を把握し、ホットスポット的にプラスチックごみが集積する場所と量を把握するとともに、その集積プロセスを解明する。得られた情報は、国際ネットワーク IMDOS（Integrated Marine Debris Observing System）や環境省等に提供する。　【文部科学省】

**（現状と目標）**

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|---|---|---|
| 科学論文数 | 年２報以上 | |
| 環境省等への情報提供数（委員会他各種会合等への出席数等） | 年１回以上 | |
| 国際会合・シンポジウムにおける情報提供数 | 年１回以上 | |

### 5-1-11　プラスチックが海洋生物・生態系に与える影響研究

最終的にプラスチックが集積する深海域においてプラスチックが海洋生物に与える影響やプラスチックに起因する生態系の変動に関する科学的な情報を創出する。得られた情報は、国際ネットワーク IMDOS（Integrated Marine Debris Observing System）や環境省等に提供する。　【文部科学省】

**（現状と目標）**

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|---|---|---|
| 科学論文数 | 年２報以上 | |
| 環境省等への情報提供数（委員会他各種会合等への出席数等） | 年１回以上 | |
| 国際会合・シンポジウムにおける情報提供数 | 年１回以上 | |

### 5-1-12　サンゴ礁の保全・回復

水産資源の産卵場、餌場、幼稚仔魚の育成場となっているサンゴ礁の面的な保全・回復のための技術の開発に取り組む。　【農林水産省】

**（現状と目標）**

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|---|---|---|
| 実証海域におけるサンゴ幼生の着底率 | 9.5%<br>（2021 年度） | 10%以上<br>（2025 年度） |

### 5-1-13　サンゴ群集に関する科学的知見の充実と継続的モニタリング・管理の強化

「サンゴ礁生態系保全行動計画 2022-2030」で設定した特に解決の緊急性が高い重点課題の一つとして、サンゴ礁の状態や保全活動のモニタリングやその情報を収集・整理・発信する取組等を推進する。

【環境省】

### 5-1-14　海域環境データベースへのデータの蓄積と内容の充実化

東京湾等の閉鎖性水域や沿岸海域の環境情報を取得し、海域環境データベースへのデータの蓄積と内容の充実化を図る。　【国土交通省】

### 5-1-15　港湾における研究の推進

世界最大規模の干潟水槽（メソコスム）の活用や現存する自然干潟、造成した干潟・藻場における生物調査や物質循環の調査研究から得られる知見を基礎として、沿岸域の生態系モデルの開発を行いながら沿岸域の豊かな生物多様性を維持するための研究を推進する。

【国土交通省】

### 5-1-16　リサイクル材の現地実証試験の実施

カルシア改質材や鉄鋼スラグ等のリサイクル材を用いた干潟造成への活用に向けて、現地実証試験を実施する。　【国土交通省】

### 5-1-17　広域的な浚渫土砂等の品質調整・需給調整手法の検討

港湾の建設資材として有効利用を図るために広域的な浚渫土砂などの品質調整・需給調整手法の検討を行う。　【国土交通省】

### 5-1-18　負荷削減や干潟・浅場造成などの効果比較・評価

豊かな生態系の回復に必要な行政施策（負荷削減や干潟・浅場造成など）の効果を比較・評価する。

【国土交通省】

### 5-1-19　海洋における生物多様性の実態と変動解析

深海を含む海洋の生物多様性を環境 DNA や映像から

実態を把握するとともに環境変動に伴った動態を解析する。得られたデータは海洋生物多様性データベース（BISMaL）を通じてユネスコ傘下にある海洋生物多様性データベース（OBIS）に登録し、海洋生物多様性研究の発展に貢献する。　【文部科学省】

**（現状と目標）**

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|---|---|---|
| 科学論文数 | 年２報以上 | |
| OBIS へのデータ提供数 | 一つ以上のデータセット登録・更新 | |

### 5-1-20　海洋生物多様性に係る情報の公開・提供

海洋を中心とする生物圏について、生物の調査及び生態・機能等の研究を行うとともに、資源としての多様な生物における潜在的有用性を掘り起こし、社会と経済の発展に資する知見、情報を国内外に提供する。また、これらの生物圏の大気・海洋や固体地球との相互関係を理解し、海洋生物多様性及び生態系を総合的に把握するための情報を海洋生物多様性データベース（BISMaL）を通じて提供する事で、将来発生し得る地球環境変動の影響評価に貢献する。　【文部科学省】

**（現状と目標）**

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|---|---|---|
| 海洋生物多様性データベース（BISMaL:Biological Information System for Marine Life）が統合・公開した日本周辺海域における調査研究に基づく生物出現記録数 | 2,365,263（2009-2022 年） | 3,000,000（2030 年まで） |

### 5-1-21　放射線による自然生態系への影響の把握

福島第一原発の周辺地域での放射性物質による生態系への影響を長期的に把握するため、関係する研究機関や学識経験者等とも協力しながら、野生動植物の試料の採取と分析を実施する。　【環境省】

**（現状と目標）**

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|---|---|---|
| 放射性物質による影響を調査・把握した分類群の数 | ３又は６（年度により異なる） | |

### 5-1-22　南極地域観測事業

1956 年に開始された我が国の南極地域観測事業では、南極の海洋・陸上の生態系や生物相を対象に、南極観測船による海洋調査、湖沼における潜水調査、氷河末端域における調査を実施するとともに、遺伝子解析を中心とした様々な手法による極限環境と遺伝的特性の解明を行う。また、国立極地研究所学術データベースを介した成果の公開を行う。　【文部科学省】

**（現状と目標）**

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|---|---|---|
| 国立極地研究所学術データベース公開データ数 | 74,398 件 | 前年度実績以上 |

### 5-1-23　地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム（SATREPS）

開発途上国などのニーズを基に、生物多様性に関係する研究を含む環境・エネルギー分野や生物資源分野などにおける地球規模課題を対象とし、その解決及び科学技術水準の向上に資する新たな知見を獲得すること、及び開発途上国の人材育成とその課題対処能力の向上を目的として、社会実装の構想を有する国際共同研究を ODA と組み合わせて実施する。　【文部科学省】

**（現状と目標）**

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|---|---|---|
| 生物多様性関連プロジェクトの実施数 | 48 件 | 64 件（2030 年度） |

### 5-1-24　東アジア酸性雨モニタリングネットワーク（EANET）

東アジア地域の 13 か国が参加する東アジア酸性雨モニタリングネットワーク（EANET）では、2022 年時点で 10 カ国 31 地点地域の森林、11 カ国 19 地点の湖沼・河川について、酸性雨や大気汚染による生態系への早期把握・実態解明のためのモニタリングを実施している。今後も、東アジアにおける酸性雨等大気汚染による影響を未然に防止するため、同ネットワークの活動を推進する。　【環境省】

**（現状と目標）**

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|---|---|---|
| 降水や大気中の酸性成分等をモニタリングし、EANET にデータを提供しているサイトの数 | 62 サイト | 62 サイト |
| EANET が定めた精度管理目標値を満たすデータの割合 | 91% | 100%（2023 年度） |

### 5-1-25　環境研究の総合的な推進［重点］

環境研究総合推進費を活用し、気候変動問題への対応、循環型社会の実現、自然環境との共生、環境リスク管理等による安全の確保など、持続可能な社会構築のための環境政策の推進にとって不可欠な科学的知見の集積及び技術開発の促進を目的として、環境分野のほぼ全領域にわたる研究開発を実施する。　【環境省】

### 5-1-26　環境 DNA 分析技術を用いた調査手法の標準化・一般化［重点］

近年発展している環境 DNA 分析技術を用い、水域に生息する淡水魚類・両生類・海洋生物の分布情報の効率的かつ効果的な収集や希少種・外来種対策、生物調査の効率化に資するため、同技術を用いた調査手法の標準化及び一般化の推進を行う。

【環境省、文部科学省】

**（現状と目標）**

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|---|---|---|
| 環境DNAのウェブサイトの年間アクセス数 | 9,387 件（2021 年度） | 12,000 件以上（2025 年度） |
| 「調査手法の手引き」の累計ダウンロード数 | 1,682 件（2021 年度） | 3,000 件以上（2024 年度） |

### 5-1-27　生物多様性・自然資本の価値評価

生物多様性・自然資本の経済価値評価を行うことにより、あらゆるセクター（国・地方公共団体・企業・市民等）において、生物多様性保全に配慮した政策・事業の意思決定・合意形成や、資金・人員の動員促進を図る。　【環境省】

### 5-1-28　生物多様性及び生態系サービスに関する総合的な評価・予測［重点］

我が国の生物多様性及び生態系サービスの現状を総合的に評価し、生物多様性国家戦略に基づく取組の効果を分析するため、「生物多様性及び生態系サービスの総合評価（JBO）」の取りまとめを行う。また、社会経済活動（生物多様性損失の間接要因）による影響や、気候変動対策との統合的な解決策の実施を含めて、生物多様性・生態系サービスに係る評価・予測を実施する調査研究を推進する。　【環境省】

### 5-1-29　ESG 投資を先導する生態系サービスの経済性評価技術の開発［重点］

野生昆虫を利活用した果樹・野菜類の花粉媒介サービスや土着天敵による病害虫防除等の生物的コントロール等の生態系サービスを適切に検出・分析・モニタリングするための技術開発及び生態系サービスを定量的に示すための指標を決定する。　【農林水産省】

## 行動目標５-２　効果的かつ効率的な生物多様性保全の推進、適正な政策立案や意思決定、活動への市民参加の促進を図るため、データの発信や活用に係る人材の育成やツールの提供を行う

生物多様性の保全を進めるに当たっては、科学と政策の連携を強化し、取組を始める時点で得られる最新の科学的知見に基づいた施策の立案を行うとともに、実施過程において得られた知見を施策にフィードバックする順応的な取組を行う必要がある。このため、学術研究や調査・モニタリング、そのほか各地で実施されている様々な取組等を通じて蓄積されたデータは、多様な主体が目的に応じて適切かつ迅速にアクセスでき、効果的な取組につなげるため活用される必要がある。

しかしながら現状では、データを共有するためのツールや制度、データを発信・活用できる人材、関係者の連携体制が十分に整っていない。

貴重なデータを有効利用し施策や取組に反映するため、オープンデータ化やAPI連携等による官民データの情報提供の基盤・体制や相互の利活用を充実・強化する。あわせて、利用目的に適ったデータ品質の確保、デジタル技術等の高度化を図るとともに、こうしたデータの取扱いや、情報を解釈して現場における取組を進めるための専門人材を育成する。さらに、データ公開等を通じて市民の情報リテラシーを向上させ、生物多様性の取組に対する市民参加につなげる。

**＜具体的施策＞**

### 5-2-1　生物多様性国家戦略に貢献する地域の取組の集約・可視化［重点］

生物多様性国家戦略に掲げる目標の達成に貢献する地方公共団体や企業、活動団体等による地域に根ざした活動を集約・共有する仕組みを構築し、各活動の貢献の定量的評価及び可視化を図る。　【環境省】

**（目標）**

多様な主体による地域に根差した活動を集約・共有する仕組みを構築する。

### 5-2-2　生物多様性情報システム（J-IBIS）

各種調査の実施により収集した自然環境情報について、希少種情報等に配慮しつつ一層の電子化・オープンデータ化を進め、インターネット上で生物多様性情報システム（J-IBIS）を通じAPI連携等による国内外への官民データの情報提供の基盤・体制を充実強化することで、各種施策やニーズに応じた自然関連データの利活用や相互利用を推進する。　【環境省】

**（現状と目標）**

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|---|---|---|
| 生物多様性情報システムの月平均アクセス件数 | 801万件（2021年度） | 800万件以上 |

### 5-2-3　いきものログ［重点］

「いきものログ」（生物多様性情報等の収集・管理、提供のプラットフォーム）を活用し、多様な主体からの各種生物の生息・生育情報の収集と、GBIF（地球規模生物多様性情報機構）等の多様な主体への情報共有・提供を通じて、我が国の生物分布に関するデータの安定・継続的な収集と把握の促進につなげる。

【環境省】

**（現状と目標）**

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|---|---|---|
| GBIFへの累計データ登録数 | 401,982件（2022年度） | 500,000件以上（2030年度末） |
| 市民参加型生物調査（団体調査）を実施している関係主体数の累計 | 113件（2022年12月31日時点） | 181件（2027年度） |

### 5-2-4　施策・事業に係る環境配慮を確保するための情報基盤整備

施策の策定や事業の実施に当たり、適正な環境配慮が確保され、生物多様性の保全に資するよう、地域特性を把握するための自然環境・社会環境に関する情報をウェブサイト上の地理情報システム（環境アセスメントデータベース[EADAS]）により提供する。【環境省】

**（現状と目標）**

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|---|---|---|
| 環境アセスメントデータベースの年間延べ閲覧者数 | 27万 | 前年度実績以上 |

### 5-2-5　研究開発、産業利用のための知的基盤整備

工業などに利用できる微生物資源の効率的保存法を開発し、分類同定のための学術的分析を進める。また、研究、産業に提供するための遺伝資源の収集・保存や特性評価の強化、研究材料の配布及び情報の整備によって研究開発、産業利用のための知的基盤を整備する。

【経済産業省】

### 5-2-6　生物多様性クリアリングハウスメカニズム（CHM）

生物多様性情報の情報源情報（メタデータ）を検索することができる生物多様性クリアリングハウスメカニズム（CHM）を安定的に運用する。生物多様性情報について、国の機関、地方公共団体、研究者等による情報源情報（メタデータ）を登録し、より広い共有を図る。　【環境省】

**（現状と目標）**

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|---|---|---|
| 生物多様性情報の情報源情報（メタデータ）の登録件数 | 5,441 件（2021 年度） | 6,000 件以上（2030 年度） |

### 5-2-7　科学的情報等の共有・活用促進

科学的情報に基づく自然環境保全施策の推進に寄与することを目的とし、自然系調査研究機関連絡会議の開催等を通じ地方公共団体や自然系調査研究機関との相互の情報交換、情報共有を促進し、ネットワークの強化を進めるとともに、関係者の情報リテラシーの向上につなげる。　【環境省】

**（現状と目標）**

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|---|---|---|
| 構成機関相互のネットワーク強化のため、調査研究・活動事例発表会及び連絡会議開催数 | それぞれ年１回 | |

### 5-2-8　地球環境データ統合・解析プラットフォーム事業

気候変動、防災等の対策や生物多様性に関する取組に貢献するため、地球環境ビッグデータ（観測データ・予測データ等）を蓄積・統合解析・提供するプラットフォーム「データ統合・解析システム（DIAS）」を運用・整備するとともに、プラットフォームを利活用した研究開発を推進する。　【文部科学省】

**（現状と目標）**

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|---|---|---|
| 生物多様性に関する取組に貢献するアプリケーション等を開発し、DIAS にて提供した数 | 1（2021 年） | 2（2030 年） |

### 5-2-9　ナショナルバイオリソースプロジェクト

2002 年度より開始された、ライフサイエンス研究の発展のために多様なバイオリソース整備を行う「ナショナルバイオリソースプロジェクト」において、時代の要請に応えたリソースの収集・保存・提供を推進するとともに、利活用に向けたデータベースや付随情報の整備に引き続き取り組む。　【文部科学省】

**（現状と目標）**

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|---|---|---|
| 中核拠点が大学・研究機関等に提供した実験種物・植物等を用いて発表された論文数 | 1,021 報（2020 年度） | 前年度以上の実績値 |

### 5-2-10　化学物質環境実態調査

化審法制定時の附帯決議等を踏まえ、1974 年度以降、化学物質の一般環境（水質、底質、生物、大気等）中での残留実態の調査を、毎年度継続して実施し、結果を公表している。本調査の結果は、化学物質の環境リスクの評価等を行うための基礎資料として活用される。　【環境省】

**（現状と目標）**

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|---|---|---|
| 調査結果を要望部署にフィードバックできた物質・媒体数 | 37 物質・媒体（2021 年度） | － |

### 5-2-11　農林水産分野における生物多様性保全の取組評価の推進

・生物多様性の保全の取組の見える化手法の状況を調査・分析し、生産者や企業等の参考となる情報の提供を進める。
・生きものブランドを検討する際に、地域の生物多様性戦略に留意しながら、地域や日本の生物多様性全体の保全に貢献できるような活動を行うように後押しする。
・生物多様性の保全に貢献する農法の効果を水田の鳥類とそのえさ生物や植物を用いて評価する手法の活用を図る。　【農林水産省】

### 5-2-12　河川環境に関する技術開発［重点］

河川環境管理の高度化・効率化を図るため、新たな河川環境情報図の整備、新技術による環境調査などを推進する。また、河川生態学術研究など河川環境に関する調査・研究について学識経験者や各種機関と連携して推進と成果の活用を図る。　【国土交通省】

**（目標）**河川水辺の国勢調査マニュアル改訂

### 5-2-13　海洋生物ビッグデータ活用技術高度化[重点]

海洋生物・生態系の保全・利用を促進するため、海洋生物・生態系研究と情報科学の融合を図り、海洋生物に関するデータ収集・選別技術及びビッグデータの生成・解析技術の高度化等を行い、社会的成果の創出をステークホルダーとの連携により目指す。

【文部科学省】

**（現状と目標）**

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|---|---|---|
| 本事業で整備されたデータや解析技術を用いた論文数、学会発表数（累積値） | 6 | 500<br>（2030 年度） |
| 構築したデータベースのデータ数 | 121 | 130<br>（2023 年度） |

### 5-2-14　「海洋状況表示システム」（海しる）の運用

我が国における海洋状況把握（ＭＤＡ）の能力強化のため、関係府省及び政府機関等が保有している気象、海象、防災、海洋生物・生態系等にかかる広域性・リアルタイム性の高い海洋情報を集約・共有・提供する「海洋状況表示システム」（海しる）を運用する。

【内閣府、国土交通省】

### 5-2-15　日本海洋データセンターの運用

日本海洋データセンターへの海洋環境に関する基礎データの集積を推進し、海洋調査機関との連携を一層強化する。　【国土交通省】

### 5-2-16　効率的・効果的なマイクロプラスチック分析技術開発

現在ボトルネックとなっているマイクロプラスチックの材質や量の計測に対し、採集から計測まで効率的・効果的に計測する技術を開発する。得られた情報は、国際ネットワーク IMDOS（Integrated Marine Debris Observing System）や環境省等に提供する。

【文部科学省】

**（現状と目標）**

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|---|---|---|
| 開発した技術が使用された事例数 | なし | 年１回以上 |
| 環境省等への情報提供数（委員会他各種会合等への出席数等） | 年１回以上 | |
| 国際会合・シンポジウムにおける情報提供数 | 年１回以上 | |

### 5-2-17　微生物資源の「持続可能な利用」の促進

独立行政法人製品評価技術基盤機構において、資源保有国との国際的取組の実施などにより、資源保有国への技術移転、我が国企業への海外の微生物資源の利用機会の提供などを行い、微生物資源の「持続可能な利用」の促進を図っていく。　【経済産業省】

### 5-2-18　有用微生物資源の保存及び提供

独立行政法人製品評価技術基盤機構において、国内外から収集した有用な微生物資源の保存及び研究開発や産業利用のための提供を継続する。　【経済産業省】

### 5-2-19　生物標本・資料の収集及び維持管理体制の強化

生物多様性センターでは約 65,000 点の生物標本及び 95,000 点の資料を所蔵しており、生物多様性センターなどにおける生物標本・資料の収集及び維持管理体制の強化を進める。　【環境省】

### 5-2-20　マルチステークホルダーによる連携取組[重点]

国民、事業者、NPO、地方公共団体、国等が連携して取組を進めることで、新たな知見の導入や、異なるセクターによる客観的な評価等を通じたより効果的な枠組みの構築や取組促進、広範な意識啓発等を実施する。

【環境省】

**（現状と目標）**

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|---|---|---|
| J-GBF の活動（プラットフォーム関係会議開催数） | 年５回以上 | 年５回以上 |
| 30by30 アライアンス参加者数 | 337<br>（2022 年 12 月） | 500<br>（2025 年） |
| 森里川海の活動（広報等の国民へのアプローチ数（HP アクセス数）） | 25,324pv<br>（2022 年度） | 30,000pv<br>（2030 年度） |
| グリーンインフラ官民連携プラットフォームに登録している地方公共団体のうち、グリーンインフラの取組を事業化した自治体数 | 16 自治体<br>（2021 年） | 70 自治体<br>（2025 年） |

### 5-2-21　全国水生生物調査

河川に生息する水生生物を指標とした水質の調査は、調査を通じて身近な自然に接することにより、環境問題への関心を高める良い機会となることから、市民参加型の全国水生生物調査を引き続き実施する。

【環境省、国土交通省】

### 5-2-22　流域関係者連携による河川等の水質調査の推進

地域住民と協働して、水生生物等の簡易的な指標を用いた水質調査や人の感覚による水質評価を実施することにより、地域の河川環境保全に対する関心・理解を醸成する。　【国土交通省】

## 行動目標５-３　生物多様性地域戦略を含め、多様な主体の参画の下で統合的な取組を進めるための計画策定支援を強化する

持続可能な自然共生社会の実現に向け、地域の生物多様性に関する課題に対してその地域の各主体が連携し地域ぐるみの活動を行うことが重要である。その際、多様なスケールで生物多様性とその他の社会課題との間のシナジーとトレードオフを考慮した統合的な取組を進め、望ましい土地利用の実現を目指す必要がある。

生物多様性は地域によって様々な特性を有することから、管理や保全に当たっては地域レベルでの実効性ある取組を推進することが重要であり、地域の実情に即した目標や指標の設定、具体的な施策等を盛り込んだ計画の策定が不可欠である。地方公共団体が策定する生物多様性地域戦略について、47 都道府県が策定済みである一方、市区町村で地域戦略を策定しているのは 2022 年 12 月時点で全体の約９％にとどまっている。さらに策定済みの地域においても、今後、昆明・モントリオール生物多様性枠組や本戦略を踏まえた地域戦略の見直しが期待される。

このため、マクロな視点で地域における取組を効果的に進める計画手法を地域に浸透させるとともに、生物多様性地域戦略や、国土利用計画や緑の基本計画等の関連する地域計画等の策定促進、各計画間の連携の推進、ランドスケープアプローチを適用した統合的な取組、人材育成や地域における活動を支援する。また計画策定にかかる検討や意思決定等において、女性や若者等の主体による参画を推進する。

**＜具体的施策＞**

### 5-3-1　ランドスケープアプローチを用いた統合的な取組の推進

ランドスケープアプローチの観点から、地域ごとに多様なスケールで生物多様性と他の社会課題との間のシナジーとトレードオフを明確化した上で、自然的条件と社会的条件を統合的に捉え、地域の多様な主体の参画を得て様々な取組を協調することにより、望ましい土地利用の実現を目指す。また、そのために必要な空間計画の策定やマップ化等の見える化を進めるとともに、ランドスケープアプローチを取り入れた各種計

画や戦略の策定等を支援する。　【環境省】

### 5-3-2　生物多様性地域戦略策定の推進［重点］

生物多様性基本法第 13 条第 1 項の規定により地方公共団体が策定に努めることとされる生物多様性地域戦略について、地域の実情を踏まえつつ本戦略の目標達成に貢献する生物多様性地域戦略が多くの地方公共団体で策定されるよう、技術的助言等の方策を講じる。【環境省】

**（現状と目標）**

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|---|---|---|
| 生物多様性地域戦略策定地方公共団体の割合 | 都道府県 100%<br>市区町村 9.0%<br>（156/1741 市区町村）<br>（2023 年２月末） | 都道府県 100%<br>市区町村 30%<br>（2030 年度） |
| 本戦略の策定を踏まえ、生物多様性地域戦略を改定した地方公共団体の割合 | 0% | 2023 年２月時点で生物多様性地域戦略を策定済みの地方公共団体のうち、80%<br>（2030 年度） |
| 生物多様性国家戦略 2023-2030 を踏まえた策定・改定に際し、技術的支援等を実施した地方公共団体数 | 0 地方公共団体 | 30 地方公共団体<br>（2025 年度） |

### 5-3-3　国土利用計画及び国土の管理構想による国土の適正な利用・管理の推進［重点］

国土利用計画（全国計画）において、OECM による保全地域の拡大等の自然環境の保全・再生・活用を含む国土の適正な利用・管理に関する基本的な方向性を示すとともに、その方向性の実現に向けて、全国計画を基本とする都道府県計画及び市町村計画の策定・改定と、それらの実行計画となる都道府県、市町村及び地域の各レベルの管理構想の取組を一体的に推進する。【国土交通省】

### 5-3-4　緑の基本計画の策定等の推進

市町村が定める緑の基本計画の策定や改定に当たり、「生物多様性に配慮した緑の基本計画策定の手引き」等の活用を促し、生物多様性の確保に配慮した公園緑地等の整備や維持管理を推進する。　【国土交通省】

**（現状と目標）**

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|---|---|---|
| 生物多様性の確保に配慮した緑の基本計画の策定割合 | 53%<br>（2020 年度） | 60%<br>（2027 年度） |

### 5-3-5　意思決定プロセスにおける女性参画の推進［重点］

生物多様性の保全に関わる、広範なステークホルダーの意見を統合し、より効果的で実効的な取組を行うため、生物多様性に関する会議における、女性の参加比率を向上させる。加えて、多様な主体が意思決定プロセスに参加しやすくなるよう、開催形体や参画方法を配慮する。【環境省】

**（現状と目標）**

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|---|---|---|
| 生物多様性保全に関する審議会の女性委員の比率 | 22%<br>（2021 年度） | 40%<br>（2025 年度） |
| 生物多様性保全に係る環境省の管理職ポストのうち、女性が占める割合 | 12.3%<br>（2023 年１月時点） | 30%<br>（2030 年度） |

## 行動目標５-４　生物多様性に有害なインセンティブの特定・見直しの検討を含め、資源動員の強化に向けた取組を行う

COP10 で採択された愛知目標において、遅くとも 2020 年までに、資源動員を現在のレベルから顕著に増加させるという目標が掲げられ、2012 年 10 月に開催された COP11 において資源動員に関する暫定的な目標が合意されたことも踏まえ、国際的フォーラムにおける議論に積極的に参加するとともに、各国の事例等も参考に、我が国における多様な主体の資源動員の把握手法について検討を行った。また愛知目標の達成のための途上国の能力養成を目的とした生物多様性日本基金により、149 か国の生物多様性国家戦略の策定・改訂支援、87 件の能力強化プロジェクト等を実施した。しかしながら愛知目標は達成されず、世界的な生物多様性の損失は続いている。

生物多様性の保全のためには、愛知目標下での取組の教訓も活かしつつ、効果的・選択的に資源を動員し生物多様性に係る取組全体を底上げする必要がある。そのため必要な予算を確保するとともに、民間資金も含めたあらゆる資源の導入を促進し、国や地方公共団体、民間が主体となって行う保全の取組を財政的に後押しする。

また、民間や地方公共団体等の取組を促進するため、生物多様性の価値の市場取引に向けた議論や税制上の措置など、生物多様性の保全に取り組むインセンティブを高めるための検討を行う。あわせて、既存の補助金を含む各種奨励措置等について、国内における生物多様性に有害なものを特定し、その在り方を見直すことで、全体として生物多様性保全に貢献するポジティブなインセンティブを増加させていく。

なお、資源動員に当たっては、生物多様性の保全のみならず、気候変動対策にも寄与するなど相乗的な効果が期待できる取組に優先的・重点的に配分するなど、効率性に配慮する。

さらに、生物多様性をめぐる取組を地球規模で推進していくためには、途上国への資金供与や技術移転、能力養成が必要であることが強く指摘されていることから、国際的な資源動員への貢献を強化する。

**＜具体的施策＞**

### 5-4-1　生物多様性への資源動員の強化

国内外における生物多様性に係る取組全体を底上げするため、生物多様性の保全及び持続可能な利用に資する施策の実施に必要な法制上、財政上又は税制上の措置等を講ずるとともに、国際的な資源動員への貢献を強化する。その際、気候変動対策など他の施策との相乗効果等、資源配分の効率性に配慮する。

【環境省、関係府省】

### 5-4-2　「生態系サービスへの支払い」の推進

生態系サービスの受益者が、その恩恵に対する資金負担を行う「生態系サービスへの支払い」の事例に関する情報提供等を通じて、国内での普及を推進する。

【環境省】

### 5-4-3　乾燥地の保全、砂漠化対処

乾燥地域等の自然資源を総合的に保全・管理するための手法を検討し、研究･調査などを実施する。また、それにより得られた科学的知見を条約締約国会議や補助機関会合などにおいて提供しながら、世界の砂漠化問題に積極的に取り組む。　【環境省】

### 5-4-4　生物多様性保全等に資する優遇措置等

生物多様性の保全をはじめ自然環境の保全活動などを行う特定公益増進法人に対する寄付金の優遇措置や、自然公園や保安林などに指定された区域内の土地に係る所得税・法人税・地方税の特例などの税制上の措置を講じる。　【環境省、農林水産省】

### 5-4-5　自然共生サイト認定に係るインセンティブの検討［重点］

自然共生サイトの認定を受けた土地の生物多様性の価値を証書化等し、取引されるような枠組みの検討を進めるとともに、それ以外の税制等の経済的なインセンティブについての導入可能性や実効性等の検討を行う。　【環境省】

### 5-4-6　生物多様性に有害・有益な奨励措置に係る対応［重点］

国内の補助金を含む各種奨励措置について、生物多

様性に有害なものを特定し、該当する奨励措置の在り方を見直す。有害な奨励措置の特定作業に当たっては、生物多様性への影響を見極めるため、関係省庁間で十分に検討・協議の上で実施する。また、見直しについては奨励措置の利用者に十分配慮し、対処する。あわせて有益な奨励措置の増加に取り組み、優良事例については横展開すべく情報発信等に取り組む。【環境省】

**（現状と目標）**

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|---|---|---|
| 廃止、見直し等を行った生物多様性に有害な補助金・奨励措置の予算総額 | – | – |
| 生物多様性に有益な奨励措置の支出額 | – | – |

## 行動目標５-５　我が国の知見を活かした国際協力を進める

生物多様性の保全のためには、国境をまたいで移動する生物や海洋環境の保全、地球規模の気候変動対策、野生動植物の国際取引の規制等、一国では対応が不可能な課題に対し国際社会が連携して取り組まなければならない。また我が国は食料やエネルギー等の多くを海外の資源に依存していることから、こうした資源の供給元である途上国を中心に、世界的な生態系の保全に積極的な役割を果たす責任がある。

我が国は長期的な科学的データの蓄積や環境に配慮したインフラ整備、里山などの二次的自然の持続可能な利用、自然と共生する価値観、Eco-DRR の実施などの様々な知見や経験に加え、専門知識を有する人材を有している。これらの強みを活かして生物多様性に寄与する技術やノウハウ等の国際的な展開や共有、各国間の連携強化を図るとともに、国際的議論に積極的に関与し、生物多様性の保全に資する条約や協定等に基づく取組の推進、途上国における能力構築や国際的な枠組み等を通じた資金供与を進めるなど、世界的な生物多様性保全の取組の推進に貢献していく。

**＜具体的施策＞**

### 5-5-1　SATOYAMA イニシアティブ

- **SATOYAMA イニシアティブの推進**

生物多様性条約COP10から14までの決定を踏まえ、二次的自然環境における生物多様性の保全とその持続可能な利用を目指す「SATOYAMA イニシアティブ」を世界規模で推進する。【環境省】

**（現状と目標）**

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|---|---|---|
| SATOYAMA イニシアティブに関連するプロジェクトの実施数 | 458 件 | 600 件<br>(2028 年) |

- **SATOYAMA イニシアティブ国際パートナーシップの推進**

COP10 期間中に設立された「SATOYAMA イニシアティブ国際パートナーシップ」への参加を広く呼びかけるとともに、参加団体間の情報共有や協力活動を促進する。【環境省】

**（現状と目標）**

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|---|---|---|
| SATOYAMA イニシアティブ国際パートナーシップへの参加団体の本部事務所等所在国数 | 73 | 100<br>（2030 年） |
| SATOYAMA イニシアティブ国際パートナーシップへの参加団体数 | 283 団体 | 400 団体<br>（2030 年） |

➢ **GEF、CEPF による国際支援**

地球環境ファシリティー（GEF）やクリティカル・エコシステム・パートナーシップ基金（CEPF）等を通じて、SATOYAMA イニシアティブに関連した活動に対する支援の機会を促進する。 【環境省】

### 5-5-2 途上国における陸域・沿岸域の持続的自然資源管理

途上国において、技術協力、有償資金協力等を活用し、政策・計画策定の能力向上、科学的情報基盤の整備、地域住民との協働等を通じた地域における実証・モデル化、リソース確保と連携によるスケールアップ等を通じて、自然環境の減少と劣化を防ぐことで、生物多様性の維持、温室効果ガスの排出抑制、自然災害の軽減化など生態系サービスを確保し、自然環境からの様々な恵みを享受し続けられる社会の構築を目指す。

【外務省】

**（現状と目標）**

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|---|---|---|
| 自然環境保全を担う途上国機関の体制強化、人材育成人数 | － | 自然環境保全を担う中央／地方政府における 48 以上の機関の体制が強化され、行政官等が 12,000 人養成される。（2030 年） |

### 5-5-3 開発協力大綱等に基づく生物多様性分野への支援

開発途上国のニーズ、生物多様性を取り巻く国際社会の動向、気候変動などの地球規模の課題などを踏まえ、より効果的かつ効率的に生物多様性分野を含めた環境分野における国際協力を推進する。 【外務省】

### 5-5-4 クリティカル・エコシステム・パートナーシップ基金（CEPF）

世界銀行、地球環境ファシリティ及び国際 NGO コンサベーション・インターナショナルが 2000 年８月に共同設立したクリティカル・エコシステム・パートナーシップ基金（CEPF）を通じて、途上国における生物多様性ホットスポットの効果的な保護を支援する。

【財務省】

### 5-5-5 JICA を通じた国際協力の推進

・二国間協力としては、国際協力機構（JICA）を通じた技術協力を実施し、開発途上国における持続可能な森林経営や生物多様性保全への取組を推進する。

・援助実施機関である JICA においても、「JICA 環境社会配慮ガイドライン」（2022 年 1 月公布）を踏まえ、適切な環境社会配慮の下で、案件形成・実施に努める。 【外務省、財務省】

### 5-5-6 途上国の森林減少・劣化の抑制と持続可能な森林経営の促進

開発途上国の森林減少・劣化に由来する排出の削減等（REDD＋（レッド プラス））の促進や森林の防災・減災機能の強化に資する技術開発や人材育成等を支援する。 【農林水産省】

### 5-5-7 途上国の森林保全・造成等のための国際的支援

途上国における森林保全・造成に関する技術・資金協力、合法で持続可能な木材サプライチェーンの構築、及び森林の整備・保全等による山地流域の強靭化に関する二国間の国際協力や国際機関を通じた多国間の支援をする。 【農林水産省、外務省】

### 5-5-8 国際熱帯木材機関（ITTO）プロジェクト支援

国際熱帯木材機関（ITTO）加盟国における、合法で持続可能な熱帯木材の貿易及び熱帯林の持続可能な経営を促進するため、森林認証制度の普及を含む、違法伐採対策や森林経営能力開発プロジェクト等の実施を支援し、熱帯林を始めとする森林の保全に貢献する。

【外務省、農林水産省】

**（現状と目標）**

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|---|---|---|
| 持続可能な森林経営の促進(ITTO 加盟生産国において持続可能な経営が認証されている森林面積（FSC と PEFC の合計)) | 36.4 百万 ha（2021 年度） | 50 百万 ha（2030 年） |
| 合法的に伐採された木材貿易の促進(ITTO 加盟生産国における CoC（Chain of Custody）認証取得数) | 5,484（2021 年度） | 8,000（2030 年） |

### 5-5-9　国際熱帯木材機関（ITTO）と生物多様性（CBD）条約事務局との共同イニシアティブ支援

生物多様性の保全における熱帯林の役割を認識し、ITTO－CBD の覚書（MoU）に基づく、熱帯林の生物多様性に係る共同イニシアティブを通じた取組を実施する。

【農林水産省、外務省】

### 5-5-10　国際熱帯木材協定（ITTA）実施

合法的に伐採された熱帯木材の国際貿易の拡大及び多様化、及び熱帯木材生産林の持続可能な経営を促進することを目的とする国際熱帯木材機関（ITTO）事務局の活動を支援するとともに、関連会合に積極的に参画し､加盟国と必要に応じた積極的な情報交換を行い、国際熱帯木材協定（ITTA）を適切に実施する。

【外務省、農林水産省】

### 5-5-11　IPBES の活動促進

政策決定プロセスにおける科学的知見の活用を促進し、科学と政策のインターフェースを強化するため、IPBES（Intergovernmental Science-Policy Platform on Biodiversity and Ecosystem Services）に対して科学的根拠に基づく効果的、効率的な枠組みとなるよう積極的に参加・貢献し、そのための国内体制を整備する。　【環境省】

**（現状と目標）**

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|---|---|---|
| 生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム（IPBES）会議への専門家派遣人数 | 0 ※コロナにより会議開催がなかったため | 5（2030 年） |

### 5-5-12　GEOSS 構築のための取組の推進

地球観測に関する政府間会合（GEO）に参画し、気候変動、災害、生物多様性等の地球規模課題への対応に向けた政策決定等に貢献するため、幅広いユーザに対して、各国の衛星、海洋、地上等の地球観測データ及びそれらを活用し得られた情報等を提供する全球地球観測システム（GEOSS）の構築・発展に関する国際協力を推進する。　【文部科学省】

**（目標）**

生物多様性を含む地球規模課題への対応に向けた政策決定等に貢献するため、各国の地球観測データ及びそれらを活用し得られた知見等を共有するための基盤である GEOSS の構築・発展に関する国際協力を推進する。また、GEO 次期戦略ミッションにおいて、生物多様性に関する取組を重点的取組事項として位置づける。

### 5-5-13　アジア太平洋生物多様性観測ネットワーク（APBON）

アジア太平洋地域における生物多様性の保全のための取組をより効果的に推進するため、各国の現状についての情報交換などを通じ、同地域における生物多様性モニタリングの観測ネットワークの活動を支援し、地域の連携を深める。アジア太平洋海域においても同様の取組を行う（AP-MBON)。　【環境省、文部科学省】

**（目標）**

生物多様性情報の収集・提供を行う場であるアジア太平洋地域生物多様性観測ネットワークのメンバー国あるいは地域のうち、ウェブセミナーに出席した研究者の国あるいは地域の割合が７割以上を維持

### 5-5-14　アジア太平洋地域地球変動研究ネットワーク（APN）

アジア太平洋地域地球変動研究ネットワーク（APN）を通じて、地域研究者との共同研究や能力開発、ワークショップ開催等を通じ、地域各国の政策担当者との連携強化を促進する。　【環境省】

**（目標）**

研究支援等を通じ、生物多様性に関する専門家グループと連携してアジア太平洋地域の科学的能力向上に貢献する。あわせて、生態系、生物多様性を重点分野の一つに捉え戦略的に取り組み、各種関連会

議への情報のインプットや職員の参加を推進していく。

### 5-5-15　生物多様性条約関連会合等への対応

➢ **生物多様性条約関連会合への参加**

生物多様性条約関連会合への参加を通じ、効果的な条約実施の推進、我が国の知見・取組の共有など、地球規模での生物多様性の保全及び持続可能な利用の達成に貢献していく。

【環境省、外務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省】

**（現状と目標）**

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|---|---|---|
| 生物多様性条約関連会合（代表団登録が求められる公式会合）のうち、日本政府代表団等が参加した割合 | 100% | 100% |

➢ **生物多様性条約締約国会議及び関連会合の結果に関する周知**

生物多様性条約の締約国会議や、関連する科学技術補助機関（SBSTTA：Subsidiary Bodies for Scientific, Technical and Technological Advice）などにおける議論の状況等を国民に周知し、条約の実施への国民の協力を促す。　【環境省】

**（目標）**

概ね２年に一度の周期で開催される生物多様性条約 COP 開催後には、その内容の結果報告を行い、また、概要をまとめた国民向けの資料等を作成・公開する。

➢ **国際会議等への専門家の派遣**

生物多様性分野の国際的な議論に貢献するため、生物多様性条約関連会合や国際機関への派遣など、国内の生物多様性分野の専門家の発掘・支援・育成を行う。

【環境省】

**（現状と目標）**

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|---|---|---|
| 生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム（IPBES）会議への専門家派遣人数 | 0<br>※コロナにより会議開催がなかったため | 5<br>（2030 年） |
| 生物多様性に係る条約関連専門家会合に派遣した専門家の数 | 0<br>※コロナにより会議開催がなかったため | 3<br>（2030 年） |

### 5-5-16　生物多様性条約の適切な実施

生物多様性の保全、その構成要素の持続可能な利用及び遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を目的とする、生物多様性条約の事務局の活動を支援するとともに、条約関連会合に積極的に参画し、関係の締約国と必要に応じた積極的な情報交換を行い、条約を適切に実施する。　【外務省】

**（現状と目標）**

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|---|---|---|
| 生物多様性条約の目的の達成に向けた国際的なルール作りの推進（生物多様性条約締約国会議における決定の数） | 35 本<br>（2022 年度） | 38 本<br>（2030 年度） |

### 5-5-17　生物多様性日本基金

途上国が COP15 で採択される昆明・モントリオール生物多様性枠組を達成するための国際協力を推進する。

【環境省】

**（現状と目標）**

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|---|---|---|
| 生物多様性日本基金を通じ生物多様性条約事務局が主催した能力構築の等の会議開催累積数 | － | 5<br>（2030 年） |
| 生物多様性条約事務局主催の能力構築等の会議に参加し、生物多様性国家戦略の改訂を実施した国の累積数 | － | 170<br>（2030 年） |
| 生物多様性日本基金を通じ COMDEKS（SATOYAMA イニシアティブ推進プログラム）により支援した途上国の数 | － | 10<br>（2028 年） |

### 5-5-18　生物多様性条約カルタヘナ議定書実施

現代のバイオテクノロジーにより改変された生物であって生物の多様性の保全及び持続可能な利用に悪影

響を及ぼす可能性のあるものの国境を越える安全な移送、取扱い及び利用の分野において十分な水準の保護を目的とする、生物多様性条約カルタヘナ議定書の事務局の活動を支援するとともに、条約関連会合に積極的に参画し、関係の締約国と必要に応じた積極的な情報交換を行い、条約を適切に実施する。

【外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省】

**（現状と目標）**

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|---|---|---|
| カルタヘナ議定書の目的の達成に向けた国際的なルール作りの推進（カルタヘナ議定書締約国会議における決定の数） | 14本<br>（2022年度） | 18本<br>（2030年） |

### 5-5-19　生物多様性条約名古屋議定書実施

遺伝資源の利用から生ずる利益を公正かつ衡平に配分すること並びにこれによって生物の多様性の保全及びその構成要素の持続可能な利用を目的とする、生物多様性条約名古屋議定書の事務局の活動を支援するとともに、条約関連会合に積極的に参画し、関係の締約国と必要に応じた積極的な情報交換を行い、条約を適切に実施する。

【外務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省】

**（現状と目標）**

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|---|---|---|
| 名古屋議定書の目的の達成に向けた国際的なルール作りの推進（名古屋議定書締約国会合における決定の数） | 12本<br>（2022年度） | 16本<br>（2030年） |

### 5-5-20　日中韓生物多様性政策対話

日中韓生物多様性政策対話において、昆明・モントリオール生物多様性枠組の実施に向けた３か国間の知見の共有等を進める。　【環境省】

**（現状と目標）**

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|---|---|---|
| 政策対話の開催数 | 年１回 | 年１回 |

### 5-5-21　ラムサール条約及び条約湿地の保全、賢明な利用及び普及啓発

ラムサール条約湿地において生息・生育する動植物の保全及びワイズユース（賢明な利用）を促進するとともに、条約湿地の質をより向上させていく観点から、これまでに登録された全ての湿地について最新状況を把握し、ラムサール情報票（RIS）の更新を行う。そのため、関係省庁、地方公共団体や地域住民、NGO、専門家、地域住民、ユースなどと連携し、条約湿地に関するモニタリング調査や情報整備、湿地の再生、優良事例の共有、湿地教育を含む普及啓発活動等を推進する。

なお、国際的に重要な湿地の基準を満たすことが明らかであって、登録によって地域による保全等が円滑に推進されると考えられる湿地については、地域の合意が図られ要件が整ったものについて登録を進める。加えて、特に我が国に渡来する水鳥類の渡りのルート上に位置するアジア太平洋地域において、湿地の現況調査や条約湿地の候補地選定支援、普及啓発等を進めることにより、アジア太平洋地域におけるラムサール条約の履行や、渡り鳥及び湿地保全への国際協力を行う。　【環境省、外務省、農林水産省、国土交通省】

**（現状と目標）**

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|---|---|---|
| 日本国内登録湿地のラムサール条約情報票（RIS）の更新数 | 12<br>（2022年） | 53<br>（2030年） |

### 5-5-22　ラムサール条約の実施

国際的に重要な湿地及びこれらの湿地に生息する、水鳥を含む多様な動植物の保全を促進することを目的とする、ラムサール条約の事務局の活動を支援するとともに、条約関連会合に積極的に参画し、関係の締約国と必要に応じた積極的な情報交換を行い、条約を適切に実施する。加えて、同条約の勧告に基づき、提出することとなっている国別報告書について、関係省庁、地方公共団体やNGO等と協議し作成を進める。

【外務省、農林水産省、国土交通省、環境省】

**（現状と目標）**

| 指標 | 現状値 | 目標値<br>（中間目標） |
|---|---|---|
| 国内のラムサール条約登録湿地面積 | 155,174ha<br>（2022年度） | 20万ha<br>（2030年） |

### 5-5-23　渡り鳥の保全等に関する二国間条約・協定の推進

アメリカ合衆国、中国、オーストラリア、ロシアとの間で締結する二国間渡り鳥等保護条約・協定について、この枠組みに基づき、各国と約２年ごとに定期会議を開催し情報交換を行う。また、必要に応じて渡り鳥の飛来経路などの生態解明や保全の必要性の高い種の共同調査等を行うなど、各国と連携・協力し渡り鳥の保護施策の強化・研究促進等を図る。韓国との間では日韓環境保護協力協定に基づき渡り鳥などの保護協力を行う。　【環境省、外務省】

**（目標）**

二国間渡り鳥保護条約･協定等に基づく二国間会議を、各国と約２年おきに開催するため、国内における渡り性鳥類の調査及び専門家ワークショップ開催するなどの取組を実施する。

### 5-5-24　東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップ（EAAFP)の活動推進

東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップ（EAAFP)は我が国を含む東アジア・オーストラリア地域の渡り鳥の飛来経路（フライウェイ）において、各国の関係省庁、国際機関、NGO 等の様々な主体の連携・協力を促進し、渡り性水鳥とその重要な生息地を保全するための国際的な枠組みである。我が国には 34 か所のネットワーク参加地があり、これらの参加地において、普及啓発、調査研究、研修、情報交換などの活動を推進する。　【環境省】

**（現状と目標）**

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|---|---|---|
| 新たに登録するネットワーク参加地数 | 1<br>（2021 年度） | 5<br>（2030 年度） |

### 5-5-25　移動性野生動植物種の保全に関する条約（ボン条約）

「移動性野生動植物種の保全に関する条約」（ボン条約）では、条約の附属書に掲載される絶滅のおそれのある移動性野生動植物種の保全のため、捕獲の禁止や種毎の協定・覚書の締結などが行われている。我が国は、本条約で捕獲が禁止される動物について我が国とは意見を異にする部分があるため、本条約を批准していないが、渡り性の鳥類については近隣国と二国間条約・協定を結ぶほか、関連する様々な条約等を通じ絶滅のおそれのある移動性野生動物種の保全に努めている。既存の取組を着実に実施するとともに、ボン条約に関しては、継続的な情報の収集に努め、必要な場合には、本条約又は関連する協定・覚書への対応も検討する。　【環境省】

### 5-5-26　野生動植物取引規制実施

野生動植物の保護について、資源利用と生態系・環境の保全を調和させる持続可能な利用の考え方に立つ措置がとられるよう、ワシントン条約関連会合に積極的に参画し、関係の締約国と必要に応じた積極的な議論及び情報交換を行うとともに、条約を適切に実施する。　【外務省】

**（現状と目標）**

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|---|---|---|
| ワシントン条約締約国会議における決議及び決定の採択によるワシントン条約の下での規範作りの推進（締約国会議の決議及び決定数） | 248 本<br>（2018 年度） | 250 本<br>（2030 年） |

### 5-5-27　ワシントン条約 MIKE(ゾウ密猟監視）プログラム支援

アフリカにおけるゾウの密猟の根絶や関係者の監視能力向上等に係るプロジェクト（レンジャーの育成や密猟監視ポストの建設等）を支援し、野生動植物違法取引対策の強化を通じ、我が国主導による地球環境問題の解決に向けた取組を促進する。　【外務省】

**（現状と目標）**

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|---|---|---|
| 途上国における多数国間環境条約の遵守及び実施等の促進（環境条約事務局や国際機関等による会合開催や途上国の能力構築の支援、環境条約の遵守・実施促進を目的とするプロジェクト等の事業） | １事業<br>（2022 年度） | １事業<br>（2030 年） |

### 5-5-28　東南アジアにおける持続的な水産業の推進

東南アジア漁業開発センター（SEAFDEC）への資金拠出及び専門家派遣による、ASEAN 地域における国際資源管理の推進や環境・安全配慮型養殖手法の開発の推

進を通じ、水産生物資源利用分野における ASEAN 諸国との協力関係の強化を図る。　【農林水産省】

### 5-5-29　国際的なサンゴ礁生態系保全への貢献

国際的に劣化及び損失の著しいサンゴ礁生態系の保全のため、ICRI 等の国際会議への参加や国際サンゴ礁研究・モニタリングセンターの取組を通じて、情報の収集、我が国の取組の発信を行う。また、東アジア地域におけるサンゴ礁保全に貢献するため、地球規模サンゴ礁モニタリングネットワーク（GCRMN）東アジア地域におけるサンゴ礁モニタリングデータの地域解析を行うとともに、地域解析のために収集した GCRMN 東アジアの国と地域の各モニタリングデータについて、管理及び利用方法について整理し、適切なデータベースを構築する。　【環境省】

### 5-5-30　大阪ブルー・オーシャン・ビジョンの実現に向けたプラスチック汚染に対処する新たな国際的枠組みづくり及びそのための国際協力［重点］

大阪ブルー・オーシャン・ビジョンの実現に向け、海洋環境を含むプラスチック汚染に関する新たな法的拘束力のある国際文書（条約）の策定において、主要排出国を含むより多くの国が参加する実効的かつ進歩的な枠組みの構築を主導する。そのため、プラスチックの環境モニタリング手法の調和やデータベースの構築、３R・廃棄物適正処理に関する技術支援、ERIA 地域ナレッジセンター（ERIA）を通じた知見共有や、研修による人材育成等の国際協力により、同枠組みの実効性強化を促進する。　【環境省、外務省、経済産業省】

**（現状と目標）**

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|---|---|---|
| 廃棄物管理人材育成数 | 17,000 人（2022 年８月） | 10,000 人（2025 年） |

### 5-5-31　バラスト水管理条約に関わる国際的議論への積極的関与

2017 年９月に発効したバラスト水管理条約について、IMO の海洋環境保護委員会における条約の見直しに向けた議論に積極的に参加する。

【国土交通省、環境省】

### 5-5-32　世界遺産条約のより良い実施への貢献

2022 年は、1972 年のユネスコ総会での世界遺産条約採択から 50 年の節目を迎えた。我が国は、世界遺産委員会の委員国として、これまでの知見や経験を活かし、世界遺産条約のより良い実施のために貢献する。

【外務省】

### 5-5-33　アジア・太平洋地域におけるユネスコの科学分野事業への協力

ユネスコエコパークやユネスコ世界ジオパーク事業等のユネスコにおける科学分野事業に関して、主にアジア・太平洋地域におけるネットワーク会合への支援等を通じ、我が国の知見や経験の共有やネットワーク機能の強化を行うことで、国際協力を促進する。

【文部科学省】

### 5-5-34　独立行政法人製品評価技術基盤機構による多国間の取組

独立行政法人製品評価技術基盤機構による多国間の取組として、日本、韓国、中国、インドネシアなど 12 か国による微生物資源の保全と利用を目的としたアジア・コンソーシアムを設立（2004 年）し、各国の遺伝資源機関とのネットワークの構築により、保存微生物、技術情報、遺伝資源移転ルールの共有化及び人材育成などを引き続き実施するとともに、参加国・機関数を増やしアジア諸国/地域の遺伝資源機関のネットワークの拡大と強化を行う。　【経済産業省】

### 5-5-35　食料及び農業のための植物遺伝資源に関する国際条約の適切な実施

我が国が 2015 年 10 月 28 日に加盟した食料及び農業のための植物遺伝資源に関する国際条約を適切に実施する。具体的には、特に同条約第１条の「生物の多様性に関する条約の（イ）食料及び農業のための植物遺伝資源の持続可能な利用」に沿った協力を「遊牧民伝承に基づくモンゴル草原植物資源の有効活用による草地回復プロジェクト」等を通じて行う。

【外務省、農林水産省】

### 5-5-36　砂漠化対処条約の実施

地球規模の影響が懸念されている砂漠化の進行に関

し、国際的協調の下に対処するための措置の実施推進を目的とする、砂漠化対処条約の事務局の活動を支援するとともに、条約関連会合に積極的に参画し、関係の締約国と必要に応じた積極的な情報交換を行い、条約を適切に実施する。　【外務省、環境省】

**（現状と目標）**

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|---|---|---|
| 締約国会議における規範等（決定等）の採択数 | 36本<br>（2022年度） | 40本<br>（2030年） |

### 5-5-37　アジア保護地域パートナーシップ等を通じた国立公園の情報発信

国立公園における地域の多様な主体と連携協力した保護管理システムや誘客施策など我が国の先進的な取組を国内外に発信し、「アジア保護地域パートナーシップ」等を通じて、各国間の国立公園等の保護地域やOECMに関する情報共有・発信を進め、各国の保全管理の水準を向上させる。　【環境省】

### 5-5-38　下水道分野の海外展開の推進

下水道の計画・建設から管理・運営に至るまで、我が国の産学官のあらゆるノウハウを結集し、海外で持続可能な下水道システムを普及させ、公共用水域の水質の保全に資するための国際協力を推進する。具体的には、政府間会議やセミナー等の開催、途上国を対象とした研修の実施、本邦下水道技術の海外実証事業の実施、下水道グローバルセンター（GCUS）による官民連携での海外展開活動等を通じ、下水道分野における海外展開を推進する。　【国土交通省】

**（現状と目標）**

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|---|---|---|
| 国内外で開催したセミナー、政府間対話等の数 | 11件<br>（2022年度） | 11件<br>（2023年度） |

# 附属書
# 30by30 ロードマップと
# 本戦略の背景にある基礎的情報

本附属書では、本戦略の基本戦略１の柱となる取組の一つである「30by30 目標」の達成に向けた行程を示すものとして、2022 年４月に公表した「30by30 ロードマップ」や、本戦略を読み進める上で参考となる基礎的情報について掲載した。

### １　30by30 ロードマップ

2022 年 12 月の昆明・モントリオール生物多様性枠組の採択に先立ち、2021 年６月の G7 コーンウォール・サミットにおいて、我が国を含む G7 各国が 30by30 目標に取り組むことを約束した。これを受け、30by30 目標を国内で達成するための行程と具体策を取りまとめ、2022 年４月に生物多様性国家戦略関係省庁連絡会議名で公表したもの。本ロードマップは、30by30 目標の観点から本戦略を整理したものとなる。

### ２　生物多様性及び生態系サービスの重要性の解説

前・生物多様性国家戦略である「生物多様性国家戦略 2012-2020」に掲載されていた「生物多様性」及び「生態系サービス」の重要性について、時点更新したもの。本戦略を読み進める上で参考となる基礎的情報である。

### ３　「自然共生社会における国土のグランドデザイン」

前・生物多様性国家戦略である「生物多様性国家戦略 2012-2020」に掲載されていた「自然共生社会における国土のグランドデザイン」について、抜粋したもの。
2002 年に策定された「新・生物多様性国家戦略」以降、目指すべき姿として掲げている「自然と共生する社会」の実現に向けて、自然生態系の変化に要する期間を踏まえ、少なくとも 100 年という長期的な視点で記述した基本的な姿勢及びビジョンである。

### １　30by30 ロードマップ

2022 年 12 月の生物多様性条約第 15 回締約国会議（COP15）において採択された「昆明・モントリオール生物多様性枠組」に先立ち、2021 年６月の G7 サミットにおいて、我が国を含む G7 各国が 30by30 目標に取り組むことを約束した。これを受け、生物多様性国家戦略関係省庁連絡会議は、30by30 目標を国内で達成するための行程と具体策を示した「30by30 ロードマップ」を 2022 年３月 30 日に決定し、４月８日に公表した。その際に、本ロードマップを次期生物多様性国家戦略に組み込み、より明確な国家方針とすることとしていた。

本ロードマップは、30by30 目標の観点から本戦略を整理したものとなる。

# 30by30ロードマップ概要

## キーメッセージ

- **2030年**までに陸と海の**30%**以上を**保全**
- **生物多様性の損失を止め、人と自然との結びつき を取り戻す**
- **地域の経済・社会・環境問題の同時解決** につながる**NbS** (Nature-based Solutions) のための、**健全な生態系**を確保する**基盤的・統合的アプローチ**

## 本ロードマップの目的

30by30 目標達成まで の行程と具体策を示す

## 30by30目標達成のための主要施策 と個別目標

- **国立公園等の保護地域の拡張 と管理の質の向上**
- **保護地域以外で生物多様性保全に資する地域（ OECM ） の設定・管理**
- 生物多様性の重要性や保全活動の効果の **「見える化」** 等

## 主要施策を支え、推進する横断的取組

**30by30アライアンス／経済的手法／ｻｽﾃﾅﾌﾞﾙﾌｧｲﾅﾝｽ** 等

## 各主体に期待される役割

国、地方公共団体、事業者、研究機関・研究者・学術団体、民間団体、国民

## 中間評価の実施

**「見える化」に より生物多様性保全上効果的 な地域を把握・検証**、陸域の30by30 **目標達成の具体的な内容を示す** 等

## 背景と目標達成に向けて

私たちの社会全体を支える**生態系サービスは過去50年間で劣化**

**そのため、生物多様性の損失を止め、回復軌道に乗せる**

**「ネイチャーポジティブ」**に向けた行動**が急務**

そのような中、2030年までに、**陸と海の30%以上を保全する（ 30by30 ）目標**が国際的に議論

その我が国での実現に向けて、**国や地域、事業者そして一人ひとりの力を結集**し、以下に取り組む

- **国立公園等の保護地域の拡張と管理の質の向上**
- **OECM※の設定・管理**

※ OECM : Other Effective area-based Conservation Measures（**保護地域以外で生物多様性保全に資する地域**）

---

## 30by30実現後の地域イメージ ～自然を活用した課題解決～

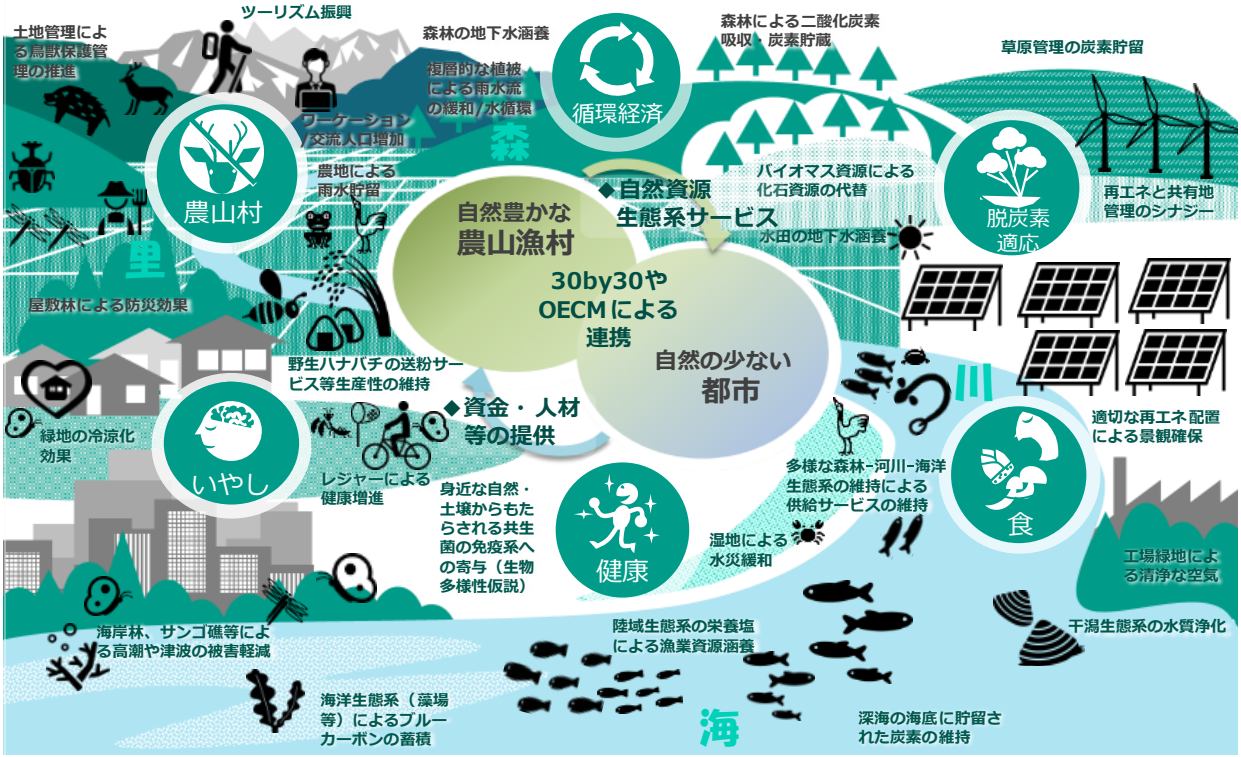

## 主要施策と横断的取組の相関

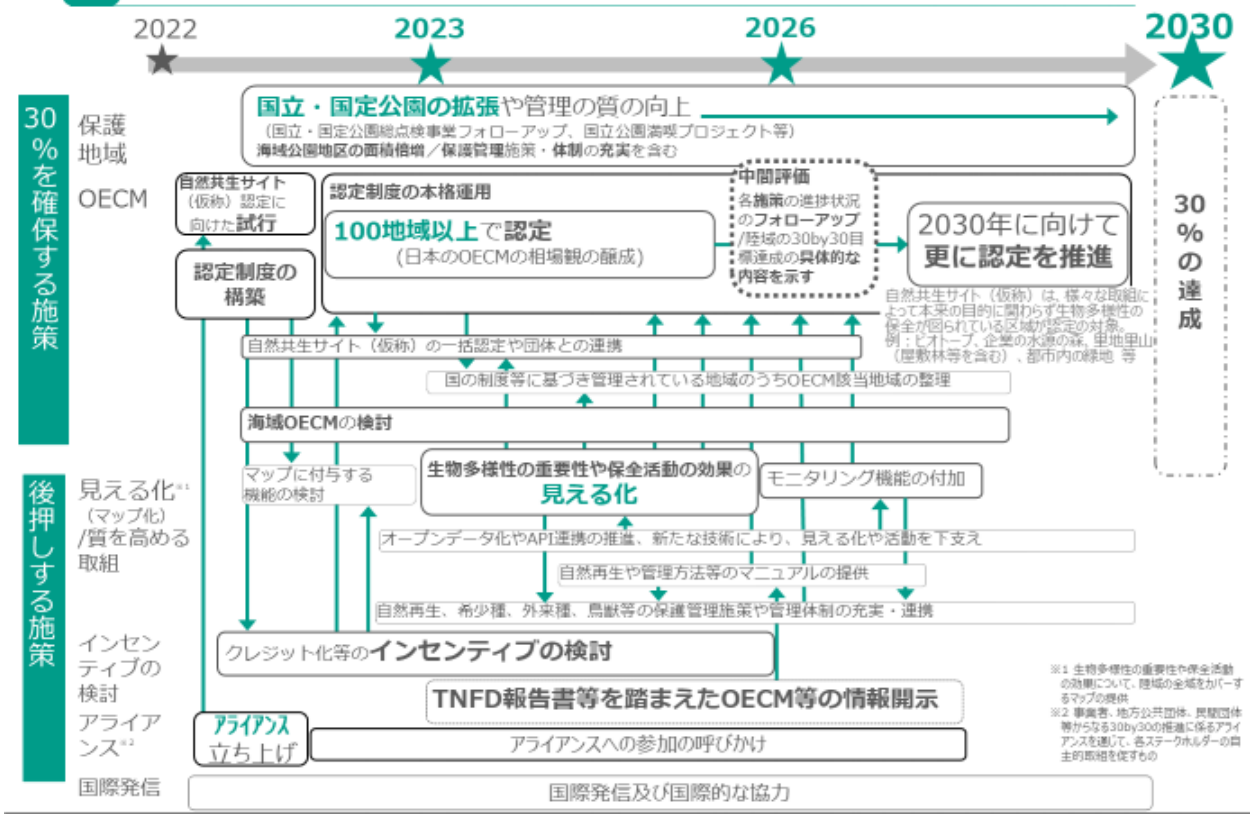


## 多様なステークホルダーの関わり

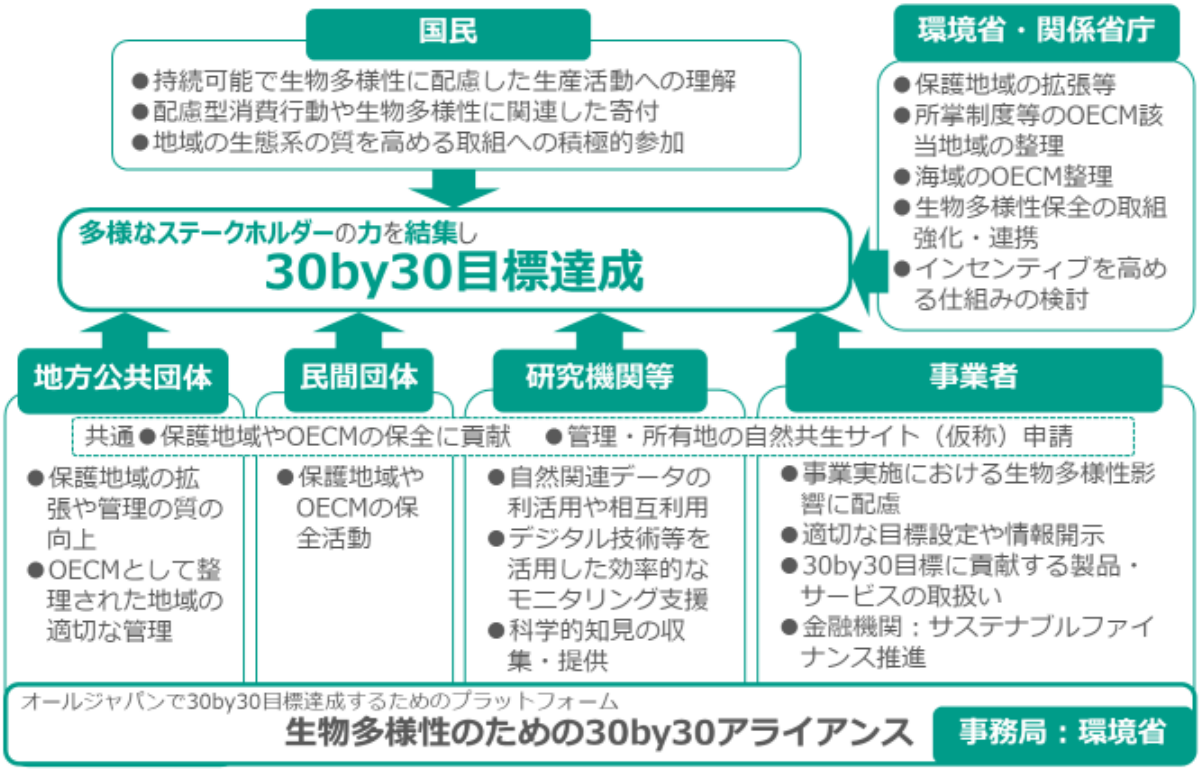

# 目　次


**１．キーメッセージ ..... 153**

**２．本ロードマップの目的 ..... 153**

**３．30by30 目標達成のための主要施策 ..... 153**

① 保護地域の拡張と管理の質の向上..... 153
② 保護地域以外で生物多様性保全に資する地域（OECM）の設定・管理 ..... 154
③ 生物多様性の重要性や保全活動の効果の「見える化」 ..... 154
④ 生態系がつながり合い、健全に機能するための質を高める取組 ..... 155
⑤ 脱炭素、循環経済、有機農業、都市における緑地等の取組との連携 ..... 155

**４．主要施策を支え、推進する横断的取組..... 155**

① 関連データの利活用や相互利用の促進..... 155
② 多様なステークホルダーの参画（事業者等による積極的な取組の促進、消費等行動の変容、地域主体の取組へのインセンティブ） ..... 155
③ 30by30 の経営への組み込みに向けた仕組みづくり、サステナブルファイナンス等の推進..... 156
④ デジタル技術等を活用した効率的なモニタリング等..... 156
⑤ 国際発信及び国際的な協力 ..... 156

**５．期待される役割 ..... 156**

（国の役割） ..... 156
（地方公共団体の役割） ..... 157
（事業者の役割） ..... 157
（研究機関（大学・博物館等）・研究者・学術団体の役割） ..... 157
（民間団体の役割） ..... 157
（国民の役割） ..... 157

**６．中間評価の実施 ..... 157**

**７．30by30 目標の背景..... 158**

① 国際的な背景 ..... 158
② 生物多様性保全の観点から 30%以上を保全する意義 ..... 158
③ 気候変動対策とのシナジーの観点から 30%以上を保全する意義..... 158
④ 我が国の自然環境の特徴に応じた目標達成 ... 159

**８．30by30 目標の達成によって期待される NbS 効果 ..... 159**

① 脱炭素・適応策：CO2 の吸収・固定、防災・減災に寄与する自然の再生..... 159
② 循環経済：プラスチック代替のバイオマス資源の持続的な生産 ..... 160
③ 農山村：鳥獣被害の防止、感染症対策と豊かな恵み ..... 160
④ 食：環境に配慮した持続可能な農業の推進 ... 160
⑤ 健康・観光・いやし・ときめき・感動・地域活性化：疲れを癒し、免疫力を高め、健康な生活と活力ある地域を支える自然とのふれあい ..... 160

**９．工程表..... 161**

① 30by30 目標達成のための主要施策の個別目標の工程表 ..... 161
② 30by30 目標達成のための横断的取組の工程表. 162

## １．キーメッセージ

個人、事業者、地域、そして社会全体が自然環境から得られる恵み「生態系サービス」に依存している。衣食住のみならず、私たちの社会経済も、そうである。だからこそ自然環境は「自然資本[7]」としてみられている。自然環境を安定的な資本としているのは、生物の間にあるあらゆる差異（すなわち「生物多様性」）とつながりである。差異とつながりがある「健全な生態系[8]」が、自然資本の強靱性や冗長性を高める。

しかし、自然の回復力を超えた資本の利用によって、社会は物質的には豊かになった一方で、生態系サービスは過去50年間で劣化傾向にあることが指摘されている。私たちが持続的に生態系サービスを得ていくためには、地球規模で生じている生物多様性の損失を止め、回復軌道に乗せる「ネイチャーポジティブ」に向けた行動が急務となっている。他方、都市への人口集中、生活様式あるいは産業構造の変化によって、人と自然との結びつき[9]が希薄化した。このため生活や生業の中でその恩恵を直接実感できる人は少なくなり、この危機に対して、必ずしも高い関心が得られているとは言えない状況となっている。

こうした中で、生物多様性の損失を止め、人と自然との結びつきを取り戻すため、2030年までに、陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標が提唱された。これがいわゆる３０ｂｙ３０（サーティ・バイ・サーティ）（以下「30by30目標」という。）である。

健全な生態系の確保のためには、可視的な種に着目した保全施策だけではなく、水、大気、光等の無機的環境や目に見えない微生物等も含め、生態系をエリアベース[10]で保全し、効果的に管理し、それらをつなげなければならない。そのため、我が国では、国立公園等の保護地域の拡張と管理の質の向上及び「保護地域以外で生物多様性保全に資する地域（OECM：Other Effective area-based Conservation Measures）」の設定・管理を、この30by30目標を達成するための中心施策に据える。これらの取組は、国や地域、事業者そして一人ひとりの力を結集し、進めていくものである。

昨今、自然を活用した解決策（NbS：Nature-based Solutions）という考え方が、国際的にも注目されている。例えば、気候変動の文脈においても、健全な生態系は温室効果ガスの吸収源としての役割を果たす。NbSを適用するには、健全な生態系がなくてはならない。30by30目標の達成を目指すことは、地域の経済・社会・環境問題の同時解決につながるNbSのための健全な生態系を確保する基盤的・統合的アプローチである。これは、地域での持続可能な開発目標（SDGs）の実践である「ローカルSDGs＝地域循環共生圏」にも直結する。

30by30目標は明確な数値を有する基盤的・総合的な目標として国際的に注目されている生物多様性の目標であり、自然の状態を一つの物差しで測ることが困難である中で、達成に向けた多様な主体による貢献が可視化できる特徴がある。

一人ひとりが参加できる世界目標である30by30目標を我が国で達成し、持続可能で豊かな暮らしと心身の健康が守られる社会を次世代へと継承しよう。

## ２．本ロードマップの目的

本ロードマップでは、我が国としての30by30目標を達成するために必要とされる2030年までに集中して行う取組・施策を中心に、30by30目標達成までの行程と具体策を示すものとする。

## ３．30by30目標達成のための主要施策

### ①　保護地域の拡張と管理の質の向上

陸域[11]は20.5%が、海域[12]は13.3%が既に保護地域に位置づけられている。

陸域については、今後、国立公園等の拡張により現状からの上乗せを目指すこととし、とりわけ、国立・国定公園の新規指定・大規模拡張候補地を示した国立・国定公園総点検事業（2010年公表）のフォローア

---

[7] 自然資本とは、地球上の再生可能／非再生可能な天然資源（例：植物、動物、大気、土壌、鉱物）のストックを意味する。（出典：Atkinson and Pearce 1995; Jansson et al. 1994）。

[8] ここでは、過去からの推移や人間との関わり等に応じて、存在するべき動植物が生息生育していける生態系として位置づける。

[9] ここでは、生態系サービスにみられる物質的に加えて、精神的なつながりも含めることとする。

[10] 一定の区域や地域といった場の単位をもとに、生物多様性の保全と持続可能な利用を図る考え方。

[11] このロードマップでは、内陸水域が含まれるものを意味する用語として主に用いる。

[12] このロードマップでは、沿岸域及び外洋域を意味する用語として主に用いる。

ップを行い、未了のエリアを中心に指定・拡張の取組を継続するとともに、生態系や利用に関する最新のデータ等に基づき指定・拡張の候補地について再評価した上で、今後の国立・国定公園の新規指定・大規模拡張候補地を選定する。さらに、管理の質の向上を目指した地種区分の格上げ等について検討を進める（取組①-1）。この作業で抽出した候補地を主な対象として、関係機関と調整の上、2030 年までに日高山脈襟裳国定公園及び周辺エリアをはじめとした新規指定や大規模拡張等の調整を順次進める。また、2030 年までに国立・国定公園の再検討や点検作業を強化し、必要に応じて周辺エリアの国立・国定公園への編入や地種区分の格上げを進める（取組①-2）。

海域については、特に景観・利用の観点からも重要で生物多様性の保全にも寄与する沿岸域において、国立公園の海域公園地区の面積を 2030 年までに倍増させることを目指す（取組①-3）。

さらに、国立公園等について、広範な関係者と連携しつつ、国立公園満喫プロジェクト等により対象となる自然の保護と利用の好循環を形成するとともに、自然再生、希少種保全、外来種対策、鳥獣保護管理をはじめとした保護管理施策や管理体制の充実を図る（取組①-4）。

**② 保護地域以外で生物多様性保全に資する地域（OECM）の設定・管理**

30by30 目標は、主に OECM により達成を目指すこととする。このため、まずは、民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域について、国によって「自然共生サイト（仮称）」として認定する仕組みを 2022 年度に試行し（取組②-1-a）、その制度の構築（取組②-1-b）と認定等の実施を進め、既存の保護地域との重複を除いて OECM 国際データベースに登録する（取組②-1-c）。

自然共生サイト（仮称）は、事業者、民間団体・個人、地方公共団体による様々な取組によって、本来の目的に関わらず生物多様性の保全が図られている区域を認定の対象とする。例えば、ナショナルトラスト、バードサンクチュアリ、ビオトープ等民間団体が生物多様性保全を目的として管理している場所のみならず、企業の水源の森、手入れがされている里地里山や森林施業地、企業敷地や都市の緑地、研究や環境教育に活用されている森林、防災・減災目的の土地・河川敷、試験･訓練のための草原といった多様なエリアのうち、管理の結果として生物多様性の保全が図られている区域が該当しうる。また、これらには沿岸の干潟等も含みうる。30by30 目標が我が国の生態系の多様さを表現したものとなるよう、特に陸域については目標達成に向けて、可能な限り多くの自然共生サイト（仮称）認定地を確保する。

2023 年には、全国で 100 地域以上を先行的に自然共生サイト（仮称）として認定する（取組②-2）ことを目指し、更にその後も取組を進めていく。そのため、2022 年度以降には、後述の３．④の取組とあいまって、認定実証事業等の実施、一括認定や団体との連携協定（取組②-3）、後述の４．②のアライアンスによる取組推進等によって自然共生サイト（仮称）認定を加速する。

国の制度等に基づき管理されている森林、河川、港湾、都市の緑地も、生態系ネットワークを確保し、さらに生態系サービスを提供する場として重要であることから、関係省庁が連携し、このような地域のうち OECM に該当する可能性のある地域を検討した上で、適切なものについては OECM として整理する（取組②-4）。具体的にどのようなエリアをどの程度 OECM とすることで目標達成できるのかについては、我が国の国土の特徴に応じた適切な類型を整理し、後述の３．③の「見える化」の結果を踏まえつつ、検討する（取組②-5）。

海域については、既に 13.3%が保護地域に指定されているところ、残り約 17%の追加的な保全が必要となっている。これらについては、関係省庁が連携し、持続可能な産業活動が結果として生物多様性の保全に貢献している海域を OECM とすることを検討しており、該当する場所の整理を進める（取組②-6）。

**③ 生物多様性の重要性や保全活動の効果の「見える化」**

後述の８．に述べる効果を発揮する社会を実現するためには、単に 30%の面積的な目標を達成するだけでは十分ではない。脊梁（せきりょう）山脈等の原生的な自然は引き続き保護地域として保護する一方で、より身近な里地里山、さらには都市部において生物多様性が豊かな場所

を確保していく必要がある。我が国は、世界的にも高いレベルで生物の分布情報が蓄積されており、生物多様性の重要性や保全活動の効果の見える化について、マクロ生態学やデジタル技術を活用して進める。まずは、数年以内に、奥山から中山間地域、さらに都市部まで陸域の全域をカバーする、生物多様性の現状や保全上効果的な地域を可視化したマップを提供する（2024 年目途）（取組③-1）。さらに、更新可能なシステムを開発し（取組③-2-a）、モニタリング機能とマップを連携させることで保全活動の効果が適宜把握できる仕組みとする等、必要な機能を付加・充実させる（取組③-2-b）。

**④　生態系がつながり合い、健全に機能するための質を高める取組**

①や②の取組によって保全されたエリアは、健全な生態系を確保するための骨格である。生態系が健全に機能するためには、同時並行的に、保全されたエリア及びその周辺地域等における自然環境の質を高めていく必要がある。特に、日常における生態系サービスの享受のためには、原生的な自然だけではなく、人々の営み・暮らしの場である（里地里山や都市等の）場所において、自然環境の質を高めていくことが重要である。

そこで、①の区域について、広範な関係者と連携しつつ、国立公園満喫プロジェクト等により対象となる自然の保護と利用の好循環を形成するとともに、自然再生、希少種保全、外来種対策、鳥獣保護管理をはじめとした保護管理施策や管理体制の充実を図り（取組①-4 再掲）、自然生態系の質をさらに向上させる。②の自然共生サイト（仮称）の管理活動を通じて保全効果が確認された取組が全国的に展開されるよう、その管理の方法をマニュアル化する（取組④-1）。これを、自然共生サイト（仮称）等の管理者や今後自然共生サイト（仮称）の認定を目指す者等に対して提供する（取組④-2）。国の制度等に基づき管理されている地域においては、当該制度に基づく適切な管理等を通じ、生物多様性保全機能が持続的に発揮され、必要に応じてその地域の生物多様性保全機能が向上されるよう努める（取組④-3）。また、保全されたエリアのみならずその周辺地域等においても生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR：Ecosystem-based Disaster Risk Reduction）、自然再生、希少種保全、外来種対策、鳥獣保護管理、里山管理等の自然環境の保全の取組を多様な公的・民間の資金を積極的に活用し実施するとともに、マニュアルや情報を提供し、取組を支援する（取組④-4）。

**⑤　脱炭素、循環経済、有機農業、都市における緑地等の取組との連携**

本ロードマップの取組をさらに進めるためには、生物多様性保全の取組と同じく地域レベルで行われている相互に関連した各種施策と連携し、自然を活用した解決策の導入を促進する必要がある。

このため、脱炭素先行地域、地域循環共生圏、プラスチックの資源循環、有機農業を始めとした環境保全型農業、都市における緑地、河川等の生態系ネットワーク、グリーンインフラ等の取組について、自然共生サイト（仮称）の取組と連携し、自然共生サイト（仮称）等の管理者や今後認定を目指す者等に対して情報発信する。また、再生可能エネルギーの推進と生物多様性保全にはトレードオフが生じ得るため、生物多様性に不可逆的な影響を及ぼさないよう環境配慮事項に関する情報も併せて提供する（取組⑤-1）。

**４．主要施策を支え、推進する横断的取組**

**①　関連データの利活用や相互利用の促進**

主要施策３．③の「見える化」等のデータの利活用、相互利用の促進に資するべく、環境省をはじめとした関係省庁、地方公共団体、研究機関及び民間団体等が有する各種データについて、オープンデータ化や API 連携によるデータ連携や情報提供を推進する。

**②　多様なステークホルダーの参画（事業者等による積極的な取組の促進、消費等行動の変容、地域主体の取組へのインセンティブ）**

事業者、地方公共団体、民間団体等からなる 30by30 目標達成に向けたアライアンスを通じて、各ステークホルダーの自主的取組を促す。この際、アライアンスのプラットフォームサイトを構築する等により、30by30 目標に向けた取組を国内外に発信するとともに、保全に取り組む主体とそれを支援したい主体のマ

ッチング等を推進する。

また、国立公園等における自然環境の保全や利用を推進するため、国の関係機関、地方公共団体、地域団体、公園管理団体、事業者、自然保護団体、研究者等の広範な関係者による協力や連携体制の構築を推進する。

さらに、生態系保全の重要性に対する認知度を向上させるとともに具体的な行動変容を促すために、ナッジ等の行動科学の知見やデジタル技術も活用し、30by30 目標に向けた取組の推進に向けたクラウドファンディング、寄付、生物多様性配慮型の消費行動等の取組を検討し推進する。

加えて、「つなげよう、支えよう森里川海プロジェクト」における森里川海アンバサダーや賛同企業とも連携して取り組む。

**③ 30by30 の経営への組込みに向けた仕組みづくり、サステナブルファイナンス等の推進**

OECM を推進するため、自然共生サイト（仮称）の環境価値を見える化し、認定やその維持管理を経済的に支援する方法をはじめ、インセンティブを高める仕組みについて検討する。

また、サステナブルファイナンスの観点から、30by30 目標への事業者等の取組が、国内外で金融機関等に適切に評価されるよう、ポスト 2020 生物多様性枠組等の目標設定や情報開示に係る国際的議論にも積極的に参画する。あわせて、30by30 目標達成に向けた取組を盛り込んだ国内の事業者や金融機関向けのガイダンスの作成やモデル事業等を行う。

さらに、保全活動に取り組む事業者等を高く評価する社会的風土の醸成を進める。

**④ デジタル技術等を活用した効率的なモニタリング等**

衛星画像、ドローン、環境 DNA 分析技術等の新たな技術を活用し、調査やモニタリングコストの低廉化や省力化を促進する。また、４．①で得られたオープンデータ等を活用し、保護・保全に資する VR 等の新たなサービス提供を検討する。

**⑤ 国際発信及び国際的な協力**

生物多様性条約締約国会議や、SATOYAMA イニシアティブ、アジア保護地域パートナーシップ等の国際的な枠組みを通じて我が国の 30by30 目標達成に向けた取組（自然共生サイト（仮称）認定の仕組みを含む）を発信し、国際的な浸透を図るとともに、生物多様性日本基金（JBF:Japan Biodiversity Fund）等による国際協力を引き続き行う。

## ５．期待される役割

**（国の役割）**

環境省は、国立公園をはじめとする保護地域の拡張や管理の質の向上を行うとともに、関係省庁や地方公共団体に同様の取組を促す（主要施策３.①）。また、OECM の仕組み構築と自然共生サイト（仮称）における実証事業、認定等の実施を行うとともに（主要施策３.②）、「見える化」（主要施策３.③）、データ連携等（横断的取組４.①）、経済的インセンティブを含む支援措置の検討と実施（横断的取組４.③）を行う。また、生態系がつながり合い健全に機能するための質を高める取組に関して、マニュアルや情報提供による支援を進める（主要施策３.④）。

関係省庁は、適切な場合、保護地域の拡張等につとめる（主要施策３.①）とともに、自然共生サイト（仮称）の認定状況や「見える化」（主要施策３.③）の検討状況等をもとに、環境省と調整し、所掌する制度等に基づき管理されている地域の OECM に該当する可能性のある地域を検討した上で、適切なものについて OECM としての整理を段階的に進める。また、当該制度に基づく適切な管理等を通じ、生物多様性保全機能が持続的に発揮され、必要に応じてその地域の生物多様性保全機能が向上されるよう努める（主要施策３.②、主要施策３.④）とともに、海域の OECM の整理を進める（主要施策３.②）。

また、有機農業を始めとした環境保全型農業、都市における緑地、河川等の生態系ネットワーク等の取組のうち、生物多様性保全に貢献するものについて、取組を強化し環境省施策と連携を進めるとともに、生物多様性保全に資するグリーンインフラを推進する（主要施策３.⑤）。

さらに、主要施策を支え、推進する横断的取組につ

いては、環境省が主体となり、必要に応じて関係省庁が連携し進める（横断的取組４.①～⑤）。

**（地方公共団体の役割）**

地方公共団体は、関係する国立・国定公園等（都道府県立自然公園や都道府県自然環境保全地域をはじめ条例に基づき指定等されている地域を含む）の保護地域の拡張や管理の質の向上を行う（主要施策３.①）とともに、「見える化」（主要施策３.③）も活用しながら、自然共生サイト（仮称）に該当する地域の申請を進め、その適切な管理を進める（主要施策３.②）。また、国の制度等に基づき地方公共団体が管理する地域がOECMとして整理された場合は、その適切な管理を進める（主要施策３.②）。

また、保全されたエリアのみならずその周辺地域においても様々な取組を実施する（主要施策３.④、主要施策３.⑤）。

さらに、地方公共団体が所有する自然関連データの利活用や相互利用に貢献する（横断的取組４.①）とともに、30by30目標の達成に向け、地域のステークホルダーの自主的な取組の促進を促す（横断的取組４.②）。

**（事業者の役割）**

事業者は、事業実施における生物多様性への影響に配慮しつつ、保護地域やOECMの保全に貢献する（主要施策３.①、主要施策３.②）。また、自らが管理・所有する土地について、積極的に自然共生サイト（仮称）申請等を進め、30by30目標に貢献するとともに、それらの取組について、適切に目標設定や情報開示を行うよう努める（主要施策３.②、横断的取組４.③）。

また、30by30目標に貢献する製品・サービスの取扱い等を通じて消費者の環境配慮型の消費を促す（横断的取組４.②）。金融機関は、事業会社のこうした取組を踏まえてサステナブルファイナンスを推進するよう努める（横断的取組４.③）。

さらに、国際枠組みにおける生物多様性に係る検討について、国と連携の上、30by30目標やOECMに係る取組が国内外で適切に評価されるよう積極的に発信する（横断的取組４.⑤）。

**（研究機関（大学・博物館等）・研究者・学術団体の役割）**

研究機関・研究者・学術団体は、保護地域やOECMの保全に貢献し（主要施策３.①、主要施策３.②）、自らが管理・所有する土地について、積極的に自然共生サイト（仮称）申請等を進める（主要施策３.②）とともに、自然関連データの利活用や相互利用に貢献し（横断的取組４.①）、デジタル技術等を活用した効率的なモニタリングに関する知見（横断的取組４.④）のほか、30by30目標に関して幅広く科学的知見の収集・提供を行う。

**（民間団体の役割）**

民間団体は、保護地域やOECMの保全に貢献する（主要施策３.①、主要施策３.②）とともに、「見える化」（主要施策３.③）も活用しながら、自らが管理・所有する土地について、積極的に自然共生サイト（仮称）申請等を進め、その適切な管理を進める（主要施策３.②）。

また、国、地方公共団体、事業者、個人等の取組を評価すること、30by30目標等の情報を国民に分かりやすく伝達すること等による主体間の情報の橋渡しや、自らの専門的能力を活かした提言等を行う（主要施策４.①、主要施策４.②）。

**（国民の役割）**

国民は、一人ひとりが持続可能で生物多様性に配慮した生産活動への理解を深め、配慮型消費行動や生物多様性に関連した寄付、地域で行われる各種生態系の質を高める取組への積極的参加等により、30by30目標達成に貢献する（横断的取組４.②）。

## ６．中間評価の実施

本ロードマップ策定後、「見える化」の仕組みの構築により、生物多様性保全上、効果的な地域を把握・検証するとともに、陸域の30by30目標達成の具体的な内容を示す。また、各施策の進捗状況について、可能な限り定量的な評価も含めフォローアップを行うことにより、30by30目標を確実に達成する。

## 7. 30by30 目標の背景

### ① 国際的な背景

2010 年に採択された愛知目標では、2020 年までに少なくとも陸域の 17%、海域の 10%を保全するエリアベースの目標が掲げられた。我が国は、2020 年までに陸域の 20.5%、海域の 13.3%を法律等に基づく保護地域に指定し、目標を達成した[13]。

現在、世界的に劣化の進む生物多様性の損失を止め回復軌道に乗せるために、エリアベースの保護・保全のための、より野心的な目標が議論されている。法律等に基づく保護地域に並んで、愛知目標で提唱された OECM も、目標達成のためのエリアベースの保全手法として重要視されている。

2021 年に英国・コーンウォールで開催された G7 サミットは、G7・2030 年「自然協約」を採択した。この中で、G7 各国は、国の状況やアプローチに応じて、2030 年までに、自国の陸域と海域の少なくとも 30%を保全すること等を約束した。

愛知目標に代わる新たな世界目標となる「ポスト 2020 生物多様性枠組」案においても同様のエリアベースの保全目標が提案されており、2030 年に向けた主たる目標として盛り込まれることが期待される。

### ② 生物多様性保全の観点から 30%以上を保全する意義

現時点で得られている国際的な科学的知見の例として、世界の陸棲哺乳類種の多くを守るためには、既存の保護地域を総土地面積の 33.8%にまで拡大することが必要とする指摘がある。また、世界中で両生類・鳥類・哺乳類等を保全しようとした場合に、世界の陸地の 26～28%の割合を保全すべきとの研究報告もある。海洋についても、例えば既往の 144 の研究をレビューした結果、その過半数は海洋の３割以上を保護すべきとし、平均すると世界の海洋の 37%は保護される必要があるとされている。

国内での科学的知見においても、陸域に関して、今後、我が国の保護地域を現状の国土面積の 20.5%から 30%まで効果的に拡大すると、生物の絶滅リスクが３割減少する見込みがあるとする研究報告がある。同研究では、里山や都市等民有地に分布している希少種の生息・生育地の保全措置が重要になると指摘し、農林業者・個人・事業者による、身近な自然を保全する活動が、我が国の生物多様性を未来に引き継げるかどうかの鍵になるとしている。

このように、生物多様性を保全するためには、陸域と海域の 30%以上の保全を目指すことが重要である。

### ③ 気候変動対策とのシナジーの観点から 30%以上を保全する意義

2021 年に英国グラスゴーで開催された国連気候変動枠組条約第 26 回締約国会議（COP26）では、気候変動対策の方向性と政治的メッセージを示す包括的な文書として採択された「グラスゴー気候合意」において、自然と生態系を保護・保全・回復することの重要性が強調されている。加えて、我が国を含めた 140 カ国以上の有志国が参加し、森林及びその他の陸域生態系の保全及び回復の加速化等にコミットした「森林・土地利用に関するグラスゴー・リーダーズ宣言」が発表された。

また、パリ協定に基づく NDC（国が決定する貢献）においても、多くの国が海洋生態系や沿岸湿地生態系による CO2 の吸収（ブルーカーボン）について言及しており、現在、実際に国別温室効果ガスインベントリへの組込みが済んでいる国は米国とオーストラリアの 2 カ国のみであるが、ブルーカーボンを通じた排出削減・吸収量の組込みは、今後本格化していくと想定される。さらに、NbS は、温暖化を２℃未満に安定させるために 2030 年までに必要とされる費用効果的な緩和策の、約 30%を提供できる可能性があるとも言われている。

このように、生物多様性や生態系の保全は気候変動対策の重要な一翼を担うことが国際的にも広く認識されている。

---

[13] 陸域については、自然公園、自然環境保全地域、鳥獣保護区、生息地等保護区、保護林、緑の回廊等により保全・管理されている区域のうち、ＧＩＳデータが得られたもの。海域については、海洋保護区として、自然公園、沖合海底自然環境保全地域、鳥獣保護区、保護水面、共同漁業権区域、指定海域、沿岸水産資源開発区域等。

### ④ 我が国の自然環境の特徴に応じた目標達成

我が国における 30by30 目標の達成に向けて、次のような我が国の自然環境の特徴や課題に応じて取組・施策を進める必要がある。

我が国は、国土の大部分が大陸縁辺に位置し、複数のプレートの境界を有する島弧であることを背景に、およそ北緯 20 度から北緯 45 度の中緯度地域において南北約 3,000km にわたる長い国土であること、海岸から山岳までの大きな標高差や縦断勾配が大きい急流河川が多いこと、大小さまざまな数千の島嶼（とうしょ）を有すること、季節風の影響によりはっきりとした四季の変化のほか様々な要因により、多様な生物の生息・生育環境がつくりだされてきた。

多様な野生動植物が生息・生育する森林は、国土の３分の２を占め、そのうち奥地脊梁山地の多くは国立・国定公園等に指定されており、これら森林は、生態系ネットワークの根幹として生物多様性保全上重要な要素である。

里地里山は、農地、ため池、樹林地、草原等を含む多様な生態系のモザイクであり、国土の約４割を占めるといわれている[14]。この里地里山は、農林業活動等により適度に人の手が加わる中で、本来、氾濫原等の攪乱（かくらん）環境に適応した種を含む特有の生態系が形成されている。過去には里地里山が広い面積にわたって生産の場として利用されてきたが、その自然資源に対する社会的経済的な要請は低下しており、人口の減少と高齢化が進む中で里地里山の維持管理が課題となっている。

また、国土の約４％を占める河川をはじめとした湖沼、湿原、湧水池等の水系は、国土における生態系ネットワークの重要な基軸となっている。さらに、氾濫原の平野に発達した都市内にも、貴重な生態系が残されている。

深海から沿岸・里海までの多様な海域には、海棲哺乳類（かいせいほにゅうるい）、海鳥類、魚類をはじめ多くの生物が生息している。我が国の海域は、黒潮、親潮、対馬暖流等の海流と、列島が南北に長く広がることから、多様な環境が形成されている。また、沿岸域には約 35,000km の長く複雑な海岸線や、豊かな生物相を持つ干潟・藻場・サンゴ礁・砂浜・砂堆・岩礁・海草帯・マングローブ林等の多様な生態系がみられ、それぞれの生態系を守っていくことが求められている。

## ８．30by30 目標の達成によって期待される NbS 効果

### ① 脱炭素・適応策：CO2 の吸収・固定、防災・減災に寄与する自然の再生

地球の物質循環において自然生態系の果たす役割は大きく、気候変動問題を考える上でも自然生態系の理解は重要である。

IPBES（生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学-政策プラットフォーム）と IPCC（気候変動に関する政府間パネル）の専門家が共同で発表した「生物多様性と気候変動ワークショップ報告書」によれば、森林の減少と劣化の削減は人為的な温室効果ガスの削減に貢献するとされており、その削減量は 0.4～5.8Gt CO2 e/年になると推定されている。また、沿岸域で堆積物底を有する塩生湿地、海草藻場等の生態系はブルーカーボン生態系と呼ばれ、昨今、知見の集積も進み新たな CO2 吸収源として注目されている。2019 年に公表された IPCC の「海洋・雪氷圏特別報告書」においても、世界全体のブルーカーボン（沿岸湿地植物生態系を通じた現場での炭素固定）の気候変動緩和ポテンシャルは、世界全体の温室効果ガス排出量の 0.5%を相殺する程度と、その効果についての評価も進められている。

これら以外にも例えば、人間活動により排出される二酸化炭素年間総量のうち、約 23％を陸上生態系が、約 26％を海洋及び海洋生態系が吸収しているとの試算もある。

このように、陸上及び海洋の生態系の保全・管理を進めることによって、さらに CO2 の吸収源・貯留源としての機能が維持･拡大することが期待される。また、木質バイオマスの提供、発電用の水源涵養（かんよう）といった生態系サービスを積極的に活用することや、炭素クレジット制度の利用により、化石燃料由来の CO2 排出抑制に寄与することも期待される。

さらに、自然災害との関係では、森林による斜面崩壊の防止機能や、遊水地による洪水調整機能が認められており、30by30 目標の達成により、気候変動による

[14] 森林や河川等の面積との重複あり。

激甚化、頻発化が予想される気象災害を含む自然災害に対する防災・減災の効果が期待される。

**② 循環経済：プラスチック代替のバイオマス資源の持続的な生産**

プラスチック製品の原料となる石油化学用ナフサをはじめ、我が国で消費している化石燃料の多くは輸入されている等、私たちは海外の化石資源に頼って生活している。一方で、長年にわたる人の自然への働きかけにより維持・保全され、木材や竹製品や炭といった自然資源を供給してきた国内の里地里山の多くは管理放棄され、生物多様性が劣化している。近年、鋼板よりも軽くしなやかなセルロースナノファイバー等バイオマス由来の新素材の開発が進んでいる。これらによりプラスチックを含む化石資源由来素材の代替を図ることが期待される。また、バイオマス資源による熱やエネルギーの地域内の循環利用の動きも活発である。こうした地域のバイオマス資源の持続可能な利用促進により、地域経済循環が強化され、里地里山の管理が推進されることが期待される。

**③ 農山村：鳥獣被害の防止、感染症対策と豊かな恵み**

ニホンジカやイノシシといった増えすぎた野生鳥獣による農作物被害は、2020年度でも約161億円に上り、営農意欲の低下を招いている。ニホンジカの増加と分布拡大により、マダニ媒介感染症の拡大が懸念されており、さらに全国的に拡大傾向にある特定外来生物であるアライグマによって人の生活圏までマダニや感染症が伝播するリスクはきわめて高いと言われている。薪炭林や茅場の減少等、人の自然への働きかけの変化により、山菜やきのこの採取地が減少した。特に奥山との境界地域である里地里山において、管理放棄や管理不足により環境が遷移し荒廃した場所に適切に手を加えることによって、特定の動植物種が増えすぎるのを防ぎ、野生動物や自然環境と人との適切な距離感を保ちつつ、地域の自然を活かした豊かな産品を享受することが期待される。

**④ 食：環境に配慮した持続可能な農業の推進**

多様な自然資源を利用することによって成り立っている農業は、生態系サービスへの依存度も高い。病害虫を抑制する天敵は周辺の生物相からもたらされる等、生態系が有する機能を可能な限り活用し、自然の病害虫制御作用が促されることで、病害虫の被害の軽減による生産力の向上と農業の持続性の確保が図られるとの指摘もある。果樹や果菜類等の生産には訪花昆虫が欠かせない。我が国の農業は、野生のハナバチ等から総額で約3,300億円分の送粉サービスを受けているという報告もある。さらに、都市部の庭等が周辺の農地の送粉昆虫の維持に貢献している可能性も指摘されている。多様な生物を育む環境保全型農業等の推進とともに、自然、都市、農村の連結性の改善により、こうした生態系サービスの維持・拡充が期待される。

**⑤ 健康・観光・いやし・ときめき・感動・地域活性化：疲れを癒し、免疫力を高め、健康な生活と活力ある地域を支える自然とのふれあい**

国立公園等の豊かな自然を目的とした観光や自然とのふれあいは国内外で注目されており、国立公園のみでも年間延べ３億人以上が訪問し、心身の豊かさの形成に貢献し、観光消費額も年間１兆円を超えるとされ、地域活性化にも貢献している。また、コロナ禍で自然・健康への関心も高まる中、アドベンチャーツーリズムやアウトドア事業への関心も高まり、産業規模も拡大している。これらはエリアベースの豊かな自然が確保されていることが前提となっている。

森林浴には精神物理学的な健康（well-being）を促すための効果がある。精神的な効果のみならず、自然とのふれあいが、人間の共生微生物を多様化させて、免疫システムの均衡を維持し、アレルギー疾患を防ぐとする見解があり、実証研究や政策への反映も進んでいる。国内でも、自然を活用したワーケーションが注目され、関係人口や定住人口の増加に効果がみられている。このように、人々の心身の健康増進やwell-being、地域の活性化につながることが期待される。

## ９．工程表

### ①30by30目標達成のための主要施策の個別目標の工程表

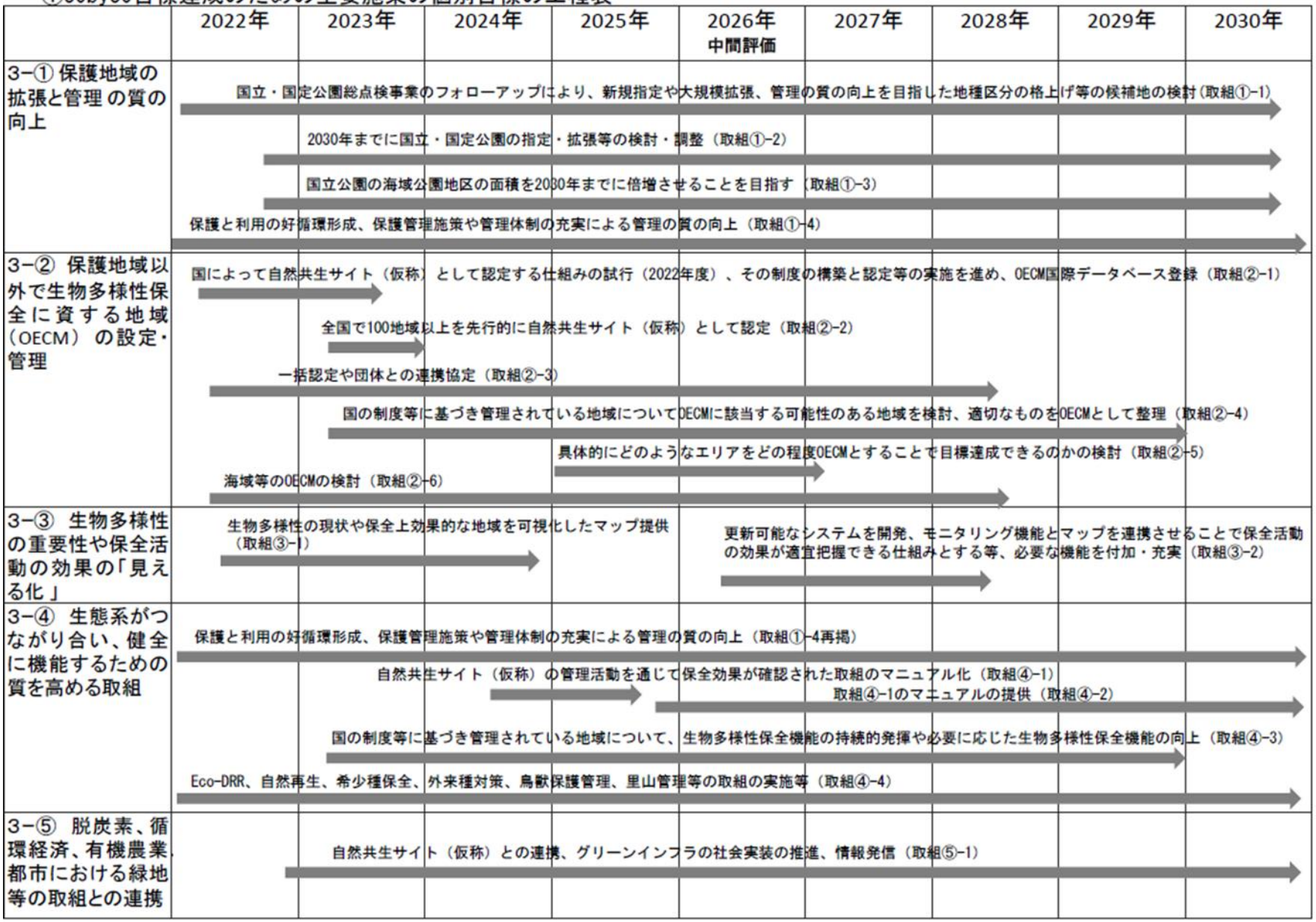

## ②30by30目標達成のための横断的取組の工程表

| | 2022年 | 2023年 | 2024年 | 2025年 | 2026年<br>中間評価 | 2027年 | 2028年 | 2029年 | 2030年 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 4-① 関連データの利活用や相互利用の促進 | 各種データについて、オープンデータ化やAPI連携によるデータ連携や情報提供を推進 | | | | | | | | |
| 4-② 多様なステークホルダーの参画（事業者等による積極的な取組の促進、消費等行動の変容、地域主体の取組へのインセンティブ） | アライアンス立ち上げ、プラットフォームサイトを構築 | アライアンスへの参加の呼びかけ | | | | | | | |
| | | ナッジ等の行動科学の知見やデジタル技術も活用した行動変容の検討 | | | | | | | |
| 4-③ 30by30の経営への組込みに向けた仕組みづくり、サステナブルファイナンス等の推進 | ポスト2020生物多様性枠組等の目標設定に係る議論 | TNFD 等における議論 | | | | | | | |
| | | 国内事業者向けガイダンス等の作成 | | | | | | | |
| | 自然共生サイト（仮称）の環境価値を見える化し、OECM認定やその維持管理を経済的に支援する方法等の検討 | | | | | | | | |
| 4-④ デジタル技術等を活用した効率的なモニタリング等 | | | 調査やモニタリングコストの低廉化や省力化を促進／保護・保全に資するVR等の新たなサービス提供の検討 | | | | | | |
| 4-⑤ 国際発信及び国際的な協力 | | 生物多様性条約締約国会議等の国際的な枠組みを通じた発信／国際協力の推進 | | | | | | | |

## ２　生物多様性及び生態系サービスの重要性の解説

以下、前・生物多様性国家戦略である「生物多様性国家戦略 2012-2020」の第１部第１章第１節及び第２節の記述の時点更新である（一部加除修正あり）。

### 第１章　生物多様性の重要性

現在、地球上には3,000 万種とも推定される生物が存在し、我々はそれらの多様な生物によって構成される生態系がもたらす恵みを享受することにより生存している。本章では、多様な生物が関わりあう生態系から私たちが得ることのできる恵みと人々の生活との関係を通じて、生物多様性の重要性について整理する。

### 第１節　生物多様性とは何か

#### １　地球の成り立ちと生命の誕生

約46 億年前に地球が誕生した後、原始の海の中で有機物から原始生命体ができたのは約 40 億年前と考えられている。原始の地球の大気には酸素はなかったと考えられているが、光合成を行うラン藻類などが出現したことで大気中の酸素が増え始め、現在の大気の構成となった。また、その酸素を元に地球を取り巻くオゾン層が形成されて太陽からの有害な強い紫外線を防ぎ、陸上に生命が進出できる環境ができた。そして、植物が陸上に進出して太古の森を作り、動物もその環境の中に上陸し、陸上の生態系が形成された。長い時間をかけて、数え切れない生命とそのつながりによって地球の大気や土壌が形成され、過去の生命がつくり上げた環境の上で次の時代の生命進化するということが繰り返されてきた。

また、様々な環境の変化の中で、適応できなかった種は絶滅する一方、新たな環境に適応して多くの種が生まれ、現在の多様な生物は作り上げられてきた。

#### ２　大絶滅と人間の活動

現代は「第６の大量絶滅時代」とも言われる。生命が地球に誕生して以来、これまでに生物が大量に絶滅する、いわゆる大絶滅が５回あったと言われているが、現代の大絶滅は、過去の大絶滅と比べて種の絶滅速度が速く、その主な原因は人間活動による影響であると考えられている。

人間は科学技術を発達させてきたが、現代においても、過去に絶滅した種をよみがえらせることはできていない。また、生態系が自らの回復能力を超え、不可逆的な状態へと至ってしまった場合、全く同じ生態系を人間が再現することもできない。さらに、個体数が著しく減少した種については、個体数の回復に向けた取組により順調に個体数が回復しても、自然状態で安定的に存続するには課題がある場合もある。例えば、北海道東部地域に生息し、乱獲や湿原の開発により一時数十羽まで個体数が減少したタンチョウは、給餌や生息環境の保護によって 1,500 羽を超えるまでに回復してきているが、遺伝的な系統が非常に少ない状況にあるといわれている。マガンをはじめとしたガン類についても、明治時代に狩猟によって大きく個体数が減少し、その後の保護によって個体数は回復してきているものの、越冬地は特定の地域に限られており、かつてのように広く分布する状況には至っていない。

このように自然には未だに人間にとって知られていないことや、対応できないことが少なくない。加えて、1970 年代に 40 億人であった世界の人口は、現在 80 億人に到達し、国連の将来人口推計によれば、今世紀末には 100 億人を越えると予測されており、地球上の限られた資源をこれまで以上に皆で分かち合いながら利用していくことが必要である。開発や過剰利用等により既に不可逆的な状態にある生態系もあるが、我々は短期的な生産性や効率性を求めるのではなく、生態系を持続的に保全し、生態系の回復能力を超えない範囲で利用していくことにより、その恵みを持続的に享受していくことが可能となるとともに、地球の長い歴史の中で時間をかけて育まれてきたかけがえのないいのちのつながりを維持していくことができることを常に考えて行動する必要がある。

#### ３　生物多様性とは何か

生物多様性条約では、生物多様性はすべての生物の間に違いがあることと定義され、生態系の多様性、種間（種）の多様性、種内（遺伝子）の多様性という３つのレベルでの多様性があるとされている。

生態系の多様性とは、干潟、サンゴ礁、森林、湿

原、河川など、いろいろなタイプの生態系がそれぞれの地域に形成されていることである。地球上には、熱帯から極地、沿岸・海洋域から山岳地域まで様々な環境があり、生態系はそれぞれの地域の環境に応じて歴史的に形成されてきたものである。一般的に生態系のタイプは、自然環境のまとまりや見た目の違いから区別されることが多いが、必ずしも境界がはっきりしているものではなく、生物の移動や物質循環を通じて相互に関係している場合も多いといえる。また、里地里山のように二次林、人工林、農地、ため池、草原などといった様々な生態系から構成されるモザイク状の景観をまとまりとして捉え、生態学の視点から地域における人間と環境の関わりを考えていくことも行われている。

種の多様性とは、様々な動物・植物や菌類、バクテリアなどが生息・生育しているということである。世界では既知の生物だけで約 175 万種が知られており、まだ知られていないものも含めると地球上には 3,000 万種とも言われる生物が存在すると推定されている。また、我が国は南北に長く複雑な地形を持ち、湿潤で豊富な降水量と四季の変化もあることから、既知の生物だけで９万種以上、まだ知られていないものまで含めると 30 万種を超える生物が存在すると推定されている。加えて、我が国の生物相は固有種の比率が高いことが特徴であるが、その保全を考えていく際には、種数や個体数だけに着目するのではなく、種の固有性を保全していくことが重要である。例えば、2011 年６月に世界自然遺産に登録された小笠原諸島は、陸産貝類をはじめ、独特の進化の過程を示すさまざまな種分化が見られる点が評価されたものであるが、このような世界的に重要な地域においても、クマネズミやグリーンアノール、アカギ等の外来種が入り込み、小笠原諸島にしかいない固有種等の生息・生育地を脅かすなどその影響が問題となっている。

遺伝子の多様性とは、同じ種であっても、個体や個体群の間に遺伝子レベルでは違いがあることである。例えば、アサリの貝殻やナミテントウの模様は様々だが、これは遺伝子の違いによるものである。また、メダカやサクラソウのように地域によって遺伝子集団が異なるものも知られている。なお、メダカは、遺伝的に大きく北日本集団と南日本集団に分かれており、2011 年には北日本集団が新種として記載されたが、南日本集団も遺伝的に複数の地域集団に分けられることが知られている。

このように自然界の様々なレベルにおいて、それぞれに違いがあること、そしてそれが長い進化の歴史において受け継がれた結果として、現在の生物多様性が存在している。生物多様性の保全に当たっては、それぞれの地域で固有の生態系や生物相の違いを保全していくことが重要である。

## 第２節　いのちと暮らしを支える生物多様性

### １　生態系サービスとは

この地球の環境とそれを支える生物多様性は、人間を含む多様な生命の長い歴史の中で創られた、かけがえのないものであり、それ自体に大きな価値がある。

我々の暮らしは、食料や水、気候の安定など、多様な生物が関わりあう生態系から得ることのできる恵みによって支えられており、これらの恵みは「生態系サービス」と呼ばれる。国連の主導で行われたミレニアム生態系評価（2005 年）では、食料や水、木材、繊維、医薬品の開発等の資源を提供する「供給サービス」、水質浄化や気候の調節、自然災害の防止や被害の軽減、天敵の存在による病害虫の抑制などの「調整サービス」、精神的・宗教的な価値や自然景観などの審美的な価値、レクリエーションの場の提供などの「文化的サービス」、栄養塩の循環、土壌形成、光合成による酸素の供給などの「基盤サービス」の四つに分類された。

生態系サービスの価値は、市場で取引されるもの以外は市場経済の中では見えにくくなっているが、生態系サービスを提供する生態系、生物多様性や自然資源のことを「自然資本」として捉え、それを劣化させることなく持続的に利用していくために、適切なコストを支払って保全していく必要がある。そのため、生態系サービスが有する価値を評価して、その価値を可視化しようとする取組が進みつつある。

生物多様性と生態系サービスとの関係については、単一種の作物から食料を効率的に得ることができる場合もあるように、必ずしも生物の多様性と直接的

な結びつきがないように考えられる場合もあるが、生物多様性が維持されていることによって、私たちは観賞用の植物や医薬品など、様々な用途に対応した供給サービスを得ることが可能となっている。また、生物多様性の高い生態系では病害虫の抑制などといった調整サービスに優れ、レクリエーションの場の提供をはじめとした文化的サービスの多くは生物多様性とも深い結びつきを持っている。このように、我々が将来にわたって様々な生態系サービスを享受することを可能としていくためには、その源となる生物多様性を維持・回復していくことが重要である。

また、複数の生態系サービス間の関係については、ある生態系サービスの向上を追求した場合、複数の生態系サービスが正の相乗効果によって向上する場合と、ある生態系サービスは向上するものの、他の生態系サービスは低下するといったトレードオフ（二律背反）の関係にある場合がある。例えば、都市域における緑地の確保は二酸化炭素の吸収や都市住民のレクリエーションの場の提供など、複数の生態系サービスの向上につながる。一方、マングローブ林を伐採し、エビの養殖場などのために開発することは短期的にはエビの養殖による商業的利益をもたらすが、魚類等の繁殖場所の消失や、二酸化炭素の吸収、海岸の保全などの様々な生態系サービスの低下につながる。生態系サービスを通じて生物多様性の保全と持続可能な利用を考えていく際には、このような生態系サービス間の関係性についても考えていくことが必要である。また、生態系は生物の生息・生育の場の提供をはじめ、生物多様性を維持する上で重要な様々な機能を有しており、これらの機能を損なうことがないようにしていくことも必要である。

次に生物多様性の保全と持続可能な利用を進めることの重要性について具体的な生態系サービスを例に紹介する。

## 2　いのちと暮らしを支える生物多様性

### （1）生きものが生み出す大気と水（基盤サービス）

我々を含む多くの生物の生存に不可欠な酸素は大気の約 20%を占めている。これは他の惑星では見られないものであり、この酸素はラン藻類や多様な植物の数十億年にわたる光合成により作られてきたものである。

また、食物連鎖を支える一次生産は、植物が太陽エネルギーを利用して担い、栄養豊かな土壌は、生物の死骸がバクテリアなどの土壌中の微生物に分解されることなどにより形成され、生命の維持に欠かせない水や生物の豊かな海に不可欠な窒素・リンなどの栄養塩の循環には、森林などの水源涵養の働きや栄養塩の供給が大きな役割を果たしている。気温・湿度の調節も大気の循環や森林などを構成する植物からの蒸散により行われている。このように、人間を含むすべての生命の生存基盤である環境は、こうした自然の物質循環を基礎として成り立っている。

### （2）暮らしの基礎（供給サービス）

**【食料や木材などの資源】**

我々が食べている米、野菜、魚、肉や、住居に使われる木材、衣類に使われる綿や麻などは、我が国の田畑、森林、海などから農林水産業を通じて、あるいは海外からの輸入を通じてもたらされている。

我が国は、豊かな水と肥沃な土壌に恵まれ、米をはじめとする様々な農産物が生産されており、こうした農産物は、益虫や害虫など様々な生物とのつながりの中で育まれている。例えば、クモは、農地の中で害虫を含む多くの虫を食べることでいのちをつなぎ、農産物の生産を助けている。このように農地には多様な生物がいて、我々はそれらの生物との関わりの中で農産物を生産している。

森林から採れる食料も重要である。かつて日本人は、キノコや山菜、木の実など豊かな森林の恵みを多く利用して生活をしていた。現在は、生活様式も変わり、かつてほどこれらは食料として不可欠ではなくなっているが、森林は地域の風土が育む我が国らしい食材の宝庫である。

また、先史から、魚介類は日本人の食生活を支える貴重な食料であった。海洋、沿岸の藻場・干潟、川や湖で獲れる多くの種類の魚類、貝類、イカ・タコ類、海藻など自然の恵みは我が国の食文化を特徴づけている。

北陸や東北から北海道にかけては、サケ類が毎年海から河川を目指して集まってくる。また、全国各地の多くの河川では、春になるとアユの遡上が見られる。さらに、養殖とされるウナギやマグロも、一部を除き、人工親魚から得た卵をふ化させる完全養殖によって供給されているわけではなく、多くの場合、天然のシラスウナギや小型のマグロを獲ってきて育てたものである。このように魚介類の採取は自然の力に依存したものである。このため、海や川などからの水産資源の安定的な確保のためには、水産有用種の資源の状態が良好であることに加え、海洋や河川等における生物の多様性が豊かで健全であることが不可欠である。我々はそれらの生物多様性を保全しつつ、持続可能な方法で生物資源を利用していかなければならない。

木材は、我が国において昔から様々な用途で利用されてきたものであり、世界文化遺産に登録されている法隆寺をはじめ伝統的な建築物は木で造られており、現在に至るまで私たちの居住に木材は欠かせない材料である。また、農機具をはじめとする様々な道具も木材を利用して作られており、生活に欠かせないものであった。このように我が国では、森林に恵まれた環境を活かし、木材をその種類や性質に応じて生活の中に多様な形で取り入れた「木の文化」がつくられてきた。

現在でも、住宅を建てる際には木材が大量に使われているほか、近年は建築基準の合理化に加え技術開発も進み、木造で高層建築物を建築する取組も広がっており、木材はやすらぎのある住空間を創造する上での一つの重要な要素として再認識されつつある。また、暖房の燃料や再生可能エネルギーの供給源として、その価値が見直されてきている地域もある。さらには、紙の生産のためにも大量の木材が使われている。我々の生活を営む上で、昔も今も生物多様性の構成要素の一つである森林からの恵みである木材は必要不可欠なものである。

このほか、絹、羊毛などの動物繊維、綿、麻などの植物繊維も、それぞれの特徴を活かして衣料をはじめ様々な用途に用いられている。

我が国は、食料と木材の約６割を海外から輸入しており、世界の生物多様性の恵みを利用して暮らしている。世界的には、過剰な耕作や放牧など資源収奪的な生産による土地の劣化、過剰な伐採や違法伐採、森林火災などによる森林の減少・劣化、過剰な漁獲による海洋生物資源の減少などの生物多様性の損失が進んでいる。海外の自然資源を利用する我が国の消費が輸出国の生物多様性の損失の上に成り立っている面があることに一人一人が気付くとともに、我々の生活が多くのいのちの上に成り立っていることを自覚し、国内だけでなく国外の生物多様性も保全しつつ、持続可能な利用がされるよう、日々の生活の中で配慮していくことが大切である。また、地球規模で生物多様性の損失が懸念される中、食料、木材などの資源の多くを輸入することは海外から多くの窒素等の物質を輸入していることを意味している。例えば、過剰な窒素等は湖沼や海域の富栄養化などを引き起こす原因となり、また、窒素の蓄積によって生長が助長される一部の植物が他の植物を駆逐し、植物群落の構成に変化を引き起こしている例もある。このようなことから、我が国としては、窒素循環など物質収支の観点も含め、国際的な視野に立って自然環境や資源の持続可能な利用の実現に努力する必要がある。

**【生物の機能や形の利用】**

- **医薬品**

生物の機能や形態は、それぞれの種に固有のものであり、このような性質は、遺伝により、次の世代に受け継がれていくものである。それぞれの種が持つDNA上の遺伝情報は、40億年という生物進化の歴史の中でつくり上げられてきたものであり、我々はその長い歴史に支えられた多様な生物の機能や形態の情報を、様々なかたちで暮らしに利用している。

こうした生物の機能を人間が利用している身近な例としては、医薬品が挙げられる。伝統的に植物をはじめ多くの生物が医薬品として使われており、例えば、アスピリンはヤナギの樹皮の成分が鎮痛・解熱に効果があったことから合成されたものである。また、インフルエンザを治療するリン酸オセルタミビル（販売名：タミフル）という薬の原料は、中華料理の材料になる八角（トウシキミの実）から抽出されたシキミ酸をもとに合成されたものである。菌

類や細菌類が持つ成分や酵素は、新薬、化粧品、機能性食品などの原料となるのみならず、開発に係るバイオテクノロジーの進歩にも重要な役割を担っている。また、現時点では利用されていない生物資源であっても、将来、科学技術の進展などにより重要な価値を生み出す可能性を秘めたものもある。多様な生物を保全していくことは、将来における様々な利用可能性を次世代に引き継いでいくことでもある。

- **品種改良**

我々の食生活を支えている主な食料は、米、小麦、大豆、とうもろこしや牛、豚、鶏などとなっている。これらは数多くの野生生物の中から人間にとって有用な生物を選抜し、交配していくという農業の進歩の歴史の結果である。こうした品種改良は、生産効率を上げ、生活を豊かにしてきた。なお、品種改良は「一様化（特定の品種に集中すること）」という面も持っている。このことは一見多様性と反しているようにも思われるが、これを支えるためには、品種改良の選択肢を広げるための近縁の野生生物の豊かな遺伝資源が維持されている必要がある。また、一様化してしまった作物や家畜が将来の環境変化に対応できなくなったときには、さらなる改良のための遺伝資源がなければならない。例えば、19 世紀初めにアイルランドで栽培されていたジャガイモは単一品種に限られ、遺伝的多様性を欠いていたため、1845 年から数年間にわたって発生した疫病によってジャガイモが全滅し、飢饉をもたらしたことが知られています。一方、ジャガイモの原産地であるアンデス地方では、複数の品種を混ぜて栽培する習慣が伝統的に存在していたため、特定の疫病によってジャガイモが全滅するような被害を招くことがなかったと言われている。このように効率的・効果的な農産物の生産の基礎を支えるものとして生物多様性は重要である。

- **形態や機能の利用**

長い年月をかけて進化し、適応してきた生物は、人間の技術では真似のできない機能を多く持っている。蚕からとれる絹は、通気性、吸湿性、肌触りに優れ、紫外線を低減する機能を有しており、役割を終えた後は自然に分解され生態系に負担がかからない。これは化学繊維の技術が発達したといっても完全に真似のできるものではない。

自然界にある形態や機能を真似したり、そこから示唆を得ることで、人類の問題を解決したり、画期的な技術革新をもたらすことができることもある。これは生物の真似という意味から、バイオミミクリーと呼ばれる。例えば、カワセミのくちばしを真似てデザインされた空気抵抗の少ない新幹線の先頭車両や、ハスの葉の表面構造を真似て開発された汚れの付きにくい塗装などがその分かりやすい例である。

生物が持つこのような機能や能力がふんだんに隠されている豊かな生物多様性は、将来の技術開発の可能性を秘めた宝の山でもある。

### （3）文化の多様性を支える（文化的サービス）

**【自然と共生してきた日本の智恵と伝統】**

島国である我が国は、近海では暖流と寒流が流れ、四季の変化が明瞭であり、湿潤な気候は豊富な降雨をもたらし、多くの動物が棲み、様々な植物が息づいている。このような我が国は、古来より豊葦原瑞穂国（とよあしはらのみずほのくに）と呼ばれ、すべてのものが豊かに成長する国土で日本人は四季とともに生きる文化を育んできた。その一方、地震や火山の噴火、土砂災害など常に自然災害と隣り合わせの生活を余儀なくされてきた。

このように、豊かで時に荒々しい自然を前に、日本人は自然と対立するのではなく、自然に順応した形で様々な知識、技術、花鳥風月などを題材とした特徴ある芸術、豊かな感性や美意識をつちかい、多様な文化を形成してきた。その中で、自然と共生する伝統的な自然観が形成されてきたと考えられる。

例えば、我が国では、農作物の生産などのために畑、水田、ため池、草地などが形成されてきたが、その際、自然に対する畏怖から、鎮守として神社や祠を置いて八百万（やおよろず）の神を祀（まつ）り、そのまわりを鎮守の森で覆った。こうした、すべてを利用することなく残しておくといった考え方や自然に対する敬けんな気持ちの表れは、日本人の自然との共生の姿を表しているともいえる。里地里山の利用においても、利用しすぎないための地域独自の決まりや仕組みがあり、現在でも山菜を採るときに

は来年以降のことを考えて一部を残すという地元の人たちは多い。恵みであると同時に大きな脅威ともなる自然と共生する社会を築いていくためには、自然を畏れ敬い、こうした限りある自然や資源を大切にしてきた伝統的な智恵や自然観を学び、共有していくことが必要である。

**【地域性豊かな風土】**

我が国には、自然と文化が一体になった「風土」という言葉がある。地域の特色ある風土は、それぞれの地域固有の生物多様性と深く関係し、様々な食文化、工芸、芸能などを育んできた。例えば、食文化は地域で採れる野菜や魚、きのこなどの様々な食材を、その土地にあった方法で調理することで生まれる。我が国の伝統食である雑煮も、材料や調理法、餅の形にいたるまで地域によって様々な特徴がある。また、我が国の気候は気温が高く湿潤なため、様々な発酵食品が発達することになった。漬け物、馴鮨（なれずし）、味噌、醤油、日本酒などは、それぞれの地域に適した微生物と、気候、水、そして食材が複雑に関係している。しかし、現代では、食品の大量生産や大規模な流通、それに伴う伝統的な技術や知識の喪失、食材となる地域固有の生物の減少などが進み、地域色豊かな伝統的な食文化は失われつつある。

また、都市では身近な自然とのふれあいや生物多様性の豊かな自然地域での体験活動を渇望する住民が増えている。一方、日常的に自然と接触する機会がなく自然との付き合い方を知らない子どもたちも増えている。自然の中で遊び、自然と密接に関わることを知らないまま育つことが、精神的な不安定が生じる割合を高める一因となっているとの指摘もある。このような時代こそ、豊かな自然に接し学ぶ機会を提供することが、次の世代を担う子どもたちの健全な成長のために必要とされている。

このように、豊かな生物多様性にも支えられ、育まれてきた文化の多様性は、我々に精神的な恩恵をもたらす豊かな生活の基盤であり、地域に固有の財産として文化面での奥行きを増し、地域社会の持続的な発展に役立ってきたことを十分理解する必要がある。

**（4）自然に守られる私たちの暮らし（調整サービス）**

我々の暮らしは、健全な生態系に守られている。例えば、人工林の間伐の推進や広葉樹林化・長伐期化、天然生林の保全などにより、多くの動植物を育む多様で健全な森林の整備・保全を進め、また生物が多く生息・生育する川づくりや河畔林の保全を行うことは、流域全体で見ると、山地災害の防止や土壌の流出防止、安全な飲み水の確保に寄与する。また、豊かな森林は大雨や強風による被害を軽減したり、サンゴ礁は台風等による高波から国土を守る天然の防波堤となったり、海岸侵食を防いだりしている。大規模な土木工事ができなかった昔の人々は、自然の地形に従って土地を利用してきた。そうした智恵を活かし、自然の地形に逆らわない形で居住環境などを整備することも、より効率的に安全を確保する上で大切である。

また、森林や海洋等による温室効果ガスの吸収は気候の調整に重要な役割を果たしている。森林による温室効果ガスの吸収量は、森林の高齢化等を受けて、2003～2004 年頃をピークに現在減少傾向にあるとされるが、炭素吸収量を増加させるために、適切な間伐の実施等の取組に加え、炭素を貯蔵する木材の利用を拡大しつつ、エリートツリー等の再造林等により生長の旺盛な若い森林を確実に造成していくことが重要である。海域についても、藻場による年間炭素吸収量（ただし、固定量ではない）は二酸化炭素換算ベースで約 470 万トン年であることが推定されている。

さらに、農業は食料の生産に加え、多様な生物の生息・生育環境を生み出す活動であるという視点に立ち、環境に配慮した農薬・肥料などの適正使用を進めるとともに、有機農業をはじめとする環境保全型農業を積極的に進めることが、生物多様性の保全だけでなく、安全な食料の確保に寄与することにもなる。こうした農業生産環境における土壌微生物や地域に土着する天敵をはじめとする生物多様性の保全が図られることで、農業生態系の病害虫抑制の機能が発揮されることになる。　これらの例でも示されるように、生物多様性を尊重して暮らしの安全性を考えることは、特に世代を超えた長期のスケール

で見た場合、経済的な投資の効率性という点でもメリットがあるといえる。

　生物多様性は、人間も含む多様な生命の長い歴史の中でつくられたかけがえのないものである。そのため我々は、地域本来の生態系を大きく変質させてしまう生物や人間にとって危険な生物、有害な生物については被害を発生させないように努めていく必要がある。また、生物多様性は様々な生物が複雑に関係し合い成り立っており、未解明なことが少なくないことや、今は利用されていないものであっても将来有用なもの、または重要な価値を生み出す可能性を秘めたものがあることなどを理解するとともに、これらの生物が長い進化の歴史を経て人間とともに地球に存在する意味を理解し、人間にとって危険な生物や有害な生物等であっても、その存在そのものの尊さを認めることを忘れてはならない。

## ３　「自然共生社会における国土のグランドデザイン」

以下、前・生物多様性国家戦略である「生物多様性国家戦略 2012-2020」（以下、前戦略という。）の第１部第３章第２節の抜粋である。

### 第１節　自然共生社会における国土のグランドデザイン

#### １　基本的な姿勢「100 年計画」

現在豊かな森林の生態系が見られる明治神宮の森も、もともとは森のない荒れた土地でした。そこに 100 年先を考えて新たに人の手で森をつくっていくという明確なビジョンが描かれ、100 年近い年月を経て今のように豊かな森になったものです。このように、生物多様性の保全と持続可能な利用を図っていくためには、自然生態系が攪乱と回復を繰り返したり、人為的な環境変化に対して損失、劣化または適応、回復していくのに要する時間を踏まえ、少なくとも 100 年という長期的視野で考えることも重要です。このため、生物多様性の保全と持続可能な利用に携わる多様な主体が長期的視点に立って取組を進められるよう、自然共生社会における国土のグランドデザインを、100 年先を見通した共通のビジョンとして示します。ただし、生態系や場所によって、回復等に要する時間スケールが異なることに留意しながら取組を進めることが必要です。

まず、「自然共生社会における国土のグランドデザイン」を 100 年先を見通して考える上での基本的な姿勢を、「100 年計画」として以下に掲げます。

**「100 年計画」**

① 自然の恵みと脅威を認識した上で一方的な自然資源の収奪、自然の破壊といった自然に対する関わり方を大きく転換し、生物多様性の保全上重要と認められる地域を保全するとともに、人間の側から自然に対して貢献をしていくことにより、人口が増加を続けた過去 100 年の間に破壊してきた国土の生態系を、人口が減少に向かう次なる 100 年をかけて回復する。

② 総人口の減少により国土の利用に余裕を見出せる中で、地域資源を最大限に活用し、地域固有の自然や文化に根ざした個性的で魅力的な地域づくりを通じて地域の自立的発展を目指す動きとともに、生態系サービスの需給について地域間の互恵関係の維持発展を目指す。

③ とりわけ一次産業従事者の減少・高齢化により現在の国土管理の水準を維持できない地域が生じることや、集約型の都市構造への転換、社会資本の維持や更新のための投資が増大することなどによって国土利用の再編を進めようという動きの中で、国土管理に必要な投資の重点化・効率化に加えて、安全・安心な国土の形成と自然との共生を重視したエコロジカルな国土管理を進める。

④ 国土全体にわたって自然の質を着実に向上させることを目指す。その際、さまざまな取組の効果が発現するには長期間を要することから、順応的な態度が欠かせず、鳥獣による農林業被害の問題、里地里山の保全活用、里海・海洋の保全、都市における生物多様性の確保などについては、人と自然のより良いバランスを、社会的な合意を得つつ段階的に取り戻していく。

⑤ 100 年の間に、自然環境や社会経済の状況の変化に応じて、取組の内容や方法を柔軟に見直すという順応的な保全管理には、科学的データの集積という裏付けが必要である。また、国際的な社会情勢の変化や人々の意識や行動様式の変化、生物多様性に関わる新たな社会経済的な仕組みや制度的枠組みが実現している可能性なども考慮する必要がある。

このグランドデザインの実現に向け、【（捕足）前戦略の短期目標の目標年である】2020 年までの間に取り組むべき国の施策の大きな方向性を【（捕足）前戦略の】第４章第１節「基本戦略」に掲げ、その「基本戦略」に沿った具体的施策を【（捕足）前戦略の】第３部「行動計画」に掲げています。

グランドデザインは基本的に 100 年の間大幅に変更する性格のものではありませんが、５年程度を目途に行う国家戦略の見直しの機会に、その時点の状況に応じて基本戦略に掲げる取組方向との関係を確認するほか、10 年程度経過した見直しの機会には、自然環境や社会経済の状況の変化に応じた見直しの必要性についても検討を行います。

#### ２　国土のグランドデザインの全体的な姿

「自然共生社会における国土のグランドデザイン」の

全体的な姿として、次の５つを挙げます。

① 地球規模から国土レベル、地域レベル、流域レベルなどの生態系の空間的なまとまりの階層性やつながりに着目し、生物多様性国家戦略と生物多様性地域戦略が、国と地方の適切な役割分担のもと、それぞれが連携しつつ、階層的・有機的に形づくられている。これらに基づいて、十分な規模の保護地域を核としながら、それぞれの生物の生態特性に応じて、生息・生育空間のつながりや適切な配置が確保された生態系ネットワークが国土全体を通じてしっかりと形成されている。森林や農地、都市、沿岸域などの地域を連続した空間として結びつけている河川・湿原などの水系のほか、海岸部、特に都市部の道路沿いの緑地や保全・再生・創出された緑地などは、国土における生態系ネットワークの基軸と位置づける。

② 地球温暖化の影響を受けて脆弱な生態系である島嶼・高山帯などに生息・生育する一部の種では絶滅のリスクが高まるが、国内全体にわたるモニタリング体制が構築される中で、動植物の効果的な保護がなされることによりレッドリストの中でランクが下がる種がランクが上がる種を上回るなど国土全体では種の絶滅リスクが低下する。人口減少や国内資源の有効活用などを背景に、海外の自然資源への依存度が低下することや、さらに意図しない外来種の導入に対する水際でのチェック体制が充実し、優先度に基づく計画的な防除が各地で進展し、ペット等の適正な飼養管理の徹底や保全上重要な地域における駆除が図られることにより、外来種による新たなリスクの拡大はなくなっている。

③ 農林水産業や事業者による原材料調達などの活動は生物多様性への影響にも配慮した持続可能な方法で行われ、地域に固有の希少種の保護など生物多様性の保全の取組と両立する形で国内の自然資源の有効活用が進んでいる。

④ 渡り鳥が飛来する湿地の保全・再生や海洋保護区のネットワーク化など、アジア太平洋地域を中心に国境を越えた生態系ネットワークの形成が進む。ペットの輸入を含め海外の自然資源への依存度の低下や国際協調による水産資源の持続可能な利用の進展などにより、わが国が地球規模の生物多様性に与える負の影響は低下している。

⑤ 生物多様性の保全と持続可能な利用がさまざまな社会の仕組みに組み込まれ、資源産出国への国際協力、基金による助成などの経済的措置や事業者による社会貢献活動などが定着している。生物や自然に関する教育が充実しており、市民は、自らの意志で、生物多様性の保全･再生活動への参加や活動支援のための寄付、生物多様性に配慮した商品・サービスの選択的な購入などにより、生物多様性がもたらす豊かさを享受し、また、そうした行動を通じて自然と共生した社会における新しいライフスタイルを確立する。

### ３ 国土の特性に応じたグランドデザイン

わが国の自然環境の特性を国土レベルで概観した場合、わが国はユーラシア大陸の東側、およそ北緯 20 度から北緯45度の中緯度に位置する南北約3,000㎞にわたる弧状列島であり、帯状に配列する複数の地帯構造から構成されています。気候帯としては亜熱帯から亜寒帯までを含み、主な植生は南から順に亜熱帯常緑広葉樹林（琉球列島、小笠原諸島）、暖温帯常緑広葉樹林（本州中部以南）、冷温帯落葉広葉樹林（本州中部から北海道南部）、亜高山帯常緑針葉樹林（北海道）に区分され、森林限界を超えた領域では高山植生が成立しています。また、植物相、動物相はともに複数の地理区に属しており、さらに渡瀬線、ブラキストン線などといった生物地理上の境界線によって区分されます。わが国の生物多様性は、このような特性を持つ自然的基盤とその上に積み重ねられてきた自然そのものの営み、人々の長い年月にわたる暮らしの営みによって形づくられてきたものです。自然共生社会における国土のグランドデザインでは、わが国の国土が地形・地質や気候、植生帯、生物相などの違いによって区分されることを踏まえた上で生物相と人間活動の関係も考慮に入れる必要があります。

わが国の国土は、陸域と海域に大別され、このうち陸域は、生物相と人間活動の違いから、奥山自然地域、人工林が優占する地域を含む里地里山・田園地域、都市地域に分けられます。さらに、河川・湿地地域は、河川をはじめとした水系を通じて、これらの地域をつないでいます。

一方、海域は、陸域の影響を顕著に受けており、海岸線を挟む陸域と海域を一体的にとらえていくことが望ま

しい沿岸域と、沖合から外洋へと広がる海洋域に分けられます。さらに、島嶼は、面積的に限られた空間の中にさまざまな自然環境が存在し、それらが微妙なバランスの上に成り立つ独特の生態系が見られることから、陸域から沿岸域までを一体的にとらえていくことが望ましいといえます。

このようなことから、自然共生社会における国土のグランドデザインでは、以下の７つの地域区分を基本的な単位として考えていくこととします。

ただし、同じ種類の地域区分であっても、例えば、北海道と沖縄では自然環境そのものが異なり、農業や漁業などの形態も異なっているように、気候や植生帯、人間活動などの違いによる地域性があります。また、地形単位で見た場合、例えば、同じ都市地域であっても、盆地に位置するものと氾濫原に位置するものでは立地環境が異なっています。このように同じ地域区分であっても全国一律のものではなく、自然環境や人間活動によって違いがある点を踏まえ、国土のグランドデザインの実現に向けた取組を進めていく必要があります。

（1）奥山自然地域……相対的に自然性の高い地域
（2）里地里山・田園地域（人工林が優占する地域を含む）
……（1）と（3）の間に位置する地域
（3）都市地域……人間活動が集中する地域
（4）河川・湿地地域……各地域を結びつける生態系
ネットワークの基軸となる水系
（5）沿岸域……海岸線を挟む陸域及び海域
（6）海洋域……沿岸域を取り巻く広大な海域
（7）島嶼地域……沿岸域・海洋域にある島々

また、国土のグランドデザインの実現に向けた取組を進めていく際には、それぞれの地域区分をどのようにつなげていくのかというデザインが必要となります。わが国の土地利用はモザイク状に広がっており、各地域区分の配置は地域によっても異なりますが、一つの考え方として、流域を基軸として関連する地域を含む流域圏を一つのまとまりとして各地域区分のつながりを考えていく方法があります。その際には、流域圏内の人・もの・資源を活用し、健全な水循環や物質循環、生態系を保全・回復するとともに、水やエネルギー、食料の持続可能な供給を可能とし、災害などに対しても強靱な社会を構築することにより、国土の多様性と環境変化への強靱さを担保することを目指し、各地域区分のつながりを考えていくこととします。

次に、流域圏の構成要素となる７つの地域区分ごとのグランドデザインを示します。

### （1）奥山自然地域

**【現状】**

奥山自然地域は脊梁山脈などの山地で、全体として自然に対する人間の働きかけが小さく、相対的に自然性の高い地域です。国土における生物多様性を考える上では、いわば屋台骨としての役割を果たす地域であり、原生的な自然、クマ類、ニホンカモシカなどの大型哺乳類やイヌワシ、クマタカなど行動圏の広い猛禽類の中核的な生息域、水源地などが含まれます。現在、国土面積の２割弱を占める、自然林と自然草原を合わせた自然植生の多くがこの奥山自然地域に分布しています。本州中部や北海道などにおいては山稜部に広く分布する一方、中国地方のように現在では自然植生が標高の高い山岳部などごく一部にしか残されていない地域では、自然の遷移にゆだねられた二次林など相対的に自然性の高い地域がこの奥山自然地域にあたります。

この地域は、気候条件に応じて成立する代表的、典型的な自然植生がまとまって残されている地域であり、各地域の代表的な動植物が将来にわたって存続していくための核となる地域（コアエリア）の一つとして重要です。

急峻なところでは、地形改変により一度植生が失われると回復が難しいことが多く、特に高山・特殊岩地の生態系は厳しい環境条件のため、小規模な人間活動に対しても脆弱です。また、ニホンジカの生息域の拡大や生息数の増加により、下層植生の衰退、それに伴う裸地化など、森林生態系への影響が深刻化しているほか、亜高山帯、高山帯などでは地球温暖化の進行による高山植物群落等への影響が懸念されています。

**【目指す方向】**

・　地方ごとにまとまりのある十分な広がりを持った奥山自然地域を保全する。

・　自然優先の管理を基本とし、登山などの人間活動が生態系に対して不可逆的な変化をもたらさないようにする。
・　ニホンジカの適切な保護管理を進め、森林生態系への影響を抑制する。

**【望ましい地域のイメージ】**

国土の生態系ネットワークにおける中核的地域の一つであり、各地域の代表的な動植物を存続させていくためのエリアとして自然優先の管理を基本とする地域となっている。

自然林に隣接した二次林を、自然の遷移にある程度ゆだねて自然林へ移行させるなど、自然の質の向上のための取組によって、まとまりのある奥山自然地域が確保されている。イヌワシやクマタカなどの猛禽類の繁殖成功率が向上し、西日本においても、それまで生息域が孤立していたツキノワグマが人里離れた森の中で木の実を食べるなど、二次林のうちある程度自然の遷移にゆだねられた森林がまとまって広がっている。また、ニホンジカは生態系に対して不可逆的な変化をもたらさない程度の生息数に維持されている。これらにより人為の影響が少なく、大型哺乳類の主な生息域にもなっている奥山自然地域が地方ごとにまとまりを持って保全されている。

周囲に低地があることで隔てられた形となっている高山においては、固有種や遺存種が地球温暖化の影響を受けて種の構成や分布範囲を変化させているが、外来種が排除されるなど地球温暖化以外の人為的な影響を受けないよう保全されモニタリングが続けられている。

山岳部を楽しむ登山者は、脆弱な地域やオーバーユースとなっている地域に立ち入るときに、入山の認定を受けて奥山の自然へのインパクトがより小さくなるように配慮するとともに、ルールに従って楽しんでいる。

それまでのオーバーユースに伴う踏みつけによって痛んだ山岳部の植生はボランティアの協力もあって修復され、ササが密生して森林の天然更新が困難になった地域や人為的な改変跡地では、人が補助的に手を加えて自然を再生するなどの取組により生物多様性に富んだ豊かな森林が見られるようになっている。

**（2）里地里山・田園地域（人工林が優占する地域を含む）**

**【現状】**

里地里山・田園地域（人工林が優占する地域を含む）は、相対的に自然性の高い奥山自然地域と人間活動が集中する都市地域との中間に位置しています。この里地里山・田園地域（人工林が優占する地域を含む）は、里地里山のほかに、人工林が優占する地域や水田などが広がる田園地域を含む広大な地域です。

里地里山は、長い歴史の中でさまざまな人間の働きかけを通じて特有の自然環境が形成されてきた地域で、集落を取り巻く二次林と人工林、農地、ため池、草原などで構成される地域概念です。

二次林や水田、水路、ため池などが混在する自然環境は、多くの固有種や絶滅危惧種を含む多様な生物の生息・生育地となっており、都市近郊では都市住民の身近な自然とのふれあいの場としての価値が高まってきています。同時に人間の生活・生産活動の場でもあり、多様な価値や権利関係が錯綜するなど多くの性格を併せ持つ地域です。

この地域では、水田耕作に伴う水管理の方法、二次林や二次草原の管理方法など地域ごとに異なる伝統的な管理方法に適応して、多様な生物相とそれに基づく豊かな文化が形成されてきました。奥山自然地域とともに、わが国の多様な生物相を支える重要な役割を果たしてきた地域といえます。

昭和 30 年代以降、エネルギー革命による資源利用の変化や農業の近代化に伴い、二次林は手入れや利用がなされず放置されるところが増え、二次草原は大幅に減少するとともに、昭和 60 年代頃からは、耕作放棄地も増加しています。こうした変化に伴い、クマ類、ニホンジカ、イノシシ、ニホンザルなどの中・大型哺乳類の生息分布の拡大や生息数の増加が見られ、人の生活環境や農林業などへの被害が拡大している状況にあります。なお、本地域は、今後人口減少や高齢化が進むことにより、他の地域に比べ、人との関わりが全体として減少していくと考えられます。

**【目指す方向】**

- 奥山に近い地域や都市に近い地域といった各地域の今後の自然環境や社会状況の変化を見据えつつ、効率的な保全活用を進める。
- 生物多様性をより重視した、持続可能な農林業の活性化を通じて、人と自然のより良い調和を実現する。
- 緩衝帯の整備などにより、人と鳥獣との適切な関係の構築を進める。
- エコツアーでの利用やバイオマス資源の利用などを含め地域の自然資源の積極的な有効活用や新たな価値の発見と創造による農山村の活性化を進める。
- 保全活動の取組への支援や都市住民、事業者なども含めた地域全体で支える新たな仕組みづくりを進める。

**【望ましい地域のイメージ】**

農地を中心とした地域では、自然界の循環機能を活かし、生物多様性の保全をより重視した生産手法で農業が行われ、田んぼをはじめとする農地にさまざまな生物が生き生きと暮らしている。農業の生産基盤を整備する際には、ため池や畦が豊かな生物多様性が保たれるように管理され、田んぼと河川との生態的なつながりが確保されるなど、昔から農業の営みとともに維持されてきた動植物が身近に生息・生育している。そのまわりでは、子どもたちが虫取りや花摘みをして遊び、健全な農地の生態系を活かして農家の人たちと地域の学校の生徒たちが一緒に生物の調査を行い、地域の中の豊かな人のつながりが生まれている。耕作が放棄されていた農地は、一部が湿地やビオトープとなるとともに、多様な生物を育む有機農業をはじめとする環境保全型農業が広がることによって国内の農業が活性化しており、農地として維持されている。また、生物多様性の保全の取組を進めた全国の先進的な地域では、タンチョウやコウノトリ、トキなどが餌をついばみ、大空を優雅に飛ぶなど人々の生活圏の中が生きものにあふれている。都市に近い地域では、動植物種の供給源となり、エコロジカルネットワークを形成するとともに、住民の自然とのふれあいの場等となっている。

二次林は、かつてのような利用形態により維持管理される範囲が限られている一方で、積極的に維持管理を図ることとされた地域では、明るく入りやすい森林として管理されることで子どもたちの冒険の場となり、在来種であるオオムラサキやカブトムシがごく普通に見られ、春の芽吹きと美しい紅葉が見られるなど季節の変化に富んだ風景をつくり出している。大きく広がっていた竹林は、一部は自然林や二次林として再生されるとともに、管理された竹林で家族がタケノコを掘る姿が見られる。また、里山の管理でうまれる木材はシイタケなどの山の恵みを生産するほだ木や、ペレットなどのバイオマス資源として地域内で利用されている。

人工林は、間伐の遅れも解消し、立地特性に応じて、広葉樹林化、長伐期化などにより、生物多様性の保全の機能が高まるとともに、地域の公益的機能の高度発揮に対する要請、木材需要の動向等に応じて、多様な森林の整備・保全が進められている。人工林から持続的に生産される材は間伐材や端材も含め、有効利用が進んでいる。このような形で維持管理が行われている二次林・人工林・農地などが一体となった里地里山では、多様な土地利用・資源利用と都市住民をはじめとした多様な主体の連携・協働を通じて、さまざまなタイプの生態系が混在する状態が復活している。かつて広く分布した二次草原は、草資源のバイオマス利用なども通じて、全国各地で維持管理が継続され、多くの野草が咲き、チョウ類が飛び交うなど希少となってしまっていた動植物種が増え、普通に見られるようになっている。それとともに、風景が美しく保たれ、それに惹かれて移り住んできた都市住民や外国からの観光客などが増え、エコツーリズムの浸透もあって生き生きとした地域づくりが実現している。また、そうした中で里地里山の価値が広く国民に認識され、公的または民間の資金やボランティアにより維持管理の一部が支えられるようになっている。そして、自然資源の利活用を通じた豊かな生物多様性との関わりの中で、地域ごとにつちかわれてきた生物多様性を利用する伝統的な知識、技術が子どもたちへと引き継がれ、地域の文化と結びついた固有の風土が尊重されている。

また、広葉樹林化などによる多様な森林づくりが進み、生息環境が改善されることに加えて、森林と農地や人里との境界部分では見通しの良い緩衝帯の設置、人里に放置された農作物や果樹など特に冬場に鳥獣の餌となるものの除去、地域全体での追い払いなどの防除対策のほか、適切な狩猟も通じた個体数調整などにより、クマ類、ニホンジカ、イノシシ、ニホンザルなどの中・大型哺乳類は農地や人里に出没しにくくなっている。

### （3）都市地域

**【現状】**

都市地域は人間活動が集中する地域であり、高密度な土地利用、高い環境負荷の集中が見られます。また、都市では食料をはじめ、多くの生態系サービスを他の地域に依存しており、生態系サービスを通じて他の地域と関係しています。都市における樹林地や草地などの緑地は、都市に生きる生物の生息・生育の場として重要であるとともに、都市住民にとっても身近な自然とのふれあいの場として貴重なものとなっています。しかしながら、市街地の拡大に伴い、ヒバリやホタル類など多くの身近な生物の分布域が郊外に後退し、その結果、斜面林、社寺林、屋敷林など都市内に島状に残存する緑地に孤立して細々と生きる生物、カラス類やムクドリなど人為的な環境にも適応することのできた一部の生物など、都市地域で見られる生物は非常に限られています。歴史的に都市環境の要素として組み込まれたお堀や河川、水路に生息する魚類などは少なくなり、そこではペットのミドリガメ等が放され、外来植物が繁茂する状況も見られます。居住地周辺において身近な自然とのふれあいや生物多様性の保全活動への参加を求めるニーズは急速に高まりつつある一方で、生活圏に緑地が少なく、生物多様性に乏しいことを背景に、自然との付き合い方を知らない子どもたちやそれを教えることのできない大人たちも増えています。

**【目指す方向】**

- 豊かな自然に包まれ、水と緑にあふれる都市づくりを周辺地域と一体的に進める。
- 緑地による生態系ネットワーク（エコロジカルネットワーク）を形成し、都市における生物多様性の確保を図る。
- 日常的な暮らしの中で身近な自然とのふれあいの場と機会を確保する。
- 地球規模の視点に立った持続可能な社会経済活動や消費行動を定着させる。

**【望ましい地域のイメージ】**

人口も含めてコンパクトになった市街地には、高エネルギー効率、長寿命の建物が建ち並び、発達した公共交通が立派に育った厚みのある街路樹の並木の中を移動している。また、都市の中や臨海部には、低未利用地を活用して、明治神宮のような森と呼べる大規模な緑地が造成されることで各都市の中にも巨木がそびえ、その上を猛禽類が悠々と空を舞うとともに、都市住民や子どもたちが身近に生物とふれあうことのできる小さな空間が市街地内のあちこちに湧水なども活用して生まれている。これらの街路樹や緑地は地球温暖化対策やヒートアイランド現象の緩和、都市における良好な景観の形成などにも貢献している。

丘陵地や段丘崖沿いの緑地、河川、湧水地、海岸などを基軸とし、都市内で樹林地や水辺地が保全、再生、創出され、風の道が確保されるとともに、水循環の健全性の確保や健全な生態系をネットワークにすることで生物多様性の回復が図られている。土地利用に余裕が見いだせるようになった郊外部では、森林や湿地などの自然の再生により、豊かな生態系が回復している。また、その生物多様性の状態は市民が主体となってモニタリングが行われている。

地形の変化に富み、樹林を有する緑地が増え、学校や幼稚園・保育園などには生物がたくさん生息するビオトープがあり、都市に居住しながらも幼い子どもたちが土の上で遊びや冒険をしながら育っていく。また、こうした森や緑地の管理は地域の大人が積極的に協力して行うことで、子どもも含めた地域のコミュニティのつながりが強くなっている。企業等の民間事業者の所有地においても緑地が確保され、生態系ネットワークの拠点となっている。

都市の郊外部の谷にある小規模な水田などで、保

全活動が活発に行われ、共同で管理される農地で人々がいきいきと農作業などに携わるとともに、その作業のまわりで子どもたちが魚取りや水遊びに歓声をあげている。

都市住民が消費する食べものや木材について、生物多様性の保全や持続可能な利用に配慮して生産したものや近郊で採れたものを選ぶ人が増え、そうした商品に付加価値が付くことが当然となるとともに、大きな公園で開催されるフェスティバルなどで広く商品が紹介され、都市の消費者と近郊の農業者などを結びつけている。こうした水と緑が豊かな都市は、景観にすぐれ観光の拠点ともなることで活気にあふれている。

### （4）河川・湿地地域

**【現状】**

水は、地球上の多くの生命にとって欠かせないものです。そして、河川をはじめとし、湖沼、湿原、湧水地などの水系は生物多様性の重要な基盤です。水系は森林、農地、都市、沿岸域などをつなぐことで国土の生態系ネットワークの重要な基軸となります。そのつながりを通じて流域から生み出される土砂や栄養分、さらには土地利用による汚濁物質を下流へと運ぶとともに、海からサケやウナギなどが遡上します。

水系は、魚類などの水生生物や水鳥をはじめ多様な生物の生息･生育地として重要です。特に湿原は、生物多様性が豊かな地域であり、保水、浄化、洪水調節、地域の気候緩和といった機能を有する一方、人為の影響を受けやすい脆弱な生態系といえます。

これまで河川沿いの氾濫原の湿地帯や河畔林は、農地、宅地などとして営々と開発、利用され、また、洪水等の災害を防止するための河川改修や流域の土地利用の変化により、流量の減少、水循環の経路の変更や分断、砂礫の供給の減少、攪乱の減少や水質汚濁などが生じたことから、河川生態系は大きな影響を受けてきました。自然湖沼においても、干拓・埋立、湖岸改修、水位の改変、水質汚濁、富栄養化、外来種の侵入などによって、湖沼生態系は大きな影響を受けてきました。日本に生育する水草のおよそ３分の１の種が絶滅危惧種に選定されるなど、水辺環境には多くの絶滅危惧種が存在します。その一方で、水質などの河川環境が改善する中でアユの遡上が回復した事例もあります。

**【目指す方向】**

- 安全・安心と環境が調和した多様な河川空間の保全・再生、豊かな水量の確保と河川本来の変動性の回復、河川の上下流や流域をつなぐことなどで、海域とのつながりも念頭に置きつつ、多様な生物の生息・生育環境を流域の視点から保全・再生する。
- 河川・湿地地域を基軸とした国内・国際的な生態系ネットワークを実現する。
- さまざまな水生生物とふれあえるように水質を改善するとともに、地下水や湧水を含めた健全な水循環を確保する。
- 豊かな生態系と地域の歴史・文化、生活が調和した日本らしい川や湖沼を取り戻す。

**【望ましい地域のイメージ】**

自然河岸や河川周辺の氾濫原としての湿地帯や河畔林などの保全が進み、自然を再生する取組もあって、河川内では、洪水による攪乱などを通じて、川が形づくられ、それに伴い多様な河川空間が形成されている。そこには多様な河川生態系が存在し、河道には、ヤナギ類の河畔林やカワラノギクなどの河原に特有の植物が生育し、河口部には二枚貝のヤマトシジミや、ヒヌマイトトンボなどの汽水域に特有の生物が生息している。その流れの中には瀬や淵が形成され、また生物が餌をとったり、繁殖するのに適した河床が存在するなど、河川は水生生物や魚類などの良好な生息・生育地となっている。こうした河川の変動性を保つためのさまざまな技術が活かされている。

河川内の淀み（ワンド）や河川周辺の湿原には、コウホネや、アサザなどの浮葉植物、エビモやヤナギモなどの沈水植物が繁茂し、ギンブナなどの生息・産卵の場所となっている。河川と周辺の湿原や農地などの間では、生物の移動が可能となっており、かつて普通に存在していたナマズやギンブナといった河川と水田の両方を行き来する生物も多く見られ

る。また、河川の上流から河口、沿岸域の間の連続性も改善され、流域における健全な水の循環による豊富な水量と良好な水質が維持される中で、アユやハゼの遡上が回復するなど豊かな水域の生態系が保たれている。

流域の汚濁負荷の削減が進み、河川に流入する水質が改善することで、源流部から河口部まで清らかな水が流れている。湖沼でも水質改善や水位変動の回復、外来種対策などが進んでいる。水質の改善された湖沼や湿原、冬期にも水が張られている水田や河口部の干潟にはアジア太平洋地域からの渡り鳥が飛来し、国内外を通じて、渡り鳥の飛来地のネットワークが確保されている。

都市部における雨水の浸透、農地における水環境の改善などにより、かつての身近な水路や湧水が再生され、人々の生活とともに健全な水循環が確保されている。美しい水辺と豊かな自然環境が地域に存在することで、歴史・文化、住民の生活と調和した日本らしい川の風景が創り出されている。このような水循環を通じて育まれた在来の魚が、地域色豊かな食材として日常の食卓にのぼっている。夏には水質が甦った川で歓声をあげて子どもたちがたくましく遊んでいる。

### （5）沿岸域

**【現状】**

陸域、海域が接し、それらの相互作用のもとにある沿岸域は、海水と淡水が混ざる河口の汽水域や複雑で変化に富んだ海岸、その前面に位置する干潟・塩性湿地・藻場・サンゴ礁などの浅海域を含み、漁業をはじめとするさまざまな産業やレクリエーションの場などにも利用される人との関わりが深い地域であり、豊かな生物多様性を有しています。海岸には砂浜、断崖、干潟などその形状に応じて特有の動植物が見られ、また海岸沿いの植生帯や渚の自然環境は、国土の生態系ネットワークの重要な基軸ともなります。

浅海域には干潟、塩性湿地、藻場、サンゴ礁などが分布し、水産資源を含む多様な生物の生息・生育の場、水質の浄化、自然とのふれあいの場などさまざまな重要な機能を有しています。一方で、浅海域は沿岸開発による直接的影響に加え、流域からの負荷、栄養物質や淡水の流入など陸域の影響を強く受けており、砂浜海岸や干潟の形成には河川の土砂運搬機能が重要な役割を果たしています。また、東北地方太平洋沖地震に伴う津波によって東北地方を中心とする太平洋の沿岸域では甚大な被害を受けたように、沿岸域は津波や高潮、さらには海岸侵食といった自然災害を受けやすい地域でもあります。

沿岸域の中でも、自然生態系と調和しつつ人手を加えることにより、生物多様性の保全と高い生物生産性が図られている地域は里海と呼ばれています。この地域は歴史的に見て、私たちの生活や文化と密接な関わりを持ってきました。例えば、漁業者による自主的な共同管理により、生物多様性を保全しつつ、その要素の一部である水産物を持続的に利用してきた場所や、アマモ場の再生や海洋ごみの回収など多様な主体の協働により生態系の保全が図られてきた場所でもあります。

**【目指す方向】**

- 陸と海が接する沿岸域本来の人と海のつながりと豊かな生物相を取り戻す。
- 現存する干潟・塩性湿地・藻場・サンゴ礁などを含む浅海域や自然海岸の保全を優先するものとし、さらに多様な生物の生息・生育環境の再生・創出により、人が近づき楽しむことのできる海辺を復活する。
- 適切な資源管理に基づく持続可能な漁業を進める。
- 上流での森づくりや水質改善などの取組を通じて、沿岸域での持続可能な漁業を活性化する。
- 海岸防災林の再生等を通じた安全・安心と環境が調和した沿岸域の保全・回復と持続可能な利用を進める。
- これらの実現に向け、科学的知見に基づく海洋保護区の適切な設定と管理の充実を進める。

**【望ましい地域のイメージ】**

沿岸域では、生物の生息・生育地として残された重要な干潟、塩性湿地、藻場、サンゴ礁などが、地球温暖化の影響による海水温・海水面の上昇の影響

を大きく受けているが、データの集積や健全な生態系の保全の取組、水深、潮流、底質などの環境条件を十分踏まえて行われる科学的な知見に基づいた再生の取組とあわせ、科学的知見に基づく海洋保護区の設定とその適切な管理を含む措置により生息環境が改善され、干潟、藻場、サンゴ礁などの沿岸域生態系が台風など自然の攪乱を受けつつ豊かに確保されている。また、各地の干潟では、アサリなどの貝類や、シオマネキなどのカニ類をはじめとするさまざまな海生生物が多く生息し、シギ・チドリ類が餌をついばみ、多くの人々が海辺の生きものの観察や調査に参加したり、潮干狩りを楽しんでいる。内湾などの閉鎖性海域においては、栄養塩バランスが適切に確保され、ヘドロのたい積や貧酸素水塊の発生、漂流・漂着ごみなど沿岸環境の悪化の問題が改善され、上流の森林は漁業者をはじめ関係者の協力を得て適切に維持され、豊かな漁場が保全されている。豊かな生命を育む沿岸域は、多様で豊富な魚介類を持続的に供給するとともに、北の海ではアザラシが、南の海ではジュゴンが泳ぐ姿が見られるなど、人間と自然の共生のもとに健全な生態系を保っている。砂浜から干潟や藻場を通じて海底につながる生態系の連続性が確保されることにより、西日本ではカブトガニの生息が確保されている。また、河川から沿岸域、海洋までの連続性が確保されることにより、モクズガニなどの両側回遊性の生物の生息が確保されている。地域ごとのあるべき里海の姿が設定され、その里海を目指し、参加・協働の取組が継続して行われている。

海岸は、地球温暖化による海水面上昇の影響を受けているものの、自然海岸が保全されるとともに、山からの連続性が確保された河川からの土砂の供給を受けて、砂浜が維持され、ウミガメの上陸やコアジサシの繁殖が見られるとともに、海浜植物が豊かに生育している。そして、アジアをはじめとする各国の協力により、ごみのないきれいな海岸で人々が海水浴に興じている。

### （6）海洋域

**【現状】**

沖合から外洋へと広がる国土の約 12 倍の広さの排他的経済水域などを持つわが国にとって、海洋域は生物多様性を支える基質的な構造です。海洋は地球の表面のほぼ７割を占め、水循環の巨大なストックであると同時に、その膨大な熱エネルギーにより、地球の気候の形成に大きく関わっています。また、炭素循環を通じて、二酸化炭素の大きな吸収源（シンク）として機能し、大気の安定化を担っています。日本は周囲を海に囲まれた島国であり、陸上の気候、ひいては陸上の動植物の分布や生態系も海に強く影響されています。

日本近海では、北は親潮、南は黒潮といった海流が流れ、寒冷及び温暖な水塊が遠隔地の生物とともに運ばれてくることや、地史的に隔離されたことのある日本海や、８千メートルの深さに達する日本海溝など変化に富んだ海洋構造であることが、わが国の海洋の生物多様性を豊かなものとしています。

**【目指す方向】**

- 広域に移動・回遊をする動物の保全を、国際的な協調の動きを踏まえつつ推進する。
- 水産資源をはじめ海洋全般のデータを整備し、遺伝的多様性を確保しつつ、必要に応じて国際的な連携を図り、生態系アプローチと適切な資源管理に基づく持続可能な漁業を進める。
- 国際的な連携により、海洋汚染の防止・除去の取組を強化する。
- これらの実現に向け、科学的知見に基づく海洋保護区の適切な設定と管理の充実を進める。

**【望ましい地域のイメージ】**

海棲哺乳類、海鳥類、ウミガメ類、魚類などその生活史において長距離の移動・回遊をする生物について、太平洋諸国をはじめとする関係国と協力した保全活動及び持続可能な利用が行われ、科学的知見に基づく海洋保護区の設定とその適切な管理を含む措置により生息環境が改善されるとともに、混獲を回避する技術の向上が図られている。そして、こうした生物が豊かに生息する海洋域では、国際的な協調の動きも踏まえつつ、必要な場合は地域漁業管理機関等の枠組みを通じて、生物多様性を保全する取組とともに、科学的根拠に基づき設定された漁獲可

能量をはじめとするルールにのっとった持続可能な漁業が盛んに行われている。

生態系に影響を与える漂流・漂着ごみや有害な化学物質・油の流出による海洋汚染の防止・除去については、国際的な連携による取組が進んでいる。

### （7）島嶼地域

**【現状】**

わが国は、北海道、本州、四国、九州という主要４島のほかに、6,800 あまりと言われる大小さまざまな島嶼を有し、有人島は 400 あまりとなっています。周囲を海に囲まれ、生物の行き来が限られていることから、既に周辺地域では見られなくなった在来の生物相が島嶼という限られた空間の中で残されている場合があります。また、小笠原諸島や南西諸島をはじめとして海によって隔離された長い歴史の中で、独特の生物相が見られる島々が存在します。こうした島嶼では小さな面積の中に微妙なバランスで成り立つ独特の生態系が形成されており、生息・生育地の破壊や外来種の侵入による影響を受けやすい脆弱な地域といえます。島嶼地域には、もともと分布が非常に限定された地域固有の種が多く、また、人為的な影響も受けやすいことから、島嶼地域に生息・生育する種の多くが絶滅のおそれのある種に選定されています。

**【目指す方向】**

- 希少種の保護増殖や外来種の防除などにより独特の生態系や固有の生物相の保全を推進する。
- 独自性を活かした豊かな地域づくりを進める。

**【望ましい地域のイメージ】**

島嶼においては、侵略的な外来種は根絶され、対馬のツシマヤマネコ、西表島のイリオモテヤマネコ、奄美のアマミノクロウサギ、沖縄のヤンバルクイナ、小笠原のムニンノボタンなど固有の動植物や在来の動植物が安定して生息・生育し、それらの独特の生態系や固有の生物相が十分に調査され、かけがえのない地域の資産として、島によっては世界の資産として広く認識されている。また、水際では、島外からの外来種の侵入がないようチェックされているほか、固有の種の夜間調査に観光客が小グループに分かれて参加するなど、特徴ある自然や文化を活かし、環境に細心の注意を払ったエコツアーが盛んに行われ、独自の自然と島の文化を紡ぐ豊かな地域づくりが進んでいる。

ウミガメ類、アホウドリやウミガラスなどの海鳥類、アザラシ類などの海棲哺乳類の産卵地・繁殖地・生息地は、生物多様性を保全する上で重要な地域として、人による過度の干渉がなく保存されている。

# 付　　録

# 生物多様性国家戦略の策定経緯

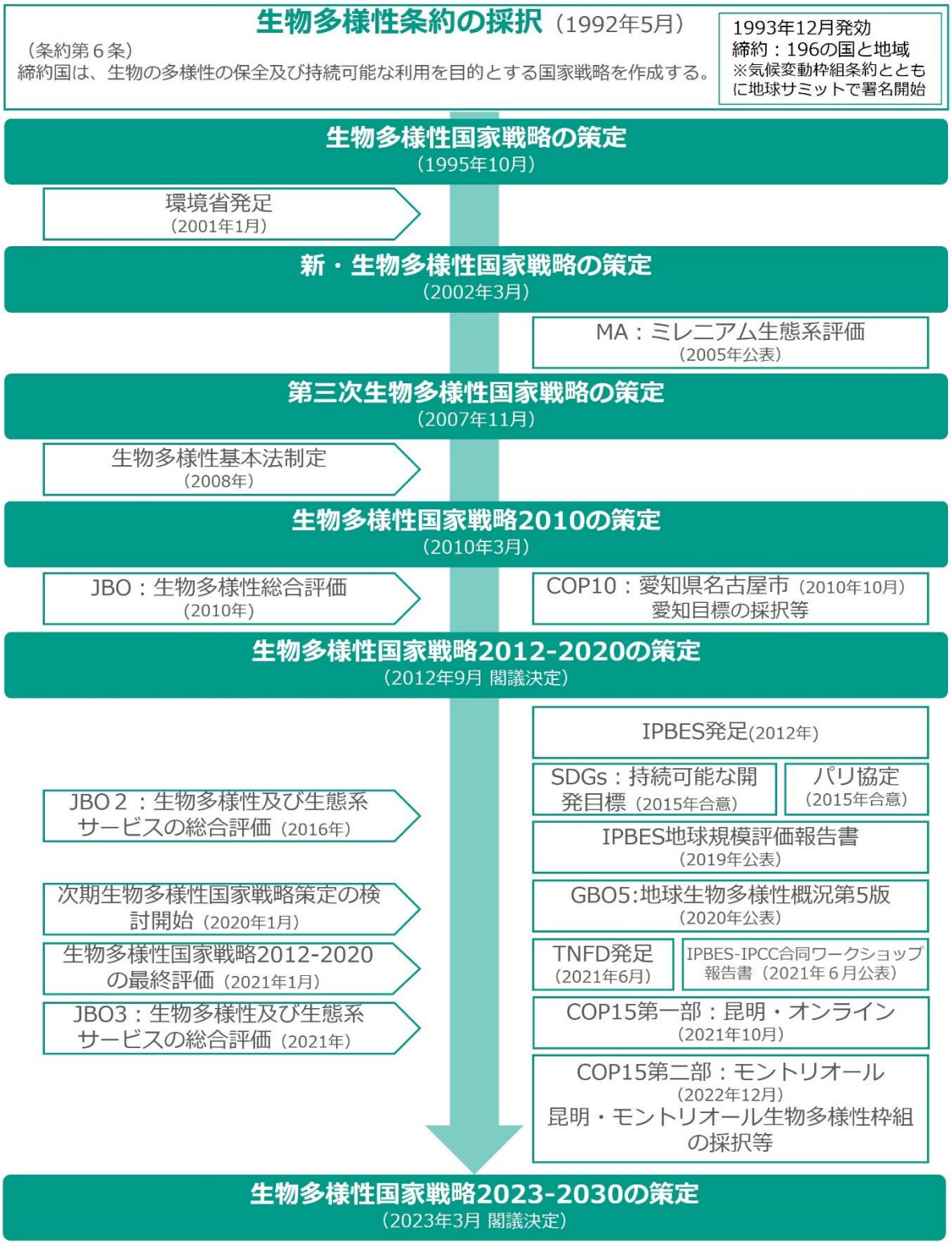

# 生物多様性国家戦略 2023-2030 の策定経緯

## 次期生物多様性国家戦略研究会

| | | |
|---|---|---|
| 2020年 1月 7日 | 第１回 | 国際動向、概要と進め方、自然との共生、社会的課題と生物多様性の貢献 |
| 2020年 2月19日 | 第２回 | 自然共生圏、国家戦略の構成 |
| 2020年 6月22日 | 第３回 | 二次的自然環境の保全管理、ランドスケープアプローチ、Eco-DRR、地域づくり |
| 2020年 9月15日 | 第４回 | 経済活動 |
| 2020年10月26日 | 第５回 | 生物多様性損失要因、保護地域、野生生物 |
| 2020年12月22日 | 第６回 | ライフスタイル、教育と文化、報告書骨子案 |
| 2021年 3月 2日 | 第７回 | 科学的基盤の強化、目標・指標の精査、報告書案検討 |
| 2021年 5月17日 | 第８回 | 新型コロナウイルス、2050年カーボンニュートラル、報告書案検討 |
| 2021年 6月21日 | 第９回 | 報告書案検討、目標・指標一覧 |
| 2021年 7月 | | 同研究会報告書公表 |

| 研究会・中央環境審議会 | その他プロセス |
|---|---|

### 2021年

8月27日 **自然環境部会（第44回）**

- 国家戦略変更に係る諮問
- 生物多様性国家戦略小委員会の設置・運営方法
- 国家戦略の改定の進め方
- 生物多様性を取り巻く最近の状況

**生物多様性国家戦略小委員会（第1-5回）**

11月26日 第１回 関係省庁施策ヒアリング
12月17日 第２回 関係団体ヒアリング

1月12日 地方公共団体首長ワークショップ
- 生物多様性に関する地域の先進的な実践事例から次期生物多様性国家戦略に組み込むことを検討

### 2022年

1月19日 第３回 関係団体ヒアリング、骨子案検討
3月22日 第４回 素案の検討
7月11日 第５回 素案の検討

8月10日 **自然環境部会（第45回）**

- 検討状況とスケジュール確認
- 次期生物多様性国家戦略素案

**生物多様性国家戦略小委員会（第6-7回）**

### 2023年

1月23日 第6回 戦略案検討

1月30日～2月28日
パブリックコメント
- のべ1307件の意見

次期生物多様性国家戦略地方説明会
- 全国8箇所
- 605人の参加
（現地：61人、オンライン：544人）

3月13日 第7回 戦略案検討

3月13日 **自然環境部会（第46回）**

- 答申案

**生物多様性国家戦略2023-2030の策定**
（2023年3月31日 閣議決定）

# 「次期生物多様性国家戦略(案)」に関する
# 意見募集(パブリックコメント)の実施結果について

## 1. 意見提出者数の内訳

| | |
|---|---|
| e-gov | 714 |
| 郵送 | 9 |
| 合計 | 723 |

## 2. 項目別の意見件数

| 意見提出箇所 | 意見数 | |
|---|---|---|
| 全般 | | 62 |
| 名称・目次構成 | | 7 |
| 本戦略の背景 | | 7 |
| 第１部　戦略 | | 211 |
| 第１章　生物多様性・生態系サービスの現状と課題 | | |
| 第１節　世界の現状と動向 | 8 | |
| 第２節　我が国の現状と動向 | 17 | |
| 第３節　生物多様性国家戦略で取り組むべき課題 | 5 | |
| 第２章　本戦略の目指す姿（2050 年以降） | | |
| 第１節　自然共生社会の理念 | 0 | |
| 第２節　目指すべき自然共生社会像（長期目標としての 2050 年ビジョン） | 6 | |
| 第３章　2030 年に向けた目標 | | |
| 第１節　2050 年ビジョンの達成に向けた短期目標（2030 年ミッション） | 9 | |
| 第２節　５つの基本戦略と個別目標 | | |
| 基本戦略１　生態系の健全性の回復 | 80 | |
| 基本戦略２　自然を活用した社会課題の解決 | 9 | |
| 基本戦略３　ネイチャーポジティブ経済の実現 | 16 | |
| 基本戦略４　生活・消費活動における生物多様性の価値の認識と行動（一人一人の行動変容） | 27 | |
| 基本戦略５　生物多様性に係る取組を支える基盤整備と国際連携の推進 | 12 | |
| 第４章　本戦略を効果的に実施するための基盤・仕組み | | |
| 第１節　実施に向けた基本的考え方 | 5 | |
| 第２節　進捗状況の評価及び点検 | 3 | |
| 第３節　多様な主体による取組の進捗状況の把握のための仕組み | 0 | |
| 第４節　各主体に期待される役割と連携 | 14 | |
| 第２部　行動計画 | | 1004 |
| 第２部全般 | 5 | |
| 第１章　生態系の健全性の回復 | 827 | |
| 第２章　自然を活用した社会課題の解決 | 50 | |
| 第３章　ネイチャーポジティブ経済の実現 | 41 | |
| 第４章　生活･消費活動における生物多様性の価値の認識と行動(一人一人の行動変容) | 48 | |
| 第５章　生物多様性に係る取組を支える基盤整備と国際連携の推進 | 33 | |
| 附属書　30by30 ロードマップと本戦略の背景にある基礎的情報 | | 7 |
| １　30by30 ロードマップ | 2 | |
| ２　生物多様性及び生態系サービスの重要性の解説 | 4 | |
| ３　「自然共生社会における国土のグランドデザイン」 | 1 | |
| パブリックコメントの方法に対して | | 1 |
| その他 | | 8 |
| 合計 | | 1307 |

# 答申時の中央環境審議会自然環境部会・生物多様性国家戦略小委員会委員名簿

令和５年３月時点（五十音順　敬称略）

| 氏　名 | 現　職 | 部会 | 小委員会 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 愛甲 哲也 | 北海道大学大学院農学研究院 准教授 | ○ | ○ | |
| 石井 実 | 公立大学法人大阪府立大学 名誉教授<br>（地独）大阪府立環境農林水産総合研究所 理事長 | ○ | ○ | |
| 江崎 貴久 | 有限会社オズ 代表取締役 | ○ | | |
| 大沼 あゆみ | 慶應義塾大学経済学部 教授 | ○ | ○ | |
| 亀山 康子 | 国立研究開発法人国立環境研究所社会システム領域 上級主席研究員<br>東京大学大学院新領域創成科学研究科附属サステイナブル社会デザインセンター センター長／教授 | | ○ | |
| 小泉 透 | 国立研究開発法人森林研究・整備機構フェロー | ○ | | |
| 交告 尚史 | 法政大学専門職大学院法務研究科 教授 | ○ | | |
| 五箇 公一 | 国立研究開発法人国立環境研究所<br>生物多様性領域生態リスク評価・対策研究室長 | ○ | ○ | |
| 坂田 宏志 | 株式会社野生鳥獣対策連携センター 代表取締役 | ○ | | |
| 佐藤 哲也 | 那須どうぶつ王国　代表取締役社長、園長 | ○ | | |
| 白山 義久 | 京都大学 名誉教授 | | ○ | |
| 勢一 智子 | 西南学院大学法学部法律学科 教授 | ○ | ○ | |
| 関 智子 | 青森大学総合経営学部 教授 | ○ | | |
| 髙村 典子 | 国立研究開発法人国立環境研究所 客員研究員 | ○ | ○ | |
| 武内 和彦 | 公益財団法人地球環境戦略研究機関 理事長<br>東京大学 特任教授 | ○ | | 部会長 |
| 中静 透 | 国立研究開発法人森林研究・整備機構 理事長 | ○ | ○ | 委員長 |
| 中村 太士 | 国立大学法人北海道大学大学院農学研究院 教授 | ○ | ○ | |
| 西澤 敬二 | 一般社団法人日本経済団体連合会自然保護協議会 会長 | ○ | ○ | |
| 橋本 禅 | 東京大学大学院農学生命科学研究科 准教授 | ○ | ○ | |
| 日向野 義幸 | 一般社団法人大日本猟友会 監事 | ○ | | |
| 広井 良典 | 京都大学こころの未来研究センター 教授 | ○ | ○ | |
| 広田 純一 | NPO 法人いわて地域づくり支援センター　代表理事<br>国立大学法人岩手大学　名誉教授 | ○ | | |
| 深町 加津枝 | 国立大学法人京都大学大学院地球環境学堂 准教授 | ○ | ○ | |
| 藤田 香 | 日経ＢＰ 日経ＥＳＧシニアエディター<br>富山大学 客員教授 | ○ | ○ | |
| 水田 拓 | 公益財団法人山階鳥類研究所 自然誌・保全研究ディレクター | ○ | | |
| 森本 淳子 | 北海道大学大学院農学研究院 准教授 | | ○ | |
| 山野 博哉 | 国立研究開発法人国立環境研究所 生物多様性領域長 | ○ | ○ | |
| 山本 清龍 | 東京大学大学院農学生命科学研究科 准教授 | ○ | | |
| 山本 正德 | 国立公園関係都市協議会 会長 | ○ | | |
| 湯本 貴和 | 京都大学 名誉教授 | ○ | | |
| 吉田 丈人 | 総合地球環境学研究所・東京大学大学院総合文化研究科 准教授 | | ○ | |

# 生物多様性関連年表

| 年 | 国際的な動向 | 国内における動向 | |
|---|---|---|---|
| | | 自然環境保全関係 | 全般的事項 |
| 1990<br>(平成2年) | ○IPCC第１次評価報告書公表<br>○世界気候会議（地球温暖化をめぐる国際的議論を総括） | ○自然公園法改正（車馬乗り入れ規制地域制度） | ○河川水辺の国勢調査開始 |
| 1991<br>(平成3年) | ○IUCN、UNEP、WWFが「新・環境保全戦略」発表<br>○南極条約環境保護議定書採択 | ○鳥獣保護法改正（かすみ網の捕獲目的での所持等禁止）<br>○レッドデータブック（脊椎・無脊椎動物）の刊行 | ○森林法改正（「国有林の地域別の森林計画」の導入） |
| 1992<br>(平成4年) | ○第４回世界国立公園会議（ベネズエラ・カラカス）（陸域の10%を保護地域に設定する目標が採択）<br>○ワシントン条約第８回締約国会議(京都)<br>○国連環境開発会議（地球サミット・ブラジル）<br>**○生物多様性条約、気候変動枠組条約採択** | **○絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）制定**<br>○世界遺産条約締結 | |
| 1993<br>(平成5年) | ○ラムサール条約第５回締約国会議（釧路）<br>○生物多様性条約発効 | **○生物多様性条約締結**<br>○国内、国際希少野生動植物種指定（特殊鳥類の譲渡等の規制に関する法律、絶滅のおそれのある野生動植物の譲渡等の規制に関する法律からの移行）<br>○白神山地、屋久島の世界自然遺産登録<br>○第５回自然環境保全基礎調査 | **○環境基本法制定** |
| 1994<br>(平成6年) | ○国連海洋法条約発効<br>○気候変動枠組条約発効<br>○砂漠化対処条約採択<br>○国際サンゴ礁イニシアティブ（ICRI）発足（日米豪仏など８カ国参加） | ○生物多様性地域調査開始<br>○自然公園等施設整備事業の公共事業化<br>○種の保存法改正（器官、加工品の流通規制）<br>○鳥獣を除く初の国内希少野生動植物種（６種）指定 | ○環境基本計画の閣議決定 |
| 1995<br>(平成7年) | ○日中トキ保護協力事業開始<br>○IPCC第２次評価報告書公表 | ○自然公園等核心地域総合整備事業（緑のダイヤモンド計画）開始<br>**生物多様性国家戦略の策定（平成７年 10 月 31 日）** | |
| 1996<br>(平成8年) | ○第Ⅰ期アジア・太平洋地域渡り性水鳥保全戦略（1996-2000）策定<br>○砂漠化対処条約発効 | ○自然公園法施行令改正（植生復元等保護施設を補助対象施設に追加） | |
| 1997<br>(平成9年) | ○気候変動枠組条約第３回締約国会議（京都）（京都議定書の採択）<br>○ワシントン条約第10回締約国会議（南部アフリカ３カ国アフリカゾウを附属書ⅠからⅡへ） | **○南極地域の環境の保護に関する法律制定** | ○環境影響評価法制定<br>○河川法改正（目的に「河川環境の整備と保全」を追加） |
| 1998<br>(平成10年) | ○南極条約環境保護議定書発効 | ○生物多様性センター設置<br>○生物多様性情報システム（J-IBIS）の供用開始 | ○新学習指導要領「総合的学習」に環境位置づけ<br>○地球温暖化対策推進法制定<br>○国有林野事業の見直し（新たな機能類型区分の導入） |
| 1999<br>(平成11年) | ○第１回日中韓環境大臣会合開催（韓国・ソウル）<br>○ラムサール条約第７回締約国会議（湿地の登録基準の見直し、登録湿地倍増目標を決議） | ○中国よりトキ贈呈<br>○鳥獣保護法改正（特定鳥獣保護管理計画制度の創設）<br>○動物の愛護及び管理に関する法律改正（動物虐待罰則強化、動物取扱業届出制度導入）<br>○第６回自然環境保全基礎調査 | ○海岸法改正（目的に「海岸環境の整備と保全」を追加）<br>○食料・農業・農村基本法制定（農業の自然循環機能を記載） |
| 2000<br>(平成12年) | **○生物多様性条約カルタヘナ議定書採択** | ○地方分権一括法施行に伴う機関委任事務の廃止、国立公園は国で管理<br>○国際サンゴ礁研究・モニタリングセンター設置 | ○循環型社会形成推進基本法制定<br>○第二次環境基本計画の閣議決定<br>○港湾法改正（目的に「環境の保全に配慮」を追加） |
| 2001<br>(平成13年) | ○ミレニアム生態系評価開始<br>**○地球規模生物多様性概況第１版(GB01)公表**<br>○IPCC第３次評価報告書公表<br>○第Ⅱ期アジア・太平洋地域渡り性水鳥保全戦略（2001-2006）策定<br>○地球規模生物多様性情報機構(GBIF)発足 | ○「日本の重要湿地500」公表 | **○省庁再編（環境庁から環境省へ）**<br>○森林・林業基本法制定（林業基本法の改正／森林の多面的機能発揮を明確化）<br>○水産基本法制定 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 2002<br>(平成14年) | ○「京都議定書」締結<br>○持続可能な開発に関する世界サミット（ヨハネスブルク・サミット） | **新・生物多様性国家戦略の策定（平成14年3月27日）**<br>○**自然公園法改正**（「生物の多様性の確保」を責務に追加、指定動物の捕獲・殺傷等の規制、風景地保護協定制度、立入規制地区制度、利用調整地区制度を導入）<br>○**鳥獣保護法改正**（生物多様性の確保、生態系に悪影響のある捕獲個体の野外放置を規制、違法に捕獲・輸入された鳥獣の飼育を禁止、アザラシ類等を同法規定の適用対象に追加）<br>○**自然再生推進法制定**（過去に損なわれた自然環境の保全、再生、創出、維持管理を図る法的枠組み） | ○地球温暖化対策推進大綱策定 |
| 2003<br>(平成15年) | ○第５回世界国立公園会議（南アフリカ・ダーバン）（生物多様性条約へのメッセージが採択） | ○**カルタヘナ法制定**（遺伝子組換え生物等の使用等の規制を図る法的枠組み）<br>○種の保存法改正（個体等登録・認定事務を行える者の範囲の拡大）<br>○重要生態系監視地域モニタリング推進事業（モニタリングサイト1000）開始<br>○エコツーリズム推進会議の開始 | ○環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律制定 |
| 2004<br>(平成16年) | ○カルタヘナ議定書第１回締約国会議<br>○第16回国際サンゴ礁イニシアティブ（ICRI）総会（沖縄）<br>○第10回国際サンゴ礁シンポジウム（沖縄）（サンゴ礁の保全と再生に向けた沖縄宣言を採択） | ○**外来生物法制定**（特定外来生物の輸入、飼養等の規制、防除の促進を図るもの） | ○文化財保護法改正（農林水産業に関連する文化的景観を含む文化的景観を文化財として保護を図る）<br>○景観法制定（都市・農産漁村等における良好な景観の形成を図る法的枠組み）<br>○都市緑地保全法を都市緑地法に改正（緑地保全地域制度、緑化地域等における緑化率規制等を導入）<br>○国内で1925年以来79年ぶりに鳥インフルエンザ発生 |
| 2005<br>(平成17年) | ○京都議定書発効<br>○**ミレニアム生態系評価発表** | ○第７回自然環境保全基礎調査（以降回次を数えず）<br>○動物愛護管理法改正（基本方針及び動物愛護管理推進計画の策定、動物取扱業の適正化等）<br>○知床の世界自然遺産登録<br>○要注意外来生物リスト策定 | ○国土総合開発法を国土形成計画法に改正 |
| 2006<br>(平成18年) | ○**世界生物多様性概況第２版(GBO2)公表**<br>○東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップ（渡り性水鳥保全連携協力事業；EAAFP）発足 | ○鳥獣保護法改正（網猟とわな猟の免許を区分する狩猟制度の見直し、鳥獣保護区に関する保全事業の創設等） | ○第３次環境基本計画の閣議決定 |
| 2007<br>(平成19年) | ○第20回国際サンゴ礁イニシアティブ（ICRI）総会（東京）<br>○IPCC第４次評価報告書公表<br>○Ｇ８環境大臣会合(ドイツ・ボン)（生物多様性が気候変動と並ぶ主要議題に） | ○**生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）日本開催に向け立候補することを閣議了解**<br>○エコツーリズム推進法制定（エコツーリズムを通じた自然環境の保全、観光振興、地域振興、環境教育の推進）<br>○**鳥獣被害防止特措法制定**（鳥獣被害の防止施策を推進するための法的枠組み）<br>**第３次物多様性国家戦略の閣議決定（平成19年11月27日）** | ○海洋基本法制定（海洋に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関する基本法）<br>○「21世紀環境立国戦略」の閣議決定 |
| 2008<br>(平成20年) | ○生物多様性条約第９回締約国会議（ドイツ・ボン）（COP10の開催地が愛知県名古屋市に正式決定）<br>○Ｇ８環境大臣会合（神戸）（生物多様性のための行動の呼びかけ採択） | ○**生物多様性基本法制定**（生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関する基本法）<br>○ペットフード安全法制定（ペットフードの安全性の確保を図る法的枠組み）<br>○生物多様性保全推進支援事業開始 | ○海洋基本計画の閣議決定<br>○国土形成計画全国計画の閣議決定 |
| 2009<br>(平成21年) | ○神戸生物多様性国際対話（神戸）（SATOYAMAイニシアティブを提案）<br>○東・東南アジア生物多様性情報イニシアティブ(ESABII)政府間会合（東京）（ESABII推進のための戦略等を合意） | ○**自然公園法改正**（目的に「生物の多様性の確保に寄与すること」を追加、海域公園地区制度、海域における利用調整地区制度、生態系維持回復事業制度を導入）<br>○**自然環境保全法改正**（目的規定に「生物の多様性の確保」を明確化、海域特別地区制度、生態系維持回復事業を導入）<br>○生物多様性民間参画ガイドライン（第1版）公表 | ○バイオマス活用推進基本法制定<br>○海岸漂着物処理推進法制定 |
| 2010<br>(平成22年) | ○**地球規模生物多様性概況第３版(GBO3)公表**<br>○**生物多様性条約第10回締約国会議（名古屋）（愛知目標、名古屋議定書の採択）**<br>○生物多様性日本基金（JBF）開始 | **生物多様性国家戦略2010の閣議決定(平成22年3月16日)**<br>○**生物多様性総合評価（JBO）公表**<br>○サンゴ礁生態系保全行動計画策定<br>○**生物多様性地域連携促進法制定**（地域にお | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | **○SATOYAMAイニシアティブ国際パートナーシップ(IPSI)発足**<br>○国際生物多様性年クロージング・イベント（金沢）（国際生物多様性年である2010年の閉年行事） | ける多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関するもの） | |
| 2011<br>(平成23年) | **○「国連生物多様性の10年」開始**<br>○第1回生物多様性民間参画グローバル・プラットフォーム会合（名古屋）<br>○SATOYAMAイニシアティブ推進プログラム（COMDEKS）フェーズ１開始<br>○「第４回アジア太平洋地域生物多様性観測ネットワーク（AP-BON）ワークショップ」及び「AP-BON国際シンポジウム」開催（東京） | ○海洋生物多様性保全戦略策定<br>○小笠原諸島の世界自然遺産登録<br>○「国連生物多様性の10年」日本委員会（UNDB-J）発足 | **○東日本大震災の発生**<br>○環境影響評価法改正（戦略アセスの導入等） |
| 2012<br>(平成24年) | ○国連持続可能な開発会議（リオ+20）（ブラジル・リオデジャネイロ）<br>**○生物多様性と生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム（IPBES）設立** | ○第４次レッドリスト公表（ニホンカワウソ、九州地方のツキノワグマなど絶滅扱い）<br>○動物愛護管理法改正（業規制の強化）<br>○トキ野生下で36年ぶりヒナ誕生<br>**生物多様性国家戦略 2012-2020 の閣議決定 （平成 24 年９月 28 日）** | ○第四次環境基本計画の閣議決定<br>○循環型社会形成推進基本法制定<br>○環境影響評価法施行令改正（風力発電施設の追加） |
| 2013<br>(平成25年) | ○第１回アジア国立公園会議（仙台）<br>○第１回日中韓生物多様性政策対話(韓国)<br>○SATOYAMAイニシアティブ推進プログラム（COMDEKS）フェーズ２開始 | ○外来生物法改正（交雑種の取扱い等）<br>○種の保存法改正（罰則の強化引き上げや広告に関する規制の強化、2020年までに300種追加指定の附帯決議）<br>○シカ、イノシシ2023年度半減目標（農水省・環境省）<br>○重要海域（生物多様性の観点から重要度の高い海域）の抽出<br>○生物情報収集・提供システム「いきものログ」開始 | ○国土強靭化基本法制定 |
| 2014<br>(平成26年) | **○地球規模生物多様性概況第４版(GBO4)公表**<br>○IPCC第５次評価報告書公表<br>○第６回世界国立公園会議（シドニーの約束採択／アジア保護地域パートナーシップ（APAP）発足）<br>○第29回国際サンゴ礁イニシアティブ（ICRI）総会（沖縄） | ○鳥獣保護法から**鳥獣保護管理法へ改正**（指定管理鳥獣捕獲等事業の創設、認定鳥獣捕獲等事業者制度の導入等）<br>**○地域自然資産法制定**<br>○「つなげよう、支えよう森里川海」プロジェクト開始 | ○水循環基本法制定 |
| 2015<br>(平成27年) | **○SDGs（国連持続可能な開発目標）採択**<br>**○気候変動枠組条約第21回締約国会議（パリ協定採択）** | ○外来種被害防止行動計画、生態系被害防止外来種リスト策定<br>○重要里地里山（生物多様性保全上重要な里地里山）の選定<br>○サンゴ礁生態系保全行動計画2016-2020策定<br>○自然公園法施行規則改正（大規模太陽光発電施設に係る審査基準）<br>○IPBES「アジア・オセアニア地域評価」技術支援機関の日本設置 | ○第二次国土形成計画（全国計画）の閣議決定 |
| 2016<br>(平成28年) | ○IPBES花粉媒介者、花粉媒介及び食料生産に関するテーマ別評価報告書公表<br>○IPBES生物多様性及び生態系サービスのシナリオとモデルの方法論に関する評価報告書公表 | **○生物多様性及び生態系サービスの総合評価報告書（JBO2）公表**<br>○国立公園満喫プロジェクト（魅力向上、外国人観光客数倍増）開始<br>○国立公園オフィシャル・パートナーシッププログラム発足<br>○トキ野生下生まれペアが繁殖成功 | ○熊本地震の発生 |
| 2017<br>(平成29年) | ○第４回日中韓生物多様性政策対話(静岡)<br>○第１回国連海洋会議（アメリカ・ニューヨーク） | ○環境省版海洋生物レッドリスト公表（56種）<br>○カルタヘナ法改正（生物多様性に係る損害の回復を図るために必要な措置の命令を追加）<br>○種の保存法改正（特定第二種国内希少野生動植物種制度や認定希少種保全動植物園等制度の創設、国際希少野生動植物種の登録手続きの改善や象牙に係る事業者登録制度の創設、2030年度までに700種指定目標の附帯決議）<br>○生物多様性民間参画ガイドライン（第2版）公表 | ○ヒアリが国内で初確認<br>○九州北部豪雨の発生 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 2018<br>(平成30年) | ○SATOYAMAイニシアティブ国際パートナーシップ（IPSI）第７回定例会合（金沢）<br>○IPBES生物多様性及び生態系サービスに関する地域・準地域評価報告書公表<br>○IPBES土地劣化と再生に関するテーマ別評価報告書公表<br>○生物多様性条約第14回締約国会議（エジプト・シャルム･エル･シェイク）（ポスト愛知目標の検討プロセス採択） | | ○第五次環境基本計画の閣議決定（「地域循環共生圏」の考え方を新たに提唱）<br>○西日本豪雨・北海道胆振東部地震の発生<br>○CSF（豚熱）国内26年ぶりに発生確認<br>○気候変動適応法制定 |
| 2019<br>(平成31年／令和元年) | **○IPBES地球規模評価報告書公表（影響の大きい５つの生物多様性損失要因、社会変革の必要性）**<br>○生物多様性ポスト2020目標アジア太平洋地域ワークショップ（名古屋）<br>○SATOYAMAイニシアティブ国際パートナーシップ（IPSI）第８回定例会合（熊本）<br>○SATOYAMAイニシアティブ推進プログラム（COMDEKS）フェーズ３開始 | ○自然環境保全法改正（沖合海底自然環境保全地域制度）<br>**○愛玩動物看護師法制定**<br>○動物愛護管理法改正（罰則強化、飼養管理基準の具体化、マイクロチップ装着等）<br>○IPBES侵略的外来種評価技術支援機関の日本設置 | ○森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律制定<br>○棚田地域振興法制定<br>○東日本台風大雨被害の発生<br>○グリーンインフラ推進戦略の策定 |
| 2020<br>(令和２年) | **○地球規模生物多様性概況第５版(GBO5)公表（愛知目標達成状況評価、８分野の移行）**<br>○国連生物多様性サミット<br>○SBTs for Nature　企業向けの初期ガイダンスを公表<br>○IPBES生物多様性とパンデミックに関するワークショップ開催、ワークショップ報告書公表<br>○IPBES-IPCC合同ワークショップ | ○沖合海底自然環境保全地域指定（伊豆・小笠原海溝等計４地域）<br>○レッドリスト2020公表（絶滅危惧種数3,772種） | ○2050年カーボンニュートラルの政府表明<br>**○新型コロナウイルス感染症の発生** |
| 2021<br>(令和３年) | **○「国連生態系回復の10年」開始**<br>**○「国連海洋科学の10年」開始**<br>○HAC for Nature and People（自然と人々のための高い野心連合）発足<br>○「生物多様性の経済学に関する最終報告：ダスグプタ・レビュー」公表<br>○TNFD（自然関連財務情報開示タスクフォース）発足<br>**○Ｇ７首脳会合（イギリス・コーンウォール）で「G72030 年自然協約」合意（G7各国で30by30目標を達成することを約束）**<br>○IPCC第６次評価報告書公表<br>○生物多様性と気候変動に関するIPBES-IPCC合同ワークショップ報告書公表<br>○生物多様性条約第15回締約国会議第一部（中国・昆明）（昆明宣言の採択）<br>○森林・土地利用に関するグラスゴー・リーダーズ宣言発表 | ○HAC for Nature and People（自然と人々のための高い野心連合）に参加表明<br>**○生物多様性及び生態系サービスの総合評価2021(JBO3)公表**<br>○「リーダーによる自然への誓約」に参加表明<br>○奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島の世界自然遺産登録<br>○自然公園法改正（利用面の施策強化、餌付け規制等）<br>○2030生物多様性枠組実現日本会議（J-GBF）発足<br>○自然環境保全基礎調査（藻場調査）結果公表<br>○森林・土地利用に関するグラスゴー・リーダーズ宣言に署名 | ○みどりの食料システム戦略策定 |
| 2022<br>(令和４年) | ○第２回アジア国立公園会議（マレーシア・サバ州）<br>○IPBES野生種の持続可能な利用に関するテーマ別評価報告書公表<br>○IPBES自然の多様な価値と価値評価の方法論に関する評価報告書公表<br>○第２回国連海洋会議（ポルタガル・リスボン）<br>**○生物多様性条約第15回締約国会議第二部（カナダ・モントリオール）（昆明・モントリオール生物多様性枠組の採択）**<br>○生物多様性日本基金（JBF）第二期開始<br>○SATOYAMAイニシアティブ推進プログラム（COMDEKS）フェーズ４開始 | ○サンゴ礁生態系保全行動計画2022-2030策定<br>**○30by30ロードマップ公表**<br>○生物多様性のための30by30アライアンス発足<br>○自然共生サイト認定の試行開始<br>○国立・国定公園総点検事業フォローアップ結果の公表<br>○外来生物法改正（要緊急対処特定外来生物および条件付特定外来生物の創設、各主体による防除の円滑化）<br>○自然環境保全基礎調査（サンゴ分布調査、中大型哺乳類分布調査）結果公表 | |
| 2023<br>(令和５年) | | ○自然環境保全基礎調査マスタープラン策定<br>**生物多様性国家戦略 2023-2030 の閣議決定 （令和 5 年 3 月 31 日）** | ○農林水産省生物多様性戦略の策定 |

（注）
・それぞれの年における各事項は順不同。

（出典・参考資料）
・自然保護行政50年史「自然環境行政年表（～2021）」（https://www.env.go.jp/nature/history50th/index.html）
・自然公園の手びき（電子版）「自然環境保全分野の国際協力に係わる棚略年表」
（https://www.npfj.or.jp/images/uploads/pdf/publish/pg/pg2022/ic_chronological.pdf）
・環境省ホームページ（http://www.env.go.jp/）などから補足
・絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の解説

# 生物多様性に関する主な法律の概要

令和５年３月時点

| 種別 | | 法律名 | 概　要 |
|---|---|---|---|
| 全般 | | 生物多様性基本法 | 我が国の生物多様性の保全と持続可能な利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって豊かな生物多様性を保全し、その恵沢を将来にわたって享受できる自然と共生する社会の実現を図り、あわせて地球環境の保全に寄与することを目的とした法律 |
| | | 環境基本法 | 環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とした法律 |
| 国土の利用 | | 国土利用計画法 | 国土利用計画の策定に関し必要な事項について定めるとともに、土地利用を調整するための措置を講ずることにより、総合的かつ計画的な国土の利用を図ることを目的とした法律 |
| | | 国土形成計画法 | 総合的見地から国土の利用、整備及び保全を推進するため、国土形成計画の策定などにより、現在及び将来の国民が安心して豊かな生活を営むことができる経済社会の実現に寄与することを目的とした法律 |
| 自然環境・景観の保全 | | 自然公園法 | 優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的とした法律 |
| | | 自然環境保全法 | 自然環境保全基本方針の策定、自然環境保全基礎調査の実施、自然環境保全地域等の保全などを定めることにより、自然環境を保全することが特に必要な区域等の生物の多様性の確保その他の適正な保全を総合的に推進することを目的とした法律 |
| | | 自然再生推進法 | 自然再生についての基本理念、実施者等の責務及び自然再生基本方針の策定その他の自然再生を推進するために必要な事項を定めることにより、自然再生に関する施策を総合的に推進することを目的とした法律 |
| | | 景観法 | 都市、農山漁村等における良好な景観の形成を図るため、良好な景観の形成に関する基本理念及び国等の責務を定めるとともに、景観計画の策定、景観計画区域、景観地区等における良好な景観の形成のための規制等所要の措置を講ずる景観についての総合的な法律 |
| 各種生態系の保全・利用 | 森林生態系 | 森林・林業基本法 | 基本理念として森林の有する多面的機能の持続的発揮等を掲げ、森林の適正な整備・保全、山村の振興、林業の持続的かつ健全な発展等を図ることを定めた法律 |
| | | 森林法 | 全国森林計画・地域森林計画等の森林計画制度、林地開発許可制度、保安林制度等について定めた法律 |
| | | 国有林野の管理経営に関する法律 | 国有林野について、公益的機能の維持増進等の「管理経営の目標」や国有林野の維持・保存等を事項とした「管理経営に関する計画」等を定めた法律 |
| | 農地生態系 | 食料・農業・農村基本法 | 国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展を図るために、「農業の持続的発展」と「農村の振興」を強力に推進することを通じて、「食料の安定供給の確保」と「多面的機能の発揮」を実現していくことを定めた法律 |
| | | 農地法 | 農地を守ることを目的とし、農業の基盤である農地の所有や利用関係の仕組みについて定めた基本的な法律 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 各種生態系の保全・利用 | 農地生態系 | 土地改良法 | 環境との調和に配慮しながら農用地の改良、開発、保全、集団化に関する事業を行い、農業生産性の向上、農業構造の改善等を図ることを目的とした法律 |
| | | 農業振興地域の整備に関する法律 | 総合的に農業の振興を図ることが必要である地域を明らかにし、この地域の整備に必要な農業施策を計画的に推進するための措置を講ずることにより、農業の健全な発展を図るとともに、国土資源の合理的な利用に寄与することを目的とした法律 |
| | 都市生態系 | 都市公園法 | 都市公園の設置及び管理に関する基準等を定めて、都市公園の健全な発展を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とした法律 |
| | | 都市緑地法 | 都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（緑の基本計画）、緑地保全地域制度、特別緑地保全地区制度及び市民緑地制度などの都市の緑地の保全及び緑化の推進に関する制度について定めることにより、良好な都市環境の形成を図ることを目的とした法律 |
| | | 都市計画法 | 都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もって国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的として、土地利用や都市施設の整備等の都市計画の内容やその決定手続き等について定めた法律<br>土地利用に関する事項の一つとして風致地区内における建築等の規制について定めている |
| | | 首都圏近郊緑地保全法 | 首都圏整備法により指定された近郊整備地帯における良好な自然の環境を有する緑地の保全に関し必要な事項を定めることにより、近郊整備地帯の無秩序な市街地化を防止し、もって首都圏の秩序ある発展に寄与することを目的とした法律 |
| | | 近畿圏の保全区域の整備に関する法律 | 近畿圏整備法により指定された保全区域内における文化財の保存、緑地の保全又は観光資源の保全若しくは開発に資することを目的とした法律 |
| | | 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法 | わが国固有の文化的資産として国民がひとしくその恵沢を享受し、後代の国民に継承されるべき古都における歴史的風土を保存するために国等において講ずべき特別の措置を定めた法律 |
| | | 都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律 | 都市の美観風致を維持するため、保存樹や保存樹林の指定など樹木の保存に関し必要な事項を定め、もって都市の健全な環境の維持及び向上に寄与することを目的とした法律 |
| | 河川・湖沼・湿地生態系 | 河川法 | 河川について、洪水、津波、高潮等による災害の発生が防止され、河川が適正に利用され、流水の正常な機能が維持され、及び河川環境の整備と保全がされるようにこれを総合的に管理することにより、国土の保全と開発に寄与し、もって公共の安全を保持し、かつ、公共の福祉を増進することを目的とした法律 |
| | | 砂防法 | 荒廃山地等での有害行為の禁止・制限、土砂生産の抑制、流出土砂の扞止・調節をすることにより土砂災害を防止することを目的とする法律 |
| | | 水循環基本法 | 水循環に関する施策を総合的かつ一体的に推進し、もって健全な水循環を維持し、又は回復させ、我が国の経済社会の健全な発展及び国民生活の安定向上に寄与することを目的とした法律 |
| | 沿岸・海洋生態系 | 海洋基本法 | 海洋に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、並びに海洋基本計画の策定その他海洋に関する施策の基本となる事項を定めること等により、海洋に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とした法律 |
| | | 水産基本法 | 国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展を図ることを目的として、水産に関する施策について、基本理念及びその実現を図るのに基本となる事項を定めた法律 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 各種生態系の保全・利用 | 沿岸・海洋生態系 | 漁業法 | 水産資源の保存及び管理のための措置並びに漁業の許可及び免許に関する制度その他の漁業生産に関する基本的制度を定めることにより、水産資源の持続的な利用を確保するとともに、水面の総合的な利用を図り、もって漁業生産力を発展させることを目的とした法律 |
| | | 水産資源保護法 | 水産動植物に有害な物の遺棄等の制限、水産資源の保護のための漁船の定数などの規制的な措置、及び保護水面、遡河魚類の国営孵化放流などの積極的な維持培養措置を定めることにより、水産資源の保護培養を図り、その効果を将来にわたって維持することにより、漁業の発展に寄与することを目的とした法律 |
| | | 漁港漁場整備法 | 水産業の健全な発展及びこれによる水産物の供給の安定を図るため、環境との調和に配慮しつつ、漁港漁場整備事業を総合的かつ計画的に推進し、及び漁港の維持管理を適正にし、もって国民生活の安定及び国民経済の発展に寄与し、あわせて豊かで住みよい漁村の振興に資することを目的とした法律 |
| | | 海岸法 | 津波、高潮、波浪その他海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護するとともに、海岸環境の整備と保全及び公衆の海岸の適正な利用を図り、もって国土の保全に資することを目的とした法律 |
| | | 港湾法 | 交通の発達及び国土の適正な利用と均衡ある発展に資するため、環境の保全に配慮しつつ、港湾の秩序ある整備と適正な運営を図るとともに、航路を開発し、及び保全することを目的とした法律 |
| | | 海洋水産資源開発促進法 | 沿岸海域における水産動植物の増殖及び養殖を計画的に推進するための措置並びに漁業者団体等による海洋水産資源の自主的な管理を促進するための措置を定めること等により、海洋水産資源の開発及び利用の合理化を促進し、もって漁業の健全な発展と水産物の供給の安定に資することを目的とした法律 |
| | 島嶼生態系 | 離島振興法 | 離島について、産業基盤及び生活環境等に関する地域格差の是正を図り、離島の地理的及び自然的特性を生かした振興を図るため、離島の振興のための特別の措置を講ずることによって、離島の自立的発展を促進し、島民の生活の安定及び福祉の向上を図ることを目的とした法律 |
| | | 奄美群島振興開発特別措置法 | 奄美群島振興開発基本方針に基づき総合的な奄美群島振興開発計画を策定し、及びこれに基づく事業を推進する等特別の措置を講ずることなどにより、その基礎条件の改善並びに地理的及び自然的特性に即した奄美群島の振興開発を図ることを目的とした法律 |
| | | 小笠原諸島振興開発特別措置法 | 小笠原諸島振興開発基本方針に基づき総合的な小笠原諸島振興開発計画を策定し、及びこれに基づく事業を実施する等特別の措置を講ずることなどにより、その基礎条件の改善並びに地理的及び自然的特性に即した小笠原諸島の振興開発を図ることなどを目的とした法律 |
| | | 沖縄振興特別措置法 | 沖縄振興基本方針を策定し、及びこれに基づき策定された沖縄振興計画に基づく事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、沖縄の自主性を尊重しつつその総合的かつ計画的な振興を図ることを目的とした法律 |
| 野生生物の保護・管理等 | | 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(鳥獣保護管理法) | 鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するとともに、猟具の使用に係る危険を予防することにより、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化を図り、もって生物の多様性の確保、生活環境の保全及び農林水産業の健全な発展に寄与することを目的とした法律 |

| | | |
|---|---|---|
| 野生生物の保護・管理等 | 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(種の保存法) | 希少野生動植物種を指定し、捕獲等、譲渡等及び輸出入を規制するとともに、生息地等保護区の指定や保護増殖事業の実施などにより、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存を図ることを目的とした法律 |
| | 外国為替及び外国貿易法 | 対外取引に対し必要最小限の管理又は調整を行うことにより、対外取引の正常な発展並びに我が国又は国際社会の平和及び安全の維持を期すことを目的とした法律。<br>種の保存法に基づく国際希少野生動植物種の輸出入規制が定められている。 |
| | 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(外来生物法) | 特定外来生物による生態系、人の生命・身体、農林水産業への被害を防止するため、特定外来生物として指定した生物の輸入や飼養等を規制し、防除等を行うことを定めた法律 |
| | 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(カルタヘナ法) | 生物多様性条約のカルタヘナ議定書及び名古屋・クアラルンプール補足議定書を国内で実施するために、使用形態に応じた遺伝子組換え生物等の使用等の規制、輸出入に関する手続等について定めた法律 |
| | 文化財保護法 | 文化財を保存し、その活用を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とした法律 |
| 汚染の削減 | 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 | 化学物質による環境の汚染を防止するため、新規の化学物質の製造又は輸入に際し、事前にその化学物質が難分解性等の性状を有するかどうかを審査する制度を設けるとともに、その性状等に応じ、化学物質の製造、輸入、使用等について必要な規制を行うことを目的とした法律 |
| | 農薬取締法 | 農薬について登録の制度を設け、販売及び使用の規制等を行なうことにより、農薬の品質の適正化とその安全かつ適正な使用の確保を図ることを目的とした法律 |
| | 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律 | 特定の化学物質の環境への排出量等の把握に関する措置並びに事業者による特定の化学物質の性状及び取扱いに関する情報の提供に関する措置等を講ずることにより、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止することを目的とした法律 |
| | 水質汚濁防止法 | 工場・事業場からの排出水の規制・生活排水対策の推進・有害物質の地下浸透規制等により、公共用水域及び地下水の水質の汚濁を防止し、国民の健康を保護するとともに生活環境の保全を図ること等を目的とした法律 |
| | 湖沼水質保全特別措置法 | 水質環境基準の確保が緊要な湖沼について水質の保全に関し実施すべき施策に関する計画の策定及び排水規制等の措置を講じることにより、湖沼の水質保全を図ることを目的とした法律 |
| | 琵琶湖の保全及び再生に関する法律 | 琵琶湖の保全及び再生に関する基本方針を定めるとともに、実施すべき施策に関する計画を策定し措置を講ずることにより、国民的資産である琵琶湖を健全で恵み豊かな湖として保全及び再生を図ることを目的とした法律 |
| | 瀬戸内海環境保全特別措置法 | 瀬戸内海の環境の保全に関する基本理念を定め、有効な施策の実施を推進するための計画の策定等に関し必要な事項を定めるとともに、特定施設の設置規制、富栄養化による被害の発生防止、生物多様性及び生産性の確保のための栄養塩類の管理、自然海浜の保全、環境保全のための事業の促進等に関し特別の措置を講ずることにより、瀬戸内海の環境の保全を図ることを目的とした法律 |

| | | |
|---|---|---|
| 汚染の削減 | 有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律 | 有明海及び八代海等の再生に関する基本方針を定めるとともに、有明海及び八代海等の海域の特性に応じた当該海域の環境の保全及び改善並びに水産資源の回復等による漁業の振興に関し実施すべき施策に関する計画を策定し、その実施を促進する等特別の措置を講ずることにより、有明海及び八代海等を豊かな海として再生することを目的とした法律 |
| | 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律 | 畜産業を営む者による家畜排せつ物の管理に関し必要な事項を定めるとともに、家畜排せつ物の処理の高度化を図るための施設の整備を計画的に促進する措置を講ずることにより、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進を図ることを目的とした法律 |
| | 美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律(海岸漂着物処理促進法) | 海岸漂着物等の円滑な処理を図るため必要な施策及びその発生の抑制を図るため必要な施策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、政府による基本方針の策定その他の海岸漂着物対策を推進するために必要な事項を定めることにより、海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とした法律 |
| | プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律 | プラスチックに係る資源循環の促進等を図るため、プラスチック使用製品の使用の合理化、廃棄物の再商品化及び自主回収・再資源化を促進するための制度の創設等の措置を講ずることにより、生活環境の保全等に寄与することを目的とした法律 |
| | 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 | 船舶等から海洋に油等を排出すること、船舶から海洋に有害水バラストを排出することなどを規制し、廃油の適正な処理を確保するとともに、排出された油等の物の防除等のための措置を講ずることにより、海洋汚染等及び海上災害を防止し、あわせて関係する国際約束の適確な実施を確保し、もって海洋環境の保全等並びに人の生命及び身体並びに財産の保護に資することを目的とした法律 |
| 環境影響評価等 | 環境影響評価法 | 規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業について、あらかじめ、事業者自らが調査・予測・評価を行い、その結果を事業の内容に関する決定に反映させることにより、適正な環境配慮を行うことを目的とした法律 |
| | 工場立地法 | 工場立地が環境の保全を図りつつ適正に行なわれるようにするため、工場立地に関する調査を実施し、及び工場立地に関する準則等を公表し、並びにこれらに基づき勧告、命令等を行うことを目的とした法律 |
| 自然を活用した地域づくり | エコツーリズム推進法 | エコツーリズムについての基本理念、政府による基本方針の策定その他のエコツーリズムを推進するために必要な事項を定めることにより、エコツーリズムに関する施策を総合的かつ効果的に推進することを目的として、特定自然観光資源の保護に関する措置等を定めた法律 |
| | 観光立国推進基本法 | 観光立国の実現に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、拠るべき基本理念、関係者の責務、観光白書、政府が策定すべき観光立国推進基本計画、観光立国の実現のために国が講ずるべき基本的施策の内容、国及び地方公共団体が協力すべきこと等について定めている法律 |
| | 温泉法 | 温泉を保護し、温泉の採取等に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害を防止し、及び温泉の利用の適正を図り、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的とした法律 |

| | | |
|---|---|---|
| 自然を活用した地域づくり | バイオマス活用推進基本法 | バイオマスの活用の推進に関し、基本理念を定め、並びに国等の責務を明らかにするとともに、バイオマスの活用の推進に関する施策の基本となる事項を定めること等により、バイオマスの活用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とした法律 |
| 気候変動関連 | 気候変動適応法 | 気候変動適応に関する計画の策定、気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の提供、熱中症対策の推進その他必要な措置を講ずることにより、気候変動適応の推進を図ることを目的とした法律 |
| | 地球温暖化対策の推進に関する法律 | 地球温暖化対策計画を策定するとともに、社会経済活動その他の活動による温室効果ガスの排出の量の削減等を促進するための措置を講ずること等により、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とした法律 |
| 野生鳥獣との軋轢緩和 | 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（鳥獣被害防止特措法） | 農山漁村地域において鳥獣による農林水産業等に係る被害が深刻な状況にあることにかんがみ、その防止のための施策を総合的かつ効果的に推進することを目的とした法律 |
| 企業活動等における環境配慮 | 環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律(環境配慮促進法) | 事業活動に係る環境配慮等の状況に関する情報の提供及び利用等に関し、国等の責務を明らかにするとともに、特定事業者による環境報告書の作成及び公表に関する措置等を講ずることにより、事業活動に係る環境の保全についての配慮が適切になされることを確保することを目的とした法律 |
| | 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法) | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人による環境物品等の調達の推進、環境物品等に関する情報の提供その他の環境物品等への需要の転換を促進するために必要な事項を定めることにより、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築を図ることを目的とした法律 |
| 持続可能な農林水産業 | 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律 | 環境と調和のとれた食料システムの確立に関する基本理念等を定めるとともに、農林漁業に由来する環境への負荷の低減を図るために行う事業活動を促進するための措置及びその基盤を確立するための措置を講ずることにより、環境と調和のとれた食料システムの確立を図ることを目的とした法律 |
| | 有機農業の推進に関する法律 | 有機農業の推進に関し、基本理念を定め、並びに国等の責務を明らかにするとともに、有機農業の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、有機農業の推進に関する施策を総合的に講じ、もって有機農業の発展を図ることを目的とした法律 |
| | 植物防疫法 | 輸出入植物及び国内植物を検疫し、及び植物に有害な動植物の発生を予防し、駆除し、まん延を防止することを目的とした法律。<br>化学農薬のみに依存しない病害虫の総合防除について定められている。 |
| | 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律 | 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関し基本的な事項を定めるとともに、木材関連事業者による合法伐採木材等の利用の確保のための措置等を講ずることにより、自然環境の保全に配慮した木材産業の持続的かつ健全な発展を図ることを目的とした法律 |
| | 特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律 | 事業者間の情報伝達、取引記録の作成・保存、輸出入に際する適法漁獲等証明書の添付の義務付け等の措置を講ずることにより、特定の水産動植物等の国内流通の適正化及び輸出入の適正化を図ることを目的とした法律 |

| | | |
|---|---|---|
| 環境教育・ふれあい機会 | 環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律(環境教育等促進法) | 環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組について、基本理念を定め、並びに国等の責務を明らかにするとともに、基本方針の策定その他の環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に必要な事項を定め、現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とした法律 |
| | 動物の愛護及び管理に関する法律 | 動物の愛護に関する事項を定めて国民の間に動物を愛護する気風を招来し、生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養に資するとともに、動物の管理に関する事項を定めて動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害、生活環境の保全上の支障を防止し、もって人と動物の共生する社会の実現を図ることを目的とした法律 |
| 食品ロスや他廃棄物の削減 | 食品ロスの削減の推進に関する法律 | 食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めること等により、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的とした法律 |
| | 循環型社会形成推進基本法 | 循環型社会の形成について、基本原則を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とした法律 |
| 地域等の取組支援 | 地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律(生物多様性地域連携促進法) | 地域における多様な主体が有機的に連携して行う生物多様性の保全のための活動を促進し、もって豊かな生物多様性を保全することを目的とした法律 |
| | 地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律（地域自然資産法） | 地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関し、基本方針の策定、地域計画の作成等について定めることにより、地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進を図ることを目的とした法律 |
| 国際協力 | 南極地域の環境の保護に関する法律 | 国際的に協力して南極地域の環境の保護を図るため、南極地域活動計画の確認の制度を設けるほか南極地域における行為の制限に関する所要の措置等を講ずることにより環境保護に関する南極条約議定書の的確かつ円滑な実施を確保することを目的とした法律 |

（注）
・本表は本国家戦略の内容に関連すると思われる法律を便宜的にまとめた一参考資料であり、本国家戦略との関連性を示すものではない。
・分かりやすさの観点から種別の形式的な割り当てや概要の一部省略を行っており、各掲載法律の内容の正確性を保証するものではない。

# 生物多様性に関する主な計画の概要

令和５年３月時点

| 計画名 | 概 要 |
|---|---|
| 生物多様性国家戦略 | 生物多様性基本法に基づき、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため政府が定める計画。生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策についての基本的な方針、目標、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策等を定める。これを基本として、都道府県及び市町村は生物多様性地域戦略を定める努力義務がある。令和５年に生物多様性国家戦略 2023-2030が定められている。 |
| 環境基本計画 | 環境基本法に基づき、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため政府が定める計画。環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項を定める。平成30年に第五次環境基本計画が定められている。 |
| 国土利用計画<br>（全国計画） | 国土利用計画法に基づき、国土の利用に関する基本的な事項を、全国の区域について国が定める計画。これを基本として、都道府県は土地利用基本計画により都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域、自然保全地域を定める。平成27年に第五次国土利用計画（全国計画）が定められている。 |
| 国土形成計画<br>（全国計画） | 国土形成計画法に基づき、総合的な国土の形成に関する施策の指針となるべきものとして、全国の区域について国が定める計画。これを基本として広域地方計画が国土の形成に関する方針や目標を定める。平成27年に第二次国土形成計画（全国計画）が定められている。 |
| 森林・林業基本計画 | 森林・林業基本法に基づき、森林及び林業に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため政府が定める計画。森林及び林業に関する施策についての基本的な方針、森林の有する多面的機能の発揮並びに林産物の供給及び利用に関する目標、森林及び林業に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策などを定める。令和３年に現行の計画が定められている。 |
| 全国森林計画 | 森林法に基づき、森林・林業基本計画に即して農林水産大臣が定める計画。主として流域別に全国の区域を分け、森林の整備及び保全の目標等、森林の立木竹の伐採、造林、間伐・保育、公益的機能別施業森林の整備、森林の保護などに関する事項を定める。平成30年に現行の計画が定められている。 |
| 食料・農業・農村基本計画 | 食料・農業・農村基本法に基づき、食料、農業及び農村に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため政府が定める計画。食料、農業及び農村に関する施策についての基本的な方針、食料自給率の目標、食料、農業及び農村に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策等を定める。令和２年に現行の計画が定められている。 |
| 水循環基本計画 | 水循環基本法に基づき、水循環に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、政府が定める計画。水循環に関する施策についての基本的な方針、水循環に関する施策に関し政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策等を定める。令和４年に現行の計画が定められている。 |
| 海洋基本計画 | 海洋基本法に基づき、海洋に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、政府が定める計画。海洋に関する施策についての基本的な方針、海洋に関する施策に関し政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策等を定める。平成30年に第３期海洋基本計画が定められている。 |
| 水産基本計画 | 水産基本法に基づき、水産に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、政府が定める計画。水産に関する施策についての基本的な方針、水産物の自給率の目標、水産に関し政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策等を定める。令和４年に現行の計画が定められている。 |

| | |
|---|---|
| 観光立国推進基本計画 | 観光立国推進基本法に基づき、観光立国の実現に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、政府が定める計画。観光立国の実現に関する施策についての基本的な方針、目標、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策を定める。令和５年に現行計画が定められている。 |
| バイオマス活用推進基本計画 | バイオマス活用推進基本法に基づき、バイオマスの活用の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、政府が定める計画。バイオマスの活用の推進に関する施策についての基本的な方針、国が達成すべき目標、技術の研究開発に関する事項を定める。本計画を勘案して、都道府県や市町村も計画を定める努力義務がある。令和４年に現行計画が定められている。 |
| 循環型社会形成推進基本計画 | 循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、政府が定める計画。新たな計画では、環境的側面、経済的側面及び社会的側面の統合的向上を掲げた上で、重要な方向性として、①地域循環共生圏形成による地域活性化、②ライフサイクル全体での徹底的な資源循環、③適正処理の更なる推進と環境再生などを掲げ、その実現に向けて概ね2025年までに国が講ずべき施策を示している。平成30年に現行計画が定められている。 |
| 気候変動適応計画 | 気候変動適応法に基づき、気候変動適応に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、政府が定める計画。気候変動適応に関する施策の基本的方向、気候変動適応に関する分野別施策や基盤的施策、国・地方自治体・国民の各レベルで気候変動適応を定着・浸透させる観点からの指標の設定等による進捗管理等の実施などを定める。本計画を勘案して、都道府県や市町村も計画を定める努力義務がある。令和５年に現行計画が定められている。 |
| 地球温暖化対策計画 | 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、政府が定める計画。地球温暖化対策の推進に関する基本的方向、国等が講ずべき温室効果ガスの排出量の削減等のための措置に関する基本的事項、温室効果ガスの種類等ごとの排出・削減・吸収の量に関する目標などを定める。本計画に即して、政府、都道府県、市町村が実行計画を定める。令和３年に現行計画が定められている。 |

（注）
・本表は本国家戦略の内容に関連すると思われる計画を便宜的にまとめた一参考資料であり、本国家戦略との関連性を示すものではない。
・分かりやすさの観点から概要を一部省略しており、各掲載計画の内容の正確性を保証するものではない。

# 生物多様性基本法の概要

平成 20 年法律第 58 号、平成 20 年 6 月 6 日施行

## ■前文

生物多様性が人類の生存基盤のみならず文化の多様性を支えており、国内外における生物多様性が危機的な状況にあること、我が国の経済社会が世界と密接につながっていることなどを踏まえた、本基本法制定の必要性を記述

## ■目的(第1条)

生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、豊かな生物多様性を保全し、その恵沢を将来にわたって享受できる自然と共生する社会を実現し、地球環境の保全に寄与すること

## ■基本原則(第3条)

生物多様性の保全と持続可能な利用をバランスよく推進

| | |
|---|---|
| ① 保全：野生生物の種の保全等が図られるとともに、多様な自然環境を地域の自然的社会的条件に応じ保全<br>② 利用：生物多様性に及ぼす影響が回避され又は最小となるよう、国土及び自然資源を持続可能な方法で利用 | 保全や利用に際しての考え方<br>③ 予防的順応的取組方法<br>④ 長期的な観点<br>⑤ 温暖化対策との連携 |

## ■責務(第4～7条)

国の責務、地方公共団体の責務　　：基本原則にのっとった施策の実施等
事業者の責務、国民及び民間団体の責務　　：基本原則にのっとった活動等に努める

## ■年次報告書等(第10条)

生物多様性白書の作成（運用上は、環境白書・循環白書と統合）

## ■生物多様性戦略(第11～13条)

国　：「生物多様性国家戦略」策定の義務規定
地方：「生物多様性地域戦略」策定の努力義務規定（都道府県及び市町村が単独又は共同）

## ■基本的施策(第14～26条)

保全に重点を置いた施策
① 地域の生物多様性の保全
② 野生生物の種の多様性の保全等
③ 外来生物等による被害の防止

持続可能な利用に重点を置いた施策
④ 国土及び自然資源の適切な利用等の推進
⑤ 生物資源の適正な利用の推進
⑥ 生物の多様性に配慮した事業活動の促進

共通する施策
⑦ 地球温暖化の防止等に資する施策の推進
⑧ 多様な主体の連携及び協働並びに自発的な活動の促進等
⑨ 調査等の推進
⑩ 科学技術の振興
⑪ 国民の理解の増進
⑫ 事業計画の立案の段階等での生物の多様性に係る環境影響評価の推進
⑬ 国際的な連携の確保及び国際協力の推進

# 生物多様性基本法

平成20年6月6日法律第58号

目　次

前文
第一章　総則（第一条―第十条）
第二章　生物多様性戦略（第十一条―第十三条）
第三章　基本的施策
第一節　国の施策（第十四条―第二十六条）
第二節　地方公共団体の施策（第二十七条）

附則

生命の誕生以来、生物は数十億年の歴史を経て様々な環境に適応して進化し、今日、地球上には、多様な生物が存在するとともに、これを取り巻く大気、水、土壌等の環境の自然的構成要素との相互作用によって多様な生態系が形成されている。

人類は、生物の多様性のもたらす恵沢を享受することにより生存しており、生物の多様性は人類の存続の基盤となっている。また、生物の多様性は、地域における固有の財産として地域独自の文化の多様性をも支えている。

一方、生物の多様性は、人間が行う開発等による生物種の絶滅や生態系の破壊、社会経済情勢の変化に伴う人間の活動の縮小による里山等の劣化、外来種等による生態系のかく乱等の深刻な危機に直面している。また、近年急速に進みつつある地球温暖化等の気候変動は、生物種や生態系が適応できる速度を超え、多くの生物種の絶滅を含む重大な影響を与えるおそれがあることから、地球温暖化の防止に取り組むことが生物の多様性の保全の観点からも大きな課題となっている。

国際的な視点で見ても、森林の減少や劣化、乱獲による海洋生物資源の減少など生物の多様性は大きく損なわれている。我が国の経済社会が、国際的に密接な相互依存関係の中で営まれていることにかんがみれば、生物の多様性を確保するために、我が国が国際社会において先導的な役割を担うことが重要である。

我らは、人類共通の財産である生物の多様性を確保し、そのもたらす恵沢を将来にわたり享受できるよう、次の世代に引き継いでいく責務を有する。今こそ、生物の多様性を確保するための施策を包括的に推進し、生物の多様性への影響を回避し又は最小としつつ、その恵沢を将来にわたり享受できる持続可能な社会の実現に向けた新たな一歩を踏み出さなければならない。

ここに、生物の多様性の保全及び持続可能な利用についての基本原則を明らかにしてその方向性を示し、関連する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

## 第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、環境基本法（平成五年法律第九十一号）の基本理念にのっとり、生物の多様性の保全及び持続可能な利用について、基本原則を定め、並びに国、地方公共団体、事業者、国民及び民間の団体の責務を明らかにするとともに、生物多様性国家戦略の策定その他の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策の基本となる事項を定めることにより、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって豊かな生物の多様性を保全し、その恵沢を将来にわたって享受できる自然と共生する社会の実現を図り、あわせて地球環境の保全に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「生物の多様性」とは、様々な生態系が存在すること並びに生物の種間及び種内に様々な差異が存在することをいう。

2　この法律において「持続可能な利用」とは、現在及び将来の世代の人間が生物の多様性の恵沢を享受するとともに人類の存続の基盤である生物の多様性が将来にわたって維持されるよう、生物その他の生物の多様性の構成要素及び生物の多様性の恵沢の長期的な減少をもたらさない方法（以下「持続可能な方法」という。）により生物の多様性の構成要素を利用することをいう。

（基本原則）

第三条　生物の多様性の保全は、健全で恵み豊かな自然の維持が生物の多様性の保全に欠くことのできないものであることにかんがみ、野生生物の種の保存等が図られるとともに、多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて保全されることを旨として行われなければならない。

2　生物の多様性の利用は、社会経済活動の変化に伴い生物の多様性が損なわれてきたこと及び自然資源の利用により国内外の生物の多様性に影響を及ぼすおそれがあることを踏まえ、生物の多様性に及ぼす影響が回避され又は最小となるよう、国土及び自然資源を持続可能な方法で利用することを旨として行われなければならない。

3　生物の多様性の保全及び持続可能な利用は、生物の多様性が微妙な均衡を保つことによって成り立っており、科学的に解明されていない事象が多いこと及び一度損なわれた生物の多様性を再生することが困難であることにかんがみ、科学的知見の充実に努めつつ生物の多様性を保全する予防的な取組方法及び事業等の着手後においても生物の多様性の状況を監視し、その監視の結果に科学的な評価を加え、これを当該事業等に反映させる順応的な取組方法により対応することを旨として行われなければならない。

4　生物の多様性の保全及び持続可能な利用は、生物の多様性から長期的かつ継続的に多くの利益がもたらされることにかんがみ、長期的な観点から生態系等の保全及び再生に努めることを旨として行われなければならない。

5　生物の多様性の保全及び持続可能な利用は、地球温暖化が生物の多様性に深刻な影響を及ぼすおそれがあるとともに、生物の多様性の保全及び持続可能な利用

は地球温暖化の防止等に資するとの認識の下に行われなければならない。

（国の責務）
第四条　国は、前条に定める生物の多様性の保全及び持続可能な利用についての基本原則（以下「基本原則」という。）にのっとり、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）
第五条　地方公共団体は、基本原則にのっとり、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の責務）
第六条　事業者は、基本原則にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、事業活動が生物の多様性に及ぼす影響を把握するとともに、他の事業者その他の関係者と連携を図りつつ生物の多様性に配慮した事業活動を行うこと等により、生物の多様性に及ぼす影響の低減及び持続可能な利用に努めるものとする。

（国民及び民間の団体の責務）
第七条　国民は、基本原則にのっとり、生物の多様性の重要性を認識するとともに、その日常生活に関し、外来生物を適切に取り扱うこと及び生物の多様性に配慮した物品又は役務を選択すること等により、生物の多様性に及ぼす影響の低減及び持続可能な利用に努めるものとする。
２　国民及び民間の団体は、基本原則にのっとり、生物の多様性の保全及び持続可能な利用のための取組を自ら行うとともに、他の者の行う生物の多様性の保全及び持続可能な利用のための取組に協力するよう努めるものとする。

（法制上の措置等）
第八条　政府は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

（施策の有機的な連携への配慮）
第九条　生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を講ずるに当たっては、地球温暖化が生物の多様性に深刻な影響を及ぼすおそれがあること等にかんがみ、地球温暖化の防止、循環型社会の形成その他の環境の保全に関する施策相互の有機的な連携が図られるよう、必要な配慮がなされるものとする。

（年次報告等）
第十条　政府は、毎年、国会に、生物の多様性の状況及び政府が生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関して講じた施策に関する報告を提出しなければならない。
２　政府は、毎年、前項の報告に係る生物の多様性の状況を考慮して講じようとする施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章　生物多様性戦略
（生物多様性国家戦略の策定等）
第十一条　政府は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画（以下「生物多様性国家戦略」という。）を定めなければならない。
２　生物多様性国家戦略は、次に掲げる事項について定めるものとする。
一　生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策についての基本的な方針
二　生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する目標
三　生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策
四　前三号に掲げるもののほか、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
３　環境大臣は、生物多様性国家戦略の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
４　環境大臣は、前項の規定により生物多様性国家戦略の案を作成しようとするときは、あらかじめ、インターネットの利用その他の適切な方法により、国民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、中央環境審議会の意見を聴かなければならない。
５　環境大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、生物多様性国家戦略を公表しなければならない。
６　前三項の規定は、生物多様性国家戦略の変更について準用する。

（生物多様性国家戦略と国の他の計画との関係）
第十二条　生物多様性国家戦略は、環境基本法第十五条第一項に規定する環境基本計画（次項において単に「環境基本計画」という。）を基本として策定するものとする。
２　環境基本計画及び生物多様性国家戦略以外の国の計画は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関しては、生物多様性国家戦略を基本とするものとする。

（生物多様性地域戦略の策定等）
第十三条　都道府県及び市町村は、生物多様性国家戦略を基本として、単独で又は共同して、当該都道府県又は市町村の区域内における生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画（以下「生物多様性地域戦略」という。）を定めるよう努めなければならない。
２　生物多様性地域戦略は、次に掲げる事項について定めるものとする。
一　生物多様性地域戦略の対象とする区域

二　当該区域内の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する目標
三　当該区域内の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関し、総合的かつ計画的に講ずべき施策
四　前三号に掲げるもののほか、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3　都道府県及び市町村は、生物多様性地域戦略を策定したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、環境大臣に当該生物多様性地域戦略の写しを送付しなければならない。

4　前項の規定は、生物多様性地域戦略の変更について準用する。

## 第三章　基本的施策

### 第一節　国の施策

（地域の生物の多様性の保全）

第十四条　国は、地域固有の生物の多様性の保全を図るため、我が国の自然環境を代表する自然的特性を有する地域、多様な生物の生息地又は生育地として重要な地域等の生物の多様性の保全上重要と認められる地域の保全、過去に損なわれた生態系の再生その他の必要な措置を講ずるものとする。

2　国は、農林水産業その他の人の活動により特有の生態系が維持されてきた里地、里山等の保全を図るため、地域の自然的社会的条件に応じて当該地域を継続的に保全するための仕組みの構築その他の必要な措置を講ずるものとする。

3　国は、生物の多様性の保全上重要と認められる地域について、地域間の生物の移動その他の有機的なつながりを確保しつつ、それらの地域を一体的に保全するために必要な措置を講ずるものとする。

（野生生物の種の多様性の保全等）

第十五条　国は、野生生物の種の多様性の保全を図るため、野生生物の生息又は生育の状況を把握し、及び評価するとともに、絶滅のおそれがあることその他の野生生物の種が置かれている状況に応じて、生息環境又は生育環境の保全、捕獲等及び譲渡し等の規制、保護及び増殖のための事業その他の必要な措置を講ずるものとする。

2　国は、野生生物が生態系、生活環境又は農林水産業に係る被害を及ぼすおそれがある場合には、生息環境又は生育環境の保全、被害の防除、個体数の管理その他の必要な措置を講ずるものとする。

（外来生物等による被害の防止）

第十六条　国は、生態系に係る被害を及ぼすおそれがある外来生物、遺伝子組換え生物等について、飼養等又は使用等の規制、防除その他の必要な措置を講ずるものとする。

2　国は、生態系に係る被害を及ぼすおそれがある化学物質について、製造等の規制その他の必要な措置を講ずるものとする。

（国土及び自然資源の適切な利用等の推進）

第十七条　国は、持続可能な利用の推進が地域社会の健全な発展に不可欠であることにかんがみ、地域の自然的社会的条件に応じて、地域の生態系を損なわないよう配慮された国土の適切な利用又は管理及び自然資源の著しい減少をもたらさないよう配慮された自然資源の適切な利用又は管理が総合的かつ計画的に推進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

（生物資源の適正な利用の推進）

第十八条　国は、生物資源の有用性にかんがみ、農林水産業、工業その他の分野においてその適正な利用を図るため、生物の多様性に配慮しつつ、生物資源を有効に活用するための研究及び技術開発並びに生物資源の収集及び体系的な保存の推進その他の必要な措置を講ずるものとする。

（生物の多様性に配慮した事業活動の促進）

第十九条　国は、生物の多様性に配慮した原材料の利用、エコツーリズム、有機農業その他の事業活動における生物の多様性に及ぼす影響を低減するための取組を促進するために必要な措置を講ずるものとする。

2　国は、国民が生物の多様性に配慮した物品又は役務を選択することにより、生物の多様性に配慮した事業活動が促進されるよう、事業活動に係る生物の多様性への配慮に関する情報の公開、生物の多様性に配慮した消費生活の重要性についての理解の増進その他の必要な措置を講ずるものとする。

（地球温暖化の防止等に資する施策の推進）

第二十条　国は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用が地球温暖化の防止等に資することを踏まえ、多くの二酸化炭素を吸収し及び固定している森林、里山、草原、湿原等を保全するとともに、間伐、採草等の生物の多様性を保全するために必要な管理が促進されるようバイオマスの利用の推進その他の必要な措置を講ずるものとする。

（多様な主体の連携及び協働並びに自発的な活動の促進等）

第二十一条　国は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を適正に策定し、及び実施するため、関係省庁相互間の連携の強化を図るとともに、地方公共団体、事業者、国民、民間の団体、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関し専門的な知識を有する者等の多様な主体と連携し、及び協働するよう努めるものとする。

2　国は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する政策形成に民意を反映し、その過程の公正性及び透明性を確保するため、事業者、民間の団体、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関し専門的な知識を有する者等の多様な主体の意見を求め、これを十分考慮した上で政策形成を行う仕組みの活用等を図るものとする。

3　国は、事業者、国民又は民間の団体が行う生物の多様性の保全上重要な土地の取得並びにその維持及び保全のための活動その他の生物の多様性の保全及び持続

可能な利用に関する自発的な活動が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

（調査等の推進）
第二十二条　国は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を適正に策定し、及び実施するため、生物の多様性の状況の把握及び監視等の生物の多様性に関する調査の実施並びに調査に必要な体制の整備、標本等の資料の収集及び体系的な保存並びに情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。
２　国は、生物の多様性の状況及びその恵沢を総合的に評価するため、適切な指標の開発その他の必要な措置を講ずるものとする。

（科学技術の振興）
第二十三条　国は、生物の多様性に関する科学技術の振興を図るため、野生生物の種の特性の把握、生態系の機構の解明等の研究開発の推進及びその成果の普及、試験研究の体制の整備、研究者の養成その他の必要な措置を講ずるものとする。

（国民の理解の増進）
第二十四条　国は、学校教育及び社会教育における生物の多様性に関する教育の推進、専門的な知識又は経験を有する人材の育成、広報活動の充実、自然との触れ合いの場及び機会の提供等により国民の生物の多様性についての理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。
（事業計画の立案の段階等での生物の多様性に係る環境影響評価の推進）
第二十五条　国は、生物の多様性が微妙な均衡を保つことによって成り立っており、一度損なわれた生物の多様性を再生することが困難であることから、生物の多様性に影響を及ぼす事業の実施に先立つ早い段階での配慮が重要であることにかんがみ、生物の多様性に影響を及ぼすおそれのある事業を行う事業者等が、その事業に関する計画の立案の段階からその事業の実施までの段階において、その事業に係る生物の多様性に及ぼす影響の調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る生物の多様性の保全について適正に配慮することを推進するため、事業の特性を踏まえつつ、必要な措置を講ずるものとする。

（国際的な連携の確保及び国際協力の推進）
第二十六条　国は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用が、地球環境の保全上重要な課題であることにかんがみ、生物の多様性に関する条約等に基づく国際的な取組に主体的に参加することその他の国際的な連携の確保並びに生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する技術協力その他の国際協力の推進に必要な措置を講ずるものとする。

第二節　地方公共団体の施策
第二十七条　地方公共団体は、前節に定める国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を、これらの総合的かつ計画的な推進を図りつつ実施するものとする。

附　則
（施行期日）
第一条　この法律は、公布の日から施行する。

（生物の多様性の保全に係る法律の施行状況の検討）
第二条　政府は、この法律の目的を達成するため、野生生物の種の保存、森林、里山、農地、湿原、干潟、河川、湖沼等の自然環境の保全及び再生その他の生物の多様性の保全に係る法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（環境基本法の一部改正）
第三条　環境基本法の一部を次のように改正する。
　第四十一条第二項第三号中「及び石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）」を「、石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）及び生物多様性基本法（平成二十年法律第五十八号）」に改める。

理　由
豊かな生物の多様性を保全し、その恵沢を将来にわたって享受できる自然と共生する社会の実現を図るとともに、地球環境の保全に寄与するため、生物の多様性の保全及び持続可能な利用について、基本原則を定め、並びに国、地方公共団体、事業者、国民及び民間の団体の責務を明らかにするとともに、生物多様性国家戦略の策定その他の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策の基本となる事項を定めることにより、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

# 生物多様性に関する主な国際的組織・プログラム

## ■ 保全・資金メカニズム関係

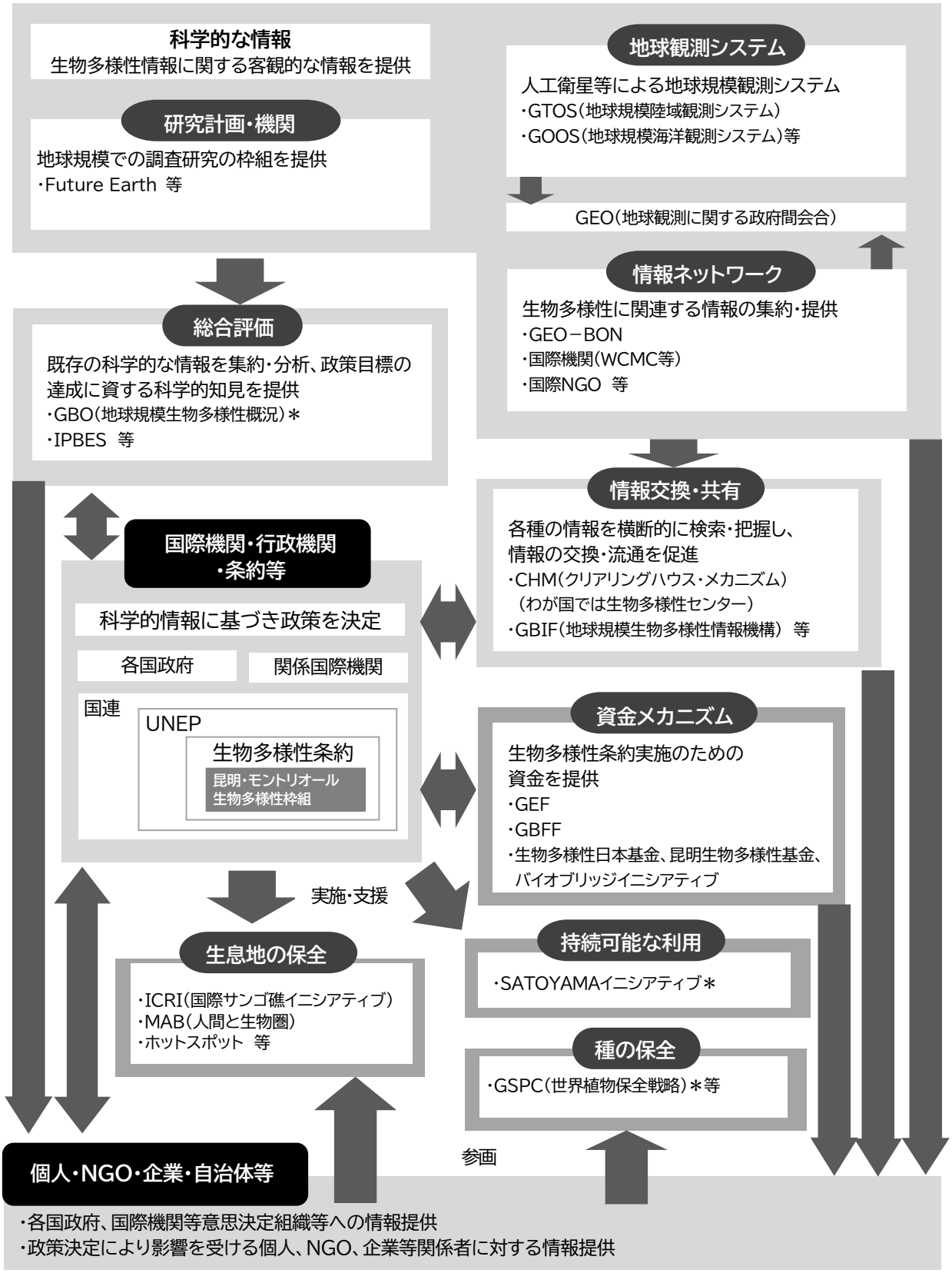


＊ 生物多様性条約に基づくイニシアティブ

## ■ ビジネス・金融関係

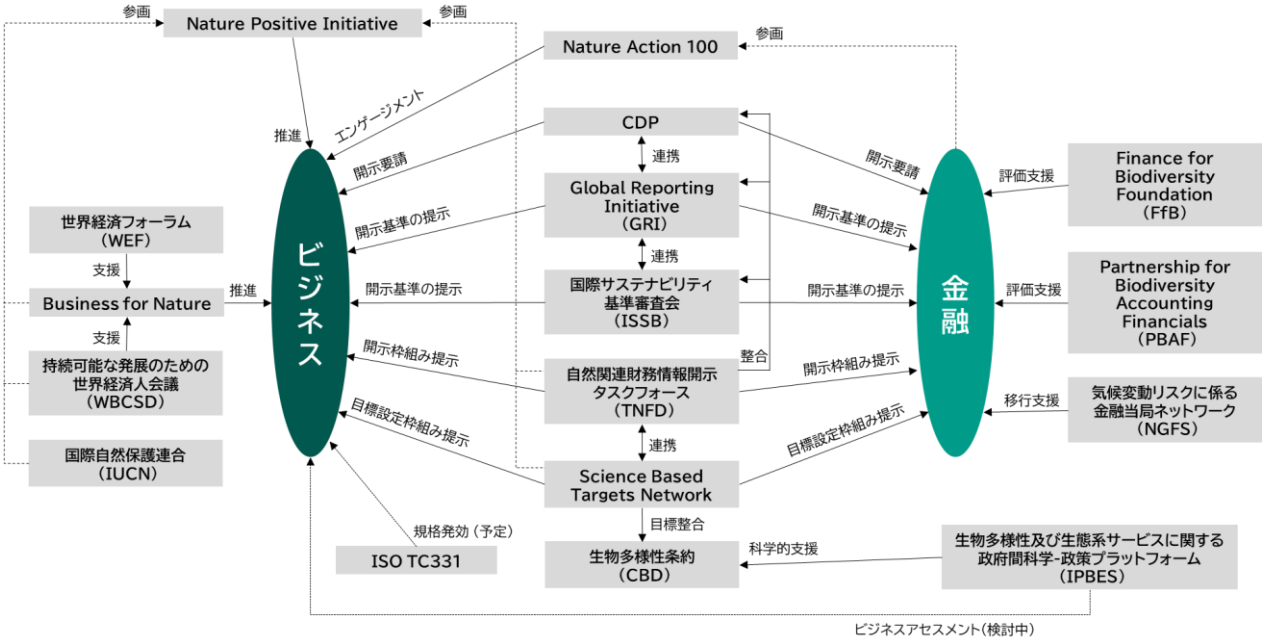


### Nature Positive Initiative
自然保護団体、研究所、ビジネス及び金融連合 27 団体が設立。「ネイチャーポジティブ」の定義、完全性、使用に関する調整を推進している。

### 世界経済フォーラム（WEF）
官民両セクターの協力を通じて世界情勢の改善に取り組む国際機関。政界、ビジネス界、及び社会におけるその他の主要なリーダーと連携し、世界、地域、産業のアジェンダ（「自然と経済」を含む）を形成している。

### Business for Nature
影響力のある組織や未来志向の企業が結集した国際的連合体であり、各国政府に自然破壊の回復を求める企業行動を促す企業の声を届けている。

### 持続可能な発展のための世界経済人会議（WBCSD）
200 を超える世界の大手企業からなる、CEO が率いるコミュニティ。「ネット・ゼロ」、「ネイチャーポジティブ」、「格差のない将来」に必要とされるシステム変革を加速させるために協働している。

### 国際自然保護連合（IUCN）
自然及び天然資源の保全に関わる国家、政府機関、国内及び国際的非政府機関の連合体。全地球的な野生生物の保護、自然環境・天然資源の保全の分野で専門家による調査研究を行い、関係各方面への勧告・助言、開発途上地域に対する支援等を実施している。

### ISO TC331
ISO の専門委員会であり、生物多様性分野の標準化を進めている。

### Nature Action 100
投資家グループが設立。生物多様性に関する企業行動のビジョンを明確にすることを目的としている。

### CDP
投資家の要請を集約し、企業に環境情報の開示を促すための、 世界規模の情報開示システムを運営している。

### Global Reporting Initiative（GRI）
組織が経済・環境・社会に与える多様なインパクトについて情報提供する際の、国際的なベストプラクティスを反映した規準を策定している。

### 国際サステナビリティ基準審査会（ISSB）
投資家と金融市場のニーズに焦点を当てた、高品質で包括的なサステナビリティ開示の世界的なベースラインとなる基準を策定している。

### 自然関連財務情報開示タスクフォース（TNFD）
企業や金融機関が自然への依存度や影響を評価、管理、報告するための民主導の枠組。自然関連のリスクの測定・公表により、世界の資金フローを自然環境に対してポジティブにしていくことを目指している。

### Science Based Targets Network
国際的な 45 以上の組織で構成。生物多様性、気候、淡水、土地、海洋といった自然のあらゆる側面を対象に統合した SBTs for Nature の開発を通じ、企業等が科学的な知見に基づいた目標設定ができるよう支援している。

### 生物多様性条約（CBD）
「生物多様性の保全」「生物多様性の構成要素の持続可能な利用」「遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分」を目的としている。1993 年発効。

### Finance for Biodiversity Foundation（FfB）
署名金融機関やパートナー団体への貢献のため、ワーキンググループ（企業エンゲージメント、影響評価、公共政策アドボカシー、目標設定）を通じた金融機関間の行動喚起と協力を支援を目的としている。

### Partnership for Biodiversity Accounting Financials（PBAF）
金融セクターにおける生物多様性の影響と依存性評価の基礎となる一連の世界的に調和された原則（要件と推奨事項）「PBAF スタンダード」 と関連するガイダンスの策定を目的としている。

### 気候変動リスクに係る金融当局ネットワーク（NGFS）
気候変動リスクへの金融監督上の対応を検討するための中央銀行及び金融監督当局の国際的なネットワーク。金融セクターにおける環境（自然を含む）・気候リスク管理の発展や、持続可能な経済への移行を金融面からサポートすることを目的としている。

### 生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学-政策プラットフォーム（IPBES）
生物多様性と生態系サービスに関する動向を科学的に評価し、科学と政策のつながりを強化する政府間組織。気候変動の IPCC のネイチャー版。 「科学的評価」、「能力養成」、「知見生成」、「政策立案支援」の４つの機能を活動の柱としている。

# 生物多様性条約の概要

［名　　称］ 生物の多様性に関する条約(Convention on Biological Diversity)
［経　　緯］ 1992 年 5 月：採択　　6 月：国連環境開発会議(UNCED)で署名
1993 年 5 月：日本が条約を締結
1993 年 12 月：条約発効
［締 約 国 数］ 194 か国、欧州連合（EU）及びパレスチナが締結(2023 年 4 月現在)
［条約事務局］ 所在地：モントリオール（カナダ）

生物多様性条約は、ラムサール条約、ワシントン条約などの特定の地域・種の保全の取組だけでは生物多様性の保全は図れないとの認識から、保全のための包括的な枠組みとして提案された。

条約採択までの交渉で、遺伝資源から得られる利益の配分について途上国が主張し、結果として、各国は自国の天然資源に主権的権利を有することが認められ、遺伝資源から生ずる利益配分に関する第３の目的が組み込まれた。このような成立経緯から、遺伝資源利用先進国である米国は、自国のバイオテクノロジー産業に影響を及ぼすものとして条約を締結していない。

**目 的**

- 生物多様性の保全
- 生物多様性の構成要素の持続可能な利用
- 遺伝資源の利用から生ずる利益の公正で衡平な配分

**一 般 的 措 置**　生物多様性国家戦略の策定
重要な地域・種の特定とモニタリング

**保全のための措置**
- 生息域内保全：保護地域の指定・管理、生息地の回復等
- 生息域外保全：飼育栽培下での保存、繁殖、野生への復帰等
- 環境影響評価の実施

**持続可能な利用のための措置**
- 持続可能な利用の政策への組み込み
- 利用に関する伝統的・文化的慣行の保護奨励

**技術移転、遺伝資源利用の利益配分**
- 国家の遺伝資源に対する主権的権利を確認
- 遺伝資源に対する主権
- 遺伝資源利用による利益を提供国と利用国が公平かつ衡平に配分
- 途上国への技術移転を公正で尤も有利な条件で実施

**共 通 措 置**　奨励措置／研究と訓練／公衆のための教育と啓発／情報交換／技術上科学上の協力

**資金メカニズム**

## 検 討 事 項

**主 題 別 分 野**

- 陸水の生物多様性
- 海洋･沿岸の生物多様性
- 農業の生物多様性
- 森林の生物多様性
- 乾燥地の生物多様性
- 山地の生物多様性
- 島嶼の生物多様性

**横 断 的 課 題**

- 外来種
- エコシステムアプローチ
- 指標
- 世界分類学イニシアティブ
- 保護地域
- 世界植物保全戦略
- 伝統的な知識
- 影響評価、責任と救済
- 遺伝資源へのアクセスと利益配分
- 経済、貿易、奨励措置
- 生物多様性と観光
- 生物多様性と持続可能な利用
- 気候変動と生物多様性
- 技術移転･協力
- 愛知目標

**実行と展開**
資金／情報交換の仕組み(ＣHM)／国別報告／ライブラリー、文書サービス／教育と普及啓発

**バイオセーフティ**
**実行プログラム**
**議定書批准の推進**

# 生物の多様性に関する条約

平成5年12月21日　条約9号

前　文

締約国は、

生物の多様性が有する内在的な価値並びに生物の多様性及びその構成要素が有する生態学上、遺伝上、社会上、経済上、科学上、教育上、文化上、レクリエーション上及び芸術上の価値を意識し、

生物の多様性が進化及び生物圏における生命保持の機構の維持のため重要であることを意識し、

生物の多様性の保全が人類の共通の関心事であることを確認し、

諸国が自国の生物資源について主権的権利を有することを再確認し、

諸国が、自国の生物の多様性の保全及び自国の生物資源の持続可能な利用について責任を有することを再確認し、

生物の多様性がある種の人間活動によって著しく減少していることを懸念し、

生物の多様性に関する情報及び知見が一般的に不足していること並びに適当な措置を計画し及び実施するための基本的な知識を与える科学的、技術的及び制度的能力を緊急に開発する必要があることを認識し、

生物の多様性の著しい減少又は喪失の根本原因を予想し、防止し及び取り除くことが不可欠であることに留意し、

生物の多様性の著しい減少又は喪失のおそれがある場合には、科学的な確実性が十分にないことをもって、そのようなおそれを回避し又は最小にするための措置をとることを延期する理由とすべきではないことに留意し、

更に、生物の多様性の保全のための基本的な要件は、生態系及び自然の生息地の生息域内保全並びに存続可能な種の個体群の自然の生息環境における維持及び回復であることに留意し、

更に、生息域外における措置も重要な役割を果たすこと及びこの措置は原産国においてとることが望ましいことに留意し、

伝統的な生活様式を有する多くの原住民の社会及び地域社会が生物資源に緊密にかつ伝統的に依存していること並びに生物の多様性の保全及びその構成要素の持続可能な利用に関して伝統的な知識、工夫及び慣行の利用がもたらす利益を衡平に配分することが望ましいことを認識し、

生物の多様性の保全及び持続可能な利用において女子が不可欠の役割を果たすことを認識し、また、生物の多様性の保全のための政策の決定及び実施のすべての段階における女子の完全な参加が必要であることを確認し、

生物の多様性の保全及びその構成要素の持続可能な利用のため、国家、政府間機関及び民間部門の間の国際的、地域的及び世界的な協力が重要であること並びにそのような協力の促進が必要であることを強調し、

新規のかつ追加的な資金の供与及び関連のある技術の取得の適当な機会の提供が生物の多様性の喪失に取り組むための世界の能力を実質的に高めることが期待できることを確認し、

更に、開発途上国のニーズに対応するため、新規のかつ追加的な資金の供与及び関連のある技術の取得の適当な機会の提供を含む特別な措置が必要であることを確認し、

この点に関して後発開発途上国及び島嶼（しょ）国の特別な事情に留意し、

生物の多様性を保全するため多額の投資が必要であること並びに当該投資から広範な環境上、経済上及び社会上の利益が期待されることを確認し、

経済及び社会の開発並びに貧困の撲滅が開発途上国にとって最優先の事項であることを認識し、

生物の多様性の保全及び持続可能な利用が食糧、保健その他増加する世界の人口の必要を満たすために決定的に重要であること、並びにこの目的のために遺伝資源及び技術の取得の機会の提供及びそれらの配分が不可欠であることを認識し、

生物の多様性の保全及び持続可能な利用が、究極的に、諸国間の友好関係を強化し、人類の平和に貢献することに留意し、

生物の多様性の保全及びその構成要素の持続可能な利用のための既存の国際的な制度を強化し及び補完することを希望し、

現在及び将来の世代のため生物の多様性を保全し及び持続可能であるように利用することを決意して、

次のとおり協定した。

第1条　目的

この条約は、生物の多様性の保全、その構成要素の持続可能な利用及び遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分をこの条約の関係規定に従って実現することを目的とする。この目的は、特に、遺伝資源の取得の適当な機会の提供及び関連のある技術の適当な移転（これらの提供及び移転は、当該遺伝資源及び当該関連のある技術についてのすべての権利を考慮して行う。）並びに適当な資金供与の方法により達成する。

第2条　用語

この条約の適用上、

「生物の多様性」とは、すべての生物（陸上生態系、海洋その他の水界生態系、これらが複合した生態系その他生息又は生育の場のいかんを問わない。）の間の変異性をいうものとし、種内の多様性、種間の多様性及び生態系の多様性を含む。

「生物資源」には、現に利用され若しくは将来利用されることがある又は人類にとって現実の若しくは潜在的な価値を有する遺伝資源、生物又はその部分、個体群その他生態系の生物的な構成要素を含む。

「バイオテクノロジー」とは、物又は方法を特定の用途のために作り出し又は改変するため、生物システム、生物又はその派生物を利用する応用技術をいう。

「遺伝資源の原産国」とは、生息域内状況において遺伝資源を有する国をいう。

「遺伝資源の提供国」とは、生息域内の供給源（野生種の個体群であるか飼育種又は栽培種の個体群であるかを問

わない。）から採取された遺伝資源又は生息域外の供給源から取り出された遺伝資源（自国が原産国であるかないかを問わない。）を提供する国をいう。

「飼育種又は栽培種」とは、人がその必要を満たすため進化の過程に影響を与えた種をいう。

「生態系」とは、植物、動物及び微生物の群集とこれらを取り巻く非生物的な環境とが相互に作用して一の機能的な単位を成す動的な複合体をいう。

「生息域外保全」とは、生物の多様性の構成要素を自然の生息地の外において保全することをいう。

「遺伝素材」とは、遺伝の機能的な単位を有する植物、動物、微生物その他に由来する素材をいう。

「遺伝資源」とは、現実の又は潜在的な価値を有する遺伝素材をいう。

「生息地」とは、生物の個体若しくは個体群が自然に生息し若しくは生育している場所又はその類型をいう。

「生息域内状況」とは、遺伝資源が生態系及び自然の生息地において存在している状況をいい、飼育種又は栽培種については、当該飼育種又は栽培種が特有の性質を得た環境において存在している状況をいう。

「生息域内保全」とは、生態系及び自然の生息地を保全し、並びに存続可能な種の個体群を自然の生息環境において維持し及び回復することをいい、飼育種又は栽培種については、存続可能な種の個体群を当該飼育種又は栽培種が特有の性質を得た環境において維持し及び回復することをいう。

「保護地域」とは、保全のための特定の目的を達成するために指定され又は規制され及び管理されている地理的に特定された地域をいう。

「地域的な経済統合のための機関」とは、特定の地域の主権国家によって構成される機関であって、この条約が規律する事項に関しその加盟国から権限の委譲を受け、かつ、その内部手続に従ってこの条約の署名、批准、受諾若しくは承認又はこれへの加入の正当な委任を受けたものをいう。

「持続可能な利用」とは、生物の多様性の長期的な減少をもたらさない方法及び速度で生物の多様性の構成要素を利用し、もって、現在及び将来の世代の必要及び願望を満たすように生物の多様性の可能性を維持することをいう。

「技術」には、バイオテクノロジーを含む。

第3条　原則

諸国は、国際連合憲章及び国際法の諸原則に基づき、自国の資源をその環境政策に従って開発する主権的権利を有し、また、自国の管轄又は管理の下における活動が他国の環境又はいずれの国の管轄にも属さない区域の環境を害さないことを確保する責任を有する。

第4条　適用範囲

この条約が適用される区域は、この条約に別段の明文の規定がある場合を除くほか、他国の権利を害さないことを条件として、各締約国との関係において、次のとおりとする。

(a)生物の多様性の構成要素については、自国の管轄の下にある区域

(b)自国の管轄又は管理の下で行われる作用及び活動（それらの影響が生ずる場所のいかんを問わない。）については、自国の管轄の下にある区域及びいずれの国の管轄にも属さない区域

第5条　協力

締約国は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用のため、可能な限り、かつ、適当な場合には、直接に又は適当なときは能力を有する国際機関を通じ、いずれの国の管轄にも属さない区域その他相互に関心を有する事項について他の締約国と協力する。

第6条 保全及び持続可能な利用のための一般的な措置

締約国は、その個々の状況及び能力に応じ、次のことを行う。

(a)生物の多様性の保全及び持続可能な利用を目的とする国家的な戦略若しくは計画を作成し、又は当該目的のため、既存の戦略若しくは計画を調整し、特にこの条約に規定する措置で当該締約国に関連するものを考慮したものとなるようにすること。

(b)生物の多様性の保全及び持続可能な利用について、可能な限り、かつ、適当な場合には、関連のある部門別の又は部門にまたがる計画及び政策にこれを組み入れること。

第7条　特定及び監視

締約国は、可能な限り、かつ、適当な場合には、特に次条から第 10 条までの規定を実施するため、次のことを行う。

(a)附属書Ⅰに列記する区分を考慮して、生物の多様性の構成要素であって、生物の多様性の保全及び持続可能な利用のために重要なものを特定すること。

(b)生物の多様性の構成要素であって、緊急な保全措置を必要とするもの及び持続可能な利用に最大の可能性を有するものに特別の考慮を払いつつ、標本抽出その他の方法により、(a)の規定に従って特定される生物の多様性の構成要素を監視すること。

(c)生物の多様性の保全及び持続可能な利用に著しい悪影響を及ぼし又は及ぼすおそれのある作用及び活動の種類を特定し並びに標本抽出その他の方法によりそれらの影響を監視すること。

(d)(a)から(c)までの規定による特定及び監視の活動から得られる情報を何らかの仕組みによって維持し及び整理すること。

第8条　生息域内保全

締約国は、可能な限り、かつ、適当な場合には、次のことを行う。

(a)保護地域又は生物の多様性を保全するために特別の措置をとる必要がある地域に関する制度を確立すること。

(b)必要な場合には、保護地域又は生物の多様性を保全するために特別の措置をとる必要がある地域の選定、設定及び管理のための指針を作成すること。
(c)生物の多様性の保全のために重要な生物資源の保全及び持続可能な利用を確保するため、保護地域の内外を問わず、当該生物資源について規制を行い又は管理すること。
(d)生態系及び自然の生息地の保護並びに存続可能な種の個体群の自然の生息環境における維持を促進すること。
(e)保護地域における保護を補強するため、保護地域に隣接する地域における開発が環境上適正かつ持続可能なものとなることを促進すること。
(f)特に、計画その他管理のための戦略の作成及び実施を通じ、劣化した生態系を修復し及び復元し並びに脅威にさらされている種の回復を促進すること。
(g)バイオテクノロジーにより改変された生物であって環境上の悪影響（生物の多様性の保全及び持続可能な利用に対して及び得るもの）を与えるおそれのあるものの利用及び放出に係る危険について、人の健康に対する危険も考慮して、これを規制し、管理し又は制御するための手段を設定し又は維持すること。
(h)生態系、生息地若しくは種を脅かす外来種の導入を防止し又はそのような外来種を制御し若しくは撲滅すること。
(i)現在の利用が生物の多様性の保全及びその構成要素の持続可能な利用と両立するために必要な条件を整えるよう努力すること。
(j)自国の国内法令に従い、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関連する伝統的な生活様式を有する原住民の社会及び地域社会の知識、工夫及び慣行を尊重し、保存し及び維持すること、そのような知識、工夫及び慣行を有する者の承認及び参加を得てそれらの一層広い適用を促進すること並びにそれらの利用がもたらす利益の衡平な配分を奨励すること。
(k)脅威にさらされている種及び個体群を保護するために必要な法令その他の規制措置を定め又は維持すること。
(l)前条の規定により生物の多様性に対し著しい悪影響があると認められる場合には、関係する作用及び活動の種類を規制し又は管理すること。
(m)(a)から(l)までに規定する生息域内保全のための財政的な支援その他の支援（特に開発途上国に対するもの）を行うことについて協力すること。

第9条　生息域外保全

締約国は、可能な限り、かつ、適当な場合には、主として生息域内における措置を補完するため、次のことを行う。
(a)生物の多様性の構成要素の生息域外保全のための措置をとること。この措置は、生物の多様性の構成要素の原産国においてとることが望ましい。
(b)植物、動物及び微生物の生息域外保全及び研究のための施設を設置し及び維持すること。その設置及び維持は、遺伝資源の原産国において行うことが望ましい。
(c)脅威にさらされている種を回復し及びその機能を修復するため並びに当該種を適当な条件の下で自然の生息地に再導入するための措置をとること。
(d)(c)の規定により生息域外における特別な暫定的措置が必要とされる場合を除くほか、生態系及び生息域内における種の個体群を脅かさないようにするため、生息域外保全を目的とする自然の生息地からの生物資源の採取を規制し及び管理すること。
(e)(a)から(d)までに規定する生息域外保全のための財政的な支援その他の支援を行うことについて並びに開発途上国における生息域外保全のための施設の設置及び維持について協力すること。

第10条　生物の多様性の構成要素の持続可能な利用

締約国は、可能な限り、かつ、適当な場合には、次のことを行う。
(a)生物資源の保全及び持続可能な利用についての考慮を自国の意思決定に組み入れること。
(b)生物の多様性への悪影響を回避し又は最小にするため、生物資源の利用に関連する措置をとること。
(c)保全又は持続可能な利用の要請と両立する伝統的な文化的慣行に沿った生物資源の利用慣行を保護し及び奨励すること。
(d)生物の多様性が減少した地域の住民による修復のための作業の準備及び実施を支援すること。
(e)生物資源の持続可能な利用のための方法の開発について、自国の政府機関と民間部門との間の協力を促進すること。

第11条　奨励措置

締約国は、可能な限り、かつ、適当な場合には、生物の多様性の構成要素の保全及び持続可能な利用を奨励することとなるような経済的及び社会的に健全な措置をとる。

第12条　研究及び訓練

締約国は、開発途上国の特別のニーズを考慮して、次のことを行う。
(a)生物の多様性及びその構成要素の特定、保全及び持続可能な利用のための措置に関する科学的及び技術的な教育訓練事業のための計画を作成し及び維持すること並びに開発途上国の特定のニーズに対応するためこのような教育及び訓練を支援すること。
(b)特に科学上及び技術上の助言に関する補助機関の勧告により締約国会議が行う決定に従い、特に開発途上国における生物の多様性の保全及び持続可能な利用に貢献する研究を促進し及び奨励すること。
(c)第16条、第18条及び第20条の規定の趣旨に沿い、生物資源の保全及び持続可能な利用のための方法の開発について、生物の多様性の研究における科学の進歩の利用を促進し及びそのような利用について協力すること。

第 13 条　公衆のための教育及び啓発

締約国は、次のことを行う。

（ａ）生物の多様性の保全の重要性及びその保全に必要な措置についての理解、各種の情報伝達手段によるそのような理解の普及並びにこのような題材の教育事業の計画への導入を促進し及び奨励すること。

（ｂ）適当な場合には、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する教育啓発事業の計画の作成に当たり、他国及び国際機関と協力すること。

第 14 条　影響の評価及び悪影響の最小化

１　締約国は、可能な限り、かつ、適当な場合には、次のことを行う。

（ａ）生物の多様性への著しい悪影響を回避し又は最小にするため、そのような影響を及ぼすおそれのある当該締約国の事業計画案に対する環境影響評価を定める適当な手続を導入し、かつ、適当な場合には、当該手続への公衆の参加を認めること。

（ｂ）生物の多様性に著しい悪影響を及ぼすおそれのある計画及び政策の環境への影響について十分な考慮が払われることを確保するため、適当な措置を導入すること。

（ｃ）適宜、二国間の、地域的な又は多数国間の取極を締結することについて、これを促進することにより、自国の管轄又は管理の下における活動であって、他国における又はいずれの国の管轄にも属さない区域における生物の多様性に著しい悪影響を及ぼすおそれのあるものに関し、相互主義の原則に基づき、通報、情報の交換及び協議を行うことを促進すること。

（ｄ）自国の管轄又は管理の下で生ずる急迫した又は重大な危険又は損害が他国の管轄の下にある区域又はいずれの国の管轄にも属さない区域における生物の多様性に及ぶ場合には、このような危険又は損害を受ける可能性のある国に直ちに通報すること及びこのような危険又は損害を防止し又は最小にするための行動を開始すること。

（ｅ）生物の多様性に重大なかつ急迫した危険を及ぼす活動又は事象（自然に発生したものであるかないかを問わない。）に対し緊急に対応するための国内的な措置を促進し及びそのような国内的な努力を補うための国際協力（適当であり、かつ、関連する国又は地域的な経済統合のための機関の同意が得られる場合には、共同の緊急時計画を作成するための国際協力を含む。）を促進すること。

２　締約国会議は、今後実施される研究を基礎として、生物の多様性の損害に対する責任及び救済（原状回復及び補償を含む。）についての問題を検討する。ただし、当該責任が純粋に国内問題である場合を除く。

第 15 条　遺伝資源の取得の機会

１　各国は、自国の天然資源に対して主権的権利を有するものと認められ、遺伝資源の取得の機会につき定める権限は、当該遺伝資源が存する国の政府に属し、その国の国内法令に従う。

２　締約国は、他の締約国が遺伝資源を環境上適正に利用するために取得することを容易にするような条件を整えるよう努力し、また、この条約の目的に反するような制限を課さないよう努力する。

３　この条約の適用上、締約国が提供する遺伝資源でこの条、次条及び第 19 条に規定するものは、当該遺伝資源の原産国である締約国又はこの条約の規定に従って当該遺伝資源を獲得した締約国が提供するものに限る。

４　取得の機会を提供する場合には、相互に合意する条件で、かつ、この条の規定に従ってこれを提供する。

５　遺伝資源の取得の機会が与えられるためには、当該遺伝資源の提供国である締約国が別段の決定を行う場合を除くほか、事前の情報に基づく当該締約国の同意を必要とする。

６　締約国は、他の締約国が提供する遺伝資源を基礎とする科学的研究について、当該他の締約国の十分な参加を得て及び可能な場合には当該他の締約国において、これを準備し及び実施するよう努力する。

７　締約国は、遺伝資源の研究及び開発の成果並びに商業的利用その他の利用から生ずる利益を当該遺伝資源の提供国である締約国と公正かつ衡平に配分するため、次条及び第 19 条の規定に従い、必要な場合には第 20 条及び第 21 条の規定に基づいて設ける資金供与の制度を通じ、適宜、立法上、行政上又は政策上の措置をとる。その配分は、相互に合意する条件で行う。

第 16 条　技術の取得の機会及び移転

１　締約国は、技術にはバイオテクノロジーを含むこと並びに締約国間の技術の取得の機会の提供及び移転がこの条約の目的を達成するための不可欠の要素であることを認識し、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関連のある技術又は環境に著しい損害を与えることなく遺伝資源を利用する技術について、他の締約国に対する取得の機会の提供及び移転をこの条の規定に従って行い又はより円滑なものにすることを約束する。

２　開発途上国に対する 1 の技術の取得の機会の提供及び移転については、公正で最も有利な条件（相互に合意する場合には、緩和されたかつ特恵的な条件を含む。）の下に、必要な場合には第 20 条及び第 21 条の規定に基づいて設ける資金供与の制度に従って、これらを行い又はより円滑なものにする。特許権その他の知的所有権によって保護される技術の取得の機会の提供及び移転については、当該知的所有権の十分かつ有効な保護を承認し及びそのような保護と両立する条件で行う。この２の規定は、３から５までの規定と両立するように適用する。

３　締約国は、遺伝資源を利用する技術（特許権その他の知的所有権によって保護される技術を含む。）について、当該遺伝資源を提供する締約国（特に開発途上国）が、相互に合意する条件で、その取得の機会を与えられ及び移転を受けられるようにするため、必要な場合には第 20 条及び第 21 条の規定の適用により、国際法に従い並びに４及び５の規定と両立するような形で、適宜、立法上、行政上又は政策上の措置をとる。

４　締約国は、開発途上国の政府機関及び民間部門の双方

の利益のために自国の民間部門が１の技術の取得の機会の提供、共同開発及び移転をより円滑なものにするよう、適宜、立法上、行政上又は政策上の措置をとり、これに関し、１から３までに規定する義務を遵守する。
5　締約国は、特許権その他の知的所有権がこの条約の実施に影響を及ぼす可能性があることを認識し、そのような知的所有権がこの条約の目的を助長しかつこれに反しないことを確保するため、国内法令及び国際法に従って協力する。

第 17 条　情報の交換

1　締約国は、開発途上国の特別のニーズを考慮して、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関連する公に入手可能なすべての情報源からの情報の交換を円滑にする。
2　１に規定する情報の交換には、技術的、科学的及び社会経済的な研究の成果の交換を含むものとし、また、訓練計画、調査計画、専門知識、原住民が有する知識及び伝統的な知識に関する情報並びに前条１の技術と結び付いたこれらの情報の交換を含む。また、実行可能な場合には、情報の還元も含む。

第 18 条　技術上及び科学上の協力

1　締約国は、必要な場合には適当な国際機関及び国内の機関を通じ、生物の多様性の保全及び持続可能な利用の分野における国際的な技術上及び科学上の協力を促進する。
2　締約国は、この条約の実施に当たり、特に自国の政策の立案及び実施を通じ、他の締約国（特に開発途上国）との技術上及び科学上の協力を促進する。この協力の促進に当たっては、人的資源の開発及び組織の整備という手段によって、各国の能力を開発し及び強化することに特別の考慮を払うべきである。
3　締約国会議は、その第一回会合において、技術上及び科学上の協力を促進し及び円滑にするために情報の交換の仕組みを確立する方法について決定する。
4　締約国は、この条約の目的を達成するため、自国の法令及び政策に従い、技術（原住民が有する技術及び伝統的な技術を含む。）の開発及び利用についての協力の方法を開発し並びにそのような協力を奨励する。このため、締約国は、また、人材の養成及び専門家の交流についての協力を促進する。
5　締約国は、相互の合意を条件として、この条約の目的に関連のある技術の開発のための共同研究計画の作成及び合弁事業の設立を促進する。

第 19 条　バイオテクノロジーの取扱い及び利益の配分

1　締約国は、バイオテクノロジーの研究のために遺伝資源を提供する締約国（特に開発途上国）の当該研究の活動への効果的な参加（実行可能な場合には当該遺伝資源を提供する締約国における参加）を促進するため、適宜、立法上、行政上又は政策上の措置をとる。
2　締約国は、他の締約国（特に開発途上国）が提供する遺伝資源を基礎とするバイオテクノロジーから生ずる成果及び利益について、当該他の締約国が公正かつ衡平な条件で優先的に取得する機会を与えられることを促進し及び推進するため、あらゆる実行可能な措置をとる。その取得の機会は、相互に合意する条件で与えられる。
3　締約国は、バイオテクノロジーにより改変された生物であって、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に悪影響を及ぼす可能性のあるものについて、その安全な移送、取扱い及び利用の分野における適当な手続（特に事前の情報に基づく合意についての規定を含むもの）を定める議定書の必要性及び態様について検討する。
4　締約国は、３に規定する生物の取扱いについての自国の規則（利用及び安全に係るもの）並びに当該生物が及ぼす可能性のある悪影響に関する入手可能な情報を当該生物が導入される締約国に提供する。その提供は、直接に又は自国の管轄の下にある自然人若しくは法人で当該生物を提供するものに要求することにより、行う。

第 20 条　資金

1　締約国は、その能力に応じ、自国の計画及び優先度に従い、この条約の目的を達成するための各国の活動に関して財政的に支援し及び奨励することを約束する。
2　先進締約国は、開発途上締約国が、この条約に基づく義務を履行するための措置の実施に要するすべての合意された増加費用を負担すること及びこの条約の適用から利益を得ることを可能にするため、新規のかつ追加的な資金を供与する。その増加費用は、締約国会議が立案する政策、戦略、計画の優先度、適格性の基準及び増加費用の一覧表に従い、開発途上締約国と次条に規定する制度的組織との間で合意される。先進締約国以外の締約国（市場経済への移行の過程にある国を含む。）は、先進締約国の義務を任意に負うことができる。この条の規定の適用のため、締約国会議は、その第一回会合において、先進締約国及び先進締約国の義務を任意に負うその他の締約国の一覧表を作成する。締約国会議は、定期的に当該一覧表を検討し、必要に応じて改正する。その他の国及び資金源からの任意の拠出も勧奨される。これらの約束は、資金の妥当性、予測可能性及び即応性が必要であること並びに当該一覧表に掲げる拠出締約国の間の責任分担が重要であることを考慮して履行する。
3　先進締約国は、また、二国間の及び地域的その他の多数国間の経路を通じて、この条約の実施に関連する資金を供与することができるものとし、開発途上締約国は、これを利用することができる。
4　開発途上締約国によるこの条約に基づく約束の効果的な履行の程度は、先進締約国によるこの条約に基づく資金及び技術の移転に関する約束の効果的な履行に依存しており、経済及び社会の開発並びに貧困の撲滅が開発途上締約国にとって最優先の事項であるという事実が十分に考慮される。
5　締約国は、資金供与及び技術の移転に関する行動をとるに当たり、後発開発途上国の特定のニーズ及び特別な状況を十分に考慮に入れる。
6　締約国は、開発途上締約国（特に島嶼（しょ）国）に

おける生物の多様性への依存並びに生物の多様性の分布及び所在から生ずる特別な事情も考慮に入れる。
7　開発途上国（特に、環境上最も害を受けやすいもの、例えば、乾燥地帯、半乾燥地帯、沿岸地域及び山岳地域を有するもの）の特別な状況も考慮に入れる。

第21条　資金供与の制度

1　この条約の目的のため、贈与又は緩和された条件により開発途上締約国に資金を供与するための制度を設けるものとし、その制度の基本的な事項は、この条に定める。この条約の目的のため、当該制度は、締約国会議の管理及び指導の下に機能し、締約国会議に対して責任を負う。当該制度は、締約国会議がその第一回会合において決定する制度的組織によって運営する。この条約の目的のため、締約国会議は、第一文の資金の利用（その機会の提供を含む。）についての政策、戦略、計画の優先度及び適格性の基準を決定する。拠出については、締約国会議が定期的に決定する必要な資金の額に基づき、前条に規定する資金の予測可能性、妥当性及び即応性が必要であること並びに同条2に規定する一覧表に掲げる拠出締約国の間の責任分担が重要であることを考慮に入れる。先進締約国その他の国及び資金源から任意の拠出を行うこともできる。当該制度は、民主的で透明な管理の仕組みの下で運営する。
2　締約国会議は、この条約の目的を達成するため、その第1回会合において、資金の利用（その機会の提供を含む。）についての政策、戦略及び計画の優先度並びに適格性の詳細な基準及び指針に関する決定（資金の利用を定期的に監視し及び評価することについてのものを含む。）を行う。締約国会議は、資金供与の制度の運営を委託された制度的組織との協議の後、1の規定を実施するための取決めを決定する。
3　締約国会議は、この条約の効力発生の日から少なくとも2年を経過した日及びその後は定期的に、この条の規定に基づいて設けられる制度の有効性（2の基準及び指針の有効性を含む。）について検討するものとし、その検討に基づき、必要に応じ、当該制度の有効性を高めるために適当な措置をとる。
4　締約国は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用のための資金を供与するため、既存の資金供与の制度を強化することについて検討する。

第22条　他の国際条約との関係

1　この条約の規定は、現行の国際協定に基づく締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。ただし、当該締約国の権利の行使及び義務の履行が生物の多様性に重大な損害又は脅威を与える場合は、この限りでない。
2　締約国は、海洋環境に関しては、海洋法に基づく国家の権利及び義務に適合するようこの条約を実施する。

第23条　締約国会議

1　この条約により締約国会議を設置する。締約国会議の第一回会合は、国際連合環境計画事務局長がこの条約の効力発生の後1年以内に招集する。その後は、締約国会議の通常会合は、第一回会合において決定する一定の間隔で開催する。
2　締約国会議の特別会合は、締約国会議が必要と認めるとき又はいずれかの締約国から書面による要請のある場合において事務局がその要請を締約国に通報した後六箇月以内に締約国の少なくとも3分の1がその要請を支持するときに開催する。
3　締約国会議は、締約国会議及び締約国会議が設置する補助機関の手続規則並びに事務局の予算を規律する財政規則をコンセンサス方式により合意し及び採択する。締約国会議は、通常会合において、次の通常会合までの会計期間の予算を採択する。
4　締約国会議は、この条約の実施状況を常時検討し、このため、次のことを行う。
(a)第26条の規定に従って提出される情報の送付のための形式及び間隔を決定すること並びにそのような情報及び補助機関により提出される報告を検討すること。
(b)第25条の規定に従って提供される生物の多様性に関する科学上及び技術上の助言を検討すること。
(c)必要に応じ、第28条の規定に基づいて議定書を検討し及び採択すること。
(d)必要に応じ、第29条及び第30条の規定に基づいてこの条約及びその附属書の改正を検討し及び採択すること。
(e)議定書及びその附属書の改正を検討すること並びに改正が決定された場合には、当該議定書の締約国に対し当該改正を採択するよう勧告すること。
(f)必要に応じ、第30条の規定に基づいてこの条約の追加附属書を検討し及び採択すること。
(g)特に科学上及び技術上の助言を行うため、この条約の実施に必要と認められる補助機関を設置すること。
(h)この条約が対象とする事項を扱っている他の条約の執行機関との間の協力の適切な形態を設定するため、事務局を通じ、当該執行機関と連絡をとること。
(i)この条約の実施から得られる経験に照らして、この条約の目的の達成のために必要な追加的行動を検討し及びとること。
5　国際連合、その専門機関及び国際原子力機関並びにこの条約の締約国でない国は、締約国会議の会合にオブザーバーとして出席することができる。生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関連のある分野において認められた団体又は機関（政府又は民間のもののいずれであるかを問わない。）であって、締約国会議の会合にオブザーバーとして出席することを希望する旨事務局に通報したものは、当該会合に出席する締約国の3分の1以上が反対しない限り、オブザーバーとして出席することを認められる。オブザーバーの出席については、締約国会議が採択する手続規則に従う。

第24条　事務局

1　この条約により事務局を設置する。事務局は、次の任務を遂行する。

(a)前条に規定する締約国会議の会合を準備し及びその会合のための役務を提供すること。
(b)議定書により課された任務を遂行すること。
(c)この条約に基づく任務の遂行に関する報告書を作成し及びその報告書を締約国会議に提出すること。
(d)他の関係国際機関との調整を行うこと。特に、その任務の効果的な遂行のために必要な事務的な及び契約上の取決めを行うこと。
(e)その他締約国会議が決定する任務を遂行すること。
2　締約国会議は、その第一回通常会合において、この条約に基づく事務局の任務を遂行する意思を表明した能力を有する既存の国際機関の中から事務局を指定する。

第25条　科学上及び技術上の助言に関する補助機関

1　この条約により科学上及び技術上の助言に関する補助機関を設置する。補助機関は、締約国会議及び適当な場合には他の補助機関に対し、この条約の実施に関連する時宜を得た助言を提供する。補助機関は、すべての締約国による参加のために開放するものとし、学際的な性格を有する。補助機関は、関連する専門分野に関する知識を十分に有している政府の代表者により構成する。補助機関は、その活動のすべての側面に関して、締約国会議に対し定期的に報告を行う。
2　1の補助機関は、締約国会議の管理の下に、その指針に従い及びその要請により、次のことを行う。
(a)生物の多様性の状況に関する科学的及び技術的な評価を行うこと。
(b)この条約の規定に従ってとられる各種の措置の影響に関する科学的及び技術的な評価のための準備を行うこと。
(c)生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関連のある革新的な、効率的な及び最新の技術及びノウハウを特定すること並びにこれらの技術の開発又は移転を促進する方法及び手段に関する助言を行うこと。
(d)生物の多様性の保全及び持続可能な利用についての科学的な計画並びに研究及び開発における国際協力に関する助言を行うこと。
(e)締約国会議及びその補助機関からの科学、技術及び方法論に関する質問に回答すること。
3　1の補助機関の任務、権限、組織及び運営については、締約国会議が更に定めることができる。

第26条　報告

締約国は、締約国会議が決定する一定の間隔で、この条約を実施するためにとった措置及びこの条約の目的を達成する上での当該措置の効果に関する報告書を締約国会議に提出する。

第27条　紛争の解決

1　この条約の解釈又は適用に関して締約国間で紛争が生じた場合には、紛争当事国は、交渉により紛争の解決に努める。
2　紛争当事国は、交渉により合意に達することができなかった場合には、第三者によるあっせん又は仲介を共同して求めることができる。
3　いずれの国又は地域的な経済統合のための機関も、1又は2の規定により解決することができなかった紛争について、次の紛争解決手段の一方又は双方を義務的なものとして受け入れることをこの条約の批准、受諾若しくは承認若しくはこれへの加入の際に又はその後いつでも、寄託者に対し書面により宣言することができる。
(a)附属書Ⅱ第1部に規定する手続による仲裁
(b)国際司法裁判所への紛争の付託
4　紛争は、紛争当事国が3の規定に従って同一の紛争解決手段を受け入れている場合を除くほか、当該紛争当事国が別段の合意をしない限り、附属書Ⅱ第2部の規定により調停に付する。
5　この条の規定は、別段の定めがある議定書を除くほか、すべての議定書について準用する。

第28条　議定書の採択

1　締約国は、この条約の議定書の作成及び採択について協力する。
2　議定書は、締約国会議の会合において採択する。
3　議定書案は、2の会合の少なくとも六箇月前に事務局が締約国に通報する。

第29条　この条約及び議定書の改正

1　締約国は、この条約の改正を提案することができる。議定書の締約国は、当該議定書の改正を提案することができる。
2　この条約の改正は、締約国会議の会合において採択する。議定書の改正は、当該議定書の締約国の会合において採択する。この条約又は議定書の改正案は、当該議定書に別段の定めがある場合を除くほか、その採択が提案される会合の少なくとも6箇月前に事務局がそれぞれこの条約又は当該議定書の締約国に通報する。事務局は、改正案をこの条約の署名国にも参考のために通報する。
3　締約国は、この条約及び議定書の改正案につき、コンセンサス方式により合意に達するようあらゆる努力を払う。コンセンサスのためのあらゆる努力にもかかわらず合意に達しない場合には、改正案は、最後の解決手段として、当該会合に出席しかつ投票する締約国の3分の2以上の多数による議決で採択するものとし、寄託者は、これをすべての締約国に対し批准、受諾又は承認のために送付する。
4　改正の批准、受諾又は承認は、寄託者に対して書面により通告する。3の規定に従って採択された改正は、3の議定書に別段の定めがある場合を除くほか、この条約の締約国又は当該議定書の締約国の少なくとも三分の二が批准書、受諾書又は承認書を寄託した後90日目の日に、当該改正を批准し、受諾し又は承認した締約国の間で効力を生ずる。その後は、改正は、他の締約国が当該改正の批准書、受諾書又は承認書を寄託した後90日目の日に当該他の締約国について効力を生ずる。
5　この条の規定の適用上、「出席しかつ投票する締約国」

とは、出席しかつ賛成票又は反対票を投ずる締約国をいう。

第 30 条　附属書の採択及び改正

1　この条約の附属書又は議定書の附属書は、それぞれ、この条約又は当該議定書の不可分の一部を成すものとし、「この条約」又は「議定書」というときは、別段の明示の定めがない限り、附属書を含めていうものとする。附属書は、手続的、科学的、技術的及び事務的な事項に限定される。
2　この条約の追加附属書又は議定書の附属書の提案、採択及び効力発生については、次の手続を適用する。ただし、議定書に当該議定書の附属書に関して別段の定めがある場合を除く。
(a)この条約の追加附属書又は議定書の附属書は、前条に定める手続を準用して提案され及び採択される。
(b)締約国は、この条約の追加附属書又は自国が締約国である議定書の附属書を承認することができない場合には、その旨を、寄託者が採択を通報した日から 1 年以内に、寄託者に対して書面により通告する。寄託者は、受領した通告をすべての締約国に遅滞なく通報する。締約国は、いつでも、先に行った異議の宣言を撤回することができるものとし、この場合において、附属書は、(c)の規定に従うことを条件として、当該締約国について効力を生ずる。
(c)附属書は、寄託者による採択の通報の日から 1 年を経過した時に、(b)の規定に基づく通告を行わなかったこの条約又は関連議定書のすべての締約国について効力を生ずる。
3　この条約の附属書及び議定書の附属書の改正の提案、採択及び効力発生は、この条約の附属書及び議定書の附属書の提案、採択及び効力発生と同一の手続に従う。
4　附属書の追加又は改正がこの条約又は議定書の改正に関連している場合には、追加され又は改正された附属書は、この条約又は当該議定書の改正が効力を生ずる時まで効力を生じない。

第 31 条　投票権

1　この条約又は議定書の各締約国は、2 に規定する場合を除くほか、一の票を有する。
2　地域的な経済統合のための機関は、その権限の範囲内の事項について、この条約又は関連議定書の締約国であるその構成国の数と同数の票を投ずる権利を行使する。当該機関は、その構成国が自国の投票権を行使する場合には、投票権を行使してはならない。その逆の場合も、同様とする。

第 32 条　この条約と議定書との関係

1　いずれの国又は地域的な経済統合のための機関も、この条約の締約国である場合又は同時にこの条約の締約国となる場合を除くほか、議定書の締約国となることができない。
2　議定書に基づく決定は、当該議定書の締約国のみが行う。当該議定書の批准、受諾又は承認を行わなかったこの条約の締約国は、当該議定書の締約国の会合にオブザーバーとして参加することができる。

第 33 条　署名

この条約は、1992 年 6 月 5 日から同年 6 月 14 日まではリオ・デ・ジャネイロにおいて、同年 6 月 15 日から 1993 年 6 月 4 日まではニュー・ヨークにある国際連合本部において、すべての国及び地域的な経済統合のための機関による署名のために開放しておく。

第 34 条　批准、受諾又は承認

1　この条約及び議定書は、国家及び地域的な経済統合のための機関により批准され、受諾され又は承認されなければならない。批准書、受諾書又は承認書は、寄託者に寄託する。
2　この条約又は議定書の締約国となる 1 の機関で当該機関のいずれの構成国も締約国となっていないものは、この条約又は当該議定書に基づくすべての義務を負う。当該機関及びその 1 又は 2 以上の構成国がこの条約又は同一の議定書の締約国である場合には、当該機関及びその構成国は、この条約又は当該議定書に基づく義務の履行につきそれぞれの責任を決定する。この場合において、当該機関及びその構成国は、この条約又は当該議定書に基づく権利を同時に行使することができない。
3　1 の機関は、この条約又は議定書の規律する事項に関する当該機関の権限の範囲をこの条約又は当該議定書の批准書、受諾書又は承認書において宣言する。当該機関は、また、その権限の範囲の変更で関連するものを寄託者に通報する。

第 35 条　加入

1　この条約及び議定書は、この条約及び当該議定書の署名のための期間の終了後は、国家及び地域的な経済統合のための機関による加入のために開放しておく。加入書は、寄託者に寄託する。
2　1 の機関は、この条約又は議定書の規律する事項に関する当該機関の権限の範囲をこの条約又は当該議定書への加入書において宣言する。当該機関は、また、その権限の範囲の変更で関連するものを寄託者に通報する。
3　前条 2 の規定は、この条約又は議定書に加入する地域的な経済統合のための機関についても適用する。

第 36 条　効力発生

1　この条約は、30 番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の日の後 90 日目の日に効力を生ずる。
2　議定書は、当該議定書に規定する数の批准書、受諾書、承認書又は加入書が寄託された日の後 90 日目の日に効力を生ずる。
3　この条約は、30 番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の後にこれを批准し、受諾し若しくは承認し又はこれに加入する締約国については、当該締約国によ

る批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の日の後 90 日目の日に効力を生ずる。

4　議定書は、当該議定書に別段の定めがある場合を除くほか、2の規定に基づいて効力が生じた後にこれを批准し、受諾し若しくは承認し又はこれに加入する締約国については、当該締約国が批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託した日の後 90 日目の日又はこの条約が当該締約国について効力を生ずる日のいずれか遅い日に効力を生ずる。

5　地域的な経済統合のための機関によって寄託される文書は、1及び2の規定の適用上、当該機関の構成国によって寄託されたものに追加して数えてはならない。

第 37 条　留保

この条約には、いかなる留保も付することができない。

第 38 条　脱退

1　締約国は、自国についてこの条約が効力を生じた日から2年を経過した後いつでも、寄託者に対して書面による脱退の通告を行うことにより、この条約から脱退することができる。

2　1の脱退は、寄託者が脱退の通告を受領した日の後1年を経過した日又はそれよりも遅い日であって脱退の通告において指定されている日に効力を生ずる。

3　この条約から脱退する締約国は、自国が締約国である議定書からも脱退したものとみなす。

第 39 条　資金供与に関する暫定的措置

国際連合開発計画、国際連合環境計画及び国際復興開発銀行の地球環境基金は、第 21 条の要件に従って十分に再編成されることを条件として、この条約の効力発生から締約国会議の第1回会合までの間又は締約国会議が同条の規定によりいずれの制度的な組織を指定するかを決定するまでの間暫定的に、同条に規定する制度的組織となる。

第 40 条　事務局に関する暫定的措置

第 24 条2に規定する事務局の役務は、この条約の効力発生から締約国会議の第一回会合までの間暫定的に、国際連合環境計画事務局長が提供する。

第 41 条　寄託者

国際連合事務総長は、この条約及び議定書の寄託者の任務を行う。

第 42 条　正文

アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とするこの条約の原本は、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

1992 年 6 月 5 日にリオ・デ・ジャネイロで作成した。

## 附属書Ⅰ　特定及び監視

1　生態系及び生息地

高い多様性を有するもの、固有の若しくは脅威にさらされた種を多く有するもの又は原生地域を有するもの

移動性の種が必要とするもの

社会的、経済的、文化的又は科学的に重要であるもの

代表的であるもの、特異なもの又は重要な進化上その他生物学上の過程に関係しているもの

2　種及び群集

脅威にさらされているもの

飼育種又は栽培種と近縁の野生のもの

医学上、農業上その他経済上の価値を有するもの

社会的、科学的又は文化的に重要であるもの

指標種のように生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する研究のために重要であるもの

3　社会的、科学的又は経済的に重要であり、かつ、記載がされたゲノム及び遺伝子

## 附属書Ⅱ

第 1 部　仲裁

第 1 条

申立国である締約国は、紛争当事国が、この条約第 27 条の規定に従って紛争を仲裁に付する旨を事務局に通告する。通告には、仲裁の対象である事項を明示するものとし、特に、その解釈又は適用が問題となっているこの条約又は議定書の条文を含む。仲裁の対象である事項について、仲裁裁判所の裁判長が指名される前に紛争当事国が合意しない場合には、仲裁裁判所がこれを決定する。事務局は、受領した情報をこの条約又は当該議定書のすべての締約国に送付する。

第 2 条

1　2の当事国間の紛争の場合については、仲裁裁判所は、3人の仲裁人で構成する。各紛争当事国は、各1人の仲裁人を任命し、このようにして任命された2人の仲裁人は、合意により第三の仲裁人を指名し、第三の仲裁人は、当該仲裁裁判所において裁判長となる。裁判長は、いずれかの紛争当事国の国民であってはならず、いずれかの紛争当事国の領域に日常の住居を有してはならず、いずれの紛争当事国によっても雇用されてはならず、及び仲裁に付された紛争を仲裁人以外のいかなる資格においても取り扱ったことがあってはならない。

2　2を超える当事国間の紛争については、同一の利害関係を有する紛争当事国が合意により共同で1人の仲裁人を任命する。

3　仲裁人が欠けたときは、当該仲裁人の任命の場合と同

様の方法によって空席を補充する。

第3条
1　第二の仲裁人が任命された日から２箇月以内に仲裁裁判所の裁判長が指名されなかった場合には、国際連合事務総長は、いずれかの紛争当事国の要請に応じ、引き続く２箇月の期間内に裁判長を指名する。
2　いずれかの紛争当事国が要請を受けた後２箇月以内に仲裁人を任命しない場合には、他方の紛争当事国は、国際連合事務総長にその旨を通報し、同事務総長は、引き続く２箇月の期間内に仲裁人を指名する。

第4条
仲裁裁判所は、この条約、関連議定書及び国際法の規定に従い、その決定を行う。

第5条
紛争当事国が別段の合意をしない限り、仲裁裁判所は、その手続規則を定める。

第6条
仲裁裁判所は、いずれかの紛争当事国の要請に応じ、不可欠の暫定的保全措置を勧告することができる。

第7条
紛争当事国は、仲裁裁判所の運営に便宜を与えるものとし、すべての可能な手段を利用して、特に、次のことを行う。
(a)すべての関係のある文書、情報及び便益を仲裁裁判所に提供すること。
(b)必要に応じ、仲裁裁判所が証人又は専門家を招致し及びこれらの者から証拠を入手することができるようにすること。

第8条
紛争当事国及び仲裁人は、仲裁手続期間中に秘密のものとして入手した情報の秘密性を保護する義務を負う。

第9条
仲裁に付された紛争の特別の事情により仲裁裁判所が別段の決定を行う場合を除くほか、仲裁裁判所の費用は、紛争当事国が均等に負担する。仲裁裁判所は、すべての費用に関する記録を保持するものとし、紛争当事国に対して最終的な費用の明細書を提出する。

第10条
いずれの締約国も、紛争の対象である事項につき仲裁の決定により影響を受けるおそれのある法律上の利害関係を有する場合には、仲裁裁判所の同意を得て仲裁手続に参加することができる。

第11条
仲裁裁判所は、紛争の対象である事項から直接に生ずる反対請求について聴取し及び決定することができる。

第12条
手続及び実体に関する仲裁裁判所の決定は、いずれもその仲裁人の過半数による議決で行う。

第13条
いずれかの紛争当事国が仲裁裁判所に出廷せず又は自国の立場を弁護しない場合には、他の紛争当事国は、仲裁裁判所に対し、仲裁手続を継続し及び仲裁判断を行うよう要請することができる。いずれかの紛争当事国が欠席し又は弁護を行わないことは、仲裁手続を妨げるものではない。仲裁裁判所は、最終決定を行うに先立ち、申立てが事実及び法において十分な根拠を有することを確認しなければならない。

第14条
仲裁裁判所は、完全に設置された日から５箇月以内にその最終決定を行う。ただし、必要と認める場合には、５箇月を超えない期間その期限を延長することができる。

第15条
仲裁裁判所の最終決定は、紛争の対象である事項に限定されるものとし、その理由を述べる。最終決定には、参加した仲裁人の氏名及び当該最終決定の日付を付する。仲裁人は、別個の意見又は反対意見を最終決定に付することができる。

第16条
仲裁判断は、紛争当事国を拘束する。紛争当事国が上訴の手続について事前に合意する場合を除くほか、上訴を許さない。

第17条
最終決定の解釈又は履行の方法に関し紛争当事国間で生ずる紛争については、いずれの紛争当事国も、当該最終決定を行った仲裁裁判所に対し、その決定を求めるため付託することができる。

第２部　調停

第1条
いずれかの紛争当事国の要請があったときは、調停委員会が設置される。同委員会は、紛争当事国が別段の合意をしない限り、５人の委員で構成する。各紛争当事国は、それぞれ二人の委員を任命し、これらの委員は、共同で委員長を選任する。

第2条
2 を超える当事国間の紛争については、同一の利害関係を有する紛争当事国が合意により共同で調停委員会の委員を任命する。２以上の紛争当事国が別個の利害関係を有し又は同一の利害関係を有するか有しないかについて意見の相違がある場合には、これらの紛争当事国は、別個に委員を任命する。

第3条
調停委員会の設置の要請が行われた日の後２箇月以内に

紛争当事国によるいずれかの任命が行われなかった場合において、当該要請を行った紛争当事国の求めがあるときは、国際連合事務総長は、引き続く２箇月の期間内に当該任命を行う。

第４条
　調停委員会の最後の委員が任命された後２箇月以内に同委員会の委員長が選任されない場合において、いずれかの紛争当事国の求めがあるときは、国際連合事務総長は、引き続く２箇月の期間内に委員長を指名する。

第５条
　調停委員会は、委員の過半数による議決で決定を行う。同委員会は、紛争当事国が別段の合意をしない限り、その手続を定める。同委員会は、紛争の解決のための提案を行い、紛争当事国は、この提案を誠実に検討する。

第６条
　調停委員会が権限を有するか有しないかに関する意見の相違については、同委員会が裁定する。

# 生物多様性条約締約国会議の流れ

| | COP1<br>94/10<br>バハマ<br>ナッソー | COP2<br>95/11<br>インドネシア<br>ジャカルタ | COP3<br>96/11<br>アルゼンチン<br>ブエノス・アイレス | COP4<br>98/5<br>スロヴァキア<br>ブラチスラバ | COP5<br>00/05<br>ケニア<br>ナイロビ | COP6<br>02/04<br>オランダ<br>ハーグ | COP7<br>04/02<br>マレーシア<br>クアラルンプール | COP8<br>06/03<br>ブラジル<br>クリチバ | COP9<br>08/05<br>ドイツ<br>ボン | COP10<br>10/10<br>日本<br>名古屋 | COP11<br>12/10<br>インド<br>ハイデラバード | COP12<br>14/10<br>韓国<br>平昌 | COP13<br>16/12<br>メキシコ<br>カンクン | COP14<br>18/11<br>エジプト<br>シャルム・エル・シェイク | COP15<br>22/12<br>カナダ<br>モントリオール |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| **戦略計画・実施点検等のメカニズム** | | | | | | | | | | | | | | | |
| 条約戦略計画 | | | | | | 2010年<br>目標採択 | 評価枠組 | | | 戦略計画2011-<br>2020・<br>愛知目標採択 | | | | | 昆明・モントリ<br>オール生物多様<br>性枠組採択 |
| 点検等アプローチ<br>（国別報告を含む） | | 第1回報告<br>ガイドライン | | | | 第2回報告<br>ガイドライン | 第3回報告<br>ガイドライン | 第4回報告<br>ガイドライン | | 第5回報告<br>ガイドライン | | | 第6回報告<br>ガイドライン | | 多面的アプローチ<br>の選択／<br>第7・8回報告<br>ガイドライン |
| 地球規模生物多様性概況（GBO） | | | | | | GBO1 | | GBO2 | | GBO3 | | GBO4 | | | GBO5 |
| **主題別分野** | | | | | | | | | | | | | | | |
| 海洋・沿岸の生物多様性 | | ジャカルタ・<br>マンデート | | 作業計画 | | | 計画改定 | 2010年目標達成状況把握のための個別目標の組み込み | EBSA特定<br>クライテリア | | | | 冷水域<br>作業計画 | | |
| 陸水の生物多様性 | | | | 作業計画 | | | 作業計画<br>改定 | | | | | | | | |
| 農業の生物多様性 | | | | | 作業計画 | | | | | | | | | | |
| 森林の生物多様性 | | | | 作業計画 | | 新・作業計画 | | | | | | | | | |
| 乾燥地・半湿潤地の<br>生物多様性 | | | | | 作業計画 | | | | | | | | | | |
| 山地の生物多様性 | | | | | | | 作業計画 | | | | | | | | |
| 島嶼の生物多様性 | | | | | | | | 作業計画 | | | | | | | |
| **横断的課題** | | | | | | | | | | | | | | | |
| 情報交換の仕組み<br>（CHM） | | パイロット<br>フェーズ<br>（1996-97） | | | CHM戦略<br>計画 | | | 戦略的計画<br>改定 | | ミッション、<br>ゴールと目的<br>2011-2020 | 作業計画<br>2011-2020 | | | | 作業計画<br>延長 |
| バイオセーフティ | | | | カルタヘナ<br>議定書<br>採択 | | | | | | 名古屋・クアラ<br>ルンプール補足<br>議定書採択 | | | | | |
| 遺伝資源へのアクセスと<br>利益配分（ABS） | | | | | | ボン・<br>ガイドライン | | | | 名古屋議定書<br>採択 | | | | | |
| エコシステムアプローチ | | | | | エコシステム<br>アプローチ<br>12の原則 | | ガイドライン | | | | | | | | |
| 伝統的な知識と8j | | | | | 作業計画 | | アグエグク<br>ガイドライン | | | Tkarihwaiê:ri<br>倫理行動規範 | | 慣習的利用<br>行動計画 | MO' OTZ KUXTAL<br>任意ガイドライン | 8j用語集／<br>Rutzolijirisaxik<br>任意ガイドライン | |
| 影響評価 | | | | | | 環境影響評価<br>ガイドライン案 | | 影響評価任意<br>ガイドライン | | | | | | | |
| 能力構築・技術移転・<br>科学技術協力 | | | | | | | 作業計画 | | | | | | 能力構築<br>短期行動計画 | | 科学技術協力関係<br>のメカニズム<br>／能力構築・<br>開発長期枠組み |
| 世界分類学イニシアティブ（GTI） | | | | | | 作業計画 | | | | | | | | | |
| 侵略的外来種 | | | | | 中間原則指針 | 原則指針 | | | | | | 導入リスク<br>対応ガイダンス | | | |
| 生物多様性と観光 | | | | | 観光と<br>生物多様性の<br>関係の評価 | | | 生物多様性と<br>観光開発<br>ガイドライン | | | | | | | |
| 経済、貿易、奨励措置 | | | | | | 奨励措置の<br>デザインと実施<br>に関する提案 | | | TEEB<br>中間報告 | TEEB<br>報告書 | | | | | |
| 広報・教育と普及啓発<br>（CEPA） | | | | | | 作業計画 | | | | UNDB | | | | | 国際枠組みの<br>実施支援の<br>広報戦略 |
| 世界植物保全戦略 | | | | | | 世界植物<br>保全戦略<br>採択 | | | | 世界植物<br>保全戦略<br>改定 | | | | | |
| 生物多様性と持続可能<br>な利用 | | | | | | | アジアアベバ<br>原則 | | | SATOYAMA<br>イニシアティブ | | | | | |
| 保護地域 | | | | | | | 作業計画 | | | 愛知目標<br>（個別目標） | | | | OECM定義 | |
| 気候変動と生物多様性 | | | | | | | | | | | | | | 生態系を活用<br>したアプローチ<br>のガイドライン | |
| 資源動員 | | | | | | | | | | 資源動員戦略 | 暫定目標合意 | 目標採択 | | | 資源動員戦略<br>2023-2024<br>／基金設置要請 |
| ビジネスと生物多様性<br>（主流化） | | | | | | | | | ビジネスと<br>生物多様性<br>イニシアティブ | | | | | | |
| 生物多様性と文化多様<br>性 | | | | | | | | | | 共同作業<br>計画 | | | | | 作業計画への<br>コミットメント<br>更新 |
| 生物多様性とジェンダー | | | | | | | | | 行動計画 | | | 行動計画<br>2015-2020 | | | 行動計画<br>2023-2030 |
| 準国家政府、都市及び<br>地方当局の参画 | | | | | | | | | | 行動計画<br>2011-2020 | | | | | 行動計画<br>2023-2030 |
| 生態系回復 | | | | | | | | | | 愛知目標<br>（個別目標） | | | 生態系回復<br>短期行動計画 | | |
| 健康と生物多様性 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 遺伝資源に関する塩基<br>配列情報（DSI） | | | | | | | | | | | | | | 科学と政策に<br>基づくプロセス<br>／AHTEG設置 | 多数国間<br>メカニズム／<br>作業部会設置 |

# 生物多様性条約第 15 回締約国会議（COP15）第二部の概要

■開催期間：2022 年 12 月７日～同年 12 月 19 日
■開催場所：カナダ・モントリオール
■参 加 国：189 か国（2022 年 12 月 19 日時点）
■参 加 者：9,472 人（2022 年 12 月 19 日時点）（締約国、オブザーバー、報道関係者、スタッフ）

主要議題と結果概要

**◆昆明・モントリオール生物多様性枠組（以下、「新枠組」）**

2030 年までの生物多様性に関する世界目標。2010 年に採択された愛知目標の後継目標として COP15 において採択された。

（主な内容）
・2050 年ビジョン「自然と共生する世界」（愛知目標と共通）
・2030 年ミッション「生物多様性を保全し、持続可能に利用し、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を確保しつつ、必要な実施手段を提供することにより、生物多様性の損失を止め反転させ回復軌道に乗せるための緊急の行動をとる」
・2050 年ゴール（ゴール A,B,C,D）及び 2030 年ターゲット（ターゲット 1～23）
※主なターゲットの概要
（ターゲット３）2030 年までに陸と海のそれぞれ 30%以上を保護・保全（30by30）
（ターゲット６）2030 年までに侵略的外来種の導入率・定着率を半減
（ターゲット８）自然を活用した解決策等を通じた気候変動の生物多様性への影響の最小化
（ターゲット 15）ビジネスにおける影響評価・情報公開の促進
・新枠組の進捗をモニタリング・評価する仕組みに関する記載

**◆途上国における生物多様性保全実施のための資源動員**

「グローバル生物多様性枠組基金：Global Biodiversity Framework Fund（GBF Fund）」を 2023 年に設置するよう、地球環境ファシリティ（GEF）に求めることが採択。同基金は、「昆明・モントリオール生物多様性枠組」の途上国における実施を支援することを目的に、民間企業等を含むあらゆるソースからの拠出を得ることが想定されている。

**◆遺伝資源に関するデジタル配列情報（DSI: Digital Sequence Information on genetic resources）**

遺伝資源に関するデジタル配列情報（DSI）については、その利用に関する多数国間利益配分メカニズムを設置すること、その詳細は公開作業部会を設置して 2024 年に予定されている COP16 に向けて検討することが決定された。

**◆IPBES（生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学-政策プラットフォーム）**

IPBES 事務局に対し、「第２次地球規模評価」を含めた５件のアセスメントの実施を要望することが決定された。

**◆その他**

愛知目標の達成状況に係る評価、セクター内・間の生物多様性の主流化、新枠組の進捗測定のための指標、点検・評価のメカニズム、気候変動とのシナジーの強化、能力構築支援、関連条約との協力等の生物多様性に関する幅広い事項について議論が行われた。

※締約国会議（COP：Conference of the Parties）とは
・条約の実施等に関する意思決定を行う場
・生物多様性条約の場合は、概ね２年に１度開催

本仮訳は、CBD/COP/DEC/15/4 の Annex （Kunming-Montreal Global Biodiversity Framework）に基づき、仮訳を行ったものである。

# 昆明・モントリオール生物多様性枠組（環境省仮訳）

## セクション A. 背景

1. 生物多様性は、母なる地球とバランスよく共生することを含め、人類の福利と健全な地球、そしてすべての人々の経済的繁栄の基本である。我々は食料、医薬品、エネルギー、清浄な空気と水、自然災害からの安全、レクリエーションや文化面でのインスピレーションを生物多様性に依存しているだけでなく、生物多様性は地球上のすべての生命システムを支えている。

2. 昆明・モントリオール生物多様性枠組は、現在継続中の努力にも関わらず世界中で生物多様性が人類史上前例のない速度で劣化していることを示す大量の証拠を提供している、生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学-政策プラットフォーム（IPBES）[4]の生物多様性及び生態系サービスに関する地球規模評価報告書、地球規模生物多様性概況第５版[5]、及びその他多くの科学的文書へ対応しようとするものである。IPBES の地球規模評価報告書[6]は次のように述べている。

> 本評価報告書で評価した動物と植物の種群のうち平均約 25%が絶滅の危機にある。これは推計 100 万種が既に絶滅の危機に瀕していることを示唆している。生物多様性への脅威を取り除く行動をとらなければ、今後数十年でこれらの種の多くが絶滅する恐れがある。地球上の種の現在の絶滅速度は過去 1,000 万年平均の少なくとも数 10 倍、あるいは数 100 倍に達していて、適切な対策を講じなければ、今後さらに加速するであろう。
>
> 人類にとって欠かすことのできない生物圏は、あらゆる空間規模で、これまでにない程に改変されている。生物多様性、すなわち同一種内の（遺伝的）多様性、種の多様性、生態系の多様性は、人類史上これまでにない速度で減少している。
>
> 自然の保全、再生、持続的可能な利用と世界的な社会目標は、社会変革に向けた緊急で協調した努力によって同時に達成することができる。
>
> この変化の直接要因は、影響が大きい順に、土地と海の利用の変化、生物の直接採取（漁獲、狩猟含む）、気候変動、汚染、外来種の侵入である。これら 5 つの直接要因は、さまざまな根本的な原因（間接的な変化要因）によって引き起こされる。さらに根本的な原因の背景には、（中略）社会の価値観や行動がある。直接要因と間接要因の変化の速度は地域や国によって異なる。

3. 昆明・モントリオール生物多様性枠組は、戦略計画 2011-2020 とその成果、ギャップ及び教訓、並びに他の関連多数国間環境協定の経験及び成果に立脚しており、持続可能な開発のための 2030 アジェンダとその持続可能な開発目標（SDGs）に則して 2030 年までに我々の社会と生物多様性との関係に変容をもたらす幅広い活動を実施するための野心的な計画を規定するものであるとともに、自然との共生という共通のビジョンの達成を 2050 年までに確保するものである。

## セクション B. 目的

４. 昆明・モントリオール生物多様性枠組は、社会全体の関与により、生物多様性の損失を止め反転させ、本枠組がビジョン、ミッション、ゴール及びターゲットの中で設定した成果を達成することにより、条約の３つの目的と議定書の実施に貢献するべく、政府、準国家及び地方政府による緊急かつ変革的な行動を触媒し、可能にし、そして活性化することを目的とする。この枠組みの目的は、条約の３つの目的をバランスのとれた形で完全に実施することである。

５. この枠組は行動志向かつ成果志向であり、あらゆるレベルにおける政策、ゴール、ターゲット、生物多様性国家戦略及び行動計画の改定、策定、更新及び実施を導き及び推進するとともに、あらゆるレベルにおいてより高い透明性と責任ある形で進捗状況のモニタリングとレビューを促進することを目的とする。

６. この枠組は、生物多様性条約とその議定書、他の生物多様性関連条約、その他の関連多数国間協定及び国際機関との間の整合性、補完性及び協力を、それぞれの権限を尊重しながら推進するとともに、この枠組の実施を強化するために多様な主体の間で協力とパートナーシップの機

---

[4] IPBES (2019): *Global Assessment Report on Biodiversity and Ecosystem Services*. E. S. Brondizio, J. Settele, S. Díaz, and H. T. Ngo (editors). IPBES secretariat, Bonn. 1,148 pages. https://doi.org/10.5281/zenodo.3831673.

[5] Secretariat of the Convention on Biological Diversity (2020). Global Biodiversity Outlook 5. Montreal.

[6] IPBES (2019): 次の段落は、*Summary for policymakers of the global assessment report on biodiversity and ecosystem services of the Intergovernmental Science-Policy Platform on Biodiversity and Ecosystem Services. IPBES secretariat, Bonn, Germany* の主要なメッセージ A6 （※環境省注） 、A、D 及び B からそれぞれ引用したものである。
※ 環境省注：正しくは A6 ではなく、A5 である。

会を創出する。

### セクション C. 枠組の実施についての考慮事項

7. 昆明・モントリオール生物多様性枠組は、ビジョン、ミッション、ゴール及びターゲットを含めて、以下に整合する形で理解され、行動され、実施され、報告され、評価される：

*先住民及び地域社会の貢献と権利*

(a) この枠組は、生物多様性の管理者及び保全、回復及び持続可能な利用におけるパートナーとしての先住民及び地域社会の重要な役割と貢献を認識する。この枠組の実施は、関連する国内法、先住民族の権利に関する国連宣言[7]を含む国際文書及び人権法に従った、意思決定における完全かつ効果的な参加を通じるなどして、先住民及び地域社会の権利、生物多様性についての伝統的知識を含む知識、イノベーション、世界観、価値観及び慣行が、尊重され、文書化され、自由意思による、情報に基づく事前の同意[8]を得て保存されることを確保しなければならない。この点について、枠組のいかなる内容も、先住民が現在有しているか将来獲得する可能性のある権利を制約又は消滅させるものと解釈されるべきではない。

*様々な価値の体系*

(b) 自然は、生物多様性、生態系、母なる地球、生命システムなど、様々な人々の様々な概念を体現している。自然の寄与は、生態系の財やサービス、自然の恵みといった様々な概念を体現している。自然と自然の寄与はどちらも、人類の福利、自然との共生、母なる地球との調和のとれた共生を含め、人類の存在と良質な生活にとって不可欠なものである。この枠組は、これらの多様な価値の体系と概念が、自然の権利や母なる地球の権利を認識する国にとってはこれらも含めて、実施の成功に不可欠な一部であると認識し、考慮する。

*全政府的及び全社会的アプローチ*

(c) この枠組は、すべての主体～政府全体及び社会全体～のためのものである。枠組の成功は政治的な意思と政府の最高レベルの認識を必要とし、あらゆるレベルの政府とすべての主体による行動と協力にかかっている。

*各国の状況、優先事項及び能力*

(d) この枠組のゴールとターゲットは、その性質上地球規模なものである。各締約国は、自国の状況、優先事項及び能力にしたがって、この枠組のゴールとターゲットの達成に貢献する。

*ターゲットに向けた集合的努力*

(e) 締約国は、広範な市民的な支援をあらゆるレベルで動員することにより、この枠組の実施を促進する。

*発展の権利*

(f) 1986 年の発展の権利に関する宣言[9]を認識し、この枠組は、生物多様性の保全と持続可能な利用にも同時に貢献する、持続可能で責任ある社会経済面での発展を実現する。

*人権に基づくアプローチ*

(g) この枠組の実施は、人権を尊重し、保護し、推進し、実現する人権に基づくアプローチに従うべきである。枠組は、クリーンで健康的で持続可能な環境に対する人権[10]を認識する。

*ジェンダー*

(h) この枠組の実施の成功は、ジェンダー平等と女性と女児のエンパワーメントの確保及び不平等の低減による。

*条約の 3 つの目的と議定書の達成とバランスのとれた実施*

(i) この枠組のゴールとターゲットは一体であり、生物多様性条約の３つの目的にバランスよく寄与するように意図されかつ統合されている。枠組は、条約のこれらの目的、条約の規定、該当する場合はカルタヘナ議定書、名古屋議定書に従って実施される。

*国際的な協定または法的文書との一致*

(j) この生物多様性世界枠組は、関連する国際的な義務に従って実施される必要がある。この枠組のいかなる内容も生物多様性条約もしくは他のいかなる国際協定の締約国の権利や義務の修正に合意したものと解釈されるべきではない。

*リオ宣言の原則*

(k) この枠組は、すべての生き物のために生物多様性の損失を反転させることが人類に共通する関心事項であると認識する。この枠組の実施は環境と開発に関するリオ宣言の原則[11]によって導かれる。

---

[7] A/RES/61/295.

[8] 本枠組では、自由意思による、情報に基づく事前の同意は、「事前の情報に基づく同意」、「自由意思による、情報に基づく事前の同意」、又は「同意及び関与」の３つの用語を指すものである。

[9] A/RES/41/128.

[10] 2022 年 7 月 28 日の国連総会決議 76/300。

[11] 環境と開発に関するリオ宣言 (A/CONF.151/26/Rev.1 (vol.I)), United Nations publication, Sales No. E.93.I.8.

*科学とイノベーション*

(l) この枠組の実施は、科学、技術及びイノベーションの役割を認識しつつ、科学的根拠と伝統的知識及び慣行に基づく。

*エコシステムアプローチ*

(m) この枠組は、条約のエコシステムアプローチ[12]に基づいて実施される。

*世代間衡平性*

(n) この枠組の実施は、将来世代が自らのニーズを満たす能力を損なうことのない形で今の世代のニーズを満たすことと、あらゆるレベルにおける意思決定への若い世代の意味ある参画を確保することを目的とする、世代間衡平性の原則によって導かれる。

*公式及び非公式の教育*

(o) この枠組の実施には、先住民及び地域社会の多様な世界観、価値観、知識体系を認識しつつ、科学と政策の接点に関する研究及び生涯学習プロセスを含む、あらゆるレベルでの、公式及び非公式での、変革的で、革新的で、学際的な教育が必要である。

*資金へのアクセス*

(p) この枠組の完全な実施には、十分で、予測可能かつ容易にアクセスできる資金が必要である。

*協力と相乗効果*

(q) 生物多様性条約とその議定書、他の生物多様性関連条約及び国際機関や国際プロセスとの間で、世界、地域、準地域及び国内のレベルを含めて、それぞれの権限の範囲内で、連携、協力及び相乗効果を強化することは、より効率的かつ効果的な形でこの枠組みの実施に貢献し、推進する。

*生物多様性と健康*

(r) この枠組は、生物多様性及び健康、並びに本条約の 3 つの目的との間の相互関連性を認識する。この枠組は、生物多様性に関係する医薬品、ワクチン及び他の医療製品を含むツールと技術への衡平なアクセスの必要性を認識し、健康に対するリスクを減らすために生物多様性への影響を低減して環境の劣化を軽減することといった緊急の必要性を強調しつつ、必要に応じて実際的なアクセスと利益配分の体制を構築し、他の包括的アプローチに加えて、科学に基づき、多様なセクター、領域及びコミュニティーを動員して協力し、人、動物、植物及び生態系の健康を持続可能な形で調和・最適化することを目的とするワンヘルスアプローチを考慮して実施される。

## セクション D. 持続可能な開発のための 2030 アジェンダとの関係

8. 昆明・モントリオール生物多様性枠組は、持続可能な開発のための 2030 アジェンダの達成に貢献するものである。同時に、持続可能な開発目標（SDGs）に向けた進捗及びその３つの側面（環境、社会及び経済）すべてにおける持続可能な開発の達成が、この枠組のゴールとターゲットを達成するために必要な条件を創出すために必要である。この枠組は、生物多様性と文化的多様性の間の重要なつながりを認識の上、生物多様性、その保全、その構成要素の持続可能な利用、及び遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な分配を、持続可能な開発アジェンダの中心に据える。

## セクション E. 変化の理論

9. 昆明・モントリオール生物多様性枠組は、持続可能な開発を達成し、生物多様性の損失を悪化させている好ましくない要因を減らし及び／もしくは反転させ、すべての生態系が回復し、条約のビジョンである 2050 年までの自然との共生を達成できるようにするためには、世界、地域及び国のレベルで緊急的な政策行動が必要であることを認識する変化の理論に基づいて構築されている。

## セクション F. 2050 年ビジョン及び 2030 年ミッション

10. 昆明・モントリオール生物多様性枠組のビジョンは、「2050 年までに、生物多様性が評価され、保全され、回復され、そして賢明に利用され、それによって生態系サービスが保持され、健全な地球が維持され、すべての人々に不可欠な恩恵が与えられる」自然と共生する世界である。

11. 2050 年ビジョンに向けた、2030 年までの期間のこの枠組のミッションは次のとおりである。

必要な実施手段を提供しつつ、生物多様性を保全するとともに持続可能な形で利用すること、そして遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を確保することにより、人々と地球のために自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させるための緊急の行動をとること

## セクション G. 2050 年グローバルゴール

12. 昆明・モントリオール生物多様性枠組には 2050 年ビジョンに関連する 2050 年に向けた４つの長期のゴールがある。

[12] 決定 V/6

ゴールA

すべての生態系の健全性、連結性及び強じん性（レジリエンス）が維持され、強化され、又は回復され、2050年までに自然生態系の面積を大幅に増加させる。

人間によって引き起こされる既知の絶滅危惧種の絶滅が阻止され、2050年までに、すべての種の絶滅率及びリスクが10分の1に削減され、在来の野生種の個体数が健全かつ強じん（レジリエント）な水準まで増加される。

野生種及び家畜・栽培種の個体群内の遺伝的多様性が維持され、その適応能力が保護される。

ゴールB

2050年までに、生物多様性が持続的に利用及び管理されるとともに、生態系の機能及びサービスを含む自然の寄与が、高く評価され、維持され、そして現在低下しているものが回復されることで強化されることにより、持続可能な開発の達成を支え、現在及び将来の世代に便益をもたらす。

ゴールC

国際的に合意された取得の機会と利益配分に関する文書に従い、遺伝資源に関連する伝統的知識を適切に保護しつつ、遺伝資源、遺伝資源に関するデジタル配列情報及び遺伝資源に関連する伝統的知識の利用から生ずる金銭的・非金銭的利益が、該当する場合には、公正かつ衡平に、必要に応じて先住民及び地域社会も含めて配分されるとともに、2050年までに大幅に増加することによって、生物多様性の保全及び持続可能な利用に貢献する。

ゴールD

年間7,000億ドルの生物多様性の資金ギャップを徐々に縮小し、資金フローを昆明・モントリオール生物多様性枠組と2050年ビジョンに整合させながら、昆明・モントリオール生物多様性枠組を完全に実施するための、資金源、能力構築、科学技術協力、技術へのアクセスと技術の移転を含む、十分な実施手段が、すべての締約国、とりわけ後発開発途上国、小島嶼開発途上国及び経済移行国を含む特に開発途上国の締約国に対して確保され、衡平にアクセスできるようになる。

## セクションH. 2030年グローバルターゲット

13.　昆明・モントリオール生物多様性枠組には、2030年までの10年間の緊急の行動のための23個の行動志向のグローバルターゲットがある。各ターゲットで定められた行動は、直ちに開始され、2030年までに完了する必要がある。その成果が一緒になって2050年のための成果志向のゴールに向けた達成を可能にする。これらのターゲットに到達するための行動は、各国の状況、優先事項及び社会経済的な状況を考慮の上、生物多様性条約とその議定書、その他の関連する国際的な義務に整合し、調和する形で実施されるべきである。

### *1．生物多様性への脅威を減らす*

ターゲット1

生態学的健全性の高い生態系を含む生物多様性上の重要性の高い地域の損失を2030年までにゼロに近づけるために、先住民及び地域社会の権利を尊重しつつ、すべての地域が土地と海の利用の変化に対処する参加型で統合的な生物多様性に配慮した空間計画及び／又は効果的な管理プロセスの下にあることを確保する。

ターゲット2

生物多様性と生態系の機能及びサービス、生態学的健全性及び連結性を向上させるために、2030年までに、劣化した陸域、内陸水域、海域及び沿岸域の生態系の少なくとも30%の地域で効果的な回復下にあることを確保する。

ターゲット3

2030年までに、陸域及び内陸水域、並びに海域及び沿岸域の少なくとも30%、とりわけ生物多様性と生態系の機能及びサービスにとって特に重要な地域が、該当する場合には先住民の及び伝統的な領域を認識しつつ、生態学的に代表的で、良く連結され、さらに衡平に統治された保護地域及びOECM（other effective area-based conservation measures ※環境省注）からなるシステムを通じて、効果的に保全及び管理されるとともに、より広域のランドスケープ、シースケープ及び海洋に統合されることを確保及び可能にする。その際、このような地域において適切な場合に行われる持続可能な利用は、保全の結果と完全に整合することを確保し、また、伝統的領域に関するものを含む先住民及び地域社会の権利を認識及び尊重する。

※ 環境省注：保護地域以外で生物多様性保全に資する地域

ターゲット4

人間によって引き起こされる既知の絶滅危惧種の絶滅を阻止し、また絶滅リスクを大幅に減らすための種、特に絶滅危惧種を回復及び保全し、並びに適応能力の維持のために在来種、野生種及び家畜・栽培種の個体群内及び個体群間の遺伝的多様性を維持及び回復するために、生息域内及び生息域外保全や持続可能な管理の実践等を通じて緊急の管理行動を確保するとともに、共存に向けて人間と野生生物との軋轢を最小化するため人間と野生生物の相互作用を効果的に管理する。

ターゲット5

先住民及び地域社会による慣習的な持続可能な利用を尊

重及び保護しながら、エコシステムアプローチを適用して、野生種の利用、採取及び取引が、持続可能で、安全かつ合法的であることを確保することにより、乱獲を防止し、非対象種と生態系への影響を最小化し、病原体の異種間伝播のリスクを低減する。

ターゲット６
外来種の導入経路を特定及び管理し、対策優先度の高い侵略的外来種の導入及び定着を防止し、他の既知又は潜在的な侵略的外来種の導入率及び定着率を 2030 年までに 50%以上削減するとともに、特に島嶼などの重要度の高い場所における侵略的外来種の根絶又は管理によって、侵略的外来種による生物多様性と生態系サービスへの影響を除去、最小化、低減及び、又は緩和する。

ターゲット７
(a)より効率的な栄養素の循環・利用等により環境中に流出する過剰な栄養素を少なくとも半減すること、(b)科学に基づき、食料安全保障や生活を考慮しつつ、病害虫・雑草の総合防除などにより農薬及び有害性の高い化学物質による全体的なリスクを少なくとも半減すること、(c)プラスチック汚染を防ぎ、削減し、廃絶に向けて作業すること等により、あらゆる汚染源からの汚染のリスクと悪影響を 2030 年までに、累積的効果を考慮しつつ、生物多様性と生態系の機能及びサービスに有害でない水準まで削減する。

ターゲット８
気候変動対策による生物多様性への負の影響を最小化し正の影響を向上させつつ、自然を活用した解決策及び／又は生態系を活用したアプローチ等によるものを含む緩和、適応及び防災・減災の行動を通じて、気候変動及び海洋酸性化による生物多様性への影響を最小化するとともに、その強じん性（レジリエンス）を増強させる。

*２．持続可能な利用及び利益配分による人々のニーズを満たす*

ターゲット９
生物多様性を向上させる持続可能な生物多様性に基づく活動、製品及びサービスと、先住民及び地域社会による慣習的な持続可能な利用の保護と奨励等を通じて、野生種の管理及び利用が持続可能であることを確保することによって、人々、特に脆弱な状況にある人々及び生物多様性に最も依存している人々に社会的、経済的及び環境的な恩恵をもたらす。

ターゲット 10
農業、養殖業、漁業及び林業が営まれている地域が、持続可能な集約化やアグロエコロジー及びその他革新的なアプローチなどの生物多様性に配慮した活動の適用の大幅な増加などを含め、特に生物多様性の持続可能な利用を通じて、持続可能に管理されることを確保し、これらの生産システムの強じん性（レジリエンス）と長期的な効率性と生産性、また食料安全保障に貢献し、生物多様性を保全・回復し、生態系の機能及びサービスを含む自然の寄与を維持する。

ターゲット 11
すべての人々と自然の恩恵のために、自然を活用した解決策及び／又は生態系を活用したアプローチを通じて、大気、水及び気候の調節、土壌の健全性、花粉媒介、疾患リスクの低減並びに自然災害からの保護などの生態系の機能及びサービスを含む自然の寄与を回復、維持及び強化する。

ターゲット 12
生物多様性の保全と持続可能な利用を主流化することにより、都市部と人口密集地域の緑地空間及び親水空間の面積と質、連結性、アクセス及び恩恵を持続可能な形で大幅に増加させるとともに、生物多様性に配慮した都市計画を確保することで、在来の生物多様性、生態学的連結性及び健全性を向上させ、人間の健康と福利及び自然とのつながりを改善し、包摂的かつ持続可能な都市化と生態系の機能及びサービスの提供に貢献する。

ターゲット 13
遺伝資源、遺伝資源に関するデジタル配列情報及び遺伝資源に関連する伝統的知識の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を確保するために、必要に応じて、あらゆるレベルにおいて、効果的な法律上、政策上、行政上の措置及び能力構築の措置をとり、遺伝資源の適切な取得を促進し、2030 年までに適用可能な国際的な取得の機会と利益配分に関する文書に従って配分される利益の大幅な増加を促進する。

*３．実施と主流化のためのツールと解決策*

ターゲット 14
すべての関連する公的な活動及び民間の活動、財政及び資金フローをこの枠組のゴール及びターゲットに徐々に整合させつつ、生物多様性とその多様な価値が、政府内及び政府間のあらゆるレベルにおいて、並びに、特に生物多様性に顕著な影響を与えるセクターを含むすべてのセクターにまたがって、政策・方針、規制、計画及び開発プロセス、貧困撲滅戦略、戦略的環境アセスメント、環境インパクトアセスメント並びに必要に応じて国民勘定に統合されることを確保する。

ターゲット 15
生物多様性への負の影響を徐々に低減し、正の影響を増や

し、事業者（ビジネス）及び金融機関への生物多様性関連リスクを減らすとともに、持続可能な生産パターンを確保するための行動を推進するために、事業者（ビジネス）に対し以下の事項を奨励して実施できるようにし、特に大企業や多国籍企業、金融機関については確実に行わせるために、法律上、行政上又は政策上の措置を講じる。

（a）生物多様性に係るリスク、生物多様性への依存及び影響を定期的にモニタリングし、評価し、透明性をもって開示すること、これをすべての大企業及び多国籍企業、金融機関については要求などを通じ、事業活動、サプライチェーン、バリューチェーン及びポートフォリオにわたって実施する

（b） 持続可能な消費パターンを推進するために消費者に必要な情報を提供する

（c）該当する場合は、アクセスと利益配分の規則や措置の遵守状況について報告する

ターゲット 16

すべての人々が母なる地球とうまく共生するために、支援政策及び立法的又は規制的な枠組みの確立、教育及び正確な関連情報や代替手段へのアクセスの改善によって、人々が持続可能な消費の選択を奨励され、行うことができるようにするとともに、2030 年までに、世界の食料廃棄の半減、過剰消費の大幅削減、廃棄物の発生の大幅削減などを通じて、消費のグローバルフットプリントを衡平な形で削減する。

ターゲット 17

すべての国において、生物多様性条約の第 8 条（g）項で定められているバイオセーフティ措置及び同条約第 19 条に定められているバイオテクノロジーの取扱い及びその利益の配分のための措置を確立し、そのための能力を強化し、実施する。

ターゲット 18

補助金を含む生物多様性に有害なインセンティブを 2025 年までに特定し、公正、公平、効果的及び衡平な方法により、廃止、段階的廃止又は改革を行う。最も有害なインセンティブから開始し、2030 年までに少なくとも年間 5,000 億ドルを大幅にかつ漸進的に削減し、生物多様性の保全と持続可能な利用のために有益なインセンティブを拡大する。

ターゲット 19

生物多様性国家戦略及び行動計画を実施するために、条約第 20 条に則り、効果的、適時かつ容易にアクセスできる方法で、国内、国際、公共及び民間の資源を含む、あらゆる資金源からの資金の水準を実質的かつ段階的に引き上げ、2030 年までに以下を含む措置を通じて少なくとも年間 2,000 億ドルを動員する。

(a)政府開発援助を含む、先進国からの、及び先進国締約国の義務を自発的に引き受ける国からの、途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国並びに経済移行国へのすべての生物多様性関連の国際的な資金を、2025 年までに少なくとも年間 200 億ドル、2030 年までに少なくとも年間 300 億ドルまで増加させること

(b) 各国のニーズ、優先事項及び状況にしたがい、自国の生物多様性資金計画又は類似の文書の作成と実施によって促進される、国内資源の動員を大幅に増加させること

(c) 民間資金を活用すること、ブレンディッド・ファイナンスを推進すること、新規かつ追加的な資源の調達のための戦略を実施すること、そして民間セクターに対して、インパクトファンド及びその他手段などを通じて、生物多様性に投資するよう奨励すること

(d) 生態系サービスへの支払い、グリーンボンド、生物多様性オフセット及びクレジット、利益配分メカニズムなどの環境及び社会的セーフガードをもつ革新的なスキームを刺激すること

(e) 生物多様性及び気候危機を対象とする金融の共通便益（コベネフィット）及び相乗効果を最適化すること

(f) 先住民及び地域社会等による協力した行動、母なる地球を中心とした行動[13]、及び生物多様性の保全を目的とした地域社会主体の自然資源管理や市民社会の協力と連帯といった市場に基づかないアプローチの役割を強化すること

(g) 資源の提供と利用における有効性、効率性及び透明性を高めること

ターゲット 20

この枠組のゴールとターゲットの野心度に見合った効果的な実施に向けたニーズを、特に途上国において満たすべく、南南協力、南北協力、三角協力などを通じて、能力の構築及び開発、技術へのアクセス及び技術移転を強化するとともに、イノベーションの創出とアクセス及び科学技術協力を促進することで、生物多様性の保全と持続可能な利用のための共同技術開発と共同科学研究プログラムを促

[13] 母なる地球を中心とした行動：人と自然との間の調和的かつ補完的な関係性に向けた行動の実施を可能にする環境中心かつ権利に基づくアプローチであり、すべての生き物とその群集の存続を推進するとともに母なる地球の環境機能の商品化を防ぐものである。

進し、科学研究とモニタリング能力を強化する。

ターゲット 21
生物多様性の効果的かつ衡平なガバナンス、参加型の統合的管理を行うため、そして広報、普及啓発、教育、モニタリング、研究及び知識管理を強化するために、最良の利用可能なデータ、情報及び知識を、意思決定者、実務家及び一般の人々が利用できるようにする。この文脈においても、先住民及び地域社会の伝統的知識、イノベーション、慣行及び技術は、国内法に従って、自由意思による、情報に基づく事前の同意[14]を得た場合にのみ利用できるようにする。

ターゲット 22
女性及び女児、こども及び若者、並びに障害者と同様に、先住民及び地域社会の文化並びに土地、領域、資源及び伝統的知識に対する権利を尊重した上で先住民及び地域社会による、生物多様性に関連する意思決定への完全で、衡平で、包摂的で、効果的かつジェンダーに対応した代表性及び参画、並びに司法及び生物関連情報へのアクセスを確保するとともに、環境人権擁護者の十分な保護を確保する。

ターゲット 23
女性及び女児の土地及び自然資源に対する平等な権利及びアクセスと、あらゆるレベルでの生物多様性に関連する行動、参画、政策及び意思決定における女性及び女児による完全で、衡平で、有意義で、十分な情報提供の下での参画とリーダーシップを認めることなどを通じて、すべての女性及び女児が条約の３つの目的に貢献するための平等な機会と能力をもてるようなジェンダーに対応したアプローチを通じてこの枠組の実施におけるジェンダー平等を確保する。

### セクション I. 実施及び支援のメカニズムと実現条件

14. 昆明・モントリオール生物多様性枠組の実施及びそのゴールとターゲットの達成は、生物多様性条約及びその議定書の下にある支援メカニズム及び戦略を通じて、その条項及び第 15 回締約国会議で採択された決定に従って、促進され、強化される。

15. この枠組の完全な実施には、ニーズに応じた、あらゆる資金源からの十分かつ予測可能で容易にアクセス可能な資金の提供が必要である。さらに、締約国、特に途上国締約国がこの枠組を完全に実施できるようにするために、必要な能力の構築と技術の移転における協力と協働が必要となる。

### セクション J. 責任と透明性

16. この枠組の実施の成功には、合意された[15]連動的かつ周期的システムをなす計画、モニタリング、報告及びレビューの効果的なメカニズムによって裏付けられた責任と透明性が必要である。これには以下の要素が含まれる。

(a)昆明・モントリオール生物多様性枠組の実施の主要な目的達成手段として、統一された様式を用いて伝達される国別目標を含め、この枠組とそのゴール及びターゲットと整合をとる形で改定され、更新される、生物多様性国家戦略及び行動計画

(b)昆明・モントリオール生物多様性枠組のモニタリング枠組におけるヘッドライン指標及び適切な場合、その他の指標を含めた国別報告書

(c)昆明・モントリオール生物多様性枠組への貢献を評価するための、国別目標を含めた生物多様性国家戦略及び行動計画における情報に関する世界的な分析

(d)国別報告書及び、必要に応じて、他の情報源に基づく、実施手段を含む昆明・モントリオール生物多様性枠組の実施に関する全体的な進捗状況のグローバルレビュー

(e)自主的なピアレビュー

(f)自主的な国別レビューのための公開フォーラムの更なる開発及びテスト

(g)該当する場合、昆明・モントリオール生物多様性枠組に向けた非国家主体によるコミットメントに関する情報

17. 締約国は、必要に応じて、取組の見直しや努力量の向上を目的として、グローバルレビューの結果を、途上国締約国への実施手段の提供を含む将来の生物多様性国家戦略及び行動計画の改定及び実施において考慮することができる。

18. このメカニズムでは、途上国が直面する特有の課題及びそれに応じて途上国を支援するための国際協力の必要性を認識する。責任と透明性のためのメカニズムの実施を可能にし、提供された総合的な支援の全容を示すため、受領された支援の透明性に関する情報も含めた、能力構築及び開発、技術面及び資金面の支援を含む実施手段が、締約国、特に途上国締約国に対し提供される。

19. このメカニズムは、国の主権を尊重し締約国に過度の負担をかけることを回避しながら、促進的、非干渉的、及び懲罰的でない方法で実施される。

20. 透明性及び責任のメカニズムに関する更なる勧告は、

[14] 自由意思による、情報に基づく事前の同意は、「事前の情報に基づく同意」、「自由意思による、情報に基づく事前の同意」、又は「同意及び関与」の３つの用語を指すものである。

[15] 計画、モニタリング、報告及びレビューのメカニズムに関する決定 15/6

この枠組のゴールとターゲットの達成を目的に、必要に応じて、締約国会議によって提供される。

21.　将来の締約国会議は、本枠組のゴールとターゲットの達成を目的に、これらのレビューによる成果等に基づき、必要に応じてあらゆる追加の勧告を検討し提供する。

### セクションK. 広報、教育、啓発及び取り込み

22.　以下等を通じた生物多様性に関する広報、教育及び啓発並びにすべての主体による昆明・モントリオール生物多様性枠組についての取り込みの強化は、この枠組みの効果的な実施と行動の変容を達成し、持続可能なライフスタイルと生物多様性の価値を推進するために必須である。

(a)知識体系、生物多様性の多様な価値、生態系の機能及びサービスを含む自然の寄与、先住民及び地域社会の伝統的知識及び世界観、並びに生物多様性の持続可能な開発への貢献についての意識、理解及び認識の向上

(b) 持続可能な生計と貧困撲滅の取組みの改善、及びそれによる世界及び／又は各国の持続可能な開発戦略に対する全体的な貢献を含む、持続可能な開発に対する生物多様性の保全と持続可能な利用及び遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分の重要性についての意識の向上

(c) この枠組を実施するための緊急行動の必要性についての意識をあらゆるセクターと主体の間で高めること。その際にはゴールとターゲットの達成に向けた実施及び進捗のモニタリングへの積極的な関与ができるようにすること

(d) 的を絞ったコミュニケーションや、先住民及び現地の言語に翻訳できる資料の作成等を含む使用される用語、複雑さのレベル及び内容への調整、社会経済的及び文化的な背景の考慮等によって、この枠組の理解を促進すること

(e)メディア、市民社会及び学術界を含む教育機関等と共に、成功、教訓及び経験に関する情報を共有し、順応的学習と生物多様性のための行動への参加を可能にするためのプラットフォーム、パートナーシップ及び行動目標を推進又は構築すること

(f) 生物多様性に関する変革的な教育を公式、ノン・フォーマル、非公式の教育プログラムに統合し、教育機関における生物多様性の保全と持続可能な利用に関するカリキュラムを推進し、自然との共生に調和した知識、態度、価値観、行動、ライフスタイルを推進すること

(g) 生物多様性をモニタリングし、知識のギャップに対処し、生物多様性の保全と持続可能な利用を向上する革新的な解決策を開発するための、科学面かつ技術面での能力を強化するための、科学、技術、イノベーションの決定的に重要な役割についての意識を高めること

# カルタヘナ議定書の概要

## ■背景と現状

○遺伝子組換え生物の使用による生物多様性への悪影響を防止することを目的とした「生物多様性に関する条約のバイオセーフティに関するカルタヘナ議定書(カルタヘナ議定書)」が 2000 年 1 月に採択。2003 年 9 月 11 日に国際発効し、171 か国及び欧州連合（EU）、パレスチナが締結（2023 年 4 月現在）。
○遺伝子組換え生物が生物多様性の保全及び持続可能な利用に悪影響を与えないよう、安全な移送、取扱い及び利用について十分な水準の保護を確保することを目的とする国際的な取り決め。
○わが国は、議定書の国内担保法である「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(カルタヘナ法)」（財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省共管)を 2003 年に制定し、議定書を締結。

## ■カルタヘナ議定書の主な内容

○環境中での使用(栽培など)がされる遺伝子組換え生物について、輸出国／輸出者は輸入国に対し事前通告。輸入国は、リスク評価を実施し輸入の可否を決定。
○締約国は、リスク評価により特定されたリスクを規制、管理、制御する制度を確立。
○拡散防止措置の下での利用についての基準を策定することができる。

## ■遺伝子組換え生物の利用の現状

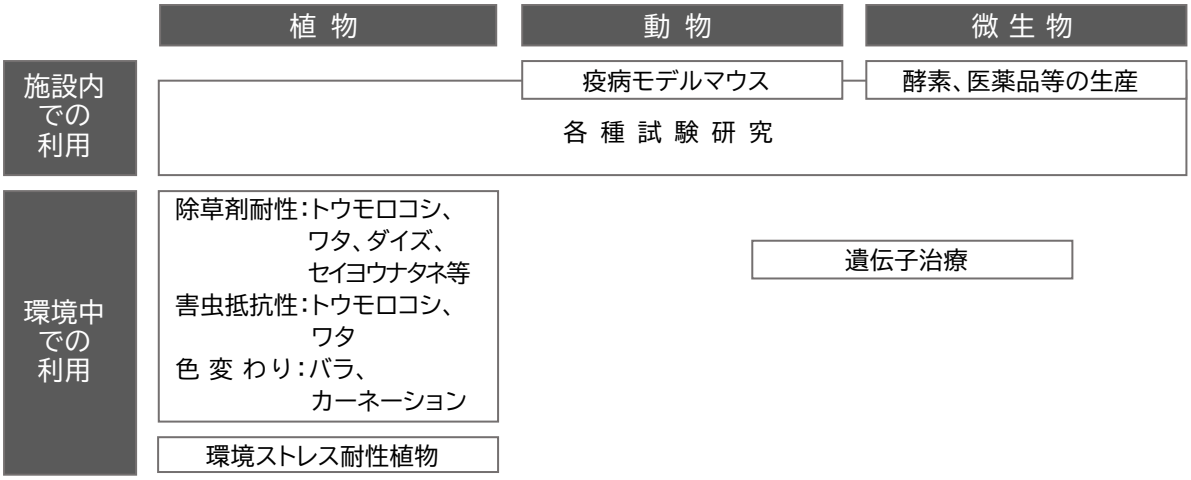


# 名古屋・クアラルンプール補足議定書の概要

## ■背景と現状

○「バイオセーフティに関するカルタヘナ議定書の責任及び救済に関する名古屋・クアラルンプール補足議定書(名古屋・クアラルンプール補足議定書)」が 2010 年 10 月に採択。補足議定書発効に必要な締約国数である 40 か国を満たしたことから、2018 年３月に発効。

## ■名古屋・クアラルンプール補足議定書の主な内容

○遺伝子組換え生物（LMO）の国境を越える移動により、生物多様性の保全及び持続可能な利用に損害が生じた場合の責任と救済に関して、締約国が講ずるべき措置を規定。
○損害が発生した場合、締約国は、責任事業者を特定し、原状回復等の対応措置を命ずることができる。

# 生物の多様性に関する条約のバイオセーフティに関するカルタヘナ議定書

この議定書の締約国は、

生物の多様性に関する条約（以下「条約」という。）の締約国として、

条約第 19 条３及び４、第８条(ｇ)並びに第 17 条の規定を想起し、

また、特に、事前の情報に基づく合意のための適当な手続を検討のために示しつつ、現代のバイオテクノロジーにより改変された生物であって生物の多様性の保全及び持続可能な利用に悪影響を及ぼす可能性のあるものの国境を越える移動に特に焦点を合わせたバイオセーフティに関する議定書を作成するとの条約の締約国会議による 1995 年 11 月 17 日の決定第５号（第２回会合）を想起し、

環境及び開発に関するリオ宣言の原則 15 に規定する予防的な取組方法を再確認し、

現代のバイオテクノロジーが急速に拡大していること及び現代のバイオテクノロジーが生物の多様性に及ぼす可能性のある悪影響（人の健康に対する危険も考慮したもの）について公衆の懸念が増大していることを認識し、

環境及び人の健康のための安全上の措置が十分にとられた上で開発され及び利用されるならば、現代のバイオテクノロジーは人類の福祉にとって多大な可能性を有することを認識し、

また、起原の中心及び遺伝的多様性の中心が人類にとって決定的に重要であることを認識し、

改変された生物に係る既知の及び潜在的な危険の性質及び規模に対処するための多くの国、特に開発途上国の能力は限られていることを考慮し、

貿易及び環境に関する諸協定が持続可能な開発を達成するために相互に補完的であるべきことを認識し、

この議定書が現行の国際協定に基づく締約国の権利及び義務を変更することを意味するものと解してはならないことを強調し、

このことは、この議定書を他の国際協定に従属させることを意図するものではないことを了解して、

次のとおり協定した。

第１条　目的

この議定書は、環境及び開発に関するリオ宣言の原則 15 に規定する予防的な取組方法に従い、特に国境を越える移動に焦点を合わせて、現代のバイオテクノロジーにより改変された生物であって生物の多様性の保全及び持続可能な利用に悪影響（人の健康に対する危険も考慮したもの）を及ぼす可能性のあるものの安全な移送、取扱い及び利用の分野において十分な水準の保護を確保することに寄与することを目的とする。

第２条　一般規定

１　締約国は、この議定書に基づく義務を履行するため、必要かつ適当な法律上の措置、行政上の措置その他の措置をとる。

２　締約国は、人の健康に対する危険も考慮して、改変された生物の作成、取扱い、輸送、利用、移送及び放出が生物の多様性に対する危険を防止し又は減少させる方法で行われることを確保する。

３　この議定書のいかなる規定も、国際法に従って確立している領海に対する国の主権、国際法に従い排他的経済水域及び大陸棚において国が有する主権的権利及び管轄権並びに国際法に定められ及び関連する国際文書に反映されている航行上の権利及び自由をすべての国の船舶及び航空機が行使することに何ら影響を及ぼすものではない。

４　この議定書のいかなる規定も、締約国が生物の多様性の保全及び持続可能な利用につきこの議定書に定める措置に比し一層の保護を与える措置をとる権利を制限するものと解しては ならない。ただし、そのような措置がこの議定書の目的及び規定に適合し、かつ、国際法に基づく当該締約国の他の義務に従うものであることを条件とする。

５　締約国は、専門知識、文書及び人の健康に対する危険の分野において権限を有する国際的な場で行われる作業であって利用可能なものを適宜考慮することを奨励される。

第３条　用語

この議定書の適用上、

（ａ）「締約国会議」とは、条約の締約国会議をいう。

（ｂ）「拡散防止措置の下での利用」とは、施設、設備その他の物理的な構造物の中で行われる操作であって、外部の環境との接触及び外部の環境に対する影響を効果的に制限する特定の措置によって制御されている改変された生物に係るものをいう。

（ｃ）「輸出」とは、一の締約国から他の締約国への意図的な国境を越える移動をいう。

（ｄ）「輸出者」とは、改変された生物の輸出を行う法人又は自然人であって輸出締約国の管轄の下にあるものをいう。

（ｅ）「輸入」とは、一の締約国への他の締約国からの意図的な国境を越える移動をいう。

（ｆ）「輸入者」とは、改変された生物の輸入を行う法人又は自然人であって輸入締約国の管轄の下にあるものをいう。

（ｇ）「改変された生物」とは、現代のバイオテクノロジーの利用によって得られる遺伝素材の新たな組合せを有する生物をいう。

（ｈ）「生物」とは、遺伝素材を移転し又は複製する能力を有するあらゆる生物学上の存在（不稔(ふねん)性の生物、ウイルス及びウイロイドを含む。）をいう。

（ｉ）「現代のバイオテクノロジー」とは、自然界における生理学上の生殖又は組換えの障壁を克服する技術であって伝統的な育種及び選抜において用いられない次のものを適用することをいう。

ａ　生体外における核酸加工の技術（組換えデオキシリボ核酸（組換えＤＮＡ）の技術及び細胞又は細胞小器官に核酸を直接注入することを含

む。）
　b 異なる分類学上の科に属する生物の細胞の融合
（j）「地域的な経済統合のための機関」とは、特定の地域の主権国家によって構成される機関であって、この議定書が規律する事項に関しその加盟国から権限の委譲を受け、かつ、その内部手続に従いこの議定書の署名、批准、受諾若しくは承認又はこれへの加入について正当な委任を受けたものをいう。
（k）国境を越える移動」とは、第 17 条及び第 24 条の規定の適用上締約国と非締約国との間の移動について適用される場合を除くほか、改変された生物の一の締約国から他の締約国への移動をいう。

第４条　適用範囲
　この議定書は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に悪影響（人の健康に対する危険も考慮したもの）を及ぼす可能性のあるすべての改変された生物の国境を越える移動、通過、取扱い及び利用について適用する。

第５条　医薬品
　この議定書は、前条の規定にかかわらず、他の関連する国際協定又は国際機関において取り扱われる人のための医薬品である改変された生物の国境を越える移動については、適用しない。もっとも、締約国が輸入の決定に先立ちすべての改変された生物を危険性の評価の対象とする権利を害するものではない。

第６条　通過及び拡散防止措置の下での利用
１　事前の情報に基づく合意の手続に関するこの議定書の規定は、第４条の規定にかかわらず、改変された生物の通過については、適用しない。もっとも、通過国である締約国がその領域を通過する改変された生物の輸送を規制する権利及び特定の改変された生物の当該領域の通過について行われる決定であって第２条３の規定に従うものをバイオセーフティに関する情報交換センターに提供する権利を害するものではない。
２　事前の情報に基づく合意の手続に関するこの議定書の規定は、第４条の規定にかかわらず、輸入締約国の基準に従って行われる拡散防止措置の下での利用を目的とする改変された生物の国境を越える移動については、適用しない。もっとも、締約国が輸入の決定に先立ちすべての改変された生物を危険性の評価の対象とする権利及びその管轄内における拡散防止措置の下での利用のための基準を設定する権利を害するものではない。

第７条　事前の情報に基づく合意の手続の適用
１　次条から第 10 条まで及び第 12 条に定める事前の情報に基づく合意の手続は、第５条及び前条の規定に従うことを条件として、輸入締約国の環境への意図的な導入を目的とする改変された生物の最初の意図的な国境を越える移動に先立って適用する。
２　１にいう「環境への意図的な導入」は、食料若しくは飼料として直接利用し又は加工することを目的とする改変された生物についていうものではない。
３　食料若しくは飼料として直接利用し又は加工することを目的とする改変された生物については、その最初の国境を越える移動に先立って、第 11 条の規定を適用する。
４　事前の情報に基づく合意の手続は、この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議の決定により、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に悪影響（人の健康に対する危険も考慮したもの）を及ぼすおそれがないものとして特定された改変された生物の意図的な国境を越える移動については、適用しない。

第８条　通告
１　輸出締約国は、前条１の規定の対象となる改変された生物の意図的な国境を越える移動に先立ち、輸入締約国の権限のある当局に対して書面により当該移動について通告し、又は輸出者がその通告を確実に行うよう義務付ける。その通告には、少なくとも附属書Ⅰに定める情報を含める。
２　輸出締約国は、輸出者の提供する情報を正確なものとするための法的要件を設けることを確保する。

第９条　通告の受領の確認
１　輸入締約国は、通告を受領してから 90 日以内に、当該通告をした者に対して書面により当該通告の受領を確認する。
２　１に規定する確認には、次の事項を記載する。
（a）通告の受領の日
（b）通告が前条に規定する情報を一応含むものであるか否か。
（c）輸入締約国の国内規制の枠組み又は次条に定める手続のいずれに従って処理するか。
３　２（c）の国内規制の枠組みは、この議定書に適合するものでなければならない。
４　輸入締約国が通告の受領を確認しないことは、当該輸入締約国が意図的な国境を越える移動について同意することを意味するものではない。

第 10 条　決定手続
１　輸入締約国による決定は、第 15 条の規定に従って行う。
２　輸入締約国は、前条に定める期間内に、通告をした者に対して次のいずれかのことを書面により通報する。
（a）自国が書面による同意を与えた後においてのみ、意図的な国境を越える移動を行うことができること。
（b）少なくとも 90 日を経過した後、その後の書面による同意なしに意図的な国境を越える移動を行うことができること。
３　輸入締約国は、２（a）の通報を行ったときは、通告の受領の日から 270 日以内に、次のいずれかの決定につき、通告をした者及びバイオセーフティに関する情報交換センターに対して書面により通報する。

(a)条件付又は無条件で輸入を承認すること（この決定が同一の改変された生物の２回目以降の輸入についてどのように適用されるかということを含む。）。
(b)輸入を禁止すること。
(c)自国の国内規制の枠組み又は附属書Ⅰの規定に基づいて追加的な関連情報を要請すること。この場合において、輸入締約国が回答すべき期限の計算に当たっては、当該輸入締約国が追加的な関連情報を待たなければならない日数は、算入しない。
(d)通告をした者に対しこの３に定める期限を特定の期間延長することを通報すること。

4　３に規定する決定には、無条件の同意である場合を除くほか、その決定の理由を明示する。

5　輸入締約国が通告の受領の日から 270 日以内にその決定を通報しないことは、当該輸入締約国が意図的な国境を越える移動について同意することを意味するものではない。

6　改変された生物が輸入締約国における生物の多様性の保全及び持続可能な利用に及ぼす可能性のある悪影響（人の健康に対する危険も考慮したもの）の程度に関し、関連する科学的な情報及び知識が不十分であるために科学的な確実性のないことは、当該輸入締約国がそのような悪影響を回避し又は最小にするため、適当な場合には、当該改変された生物の輸入について３に規定する決定を行うことを妨げるものではない。

7　この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議は、その第１回会合において、輸入締約国の意思決定を容易にするための適当な手続及び制度について決定する。

### 第 11 条　食料若しくは飼料として直接利用し又は加工することを目的とする改変された生物のための手続

1　食料若しくは飼料として直接利用し又は加工することを目的として行われる国境を越える移動の対象となり得る改変された生物の国内利用（市場取引に付することを含む。）について最終的な決定を行う締約国は、当該決定から 15 日以内に、バイオセーフティに関する情報交換センターを通じて当該決定を他の締約国に通報する。その通報には、少なくとも附属書Ⅱに定める情報を含める。当該締約国は、同センターを利用することができないことを事前に事務局に通報した締約国の中央連絡先に対して、書面により通報の写しを提供する。この１の規定は、屋外試験についての決定については、適用しない。

2　１に規定する決定を行う締約国は、当該決定に係る申請者の提供する情報を正確なものとするための法的要件を設けることを確保する。

3　いずれの締約国も、附属書Ⅱ(b)の当局に対し追加的な情報を要請することができる。

4　締約国は、この議定書の目的に適合する自国の国内規制の枠組みに従い、食料若しくは飼料として直接利用し又は加工することを目的とする改変された生物の輸入について決定することができる。

5　締約国は、可能な場合には、食料若しくは飼料として直接利用し又は加工することを目的とする改変された生物の輸入について適用される国内法令及び国の指針の写しをバイオセーフティに関する情報交換センターに対して利用可能にする。

6　開発途上締約国又は移行経済締約国は、４の国内規制の枠組みがない場合であって自国の国内管轄権を行使するときは、食料若しくは飼料として直接利用し又は加工することを目的とする改変された生物であって１の規定により情報が提供されたものの最初の輸入に先立ち、次の事項に従って決定する旨をバイオセーフティに関する情報交換センターを通じて宣言することができる。
(a)附属書Ⅲの規定に従って行う危険性の評価
(b)270 日を超えない予測可能な期間内で行う決定

7　締約国が６の規定による決定を通報しないことは、当該締約国による別段の定めがない限り、当該締約国が食料若しくは飼料として直接利用し又は加工することを目的とする改変された生物の輸入について同意し又は拒否することを意味するものではない。

8　改変された生物が輸入締約国における生物の多様性の保全及び持続可能な利用に及ぼす可能性のある悪影響（人の健康に対する危険も考慮したもの）の程度に関し、関連する科学的な情報及び知識が不十分であるために科学的な確実性のないことは、当該輸入締約国がそのような悪影響を回避し又は最小にするため、適当な場合には、食料若しくは飼料として直接利用し又は加工することを目的とする当該改変された生物の輸入について決定することを妨げるものではない。

9　締約国は、食料若しくは飼料として直接利用し又は加工することを目的とする改変された生物についての財政上及び技術上の支援並びに能力の開発に関するニーズを表明することができる。締約国は、第 22 条及び第 28 条の規定に従い、これらのニーズを満たすために協力する。

### 第 12 条　決定の再検討

1　輸入締約国は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に及ぼす可能性のある悪影響（人の健康に対する危険も考慮したもの）に関する新たな科学的な情報に照らし、意図的な国境を越える移動についての決定をいつでも再検討し、変更することができる。そのような場合には、当該輸入締約国は、30 日以内に、先に当該決定に係る改変された生物の移動について通告をした者及びバイオセーフティに関する情報交換センターに通報するとともに、その変更についての決定の理由を明示する。

2　輸出締約国又は通告をした者は、次のいずれかのことがあると認める場合には、輸入締約国に対し、当該輸入締約国が第10条の規定に従って自国について行った決定を再検討するよう要請することができる。
(a)当該決定の基礎となった危険性の評価の結果に影響を及ぼし得る状況の変化が生じたこと。
(b)追加的な関連の科学的又は技術的な情報が利用可

能となったこと。
3　輸入締約国は、2に規定する要請に対する決定を90日以内に書面により回答するとともに、当該決定の理由を明示する。
4　輸入締約国は、その裁量により、2回目以降の輸入について危険性の評価を実施することを義務付けることができる。

第13条　簡易な手続
1　輸入締約国は、改変された生物の意図的な国境を越える移動が安全に行われることをこの議定書の目的に従って確保するために適当な措置が適用されることを条件として、事前に次の事項を特定し、バイオセーフティに関する情報交換センターに通報することができる。
(a)意図的な国境を越える移動についての自国への通告と同時に自国への当該移動が行われることのできる事例
(b)自国への改変された生物の輸入であって事前の情報に基づく合意の手続を免除されるもの
(a)の通告は、同一の輸入締約国へのその後の同様の移動について適用することができる。
2　1(a)の通告において提供される意図的な国境を越える移動に関する情報は、附属書Ⅰに定めるものとする。

第14条　二国間の、地域的な及び多数国間の協定及び取決め
1　締約国は、改変された生物の意図的な国境を越える移動に関する二国間の、地域的な及び多数国間の協定及び取決めであってこの議定書の目的に適合するものを締結することができる。ただし、これらの協定及び取決めがこの議定書に定める保護の水準よりも低い水準の保護を与えることにならないことを条件とする。
2　締約国は、1に規定する二国間の、地域的な及び多数国間の協定及び取決めであってこの議定書の効力発生の日の前又は後に締結したもののすべてを、バイオセーフティに関する情報交換センターを通じて相互に通報する。
3　この議定書の規定は、1に規定する協定又は取決めの締約国がこれらの協定又は取決めにより行う意図的な国境を越える移動に影響を及ぼすものではない。
4　締約国は、自国の国内規制を自国への特定の輸入について適用することを決定することができるものとし、その決定をバイオセーフティに関する情報交換センターに通報する。

第15条　危険性の評価
1　この議定書に従って行われる危険性の評価は、附属書Ⅲの規定に従い、認められた危険性の評価の技術を考慮して、科学的に適正な方法で実施する。そのような危険性の評価は、改変された生物が生物の多様性の保全及び持続可能な利用に及ぼす可能性のある悪影響（人の健康に対する危険も考慮したもの）を特定し及び評価するため、少なくとも、第8条の規定により提供される情報及びその他の入手可能な科学的な証拠に基づいて実施する。
2　輸入締約国は、危険性の評価が第10条の規定に従って行われる決定のために実施されることを確保する。輸入締約国は、輸出者に対し危険性の評価を実施することを要求することができる。
3　危険性の評価の費用は、輸入締約国が要求する場合には、通告をした者が負担する。

第16条　危険の管理
1　締約国は、条約第8条(g)の規定を考慮して、この議定書の危険性の評価に関する規定によって特定された危険であって、改変された生物の利用、取扱い及び国境を越える移動に係るものを規制し、管理し及び制御するための適当な制度、措置及び戦略を定め及び維持する。
2　危険性の評価に基づく措置は、輸入締約国の領域内において、改変された生物が生物の多様性の保全及び持続可能な利用に及ぼす悪影響（人の健康に対する危険も考慮したもの）を防止するために必要な範囲内でとる。
3　締約国は、改変された生物の意図的でない国境を越える移動を防止するため、改変された生物の最初の放出に先立って危険性の評価を実施することを義務付ける措置等の適当な措置をとる。
4　締約国は、2の規定の適用を妨げることなく、輸入されたものか国内で作成されたものかを問わず、改変された生物が意図された利用に供される前にその生活環又は世代時間に相応する適当な期間観察されることを確保するよう努める。
5　締約国は、次のことのために協力する。
(a) 生物の多様性の保全及び持続可能な利用に悪影響（人の健康に対する危険も考慮したもの）を及ぼす可能性のある改変された生物又はその具体的な形質を特定すること。
(b)(a)の改変された生物の取扱い又はその具体的な形質に係る取扱いについて適当な措置をとること。

第17条　意図的でない国境を越える移動及び緊急措置
1　締約国は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に著しい悪影響（そのような影響を受け又は受ける可能性のある国における人の健康に対する危険も考慮したもの）を及ぼすおそれのある改変された生物の意図的でない国境を越える移動につながり又はつながる可能性のある放出をもたらす事態が自国の管轄下において生じたことを知った場合には、これらの国、バイオセーフティに関する情報交換センター及び適当な場合には関連する国際機関に通報するための適当な措置をとる。その通報は、締約国がそのような状況を知ったときは、できる限り速やかに行う。
2　締約国は、この議定書が自国について効力を生ずる日までに、この条の規定に基づく通報を受領するための自国の連絡先が明示されている関連事項をバイオセーフティに関する情報交換センターに対して

利用可能にする。

3　1の規定に基づく通報には、次の事項を含めるべきである。

(a)改変された生物の推定される量及び関連する特性又は形質に関する入手可能な関連情報

(b)放出の状況及びその推定される日並びに当該放出が生じた締約国における改変された生物の利用に関する情報

(c)生物の多様性の保全及び持続可能な利用に及ぼす可能性のある悪影響（人の健康に対する危険も考慮したもの）並びに危険の管理のためにとり得る措置に関する入手可能な情報

(d)その他の関連情報

(e)追加的な情報のための連絡先

4　締約国は、その管轄下において1に規定する改変された生物の放出が生じたときは、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に及ぼす著しい悪影響（人の健康に対する危険も考慮したもの）を最小にするため、そのような悪影響を受け又は受ける可能性のある国が適切な対応を決定し及び緊急措置を含む必要な行動を開始することができるよう、これらの国と直ちに協議する。

第18条　取扱い、輸送、包装及び表示

1　締約国は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に及ぼす悪影響（人の健康に対する危険も考慮したもの）を回避するため、関連する国際的な規則及び基準を考慮して、意図的な国境を越える移動の対象となる改変された生物であってこの議定書の対象とされるものが安全な状況の下で取り扱われ、包装され及び輸送されることを義務付けるために必要な措置をとる。

2　締約国は、次のことを義務付ける措置をとる。

(a)食料若しくは飼料として直接利用し又は加工することを目的とする改変された生物に添付する文書において、改変された生物を「含む可能性がある」こと及び環境への意図的な導入を目的とするものではないこと並びに追加的な情報のための連絡先を明確に表示すること。このため、この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議は、この議定書の効力発生の日から2年以内に、これらの改変された生物の識別についての情報及び統一された識別記号を明記することを含む表示に関する詳細な要件について決定する。

(b)拡散防止措置の下での利用を目的とする改変された生物に添付する文書において、これらが改変された生物であることを明確に表示し、並びに安全な取扱い、保管、輸送及び利用に関する要件並びに追加的な情報のための連絡先（これらの改変された生物の仕向先である個人又は団体の氏名又は名称及び住所を含む。）を明記すること。

(c)輸入締約国の環境への意図的な導入を目的とする改変された生物及びこの議定書の対象とされるその他の改変された生物に添付する文書において、これらが改変された生物であることを明確に表示し、並びにその識別についての情報及び関連する形質又は特性、安全な取扱い、保管、輸送及び利用に関する要件、追加的な情報のための連絡先並びに適当な場合には輸入者及び輸出者の氏名又は名称及び住所を明記し、また、当該文書にこれらの改変された生物の移動が輸出者に適用されるこの議定書の規定に従って行われるものである旨の宣言を含めること。

3　この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議は、他の関連する国際機関と協議して、表示、取扱い、包装及び輸送の方法に関する基準を作成する必要性及び態様について検討する。

第19条　国内の権限のある当局及び中央連絡先

1　締約国は、自国を代表して事務局との連絡について責任を負う国内の一の中央連絡先を指定する。また、締約国は、この議定書により必要とされる行政上の任務を遂行する責任を有し及びこれらの任務について自国を代表して行動することを認められる一又は二以上の国内の権限のある当局を指定する。締約国は、中央連絡先及び権限のある当局の双方の任務を遂行する単一の組織を指定することができる。

2　締約国は、この議定書が自国について効力を生ずる日までに、事務局に対し、自国の中央連絡先及び権限のある当局の名称及び所在地を通報する。締約国は、二以上の権限のある当局を指定する場合には、その通報と共にこれらの当局のそれぞれの責任に関する関連情報を事務局に送付する。当該関連情報においては、可能な場合には、少なくとも、どの権限のある当局がどの種類の改変された生物について責任を負うかを特定する。締約国は、中央連絡先の指定の変更又は権限のある当局の名称及び所在地若しくはその責任の変更を直ちに事務局に通報する。

3　事務局は、2の規定に基づいて受領した通報を直ちに締約国に送付するものとし、また、バイオセーフティに関する情報交換センターを通じてその通報による情報を利用可能にする。

第20条　情報の共有及びバイオセーフティに関する情報交換センター

1　バイオセーフティに関する情報交換センターは、条約第18条3の規定に基づく情報交換の仕組みの一部として、次のことのために設置する。

(a)改変された生物に関する科学上、技術上、環境上及び法律上の情報の交換並びに改変された生物に係る経験の交流を促進すること。

(b)開発途上締約国（特にこれらの締約国のうちの後発開発途上国及び島嶼国）及び移行経済国並びに起原の中心である国及び遺伝的多様性の中心である国の特別のニーズを考慮して、締約国がこの議定書を実施することを支援すること。

2　バイオセーフティに関する情報交換センターは、1の規定を実施するため、情報を利用可能なものとする媒体としての役割を果たす。同センターは、締約国により利用可能とされる情報であってこの議定書の実施に関連するものの利用の機会を提供するものとし、また、可能な場合には、改変された生物の

安全性に関する情報交換についての他の国際的な制度の利用の機会を提供する。

3　締約国は、秘密の情報の保護を妨げられることなく、この議定書によりバイオセーフティに関する情報交換センターに対して利用可能にすることが必要とされている情報及び次のものを同センターに提供する。

(a)この議定書の実施のための現行の法令及び指針並びに事前の情報に基づく合意の手続のために締約国が必要とする情報

(b)二国間の、地域的な及び多数国間の協定及び取決め

(c)改変された生物についての危険性の評価又は環境面での検討であって、自国の規制の過程で得られ及び第15条の規定に従って実施されたものの概要。この概要には、適当な場合には、当該改変された生物に係る産品、すなわち、当該改変された生物に由来する加工された素材であって、現代のバイオテクノロジーの利用によって得られる複製可能な遺伝素材の新たな組合せ（検出することのできるもの）を有するものに関する関連情報を含める。

(d)改変された生物の輸入又は放出についての自国の最終的な決定

(e)自国が第33条の規定に従って提出する報告（事前の情報に基づく合意の手続の実施に関するものを含む。）

4　バイオセーフティに関する情報交換センターの活動の態様（その活動に関する報告を含む。）については、この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議の第1回会合において検討し及び決定し、その後継続して検討する。

第21条　秘密の情報

1　輸入締約国は、通告をした者に対し、この議定書の手続に従って提出された情報又はこの議定書に定める事前の情報に基づく合意の手続の一部として当該輸入締約国が必要とする情報であって、秘密のものとして取り扱われるべきものを特定することを認める。その特定が行われる場合において、当該輸入締約国が要請するときは、その理由が示されるものとする。

2　輸入締約国は、通告をした者が秘密のものとして特定した情報がそのような取扱いの対象とはならないと認める場合には、当該通告をした者と協議し、開示に先立ち当該通告をした者に対し自国の決定を通報する。そのような通報を行う場合には、輸入締約国は、当該通告をした者の要請に応じて当該決定の理由を示し、並びに開示に先立ち協議の機会及び当該決定についての内部における検討の機会を提供する。

3　締約国は、この議定書に定める事前の情報に基づく合意の手続において受領した秘密の情報等この議定書に基づいて受領した秘密の情報を保護する。締約国は、そのような情報を保護する手続を有することを確保し、及び国内で生産される改変された生物に関する秘密の情報の取扱いよりも不利でない方法でそのような情報の秘密性を保護する。

4　輸入締約国は、通告をした者の書面による同意がある場合を除くほか、秘密の情報を商業上の目的のために利用してはならない。

5　輸入締約国は、通告をした者がその通告を撤回する場合又は既に撤回している場合には、研究及び開発に関する情報、その秘密性について自国及び当該通告をした者の意見が一致しない情報等の商業上及び産業上の情報の秘密性を尊重する。

6　次の情報は、5の規定の適用を妨げることなく、秘密のものとはみなさない。

(a)通告をした者の氏名又は名称及び住所

(b)改変された生物に関する一般的な説明

(c)生物の多様性の保全及び持続可能な利用に及ぼす影響（人の健康に対する危険も考慮したもの）についての危険性の評価の概要

(d)緊急事態に対応するための方法及び計画

第22条　能力の開発

1　締約国は、開発途上締約国（特にこれらの締約国のうちの後発開発途上国及び島嶼国）及び移行経済締約国におけるこの議定書の効果的な実施のため、既存の世界的な、地域的な、小地域的な及び国内の団体及び組織を通ずる方法、適当な場合には民間部門の関与を促進するとの方法等により、改変された生物の安全性のために必要な範囲内で、バイオテクノロジーに関するものを含め改変された生物の安全性に関する人的資源及び制度的能力を開発し又は強化することに協力する。

2　1に規定する協力を実施するため、条約の関連規定に基づく資金並びに技術及びノウハウの取得の機会の提供及び移転に関する開発途上締約国（特にこれらの締約国のうちの後発開発途上国及び島嶼国）のニーズは、改変された生物の安全性に関する能力の開発に当たり十分に考慮される。能力の開発における協力には、各締約国の異なる状況、能力及び必要に応じ、バイオテクノロジーの適切かつ安全な管理並びに改変された生物の安全性のための危険性の評価及び危険の管理を行う上での科学的及び技術的な訓練並びに改変された生物の安全性に関する技術的及び制度的な能力の強化を含める。また、そのような能力の開発に関する移行経済締約国のニーズも、十分に考慮される。

第23条　公衆の啓発及び参加

1　締約国は、次のことを行う。

(a)生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関し、人の健康に対する危険も考慮して、改変された生物の安全な移送、取扱い及び利用に係る公衆の啓発、教育及び参加を促進し、及び容易にすること。これらのことを行うに当たり、締約国は、適当な場合には、他の国及び国際的な団体と協力する。

(b)公衆の啓発及び教育には、この議定書に従って特定される改変された生物であって輸入される可能性のあるものに関する情報の取得の機会の提供を含めることを確保するよう努めること。

2　締約国は、第21条の規定に従って秘密の情報を尊

重しつつ、自国の法令に従って改変された生物についての意思決定の過程において公衆の意見を求め、当該意思決定の結果を公衆が知ることのできるようにする。

3　締約国は、バイオセーフティに関する情報交換センターを利用する方法について自国の公衆に周知させるよう努力する。

第 24 条　非締約国

1　締約国と非締約国との間の改変された生物の国境を越える移動は、この議定書の目的に適合するものでなければならない。締約国は、そのような国境を越える移動に関する二国間の、地域的な及び多数国間の協定及び取決めを非締約国との間で締結することができる。

2　締約国は、非締約国に対し、この議定書に参加し及び当該非締約国の管轄の下にある区域において放出され又は当該区域に若しくは当該区域から移動する改変された生物に関する適当な情報をバイオセーフティに関する情報交換センターに提供することを奨励する。

第 25 条　不法な国境を越える移動

1　締約国は、この議定書を実施するための自国の国内措置に違反して行われる改変された生物の国境を越える移動を防止し及び適当な場合には処罰するための適当な国内措置をとる。そのような移動は、不法な国境を越える移動とする。

2　不法な国境を越える移動があった場合には、その影響を受けた締約国は、当該移動が開始された締約国に対し、当該改変された生物を当該移動が開始された締約国の負担で適宜送り返し又は死滅させることによって処分することを要請することができる。

3　締約国は、自国についての不法な国境を越える移動の事例に関する情報をバイオセーフティに関する情報交換センターに対して利用可能にする。

第 26 条　社会経済上の配慮

1　締約国は、この議定書又はこの議定書を実施するための国内措置に従い輸入について決定するに当たり、特に原住民の社会及び地域社会にとっての生物の多様性の価値との関連において、改変された生物が生物の多様性の保全及び持続可能な利用に及ぼす影響に関する社会経済上の配慮を自国の国際的な義務に即して考慮することができる。

2　締約国は、改変された生物の社会経済的な影響（特に原住民の社会及び地域社会に及ぼすもの）に関する研究及び情報交換について協力することを奨励される。

第 27 条　責任及び救済

この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議は、その第 1 回会合において、改変された生物の国境を越える移動から生ずる損害についての責任及び救済の分野における国際的な規則及び手続を適宜作成することに関する方法を、これらの事項につき国際法の分野において進められている作業を分析し及び十分に考慮しつつ採択し、並びにそのような方法に基づく作業を４年以内に完了するよう努める。

第 28 条　資金供与の制度及び資金

1　締約国は、この議定書の実施のための資金について検討するに当たり、条約第 20 条の規定を考慮する。

2　条約第 21 条の規定により設けられた資金供与の制度は、その運営を委託された制度的組織を通じ、この議定書の資金供与の制度となる。

3　この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議は、第 22 条に規定する能力の開発に関し、締約国会議による検討のために２の資金供与の制度についての指針を提供するに当たり、資金に関する開発途上締約国（特にこれらの締約国のうちの後発開発途上国島嶼国）のニーズを考慮する。

4　１の規定に関し、締約国は、この議定書を実施するために必要な能力の開発に関する要件を特定し及び満たすための開発途上締約国（特にこれらの締約国のうちの後発開発途上国及び島嶼国）及び移行経済締約国の努力におけるこれらの国のニーズも考慮する。

5　締約国会議の関連する決定（この議定書が採択される前に合意されたものを含む。）における条約の資金供与の制度に関する指針は、この条の規定について準用する。

6　先進締約国は、また、二国間の、地域的な及び多数国間の経路を通じて、この議定書の実施のための資金及び技術を供与することができるものとし、開発途上締約国及び移行経済締約国は、これらを利用することができる。

第 29 条　この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議

1　締約国会議は、この議定書の締約国の会合としての役割を果たす。

2　条約の締約国であってこの議定書の締約国でないものは、この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議の会合の議事にオブザーバーとして参加することができる。締約国会議がこの議定書の締約国の会合としての役割を果たすときは、この議定書に基づく決定は、この議定書の締約国のみが行う。

3　締約国会議がこの議定書の締約国の会合としての役割を果たすときは、条約の締約国であってその時点でこの議定書の締約国でないものを代表する締約国会議の議長団の構成員は、この議定書の締約国によってこの議定書の締約国のうちから選出された構成員によって代わられる。

4　この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議は、この議定書の実施状況を定期的に検討し、及びその権限の範囲内でこの議定書の効果的な実施を促進するために必要な決定を行う。この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議は、この議定書により与えられる任務を遂行し、及び次のことを行う。

(a)この議定書の実施のために必要な事項について勧告すること。
(b)この議定書の実施のために必要と認められる補助機関を設置すること。
(c)適当な場合には、能力を有する国際機関並びに政府間及び非政府の団体による役務、協力及び情報の提供を求め、並びにこれらを利用すること。
(d)第33条の規定に従って提出される情報の送付のための形式及び間隔を決定すること並びにそのような情報及び補助機関により提出される報告を検討すること。
(e)必要に応じ、この議定書の実施のために必要と認められるこの議定書及びその附属書の改正並びにこの議定書の追加附属書を検討し、及び採択すること。
(f)この議定書の実施のために必要なその他の任務を遂行すること。

5　締約国会議の手続規則及び条約の財政規則は、この議定書の下で準用する。ただし、この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議がコンセンサス方式により別段の決定を行う場合を除く。

6　この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議の第1回会合は、この議定書の効力発生の日の後に開催される最初の締約国会議の会合と併せて事務局が招集する。この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議のその後の通常会合は、この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議が別段の決定を行わない限り、締約国会議の通常会合と併せて開催する。

7　この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議の特別会合は、この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議が必要と認めるとき又はいずれかの締約国から書面による要請のある場合において事務局がその要請を締約国に通報した後6箇月以内に締約国の少なくとも三分の一がその要請を支持するときに開催する。

8　国際連合、その専門機関及び国際原子力機関並びにこれらの国際機関の加盟国又はオブザーバーであって条約の締約国でないものは、この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議の会合にオブザーバーとして出席することができる。この議定書の対象とされている事項について認められた団体又は機関（国内若しくは国際の又は政府若しくは非政府のもののいずれであるかを問わない。）であって、この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議の会合にオブザーバーとして出席することを希望する旨事務局に通報したものは、当該会合に出席する締約国の三分の一以上が反対しない限り、オブザーバーとして出席することを認められる。オブザーバーの出席については、この条に別段の定めがある場合を除くほか、5に規定する手続規則に従う。

第30条　補助機関

1　条約によって設置された補助機関は、この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議の決定に基づきこの議定書のためにその任務を遂行することができる。この場合には、この議定書の締約国の会合は、当該補助機関がどの任務を遂行するかを特定する。

2　条約の締約国であってこの議定書の締約国でないものは、1に規定する補助機関の会合の議事にオブザーバーとして参加することができる。条約の補助機関がこの議定書の補助機関としての役割を果たすときは、この議定書に基づく決定は、この議定書の締約国のみが行う。

3　条約の補助機関がこの議定書に関する事項についてその任務を遂行するときは、条約の締約国であってその時点でこの議定書の締約国でないものを代表する当該補助機関の議長団の構成員は、この議定書の締約国によってこの議定書の締約国のうちから選出された構成員によって代わられる。

第31条　事務局

1　条約第24条の規定によって設置された事務局は、この議定書の事務局としての役割を果たす。

2　事務局の任務に関する条約第24条1の規定は、この議定書について準用する。

3　この議定書のために提供される事務局の役務に係る費用は、区別することができる範囲において、この議定書の締約国が負担する。このため、この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議は、その第1回会合において必要な予算措置について決定する。

第32条　条約との関係

条約における議定書に関する規定は、この議定書に別段の定めがある場合を除くほか、この議定書について適用する。

第33条　監視及び報告

締約国は、この議定書に基づく自国の義務の履行状況を監視し、及びこの議定書を実施するためにとった措置につき、この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議が決定する一定の間隔で、この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議に報告する。

第34条　遵守

この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議は、その第1回会合において、この議定書の規定を遵守することを促進し及び不履行の事案に対処するための協力についての手続及びそのための組織的な制度を検討し、及び承認する。これらの手続及び制度には、適当な場合には、助言又は支援を行うための規定を含める。これらの手続及び制度は、条約第27条に定める紛争解決のための手続及び制度とは別個のものであり、また、これらに影響を及ぼすものではない。

第35条　評価及び再検討

この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議は、この議定書の効力発生の5年後に及びそ

の後は少なくとも５年ごとに、この議定書の有効性についての評価（この議定書の手続及び附属書についての評価を含む。）を行う。

第 36 条　署名

この議定書は、2000 年 5 月 15 日から 26 日まではナイロビにある国際連合事務所において、2000 年 6 月 5 日から 2001 年 6 月 4 日まではニューヨークにある国際連合本部において、国及び地域的な経済統合のための機関による署名のために開放しておく。

第 37 条　効力発生

１この議定書は、条約の締約国である国又は地域的な経済統合のための機関による 50 番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の日の後 90 日目の日に効力を生ずる。

２　この議定書は、１の規定に基づいて効力が生じた後にこれを批准し、受諾し若しくは承認し又はこれに加入する国又は地域的な経済統合のための機関については、当該国又は機関が批准書、受諾書、承認書若しくは加入書を寄託した日の後90日目の日又は条約が当該国若しくは機関について効力を生ずる日のいずれか遅い日に効力を生ずる。

３　地域的な経済統合のための機関によって寄託される文書は、１及び２の規定の適用上、当該機関の構成国によって寄託されたものに追加して数えてはならない。

第 38 条　留保

この議定書には、いかなる留保も付することができない。

第 39 条　脱退

１　締約国は、この議定書が自国について効力を生じた日から２年を経過した後いつでも、寄託者に対して書面による脱退の通告を行うことにより、この議定書から脱退することができる。

２　１の脱退は、寄託者が脱退の通告を受領した日の後１年を経過した日又はそれよりも遅い日であって脱退の通告において指定される日に効力を生ずる。

第 40 条　正文

アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とするこの議定書の原本は、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの議定書に署名した。

2000 年 1 月 29 日にモントリオールで作成した。

附属書Ⅰ　第８条、第 10 条及び第 13 条の規定により通告において必要とされる情報

（ａ）輸出者の氏名又は名称、住所及び連絡先についての詳細

（ｂ）輸入者の氏名又は名称、住所及び連絡先についての詳細

（ｃ）改変された生物の名称及びその識別についての情報並びに改変された生物の安全性の水準について輸出国における国内の分類がある場合にはその分類

（ｄ）国境を越える移動が予定される日が判明している場合にはその日

（ｅ）改変された生物の安全性に関連する受容体生物又は親生物の分類学上の位置、一般名称、採集され又は取得された場所及び特性

（ｆ）受容体生物又は親生物の起原の中心及び遺伝的多様性の中心が判明している場合にはそれらの中心並びにこれらの生物が存続し又は繁殖する可能性のある生息地に関する説明

（ｇ）改変された生物の安全性に関連する供与体生物の分類学上の位置、一般名称、採集され又は取得された場所及び特性

（ｈ）導入された核酸又は改変、使用された技術及びこれらの結果改変された生物に生じた特性に関する説明

（ｉ）改変された生物又はこれに係る産品（改変された生物に由来する加工された素材であって、現代のバイオテクノロジーの利用によって得られる複製可能な遺伝素材の新たな組合せ（検出することのできるもの）を有するもの）の予定される用途

（ｊ）移送される改変された生物の数量又は容積

（ｋ）附属書Ⅲの規定に適合する既存の危険性の評価に関する報告

（ｌ）適当な場合には、包装、ラベル等による表示、文書の添付、処分及び緊急時の手続を含む安全な取扱い、保管、輸送及び利用の方法についての提案

（ｍ）輸出国内における改変された生物の規制の状況（例えば、当該改変された生物が輸出国において禁止されているか否か、他に制限があるか否か又は当該改変された生物の一般的な放出が承認されているか否か）及び当該改変された生物が輸出国において禁止されている場合にはその禁止の理由

（ｎ）移送される改変された生物に関し輸出者が他の国に対して行った通告の結果及び目的

（ｏ）（ａ）から（ｎ）までの情報が事実関係について正確であることの宣言

附属書Ⅱ　第 11 条の規定により食料若しくは飼料として直接利用し又は加工することを目的とする改変された生物に関して必要とされる情報

(a)国内利用に係る決定についての申請を行う者の氏名又は名称及び連絡先についての詳細
(b)(a)の決定について責任を有する当局の名称及び連絡先についての詳細
(c)改変された生物の名称及びその識別についての情報
(d)遺伝子の改変、使用された技術及びこれらの結果改変された生物に生じた特性に関する説明
(e)改変された生物の統一された識別記号
(f)改変された生物の安全性に関連する受容体生物又は親生物の分類学上の位置、一般名称、採集され又は取得された場所及び特性
(g)受容体生物又は親生物の起原の中心及び遺伝的多様性の中心が判明している場合にはそれらの中心並びにこれらの生物が存続し又は繁殖する可能性のある生息地に関する説明
(h)改変された生物の安全性に関連する供与体生物の分類学上の位置、一般名称、採集され又は取得された場所及び特性
(i) 改変された生物の承認された用途
(j)附属書Ⅲの規定に適合する危険性の評価に関する報告
(k)適当な場合には、包装、ラベル等による表示、文書の添付、処分及び緊急時の手続を含む安全な取扱い、保管、輸送及び利用の方法についての提案

附属書Ⅲ　危険性の評価

目的

1　この議定書に基づく危険性の評価は、改変された生物が潜在的な受容環境において生物の多様性の保全及び持続可能な利用に及ぼす可能性のある悪影響（人の健康に対する危険も考慮したもの）を特定し及び評価することを目的とする。

危険性の評価の利用

2　危険性の評価は、特に、権限のある当局が改変された生物について情報に基づく意思決定を行うために用いる。

一般原則

3　危険性の評価は、科学的に適正なかつ透明性のある方法で実施されるべきであり、関連する国際機関の専門的な助言及びこれらの機関によって作成された指針を考慮することができる。

4　科学的な知識又は科学的な意見の一致がないことは、必ずしも、特定の水準の危険があること、危険がないこと又は危険が許容することのできるものであることを示すと解すべきではない。

5　改変された生物又はこれに係る産品（改変された生物に由来する加工された素材であって、現代のバイオテクノロジーの利用によって得られる複製可能な遺伝素材の新たな組合せ（検出することのできるもの）を有するもの）に係る危険は、改変されていない受容体生物又は親生物が潜在的な受容環境において及ぼす危険との関係において考慮すべきである。

6　危険性の評価は、個々にその事例に応じて実施すべきである。必要とされる情報の性質及び詳細の程度は、関係する改変された生物、その予定される用途及び潜在的な受容環境に応じて事例ごとに異なり得る。

方法

7　危険性の評価の過程では、一方において、特定の事項に関する追加的な情報であって評価の過程で特定され及び要請される可能性のあるものが必要となることがあり、他方において、その他の事項についての情報が場合によっては関係のないものとなることがある。

8　危険性の評価は、その目的を達成するために適宜次の手順により実施する。

(a)潜在的な受容環境における生物の多様性に悪影響（人の健康に対する危険も考慮したもの）を及ぼす可能性のある改変された生物に係る新たな遺伝子型及び表現型の特性の特定
(b)潜在的な受容環境の改変された生物への曝(ばく)露の程度及び種類を考慮した上での(a)の悪影響が現実のものとなる可能性についての評価
(c)(a)の悪影響が現実のものとなった場合の結果についての評価
(d) 特定された悪影響が現実のものとなる可能性及び現実のものとなった場合の結果についての評価

に基づく改変された生物が及ぼす全般的な危険についての評価

(e)危険が許容することのできるものであるか否か又は管理することのできるものであるか否かについての勧告であって、必要な場合にはこれらの危険を管理するための戦略の特定を含むもの

(f)危険の水準が確実でない場合には、特定の関心事項に関する追加的な情報を要請し又は受容環境において適当な危険の管理の戦略を実施し若しくは改変された生物を監視することによって対応することができる。

考慮すべき点

9　危険性の評価は、事例に応じ、次のものの特性について関連する技術的及び科学的な詳細を考慮する。

(a)受容体生物又は親生物

受容体生物又は親生物の生物学的な特性（分類学上の位置、一般名称、起原、起原の中心及び遺伝的多様性の中心が判明している場合にはそれらの中心に関する情報並びにこれらの生物が存続し又は繁殖する可能性のある生息地に関する説明を含む。）

(b)供与体生物

供与体生物の分類学上の位置、一般名称、出所及び関連する生物学的な特性

(c)ベクター

ベクターの特性（識別についての情報がある場合にはその情報、出所又は起原及び宿主域を含む。）

(d)導入された核酸又は改変の特性

導入された核酸の遺伝的な特性及び導入された核酸によって示される機能又は導入された改変の特性

(e)改変された生物

改変された生物の識別についての情報及び改変された生物の生物学的な特性と受容体生物又は親生物の生物学的な特性との間の差異

(f)改変された生物の検出及び識別

改変された生物を検出し及び識別する方法についての提案並びにこれらの方法の特異性、感度及び信頼性

(g)予定される用途に関する情報

改変された生物の予定される用途に関する情報（受容体生物又は親生物との比較において新たな又は変更された用途を含む。）

(h)受容環境

位置並びに地理的な、気候の及び生態学的な特性に関する情報（潜在的な受容環境の生物の多様性及び起原の中心に関する関連情報を含む。）

# バイオセーフティに関するカルタヘナ議定書の責任及び救済に関する名古屋・クアラルンプール補足議定書（環境省仮訳）

この補足議定書の締約国は、

生物の多様性に関する条約のバイオセーフティに関するカルタヘナ議定書（以下「議定書」という。）の締約国として、

環境及び開発に関するリオ宣言の原則 13 を考慮し、

環境及び開発に関するリオ宣言の原則 15 に規定する予防的な取組方法を再確認し、

議定書に反することなく、損害又は損害の高い可能性がある場合における適当な対応措置について定める必要性を認識し、

議定書第 27 条の規定を想起して、

次のとおり協定した。

第１条　目的

この補足議定書は、改変された生物に関連する責任及び救済の分野における国際的な規則及び手続を定めることにより、人の健康に対する危険も考慮しつつ、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に寄与することを目的とする。

第２条　用語

１　生物の多様性に関する条約（以下「条約」という。）第２条及び議定書第３条に定める用語は、この補足議定書について適用する。

２　さらに、この補足議定書の適用上、

（ａ）「議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議」とは、議定書の締約国の会合としての役割を果たす条約の締約国会議をいう。

（ｂ）「損害」とは、生物の多様性の保全及び持続可能な利用への悪影響（人の健康に対する危険も考慮したもの）であって、次の要件を満たすものをいう。

（ｉ）測定し、又は観察することができること。権限のある当局が他の人為的な変化及び自然の変化を考慮して認める科学的に確立された基準が存在する場合には、当該基準を考慮して測定し、又は観察することができること。

（ii）３に規定する著しい悪影響であること。

（ｃ）「管理者」とは、改変された生物を直接又は間接に管理する者をいい、状況に応じ、国内法によって決定するところに従い、特に許可証の所持者、改変された生物を市場取引に付した者、開発者、生産者、通告をした者、輸出者、輸入者、運送者又は供給者を含むことができる。

（ｄ）「対応措置」とは、次のことのための合理的な措置をいう。

（ｉ）状況に応じ、損害を防止し、最小限にし、限定し、緩和し、又は他の方法で回避すること。

（ii）次の優先順位により措置をとることを通じて生物の多様性を復元すること。

ａ　損害が発生する前に存在した状態又はこれに最も近い同等の状態に生物の多様性を復元すること。

ｂ　権限のある当局が定める措置が不可能であると決定する場合には、生物の多様性の喪失について、特に、同一の場所又は適当な場合にはこれに代替する場所において、生物の多様性の他の構成要素であって同一又は他の目的で利用されるものにより当該喪失を埋め合わせることによって復元すること。

３　「著しい」悪影響は、次のような要素に基づいて決定される。

（ａ）合理的な期間内に自然の回復を通じて是正されることがない変化として理解される長期的又は恒久的な変化

（ｂ）生物の多様性の構成要素に悪影響を与える質的又は量的な変化の程度

（ｃ）生物の多様性の構成要素が物品及びサービスを提供する能力の低下

（ｄ）議定書に定める範囲内で、人の健康に及ぼす悪影響の程度

第３条　適用範囲

１　この補足議定書は、国境を越える移動に起源を有する改変された生物から生ずる損害について適用する。当該改変された生物は、次のものをいう。

（ａ）食料若しくは飼料として直接利用し、又は加工することを目的とするもの

（ｂ）拡散防止措置の下での利用を目的とするもの

（ｃ）環境への意図的な導入を目的とするもの

２　この補足議定書は、意図的な国境を越える移動に関し、１に定める改変された生物の認められた利用から生ずる損害について適用する。

３　この補足議定書は、議定書第 17 条に規定する意図的でない国境を越える移動から生ずる損害及び議定書第 25 条に規定する不法な国境を越える移動から生ずる損害についても適用する。

４　この補足議定書は、自国の管轄内に改変された生物の国境を越える移動が行われた締約国についてこの補足議定書の効力が生じたときは、その効力発生の後に開始した当該国境を越える移動から生ずる損害について適用する。

５　この補足議定書は、締約国の管轄権の範囲内にある区域において生じた損害について適用する。

６　締約国は、自国の管轄権の範囲内において生ずる損害に対応するために自国の国内法に定める基準を用いることができる。

７　この補足議定書を実施する国内法は、非締約国からの改変された生物の国境を越える移動から生ずる損害についても適用する。

第４条　因果関係

因果関係は、損害と問題となる改変された生物との

間に、国内法に従って確立される。

第５条　対応措置

１　締約国は、適当な管理者に対し、損害が生ずる場合には権限のある当局が定める要件に従って次のことを行うよう要求する。

（ａ）権限のある当局に直ちに報告すること。

（ｂ）損害を評価すること。

（ｃ）適当な対応措置をとること。

２　権限のある当局は、次のことを行う。

（ａ）損害を引き起こした管理者を特定すること。

（ｂ）損害を評価すること。

（ｃ）当該管理者がとるべき対応措置を決定すること。

３　関連情報（利用可能な科学的な情報及びバイオセーフティに関する情報交換センターにおいて利用可能な情報を含む。）が、時宜を得た対応措置がとられない場合において損害が生ずる高い可能性があることを示すときは、管理者は、当該損害を回避するために適当な対応措置をとることを要求される。

４　権限のある当局は、特に管理者が対応措置をとることができない場合も含め、適当な対応措置をとることができる。

５　権限のある当局は、損害の評価及び４に規定する適当な対応措置の実施により生じ、又はこれらに付随する費用及び経費を管理者から回収する権利を有する。締約国は、自国の国内法において、管理者がそれらの費用及び経費を負担することを要求されない場合について定めることができる。

６　管理者に対して対応措置をとることを要求する権限のある当局の決定は、理由を示すべきである。当該決定は、当該管理者に通告すべきである。国内法は、救済措置（当該決定の行政上又は司法上の見直しのための機会を含む。）について定める。権限のある当局は、また、国内法に従い、利用可能な救済措置について管理者に通知する。当該救済措置の請求は、国内法に別段の定めがある場合を除くほか、権限のある当局が適当な状況の下において対応措置をとることを妨げてはならない。

７　締約国は、この条の規定を実施するに当たり、権限のある当局が要求し、又はとるべき特定の対応措置を定めるため、適当な場合には、民事責任に関する自国の国内法により対応措置が既に取り扱われているか否かについて評価することができる。

８　対応措置は、国内法に従って実施する。

第６条　免責

１　締約国は、自国の国内法において、次の場合における免責について定めることができる。

（ａ）天災又は不可抗力の場合

（ｂ）戦争又は国内争乱の場合

２　締約国は、自国の国内法において、適当と認めるその他の免責又は責任の緩和について定めることができる。

第７条　期限

締約国は、自国の国内法において、次の事項について定めることができる。

（ａ）相対的又は絶対的な期限（対応措置に関連する訴訟又は申立てのためのものを含む。）

（ｂ）期限を適用する期間の開始

第８条　限度額

締約国は、自国の国内法において、対応措置に関連する費用及び経費の回収に関する限度額を定めることができる。

第９条　請求の権利

この補足議定書は、管理者が他の者に対して有する請求又は補償についての権利を限定し、又は制限するものではない。

第 10 条　金銭上の保証

１　締約国は、自国の国内法において金銭上の保証について定める権利を保持する。

２　締約国は、議定書前文の末尾にある三つの段落を考慮しつつ、国際法に基づく自国の権利及び義務に反しない方法で１に規定する権利を行使する。

３　この補足議定書の効力発生の後最初に開催される議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議の会合は、特に次のものを対象とする包括的な研究を行うことを事務局に要求する。

（ａ）金銭上の保証の仕組みの態様

（ｂ）特に開発途上国における金銭上の保証の仕組みの環境、経済及び社会への影響の評価

（ｃ）金銭上の保証を提供する適当な組織の特定

第 11 条　国際的に不法な行為についての国家の責任

この補足議定書は、国際的に不法な行為についての国家の責任に関する一般国際法の規則に基づく国家の権利及び義務に影響を与えるものではない。

第 12 条　実施及び民事責任との関係

１　締約国は、自国の国内法において、損害に対処する規則及び手続を定める。締約国は、この義務を実施するため、この補足議定書に従って対応措置を定めるものとし、適当な場合には、次のいずれかのことを行うことができる。

（ａ）自国の既存の国内法（適用可能な場合には、民事責任に関する一般的な規則及び手続を含む。）を適用すること。

（ｂ）特に当該義務を実施するための民事責任に関する規則及び手続を適用し、又は策定すること。

（ｃ）（ａ）に規定する国内法並びに（ｂ）に規定する規則及び手続の双方を適用し、又は策定すること。

２　締約国は、民事責任に関する自国の国内法において第２条２（ｂ）に定義する損害に関連する物的又は人的な損害について適当な規則及び手続を定めるため、次のいずれかのことを行う。

（ａ）民事責任に関する自国の既存の一般的な法律を引き続き適用すること。

（ｂ）特に当該規則及び手続を定めるための民事責任に関する法律を策定し、及び適用し、又は引き続き

適用すること。
(c)(a)に規定する一般的な法律及び(b)に規定する民事責任に関する法律の双方を策定し、及び適用し、又は引き続き適用すること。
3　締約国は、1(b)若しくは(c)又は2(b)若しくは(c)に定める民事責任に関する法律を策定する場合において、適当なときは、特に次の要素を取り扱う。
(a)損害
(b)責任の基準（厳格責任又は過失に基づく責任を含む。）
(c)状況に応じ、責任者の特定
(d)請求を行う権利

第13条　評価及び再検討
議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議は、この補足議定書の効力発生の５年後に及びその後は５年ごとに、この補足議定書の有効性についての再検討を行う。ただし、当該再検討の必要性を示す情報が締約国によって提供されている場合に限る。当該再検討は、この補足議定書の締約国が別段の決定を行わない限り、議定書第35条に規定する議定書の評価及び再検討と併せて行う。最初の再検討は、第10条及び第12条の規定の有効性についての再検討を含む。

第14条　議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議
1　議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議は、条約第32条２の規定に従うことを条件として、この補足議定書の締約国の会合としての役割を果たす。
2　議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議は、この補足議定書の実施状況を定期的に検討し、及びその権限の範囲内でこの補足議定書の効果的な実施を促進するために必要な決定を行う。議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議は、この補足議定書により与えられる任務を遂行し、及び議定書第29条４(a)及び(f)の規定により与えられる任務に必要な変更を加えたものを遂行する。

第15条　事務局
条約第24条の規定によって設置された事務局は、この補足議定書の事務局としての役割を果たす。

第16条　条約及び議定書との関係
1　この補足議定書は、議定書を補足するのものとし、議定書を修正し、又は改正するものではない。
2　この補足議定書は、この補足議定書の締約国の条約及び議定書に基づく権利及び義務に影響を及ぼすものではない。
3　条約及び議定書は、この補足議定書に別段の定めがある場合を除くほか、この補足議定書について準用する。
4　この補足議定書は、３の規定の適用を妨げることなく、国際法に基づく締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。

第17条　署名
この補足議定書は、2011年3月7日から2012年3月6日まで、ニューヨークにある国際連合本部において、議定書の締約国による署名のために開放しておく。

第18条　効力発生
1　この補足議定書は、議定書の締約国である国又は地域的な経済統合のための機関による40番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の日の後90日目の日に効力を生ずる。
2　この補足議定書は、1の規定に基づく40番目の文書の寄託の後にこれを批准し、受諾し、若しくは承認し、又はこれに加入する国又は地域的な経済統合のための機関については、当該国又は当該機関が批准書、受諾書、承認書若しくは加入書を寄託した日の後90日目の日又は議定書が当該国若しくは当該機関について効力を生ずる日のいずれか遅い日に効力を生ずる。
3　地域的な経済統合のための機関によって寄託される文書は、1及び２の規定の適用上、当該機関の構成国によって寄託されたものに追加して数えてはならない。

第19条　留保
この補足議定書には、いかなる留保も付することができない。

第20条　脱退
1　締約国は、この補足議定書が自国について効力を生じた日から２年を経過した後いつでも、寄託者に対して書面による脱退の通告を行うことにより、この補足議定書から脱退することができる。
2　1の脱退は、寄託者が脱退の通告を受領した日の後1年を経過した日又はそれよりも遅い日であって脱退の通告において指定される日に効力を生ずる。
3　議定書第39条の規定に従って議定書から脱退する締約国は、この補足議定書からも脱退したものとみなす。

第21条　正文
アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とするこの補足議定書の原本は、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの補足議定書に署名した。

2010年10月15日に名古屋で作成した。

# 名古屋議定書の概要

正式名称：生物の多様性に関する条約の遺伝資源の取得の機会（Access）及びその利用から生ずる利益（Benefit）の公正かつ衡平な配分（Sharing）に関する名古屋議定書

## ■生物多様性条約

- ３番目の目的として遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を規定
- ABS に関する基本的なルールを設定
  - ① 利用者（主に先進国企業）は提供国（主に途上国）の「事前の情報に基づく同意(PIC)」を取得し、提供者と「相互に合意する条件(MAT)」を設定した上で、遺伝資源を利用
  - ② その商業的利用から生じた利益や研究成果を、MAT に基づいて提供国に配分
  - ③ 遺伝資源を育む生物多様性の保全や持続可能な利用に貢献

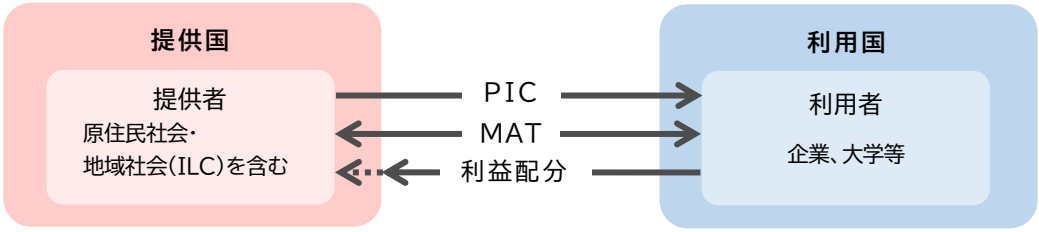


## ■名古屋議定書

- 条約で定められたルールの適正な実施を確保する措置を規定

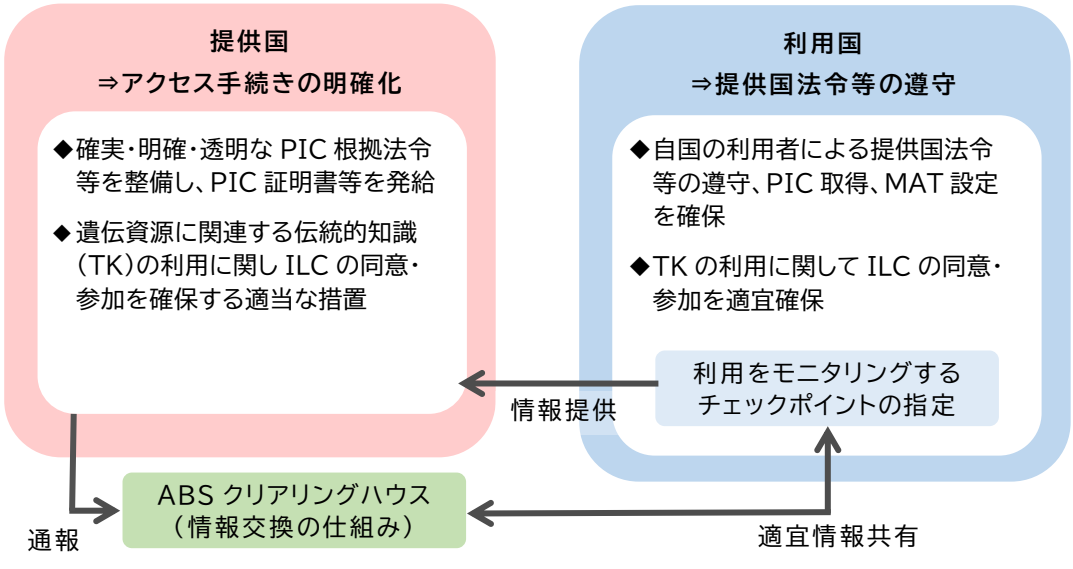

# 生物の多様性に関する条約の遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書

この議定書の締約国は、

生物の多様性に関する条約（以下「条約」という。）の締約国として、

遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分が条約の中核的な3つの目的の1つであることを想起し、及びこの議定書が条約の枠組みにおけるこの目的の実現を追求することを認識し、

諸国が自国の天然資源に対して及び条約に従って有する主権的権利を再確認し、

さらに、条約第15条の規定を想起し、

条約第16条及び第19条の規定に従い、開発途上国における遺伝資源に価値を付加するための研究及びイノベーションの能力を開発するための技術移転及び協力が持続可能な開発に果たす重要な貢献を認識し、

生態系及び生物の多様性の経済的価値について公衆を啓発すること並びにこの経済的価値を生物の多様性の管理者と公正かつ衡平に配分することが、生物の多様性の保全及びその構成要素の持続可能な利用を奨励する重要な措置であることを認識し、

取得の機会及び利益の配分が生物の多様性の保全及び持続可能な利用、貧困の撲滅並びに環境の持続可能性に貢献し、これにより、ミレニアム開発目標の達成に貢献する潜在的な役割を有することを認め、

遺伝資源の取得の機会の提供と当該遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分との間の相互関係を認め、

遺伝資源の取得の機会の提供及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する法的な確実性を提供することの重要性を認識し、

さらに、遺伝資源の提供者と利用者との間の相互に合意する条件についての交渉における衡平及び公正を促進することの重要性を認識し、

また、取得の機会及び利益の配分において女子が不可欠の役割を果たすことを認識し、並びに生物の多様性の保全のための政策の決定及び実施の全ての段階における女子の完全な参加が必要であることを確認し、

取得の機会及び利益の配分に関する条約の規定の効果的な実施を更に支援することを決意し、

遺伝資源及び遺伝資源に関連する伝統的な知識であって、国境を越えた状況で存在するもの又は事前の情報に基づく同意を与えること若しくは得ることができないものの利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に対処するため、革新的な解決策が必要とされることを認識し、

食糧安全保障、公衆衛生、生物の多様性の保全並びに気候変動の緩和及び気候変動に対する適応にとって遺伝資源が重要であることを認識し、

農業に係る生物の多様性の特別の性質、他と異なる特徴及び特有の解決策を必要とする問題を認識し、

食料及び農業のための遺伝資源に関する全ての国の相互依存関係並びに当該遺伝資源が貧困の軽減及び気候変動の関連における世界的規模の食糧安全保障の達成及び農業の持続可能な開発にとって有する特別の性質及び重要性を認識し、また、この点に関し、食料及び農業のための植物遺伝資源に関する国際条約及び国際連合食糧農業機関の食料及び農業のための遺伝資源に関する委員会の基本的な役割を認め、

世界保健機関の国際保健規則（2005年）並びに公衆衛生に係る準備及び対応のために人の病原体の取得の機会を確保することの重要性に留意し、

取得の機会及び利益の配分に関連する他の国際的な場において進められている作業を認め、

食料及び農業のための植物遺伝資源に関する国際条約の下で構築された取得の機会及び利益の配分に関する多数国間の制度が条約と調和するものとして策定されたことを想起し、

取得の機会及び利益の配分に関する国際文書が条約の目的を達成するために相互に補完的であるべきことを認識し、

条約第８条(ｊ)の規定が遺伝資源に関連する伝統的な知識及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分について有する関連性を想起し、

遺伝資源と伝統的な知識との間の相互関係、原住民の社会及び地域社会にとってそれらが不可分であるという性質並びに生物の多様性の保全及びその構成要素の持続可能な利用のため並びにこれらの社会の持続可能な生存のために伝統的な知識が有する重要性に留意し、

原住民の社会及び地域社会において遺伝資源に関連する伝統的な知識を保ち、又は有している状況の多様性を認識し、

原住民の社会及び地域社会がこれらの社会の遺伝資源に関連する伝統的な知識を正当に有する者をこれらの社会内において特定する権利を有することに留意し、

さらに、各国において遺伝資源に関連する伝統的な知識が口承、文書その他の形態により特有の状況の下で保たれていること並びにこれらの状況が生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関連する豊かな文　化遺産を反映するものであることを認識し、

先住民族の権利に関する国際連合宣言に留意し、

この議定書のいかなる規定も原住民の社会及び地域社会の既存の権利を減じ、又は消滅させるものと解してはならないことを確認して、

次のとおり協定した。

第１条　目的

この議定書の目的は、遺伝資源の利用から生ずる利益を公正かつ衡平に配分すること（遺伝資源及び関連のある技術についての全ての権利を考慮に入れた当該遺伝資源の取得の適当な機会の提供及び当該関連のある技術の適当な移転並びに適当な資金供与により配分することを含む。）並びにこれによって生物の多様性の保全及びその構成要素の持続可能な利用に貢献することである。

第２条　用語

条約第２条に定義する用語は、この議定書に適用する。さらに、この議定書の適用上、

（ａ）「締約国会議」とは、条約の締約国会議をいう。

（ｂ）「条約」とは、生物の多様性に関する条約をいう。

（ｃ）「遺伝資源の利用」とは、遺伝資源の遺伝的又は生化学的な構成に関する研究及び開発を行うこと　（条約第２条に定義するバイオテクノロジーを用いて行うものを含む。）をいう。

（ｄ）条約第２条に定義する「バイオテクノロジー」とは、物又は方法を特定の用途のために作り出し、又は改変するため、生物システム、生物又はその派生物を利用する応用技術をいう。

（ｅ）「派生物」とは、生物資源又は遺伝資源の遺伝的な発現又は代謝の結果として生ずる生化学的化合物（遺伝の機能的な単位を有していないものを含む。）であって、天然に存在するものをいう。

第３条　適用範囲

この議定書は、条約第 15 条の規定の範囲内の遺伝資源及びその利用から生ずる利益について適用する。この議定書は、また、遺伝資源に関連する伝統的な知識であって条約の範囲内のもの及び当該伝統的な知識の利用から生ずる利益について適用する。

第４条　国際協定及び国際文書との関係

１　この議定書は、現行の国際協定に基づく締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。ただし、当該締約国の権利の行使及び義務の履行が生物の多様性に重大な損害又は脅威を与える場合は、この限りでない。この１の規定は、この議定書と他の国際文書との間に序列を設けることを意図するものではない。

２　この議定書のいかなる規定も、締約国が他の関連する国際協定（取得の機会及び利益の配分に関する他の専門的な協定を含む。）を作成し、及び実施することを妨げるものではない。ただし、当該国際協定が条約及びこの議定書の目的を助長し、かつ、これらに反しない場合に限る。

３　この議定書は、この議定書に関連する他の国際文書と相互に補完的な方法で実施する。当該国際文書及び　関連する国際機関の下での有用なかつ関連する実施中の作業又は慣行について、妥当な考慮が払われるべきである。ただし、当該作業又は当該慣行が条約及びこの議定書の目的を助長し、かつ、これらに反しない場合に限る。

４　この議定書は、条約の取得の機会及び利益の配分に関する規定を実施するための文書である。取得の機会及び利益の配分に関する専門的な国際文書であって条約及びこの議定書の目的と適合し、かつ、これらに反しないものが適用される場合には、この議定書は、当該文書が対象とする特定の遺伝資源に関しては、当該文書の適用のため、当該文書の締約国については適用しない。

第５条　公正かつ衡平な利益の配分

１　遺伝資源の利用並びにその後の応用及び商業化から生ずる利益は、条約第 15 条３及び７の規定に従い、当該遺伝資源を提供する締約国（当該遺伝資源の原産国であるもの又は条約の規定に従って当該遺伝資源を獲得した締約国であるものに限る。）と公正かつ衡平に配分する。その配分は、相互に合意する条件で行う。

２　締約国は、遺伝資源についての原住民の社会及び地域社会の確立された権利に関する国内法令に従ってこれらの社会が保有する遺伝資源の利用から生ずる利益が、当該原住民の社会及び当該地域社会と相互に合意する条件に基づいて公正かつ衡平に配分されることを確保するため、適宜、立法上、行政上又は政策上の措置をとる。

３　締約国は、１の規定を実施するため、適宜、立法上、行政上又は政策上の措置をとる。

４　利益は、金銭的及び非金銭的な利益（附属書に掲げるものを含むが、これらに限らない。）を含むことができる。

５　締約国は、遺伝資源に関連する伝統的な知識の利用から生ずる利益が当該伝統的な知識を有する原住民の社会及び地域社会と公正かつ衡平に配分されるよう、適宜、立法上、行政上又は政策上の措置をとる。その配分は、相互に合意する条件で行う。

第６条　遺伝資源の取得の機会の提供

１　遺伝資源の利用のための取得の機会が与えられるためには、天然資源に対する主権的権利の行使とし　て、かつ、取得の機会及び利益の配分に関する国内の法令又は規則に従い、当該遺伝資源を提供する締約国（当該遺伝資源の原産国であるもの又は条約の規定に従って当該遺伝資源を獲得した締約国であるものに限る。）が事前の情報に基づいて同意することを必要とする。ただし、当該締約国が別段の決定を行う場合を除く。

２　締約国は、国内法令に従い、原住民の社会及び地域社会が遺伝資源の取得の機会を提供する確立された権利を有する場合における当該遺伝資源の取得の機会の提供について、当該原住民の社会及び当該地域社会の事前の情報に基づく同意又は承認及び参加が得られることを確保するために適当な措置をとる。

3　事前の情報に基づく同意を得ることを要求する締約国は、1の規定に従い、次のことを行うために適　宜、必要な立法上、行政上又は政策上の措置をとる。

(a)取得の機会及び利益の配分に関する国内の法令又は規則に法的な確実性、明確性及び透明性を与えること。

(b)遺伝資源の取得の機会の提供に関する公正な、かつ、恣意的でない規則及び手続を定めること。

(c)事前の情報に基づく同意を申請する方法に関する情報を提供すること。

(d)国内の権限のある当局が費用対効果の大きな方法で、かつ、合理的な期間内に、明確な、かつ、透明性のある書面による決定を行うことについて定めること。

(e)事前の情報に基づく同意を与えるとの決定及び相互に合意する条件の設定を証明するものとして、取得の機会の提供の際に許可証又はこれに相当するものを発給することについて定め、及び取得の機会及び利益の配分に関する情報交換センターに通報すること。

(f)必要な場合には、国内法令に従い、遺伝資源の取得の機会の提供について原住民の社会及び地域社会の事前の情報に基づく同意又は承認及び参加を得るための基準又は手続を定めること。

(g)相互に合意する条件を要求し、及び設定するための明確な規則及び手続を確立すること。当該条件　　は、書面により明示されなければならず、及び特に次の事項を含むことができる。

(i)紛争解決条項

(ii)利益の配分に関する条件(知的財産権に関するものを含む。)

(iii)第三者によるその後の利用がある場合には、当該利用に関する条件

(iv)必要な場合には、目的の変更に関する条件

第7条　遺伝資源に関連する伝統的な知識の取得の機会の提供

締約国は、国内法令に従い、遺伝資源に関連する伝統的な知識であって原住民の社会及び地域社会が有するものについて、当該原住民の社会及び当該地域社会の事前の情報に基づく同意又は承認及び参加を得て取得されること並びに相互に合意する条件が設定されていることを確保するために適当な措置をとる。

第8条　特別の考慮事項

締約国は、取得の機会及び利益の配分に関する自国の法令又は規則を定め、及び実施するに当たり、次の　ことを行う。

(a)特に開発途上国において、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に貢献する研究を促進し、及び奨励するための条件(非商業的な目的の研究のための取得の機会の提供について、当該研究の目的の変更に対処する必要性を考慮しつつ、簡易な措置によることとすることを含む。)を整えること。

(b)人、動物又は植物の健康に脅威又は損害を与える現在の又は差し迫った緊急事態であると国内的又は国際的に決定された事態に妥当な考慮を払うこと。締約国は、遺伝資源の迅速な取得の機会の提供及びその利用から生ずる利益の迅速、公正かつ衡平な配分(特に開発途上国において、治療を必要とする者が適切な治療を受けることができることを含む。)の必要性を考慮することができる。

(c)食料及び農業のための遺伝資源の重要性並びにそれらが食糧安全保障に果たす特別な役割を考慮すること。

第9条　保全及び持続可能な利用への貢献

締約国は、利用者及び提供者に対し、遺伝資源の利用から生ずる利益を生物の多様性の保全及びその構成要素の持続可能な利用に充てるよう奨励する。

第10条　地球的規模の多数国間の利益の配分の仕組み

締約国は、遺伝資源及び遺伝資源に関連する伝統的な知識であって、国境を越えた状況で存在するもの又は事前の情報に基づく同意を与えること若しくは得ることができないものの利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に対処するため、地球的規模の多数国間の利益の配分の仕組みの必要性及び態様について検討する。遺伝資源及び遺伝資源に関連する伝統的な知識の利用者がこの仕組みを通じて配分する利益は、生物の多様性の保全及びその構成要素の持続可能な利用を地球的規模で支援するために利用される。

第11条　国境を越える協力

1　同一の遺伝資源が二以上の締約国の領域内の生息域内において認められる場合には、当該二以上の締約国は、この議定書を実施するため、適当なときは、必要に応じ関係する原住民の社会及び地域社会の参加を得て、協力するよう努める。

2　複数の締約国にわたる一又は二以上の原住民の社会及び地域社会によって遺伝資源に関連する同一の伝統的な知識が共有されている場合には、当該複数の締約国は、この議定書の目的を実現するため、適当なときは、関係する原住民の社会及び地域社会の参加を得て、協力するよう努める。

第12条　遺伝資源に関連する伝統的な知識

1　締約国は、この議定書に基づく義務の実施に当たり、国内法令に従い、遺伝資源に関連する伝統的な知識について、必要に応じ原住民の社会及び地域社会の慣習法、慣例及び手続を考慮する。

2　締約国は、関係する原住民の社会及び地域社会の効果的な参加を得て、遺伝資源に関連する伝統

的な知識の潜在的な利用者に対し当該潜在的な利用者の義務(伝統的な知識の取得の機会の提供及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する措置であって、取得の機会及び利益の配分に関する情報交換センターを通じて参照することができるものを含む。）を知らせるための仕組みを確立する。

3　締約国は、適当な場合には、原住民の社会及び地域社会（これらの社会に属する女子を含む。）が次のことを行うことを支援するよう努める。

(a)遺伝資源に関連する伝統的な知識の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する慣例を発展させること。

(b)遺伝資源に関連する伝統的な知識の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を確保するための相互に合意する条件に関する最小限の要件を定めること。

(c)遺伝資源に関連する伝統的な知識の利用から生ずる利益の配分のための契約の条項のひな型を作成すること。

4　締約国は、この議定書の実施に当たり、条約の目的に従い、原住民の社会及び地域社会の内部並びにこれらの社会の間における遺伝資源及び関連する伝統的な知識の利用慣行及び交換をできる限り制限しない。

第 13 条　国内の中央連絡先及び権限のある当局

1　締約国は、取得の機会及び利益の配分に関する国内の中央連絡先を指定する。当該中央連絡先は、次の情報を利用可能にするとともに、事務局との連絡について責任を有する。

(a)遺伝資源の取得の機会を求める申請者に対しては、事前の情報に基づく同意を得るため及び相互に合意する条件（利益の配分を含む。）を設定するための手続に関する情報

(b)遺伝資源に関連する伝統的な知識の取得の機会を求める申請者に対しては、可能な場合には、原住民の社会及び地域社会の事前の情報に基づく同意又は適当なときは承認及び参加を得るため並びに相互に合意する条件(利益の配分を含む。）を設定するための手続に関する情報

(c)国内の権限のある当局、関係する原住民の社会及び地域社会並びに関係する利害関係者に関する情報

2　締約国は、取得の機会及び利益の配分に関する一又は二以上の国内の権限のある当局を指定する。当該権限のある当局は、適用のある国内の立法上、行政上又は政策上の措置に従い、取得の機会を提供する責任又は必要な場合には取得のための要件が満たされていることを証明する文書を発給する責任を有し、並びに事前の情報に基づく同意を得るため及び相互に合意する条件を設定するための適用のある手続及び要件について助言する責任を有する。

3　締約国は、中央連絡先及び権限のある当局の双方の任務を遂行する単一の組織を指定することができる。

4　締約国は、この議定書が自国について効力を生ずる日までに、事務局に対し、自国の中央連絡先及び権限のある当局の連絡先を通報する。締約国は、二以上の権限のある当局を指定する場合には、その通報とともにこれらの当局のそれぞれの責任に関する関連情報を事務局に送付する。当該関連情報においては、必要な場合には、少なくとも、どの権限のある当局が求められる遺伝資源について責任を有しているかを特定する。締約国は、中央連絡先の指定の変更又は権限のある当局の連絡先若しくはその責任の変更を直ちに事務局に通報する。

5　事務局は、4 の規定により受領した情報を取得の機会及び利益の配分に関する情報交換センターを通じて利用可能にする。

第 14 条　取得の機会及び利益の配分に関する情報交換センター及び情報の共有

1　取得の機会及び利益の配分に関する情報交換センターは、条約第 18 条 3 の規定に基づく情報交換の仕　組みの一部として設置する。同センターは、取得の機会及び利益の配分に関する情報の共有のための手段としての役割を果たす。特に、同センターは、この議定書の実施に関して締約国によって利用可能とされる情報へのアクセスを提供する。

2　締約国は、秘密の情報の保護を妨げられることなく、この議定書によって必要とされている情報及びこの議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議による決定に従って必要とされる情報を取得の機会及び利益の配分に関する情報交換センターに提供する。これらの情報には、次のものを含める。

(a)取得の機会及び利益の配分に関する立法上、行政上及び政策上の措置

(b)国内の中央連絡先及び権限のある当局に関する情報

(c)事前の情報に基づく同意を与えるとの決定及び相互に合意する条件の設定を証明するものとして取得の機会の提供の際に発給された許可証又はこれに相当するもの

3　追加的な情報には、入手可能であり、かつ、適当な場合には、次のものを含めることができる。

(a)原住民の社会及び地域社会について権限を有する関係当局並びに決められている場合には広報について権限を有する関係当局

(b)契約の条項のひな型

(c)遺伝資源について監視するために開発された方法及び手段

(d)行動規範及び最良の実例

4　取得の機会及び利益の配分に関する情報交換センターの活動の態様(その活動に関する報告を含む。）　については、この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議の第一回会合において検討し、　及び決定し、その後継続し

て検討する。

第 15 条　取得の機会及び利益の配分に関する国内の法令又は規則の遵守

1　締約国は、自国の管轄内で利用される遺伝資源に関し、取得の機会及び利益の配分に関する他の締約国の国内の法令又は規則に従い、事前の情報に基づく同意により取得されており、及び相互に合意する条件が設定されていることとなるよう、適当で効果的な、かつ、均衡のとれた立法上、行政上又は政策上の措置をとる。

2　締約国は、1 の規定に従ってとられた措置の不履行の状況に対処するため、適当で効果的な、かつ、均衡のとれた措置をとる。

3　締約国は、可能かつ適当な場合には、1 に規定する取得の機会及び利益の配分に関する国内の法令又は規則の違反が申し立てられた事案について協力する。

第 16 条　遺伝資源に関連する伝統的な知識の取得の機会及び利益の配分に関する国内の法令又は規則の遵守

1　締約国は、遺伝資源に関連する伝統的な知識であって自国の管轄内で利用されるものに関し、原住民の社会及び地域社会が所在する他の締約国の国内の法令又は規則であって取得の機会及び利益の配分に関するものに従い、事前の情報に基づくこれらの社会の同意により又はこれらの社会の承認及び参加を得て取得されており、並びに相互に合意する条件が設定されていることとなるよう、適宜、適当で効果的な、かつ、均衡のとれた立法上、行政上又は政策上の措置をとる。

2　締約国は、1 の規定に従ってとられた措置の不履行の状況に対処するため、適当で効果的な、かつ、均衡のとれた措置をとる。

3　締約国は、可能かつ適当な場合には、1 に規定する取得の機会及び利益の配分に関する国内の法令又は規則の違反が申し立てられた事案について協力する。

第 17 条　遺伝資源の利用の監視

1　締約国は、遵守を支援するため、適当な場合には、遺伝資源の利用について監視し、及び透明性を高めるための措置をとる。当該措置は、次のことを含む。

(a)次のことを踏まえ、一又は二以上の確認のための機関を指定すること。

(i)指定された確認のための機関は、適当な場合には、事前の情報に基づく同意、遺伝資源の出所、相互に合意する条件の設定又は適当なときは遺伝資源の利用に関する関連情報を収集し、又は受領すること。

(ii)締約国は、適当な場合には、指定された確認のための機関の性格に応じて、遺伝資源の利用者に対し、当該関連情報を指定された確認のための機関に提供することを要求すること。締約国は、不履行の状況に対処するため、適当で効果的な、かつ、均衡のとれた措置をとること。

(iii)当該関連情報（利用可能な場合には、国際的に認められた遵守の証明書から得られる情報を含む。）は、秘密の情報の保護を妨げられることなく、関連する国内当局、事前の情報に基づく同意を与える締約国及び適当な場合には取得の機会及び利益の配分に関する情報交換センターに提供すること。

(iv)確認のための機関は、効果的なものでなければならず、及びこの(a)の規定の実施に関連する機能を有すべきであり、並びに遺伝資源の利用又は関連情報（特に、研究、開発、イノベーション、商業化前又は商業化の全ての段階に関連するもの）の収集と関連を有しているべきであること。

(b)遺伝資源の利用者及び提供者に対し、相互に合意する条件に当該条件の実施に関する情報の共有（報告の義務によるものを含む。）のための規定を含めることを奨励すること。

(c)費用対効果の大きい通信手段及び通信システムの利用を奨励すること。

2　第６条３(e)の規定に従って発給され、取得の機会及び利益の配分に関する情報交換センターに提供された許可証又はこれに相当するものは、国際的に認められた遵守の証明書とする。

3　国際的に認められた遵守の証明書は、当該証明書が対象とする遺伝資源について、事前の情報に基づく同意を与えた締約国の国内の法令又は規則であって取得の機会及び利益の配分に関するものに従い、事前の情報に基づく同意により取得されており、及び相互に合意する条件が設定されていることを証明する役割を果たす。

4　国際的に認められた遵守の証明書は、次の情報が秘密のものではない場合には、少なくとも当該情報を含む。

(a)発給した当局
(b)発給日
(c)提供者
(d)当該証明書の固有の識別記号
(e)事前の情報に基づく同意が与えられた個人又は団体
(f)当該証明書が対象とする事項又は遺伝資源
(g)相互に合意する条件が設定されたことの確認
(h) 事前の情報に基づく同意が得られたことの確認
(i)商業的又は非商業的な利用

第 18 条　相互に合意する条件の遵守

1　締約国は、第６条３(g)(i)及び第７条の規定の実施に当たり、遺伝資源又は遺伝資源に関連する伝統的な知識の提供者及び利用者に対し、次の(a)から(c)までに規定するものを含む紛争解決を対象とする規定を適当な場合には相互に合意する条件に含めることを奨励する。

(ａ)紛争解決手続において提供者及び利用者が服する裁判権
(ｂ)準拠法
(ｃ)仲介、仲裁その他の裁判外の紛争解決の選択肢
２　締約国は、相互に合意する条件から生ずる紛争の事案について、適用される管轄権の要件に従い、自国の法制度の下で訴訟を提起することができることを確保する。
３　締約国は、適当な場合には、次の事項について効果的な措置をとる。
(ａ)司法手続の利用
(ｂ)外国における判決及び仲裁判断の相互承認及び執行に関する制度の利用
４　この条の規定の有効性は、第 31 条の規定に従い、この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議が再検討する。

第 19 条　契約の条項のひな型
１　締約国は、適当な場合には、相互に合意する条件に関する分野別の及び分野横断的な契約の条項のひな型の作成、更新及び利用を奨励する。
２　この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議は、分野別の及び分野横断的な契約の条項のひな型の利用について定期的に審査する。

第 20 条　行動規範、指針及び最良の実例又は基準
１　締約国は、適当な場合には、取得の機会及び利益の配分に関する任意の行動規範、指針及び最良の実例又は基準の作成、更新及び利用を奨励する。
２　この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議は、任意の行動規範、指針及び最良の実例又は基準の利用について定期的に審査し、並びに特定の行動規範、指針及び最良の実例又は基準の採択について検討する。

第 21 条　啓発
締約国は、遺伝資源及び遺伝資源に関連する伝統的な知識の重要性並びに関係する取得の機会及び利益の配分に関する事項について啓発するための措置をとる。当該措置には、特に、次のことを含めることができる。
(ａ)この議定書（その目的を含む。）の普及を促進すること。
(ｂ)原住民の社会及び地域社会並びに関係する利害関係者の会合を開催すること。
(ｃ)原住民の社会及び地域社会並びに関係する利害関係者のための相談窓口を設置し、及び維持すること。
(ｄ)国内の情報交換センターを通じて情報を普及すること。
(ｅ)原住民の社会及び地域社会並びに関係する利害関係者と協議しつつ、任意の行動規範、指針及び最良の実例又は基準の普及を促進すること。
(ｆ)適当な場合には、国内で並びに地域的及び国際的に経験を交換することを促進すること。
(ｇ)遺伝資源及び遺伝資源に関連する伝統的な知識の利用者及び提供者が取得の機会及び利益の配分について負う義務に関し、当該利用者及び当該提供者を教育し、及び訓練すること。
(ｈ)この議定書の実施に原住民の社会及び地域社会並びに関係する利害関係者を参加させること。
(ｉ)原住民の社会及び地域社会の慣例及び手続について啓発すること。

第 22 条　能力
１　締約国は、開発途上締約国（特にこれらの締約国のうちの後発開発途上国及び島嶼国）及び移行経済締約国におけるこの議定書の効果的な実施のため、既存の世界的、地域的及び小地域的な並びに国内の団体及び組織を通ずる方法を含め、能力の開発及び向上並びに人的資源及び制度的能力の強化について協力する。このため、締約国は、原住民の社会及び地域社会並びに関係する利害関係者（非政府機関及び民間部門を含む。）の参加を容易にすべきである。
２　条約の関連規定に基づく資金に関する開発途上締約国（特にこれらの締約国のうちの後発開発途上国及び島嶼国）及び移行経済締約国のニーズは、この議定書の実施のための能力の開発及び向上に当たり十分に考慮される。
３　この議定書の実施に関連する適当な措置の基礎として、開発途上締約国（特にこれらの締約国のうちの　後発開発途上国及び島嶼国）及び移行経済締約国は、自国の能力の自己評価を通じて、自国の能力に関するニーズ及び優先事項を特定すべきである。これを行うに当たり、それらの締約国は、女子の能力に関するニーズ及び優先事項に重点を置きつつ、原住民の社会及び地域社会並びに関係する利害関係者の能力に関するニーズ及び優先事項であって、これらの社会及び利害関係者によって特定されたものについて支援すべきである。
４　この議定書の実施を支援するに当たり、能力の開発及び向上については、特に次の重要な分野を取り扱うことができる。
(ａ)この議定書を実施し、及びその義務を遵守する能力
(ｂ)相互に合意する条件について交渉する能力
(ｃ)取得の機会及び利益の配分に関する国内の立法上、行政上又は政策上の措置を策定し、実施し、及び執行する能力
(ｄ)自国の遺伝資源に価値を付加するための自国の固有の研究の能力を向上させるための国の能力
５　１から４までの規定に基づく措置は、特に、次の事項を含むことができる。
(ａ)法令及び制度の整備
(ｂ)交渉における衡平及び公正の促進（例えば、相互に合意する条件について交渉するための訓練）

(c)遵守の監視及び確保
(d)取得の機会及び利益の配分に関する活動のための利用可能な最良の通信手段及びインターネット・システムの利用
(e)評価の手法の開発及び利用
(f)生物内の有用な資源の探査、関連する調査及び分類の研究
(g)技術移転並びに技術移転を持続可能にするための基盤及び技術的能力
(h)取得の機会及び利益の配分に関する活動が生物の多様性の保全及びその構成要素の持続可能な利用に果たす貢献の強化
(i)取得の機会及び利益の配分に関して、関係する利害関係者の能力を向上させるための特別な措置
(j)遺伝資源又は遺伝資源に関連する伝統的な知識の取得の機会に関し、原住民の社会及び地域社会に属する女子の能力の強化に重点を置きつつ、これらの社会の能力を向上させるためにとられる特別な措置

6　能力の開発及び向上に関する自発的活動であって1から5までの規定に従って国内的、地域的及び国際的に実施されるものに関する情報は、取得の機会及び利益の配分に関する能力の開発及び向上についての相乗作用及び調整を促進するため、取得の機会及び利益の配分に関する情報交換センターに提供されるべきである。

第23条　技術移転、共同及び協力

締約国は、条約第15条、第16条、第18条及び第19条の規定に従い、この議定書の目的を達成する手段として、技術的及び科学的な研究開発計画（バイオテクノロジーの研究活動を含む。）において共同し、及び協力する。締約国は、条約及びこの議定書の目的を達成するための健全かつ存立可能な技術的及び科学的基礎の構築及び強化を可能とするため、開発途上締約国（特にこれらの締約国のうちの後発開発途上国及び島嶼国）及び移行経済締約国による技術の利用並びにこれらの開発途上締約国及び移行経済締約国に対する技術移転を促進し、及び奨励する。そのような共同の活動は、可能かつ適当な場合には、遺伝資源を提供する締約国（当該遺伝資源の原産国であるもの又は条約の規定に従って当該遺伝資源を獲得した締約国であるものに限る。）において当該締約国と共に実施される。

第24条　非締約国

締約国は、非締約国に対し、この議定書に参加し、及び適当な情報を取得の機会及び利益の配分に関する情報交換センターに提供することを奨励する。

第25条　資金供与の制度及び資金

1　締約国は、この議定書の実施のための資金について検討するに当たり、条約第20条の規定を考慮する。
2　条約の資金供与の制度は、この議定書の資金供与の制度となる。
3　この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議は、第22条に規定する能力の開発及び向上に関し、締約国会議による検討のために2に規定する資金供与の制度についての指針を提供するに当たり、資金に関する開発途上締約国（特にこれらの締約国のうちの後発開発途上国及び島嶼国）及び移行経済締約国のニーズ並びに原住民の社会及び地域社会（これらの社会に属する女子を含む。）の能力に関するニーズ及び優先事項を考慮する。
4　1の規定に関し、締約国は、この議定書を実施するための能力の開発及び向上の必要性を特定し、及び満たすための開発途上締約国（特にこれらの締約国のうちの後発開発途上国及び島嶼国）及び移行経済締約国の努力におけるこれらの国のニーズも考慮する。
5　締約国会議の関連する決定（この議定書が採択される前に合意されたものを含む。）における条約の資金供与の制度に関する指針は、この条の規定について準用する。
6　先進締約国は、二国間の、地域的な及び多数国間の経路を通じて、この議定書の実施のための資金その他の資源を供与することもできるものとし、開発途上締約国及び移行経済締約国は、これらを利用することができる。

第26条　この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議

1　締約国会議は、この議定書の締約国の会合としての役割を果たす。
2　条約の締約国であってこの議定書の締約国でないものは、この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議の会合の議事にオブザーバーとして参加することができる。締約国会議がこの議定書の締約国の会合としての役割を果たすときは、この議定書に基づく決定は、この議定書の締約国のみが行う。
3　締約国会議がこの議定書の締約国の会合としての役割を果たすときは、条約の締約国であってその時点でこの議定書の締約国でないものを代表する締約国会議の議長団の構成員は、この議定書の締約国によってこの議定書の締約国のうちから選出された構成員によって代わられる。
4　この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議は、この議定書の実施状況を定期的に検討し、及びその権限の範囲内でこの議定書の効果的な実施を促進するために必要な決定を行う。この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議は、この議定書により与えられる任務を遂行し、及び次のことを行う。
(a)この議定書の実施のために必要な事項について勧告すること。
(b)この議定書の実施のために必要と認められる

補助機関を設置すること。
（ｃ）適当な場合には、能力を有する国際機関並びに政府間及び非政府の団体による役務、協力及び情報の提供を求め、並びにこれらを利用すること。
（ｄ）第 29 条の規定に従って提出される情報の送付のための形式及び間隔を決定すること並びにそのような情報及び補助機関により提出される報告を検討すること。
（ｅ）必要に応じ、この議定書の実施のために必要と認められるこの議定書及びその附属書の改正並びにこの議定書の追加附属書を検討し、及び採択すること。
（ｆ）この議定書の実施のために必要なその他の任務を遂行すること。
５　締約国会議の手続規則及び条約の財政規則は、この議定書の下で準用する。ただし、この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議がコンセンサス方式により別段の決定を行う場合を除く。
６　この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議の第 1 回会合は、この議定書の効力発生の日の後に開催される最初の締約国会議の会合と併せて事務局が招集し、及び開催する。この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議のその後の通常会合は、この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議が別段の決定を行わない限り、締約国会議の通常会合と併せて開催する。
７　この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議の特別会合は、この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議が必要と認めるとき又はいずれかの締約国から書面による要請がある場合において事務局がその要請を締約国に通報した後６箇月以内に締約国の少なくとも三分の一がその要請を支持するときに開催する。
８　国際連合、その専門機関及び国際原子力機関並びにこれらの国際機関の加盟国又はオブザーバーであって条約の締約国でないものは、この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議の会合にオブザーバーとして出席することができる。この議定書の対象とされている事項について認められた団体又は機関（国内若しくは国際の又は政府若しくは非政府のもののいずれであるかを問わない。）であって、この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議の会合にオブザーバーとして出席することを希望する旨事務局に通報したものは、当該会合に出席する締約国の三分の一以上が反対しない限り、オブザーバーとして出席することを認められる。オブザーバーの出席については、この条に別段の定めがある場合を除くほか、５に規定する手続規則に従う。

第 27 条　補助機関
１　条約によって設置された補助機関は、この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議の決定に基づく任務その他の任務をこの議定書のために遂行することができる。当該決定は、遂行されるべき任務を特定する。
２　条約の締約国であってこの議定書の締約国でないものは、1 に規定する補助機関の会合の議事にオブザーバーとして参加することができる。条約の補助機関がこの議定書の補助機関としての役割を果たすときは、この議定書に基づく決定は、この議定書の締約国のみが行う。
３　条約の補助機関がこの議定書に関する事項についてその任務を遂行するときは、条約の締約国であってその時点でこの議定書の締約国でないものを代表する当該補助機関の議長団の構成員は、この議定書の締約国によってこの議定書の締約国のうちから選出された構成員によって代わられる。

第 28 条　事務局
１　条約第 24 条の規定によって設置された事務局は、この議定書の事務局としての役割を果たす。
２　事務局の任務に関する条約第 24 条 1 の規定は、この議定書について準用する。
３　この議定書のために提供される事務局の役務に係る費用は、区別することができる範囲において、この議定書の締約国が負担する。このため、この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議は、その第 1 回会合において必要な予算措置について決定する。

第 29 条　監視及び報告
締約国は、この議定書に基づく自国の義務の履行状況を監視し、及びこの議定書を実施するためにとった措置につき、この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議が決定する一定の間隔及び様式で、この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議に報告する。

第 30 条　この議定書の遵守を促進するための手続及び制度
この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議は、その第 1 回会合において、この議定書の規定を遵守することを促進し、及び不履行の事案に対処するための協力についての手続及びそのための組織的な制度を検討し、及び承認する。これらの手続及び制度には、適当な場合には、助言又は支援を行うための規定を含める。これらの手続及び制度は、条約第 27 条の規定に基づく紛争解決のための手続及び制度とは別個のものであり、また、これらに影響を及ぼすものではない。

第 31 条　評価及び再検討
この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議は、この議定書の効力発生の４年後に

及びその後はこの議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議が決定する間隔で、この議定書の有効性についての評価を行う。

第 32 条　署名

この議定書は、2011 年 2 月 2 日から 2012 年 2 月 1 日まで、ニューヨークにある国際連合本部において、条約の締約国による署名のために開放しておく。

第 33 条　効力発生

1　この議定書は、条約の締約国である国又は地域的な経済統合のための機関による 50 番目の批准書、受　諾書、承認書又は加入書の寄託の日の後 90 日目の日に効力を生ずる。

2　この議定書は、1 の規定に基づく 50 番目の文書の寄託の後にこれを批准し、受諾し、若しくは承認し、又はこれに加入する国又は地域的な経済統合のための機関については、当該国又は当該機関が批准書、受諾書、承認書若しくは加入書を寄託した日の後 90 日目の日又は条約が当該国若しくは当該機関について効力を生ずる日のいずれか遅い日に効力を生ずる。

3　地域的な経済統合のための機関によって寄託される文書は、1 及び 2 の規定の適用上、当該機関の構成国によって寄託されたものに追加して数えてはならない。

第 34 条　留保

この議定書には、いかなる留保も付することができない。

第 35 条　脱退

1　締約国は、この議定書が自国について効力を生じた日から 2 年を経過した後いつでも、寄託者に対して書面による脱退の通告を行うことにより、この議定書から脱退することができる。

2　1 の脱退は、寄託者が脱退の通告を受領した日の後 1 年を経過した日又はそれよりも遅い日であって脱退の通告において指定される日に効力を生ずる。

第 36 条　正文

アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とするこの議定書の原本は、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けて、それぞれ明記する日にこの議定書に署名した。

2010 年 10 月 29 日に名古屋で作成した。

附属書　金銭的及び非金銭的な利益

1　金銭的な利益は、次のものを含むことができるが、これらに限らない。

(a)取得の機会に関する料金及び採取その他の方法によって取得した試料ごとの料金
(b)前払いによる支払
(c)段階ごとの支払
(d)ロイヤルティの支払
(e)商業化の場合におけるライセンス料
(f)生物の多様性の保全及び持続可能な利用を支援する信託基金に支払われる特別の料金
(g)相互に合意する場合には、給与及び特恵的な条件
(h)研究資金
(i)合弁事業
(j)関連する知的財産権の共同保有

2　非金銭的な利益は、次のものを含むことができるが、これらに限らない。

(a)研究及び開発の成果の共有
(b)科学的な研究及び開発の計画（特に、可能な場合には遺伝資源を提供する締約国におけるバイオテクノロジーの研究活動）における共同、協力及び貢献
(c)製品開発への参加
(d)教育及び訓練における共同、協力及び貢献
(e)遺伝資源の生息域外保全のための施設への立入り及びデータベースの利用
(f)遺伝資源の提供者に対する公正で最も有利な条件（合意する場合には、緩和されたかつ特恵的な条件を含む。）の下での知識及び技術（特に、バイオテクノロジーその他の遺伝資源を利用する知識及び技術又は生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関連する知識及び技術）の移転
(g)技術移転のための能力の強化
(h)制度的能力の開発
(i)取得の機会に関する規則を実施し、及び執行するための能力を強化するための人的資源及び物的資源
(j)遺伝資源の提供国の十分な参加を得て、可能な場合には遺伝資源の提供国において行われる遺伝資源に関する訓練
(k)生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する科学的な情報(生物の目録及び分類の研究を含む。）へのアクセス
(l)地域経済への貢献
(m)遺伝資源を提供する締約国内における遺伝資源の国内的利用を考慮して、保健、食糧安全保障その他の優先度の高いニーズのために行われる研究
(n)取得の機会の提供及び利益の配分に関する合意から生ずる組織上及び職業上の関係並びにその後の共同活動
(o)食糧安全保障及び生計の確保に関する利益
(p)社会的な認知
(q)関連する知的財産権の共同保有

# 生物多様性国家戦略 2023-2030 用語集

| 用語 | よみがな | 初出ページ | 解説 | 出典 |
|---|---|---|---|---|
| 愛知目標 | アイチモクヒョウ | 7 | 2010 年の生物多様性条約締約国会議（COP10）で採択された、生物多様性に関する 2011 から 2020 年までの世界目標（戦略計画 2011-2020）の中で、2050 年までに「自然と共生する世界」を実現することを目指し、2020 年までに生物多様性の損失を止めるための効果的かつ緊急の行動を実施するために盛り込まれた 20 の個別目標のこと。 | 環境省：戦略計画 2011-2020 と愛知目標<br>https://www.biodic.go.jp/biodiversity/about/aichi_targets/index.html |
| IPCC 第6次評価報告書（AR6） | アイピーシーシーダイロクジヒョウカホウコクショ | 7 | IPCC が 2021 年に公表した最新報告書。3 つの作業部会による報告から構成されており、第 1 作業部会報告書では、「人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がない」と明記された。評価報告書および特別報告書に含まれる資料を統合した統合報告書は 2023 年 3 月に公表予定。 | 環境省：気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第 6 次評価報告書（AR6）サイクル<br>https://www.env.go.jp/earth/ipcc/6th/index.html<br><br>UNCC：The Sixth Assessment Report of the IPCC<br>https://unfccc.int/topics/science/workstreams/cooperation-with-the-ipcc/the-sixth-assessment-report-of-the-ipcc?gclid=CjOKCQiApKagBhClARIsAFc7Mc65ekno3XsXQw084--j2vu9FqpZxBNGKYbQ3EBShgFWasNELW8dvb8aAgghEALw_wcB |
| 赤潮 | アカシオ | 14 | 赤潮はプランクトンが大量発生し、海表が赤く見える現象。色については、赤色だけでは無く茶色･褐色などになることもある。このようなプランクトンの大量発生はある程度までは、食物連鎖を豊かにし、人間にとっても様々な魚介類が多く生存できるようになるため、好ましい側面がある。<br>しかし、大量発生する生物には、人にとって毒となる物質を生成したり、他の生き物を殺したりする生物が含まれやすく、その様な生き物が大量発生した場合は、人に大きな被害を与える。 | 国立科学博物館：赤潮<br>https://www.kahaku.go.jp/research/db/botany/habs/hab2a.html |
| アジア保護地域パートナーシップ | アジアホゴチイキパートナーシップ | 49 | 2013 年 11 月に開催された第 1 回アジア国立公園会議を機に、日本が主導的な役割を果たして設立を目指すこととなった、国立公園等の保護地域に関するアジアの連携を推進するための枠組のこと。 | IUCN 日本委員会：世界公園会議<br>http://iucn.jp/wpc/protection/reserve/wpc |
| 新しい資本主義 | アタラシイシホンシュギ | 3 | 岸田文雄首相が掲げる経済政策のこと。「成長と分配の好循環」と「コロナ後の新しい社会の開拓」をコンセプトとしている。 | 内閣官房：新しい資本主義実現本部／新しい資本主義実現会議<br>https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi/index.html |
| アドベンチャーツーリズム | アドベンチャーツーリズム | 38 | 「自然」、「アクティビティ」、「文化体験」の３要素のうち、２つ以上で構成される旅行のこと。アドベンチャーツーリズムの旅行者は、旅行を通じて自分自身の変化や視野の拡大、学び等を得ることを目的としており、個々のコンテンツの質の高さは当然として、旅行者それぞれの興味・関心に応じたテーマ・ストーリー性のある滞在プランなど、その地域ならではの体験を求めていることが特徴。 | 観光庁：アドベンチャーツーリズムの推進<br>https://www.mlit.go.jp/kankocho/shisaku/kankochi/adventure.html |

| 用語 | よみがな | 初出ページ | 解説 | 出典 |
|---|---|---|---|---|
| ESG 投融資 | イーエスジートウユウシ | 41 | 財務情報だけでなく、企業の環境（Environment）、社会（Social）、企業統治（Governance）に関する情報（非財務情報）を考慮した投融資を行うこと。投資家・金融機関が企業価値を中長期的に評価することができ、企業および経済社会の持続的成長につながると期待されている。 | 環境省：令和 2 年度版環境白書 http://www.env.go.jp/policy/hakusyo/r02/html/hj20010202.html#n1_2_2 |
| EAT ランセット委員会 | イートランセットイインカイ | 9 | 持続可能な食料生産と食生活への変革を訴える北欧の EAT 財団とランセットのプロジェクトであり、農業、環境、ヒトの健康などを専門とする世界 16 カ国の研究者 37 人が参加している。 | Eat forum: The EAT-Lancet Commission on Food, Planet, Health https://eatforum.org/eat-lancet-commission/ |
| 育成単層林 | イクセイタンソウリン | 35 | ほぼ同じ高さの樹冠層を一つもつ森林を人為的に成立させ、維持する施業が行われた森林のこと。 | 東京農工大学農学部森林・林業実務必携編集委員会編『森林・林業実務必携第 2 版』 朝倉書店、2021 |
| 育成複層林 | イクセイフクソウリン | 35 | 2 つ以上の樹冠層を持つ森林、または樹冠が垂直的に連続しており全体として一つの樹冠層を形成する森林を人為的に成立させ、維持する施業が行われた森林のこと。 | 東京農工大学農学部森林・林業実務必携編集委員会編『森林・林業実務必携第 2 版』 朝倉書店、2021 |
| 移行（トランジション） | イコウ（トランジション） | 7 | 2050 年ビジョンを達成するために必要な措置のそれぞれにについて、広範な人間活動にわたって「今までどおり」から脱却すること。地球規模生物多様性概況第 5 版（GBO5）では、「自然との共生への移行」「土地と森林に関する移行」「持続可能な淡水に向けた移行」「持続可能な漁業と海洋への移行」「持続可能な農業への移行」「持続可能な食料システムへの移行」「持続可能な都市とインフラに関する移行」「持続可能な気候変動対策行動に向けた移行」「生物多様性を含んだワン・ヘルスに向けた移行」が示されている。 | 環境省：地球規模生物多様性概況第５版(GBO5) https://www.biodic.go.jp/biodiversity/about/aichi_targets/index_05.html |
| 遺伝的攪乱 | イデンテキカクラン | 22 | 在来種と交配可能な外来種が侵入し、交雑が進むことで在来種の遺伝子の固有性が失われる現象。 | 亀山章監修、倉本宣・佐伯いく代『新版「生態工学」』朝倉書店、2021 |
| イニシアティブ | イニシアティブ | 12 | 「主導すること・主導権・先導・率先・自ら提唱した方針や戦略」などを意味する表現。「集団を率いる」あるいは「相手の上に立つ」という意味・ニュアンスを含む。 | 新語時事用語辞典 https://www.weblio.jp/cat/business/sngjy |
| IPBES 生物多様性と生態系サービスに関する地域評価:アジア･オセアニア地域 | イプベスセイブツタヨウセイトセイタイケイサービスニカンスルチイキヒョウカ：アジアオセアニアチイキ | 9 | IPBES が 2018 年に公表した報告書で、アジア・オセアニア地域を対象に、生物多様性および自然が人にもたらすものの重要性、現況および変化に関する既存の知見を分析したもの。同報告書では、生物多様性および自然が人にもたらすもの(NCP)の重要性、現況、変化およびこれらへの脅威といった政策決定者が直面する様々な課題、ならびに政策と管理による対応策を評価している。 | IGES 地球環境戦略研究機関：生物多様性と 生態系サービスに関するアジア･オセアニア地域評価報告書　政策決定者向け要約 https://www.iges.or.jp/jp/pub/ipbes-apra-spm-j/ja |

| 用語 | よみがな | 初出ページ | 解説 | 出典 |
|---|---|---|---|---|
| IPBES 生物多様性とパンデミックに関するワークショップ | イプベスセイブツタヨウセイトパンデミックニカンスルワークショップ | 9 | 新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、IPBES が 2020 年に開催したワークショップ。世界各地の専門家と 5 つの国際機関（IPCC、CBD 事務局等）が参加し、パンデミックのリスクと自然との関連性について議論した会合。同ワークショップの報告書では、生物多様性とパンデミックの関係性、ワンヘルスアプローチ等によるパンデミックの予防に向けた政策的アプローチについて記載されている。 | 地球環境戦略研究機関（IGES）：IPBES 生物多様性とパンデミックに関するワークショップ報告書の概要<br>https://www.iges.or.jp/jp/publication_documents/pub/presentation/jp/11300/IPBES-pandemics-1slidesummary-j.pdf<br><br>IPBES:IPBES workshop on biodiversity and pandemics<br>https://www.ipbes.net/events/ipbes-workshop-biodiversity-and-pandemics |
| 今までどおり（BAU: Business as usual） | イママデドオリ（ビーエーユー） | 7 | 特段の対策のない自然体ケース（Business as usual）。 | 経済産業省：国境措置論議の産業政策的背景<br>https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/enviroment_customs/proceedings/material/ka220305s/ka220305s_3.pdf |
| インセンティブ | インセンティブ | 34 | （目標を達成するための）刺激。誘発。励み。 | 松村明編『大辞林 第四版』三省堂,2019 |
| ABS（Access and Benefit-Sharing） | エービーエス | 42 | 遺伝資源の取得の機会（Access）とその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分（Benefit-Sharing）のこと。各国が自国の生物多様性の保全に努めるべきとの文脈において、遺伝資源の利用から生ずる利益は、当該遺伝資源を保有する国による保全の努力の恩恵であり、遺伝資源の提供国に還元されるべきではないかとの考えのもと、生物多様性条約の 3 つ目の目的に位置づけられている。 | 環境省：遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分<br>https://www.env.go.jp/nature/biodic-abs/index.html |
| API（Application Programming Interface） | エーピーアイ | 48 | ソフトウェアの情報や機能の一部を、外部から利用するためのインタフェースのこと。API の多くは、インターネットを通じて提供される WebAPI である。利用者は、API を用いて提供元の情報や機能を利用し、自らが提供するサービスに組み込むことができる。 | 内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室『API 導入実践ガイドブック』<br>https://cio.go.jp/sites/default/files/uploads/documents/1019_api_guidebook.pdf |
| エコツーリズム | エコツーリズム | 48 | 地域ぐるみで自然環境や歴史文化など、地域固有の魅力を観光客に伝えることにより、その価値や大切さが理解され、保全につながっていくことを目指す観光のこと。エコツーリズム推進法においては、「自然環境の保全」、「観光振興」、「地域振興」、「環境教育の場としての活用」を基本理念としている。 | 環境省：エコツーリズムとは<br>https://www.env.go.jp/nature/ecotourism/try-ecotourism/ |
| SDGs | エスディージーズ | 2 | 持続可能な開発目標。2001 年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015 年 9 月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っている。 | 外務省：JAPAN SDGs Action Platform<br>https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/about/index.html |

| 用語 | よみがな | 初出ページ | 解説 | 出典 |
|---|---|---|---|---|
| SBT (Science Based Targets) | エスビーティー | 11 | パリ協定（世界の気温上昇を産業革命前より 2℃を十分に下回る水準(Well Below 2℃)に抑え、また 1.5℃に抑えることを目指すもの）が求める水準と整合した、5 年～15 年先を目標年として企業が設定する、温室効果ガス排出削減目標のこと。<br>サプライチェーン排出量（事業者自らの排出だけでなく、事業活動に関係するあらゆる排出を合計した排出量）の削減が、SBT では求められる。CDP・国連グローバルコンパクト（UNGC）・世界資源研究所（WRI）・世界自然保護基金（WWF）の 4 つの機関が共同で運営しており、We Mean Business（WMB）の取組の一つとして実施されている。2023 年 2月1日までに認定企業 2,218 社、コミット企業 2,266 社、合計 4,484 社まで拡大(うち日本企業は認定企業 358 社、コミット企業 68 社、合計 426 社）。 | 環境省：SBT (Science Based Targets) について<br>https://www.env.go.jp/earth/ondanka/supply_chain/files/SBT_syousai_all_20210810.pdf |
| SBTs for Nature | エスビーティーフォーネイチャー | 11 | SBTs for Nature は、バリューチェーン上の水・生物多様性・土地・海洋が相互に関連するシステムに関して、企業等が地球の限界内で、社会の持続可能性目標に沿って行動できるようにする、利用可能な最善の科学に基づく、測定可能で行動可能な期限付きの目標。企業は SBTs for Nature の目標設定をすることで、生物多様性等の関連する国連の条約や持続可能な開発目標(SDGs)に沿った行動ができるようになる。<br>国際的な 45 以上の組織で構成される Science Based Targets Network によって、SBTs for Nature の設定手法の開発が進められている。 2020 年 9 月に企業向けの初期ガイダンス公表、2023 年以降に目標設定手法を開発予定。 | 自然に関する科学に基づく目標設定（自然 SBTs: SBTs for Nature)企業のための初期ガイダンスエグゼクティブサマリー(日本語仮訳) 2020 年 9 月<br>https://sciencebasedtargetsnetwork.org/wp-content/uploads/2021/03/SBTN-Initial-Guidance-Executive-Summary_Japanese.pdf |
| OECM | オーイーシーエム | 10 | 保護地域以外の生物多様性保全に資する地域のこと。生物多様性条約第 14 回締約国会議（COP14）において採択された OECM の定義（環境省仮訳）は以下のとおり。<br>「保護地域以外の地理的に画定された地域で、付随する生態系の機能とサービス、適切な場合、文化的・精神的・社会経済的・その他地域関連の価値とともに、生物多様性の域内保全にとって肯定的な長期の成果を継続的に達成する方法で統治・管理されているもの」<br>我が国でも、自然資源管理がなされている企業所有地等を生物多様性保全に貢献する区域として認定する仕組みを検討している。OECM に成り得る例として、企業緑地、豊かな自然を有する都市公園、社寺林などが挙げられる。 | 環境省：生物多様性条約 COP14 の主要な決定の概要<br>https://www.env.go.jp/press/106168/110357.pdf<br><br>内閣官房：成長戦略フォローアップ<br>https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/seicho/pdf/fu2021.pdf |
| 大阪ブルー・オーシャン・ビジョン | オオサカブルーオーシャンビジョン | 10 | 2050 年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減することを目指すもの。2019 年６月に開催された G20 大阪サミットにおいて公表され、2021 年 5 月の時点で 87 の国と地域が共有している。 | 環境省：大阪ブルー・オーシャン・ビジョン<br>https://www.env.go.jp/water/post_75.html |

| 用語 | よみがな | 初出ページ | 解説 | 出典 |
|---|---|---|---|---|
| オープンデータ基本指針 | オープンデータキホンホウシン | 48 | オープンデータ・バイ・デザイン （公共データについて、オープンデータを前提として情報システムや業務プロセス全体の企画、整備及び運用を行うこと）の考えに基づき、今後、国、地方公共団体、事業者が公共データの公開及び活用に取り組む上での基本指針をまとめたもの。 | 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（ＩＴ総合戦略本部）『オープンデータ基本指針』 https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/12187388/www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kettei/pdf/20170530/kihonsisin.pdf |
| 温室効果ガス | オンシツコウカガス | 3 | 大気圏にあって、地表から放射された赤外線の一部を吸収することにより、温室効果をもたらす気体のことであり、1997 年の第三回気候変動枠組条約締約国会議（COP3）で採択された京都議定書の附属書 A において、二酸化炭素（CO2）、メタン（CH4）、亜酸化窒素（N2O）一酸化二窒素（N2O）、ハイドロフルオロカーボン（HFCs）、パーフルオロカーボン(PFCs)､六弗化硫黄(SF6)とされている。なお、一般的にはフロンガスについても温室効果ガスと考えられるが、これについてはモントリオール議定書にて定義されている。 | 環境省：気候変動に関する国際連合枠組条約京都議定書（和文） https://www.env.go.jp/earth/cop3/kaigi/kyoto01.html |
| カーボンニュートラル（炭素中立） | カーボンニュートラル（タンソチュウリツ） | 3 | 排出される二酸化炭素と、森林などによって吸収される二酸化炭素が同じ量であること。我が国の取組においては、二酸化炭素だけでなく、メタン、一酸化二窒素、フロンガスも含む温室効果ガスの排出量が、吸収量を差し引いてゼロになることを指す。2020 年 10 月の臨時国会では、菅内閣総理大臣により、2050 年までにカーボンニュートラルの実現を目指すことが宣言された。 | 環境省：2050 年カーボンニュートラルの実現に向けて http://www.env.go.jp/earth/2050carbon_neutral.html<br><br>資源エネルギー庁：「カーボンニュートラル」って何ですか？ https://www.enecho.meti.go.jp/about/special/johoteikyo/carbon_neutral_01.html |
| 海洋･雪氷圏特別報告書 | カイヨウセッピョウケントクベツホウコクショ | 10 | IPCC が 2019 年 9 月に公表した報告書で、海洋と雪氷圏における気候変動の影響の現状と将来予測､適応策について示したもの。なお、雪氷圏とは陸域及び海洋の表面及びその下層で凍結している地球システムの構成要素で、積雪、氷河、氷床、棚氷、氷山、海氷、湖氷、河氷、永久凍土及び季節凍土を含む。 | 環境省：IPCC「海洋・雪氷圏特別報告書」の概要 https://www.env.go.jp/earth/ipcc/special_reports/srocc_overview.pdf |
| 海洋プラスチックごみ | カイヨウプラスチックゴミ | 10 | 海洋中に流出したプラスチックごみのこと。海洋生物の誤飲・誤食・絡まりや海浜植物の生育阻害といった直接的な被害だけでなく、水産資源にも大きな影響を与えている。現在、世界全体で年間数百万トンを超えるプラスチックごみが海洋に流出していると推計されている。 | 外務省：海洋プラスチックごみ対策アクションプラン https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000485682.pdf<br><br>竹内俊郎ら編『水産海洋ハンドブック第 3 版』生物研究社,2016 |
| 海洋保護区 | カイヨウホゴク | 34 | 海洋生態系の健全な構造と機能を支える生物多様性の保全および生態系サービスの持続可能な利用を目的として、利用形態を考慮し、法律またはその他の効果的な手法により管理される明確に特定された区域。 | 環境省：海洋生物多様性保全戦略サイト https://www.env.go.jp/nature/biodic/kaiyo-hozen/viewpoint/viewpoint05.html |
| 外来種 | ガイライシュ | 7 | 外来種とは、人間によって意図的にまたは偶発的に、過去の、または、現在の自然分布域外に導入された種である。しかし、全ての外来種が悪影響を及ぼすわけではなく、問題になるのは 5%から 20%であると推計されている。それが、これらの侵略的外来種（IAS）と呼ばれる種である。「侵略的外来種（IAS）とは、過去の、または、現在の自然分布域外で定着する種で､その導入､および/または､分散が生物多様性を脅かすものをいう」生物多様性条約。 | RLTS 用語集（The IUCN Red List of Threatened Species） http://www.iucnredlist.org/initiatives/mammals/description/glossary |

| 用語 | よみがな | 初出ページ | 解説 | 出典 |
|---|---|---|---|---|
| 海流ネットワーク | カイリュウネットワーク | 36 | 地球規模で海流が循環していること。表層の海水が北大西洋のグリーンランド沖と南極大陸の大陸棚周辺で冷却され、重くなって底層まで沈みこんだ後、世界の海洋の底層に広がり、底層を移動する間にゆっくりと上昇して表層に戻るという約 1000 年スケールの循環をしている。 | 気象庁：深層循環の変動について<br>https://www.data.jma.go.jp/gmd/kaiyou/db/mar_env/knowledge/deep/deep.html |
| 過疎地域 | カソチイキ | 23 | 人口の著しい減少等に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域のこと。 | 総務省：過疎対策について<br>https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/2001/kaso/kasomain0.htm |
| ガバナンス | ガバナンス | 29 | 統治。支配。管理。また、そのための機構や方法。 | 松村明編『大辞林 第四版』三省堂,2019 |
| 花粉媒介者、花粉媒介及び食料生産に関するテーマ別評価報告書 | カフンバイカイシャカフンバイカイオヨビショクリョウセイサンニカンスルテーマベツヒョウカホウコクショ | 9 | IPBES が 2016 年に公表した報告書で、生態系の調整サービスの一つであり食料生産を支えている動物による花粉媒介の変化と、遺伝子流動や生態系の回復への貢献について記載したもの。 | 環境省：IPBES 生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学ー政策プラットフォーム<br>https://www.biodic.go.jp/biodiversity/about/ipbes/files/IPBES_Pamphlet_2021.pdf<br><br>IPBES：Press Release: Pollinators Vital to Our Food Supply Under Threat<br>https://ipbes.net/article/press-release-pollinators-vital-our-food-supply-under-threat |
| かわまちづくり | カワマチヅクリ | 35 | 地域が持つ「資源」や地域の創意に富んだ「知恵」を活かし、市町村や民間事業者、地域住民と河川管理者が連携の下、「河川空間」と「まち空間」が融合した良好な空間形成を目指す国土交通省の取組。2022 年 12 月時点で、全国 52 カ所で実施されている。 | 国土交通省：かわまちづくり支援制度の概要<br>https://www.mlit.go.jp/common/001478998.pdf<br><br>国土交通省：かわまちづくりサイト<br>https://www.mlit.go.jp/river/kankyo/main/kankyou/machizukuri/map.html |
| 環境アセスメント | カンキョウアセスメント | 39 | 開発事業を実施する際に、その事業が環境に与える影響についてあらかじめ適正に調査、予測および評価を行い、その結果を公表して住民や地方自治体の意見を聴いて、その事業計画を環境保全の面から、より望ましいものにしていくための一連の手続きのこと。我が国においては「環境影響評価法」により環境アセスメントが法制化されている。 | 亀山章監修、倉本宣・佐伯いく代『新版「生態工学」』朝倉書店、2021<br><br>環境影響評価情報支援ネットワーク：環境アセスメント制度のあらまし（パンフレット）<br>http://assess.env.go.jp/1_seido/1-2_aramashi/index.html |
| 環境基本計画 | カンキョウキホンケイカク | 3 | 環境基本法第 15 条に基づき、政府全体の環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項を定めるもの。環境大臣が、中央環境審議会の意見を聴いて案を作成し、閣議決定を求めることとされている。 | 環境省：環境基本計画とは<br>https://www.env.go.jp/policy/kihon_keikaku/introduction01.html |
| 環境基本計画（地方公共団体） | カンキョウキホンケイカク | 48 | 環境基本法において、地方公共団体が環境基本計画を策定する規定は設けられていないが、地方公共団体における環境保全に係る基本的な計画として、任意計画や独自の条例に基づく計画として環境基本計画を定めている地方公共団体は多い。平成 26 年度のアンケート調査結果では、80.9%の地方公共団体が環境施策の基本となる計画を策定済とされている。 | 環境省：環境基本計画に係る地方公共団体アンケート調査 地方公共団体調査の結果 平成 26 年度調査<br>https://www.env.go.jp/policy/kihon_keikaku/lifestyle/h2704_02.html |

| 用語 | よみがな | 初出ページ | 解説 | 出典 |
|---|---|---|---|---|
| 環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律 | カンキョウキョウイクトウニヨルカンキョウホゼンノトリクミノソクシンニカンスルホウリツ | 44 | 2011 年 6 月に「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」を改正して成立。「環境教育等促進法」と呼ばれ、環境保全活動・環境教育の一層の推進、幅広い実践的人材づくりと活用を目指している。 | 環境省：環境教育等促進法　関連情報<br>https://www.env.go.jp/policy/post_61.html |
| 環境研究総合推進費 | カンキョウケンキュウソウゴウスイシンヒ | 19 | 「環境研究・環境技術開発の推進戦略（令和元年 5 月環境大臣決定）」に示された「重点課題」及び環境省からの「行政要請研究テーマ（行政ニーズ）」を提示して公募を行い、広く産学民官の研究機関の研究者から提案を募り、評価委員会及び分野毎の研究部会の審査を経て採択された課題を実施する、環境政策貢献型の競争的資金。<br>気候変動問題への対応、循環型社会の実現、自然環境との共生、環境リスク管理等による安全の確保など、持続可能な社会構築のための環境政策の推進にとって不可欠な科学的知見の集積及び技術開発の促進を目的として、環境分野のほぼ全領域にわたる研究開発を実施している。 | 環境省：環境研究総合推進費の概要<br>https://www.env.go.jp/policy/kenkyu/suishin/gaiyou/ |
| 環境容量 | カンキョウヨウリョウ | 37 | 環境が水循環・生物循環によって浄化できる汚染の許容量。 | 松村明編『大辞林 第四版』三省堂,2019 |
| 環境ラベル | カンキョウラベル | 44 | 環境ラベルとは、商品やサービスがどのように環境負荷低減に資するかを示すマークや目じるしのこと。製品や包装ラベル、製品説明書、技術報告、広告、広報などに書かれた文言、シンボルまたは図形・図表を通じて購入者に伝達するもの。 | 環境省：環境ラベル等データベース<br>https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/ecolabel/ |
| 間接的な要因(間接要因) | カンセツテキナヨウイン（カンセツヨウイン） | 7 | 生態系の変化の根本的な要因である社会の成り立ちや変化を指し、直接要因の強度や傾向、影響のスピード等に影響を与えることで、生態系に対して間接的に影響を与える。また、ある間接要因が他の間接要因に影響することもある。 | 環境省：生物多様性及び生態系サービスの総合評価 2021(JBO3)の結果<br>https://www.biodic.go.jp/biodiversity/activity/policy/jbo3/generaloutline/index.html |
| 緩和策 | カンワサク | 3 | CO2 等の温室効果ガスの排出量を削減し、吸収量を増加させる対策のこと。省エネルギー、再生可能エネルギー等の導入、森林・湿地等における吸収・蓄積量の増加対策などが該当する。 | 全国地球温暖化防止活動推進センター（JCCCA）：緩和・適応とは<br>https://www.jccca.org/ipcc/ar5/kanwatekiou.html<br><br>環境省自然環境局・国立環境研究所：生態系を活用した気候変動適応策（EbA）計画と実施の手引き<br>https://www.biodic.go.jp/biodiversity/about/library/files/EbA.pdf<br><br>環境省： ecojin's EYE 「緩和」と「適応」<br>https://www.env.go.jp/guide/info/ecojin/eye/20220907.html |
| 緩和ポテンシャル | カンワポテンシャル | 7 | CO2 等の温室効果ガスの排出量を削減し、吸収量を増加させる「緩和策」を通じて、気候変動の緩和を行える可能性のこと。 | 全国地球温暖化防止活動推進センター：「緩和ポテンシャル」の意見交換―AWG-KP ワークショップ<br>https://www.jccca.org/cop/cop14/cop14_05 |

| 用語 | よみがな | 初出ページ | 解説 | 出典 |
|---|---|---|---|---|
| 企業と生物多様性イニシアティブ（JBIB） | キギョウトセイブツタヨウセイイニシアティブ（ジェービブ） | 41 | 生物多様性保全への取組みを進めるため、多様な企業が共同で研究を進めることにより、単独の企業活動のみでは成し遂げられない成果を生み出し、真に国内外の生物多様性の保全に貢献することを目指し 2008 年に設立された団体。2022 年 7 月現在、正会員として 39 社、ネットワーク会員：19 社が会員となっている。 | 一般社団法人 企業と生物多様性イニシアティブ ：団体概要 https://jbib.org/about/ |
| 企業と生物多様性イニシアティブ（JBIB） | キギョウトセイブツタヨウセイイニシアティブ（ジェービブ） | 41 | 生物多様性保全への取組みを進めるため、多様な企業が共同で研究を進めることにより、単独の企業活動のみでは成し遂げられない成果を生み出し、真に国内外の生物多様性の保全に貢献することを目指し 2008 年に設立された団体。2022 年 7 月現在、正会員として 39 社、ネットワーク会員：19 社が会員となっている。 | 一般社団法人 企業と生物多様性イニシアティブ ：団体概要 https://jbib.org/about/ |
| 気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD: Task force on Climate-related Financial Disclosures） | キコウカンレンザイムジョウホウカイジタスクフォース（ティーシーエフディー） | 11 | 気候変動問題が重要性を増すにつれ、各企業は短期の財務諸表には現れないリスクを抱えている可能性が高まり、それは金融システムの大きな不安定要素に成り得ると見られていたことから、2015 年 G20 における財務大臣及び中央銀行総裁会合より要請を受けた金融安定理事会（FSB）が、同年 12 月に「気候関連財務情報開示タスクフォース（Task Force on Climate-related Financial Disclosures, TCFD ）」を設置し、約 1 年半の議論を経て、2017 年 6 月に最終報告書（TCFD 提言）を公表した。TCFD は、企業等に対し、気候変動関連リスク及び機会に関する項目について開示することを推奨している。 | 環境省：A-PLAT TCFD とは https://adaptation-platform.nies.go.jp/private_sector/tcfd/about.html |
| 気候変動 | キコウヘンドウ | 22 | 気候変動とは、自然変動による、または、人間の活動の結果としての、経時的な気候の変化をいう。この用法は、気候変動を、直接的または間接的に人間の活動に起因し、地球大気の組成を変化させ、同期間の自然の気候変動に加えて観察される気候の変動と定義する国連気候変動枠組条約のものとは異なる。 | Unted Nations : United Nations Framework Convention on Climate Change, Article 1 https://unfccc.int/files/essential_background/background_publications_htmlpdf/application/pdf/conveng.pdf |
| 気候変動に関する政府間パネル（IPCC:Intergovernmental Panel on Climate Change） | キコウヘンドウニカンスルセイフカンパネル（アイピーシーシー） | 159 | IPCC（気候変動に関する政府間パネル）は、世界気象機関（WMO）及び国連環境計画（UNEP)により 1988 年に設立された政府間組織であり、2021 年 8 月現在、195 の国と地域が参加している。IPCC の目的は、各国政府の気候変動に関する政策に科学的な基礎を与えることであり、世界中の科学者の協力の下定期的に報告書を作成し、気候変動に関する最新の科学的知見の評価を提供している。 | 気象庁：気候変動に関する政府間パネル（IPCC） https://www.data.jma.go.jp/cpdinfo/ipcc/index.html |
| 希少野生動植物 | キショウヤセイドウショクブツ | 37 | 国内外に生息する絶滅のおそれのある野生生物のこと。これらの種を保存するため、1993 年 4 月に「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（種の保存法）が施行された。種の保存法では、「国内希少野生動植物種」としてレッドリストに掲載されている絶滅のおそれのある種（絶滅危惧 I 類、II 類）のうち、人為の影響により生息・生育状況に支障をきたしているものの中から指定している。国際希少野生動植物種については、ワシントン条約、二国間渡り鳥等保護条約・協定に基づいて指定している。 | 環境省：種の保存法の概要 https://www.env.go.jp/nature/kisho/hozen/hozonho.html |

| 用語 | よみがな | 初出ページ | 解説 | 出典 |
|---|---|---|---|---|
| 吸収源 | キュウシュウゲン | 28 | 大気中の二酸化炭素などの温室効果ガスを吸収し、比較的長期間にわたり固定することのできる森林や海洋などのこと。 | JCCCA(全国地球温暖化防止活動推進センター)：吸収源<br>https://www.jccca.org/dictionary/l0417#:~:text=%E5%A4%A7%E6%B0%97%E4%B8%AD%E3%81%AE%E4%BA%8C%E9%85%B8%E5%8C%96%E7%82%AD%E7%B4%A0,%E3%81%8C%E8%A6%8F%E5%AE%9A%E3%81%95%E3%82%8C%E3%81%A6%E3%81%84%E3%82%8B%E3%80%82 |
| 国別報告書 | クニベツホウコクショ | 58 | 国別報告書とは、環境に関する国際条約に加盟する締約国が、条約事務局に一定期間ごとに提出する報告書のこと。直近の生物多様性条約に関する国別報告書（第 6 回国別報告書）は、生物多様性国家戦略 2012-2020 の進捗状況を踏まえたもので、2018 年 12 月に条約事務局に提出された。 | 環境省：「生物多様性条約第６回国別報告書」のとりまとめについて<br>https://www.env.go.jp/press/106334.html |
| グラスゴー気候合意 | グラスゴーキコウゴウイ | 158 | 2021 年 11 月に英国・グラスゴーで開催された国連気候変動枠組条約第 26 回締約国会議（COP26）の成果文書のこと。今後の気候変動対策の方向性と政治的メッセージを示す包括的な文書であり、1.5℃努力目標追求の決意を確認するとともに、排出削減に関する今後の検討道行き等にも言及した。 | 環境省:気候変動枠組条約第 26 回締約国会議（COP26）について<br>https://www.env.go.jp/content/000049860.pdf |
| グリーンインフラ | グリーンインフラ | 38 | 1990 年代後半頃から欧米を中心に使われてきた、自然環境が有する機能を社会における様々な課題解決に活用する考え方のこと。我が国では、社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組と整理されている。 | 国土交通省：グリーンインフラ推進戦略<br>https://www.mlit.go.jp/common/001297373.pdf |
| グリーンインフラ官民連携プラットフォーム | グリーンインフラカンミンレンケイプラットフォーム | 49 | グリーンインフラを推進する上でネックとなる課題（テーマ）に光を当て、その解決への道筋をつけていくために、産官学金言はもとより、市民を含めた多様な主体の知見を集める場や機会を提供するオープンな環境づくりを目指す組織。 | グリーンインフラ官民連携プラットフォーム：<br>https://gi-platform.com/ |
| グリーン購入 | グリーンコウニュウ | 42 | 製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入すること。平成 13 年４月から、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）が施行され、国等の機関にグリーン購入を義務づけるとともに、地方公共団体や事業者・国民にもグリーン購入に努めることを求めている。 | 環境省：グリーン購入とは<br>https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/ |
| グリーンファイナンス | グリーンファイナンス | 41 | サステナビリティ・リンク・ローン（借り手が野心的なサステナビリティ・パフォーマンス・ターゲット（SPTs）を達成することを奨励するローン）、サステナビリティ・リンク・ボンド（調達資金全てがグリーンプロジェクトやソーシャルプロジェクトの初期投資又はリファイナンスのみに充当され、かつ、GBP（又は本ガイドライン）と「ソーシャルボンド原則」（又は金融庁策定のソーシャルボンドガイドライン）いずれか一方又は両方の 4 つの核となる要素に適合する債券)及びインパクトファイナンス(適切なリスク・リターンを確保しつつ、環境・社会・経済にポジティブなインパクトをもたらすことを意図したファイナンス）のこと。 | 環境省：グリーンファイナンスポータル<br>https://greenfinanceportal.env.go.jp/<br><br>環境省：令和４年度グリーンファイナンスモデル事例創出事業に係るモデル事例の募集について<br>https://www.env.go.jp/press/press_00401.html |

| 用語 | よみがな | 初出ページ | 解説 | 出典 |
|---|---|---|---|---|
| グリーンボンド（Green Bond） | グリーンボンド | 41 | 企業や地方自治体等が、国内外のグリーンプロジェクトに要する資金を調達するために発行する債券のこと。グリーンプロジェクトとは､環境改善効果がある事業であり、環境面からのネガティブな効果(環境負荷)がその環境改善効果と比べ過大にならないと評価されるもの。 | 環境省：グリーンボンドとは<br>http://greenbondplatform.env.go.jp/greenbond/about.html<br><br>環境省：平成３０年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金<br>https://www.env.go.jp/press/files/jp/108990.pdf |
| グローバルストックテイク | グローバルストックテイク | 13 | パリ協定の目標達成に向けた世界全体での実施状況をレビューし、目標達成に向けた進捗を評価する仕組みのこと。グローバルストックテイクの評価結果は、各国の行動および支援を更新･強化するための情報や、国際協力を促進するための情報としてまとめられる。各国政府は、自国が定める貢献（NDC）として公約する削減目標を、更新・強化するにあたり、この情報を活用することが求められる。 | 地球環境戦略研究機関（IGES）：グローバル・ストックテイク（GST）とは？<br>https://www.iges.or.jp/jp/projects/gst/learn |
| グローバルリスク報告書 | グローバルリスクホウコクショ | 11 | 世界経済フォーラム（WEF）が毎年、年次総会（ダボス会議）の前に公表している報告書。現在の経済的・社会的・環境的・技術的緊張から生じる主要リスクを分析したもので、2023 年で 18 年目となる。今後 10 年間のグローバルリスクの重要度ランキングでは、1 位から 3 位までを占める気候変動関連のリスクに次いで「生物多様性の喪失や生態系の崩壊」が 4 位となった。 | 世界経済フォーラム(WEF):The Global Risks Report 2023 18th Edition<br>https://www3.weforum.org/docs/WEF_Global_Risks_Report_2023.pdf |
| 経団連自然保護協議会 | ケイダンレンシゼンホゴキョウギカイ | 24 | リオの地球サミット（環境と開発に関する国連会議）が開催された 1992 年に、「経団連地球環境憲章」の考えを自然保護分野で実践する組織として、経団連により設立された。経団連自然保護基金を通じた NGO の自然保護プロジェクトへの支援や NGO との交流、企業への啓発・情報提供・情報発信、生物多様性の国際目標・国内政策等への提言をはじめとする様々な活動を展開している。 | 経団連自然保護協議会：概要<br>https://www.keidanren.net/kncf/introduction/committee |
| 公開作業部会（OEWG） | コウカイサギョウブカイ（オーイーダブリュージー） | 12 | 2030 年までの生物多様性に関する新たな世界目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組」の COP15 での採択に向けて、各国の意見に隔たりがあったことを受けて、採択に向けた準備交渉を進展させるために実施された会合。 | 環境省：「ポスト 2020 生物多様性枠組」第４回公開作業部会の結果について<br>https://www.env.go.jp/press/press_00083.html |
| 公共用水域 | コウキョウヨウスイイキ | 35 | 河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路、その他公共の用に供される水路 | e-GOV 法令検索：水質汚濁防止法<br>https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=345AC0000000138 |
| 耕作放棄地 | コウサクホウキチ | 21 | 以前耕作していた土地で、過去１年以上作物を作付け（栽培）せず、この数年の間に再び作付け（栽培）する意思のない土地をいう。 | 農林水産省：農林業センサス<br>https://www.maff.go.jp/j/study/census/2015/1/pdf/sankou5.pdf |
| 交流･関係人口 | コウリュウカンケイジンコウ | 38 | 移住した「定住人口」、観光に来た「交流人口」でもない、地域と多様に関わる人々のこと。地域外の人材が地域づくりの担い手となることが期待されている。 | 総務省：地域への新しい入口　関係人口ポータルサイト<br>https://www.soumu.go.jp/kankeijinkou/about/index.html |

| 用語 | よみがな | 初出ページ | 解説 | 出典 |
|---|---|---|---|---|
| 国外由来の在来種 | コクガイユライノザイライシュ | 36 | 低コストや一定の流通量が確保されているなどの利点から、自然分布する種と同種であるものの国外で採取又は生産された植物をいい、緑化植物として使用される場合がある。もともと自然に分布する種が、そのような異なる地域から持ち込まれた同種との交雑で遺伝的攪乱を受け、地域固有の在来種がもつ遺伝的多様性が低下するといった、遺伝子の多様性への影響も問題視されている。 | 環境省：自然公園における法面緑化指針<br>https://www.env.go.jp/press/101554.html<br><br>日本緑化工学会：次期生物多様性国家戦略についての意見書<br>http://www.jsrt.jp/tech/Tech_Files/20220322_JSRT_amendment.pdf |
| 国際規格<br>(ISO) | コクサイキカク<br>（アイエスオー） | 42 | ISO とはスイスのジュネーブに本部を置く非政府機関 International Organization for Standardization（国際標準化機構）の略称。ISO の主な活動は国際的に通用する規格を制定することであり、ISO が制定した規格を ISO 規格という。 | 一般社団法人 日本品質機構：ISO の基礎知識<br>https://www.jqa.jp/service_list/management/management_system/ |
| 国際熱帯木材機関<br>(ITTO) | コクサイネッタイモクザイキカン<br>（イットー） | 49 | 熱帯林資源の保全と持続可能な経営、利用、そして持続的かつ合法的に管理された熱帯木材資源の貿易拡大と多角化を促進している政府間組織。 | 外務省：国際熱帯木材機関（ITTO）の概要<br>https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/itto/gaiyo.html<br><br>国際熱帯木材機関（ITTO）：ITTO について<br>https://www.itto.int/ja/about_itto/ |
| 国内由来の外来種<br>(国内外来種) | コクナイユライノガイライシュ<br>（コクナイガイライシュ） | 36 | 在来種（本来の分布域に生息・生育する生物）であっても、日本国内のある地域から、もともといなかった地域に持ち込まれた場合も「外来種」となり、もとからその地域にいる生物に影響を与える場合がある。このような「外来種」のことを「国内由来の外来種」という。 | 環境省：侵略的な外来種<br>https://www.env.go.jp/nature/intro/2outline/invasive.html |
| 国民勘定<br>(National Accounts) | コクミンカンジョウ | 50 | 我が国の経済の全体像を国際比較可能な形で体系的に記録することを目的に、国連の定める国際基準(SNA)に準拠しつつ、統計法に基づく基幹統計として、国民経済計算の作成基準及び作成方法に基づき作成されている国民経済計算（National Accounts)について、自然資本との統合を念頭により概念的に捉えたもの。 | 総務省統計局：国民所得勘定<br>https://www.stat.go.jp/library/faq/faq03/faq03a05.html |
| 国立公園満喫プロジェクト | コクリツコウエンマンキツプロジェクト | 38 | 国立公園の保護と利用の好循環により、優れた自然を守り地域活性化を図る取組として実施。「日本の国立公園のブランド力を高め、国内外の誘客を促進」「地域の様々な主体が協働し、地域の経済社会を活性化させ、自然環境への保全へ再投資される好循環を生み出す」を目的として、これまで 8 公園で実施。 | 環境省：国立公園満喫プロジェクト<br>https://www.env.go.jp/nature/mankitsu-project/ |
| 国連気候変動枠組条約<br>(United Nations Framework Convention on Climate Change: UNFCCC) | コクレンキコウヘンドウワクグミジョウヤク | 2 | 大気中の温室効果ガス（二酸化炭素、メタンなど）の濃度を安定化させることを目的とし、1992 年 5 月に採択、1994 年 3 月に発効された。本条約に基づき、1995 年から気候変動枠組条約締約国会議（COP）が開催されている。 | 外務省：気候変動に関する国際枠組み<br>https://www.mofa.go.jp/mofaj/ic/ch/page22_003283.html |

| 用語 | よみがな | 初出ページ | 解説 | 出典 |
|---|---|---|---|---|
| 国連気候変動枠組条約締約国会議<br>(COP) | コクレンキコウヘンドウワクグミジョウヤクテイヤクコクカイギ（コップ） | 8 | 国連気候変動枠組条約を結んでいる国と地域が参加している会議。この条約は地球温暖化対策を世界全体で取り組んでいくことが合意され、1992 年につくられた。2022 年現在、締約国数は 197 か国・機関で、1995 年からほぼ毎年開催されており、COP の後に続く数字は開催回数を表す。<br><br>COP26 は 2021 年 11 月に英国のグラスゴーで開催された。2100 年の世界平均気温の上昇を、産業革命前に比べて 1.5 度以内に抑える努力を追求していくこと等が盛り込まれた「グラスゴー気候合意」を採択した。COP27 は 2022 年 11 月にエジプトのシャルム・エル・シェイクで開催された。「グラスゴー気候合意」の内容を踏襲しつつ、緩和、適応、ロス＆ダメージ、気候資金等の分野で、締約国の気候変動対策の強化を求める「シャルム・エル・シェイク実施計画」が採択された。 | 環境省：環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書　用語集<br>https://www.env.go.jp/content/000063242.pdf<br><br>脱炭素ポータル：COP26 の結果概要について<br>https://ondankataisaku.env.go.jp/carbon_neutral/topics/20211224-topic-18.html |
| 国連食糧農業機関<br>(FAO) | コクレンショクリョウノウギョウキカン（エフエーオー） | 9 | 国連システムの中にあって食料の安全保障と栄養、作物や家畜、漁業と水産養殖を含む農業､農村開発を進める先導機関のこと。 | 国際連合広報センター：国連食糧農業機関<br>https://www.unic.or.jp/info/un/unsystem/specialized_agencies/fao/ |
| 国連食料システムサミット | コクレンショクリョウシステムサミット | 9 | 国連の持続可能な開発目標（SDGs）の達成のためには持続可能な食料システムへの転換が必要不可欠だという、グテーレス国連事務総長の考えに基づき開催される国連主催のサミット。2021 年 9 月にニューヨークで開催され、食料システムの持続性の確保を世界的な共通の課題として議論し、今後のあるべき姿を示そうとする各国ハイレベルによる初めての国際会議。 | 農林水産省：国連食料システムサミット<br>https://www.maff.go.jp/j/kokusai/kokusei/kanren_sesaku/FAO/fss.html<br><br>United Nations:Food System Summit 2021<br>https://www.un.org/en/food-systems-summit/about |
| 国連生態系回復の 10 年 | コクレンセイタイケイカイフクノジュウネン | 10 | 国連環境計画と国連食糧農業機関が主導する、人と自然のために、世界中の生態系を保護し、その劣化を抑制するとともに、生態系の再生を目指す取組のこと。2019 年 3 月の国連総会において、生物多様性条約第 14 回締約国会議における要請を受け、2021 年から SDGs の目標年でもある 2030 年までの 10 年間を「国連生態系回復の 10 年」と位置付けることが決議された。 | United Nations Decade on Ecosystem Restoration 2021-2030:ABOUT THE UN DECADE<br>https://www.decadeonrestoration.org/about-un-decade |
| 国連生物多様性サミット | コクレンセイブツタヨウセイサミット | 12 | 2020 年 9 月に、生物多様性に係る行動を進める緊急性を強調し､ポスト 2020 生物多様性枠組の決定及び実施を後押しする目的で､国連生物多様性サミットが開催された。我が国からは小泉進次郎環境大臣が参加し､ポスト 2020 生物多様性枠組に求められる重要な要素として社会経済システムのリデザインと分散型社会への移行が必要であり、社会経済システムのリデザインに向けては、持続可能なサプライチェーンの構築とその可視化を図る測定可能な目標の設定が重要な一歩になること、地域の自然により活力ある地域コミュニティが形成されるような分散型社会への移行は、新型コロナウイルス感染症による危機の克服にも資することなどを強調した。 | 環境省：令和３年版環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書<br>https://www.env.go.jp/policy/hakusyo/r03/pdf.html |

| 用語 | よみがな | 初出ページ | 解説 | 出典 |
|---|---|---|---|---|
| 国家湿地政策 | コッカシッチセイサク | 3 | ラムサール条約の登録簿に掲げられている湿地の保全と適正な利用を促進するために、ラムサール条約が締約国に策定・実施を求めるもの。 | ラムサール条約決議Ⅶ.６ 付属書「国家湿地政策を策定し実施するためのガイドライン」<br>http://www.biwa.ne.jp/~nio/ramsar/cop7/key_guide_nwp_j.pdf |
| コベネフィット | コベネフィット | 8 | 一つの政策、戦略、又は行動計画の成果から生まれる、複数の分野における複数のベネフィットのこと。 | 環境省：コベネフィット定量評価マニュアル<br>https://www.env.go.jp/press/files/jp/15517.pdf |
| コミュニティビジネス | コミュニティビジネス | 45 | 地域の課題を地域住民が主体的に、ビジネスの手法を用いて解決する取り組み。地域の人材やノウハウ、施設、資金を活用することにより、地域における新たな創業や雇用の創出、働きがい、生きがいを生み出し、地域コミュニティの活性化に寄与するものと期待されている。 | 経済産業省（関東経済産業局）：コミュニティビジネス／地域コミュニティ<br>https://www.kanto.meti.go.jp/seisaku/cb/index.html |
| 昆明宣言 | コンメイセンゲン | 12 | 2021 年 10 月に中国・昆明において開催された生物多様性条約第 15 回締約国会議（COP15)の第一部において採択された宣言で、COP15 第二部における「ポスト 2020 生物多様性枠組」の採択に向けた決意を示したもの。 | 環境省:生物多様性条約第 15 回締約国会議、カルタヘナ議定書第 10 回締約国会合及び名古屋議定書第４回締約国会合第一部の結果について<br>https://www.env.go.jp/press/110106.html |
| 30by30 目標 | サーティバイサーティモクヒョウ | 10 | 2030 年までに生物多様性の損失を食い止め、回復させる（ネイチャーポジティブ）というゴールに向け、2030 年までに陸と海の 30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標。2022 年に開催された COP15 において、新たな世界目標である「昆明・モントリオール生物多様性枠組」に盛り込まれた。日本国内でこの目標を実現できるよう、その行程と具体策を示す「30by30 ロードマップ」が 2022 年４月に公表されている。 | 環境省:生物多様性のための 30by30 アライアンス事務局<br>https://policies.env.go.jp/nature/biodiversity/30by30alliance/<br><br>環境省：環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書　用語集<br>https://www.env.go.jp/content/000063242.pdf |
| 30by30 ロードマップ | サーティバイサーティロードマップ | 34 | 2030 年までに陸と海の 30%以上の保全を目指す国際約束である「30by30 目標」の達成を目指し、国内目標達成に向けた基本コンセプトやこのための行程と具体策を示すロードマップのこと。<br>主要施策として、国立公園等の保護地域の拡張と管理の質の向上や、保護地域以外で生物多様性保全に資する地域（OECM）の設定・管理、生物多様性の重要性や保全活動の効果の「見える化」等が掲げられている。 | 30by30 ロードマップ<br>https://www.env.go.jp/content/900518835.pdf<br><br>30by30 ロードマップの策定と 30by30 アライアンスの発足について<br>https://www.env.go.jp/press/110887.html |
| サーベイランス | サーベイランス | 39 | 元々「注意深く監視する」という意味であり、特に感染症対策においては、薬剤耐性菌に関する発生状況や変化を継続的に監視し、感染症の動向を把握したり、対策の効果を判定したりすることをさす。 | AMR 臨床リファレンスセンター：サーベイランス<br>https://amr.ncgm.go.jp/medics/2-5-2-3.html |
| 再生可能エネルギー | サイセイカノウエネルギー | 3 | エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（エネルギー供給構造高度化法）においては、「再生可能エネルギー源」について、「太陽光、風力その他非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として永続的に利用することができると認められるものとして政令で定めるもの」と定義されており、政令において、太陽光・風力・水力・地熱・太陽熱・大気中の熱その他の自然界に存する熱・バイオマスが定められている。 | 資源エネルギー庁：再生可能エネルギーとは<br>https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/renewable/outline/index.html |

| 用語 | よみがな | 初出ページ | 解説 | 出典 |
|---|---|---|---|---|
| 在来種 | ザイライシュ | 22 | 自然分布域に生息する生きもののこと。 | 亀山章監修、倉本宣・佐伯いく代『新版「生態工学」』朝倉書店、2021 |
| サステナブルツーリズム（Sustainable tourism） | サステナブルツーリズム | 38 | 世界観光機関（UNWTO）の定義によると、訪問客、産業、環境、受け入れ地域の需要に適応しつつ、現在と未来の環境、社会文化、経済への影響に十分配慮した観光のこと。持続可能な観光を実現するには、「環境」、「社会文化」、「経済」の３領域の適切なバランスが求められる。 | 観光庁：日本版持続可能な観光ガイドライン　付録１　持続可能な観光に関する用語集<br>https://www.mlit.go.jp/common/001350381.pdf |
| 里海 | サトウミ | 58 | 人手が加わることにより生物生産性と生物多様性が高くなった沿岸海域のこと。里海は、古くから水産・流通をはじめ、文化と交流を支えてきた大切な海域である。高い生物生産性と生物多様性が求められるとともに、人と自然の領域の中間点にあるエリアでもあり、陸地でいう里山と同じく人と自然が共生する場所でもある。健全な里海は、人の手で陸域と沿岸海域が一体的に総合管理されることによって、物質循環機能が適切に保たれ、豊かで多様な生態系と自然環境を保全することで、私たちに多くの恵みを与えてくれる。この貴重な財産を次代へと継承するため、より多くの人が環となって「望ましい沿岸海域の環境」を維持していかなければならない。 | 環境省：里海ネット<br>https://www.env.go.jp/water/heisa/satoumi/01.html |
| 里地里山 | サトチサトヤマ | 14 | 原生的な自然と都市との中間に位置し、集落とそれを取り巻く二次林、それらと混在する農地、ため池、草原などで構成される地域のこと。人口の減少や高齢化の進行、産業構造の変化により、里山林や野草地などの利用を通じた自然資源の循環が少なくなることで、大きな環境変化を受け、里地里山における生物多様性は、質と量の両面から劣化が懸念されている。 | 環境省：里地里山の保全・活用<br>https://www.env.go.jp/nature/satoyama/top.html |
| SATOYAMA イニシアティブ | サトヤマイニシアティブ | 49 | 日本では里山・里海と呼ばれる二次的自然地域（社会生態学的生産ランドスケープ・シースケープ(SEPLS)）の持続可能な維持・再構築を通じて、自然共生社会の実現を目指す国際的な取組を指す。2007 年に、我が国が国連大学サステイナビリティ高等研究所（UNU-IAS）とともに提唱し、2010 年の生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）期間中に、具体的な取組推進の場として SATOYAMA イニシアティブ国際パートナーシップ（IPSI）が発足した。 | IPSI：SATOYAMA イニシアティブ<br>https://satoyama-initiative.org/ja/concept/satoyama-initiative/ |
| サプライチェーン | サプライチェーン | 24 | 原材料としての資源が採取されてから、製品として最終消費者に届くまでの、生産、加工、流通等の供給プロセスのつながりのこと。国内の生産活動は、サプライチェーンを通じて国内外の環境に影響を与えている。環境負荷を削減し、自然資源を将来にわたって利用するためには、持続可能なサプライチェーンを構築する必要がある。 | 環境省：生物多様性民間参画ガイドライン<br>www.env.go.jp/press/files/jp/110311.pdf |
| G7 茨城･つくば科学技術大臣会合 | ジーセブンイバラキツクバカガクギジュツダイジンカイゴウ | 10 | 2016 年 5 月に茨城県つくば市において開催された会合。G7 各国大臣及び代表と、欧州委員会（EU）の担当委員が参加し、共同声明として「つくばコミュニケ」を発信した。 | 内閣府：G7 茨城・つくば科学技術大臣会合開催報告<br>https://www8.cao.go.jp/cstp/kokusaiteki/g7_2016/20160517tsukuba.html |

| 用語 | よみがな | 初出ページ | 解説 | 出典 |
|---|---|---|---|---|
| G7 コーンウォールサミット | ジーセブンコーンウォールサミット | 12 | 2021 年 6 月に英国・コーンウォールにて開催されたサミット。G7（主要 7 カ国）である日本、アメリカ、フランス、ドイツ、イギリス、イタリア、カナダの首脳及び招待国、国際機関が参加し、G7 首脳コミュニケを採択した。附属文書として「G7　2030 年自然協約」が採択され、「2030 年までに生物多様性の損失を止めて反転させるという世界的な使命にコミットする」ことが盛り込まれた。 | 外務省：G7 コーンウォール・サミット（概要）<br>https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/ec/page1_000989.html |
| G7 サミット | ジーセブンサミット | 9 | フランス、米国、英国、ドイツ、日本、イタリア、カナダ（議長国順）の 7 か国及び欧州連合（EU）が参加する枠組。G7 サミットでは、世界経済、地域情勢、様々な地球規模課題を始めとするその時々の国際社会における重要な課題について、自由、民主主義、人権などの基本的価値を共有する G7 各国の首脳が自由闊達な意見交換を行い、その成果を文書にまとめ公表するもの。<br><br>2021 年の G7 サミットは、英国・コーンウォールで開催され、G7 首脳コミュニケの附属文書として「G7　2030 年自然協約」が採択された。G7 首脳が、「2030 年までに生物多様性の損失を止めて反転させるという世界的な使命にコミットする」ことが盛り込まれた。<br>2022 年の G7 サミットは、ドイツ・エルマウで開催され、G7 首脳コミュニケ及び 5 つの個別声明を採択した。 | 外務省：G7 / G8<br>https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/g7g8.html |
| G7・2030 年自然協約 | ジーセブンニセンサンジュウネンシゼンキョウヤク | 12 | 2021 年 6 月に英国・コーンウォールにて開催された G7 サミットにおいて、2030 年までに生物多様性の損失を止めて反転させるという世界的な任務を支える「G7　2030 年自然協約」が G7 として採択された。この自然協約において G7 各国は、上記の目的のための行動として、国内の状況に応じて 2030 年までに G7 各国の陸地及び海洋の少なくとも 30%を保全又は保護すること、「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」を基礎として、プラスチックによる海洋汚染の深刻化に対処するための行動の加速化等にコミットしている。 | 外務省：G7 コーンウォール・サミット（概要）<br>https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/ec/page1_000989.html |

| 用語 | よみがな | 初出ページ | 解説 | 出典 |
|---|---|---|---|---|
| G20 | ジートゥエンティ | 10 | G7（フランス、米国、英国、ドイツ、日本、イタリア、カナダ、欧州連合（EU））に加え、アルゼンチン、豪州、ブラジル、中国、インド、インドネシア、メキシコ、韓国、ロシア、サウジアラビア、南アフリカ、トルコの首脳が参加する枠組。2019 年には、日本が議長国として G20 大阪サミットを開催した。<br><br>2021 年の G20 サミットは、イタリア・ローマにて開催され、議長国イタリアが掲げた「人（People）」、「地球（Planet）」「繁栄（Prosperity）」という 3 つの優先課題の下、2 日間にわたり、世界経済のより良い回復と持続的かつ包摂的な成長の実現に向け､新型コロナウイルス対策を含む保健、気候変動、開発等の重要課題について議論が行われ、総括として G20 ローマ首脳宣言が発出された。<br>2022 年の G20 サミットは、インドネシア・バリにて開催され、「共に回復し、より強く回復する（Recover Together, Recover Stronger）」のテーマの下、2 日間にわたり、食料・エネルギー安全保障、国際保健、デジタル・トランスフォーメーションといった課題について議論が行われ、総括として、G20 バリ首脳宣言が発出された。 | 外務省：G20（金融世界経済に関する首脳会合）<br>https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/g20/index.html |
| G20 環境大臣会合 | ジートゥエンティカンキョウダイジンカイゴウ | 12 | G20 諸国の環境大臣による会合。<br>2021 年は、7 月にイタリア・ナポリで開催された。イタリアが議長国を務め、自然環境や海洋プラスチックごみ、循環経済について議論を行い、コミュニケ（共同声明）をとりまとめた。<br>2022 年は、8 月にインドネシア・バリ島で開催され､インドネシアが議長国を務めた。各国大臣は、持続可能な復興の支援、環境保護及び気候目標を支援するための陸上及び海上での行動の強化、環境保護及び気候目標の取組を支援するための資源動員の強化について議論し、支持を表明した。 | 環境省：G20 環境大臣会合及び気候・エネルギー大臣会合の結果について（速報版）<br>https://www.env.go.jp/press/109813.html<br><br>環境省：G20 環境・気候大臣会合の結果について（第２報）<br>https://www.env.go.jp/press/press_00556.html |
| ジオエンジニアリング（気候工学） | ジオエンジニアリング（キコウコウガク） | 8 | ジオエンジニアリング（気候工学とも呼ばれる）とは、気候変動の影響を緩和するために、気候システムを意図的に改変する手法や技術のことで､｢二酸化炭素除去｣(CDR)と、「太陽放射管理」（SRM）に大きく分かれる。CDR 法は大気中の二酸化炭素（CO2）濃度を低減するもので、SRM 法は地球の太陽光（放射）の反射率を高めることで人為起源の温室効果ガスによる温暖化を相殺するものである。 | 緩和と適応へのアプローチ － 環境省<br>https://www.env.go.jp/earth/ondanka/stop2015/stop2015_full.pdf |
| 資源動員 | シゲンドウイン | 50 | 生物多様性分野に回る資金、人材、技術などの資源を拡大すること。<br>COP15 では、「資源動員戦略フェーズ I（2023-2024）」が採択された。締約国に対し、国家生物多様性財政計画又は同様の文書を策定、更新及び実施することが奨励された｡新枠組の実施を 2030 年まであらゆるソースから支援する特別信託基金（「グローバル生物多様性枠組基金」）を、地球環境ファシリティ（GEF）の中に 2023 年に設立することとなった | 武内和彦・渡辺綱男編『日本の自然環境政策』東京大学出版会、2014<br><br>環境省：中央環境審議会自然環境部会第 6 回生物多様性国家戦略小委員会資料<br>https://www.env.go.jp/council/12nature/page_00024.html |

| 用語 | よみがな | 初出ページ | 解説 | 出典 |
|---|---|---|---|---|
| 自然関連財務情報開示タスクフォース（TNFD: Task force on Nature-related Financial Disclosures） | シゼンカンレンザイムジョウホウカイジタスクフォース（ティーエヌエフディー） | 11 | 2021 年 6 月、企業活動に対する自然資本及び生物多様性に関するリスクや機会を適切に評価し、開示するための枠組みを構築する国際的な組織として、自然関連財務情報開示タスクフォース（TNFD）が設立された。既に取組が進んでいる気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD：Task force on Climate-related Financial Disclosures）に続く枠組みであり、資金の流れをネイチャーポジティブ（生物多様性の損失を食い止め、回復に転じさせる）に移行させるという観点で、自然関連リスクに関する情報開示の枠組みを構築することを目指している。<br>2022 年に枠組みの草案が配布され、企業が参加するパイロット事業や規制当局・データ作成者等との協議を経て、2023 年に枠組みを公表する予定。 | 環境省：令和 4 年版環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書<br>http://www.env.go.jp/policy/hakusyo/r04/pdf.html |
| 自然共生圏 | シゼンキョウセイケン | 3 | 2012 年 9 月に閣議決定された「生物多様性国家戦略 2012-2020」において示された概念で、豊かな自然を有し水や食料を供給する地方と、その恩恵を受けてきた都市を、生態系サービスの需給でつながる地域として一体的にとらえたもののこと。自然共生圏の中で連携や交流を深め、都市にある資金や人材、情報等を地方に提供するなど、相互に支えあう仕組みをつくることが重要とされる。 | 環境省：生物多様性国家戦略 2012-2020<br>https://www.biodic.go.jp/biodiversity/about/initiatives/files/2012-2020/01_honbun.pdf |
| 自然共生サイト | シゼンキョウセイサイト | 10 | 民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域のこと、環境省は、「自然共生サイト」として認定する仕組みを令和５年度から正式に開始した。 | 環境省：30by30 自然共生サイト<br>https://policies.env.go.jp/nature/biodiversity/30by30alliance/kyousei/ |
| 自然再生 | シゼンサイセイ | 28 | 過去に損なわれた生態系やその他の自然環境を取り戻すこと。自然再生推進法では、関係行政機関、関係地方公共団体、地域住民、特定非営利活動法人、自然環境に関し専門的知識を有する者等地域の多様な主体が参加して、河川、湿原、干潟、藻場、里地、里山、森林その他の自然環境を保全し、再生し、若しくは創出し、又はその状態を維持管理することと規定されている。 | 環境省：自然再生推進法 Q&A<br>https://www.env.go.jp/nature/saisei/contact/qa/qa1.html |
| 自然資源 | シゼンシゲン | 26 | 土壌、水、植物、野生生物など、人間のニーズに応える上で価値のある自然環境の特徴または構成要素。経済的な価値を持つもの（木材など）と、「非経済的」な価値を持つもの（景観の美しさなど）がある。 | General Multilingual Environmental Thesaurus(GEMET):natural resource definition<br>https://www.eionet.europa.eu/gemet/en/concept/5521 |
| 自然資本 | シゼンシホン | 2 | 森林、土壌、水、大気、生物資源など、自然界で発生する資源のストックのこと。生態系サービスは、自然資本から生み出されるフローと捉えることができる。このように、自然環境を国民の生活や企業の経営基盤を支える重要な資本の一つとして捉える考え方が注目されている。 | 環境省：平成 26 年度版環境白書<br>http://www.env.go.jp/policy/hakusyo/zu/h26/html/hj14010304.html#n1_3_4 |

| 用語 | よみがな | 初出ページ | 解説 | 出典 |
|---|---|---|---|---|
| 自然と共生する世界 | シゼントキョウセイスルセカイ | 2 | 2010 年に愛知県名古屋市で生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）が開かれ、2011 年以降の世界目標である愛知目標が採択された。愛知目標では、2050 年までの長期目標（Vision）として「自然と共生する世界」の実現が掲げられており、「2050 年までに、生物多様性が評価され、保全され、回復され、そして賢明に利用され、それによって生態系サービスが保持され、健全な地球が維持され、すべての人々に不可欠な恩恵が与えられる」世界と説明された。この長期目標は、最新の世界目標である「昆明－モントリオール生物多様性枠組」に引き継がれている。 | 環境省：自然と共生する世界の実現に向けて<br>https://www.biodic.go.jp/biodiversity/about/sokyu/sokyu05.html<br><br>環境省：平成 24 年版　図で見る環境・循環型社会・生物多様性白書<br>https://www.env.go.jp/policy/hakusyo/zu/h24/html/hj12010404.html |
| 自然と人々のための高い野心連合<br>（HAC: High Ambition Coalition for Nature and People） | シゼントヒトビトノタメノタカイヤシンレンゴウ（ハック、ハイアンビションコアリションフォーネイチャーアンドピーポー） | 12 | 愛知目標の次の目標となる「ポスト 2020 生物多様性枠組」に、「2030 年までに、地球上の陸と海の少なくとも 30%を保護する」という目標の位置づけなどを求める野心連合。フランス及びコスタリカが主導し、2023 年３月時点で、100 か国以上が参加。2021 年１月のワンプラネットサミットで正式に発足し、小泉進次郎環境大臣が参加を表明した。 | 環境省：中央環境審議会第 28 回総会資料<br>https://www.env.go.jp/council/01chuo/資料５%E3%80%80⑤今後の生物多様性に係る主な動き.pdf |
| 自然を活用した解決策<br>（NbS: Nature-based Solutions） | シゼンヲカツヨウシタカイケツサク | 2 | 国際自然保護連合（IUCN）が 2009 年に提唱した概念。2016 年に「社会課題に効果的かつ順応的に対処し、人間の幸福および生物多様性による恩恵を同時にもたらす、自然の、あるいは人為的に改変された生態系の保護、持続可能な管理、回復のための行動」と定義された。<br>また、国連環境計画（UNEP）では、「社会的、経済的、環境的課題に効果的かつ適応的に取り組み、同時に人間の福利、生態系サービス、回復力、生物多様性の利益を提供する、自然または改変された陸上、淡水、沿岸、海洋生態系の保護、保全、回復、持続的利用、管理のための行動。」と定義。 | 国際自然保護連合（IUCN）<br>”IUCN Resolutions, Recommendations and Other Decisions 6-10 September 2016.”<br><br>国連環境計画（UNEP）UNEP/EA.5/Res.5<br>”Resolution adopted by the United Nations Environment Assembly on 2 March 2022” |
| 持続可能な開発のための教育<br>（ESD: Education for Sustainable Development） | ジゾクカノウナカイハツノタメノキョウイク（イーエスディー） | 118 | 気候変動、生物多様性の喪失、資源の枯渇、貧困の拡大等、人類の開発活動に起因する問題を、自らの問題として主体的に捉え、人類が将来の世代にわたり恵み豊かな生活を確保できるよう、身近なところから取り組む（think globally, act locally）ことで、問題の解決につながる新たな価値観や行動等の変容をもたらし、持続可能な社会を実現していくことを目指して行う学習・教育活動のこと。2002 年の「持続可能な開発に関する世界首脳会議」で我が国が提唱した考え方であり、ユネスコを主導機関として国際的に取り組まれてきた。<br>2020 年より、ESD に関する新たな国際枠組みである「持続可能な開発のための教育：SDGs 実現に向けて（ESD for 2030）」が開始されており、そのような国際的な動向も踏まえ、文部科学省・環境省の両事務次官が共同議長を務める「持続可能な開発のための教育に関する関係省庁連絡会議」において、令和３年５月に「我が国における「持続可能な開発のための教育（ESD）」に関する実施計画」（第２期 ESD 国内実施計画）が策定された。 | 文部科学省：持続可能な開発のための教育（ESD：Education for Sustainable Development）<br>https://www.mext.go.jp/unesco/004/1339970.htm<br><br>環境省（2021）：我が国における「持続可能な開発のための教育（ESD）」に関する実施計画（第２期 ESD 国内実施計画）の策定について<br>https://www.env.go.jp/press/109588.html |

| 用語 | よみがな | 初出ページ | 解説 | 出典 |
|---|---|---|---|---|
| 持続可能な開発のための国連海洋科学の 10 年（2021-2030 年） | ジゾクカノウナカイハツノタメノコクレンカイヨウカガクノジュウネン | 10 | 2017 年の 12 月に行われた第 72 回国連総会で採択されたもので、海洋科学の推進により持続可能な開発目標（SDG14 等）を達成するため、2021-2030 年の 10 年間に集中的に取組を実施する国際枠組のこと。実施計画では、10 年間の取組で目指す社会的成果として、きれいな海、健全で回復力のある海、予測できる海、安全な海、持続的に収穫できる生産的な海、万人に開かれ誰もが平等に利用できる海、心揺さぶる魅力的な海の７つが掲げられており、そのために、海洋汚染の減少や海洋生態系の保全から、海洋リテラシーの向上と人類の行動変容まで 10 の挑戦課題に取り組むこととされている。 | 文部科学省：ユネスコの科学分野における我が国の協力<br>https://www.mext.go.jp/unesco/005/003.htm |
| 湿原 | シツゲン | 15 | 泥炭が堆積した上に形成される草原で、泥炭地とも呼ばれる。一般に寒冷な気候条件の下に発達する。この条件のもとでは、枯死した植物の腐敗･分会が妨げられるので、遺体は泥炭となって堆積し、その上に次々と草原が生育していくことになる。 | 地学団体研究会編『新版地学事典』平凡社、1996<br><br>国土地理院：湿原・湿地の定義に関する参考資料<br>https://www.gsi.go.jp/common/000136093.pdf |
| 湿地 | シッチ | 3 | 沼沢地、湿原、泥炭地又は水域をいい、低潮時における水深が６メートルを超えない海域のこと。湿原、湖沼、ダム湖、河川、ため池、湧水地、水田、遊水池、地下水系、塩性湿地、マングローブ林、干潟、藻場、サンゴ礁などが含まれる。特にラムサール条約で定められた基準に従って指定された地域は「ラムサール条約湿地」と呼ばれる。 | 環境省：ラムサール条約とは<br>https://www.env.go.jp/nature/ramsar/conv/About_RamarConvention.html |
| シナジー | シナジー | 38 | 取り組みをより効果的、効率的にすることによる、個々の活動の総計をはるかに上回る共同活動の結果。 | UNEP：多国間環境協定の交渉者のための用語集<br>http://wedocs.unep.org/handle/20.500.11822/7569 |
| 社会生活基本調査 | シャカイセイカツキホンチョウサ | 23 | 統計法に基づく基幹統計調査として、生活時間の配分や余暇時間における主な活動を調査し、国民の社会生活の実態を明らかにするための基礎資料を得ることを目的として５年ごとに実施される調査のこと。 | 総務省 e-stat：社会生活基本調査<br>https://www.e-stat.go.jp/statistics/00200533<br><br>総務省：令和 3 年社会生活基本調査の概要<br>https://www.stat.go.jp/data/shakai/2021/gaiyou.html |
| 社会変革（transformative change） | シャカイヘンカク（トランスフォーマティブチェンジ） | 7 | 根本的かつシステム全体に係る変化を指し、パラダイムや目標、価値観の観点も含めた技術・経済・社会的要因に関する検討事項を含む。 | 環境省：IPBES 生物多様性と生態系サービスに関する地球規模評価報告書 政策決定者向け要約<br>https://www.iges.or.jp/jp/pub/ipbes-global-assessment-spm-j/ja |

| 用語 | よみがな | 初出ページ | 解説 | 出典 |
|---|---|---|---|---|
| 循環型社会 | ジュンカンガタシャカイ | 3 | 循環型社会形成推進基本法第 2 条において、「製品等が廃棄物等となることが抑制され、並びに製品等が循環資源となった場合においてはこれについて適正に循環的な利用が行われることが促進され、及び循環的な利用が行われない循環資源については適正な処分(廃棄物（ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のものをいう。）としての処分をいう。）が確保され、もって天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会をいう。」とされる。現在、第４次循環型社会形成推進基本計画期間中であり、その全体像を評価する物質フロー指標として「資源生産性」「入口側の循環利用率」「出口側の循環利用率」「最終処分量」を設定している。加えて取組を示す指標についても様々なものが設定されている。 | 環境省：循環型社会形成推進基本法<br>https://www.env.go.jp/recycle/circul/recycle.html<br><br>環境省：循環型社会形成推進基本計画<br>https://www.env.go.jp/recycle/circul/keikaku.html |
| 循環型社会形成推進基本計画 | ジュンカンガタシャカイケイセイスイシンキホンケイカク | 59 | 循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定める計画。 | 環境省：環境再生・資源循環<br>https://www.env.go.jp/recycle/circul/keikaku.html |
| 順応的な取組方法<br>(順応的管理) | ジュンノウテキナトリクミホウホウ | 55 | 既存のプログラムの結果から学ぶことにより、管理方針および実践を継続的に改善する体系的なプロセス | IUCN 用語集<br>https://www.iucn.org/sites/dev/files/iucn-glossary-of-definitions_en.pdf |
| 証拠に基づく政策立案<br>(EBPM:<br>Evidence-based Policy Making) | ショウコニモトヅクセイサウリツアン（イービーピーエム） | 48 | 政策の企画をその場限りのエピソードに頼るのではなく、政策目的を明確化したうえで合理的根拠（エビデンス）に基づくものとすること。政策効果の測定に重要な関連を持つ情報や統計等のデータを活用することで、政策の有効性を高め、国民の行政への信頼確保に資するとされる。 | 内閣府:内閣府における EBPM への取組<br>https://www.cao.go.jp/others/kichou/ebpm/ebpm.html |
| 食品ロス | ショクヒンロス | 44 | 国民に供給された食料のうち本来食べられるにもかかわらず廃棄されている食品のこと。食品ロス量（食品廃棄物等のうち可食部分と考えられる量）の推定値は、食品関連事業者と一般家庭別に農林水産省により公表されている。国内で使われている「食品廃棄物等」は FAO の定義による「food loss」、同じく「食品ロス」は FAO の「food waste」に考え方が近い。 | 農林水産省：食品ロス及びリサイクルをめぐる情勢<br>https://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syoku_loss/attach/pdf/161227_4-2.pdf |
| 食料安全保障 | ショクリョウアンゼンホショウ | 9 | 食料安全保障とは、すべての人々が、常に、物理的、社会的、経済的に、活動的で健康的な生活のために、食の嗜好と食事のニーズを満たす十分かつ安全で栄養のある食料を入手できることを意味する。食品安全は、食料安全保障と相互に関連し、食料安全保障の達成に不可欠である。 | 農林水産省：知ってる？日本の食糧事情<br>https://www.maff.go.jp/j/zyukyu/anpo/1.html<br><br>Food and Agriculture Organization of the United Nations：Food safety considerations to achieve best health outcomes under limited food availability situations<br>https://www.fao.org/documents/card/en/c/cb8715en |
| 新型コロナウイルス感染症<br>(COVID-19) | シンガタコロナウイルスカンセンショウ | 2 | 「SARS-CoV-2」と呼ばれる病原体（通称「新型コロナウイルス」）によって引き起こされる感染症。2019 年に中国武漢市で発見され、全世界に感染が拡大した。 | 国立感染症研究所：コロナウイルスとは<br>https://www.niid.go.jp/niid/ja/kansennohanashi/9303-coronavirus.html |

| 用語 | よみがな | 初出ページ | 解説 | 出典 |
|---|---|---|---|---|
| 新興感染症 | シンコウカンセンショウ | 2 | 最近新しく認知され、局地的にあるいは国際的に公衆衛生上の問題となる感染症のこと。 | 国立感染症研究所：新興感染症 https://www.niid.go.jp/niid/ja/route/emergent.html |
| 針広混交林 | シンコウコンコウリン | 35 | 針葉樹と広葉樹が混じり合った森林のことであり、一般的に公益的機能が高いとされている。 | 東京農工大学農学部森林・林業実務必携編集委員会編『森林・林業実務必携第2版』 朝倉書店、2021 |
| 人工資本 | ジンコウシホン | 19 | 人間の知識・技術・教育、健康・寿命等のこと。道路、建物、機械、設備等のこと。経済学においては、生産の基盤となる資本として、伝統的に人工資本と人的資本が注目されてきたが、近年はそれらとならんで自然資本の重要性が注目されている。 | UNEP：Inclusive Wealth Report 2018 Exective Summary https://wedocs.unep.org/bitstream/handle/20.500.11822/26776/Inclusive_Wealth_ES.pdf?sequence=1&isAllowed=y |
| 人獣共通感染症 | ジンジュウキョウツウカンセンショウ | 15 | 同一の病原体により、ヒトとヒト以外の脊椎動物の双方が罹患する感染症のこと。全ての感染症のうち約半数を占めており、医師及び獣医師は活動現場で人獣共通感染症に接触するリスクを有する。こうした分野横断的な課題に対し、人、動物、環境の衛生に関わる者が連携して取り組む One Health（ワンヘルス）という考え方が世界的に広がっている。 | 厚生労働省：動物由来感染症 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/kekkaku-kansenshou18/index.html |
| 人的資本 | ジンテキシホン | 2 | 明確な定義は定められていないが、国連環境計画（UNEP）による”Inclusive Wealth Report”において､経済の包括的な富を構成する要素の一つとして human capital が挙げられており、知識、適正、教育、技能等によって構成されると説明されている。 | UNEP：Inclusive Wealth Report 2018 Exective Summary https://wedocs.unep.org/bitstream/handle/20.500.11822/26776/Inclusive_Wealth_ES.pdf?sequence=1&isAllowed=y |
| 侵略的外来種 | シンリャクテキガイライシュ | 7 | 外来種の中で、地域の自然環境に大きな影響を与え、生物多様性を脅かすおそれのある種のこと。日本国内においては沖縄島や奄美大島に持ち込まれたマングース、小笠原諸島に入ってきたグリーンアノールなどが該当する。2015年3月には環境省及び農林水産省において、日本における侵略的外来種を整理した「生態系被害防止外来種リスト」が作成されている。 | 環境省：侵略的な外来種 https://www.env.go.jp/nature/intro/2outline/invasive.html |
| 森林･土地利用に関するグラスゴー･リーダーズ宣言 | シンリントチリヨウニカンスルグラスゴーリーダーズセンゲン | 8 | 2021年11月に英国・グラスゴーで開催された国連気候変動枠組条約第26回締約国会議（COP26）において、英国ボリス・ジョンソン首相が主催する「世界リーダーズ・サミット」が開催され、その一環として、11月2日に森林減少を終わらせ森林を回復させることに対する機運を高めるため、「森林・土地利用イベント」が開催された。同イベントにおいて、2030年までに森林の消失と土地の劣化を食い止め、さらにその状況を好転させるため、森林保全とその回復促進などの取組を強化する「森林・土地利用に関するグラスゴー・リーダーズ宣言」が発表された。本宣言は、我が国をはじめ、英国、米国、EU、インドネシア、ブラジルなど140以上の国・地域が参加している。 | 林野庁：森林・土地利用に関するグラスゴー・リーダーズ宣言の概要 https://www.rinya.maff.go.jp/j/kaigai/attach/pdf/index-19.pdf |
| 森林の多面的機能 | シンリンノタメンテキキノウ | 35 | 森林の有する国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の様々な機能のこと。 | 林野庁：森林・林業基本法の概要 https://www.rinya.maff.go.jp/j/kikaku/law/gaiyou.html |

| 用語 | よみがな | 初出ページ | 解説 | 出典 |
|---|---|---|---|---|
| ストックとフロー | ストックトフロー | 57 | ストックはある一時点において貯蔵されている量、フローは一定期間内に流れた量のことを指す。ここでのストックとは再生可能な資源と再生不可能な資源（植物、動物、空気、水、土壌、鉱物など）が組み合わさって、人々に利益の流れをもたらすストックとしての自然資本を示す。また、ここでのフローは自然資本によって生み出される生態系と生態系サービスを示す。 | SEEA：Natural Capital and Ecosystem Services FAQ https://seea.un.org/content/natural-capital-and-ecosystem-services-faq |
| 生産緑地 | セイサンリョクチ | 46 | 市街化区域内の農地で、良好な生活環境の確保に効用があり、公共施設等の敷地として適している農地。都市計画に定め、建築行為等を許可制により規制されており、固定資産税の農地課税、相続税の納税猶予といった軽減措置が講じられている。 | 国土交通省：生産緑地制度 https://www.mlit.go.jp/toshi/park/toshi_city_plan_tk_000041.html |
| 生息域外保全 | セイソクイキガイホゼン | 36 | 生息地ではなく、安全な施設に生きものを保護して、それらを育てて増やすことにより絶滅を回避する方法。例えば、動物園や水族館、植物園などで絶滅のおそれのある生きものたちを飼育・栽培していることも「生息域外保全」にあたる。また、場合によっては、増やした生きものを生息地に戻す「野生復帰」の取り組みもおこなわれる。 | 環境省：絶滅する前にできること　絶滅危惧種の生息域外保全 https://www.env.go.jp/nature/yasei/ex-situ/ikigaipanfu.pdf |
| 生態系サービス（Ecosystem Services） | セイタイケイサービス（エコシステムサービス） | 6 | 私たちの暮らしは食料や水の供給、気候の安定など、生物多様性を基盤とする生態系から得られる恵みによって支えられている。これらの恵みを総称して「生態系サービス」と呼ぶ。国連が発表したミレニアム生態系評価報告書（MA）では、生態系サービスを「供給サービス」、「調整サービス」、「文化的サービス」、「基盤サービス」の４つに分類している。 | 環境省：生物多様性と生態系サービス https://www.biodic.go.jp/biodiversity/activity/policy/valuation/service.html<br><br>亀山章監修、倉本宣・佐伯いく代『新版「生態工学」』朝倉書店、2021 |
| 生態系サービスへの支払い（PES: Payment for Ecosystem Services） | セイタイケイサービスヘノシハライ（ペス） | 42 | 国際的に合意された定義はないが、原則として以下の要件を満たすものとされる（Wunder, 2005）。<br>1. 生態系サービスの受益者と供給者との自発的な売買<br>2. 生態系サービスの明確な定義化（またはそれらのサービスに関連する土地利用の定義化）<br>3. 生態系サービスの購入者（買い手）の存在<br>4. 生態系サービスの供給を管理する生態系サービスの供給者（売り手）の存在<br>5. 生態系サービス供給者が生態系サービスの供給を継続的に確実にすること | 環境省：生態系サービスへの支払い（PES）～日本の優良事例の紹介～ https://www.biodic.go.jp/biodiversity/shiraberu/policy/pes/index.html<br><br>Wunder, S. (2005) Payments for Environmental Service, Some Nuts and Bolts. CIFOR CIFOR Occasional Paper No. 42. |
| 生態系ネットワーク | セイタイケイネットワーク | 35 | 生物多様性が保たれた国土を実現するために、保全すべき自然環境や優れた自然条件を有している地域を核として、これらを有機的につなぐ取組のこと。川・森・農地・海といった自然のつながりは、国土レベルでの生態系ネットワークの基軸であり、その形成には関係する機関・団体等が積極的に連携して取り組むことが必要とされている。 | 国土交通省・農林水産省・環境省『生態系ネットワーク財政支援制度集』2022 |

| 用語 | よみがな | 初出ページ | 解説 | 出典 |
|---|---|---|---|---|
| 生態系レッドリスト | セイタイケイレッドリスト | 35 | 生態系レッドリストとは、絶滅危惧生態系（絶滅が危惧される生態系）が掲載されたリストのこと。個体数の少ない種（希少種）に着目した保全施策だけでは不十分という指摘から、生態系、植物群落、および地形を対象としたレッドリストの整備が国内外で進められている。 | 佐伯いく代,横川昌史,指村奈穂子,芦澤和也,大谷雅人,河野円樹,明石浩司,古本良「絶滅危惧生態系 ： 種を超えた保全のアプローチ」保全生態学研究,2013,18(2)<br>https://www.jstage.jst.go.jp/article/hozen/18/2/18_KJ00008993971/_article/-char/ja |
| 生態系を活用した適応策（EbA） | セイタイケイヲカツヨウシタテキオウサク（イービーエー） | 7 | 気候変動への適応策として生物多様性や生態系サービスを活用するアプローチのこと。生態系は、動植物だけでなく地形、土壌、水、栄養塩などの物質、それらの関係性を総合したシステムであるため、EbA には、「樹木による日射の遮蔽や蒸発散の機能を活用した暑熱リスクの緩和」のような生物の機能を直接活用するものだけでなく、地形や水循環を活用した取り組みも含まれる。 | 環境省自然環境局・国立環境研究所：生態系を活用した気候変動適応策（EbA）計画と実施の手引き<br>https://www.biodic.go.jp/biodiversity/about/library/files/EbA.pdf |
| 生態系を活用した防災･減災（Eco-DRR） | セイタイケイヲカツヨウシタボウサイゲンサイ（エコディーアールアール） | 38 | グリーンインフラの概念の中でも特に防災・減災に注目し、地域において防災・減災対策を実施・検討する際に、自然災害に対して脆弱な土地の開発を避け、人命や財産が危険な自然現象に暴露されることを回避する（暴露の回避）とともに、生態系の持続的な管理、保全と再生を行うことで、生態系が有する多様な機能を活かして災害に強い地域をつくる（脆弱性の低減）という考え方。 | 環境省：生態系を活用した防災・減災に関する考え方<br>https://www.env.go.jp/nature/biodic/eco-drr/pamph01.pdf<br><br>環境省：気候危機時代の「気候変動×防災」戦略<br>http://www.env.go.jp/press/files/jp/114189.pdf |
| 生物共生型護岸 | セイブツキョウセイガタゴガン | 36 | 港湾構造物の新設時や老朽化対策等の改修と同時に生物の生育、生息の場として機能を付加することにより、海域の環境改善などを期待した構造物のこと。 | 国土交通省東北地方整備局：生物多様化が進む秋田港生物共生型護岸<br>https://www.thr.mlit.go.jp/Bumon/B00097/K00360/happyoukai/H27/3-2.pdf |
| 生物群集 | セイブツグンシュウ | 30 | ある一定区域に生息し相互作用し合う異種個体群からなる全体の集合 | 日本生態学会『生態学入門　第 2 版』東京化学同人,2012 |
| 生物相 | セイブツソウ | 22 | 特定の地域に生息・生育する生物種のリストのこと。 | 井上幹生・中村太士編『河川生態系の調査・分析方法』講談社、2019 |
| 生物多様性 | セイブツタヨウセイ | 2 | すべての生物（陸上生態系、海洋その他の水界生態系、これらが複合した生態系その他生息又は生育の場のいかんを問わない。）の間の変異性をいうものとし、種内の多様性、種間の多様性及び生態系の多様性を含む。 | 環境省（生物多様性センター）：生物多様性条約<br>https://www.biodic.go.jp/biolaw/jo_hon.html |
| 生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学-政策プラットフォーム（IPBES: Intergovernmental Science-Policy Platform on Biodiversity and Ecosystem Services） | セイブツタヨウセイオヨビセイタイケイサービスニカンスルセイフカンカガクセイサクプラットフォーム（イプベス） | 6 | 生物多様性と生態系サービスに関する動向を科学的に評価し、科学と政策のつながりを強化する政府間のプラットフォームとして、2012 年 4 月に設立された政府間組織のこと。科学的評価、能力養成、知見生成、政策立案支援の 4 つの機能を活動の柱としており、その成果は、生物多様性条約に基づく国際的な取組や、各国の政策に活用されている。気候変動分野で同様の活動を進める IPCC の例から、生物多様性版の IPCC と呼ばれることもある。2021 年 6 月現在の参加国数は 137 カ国。 | 環境省：科学と政策の統合（IPBES）<br>https://www.biodic.go.jp/biodiversity/activity/policy/ipbes/files/IPBES_Pamphlet_2021.pdf |

| 用語 | よみがな | 初出ページ | 解説 | 出典 |
|---|---|---|---|---|
| 生物多様性及び生態系サービスの総合評価 2021 (JBO3) | セイブツタヨウセイオヨビセイタイケイサービスノソウゴウヒョウカニセンニジュウイチ（ジェービーオースリー） | 14 | 日本の生物多様性・生態系サービスの現状と、特に、生物多様性の損失を止めて回復に向かわせるための「社会変革」のあり方に関して科学的知見を提供することを目的としてまとめられた報告書。 | 環境省：生物多様性及び生態系サービスの総合評価（JBO3）の結果について https://www.env.go.jp/press/109308.html |
| 生物多様性基本法 | セイブツタヨウセイキホンホウ | 3 | 生物多様性基本法は、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する施策を総合的・計画的に推進することで、豊かな生物多様性を保全し、その恵みを将来にわたり享受できる自然と共生する社会を実現することを目的とし、2008 年 5 月に議員立法により成立し、同年 6 月に施行された。 | 環境省：生物多様性基本法 https://www.biodic.go.jp/biodiversity/about/kihonhou/index.html |
| 生物多様性国家戦略 2012-2020 | セイブツタヨウセイコッカセンリャクニセンジュウニカラニセンニジュウ | 25 | 生物多様性国家戦略とは、生物多様性条約及び生物多様性基本法に基づく、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する国の基本的な計画のこと。生物多様性国家戦略 2012-2020 は、2010 年 10 月に開催された生物多様性条約第 10 回締約国会議(COP10)で採択された愛知目標の達成に向けた我が国のロードマップを示すとともに、2021 年３月に発生した東日本大震災を踏まえた今後の自然共生社会のあり方を示した計画。 | 環境省：生物多様性国家戦略 https://www.biodic.go.jp/biodiversity/about/initiatives/index.html |
| 生物多様性国家戦略 2012-2020 の実施状況の点検結果 | セイブツタヨウセイコッカセンリャクニセンジュウニカラニセンニジュウノジッシジョウキョウノテンケンケッカ | 25 | 2011 年 9 月に閣議決定された「生物多様性国家戦略 2012-2020」に基づく施策等の実施状況について生物多様性国家戦略関係省庁連絡会議が取りまとめたもの。点検は 2 回行われ、平成 26 年 3 月と令和 3 年 1 月にそれぞれ結果が公表された。 | 環境省：「生物多様性国家戦略 2012-2020」の実施状況の点検結果及びそれに対する意見募集（パブリックコメント）の結果について https://www.env.go.jp/press/109038.html<br><br>環境省：「生物多様性国家戦略 2012-2020」の実施状況の点検結果 及びそれに対する意見募集（パブリックコメント）の結果について（お知らせ） https://www.env.go.jp/press/17889.html |
| 生物多様性条約（生物の多様性に関する条約）(Convention on Biological Diversity: CBD) | セイブツタヨウセイジョウヤク（セイブツノタヨウセイニカンスルジョウヤク） | 2 | 希少種の取引規制や特定の地域の生物種の保護を目的とする既存の国際条約（絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（ワシントン条約）、特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約（ラムサール条約）等）を補完し、生物の多様性を包括的に保全し、生物資源の持続可能な利用を行うための国際的な枠組みとして、1992 年 5 月に採択、1993 年 12 月に発効された。本条約に基づき、1994 年から生物多様性条約締約国会議（COP）が開催されている。 | 外務省：生物多様性条約 https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyo/jyoyaku/bio.html |

| 用語 | よみがな | 初出ページ | 解説 | 出典 |
|---|---|---|---|---|
| 生物多様性条約締約国会議（COP） | セイブツタヨウセイジョウヤクテイヤクコクカイギ（コップ） | 10 | 生物多様性条約（CBD ： Convention on Biological Diversity)を結んでいる国や地域が参加している会議。生物多様性条約とは、人類の生存を支え、人類に様々な恵みをもたらす生物多様性の保全を世界全体で取り組むことを目的に 1992 年につくられた条約で、2022 年現在締約国及び地域数は 196 で、1994 年から原則 2 年に 1 回開催されている。 COP の後に続く数字は開催回数を表している。<br><br>COP10 は 2010 年に日本・名古屋で開催され、2020 年までの世界目標である「愛知目標」が採択された。<br>COP15 は第一部が 2020 年に中国・昆明、第二部が 2022 年にカナダ･モントリオールで開催され、第二部では愛知目標に代わる 2030 年までの世界目標である「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択された。 | 環境省：環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書　用語集<br>https://www.env.go.jp/content/000063242.pdf<br><br>外務省：生物多様性条約<br>https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyo/jyoyaku/bio.html |
| 生物多様性地域戦略 | セイブツタヨウセイチイキセンリャク | 48 | 生物多様性基本法に基づき地方公共団体が策定する、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画のこと。 | 環境省：生物多様性地域戦略<br>https://www.env.go.jp/nature/biodic/lbsap.html |
| 生物多様性地域連携促進法 | セイブツタヨウセイチイキレンケイソクシンホウ | 45 | 様々な立場の人々が互いに連携し、生物多様性の保全のための活動（地域連携保全活動）を促進することで、それぞれの地域における生物多様性の保全を図ることを目的として、2010 年に制定された法律。 | 環境省：生物多様性地域連携促進法 | 生物多様性地域連携促進法のあらまし<br>https://www.env.go.jp/content/900489281.pdf |
| 生物多様性と気候変動に関するIPBES-IPCC合同ワークショップ | セイブツタヨウセイトキコウヘンドウニカンスルイプベスアイピーシーシーゴウドウワークショップ | 8 | 1988 年に設立された気候変動に関する政府間パネル（IPCC）と、2012 年設立の生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学-政策プラットフォーム（IPBES）が、両分野の関連性が重要視されていること、統合的な視座の必要とされていることを踏まえ、2022 年 12 月に共催した生物多様性と気候変動に関するワークショップ。同ワークショップの報告書では、生物多様性と気候変動の関係性について、将来生じうる気候変動が生物多様性に与える影響とリスクとともに、生物多様性における変化が気候の特徴に与える変化、影響について記載している。 | 公益財団法人地球環境戦略研究機関：生物多様性と気候変動　IPBES-IPCC 合同ワークショップ報告書<br>https://www.iges.or.jp/jp/events/20210930 |

| 用語 | よみがな | 初出ページ | 解説 | 出典 |
|---|---|---|---|---|
| 生物多様性と生態系サービスに関する地球規模評価報告書 | セイブツタヨウセイトセイタイケイサービスニカンスルチキュウキボヒョウカホウコクショ | 6 | 1970 年代から 2050 年までの期間の地球全体を対象に、自然科学や社会科学の知識、ならびに幅広い知識体系や多次元にわたる価値観を総括した、2005 年発表のミレニアム生態系評価以来の生物多様性と生態系サービスに関する地球規模の評価書。2019 年の IPBES 総会第 7 回会合で承認された。主要なメッセージは以下の４点。<br><br>A.自然とその人々への重要な寄与（生物多様性と生態系の機能やサービスとも表現される）は、世界的に悪化している。<br>B.直接的、間接的な変化要因が過去 50 年で増大している。<br>C.自然の保全と持続可能な利用、および持続可能な社会の実現に向けた目標は、このままでは達成できない。2030 年以降の目標の達成に向けて、経済、社会、政治、技術すべてにおける変革（transformative change）が求められる。<br>D.自然の保全、再生、持続的可能な利用と世界的な社会目標は、社会変革に向けた緊急で協調した努力によって同時に達成することができる。 | 環境省：IPBES 生物多様性と生態系サービスに関する地球規模評価報告書 政策決定者向け要約<br>https://www.iges.or.jp/jp/pub/ipbes-global-assessment-spm-j/ja |
| 生物多様性のための 30by30 アライアンス | セイブツタヨウセノタメノサーティバイサーティアライアンス | 34 | 30by30 目標達成に向けた取組をオールジャパンで進めるための企業・自治体・団体による有志連合。 アライアンス参加者は、30by30 目標達成に向けた直接的な保全地域の確保又は保全活動の支援に取り組み、その内容を発信していくこととなっている。 | 環境省:生物多様性のための 30by30 アライアンス（概要）<br>https://www.env.go.jp/content/900518836.pdf |
| 世界漁業･養殖業白書 | セカイギョギョウヨウショクギョウハクショ | 9 | 国連食糧農業機関（FAO）が隔年で公表し、漁獲量や養殖生産量、水産物の貿易や消費の現状等を記載した報告書。2020 年６月に公表された「2020 年世界漁業・養殖業白書（The State of World Fisheries and Aquaculture: SOFIA）」では、エビデンスに基づく施策を支援するために、漁業・養殖セクターに関する最新統計を提供し、現状かつ新規の課題や持続的漁業・養殖を達成するための国際協力推進アプローチの分析を試みている。 | 国際農林水産業研究センター：食糧農業機関(FAO) 2020 年 世界漁業・養殖業白書<br>https://www.jircas.go.jp/ja/program/program_d/blog/20200611 |
| 世界経済フォーラム<br>(WEF) | セカイケイザイフォーラム（ダブリューイーエフ） | 11 | 1971 年、スイスの経済学者クラウス・シュワブによって設立された、グローバルかつ地域的な経済問題に取り組むために、政治、経済、学術等の各分野における指導者層の交流促進を目的とした独立・非営利団体。財源は世界各国の企業や団体からの寄付金であり、年次総会、地域サミット、一般会合など年間を通して実施されるフォーラムの開催が主な活動である。特に毎年おおむね 1 月下旬にスイス・ダボスで開催される年次総会（通称ダボス会議）では、幅広い分野のビジネス・リーダー及び政府・国際機関のリーダー、メディア・リーダー、著名な学者等、各国の要人が参加する。 | 世界情報通信事情：世界経済フォーラム（WEF）<br>https://www.soumu.go.jp/g-ict/international_organization/wef/index.html |
| 脊梁山脈 | セキリョウサンミャク | 34 | ある地域を分断して長く連なり、主要な分水嶺となる山脈。 | 松村明編『大辞林 第四版』三省堂,2019 |

| 用語 | よみがな | 初出ページ | 解説 | 出典 |
|---|---|---|---|---|
| 絶滅危惧種 | ゼツメツキグシュ | 19 | 絶滅危惧種とは、絶滅が危惧されるほど個体数や生息地が減少している種のこと。その原因は、開発による生息地の減少、密猟などの乱獲や、環境汚染等により生息数を大きく減らしたことなどが挙げられる。また、近年は地球温暖化による生息環境の変化や消失、人間が持ち込んだ外来生物などによる影響も深刻になっている。絶滅のおそれのある野生生物をリストアップし、データベースにまとめたものは「レッドリスト」と呼ばれる。 | WWF ジャパン：絶滅の危機に瀕している世界の野生生物のリスト「レッドリスト」について<br>https://www.wwf.or.jp/activities/basicinfo/3559.html<br><br>亀山章監修、倉本宣・佐伯いく代『新版「生態工学」』朝倉書店、2021 |
| 促進区域 | ソクシンクイキ | 39 | 温対法第 21 条第５項に規定する市町村が定めるよう努めるものとしている「地域脱炭素化促進事業の対象となる区域」のこと。 | 環境省：環境省 環境計画課、環境影響評価課、地球温暖化対策課『地域脱炭素のための促進区域設定等に向けたハンドブック（第１版）』<br>2022https://www.env.go.jp/policy/local_keikaku/data/sokushin_handbook.pdf<br><br>環境省：地域脱炭素<br>https://www.env.go.jp/policy/roadmapcontents/ |
| Society5.0 | ソサイエティゴテンゼロ | 3 | サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）、狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く、新たな社会を指すもの。第５期科学技術基本計画において我が国が目指すべき未来社会の姿として初めて提唱された。 | 内閣府：Society 5.0<br>https://www8.cao.go.jp/cstp/society5_0/ |
| 第５次環境基本計画 | ダイ５ジカンキョウキホンケイカク | 4 | 平成 30 年 4 月 17 日に閣議決定。SDGs、パリ協定採択後に初めて策定される環境基本計画として、SDGs の考え方も活用しながら、目指すべき社会の姿として「地域循環共生圏」の創造、「世界の範となる日本」の確立、及びこれらを通じた持続可能な循環共生型社会（「環境・生命文化社会」）の実現を掲げている。具体的には、分野横断的な６つの「重点戦略」を設定し、環境政策による経済社会システム、ライフスタイル、技術などあらゆる観点からのイノベーションの創出や、経済・社会的課題の「同時解決」を実現し、将来に渡って質の高い生活をもたらす「新たな成長」につなげていくことが記載されている。 | 環境省：第５次環境基本計画の概要<br>https://www.env.go.jp/content/900511403.pdf<br><br>環境省：第五次環境基本計画の閣議決定について<br>https://www.env.go.jp/press/105414.html |
| ダスグプタ･レビュー | ダスグプタ・レビュー | 11 | 英国政府財務省が 2021 年 2 月に公表した人間の経済活動と自然生態系との関係に関する報告書「生物多様性の経済学（The Economics of Biodiversity）」のこと。著者がケンブリッジ大学名誉教授パーサ・ダスグプタ氏であることから、「ダスグプタ・レビュー」とも呼ばれている。<br>本レビューでは、「人間は自然の外部にあるのではなく、人間も経済も、自然の内部に組み込まれている」という基本的な事実を理解し、受け入れることが解決に向けた第一歩であるとしている。そして、持続可能な社会にするためには、地球が供給する範囲内で、経済成長を測る指標を見直し、金融の改革が必要であると説いている。 | WWF ジャパン：ダスグプタ教授が示す「生物多様性の経済学：ダスグプタレビュー」3 つのポイント<br>https://www.wwf.or.jp/activities/lib/4661.html |

| 用語 | よみがな | 初出ページ | 解説 | 出典 |
|---|---|---|---|---|
| 脱炭素社会 | ダツタンソシャカイ | 3 | 地球温暖化対策の推進に関する法律第 2 条の２において、「人の活動に伴って発生する温室効果ガスの排出量と吸収作用の保全及び強化により吸収される温室効果ガスの吸収量との間の均衡が保たれた社会をいう。」とされ、いわゆるカーボンニュートラルが実現された社会と解される。カーボンニュートラルについては、2015 年パリ協定において、世界共通の長期目標として、「今世紀後半に温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と吸収源による除去量との間の均衡を達成すること」とされており、我が国においても 2020 年 10 月に政府として「2050 年までにカーボンニュートラルを目指す」ことが宣言されている。さらには、2021 年 4 月の地球温暖化対策推進本部及び米国主催の気候サミットにおいて、「2050 年目標と整合的で、野心的な目標として、2030 年度に、温室効果ガスを 2013 年度から 46％削減することを目指す。さらに、50％の高みに向けて、挑戦を続けていく」ことを表明している。 | 環境省：地球温暖化対策推進法と地球温暖化対策計画<br>https://www.env.go.jp/earth/ondanka/domestic.html<br><br>e-GOV:地球温暖化対策の推進に関する法律<br>https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=410AC0000000117<br><br>環境省脱炭素ポータル：カーボンニュートラルとは<br>https://ondankataisaku.env.go.jp/carbon_neutral/about/<br><br>資源エネルギー庁『令和２年度エネルギーに関する年次報告』 |
| ダニ媒介性感染症 | ダニバイカイセイカンセンショウ | 15 | ダニ媒介感染症とは、病原体を保有するダニに咬まれることによって起こる感染症のこと。人が野外作業や農作業、レジャー等で､これらのダニの生息場所に立ち入ると、ダニに咬まれることがある。ダニがウイルスや細菌などを保有している場合、咬まれた人が病気を発症することがある。 | 厚生労働省：ダニ媒介感染症<br>https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164495.html |
| 地域気候変動適応計画 | チイキキコウヘンドウテキオウケイカク | 48 | 都道府県や市町村等が主体となって、その区域における自然的、経済的、社会的状況に応じた気候変動適応に関する施策を推進するための計画のこと。 | A-PLAT：地域気候変動適応計画<br>https://adaptation-platform.nies.go.jp/local/plan/index.html |
| 地域金融機関 | チイキキンユウキカン | 42 | 特定地域を主要な営業基盤とする金融機関。地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、信用組合、農業協同組合、漁業協同組合、労働金庫などをさす。 | 日本大百科全書(ニッポニカ)<br>https://kotobank.jp/word/%E5%9C%B0%E5%9F%9F%E9%87%91%E8%9E%8D%E6%A9%9F%E9%96%A2-5712 |
| 地域個体群 | チイキコタイグン | 34 | 個体群のうち、特定の生息地パッチ（特定の種または特定の種の集まりに適した生息地で、理想的には不適な生息地または異なる物理的特性を持つ生息地に囲まれている地域）で見られるもの。 | Samuel M. Scheiner ”Encyclopedia of Biodiversity (Second Edition)”, Academic Press,2013 |
| 地域コミュニティ | チイキコミュニティ | 45 | 総務省の「コミュニティ研究会」第１回研究会（平成 19 年２月７日）参考資料では、「コミュニティ」を「（生活地域、特定の目標、特定の趣味など）何らかの共通の属性及び仲間意識を持ち、相互にコミュニケーションを行っているような集団（人々や団体）」とし、この中で、「共通の生活地域（通学地域、勤務地域を含む）の集団によるコミュニティ」を特に「地域コミュニティ」とされる。 | 総務省：地域コミュニティに関する研究会報告書<br>https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/chiiki_community/index.html |
| 地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律 | チイキシゼンシサンクイキニオケルシゼンカンキョウノホゼンオヨビジゾクカノウナリヨウノスイシンニカンスルホウリツ | 45 | 地域における自然環境の保全や持続可能な利用の推進を図るため、入域料等の利用者による取組費用の負担や寄付金等による土地の取得等、民間資金を活用した地域の自発的な取組を促進することを目的として、2014 年に制定された法律。 | 環境省：地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律（地域自然資産法・平成 27 年 4 月 1 日施行）<br>https://www.env.go.jp/nature/national-trust/n-trust_law/index.html |

| 用語 | よみがな | 初出ページ | 解説 | 出典 |
|---|---|---|---|---|
| 地域循環共生圏 | チイキジュンカンキョウセイケン | 3 | 各地域が､地域資源を最大限活用して自立･分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方のこと。第 5 次環境基本計画（2018 年 4 月）において提唱された。 | 環境省：地域循環共生圏 https://www.env.go.jp/seisaku/list/kyoseiken/index.html |
| 地域連携保全活動支援センター | チイキレンケイホゼンカツドウシエンセンター | 45 | 地域連携保全活動を行う関係者間における連携や協力のあっせん、必要な情報の提供や助言等を行う拠点。生物多様性地域連携促進法では、地方公共団体が地域連携保全活動支援センターとしての機能を担う体制の確保に努めることとされている。 | 環境省：生物多様性地域連携促進法 | 地域連携保全活動計画作成の手引き https://www.env.go.jp/nature/biodic/act_promo/tebiki.html |
| 地下資源 | チカシゲン | 3 | 地下部に存在する自然資源、鉱物資源、化石資源のこと。 | 文部科学省：科学技術・学術審議会資源調査分科会『我が国における自然資源の統合管理の在り方について』 https://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/__icsFiles/afieldfile/2010/05/24/1293366_2.pdf |
| 地球温暖化 | チキュウオンダンカ | 22 | 別段の記載がない限り産業革命前の水準に対して示される、30 年平均の、あるいは特定の年または特定の 10 年間を中心とした 30 年間の予想される全球平均地表温度の上昇｡過去そして未来にまたがる 30 年間に関しては、現在の数十年にわたる温暖化傾向は続くと予想されている。 | IPCC:Global Warming of 1.5 °C https://www.ipcc.ch/site/assets/uploads/sites/2/2019/05/SR15_SPM_version_report_HR.pdf |
| 地球温暖化対策計画 | チキュウオンダンカタイサクケイカク | 59 | 地球温暖化対策計画は、地球温暖化対策推進法に基づく政府の総合計画で､2021 年 10 月に５年ぶりの改訂が実施された。2030 年度において、温室効果ガス 46%削減（2013 年度比）を目指し、さらに 50%の高みに向けて挑戦を続けるという目標を踏まえて策定したもので、二酸化炭素以外も含む温室効果ガスの全てを網羅し､新たな 2030 年度目標の裏付けとなる対策・施策を記載している。 | 環境省：地球温暖化対策計画（令和３年 10 月 22 日閣議決定） https://www.env.go.jp/earth/ondanka/keikaku/211022.html |
| 地球温暖化対策推進法 | チキュウオンダンカタイサクスイシンホウ | 39 | 京都で開催された気候変動枠組条約第３回締約国会議（ＣＯＰ３）での京都議定書の採択を受け、我が国の地球温暖化対策の第一歩として、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みを定めた法律として平成 10 年に成立。その後、8 回の改正を経て、最新の令和 4 年度改正では、我が国における脱炭素社会の実現に向けた対策の強化を図るため、温室効果ガスの排出の量の削減等を行う事業活動に対し資金供給等を行うことを目的とする株式会社脱炭素化支援機構に関し、その設立、機関、業務の範囲等を定めるとともに、国が地方公共団体への財政上の措置に努める旨を規定。 | 環境省:地球温暖化対策推進法の成立･改正の経緯 https://www.env.go.jp/earth/ondanka/keii.html |
| 地球規模生物多様性概況第5版（GBO5：Global Biodiversity Outlook 5） | チキュウキボセイブツタヨウセイガイキョウダイゴハン（ジービーオーファイブ） | 7 | 生物多様性条約事務局が、各国の国別報告書、生物多様性国家戦略、生物多様性に関する既往研究成果やデータを分析し、生物多様性戦略計画 2011-2020 及び愛知目標の達成状況について分析した報告書であり、2020 年 9 月に第 5 版が公表された。本書は､ポスト 2020 目標の検討プロセスに対して科学的な情報を提供する基礎資料となる。 | 環境省：生物多様性及び生態系サービスの総合評価 2021(JBO3)の結果 https://www.biodic.go.jp/biodiversity/activity/policy/jbo3/generaloutline/index.html |

| 用語 | よみがな | 初出ページ | 解説 | 出典 |
|---|---|---|---|---|
| 地産地消 | チサンチショウ | 44 | 地産地消とは、国内の地域で生産された農林水産物（食用に供されるものに限る。）を、その生産された地域内において消費する取組。 | 農林水産省：地産地消（地域の農林水産物の利用）の推進<br>https://www.maff.go.jp/j/nousin/inobe/chisan_chisyo/ |
| 地上資源 | チジョウシゲン | 3 | 森林、土壌、水、大気、生物等の自然資源のうち、地上部に存在するもののこと。<br>また、鉱物資源については都市鉱山等が含まれる。 | 文部科学省：科学技術・学術審議会資源調査分科会『我が国における自然資源の統合管理の在り方について』<br>https://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/__icsFiles/afieldfile/2010/05/24/1293366_2.pdf |
| 地方公共団体実行計画 | チホウコウキョウダンタイジッコウケイカク | 48 | 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、地球温暖化対策計画に即して各地方自治体が策定するもの。事務事業編と区域施策編の 2 つからなる。事務事業編は、地方公共団体の事務事業に伴う温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画であって、計画期間に達成すべき目標を設定し、その目標を達成するために実施する措置の内容等を定めるもの。区域施策編は、地球温暖化対策計画に即して、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出量削減等を推進するための総合的な計画であって、計画期間に達成すべき目標を設定し、その目標を達成するために実施する措置の内容を定めるとともに、温室効果ガスの排出量削減等を行うための施策に関する事項として、再生可能エネルギーの導入、省エネルギーの促進、公共交通機関の利用者の利便の増進、緑化推進、廃棄物等の発生抑制等循環型社会の形成等について定めるものである。 | 環境省:地方公共団体実行計画　策定・実施支援サイト<br>https://www.env.go.jp/policy/local_keikaku/index.html |
| 直接的な要因(直接要因) | チョクセツテキナヨウイン（チョクセツヨウイン） | 6 | 自然に直接作用する自然要因と人為的要因を指す。「自然要因」には地震や火山の噴火、極端気象現象といったものが含まれる。「人為的要因」には生息地の改変や野生生物の利用、外来種の導入、汚染、気候年等、人間の意思決定の結果生じるものを指す。 | 環境省：生物多様性及び生態系サービスの総合評価 2021(JBO3)の結果<br>https://www.biodic.go.jp/biodiversity/activity/policy/jbo3/generaloutline/index.html |
| 地理的表示 | チリテキヒョウジ | 44 | 特定の産地と品質、社会的評価等の特性の面で結び付きのある農林水産物・食品等の産品の名称のこと。 | 農林水産省：地理的表示法とは<br>https://www.maff.go.jp/j/shokusan/gi_act/outline/index.html |
| つくばコミュニケ | ツクバコミュニケ | 10 | 「G7 茨城・つくば科学技術大臣会合」において、発信された共同声明。G7 各国の科学技術大臣が今後の地球規模の課題に関し、科学技術がどのような役割を果たし、あるいは、何をやらなければならないのかを共同宣言という形でまとめたもの。個別に議論する課題として、グローバル・ヘルス、女性の参画拡大と次世代の科学技術イノベーション人材育成、海洋の未来、クリーンエネルギーを設定した。海洋については、①地球規模の海洋観測の強化のためのイニシアチブ、②国連の「レギュラープロセス」を通じた海洋アセスメントシステムの強化、③オープンサイエンスの推進とグローバルなデータ共有インフラ向上、④一貫性のある連携アプローチによる地域の観察能力と知識ネットワークの発展、⑤G7 の政治的な連携強化等の行動が支持された。 | 内閣府：G7 茨城・つくば科学技術大臣会合　つくばコミュニケ（共同声明）<br>https://www8.cao.go.jp/cstp/kokusaiteki/g7_2016/2016communique.html |

| 用語 | よみがな | 初出ページ | 解説 | 出典 |
|---|---|---|---|---|
| つなげよう、支えよう森里川海プロジェクト | ツナゲヨウ、ササエヨウモリサトカワウミプロジェクト | 49 | 自然資源（森里川海）を豊かに保ち、その恵みを引き出すこと、一人一人が、森里川海の恵みを支える社会をつくることを目指し、森里川海を保全・再生し、都市部に住む人たちも含めて国民全体で森里川海の保全とそれに関わる人たちをつなげて、支えていくことを目的としたプロジェクト。 | 環境省：「つなげよう、支えよう森里川海」プロジェクト<br>https://www.env.go.jp/nature/morisatokawaumi/project.html |
| ディスサービス | ディスサービス | 15 | 生態系からもたらされる私たちの暮らしや健康に対する負の影響のこと。 | 環境省：生物多様性及び生態系サービスの総合評価 2021(JBO3)の結果<br>https://www.biodic.go.jp/biodiversity/activity/policy/jbo3/generaloutline/index.html |
| 適応策 | テキオウサク | 3 | 気候変動適応法において、気候変動適応とは「気候変動影響に対応して、これによる被害の防止又は軽減そ<br>の他生活の安定、社会若しくは経済の健全な発展又は自然環境の保全を図ること」とされており、政府全体として気候変動の影響への適応策を総合的かつ計画的に進めるため、目指すべき社会の姿等の基本的な方針と、基本的な進め方、分野別施策の基本的方向、基盤的施策及び国際的施策を定めた「気候変動の影響への適応計画」を策定している。 | 環境省：気候変動適応法条文<br>https://www.env.go.jp/content/900449813.pdf<br><br>気候変動適応情報プラットフォーム：気候変動適応計画<br>https://www.env.go.jp/content/900449799.pdf |
| 適応復興 | テキオウフッコウ | 38 | 災害からの復興について、単に地域を元の姿に戻すという原形復旧の発想に捉われず、土地利用のコントロールを含めた弾力的な対応により気候変動への適応を進める考え方のこと。 | 環境省：「気候変動×防災」に関する共同メッセージ<br>https://www.env.go.jp/press/108163.html |
| デジタル田園都市国家構想 | デジタルデンエントシコッカコウソウ | 3 | デジタル技術の活用により、地域の個性を活かしながら、地方の社会課題の解決、魅力向上のブレイクスルーを実現し、地方活性化を加速する構想のこと。岸田首相が掲げる「新しい資本主義」の重要な柱の一つである。 | 内閣官房：デジタル田園都市国家構想<br>https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/digitaldenen/about/index.html<br><br>デジタル庁：デジタル田園都市国家構想<br>https://www.digital.go.jp/policies/digital_garden_city_nation/ |
| デジタル配列情報<br>(DSI) | デジタルハイレツジョウホウ<br>（ディーエスアイ） | 42 | DNA 配列データ等の遺伝資源の遺伝的な構成に係る情報のこと。<br>COP15 では､DSI の利用による多数国間利益配分メカニズムを設置することと、その詳細は公開作業部会を設置して COP16 に向けて検討することを決定した。どのような場合に利益配分の対象となるか、DSI が由来する地理的情報を含む利益配分の考え方、能力構築、名古屋議定書との関係、多数国間利益配分メカニズム以外を含む政策オプション等、様々な選択肢を含めた今後の検討課題項目についても整理された。 | 環境省：環境省『最近の国際的な議論の状況について』2021<br>https://www.env.go.jp/content/900489726.pdf<br><br>環境省：中央環境審議会自然環境部会第 6 回生物多様性国家戦略小委員会資料<br>https://www.env.go.jp/council/12nature/page_00024.html |
| テレカップリング | テレカップリング | 23 | 距離を超えた社会経済・環境的な相互作用（Liu et al.、2013）。これは、国際貿易、観光、移住、外国投資、種の侵入、生態系サービスへの支払い、水の移動、情報の普及、知識の移転、技術の移転など、さまざまな種類の遠距離相互作用を包括する概念である（Liu et al.、2015 年）。また、関連する用語として「テレコネクション」がある。 | IPBES:IPBES 地球規模評価報告書<br>https://www.ipbes.net/global-assessment |

| 用語 | よみがな | 初出ページ | 解説 | 出典 |
|---|---|---|---|---|
| 伝統知･地域知 | デントウチ・チイキチ | 38 | 伝統知は、世代を超えて受け継がれてきた伝統的な知識・知恵のこと。地域知は、地域に生きる人々が育んできた地域に特有の知識・知恵のこと。生物多様性条約や名古屋議定書は、伝統的な地域社会等と生物資源の密接な結びつきを認識し、伝統的知識の利用から生じる利益の衡平な配分について定めている。地域社会等による地域の条件に合った管理の方法は生物多様性の保全と両立・貢献しているが、管理に伴う知識は失われつつあるとされている。 | 総合地球環境学研究所：比良山麓の伝統知・地域知.<br>https://www.chikyu.ac.jp/publicity/publications/others/img/HIRASANROKU/HTML5/pc.html#/page/4<br><br>地球環境戦略研究機関（IGES）：IPBES生物多様性と生態系サービスに関する地球規模評価報告書　政策決定者向け要約<br>https://www.iges.or.jp/jp/publication_documents/pub/translation/jp/10574/IPBESGlobalAssessmentSPM_j.pdf |
| 天然生林 | テンネンセイリン | 35 | 伐採など人為の攪乱によって天然更新し、遷移の途上にある森林のこと。天然林が人為の影響がない（少ない）のに対して、天然生林は天然林的要素を持ちながら、伐採という人為の影響を受けているものである。 | 藤森隆郎『森との共生－持続可能な社会のために－』丸善,2000 |
| トレーサビリティ | トレーサビリティ | 42 | 追跡可能性の意。本来は食品の安全を確保するために、栽培や飼育から加工・製造・流通などの過程を明確にすること。また、その仕組み。 | 松村明編『大辞林 第四版』三省堂,2019 |
| トレードオフ | トレードオフ | 8 | 環境や人間の幸福のある側面が改善されると、必然的に別の側面が低下したり失われたりする状況のこと。トレードオフは、ほとんどの複雑なシステムを特徴づけるものであり､環境および/または社会経済的成果の向上を目指す意思決定を行う際に考慮すべき重要な要素である。トレードオフとシナジー（シナジーは「Win-Win」シナリオとも呼ばれる）は別物であり、シナジーは、ある望ましい結果の向上が、別の結果の向上につながる場合に生じる。 | IPBES:trade-off<br>https://www.ipbes.net/glossary/trade#:~:text=trade%2Doff-,Glossary,loss%20of%20a%20different%20aspect. |
| 内閣府世論調査 | ナイカクフヨロンチョウサ | 23 | 内閣府により実施されている基本的な国民意識の動向や政府の重要施策に関する国民の意識を把握するための調査のこと。 | 内閣府：内閣府政府広報室の世論調査業務について<br>https://www.cao.go.jp/yosan/pdf/h30/29000900_naikakufu_kokai_sankou.pdf |
| ナッジ（nudge） | ナッジ | 44 | 行動科学の知見（行動インサイト）の活用により、人々が自分自身にとってより良い選択を自発的に取れるように手助けする政策手法のこと（nudge：そっと後押しする）。選択の自由を残し、費用対効果が高いことを特徴としており、近年、我が国においても行動変容を促進する手段として政策上の位置づけがみられる。 | 日本版ナッジ・ユニット（BEST：Behavioral Sciences Team）について<br>http://www.env.go.jp/earth/ondanka/nudge/nudge_is.pdf |
| 鉛中毒 | ナマリチュウドク | 36 | 水鳥が餌や小石と間違えて鉛散弾を摂取することや、猛禽類がシカ等の哺乳類に含まれる鉛ライフル弾や鉛散弾を摂取することにより、鳥類の体内に鉛が吸収されることを鉛汚染という。この鉛汚染のうち、鉛濃度が比較的高濃度の場合は鉛中毒、鉛中毒よりも低濃度の場合は鉛暴露等と定義される。 | 環境省：鳥類の鉛汚染及びその取組の状況<br>https://www.env.go.jp/nature/choju/effort/effort14/effort14-01/mat1.pdf |

| 用語 | よみがな | 初出ページ | 解説 | 出典 |
|---|---|---|---|---|
| 二国間渡り鳥等保護条約･協定 | ニコクカンワタリドリトウホゴジョウヤク・キョウテイ | 49 | 我が国は、米国及びロシアとそれぞれ渡り鳥等保護条約を、また、オーストラリア及び中国とはそれぞれ渡り鳥等保護協定を締結しており、その中で米国、ロシア、オーストラリアとは自国の絶滅のおそれのある鳥類を相互に通報し、輸出入規制等を行っている。 | 環境省：二国間渡り鳥等保護条約・協定とは https://www.env.go.jp/nature/kisho/kisei/species/migratory-bird/index.html |
| 二次草原 | ニジソウゲン | 21 | 家畜のえさや肥料などとして野草資源を利用するために、火入れや刈り取り、放牧などの人為的な撹乱を受けて維持されてきた草原。 | 高橋佳孝「火入れと利用が守ってきた草原の生態系」,野生復帰,2019,7 https://satokouen.jp/downloads/journal/07_01.pdf |
| 二次的自然 | ニジテキシゼン | 14 | 人々が古くから持続的に利用や管理してきた農地や二次林など、人が関わることによって形成･維持されている自然環境のこと。これらの二次的自然環境には、多様な種がその生存のために適応・依存しており、その維持・再構築が生物多様性の維持・向上に重要な役割を果たしている。しかし、このような環境も、都市化や産業化、過疎化等の影響により衰退してきている。<br>これらの地域は学術的には社会生態学的生産ランドスケープ・シースケープ（Socio-ecological production landscapes and seascapes, SEPLS）とよばれ、「生息・生育地と土地利用の動的モザイクであり、人間と自然の相互作用によって生物多様性が維持されていると同時に、人々の暮らし、生命の維持や福利に必要なモノやサービスを持続的に享受している場所」と定義づけられている。 | IPSI 事務局:SATOYAMA イニシアティブ国際パートナーシップ（IPSI）自然共生社会の実現に向けて. 国連大学サステイナビリティ高等研究所 https://collections.unu.edu/eserv/UNU:6615/IPSIbooklet_jp_2020_2nd_printing.pdf |
| 二次林 | ニジリン | 14 | 伐採等により森林が破壊された跡に、土中に残った種子や植物体の生長などにより成立した森林のこと。雑木林とも呼ばれる。 | 東京農工大学農学部森林・林業実務必携編集委員会編『森林・林業実務必携第 2 版』 朝倉書店、2021 |
| 2030 生物多様性枠組実現日本会議（J-GBF） | ニセンサンジュウセイブツタヨウセイワクグミジツゲンニホンカイギ（ジェージービーエフ） | 41 | 30by30 目標をはじめとする、昆明・モントリオール生物多様性枠組等の世界目標・国内戦略の達成に向け、国、地方公共団体、事業者、国民および NGO やユースなど、国内のあらゆるセクターの参画と連携を促進し、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する取組を推進するため、UNDB-J（国連生物多様の 10 年日本委員会)の後継組織として 2021 年 11 月に設立された組織。 | 環境省「2030 生物多様性枠組実現日本会議（J-GBF）」：J-GBF について https://policies.env.go.jp/nature/biodiversity/j-gbf/about/ |
| 2℃目標 | ニドモクヒョウ | 7 | 人類の経済活動から排出される温室効果ガスによって引き起こされる地球全体の平均気温の上昇を、産業革命前と比べて 2℃未満に抑える目標のこと。2010 年の国連気候変動枠組条約締約国会議（COP16）において合意された。 | 国立環境研究所：2℃目標、1.5℃目標の実現のために https://www.nies.go.jp/kanko/news/38/38-3/38-3-02.html |
| バイオマス（biomass） | バイオマス | 38 | 生物資源（bio）の量（mass）を表す概念から転じた、木材、食品廃棄物、家畜排せつ物、下水汚泥など、生物由来の有機性資源（化石資源を除く）のこと。化石資源が数億年かけて蓄積された有限の資源であるのに対して、バイオマスは現生の生物が光合成により生成する再生可能な資源であり、人間のライフサイクルの中では大気中の二酸化炭素を増加させないという特性（カーボンニュートラル）がある。よって、石油由来のエネルギー・製品をバイオマスで代替することで、二酸化炭素排出削減が可能となる。 | 農水省：バイオマス・ニッポン総合戦略 https://www.maff.go.jp/j/biomass/pdf/h18_senryaku.pdf |

| 用語 | よみがな | 初出ページ | 解説 | 出典 |
|---|---|---|---|---|
| 排他的経済水域（EEZ） | ハイタテキケイザイスイイキ | 3 | 領海の外側に、領海の基線から 200 海里を超えない範囲内で設定が認められている水域であり、以下のような沿岸国の権利、管轄権等が認められている。<br>(1)沿岸国は、EEZ（海底及びその下を含む）において、天然資源（生物・非生物を問わない。）の探査、開発、保存及び管理等のための主権的権利を有する。<br>(2)沿岸国は、EEZ において、人工島、施設及び構築物の設置及び利用、海洋環境の保護及び保全、海洋の科学的調査等に関する管轄権を有する。<br>一方で、他の国は、船舶及び航空機の運航並びに海底電線及び海底パイプラインの運用に係る海洋の利用等の自由を享有することができる。 | 外務省：「海洋の国際法秩序と国連海洋法条約」<br>https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kaiyo/law.html<br><br>海洋法に関する国際連合条約 |
| パブリックコンサルテーション | パブリックコンサルテーション | 39 | 英国ブレア政権が採用した手法で、政府から政策原案を文書で関係団体に送付するとともに、ホームページ等に掲示し、意見を募集する制度。 | 農林水産省：(財)農林水産奨励会、農林水産政策情報センター『英国のコンサルテーション』2002<br>https://www.maff.go.jp/primaff/about/center/hokoku/attach/pdf/200203_hk036.pdf |
| バラスト水管理条約 | バラストスイカンリジョウヤク | 49 | 船舶バラスト水を適切に管理し、バラスト水を介した有害水生生物及び病原体の移動を防止、最小化、最終的には除去することにより、海洋環境保護、生物多様性の保持等を図ることを目的とした条約。正式には「船舶バラスト水規制管理条約（2004 年の船舶のバラスト水及び沈殿物の規制及び管理のための国際条約）」と呼ばれる。2004 年 2 月に採択され、2017 年 9 月に発効した。 | 環境省：有害水バラストの排出規制<br>https://www.env.go.jp/water/oean_disp/post_70.html |
| パリ協定 | パリキョウテイ | 7 | 2015 年にパリで開催された国連気候変動枠組条約締約国会議（COP21）において採択された。世界共通の長期目標として「2℃目標」を設定し、1.5℃に抑える努力を追求すること等が盛り込まれている。 | 外務省：2020 年以降の枠組み：パリ協定<br>https://www.mofa.go.jp/mofaj/ic/ch/page1w_000119.html |
| バリューチェーン | バリューチェーン | 65 | 消費者に提供される製品またはサービスの生産において、各部門のそれぞれの活動（機能）が製品またはサービスの価値に連鎖的に貢献するという考え方。 | Cambridge Dictionary<br>https://dictionary.cambridge.org/ja/<br><br>野村総合研究所：用語解説<br>https://www.nri.com/jp/knowledge/glossary |
| パンデミック | パンデミック | 2 | 地理的に広い範囲の世界的流行および、非常に多くの数の感染者や患者を発生する流行のこと。 | 国立感染症研究所：インフルエンザ・パンデミックに関するＱ＆Ａ<br>http://idsc.nih.go.jp/disease/influenza/pandemic/QA01.html |
| ビオトープ | ビオトープ | 38 | 本来その地域にすむさまざまな野生生物が生息することができる空間のことで、「生物の生息空間」と訳される。干潟、湿地、湖沼、河川などの水域や、里山林、草原など、地域の自然を生かしたさまざまなビオトープが整備されており、国土交通省の平成 17 年度近畿地方整備局技術研究発表会では、ビオトープを 1）自然型、2）保全型、3）公園型、4）教育型、5）憩い型の 5 タイプに分類している。 | 国立環境研究所：環境技術解説<br>https://tenbou.nies.go.jp/science/description/detail.php?id=92<br><br>国土交通省・近畿地方整備局近畿技術事務所三宅淳市氏発表論文「ビオトープの評価手法の検討について」平成 17 年度近畿地方整備局技術研究発表会論文集<br>http://www.kkr.mlit.go.jp/plan/kannai2005/02.html |

| 用語 | よみがな | 初出ページ | 解説 | 出典 |
|---|---|---|---|---|
| 東アジア･オーストラリア地域フライウェイ･パートナーシップ | ヒガシアジア・オーストラリアチイキフライウェイ・パートナーシップ | 49 | 2006 年 11 月にインドネシア・ボゴールで開催された「渡り性水鳥、湿地及び地域住民に関する会議」（新パートナーシップ発足式)において発足したパートナーシップ。東アジア・オーストラリア地域において、渡り鳥の保全に関わる様々な主体の国際的な連携・協力のための枠組みを提供することにより、鳥類の重要生息地の国際的なネットワークを構築するとともに、その普及啓発及び保全活動を促進することを目的としている。 | 環境省：東アジア・オーストラリア地域フライウェイ･パートナーシップ(渡り性水鳥保全連携協力事業）の発足について<br>https://www.env.go.jp/press/7707.html |
| 東日本大震災 | ヒガシニホンダイシンサイ | 3 | 東日本大震災をもたらした平成 23 年東北地方太平洋沖地震は、モーメントマグニチュード 9.0 という我が国の観測史上最大の地震であり、世界でも 1900 年以降４番目の巨大地震となった。同地震の震源域は、岩手県沖から茨城県沖まで、長さ約 450km、幅約 200km に及び、最大震度７の地震動が観測されるとともに、大津波の発生により６県で 561 ㎢が浸水する等、広範囲にわたる甚大な被害を生じた。また、今般の震災では、地震及び津波による被害に加え、東京電力福島第一原子力発電所の事故による放射性物質の放出に伴い、同施設周辺の多くの住民が避難を余儀なくされ、農林水産業のみならず製造業を含めたあらゆる産業が大きな打撃を受け、さらには、国内外に風評被害が及ぶなど、未曾有の複合災害となった。 | 東日本大震災の復興施策の総括に関するワーキンググループ『東日本大震災の復興施策の総括』2019<br>https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat7/sub-cat7-2/20191023_shiryou3-2.pdf |
| 干潟 | ヒガタ | 10 | 遠浅の海岸で、潮が引くと干出する砂質、砂泥質あるいは泥質の場所のこと。河川によって運ばれた土砂が河口付近に堆積してできたものである。 | 竹内俊郎ら編『水産海洋ハンドブック第 3 版』生物研究社,2016 |
| フードバンク(food bank)/フードドライブ(food drive) | フードバンク/フードドライブ | 45 | フードバンクとは、食品衛生上の問題はないが廃棄されてしまう食品を、各家庭や食品を取り扱う企業から福祉施設等へ提供する活動のこと。フードドライブとは、各家庭で使い切れない食品を持ち寄り、それらをフードバンク団体等を通じて地域の福祉施設・団体などに提供する活動のこと。食品ロス問題への対応であるほか、新型コロナウイルス感染症のもとで生活困窮者等への食品の提供が課題となったため、国や一部の地方自治体による支援が行われている。 | 農林水産省：『フードバンク活動における食品の取扱い等に関する手引き』2018<br>https://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syoku_loss/attach/pdf/foodbank-9.pdf<br><br>横浜市：フードバンク・フードドライブ活動の推進<br>https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/gomi-recycle/sakugen/20190319133236879.html<br><br>江東区：フードドライブにご協力ください！<br>https://www.city.koto.lg.jp/381104/kurashi/gomi/5r/fooddrive.html |

| 用語 | よみがな | 初出ページ | 解説 | 出典 |
|---|---|---|---|---|
| 富栄養化 | フエイヨウカ | 22 | 窒素・リンなどの栄養塩類は湖沼や海域の生態系を構成する細菌や動植物にとって必須な元素であるが、公共用水域への汚濁負荷物質の流入が高まり、水中の窒素・リンが必要以上に増えると、それを栄養として利用する植物プランクトンが急速に増える。このような状態を富栄養化という。富栄養化の影響でアオコなどが異常増殖すると、水中の溶存酸素が不足し，魚類や藻類が死滅して水環境が悪化する。さらに、水道水などとして利用している場合，浄化がたいへんなだけでなく、異臭味などの問題も起きてくる。 | 国立環境研究所：コラム「富栄養化と有毒アオコ」<br>https://www.nies.go.jp/kanko/kankyogi/07/05.html |
| 普通種 | フツウシュ | 30 | これまで絶滅が心配されていなかった、普通に見られる生きもののこと。 | 西廣淳 （監修），日本生態学会 （編集），矢原徹一,竹門康弘,松田裕之『自然再生ハンドブック』他人書館、2010 |
| フットプリント | フットプリント | 44 | フットプリントは、一般には足跡や占有面積を意味するが、環境用語として、エコロジカルフットプリントやカーボンフットプリントのように、人間が地球環境に及ぼす影響の大きさを表す指標として用いられる。例えばエコロジカルフットプリントは、個人あるいは市や国で消費する全ての資源を生産し、その結果生じる廃棄物の全てを吸収するために必要な陸地及び水域の総面積をまとめたものである。 | Lisa A. Urry ら『キャンベル生物学 原書 11 版』丸善出版,2018 |
| プラネタリーバウンダリー（Planetary boundaries） | プラネタリーバウンダリー | 2 | ヨハン・ロックストームらによって開発された概念で、人間の活動が急激または不可逆的な環境変化を起こしうる境界線のこと。人間の活動が地球のシステムに与える影響を客観的に評価する方法の一つであり、具体的には、①生物圏の一体性（絶滅の速度/生態系機能の消失）、②気候変動、③海洋酸性化、④土地利用変化、⑤淡水利用、⑥生物地球化学的循環（窒素/リン）、⑦大気エアロゾルの負荷、⑧新規化学物質、⑨成層圏オゾンの破壊の９つについて評価が行われている。 | ストックホルムレジリエンスセンター：Planetary boundaries<br>https://www.stockholmresilience.org/research/planetary-boundaries.html<br><br>環境省：平成 29 年度環境白書<br>https://www.env.go.jp/policy/hakusyo/h29/pdf/full.pdf |
| プラネタリー・ヘルス | プラネタリー・ヘルス | 10 | 地球の自然システムに対する人間の破壊が、人間の健康と地球上のすべての生命に与える影響を分析し、対処することに焦点を当てた、解決志向の学際的分野であり社会運動。 | Planetary health arriance : Planetary Health<br>https://www.planetaryhealthalliance.org/planetary-health |
| プラネタリーヘルスダイエット | プラネタリーヘルスダイエット | 9 | EAT ランセット委員会が提案したガイドラインで、科学的根拠に基づき、食事と食糧システムのあるべき形と解決方法を全人類に向けて提示したもの。肉、魚、卵の消費を抑えるほか、砂糖や精製穀物、でんぷんを大幅に削減した食生活が推奨されており、具体的な食事内容や数値目標を示したことで、個人の健康維持だけでなく、サステナブルな食料システムを推進する世界の実現に向けた指針として期待されている。 | Eat forum:The Planetary Health Diet<br>https://eatforum.org/eat-lancet-commission/the-planetary-health-diet-and-you/ |
| ブルーカーボン（blue carbon） | ブルーカーボン | 10 | 光合成によって海洋生態系に取り込まれ、有機物として隔離･貯留される炭素のこと。国連環境計画（UNEP）の 2009 年の報告書において初めて用いられ、陸上で取り込まれるグリーンカーボンと区別された。ブルーカーボンを隔離・貯留する海洋生態系として、海草藻場、海藻藻場、湿地・干潟、マングローブ林が挙げられ、これらは「ブルーカーボン生態系」と呼ばれる。 | 国土交通省：ブルーカーボンとは<br>https://www.mlit.go.jp/kowan/kowan_tk6_000069.html<br><br>UNEP：BLUE CARBON<br>https://gridarendal-website-live.s3.amazonaws.com/production/documents/:s_document/83/original/BlueCarbon_screen.pdf?1483646492 |

| 用語 | よみがな | 初出ページ | 解説 | 出典 |
|---|---|---|---|---|
| 分散型･自然共生社会 | ブンサンガタシゼンキョウセイシャカイ | 46 | 生物多様性国家戦略 2012-2020 では、新たな自然共生社会づくりとして、「地域で供給できる生態系サービスはできるだけ地産地消し、地域の中で循環して持続的に活用していくことを基本としながら、それが困難な場合には、生態系サービスの価値評価等の取組も活用し、国内外も含めたより広域的な視点から生態系サービスの需給でつながる地域を「自然共生圏」として一体的にとらえ、地域間の連携や交流を深めていくことにより、災害などに対してもしなやかに対応することができる自立分散型の社会を目指していくことが重要です。」と記載されている。このような考え方を踏まえた社会のこと。 | 環境省：生物多様性国家戦略 2012-2020<br>https://www.biodic.go.jp/biodiversity/about/initiatives/files/2012-2020/01_honbun.pdf |
| 保護地域 | ホゴチイキ | 30 | 生物多様性及び自然資源や関連した文化的資源の保護を目的として、法的な手法等により管理される陸域または海域のこと。2022 年 3 月時点の日本国内において、陸域の 20.5%、海域の 13.3%が保護地域に位置づけられている。 | IUCN 日本委員会：保護地域<br>http://iucn.jp/park/protection/reserve/reserve#:~:text=IUCN%E3%81%AF%E3%80%8C%E4%BF%9D%E8%AD%B7%E5%9C%B0%E5%9F%9F%E3%80%8D%E3%82%92,%E7%9B%9B%E3%82%93%E3%81%AB%E3%81%AA%E3%81%A3%E3%81%A6%E3%81%84%E3%81%BE%E3%81%99%E3%80%82<br><br>環境省：30by30 ロードマップ<br>https://www.env.go.jp/content/900518835.pdf |
| 補助機関会合（SBSTTA、SBI） | ホジョキカンカイゴウ（サブスタ、エスビーアイ） | 12 | 生物多様性条約締約国会議（COP15）に向けて検討を行う会合のことで、条約の実施状況について科学技術的な見地から検討を行う科学技術助言補助機関会合（SBSTTA）と、条約の構造とプロセスを効率化するための検討を行う条約実施補助機関会合（SBI）がある。 | 環境省:生物多様性条約第 24 回科学技術助言補助機関会合（SBSTTA24）及び第３回条約実施補助機関会合（SBI３）の開催結果について<br>https://www.env.go.jp/press/109694.html |
| ポスト 2020 生物多様性枠組アジア太平洋地域ワークショップ | ポストニセンニジュウセイブツタヨウセイワクグミアジアタイヘイヨウチイキワークショップ | 12 | 2018 年 11 月に開催された生物多様性条約第 14 回締約国会議（COP14）において、生物多様性分野の新たな世界目標であるポスト 2020 目標の検討プロセスが決定された。本決定に基づき、国連の各地域区分ごとに開催されたワークショップの一つで、2019 年 1 月に愛知県名古屋市で開催された。同ワークショップでは、参加者の意見として、ポスト 2020 目標は、愛知目標をもとに、生物多様性の状況や愛知目標の達成状況を踏まえて内容を調整するべきであり、大きな変更は要しないとする意見が大勢を占めた。また、SDGs との連携や、その分かり易さを参考とすべきとの意見が多く、特に、分かり易さは繰り返し強調された。目標の内容に加えて、実施の側面として特に資源動員（資金、能力養成等）の重要性が指摘された。 | 環境省:生物多様性ポスト 2020 目標アジア太平洋地域ワークショップの結果について<br>https://www.env.go.jp/press/106386.html |
| マイクロチップ | マイクロチップ | 36 | 動物の個体識別を目的として、動物の皮下に挿入される超小型の集積回路(IC)。2022 年 6 月から、ブリーダーやペットショップ等で販売される犬や猫について、マイクロチップの装着が義務化された。 | 環境省：犬と猫のマイクロチップ情報登録について<br>https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/pickup/chip.html |

| 用語 | よみがな | 初出ページ | 解説 | 出典 |
|---|---|---|---|---|
| マイクロハビタット | マイクロハビタット | 56 | ハビタットとは、生きものの生息場所のこと。特にマイクロハビタットは、入江、レキ浜、浅海底、氾濫原、半自然草原、水田、原生林の林床、湿崖、地下水や伏流水など微細かつ特殊な生息場所をさす。 | 亀山章監修、倉本宣・佐伯いく代『新版「生態工学」』朝倉書店、2021 |
| マイクロプラスチック | マイクロプラスチック | 22 | 海洋ゴミのうち、一般に 5mm 以下の微細なプラスチック類をいう。<br>マイクロプラスチックは、漂流の過程で汚染物質が表面に吸着し、化学汚染物質の海洋生態系へ取り込まれる原因になる可能性があるほか、実験室レベルでは誤食により海洋生物の体内に取り込まれることによって、海洋生物が害を受け、炎症反応、摂食障害などにつながる場合があることがわかっている。 | 環境省:令和元年版 環境・循環型社会・生物多様性白書<br>https://www.env.go.jp/policy/hakusyo/r01/pdf.html |
| マネタイズ | マネタイズ | 42 | 収益に繋げること。収益化。 | 松村明編『大辞林 第四版』三省堂,2019 |
| マルチステークホルダー | マルチステークホルダー | 49 | 政府の政策だけで完結するものではない課題に対しては、企業や消費者、投資家、労働者、NPO など、社会の様々な立場にある組織や個人が、プロセスに参加し、学び、協力し、それぞれの役割を果たすことが不可欠であり、このような課題解決の鍵を握る組織や個人を“ステークホルダー”と呼ぶ。<br>多種多様なステークホルダーが対等な立場で参加し、協働して課題解決にあたる合意形成の枠組みを、“マルチステークホルダー・プロセス”という。 | 内閣府：マルチステークホルダーの考え方<br>https://www5.cao.go.jp/npc/sustainability/concept/index.html |
| MARPOL 条約 | マルポールジョウヤク | 49 | 船舶の運航やその事故による海洋の汚染を防止するための条約。正式には「1973 年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する 1978 年の議定書」と呼ばれる。1978 年 2 月に採択され 1983 年から国際的に発効。日本は 1983 年 6 月に加入した。 | 国土交通省：1973 年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する 1978 年の議定書（ＭＡＲＰＯＬ７３／７８）<br>https://www.mlit.go.jp/kaiji/imo/imo0003_.html |
| 水と緑のネットワーク | ミズトミドリノネットワーク | 35 | 「水と緑のネットワーク」の形成は、水や緑の連続した空間や拠点などからなる骨格軸をつくり、それらを基盤とした面的な広がりを形成することにより、水や緑の持つ機能を複合的・効果的に発揮する取組のこと。 | 国土交通省：「環境の世紀」における「公園緑地の取組」<br>https://www.mlit.go.jp/crd/park/joho/dl/kankyo/data/07.pdf<br><br>国土交通省:国土交通省 の環境行動計画 （令和 3 年）<br>https://www.mlit.go.jp/common/001448170.pdf |
| 緑の基本計画 | ミドリノキホンケイカク | 48 | 都市緑地法に基づき市町村が策定する、都市公園の整備方針、特別緑地保全地区の緑地の保全や、緑化地域における緑化の推進に関する事項など、都市計画制度に基づく施策と、公共公益施設の緑化、緑地協定、住民参加による緑化活動等都市計画制度によらない施策や取り組みを体系的に位置付けた緑のオープンスペースに関する総合的な計画のこと。 | 国土交通省：緑の基本計画<br>https://www.mlit.go.jp/toshi/park/toshi_parkgreen_tk_000075.html<br><br>国土交通省：都市緑化データベース<br>https://www.mlit.go.jp/crd/park/joho/database/toshiryokuchi/midori_kihon/index.html |

| 用語 | よみがな | 初出ページ | 解説 | 出典 |
|---|---|---|---|---|
| みどりの食料システム戦略 | ミドリノショクリョウシステムセンリャク | 41 | 食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現するため、農林水産省が策定した戦略。<br>同戦略では 2050 年までに目指す姿として、①農林水産業の CO2 ゼロエミッション化の実現、②化学農薬の使用量をリスク換算で 50%低減、③化学肥料の使用量を 30%低減、④耕地面積に占める有機農業の取組面積を 25%、100 万 ha に拡大、⑤2030 年までに持続可能性に配慮した輸入原材料調達の実現、⑥エリートツリー等を林業用苗木の 9 割以上に拡大⑦ニホンウナギ、クロマグロ等の養殖において人工種苗比率 100%を実現、等の目標が掲げられている。 | 農林水産省：みどりの食料システム戦略<br>https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/midori/index.html<br><br>農林水産省：みどりの食料システム戦略の策定について<br>https://www.maff.go.jp/j/press/kanbo/kankyo/210512.html |
| 藻場 | モバ | 10 | 海藻や海草が繁茂する場のこと。コンブ類、ホンダワラ類、アラメ・カジメ類等の大型褐藻類や、アマモ類等の海草が繁茂し、光合成が行われるだけでなく、多様な生物のすみかや隠れ家としても機能し、水質浄化や底質安定化の場でもある。 | 竹内俊郎ら編『水産海洋ハンドブック第 3 版』生物研究社,2016 |
| 森･里･川･海 | モリサトカワウミ | 25 | 人と自然が共生した社会を実現していくためには、国土全体にわたって自然環境の質を向上させていくことが必要であり、河川をはじめとした、湖沼、湿原、湧水池などの水系は、森林、農地、都市、沿岸域などをつなぐことで国土における生態系ネットワークの重要な基軸となっているため、国土レベルでのこれらの生態系ネットワークの基軸のつながりを確保していくことが必要とされている。2012 年 9 月に閣議決定された生物多様性国家戦略 2012-2020 において、2020 年度までに重点的に取り組むべき施策として「森・里・川・海のつながりを確保する」が初めて掲げられた。 | 環境省：生物多様性国家戦略 2012-2020<br>https://www.env.go.jp/content/900520467.pdf |
| モンスーン | モンスーン | 14 | 季節的交替する卓越風系、すなわち季節風を意味する。 広い意味では、この季節風伴う雨季も含めて､モンスーンと定義される。季節風が卓越する地域はモンスーン（季節風）気候帯と呼ばれる。 代表的なものとしては、アジア・モンスーン（インド・モンスーンを含む）、 オーストラリア・モンスーン、アフリカ・モンスーン、南アメリカ・モンスーンなどがあり、アジア・モンスーンに伴う対流活動の変動は日本の天候に大きな影響を与える。 | 気象庁：天気予報等で用いる用語<br>https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/yougo_hp/haichi4.html |
| 野生鳥獣との軋轢 | ヤセイチョウジュウトノアツレキ | 30 | イノシシやニホンジカなどのように地域的に増加又は分布域を拡大して、農林業被害や自然生態系のかく乱を引き起こしたりすること。 | 野生鳥獣の保護及び管理に係る計画制度（環境省）<br>https://www.env.go.jp/nature/choju/plan/plan3-1a.html |
| ユネスコエコパーク | ユネスコエコパーク | 38 | 生物多様性の保護を目的に、ユネスコ人間と生物圏（MAB）計画の一環として 1976 年に開始された、豊かな生態系を有し、地域の自然資源を活用した持続可能な経済活動を進めるモデル地域。2022 年 6 月時点で認定地域数は 134 か国 738 地域であり、うち日本国内は 10 地域（志賀高原、白山、大台ヶ原・大峯山・大杉谷、屋久島・口永良部島、綾、只見、南アルプス、祖母・傾・大崩、みなかみ、甲武信）となっている。 | 環境省：ユネスコエコパーク（BR）、世界自然遺産、世界ジオパークの概要<br>https://www.env.go.jp/nature/isan/kento/conf02/04/mat08.pdf<br><br>文部科学省：生物圏保存地域（ユネスコエコパーク）<br>https://www.mext.go.jp/unesco/005/1341691.htm |

| 用語 | よみがな | 初出ページ | 解説 | 出典 |
|---|---|---|---|---|
| ユネスコ世界ジオパーク | ユネスコセカイジオパーク | 38 | 国際的重要性をもつ地形・地質学的遺産を有し、これらの遺産を地域社会の持続可能な発展に活用している地域であり、ユネスコの国際地質科学ジオパーク計画（IGGP）の一事業として実施されている。現在、世界で 46 か国・177 のユネスコ世界ジオパークが認定されており（2022 年 11 月現在）、日本からは、9 地域（洞爺湖有珠山、糸魚川、島原半島、山陰海岸、室戸、隠岐、阿蘇、アポイ岳、伊豆半島）が登録されている。 | 環境省：ユネスコエコパーク（BR）、世界自然遺産、世界ジオパークの概要 https://www.env.go.jp/nature/isan/kento/conf02/04/mat08.pdf<br><br>文部科学省：ユネスコ世界ジオパーク https://www.mext.go.jp/unesco/005/004.htm |
| 予防的な取組方法（予防原則） | ヨボウテキナトリクミホウホウ | 54 | 重大なあるいは取り返しのつかない破壊が発生するおそれがある場合には、科学的確実性が十分でないという理由で環境劣化を予防するために費用対効果の高い手法を適用することを延期せず、各国の能力に応じて取り組む方法のこと。 | 環境省：予防的な取組方法の考え方について https://www.env.go.jp/chemi/communication/seisakutaiwa/dialogue/03/mat01_2.pdf |
| ラムサール条約 | ラムサールジョウヤク | 3 | 1971 年２月にイランのラムサールで採択された湿地に関する国際条約で、正式名称は「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」という。条約の目的である「湿地の保全・再生」と「ワイズユース（賢明な利用）」、これらを促進する「交流・学習」の 3 点が基盤である。本条約に基づき、国際的に重要な湿地及びそこに生息・生育する動植物の保全を促進するため、各締約国がその領域内にある国際的に重要な湿地を 1 ヶ所以上指定し、条約事務局への登録を行っている。 | 環境省：ラムサール条約とは https://www.env.go.jp/nature/ramsar/conv/About_RamarConvention.html |
| ランドスケープアプローチ（landscape approach） | ランドスケープアプローチ | 48 | 一定の地域や空間において、主に土地・空間計画をベースに、 多様な人間活動と自然環境を総合的に取扱い、課題解決を導き出す手法のこと。複数の生態系を含む場において 、生物多様性の保全や持続可能な利用等の複数の土地利用目的を多様なステークホルダーの参画により調整することも、ランドスケープアプローチに含まれるとされている。 | 環境省：第３回次期生物多様性国家戦略研究会<br>資料３－１　ランドスケープアプローチ<br>http://www.biodic.go.jp/biodiversity/about/initiatives5/files/3_3-1_landscapeapproaches.pdf |
| リーダーによる自然への誓約（Leaders Pledge for Nature） | リーダーニヨルシゼンヘノセイヤク（リーダーズプレッジフォーネイチャー） | 12 | 2030 年までに生物多様性の減少傾向を食い止め、回復に向かわせるため、野心的な「ポスト 2020 生物多様性枠組」の策定と完全な実施、新型コロナウイルス感染症からのグリーン復興をはじめとする 10 の約束事項からなる首脳級イニシアティブ。2021 年 5 月の日英首脳会談において菅義偉内閣総理大臣（当時）が参加を表明。 | 環境省：環境白書 https://www.env.go.jp/policy/hakusyo/r04/html/hj22020201.html<br><br>WWF ジャパン：（仮和訳）自然回復の誓約：Leaders Pledge for Nature https://www.wwf.or.jp/activities/data/20201015basicinfo01.pdf |
| リオサミット（地球サミット） | リオサミット（チキュウサミット） | 2 | 1992 年にブラジル・リオデジャネイロで行われた「国連環境開発会議（地球サミット）」。「環境と開発に関するリオ宣言」やそれを具体化するための「アジェンダ 21」が採択されたほか、気候変動枠組条約や生物多様性条約が署名されるなど、今日に至る地球環境の保護や持続可能な開発の考え方に大きな影響を与えた。 | 外務省：国連持続可能な開発会議（リオ＋20） https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyo/rio_p20/gaiyo.html |
| リカレント教育 | リカレントキョウイク | 44 | 学校教育からいったん離れて社会に出た後も、それぞれの人の必要なタイミングで再び教育を受け､仕事と教育を繰り返すこと。日本では、仕事を休まず学び直すスタイルもリカレント教育に含まれ、社会人になってから自分の仕事に関する専門的な知識やスキルを学ぶため、「社会人の学び直し」とも呼ばれる。 | 政府広報オンライン https://www.gov-online.go.jp/useful/article/202108/1.html |

| 用語 | よみがな | 初出ページ | 解説 | 出典 |
|---|---|---|---|---|
| 流域圏 | リュウイキケン | 56 | 流域とは、降り注いだ雨がひとつの川となって集まる範囲のこと。流域圏は、流域及び関連する水利用地域や氾濫原をさし、国土の持続的な利用と健全な水循環系の回復を可能とするために、流域圏の歴史的な風土性を認識し、河川、森林、農用地等の国土管理上の各々の役割に留意しつつ、総合的に施策が展開されている。 | 亀山章監修、倉本宣・佐伯いく代『新版「生態工学」』朝倉書店、2021<br><br>国土交通省：流域圏ホームページ<br>https://www.mlit.go.jp/kokudokeikaku/ryuuikiken/index.html<br><br>国土交通省:新・全国総合開発計画「２１世紀の国土のグランドデザイン」－地域の自立の促進と美しい国土の創造－<br>https://www.mlit.go.jp/kokudokeikaku/ryuuikiken/zs04.html |
| 流域治水 | リュウイキチスイ | 38 | 近年、全国各地で水災害が激甚化・頻発化するとともに、気候変動の影響により、今後、降雨量や洪水発生頻度が全国で増加することが見込まれるため、ハード整備の加速化・充実や治水計画の見直しに加え、上流・下流や本川・支川の流域全体を俯瞰し、国や流域自治体、企業・住民等、あらゆる関係者が協働して取り組む治水の取組のこと。 | 国土交通省：「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律」（令和３年法律第 31 号。通称「流域治水関連法」）が全面施行されました<br>https://www.mlit.go.jp/river/kasen/ryuiki_hoan/index.html |
| 緑地 | リョクチ | 35 | 一般的には、樹木や草本などの植物が主体となっている空間を意味する。都市緑地法においては、「樹林地、草地、水辺地、岩石地若しくはその状況がこれらに類する土地（農地であるものを含む。）が、単独で若しくは一体となって、又はこれらに隣接している土地が、これらと一体となって、良好な自然的環境を形成しているもの」と定義されている。 | e-GOV 法令検索：都市緑地法<br>https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=348AC0000000072 |
| レジリエンス/レジリエント（resilience/resilient） | レジリエンス/レジリエント | 7 | 自然災害や気候変動などに対して、社会的システムや生態的システムが回復する力を示す概念のこと。一般用語としては困難などに遭遇したときに回復する力を指し、心理学などの分野でも使われてきたが、近年になって防災・環境などの分野で使われるようになった。 | 武内和彦、渡辺綱男編『日本の自然環境政策』東京大学出版会,2014 |
| レッドリスト | レッドリスト | 14 | 絶滅のおそれのある野生生物の種のリストのこと。国際的には国際自然保護連合（IUCN）が作成しており、国内では、環境省のほか、地方公共団体や NGO 等が作成を行っている。環境省では、日本に生息・生育する野生生物について、生物学的な観点から個々の種の絶滅の危険度を評価し、レッドリストとしてまとめている。動物については、哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、汽水・淡水魚類、昆虫類、陸・淡水産貝類、その他無脊椎動物の分類群ごとに、植物については、維管束植物、蘚苔類、藻類、地衣類、菌類の分類群ごとに作成している。最新の改訂版である環境省レッドリスト 2020 においては、合計 3,716 種が絶滅危惧種に指定されている。 | 環境省：レッドリスト・レッドデータブック<br>https://www.env.go.jp/nature/kisho/hozen/redlist/index.html |
| ワーケーション | ワーケーション | 38 | Work(仕事)と Vacation(休暇)を合わせた造語。職場や居住地から離れた主に観光地や観光施設でのリモートワーク／テレワークの実施により、働きながら休暇も楽しむもの。環境省は、国立公園におけるワーケーションの提案に取り組んでいる。 | 環境省:国立公園内のキャンプ場で「ワーケーション」をしよう！<br>https://www.env.go.jp/nature/mankitsu-project/pdf/workation202006.pdf |

| 用語 | よみがな | 初出ページ | 解説 | 出典 |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| ワシントン条約（絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約:CITES） | ワシントンジョウヤク（サイテス） | 49 | 輸出国と輸入国とが協力して国際取引の規制を実施することで、国際取引のための過度の利用による野生動植物種の絶滅を防止し、それらの種の保全を図ることを目的とした条約。正式名称は「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（Convention on International Trade in Endangered Species of Wild Fauna and Flora）」といい、1973 年に米国のワシントン D.C.で採択された。 | 環境省：ワシントン条約とは<br>https://www.env.go.jp/nature/kisho/kisei/cites/ |
| ワン・オーシャン・サミット | ワン・オーシャン・サミット | 10 | 2022 年 2 月にフランス・ブレストにおいて、マクロン大統領主催の下で開催された会合。世界各国の政府、自治体、民間団体、市民社会、有識者等のリーダーが参加し、海洋に関する様々なテーマについて議論が行われた。世界の排他的経済水域の半分以上を占める全海域から 37 名の国際的なリーダーが共和国大統領とのハイレベルなセグメントに参加した。また、大手企業や NGO のリーダーについても参加した。 | 外務省：岸田総理大臣によるワン・オーシャン・サミットへの出席<br>https://www.mofa.go.jp/mofaj/ic/ge/page4_005505.html |
| ワンヘルス・アプローチ | ワンヘルス・アプローチ | 9 | ヒトと動物、それを取り巻く環境（生態系）は、相互につながっていると包括的に捉え、人と動物の健康と環境の保全を担う関係者が緊密な協力関係を構築し、分野横断的な課題の解決のために活動していこうという考え方。 | 環境省：ワンヘルス（One Health)とは？<br>https://www.env.go.jp/council/content/i_09/900432706.pdf |

# 生物多様性国家戦略 2023－2030

## ～ネイチャーポジティブ実現に向けたロードマップ～

2024 年 10 月

編集・発行

環 境 省

自然環境局自然環境計画課生物多様性戦略推進室

〒100-8975

東京都千代田区霞が関 1-2-2

電話　03-3581-3351（代表）

http://www.env.go.jp/

2024 年 10 月発行

編集・発行　環境省自然環境局

〒100-8975　東京都千代田区霞が関 1 丁目 2 番 2 号

生物多様性ウェブサイト　生物多様性国家戦略
https://www.biodic.go.jp/biodiversity/about/initiatives/index.html

E-mail:NBSAP@env.go.jp

編　　集：一般財団法人 自然環境研究センター

©Ministry of the Environment 2024